

法
学
紀
要

第五十六卷

日本大学法学部法政研究所
日本大学法学部政経研究所

目次

【法学研究所】

手形行為の原因関係

——電子記録債権と関連して——

丹羽重博……二

英国スチュワードシップ・コード、
コーポレート・ガバナンス・コードの理論と実践

——英国における新たなガバナンス規範と非業務執行取締役ならびに我が国の導入に向けて——

藤川信夫……三

要件事実論の憂鬱……

永島賢也……四

ニュージーランド初期憲法史……

甲斐素直……五

『永久告示録』(上)……

オットー・レーネル編
吉原達也訳……七

【政経研究所】

政経研究所共同研究中間報告

「東アジアと日本政治」

はじめに……………二七九

政経研究所シンポジウム報告要旨……………二八三

国境地域から考える北東アジアの地域主義……………佐渡友 哲…二八一

日本と韓国（韓国と日本）の地方分権改革と地域活性化策の現状……………山田光 矢…三〇九

——釜山広域市と対馬市の交流を中心として——

釜山広域市と福岡市の地域間交流……………崔 永 鎬…三〇七

対馬市と影島区、対馬市と尉州郡との交流に関する研究報告……………孔 義 植…三一

政経研究所共同研究資料……………四〇三

社会関係資本と社会

稲葉陽二
佐藤嘉倫
三隅一人
瀧川裕貴
竹ノ下弘久

事業報告

四五

目次

五

研
究
論
文

【法学研究所】

手形行為の原因関係

——電子記録債権と関連して——

丹 羽 重 博

一 はじめに

手形制度の起源は、中世ベニス、ゼノア等の地中海沿岸における諸商業都市間に行われた商取引における送金の用具として両替商が発行した証書から発生したといわれている。このため、手形・小切手に関する法制の多くは慣習法に委ねられてきた。そして、フランスにおける一六七三年ルイ十四世の商事勅令 (Ordonnance sur le commerce) 第五・六・七章にみられる手形に関する規定が、近代的成文手形法の最初のものとしてとされている。これを基礎として、手形法が一八〇七年のフランス商法典 (Code de commerce) の一部として制定され、小切手法は、かなり遅れた一八六五年に成文の法としてフランス小切手法が制定された。ドイツでは、一九世紀中頃、各都市によって手形法は分かれていたが、一八四七年の普通ドイツ手形条例 (Allgemeine Deutsche Wechselordnung) によって、国内統一法が成立した。⁽¹⁾ 日本⁽²⁾の現行「手形法」成立前の商法 (手形編) は、このドイツ手形条例に依拠していた。このため、日本の手形法に

関する問題の多くは、ドイツでの学説の影響を色濃く受けてきた。その中の一つに手形行為に関する問題がある。すなわち、手形理論といわれる問題である。ここでの手形理論とは、手形上の債務がいかなる要件で生ずるかに⁽³⁾ついての法律構成上の議論である。

言い換えれば、手形用紙に要件事項を記載して手形を作成し、振出署名をして受取人に交付すると、手形行為の効果として受取人が手形振出人に請求できる権利を取得する関係を、どのように法律構成するかという、理論上の争いを手形理論あるいは手形学説と呼んでいる。

仮に、手形債務の発生原因として手形の交付行為を必要とすると解すれば、手形面上の記載を終えた者でも交付をしていなければ、その用紙は手形債務をいまだ表章していないこととなる。このため、その用紙を紛失・盗難等の事由で直接取得した者はもちろん、善意の第三取得者との関係においても振出署名者は手形責任を負わないのである（物的抗弁⁽⁴⁾）。

そして、このことは、振出しという手形行為にかぎらず、債務負担を生ずる裏書等の他の付属的手形行為についても当てはまる問題である。

手形・小切手の法律関係は、抽象的な金銭債権という法律関係であるが、このような抽象的な法律関係の形成は、手形・小切手外に存在する実質的な法律関係を前提とするものである。手形・小切手の実質関係としては、原因関係、資金関係、手形・小切手予約の三つがある。ここに原因関係とは、手形・小切手授受の原因となっている直接の当事者間の実質的な法律関係（売買、金銭消費対借等）をいう。通常、手形の授受には反対給付（対価）の授受があるので、対価関係ともいわれる。資金関係とは為替手形および小切手における振出人（資金義務者）と支払人との間の実質的

な法律関係をいう。本稿は、これまで必ずしも明確でなかった手形行為がなされた場合の原因関係に及ぼす影響を一定の基準により区別することを試みるものである。そして、手形と同様に無因債権とされている「電子記録債権」⁽⁵⁾にも関連させんとするものである。

二 手形行為（電子記録債権）と原因関係の分離（無因性）

手形（小切手）という有価証券上になされる法律行為を手形行為（小切手行為）という。民法上の法律行為という概念とは別に手形行為・小切手行為（以下手形行為と略する）という概念を設定する必要があるのは、手形行為には民法上の法律行為と異なる性質があるからである。

手形法は、為替手形の手形行為については振出し、裏書、引受け、保証、参加引受けの五種類の手形行為を、約束手形では振出し、裏書、保証の三種類の手形行為を定めている。そして小切手法は、振出し、裏書、保証、支払保証の四種類を小切手行為としてる。

手形行為である振出しあるいは裏書は、売買代金支払のためあるいは金銭の借入れのためなどの、当事者間の実質的な関係を前提に行なわれる。この手形行為者とその直接の相手方との間に存する、手形授受の原因をなす実質的な法律関係を原因関係（対価関係）という。たとえば約束手形の振出しの原因関係は、売買取引における債権債務関係、金銭消費貸借における債権債務関係、手形の割引における法律関係がその原因関係の例である。

ところで、手形行為は原因関係を前提とせられるが、原因関係と手形関係とは経済的には目的と手段の関係にある。しかし、法律的には、手形上の権利は原因関係とは無関係に、手形行為自体によって発生するものとされてい

る（無因証券・抽象証券・非要因証券⁽⁶⁾）。したがって、原因関係が無効あるいは不存在であっても、手形そのものは有効に成立して存続する。しかし、手形関係と原因関係の分離は、第三者たる手形取得者の手形に対する信頼を保護し、手形の流通性を高めるために要請されるものである。したがって、手形授受の直接の相手方または悪意の第三者取得者に対しては、手形債務者は原因関係の欠缺や瑕疵を人的抗弁として主張して、これらの者の手形金請求を拒むことができる（手七七条一項一・一七条）。しかし、善意の第三取得者に対しては、このような抗弁を主張することはできない（同条但書）。これを、人的抗弁の切断という。そして、最判昭和三五年一〇月二五日（民集一四卷一二号二七二〇頁）は、債務者を害することを知らないで手形所持人となった者については、重過失の有無を問わず、その前者に対する人的抗弁をもって対抗し得ないと判示している。

このように、手形上の債務と原因取引上の債務とが、相互に影響しないことを、手形債務の無因性あるいは抽象性という。手形行為は、売買契約、金銭の消費貸借契約などの実質関係を前提として行なわれるのが通常であるが、手形行為によって発生する手形債務は、手形上の書面行為のみによって発生するものであるから、原因債務である売買代金支払債務などとは別個の、それから切り離された債務と考えられている。したがって、手形・小切手の原因関係に無効・取消ないしは解除原因があつたとしても、それが手形・小切手関係に影響を与えない結果、第三者はその手形・小切手上の権利を有効に取得することができるのである。電子記録債権も、原因債権の存否、有効無効の影響を受けない無因債権と解される。電子記録債権は、電子記録により発生する金銭債権であるから（電子債権二条、一五条・三一条・三五条）、電子記録債権を発生させる原因関係とは別個・独自の金銭債権であると解されるからである。したがって、電子記録債権の内容は、債権記録の記録によって定まる（電子債権九条一項）のである。⁽⁷⁾そして、手形用紙に

代わる新たな決済手段として、電子債権による決済サービスが二〇一三（平成二五）年二月一八日から始まった。⁽⁸⁾ 手形債務あるいは電子記録債務が無因的であることは手形行為者・電子記録債務者の意思に反した法的効果である。しかし電子債権取引・手形取引においては、記録あるいは証券を信頼して権利を取得する第三者の利益を徹底して保護し、これによってその流通性を強化し、経済的作用を保護し、社会経済の発展を図る必要があるために、行為者の利益を犠牲にしても行なわれるべき法的処理なのである。⁽⁹⁾

電子記録債権法一二条一項は、特則を設けて、第三者が善意かつ重大な過失がなければ保護することとしている。手形債務が無因であることを定めた明文規定はないが、「単純なる支払委託」（手一条二号、小一条一号）、「単純なる支払約束」（手七五条二号）が手形証券上に記載されなければならないことが、無因性の条文上の根拠として挙げられる。また、実質的根拠としては手形行為は、売買その他の原因関係を前提としてなされるが、手形行為は別個独自の書面行為であるから、原因関係とは別個に手形の作成（作成交付）によってはじめて成立する。しかも、手形は設権証券とされているから、書面行為たる手形行為より前に、後に手形上に表章される権利が原因関係上成立することもないのである。さらに手形の記載文言によれば、手形は一定の金額を支払うべき旨の単純なる委託又は約束であり、原因の記載は許されていない。しかも、手形は文言証券であって、手形行為の内容はもっぱら手形に記載されているところによって決定されるから、手形債権は原因債権の存否、有効無効の影響を受けないのである。⁽¹⁰⁾ このように、手形行為あるいは電子記録債権の無因性によって、手形・電子記録債権の取得者は、原因関係の存否ないし効力をまったく顧慮しなくてもよいため、手形・電子記録債権の流通がより促進されるのである。もともと手形授受の当事者間にあっては、原因関係上の法律関係が無効・取消ないしは解除された場合には、手形・小切手上的の権利を行使させる必要が

ないので、相手方がその支払を請求してきたならば、この原因関係上の無効・取消ないしは解除を抗弁として主張し、その悪意の相手方の支払請求を拒むことができる（手一七条・七七条一項一号、小二二条）。また、第三者もこの原因関係上の抗弁事由の存在を知って取得したならば、その者の支払請求を保護する必要はないので、同様にその支払を拒絶することができるのである（手一七条但書・電子記録債権一二条一項）。

ところで、原因債務の支払のために手形を振出交付した後、原因関係が取消あるいは解除されて原因債務が遡及的に消滅した場合に、手形上の権利は誰に帰属するかにつき説が分かれている。手形行為の権利移転面においても無因性を認める判例・通説は、原因債務の消滅によっても、いったん移転した手形上の権利は影響を受けず、依然、受取人に帰属している。これに対し、手形行為を証券の作成行為と証券の交付行為とから成る複合的行為であって、第一段の証券作成行為は無因行為であるが、第二段の証券交付行為は有因行為であると解する、いわゆる二段階行為説では、原因関係の無効・取消・解除により、手形小切手の交付者は原状回復請求権を有すると解している⁽¹²⁾。

三 手形関係が原因関係に及ぼす影響

手形（以下、原則として電子記録債権を含む）は、その支払いが確実であり、かつ流通性が高いことから、既存の債務を決済する手段として広く利用されている。そこで、たとえば約束手形が振り出された場合に、それが原因関係上の債権・債務にどのような影響を及ぼすかが次の問題となる。これは、原則的には当事者の意思によって決められる問題である。

(1) 支払に代えて

既存債務の内容と異なる手形の交付がなされた場合に、それによって既存債務が消滅するときは、「支払に代えて」交付されたといえる。たとえば、当事者の特別の合意により既存債務の支払として手形が授受されたときは、支払に代えてなされたものとして既存債務が消滅し、たとえ、その後に手形が不渡りとなったとしても、既存債務が復活することはない。手形・小切手の授受がいわば現金の授受があったのと同様の効果を生ぜしめるものだからである。すなわち銀行振出しの小切手、銀行引受の為替手形、銀行の支払保証のある小切手などが、原因関係上の債務者から交付された場合にあっては、当事者間の明示の合意があるかないかにかかわらず、その証券の授受によって、原因関係上の法律関係は当然に消滅する。したがって、原因関係上の担保権等も消滅すると解する。この場合の法律関係について、民法旧五一三条二項は「債務ノ履行二代ヘテ為替手形ヲ発行スル亦同シ」と規定し更改としていたが、⁽¹³⁾代物弁済(民四八二条)であると解するのが通説であった。

次に、銀行振出しの小切手、銀行引受の為替手形、銀行の支払保証のある小切手以外の手形・小切手が当事者間において交付された場合に、当事者間の合意によって、原因関係上の法律関係を消滅させることができるかが問題となる。当事者間にこのような合意が存在する限り、当然に原因関係は消滅すると解するのが通説である。⁽¹⁴⁾しかし、このような合意は、原因関係上の債権者に不利益な結果をもたらすものであるから、手形の授受にあたって当事者間に明確な意思表示された場合に限って認められるべきである。⁽¹⁵⁾なぜなら、原因債権が消滅すれば、それに伴って原因債権についての担保も消滅すると考えられるうえ、取得した手形も支払われるとはかぎらないからである。

そして、大審院大正九年一月二九日判決(民録二六号九四頁)は、「當事者ノ一方カ他方ニ對シ負擔セル債務ノ爲メ

約束手形ヲ振出シタル場合之ヲ代物辨濟ト見ルヘキカ將又單ニ原債務ノ辨濟ヲ確保スル目的ヲ以テ手形ヲ發行シタルモノト見ルヘキカハ當事者ノ意思ヲ解釋シテ決定スヘキ事實問題タルコト寔ニ所論ノ如シト雖モ其意思ニシテ前者ニ在ルコト明白ナラサル場合ニ於テハ原債務ヲ消滅セシムルニ至ルヘキ代物辨濟ト觀シヨリハ寧ロ原債務ヲ存續セシムヘキ後者ノ趣旨ニ解スルヲ相當トス本件ニ於テ原判決カ反證ナキ限り代物辨濟ニ非サルモノト解スルヲ相當トス」と判示している。

(2) 支払いのために

既存債務の支払の方法として手形が授受された場合、言い換えれば手形が原因関係上の既存債務の弁済手段として授受された場合には、原則として「支払いのために」なされたもので、手形債権と既存債権とが併存すると解するのが通説である。そして、大審院大正七年十月二十九日判決（大審院民事判決録二四号二〇七九頁）も通説と同様に、「既存ノ債務ニ付キ約束手形ヲ發行シタル場合既存債務ハ更改ニ因リ消滅シタリヤ否ヤハ之カ決定ヲ當事者ノ意思ニ求ムヘク當事者ノ意思不明ナルトキハ既存債務ノ辨濟ヲ確保スル爲メ約束手形カ發行セラレタルモノト認ムヘク其發行ニヨリ當然債務ノ更改アリタルモノト爲スヘキモノニ非ス……」

……上告人ハ原審に於テ疊表問屋ト荷主トノ取引ニ於テ商品代金ヲ決済スル爲メニ約束手形ヲ發行シタル場合ニ於テハ賣掛代金ハ消滅シ此場合ニ於テハ賣掛代金ノ債權ト約束手形ノ債權ト兩立併存スルモノニアラス之レ問屋ト荷主トノ取引上商慣習ヲ爲スモノナレハ（此事柄ハ被上告人申請鑑定事項ノ正反對ノ事項也）鑑定人選任鑑定ヲ命セラレシトトヲ申請シタリ然ルニ原院ハ此申請ヲ却下シ（大正七年一月十五日辯論調書及ヒ上告人鑑定申請書參照）其判決説明ニ於テ

「尙ホ控訴人ハ商品代金債務ニ付約束手形ヲ振出ストキハ商品代金債務ハ手形債務ニ更改セラルル商慣習アリテ本件ノ場合ハ此商慣習ニ依リタルモノナリト抗爭スルモ原審鑑定人濱田高藏ノ鑑定ニヨリ如此商慣習ノ存在セサル事明瞭ナルカ故ニ此點ニ關スル控訴人ノ抗辯ハ失當ト爲スコク松田嘉市カ被控訴人ニ對シ前記商品代金を辨濟シタル事實ノ認ムヘキナキ本件ニ於テハ被控訴人ハ訴外松田嘉市ニ對シ尙前記商品代金債權者トシテ本件取消ヲ求ムル適格ヲ有スルモノト認定セサルヘカラス」ト説明シ被告上告人ノ申請ニ依リ任命シタル第一審ノ鑑定ヲ採用シ反對事實ヲ立證スル爲メ上告人ノ申請シタル鑑定ハ取調シテ之ヲ却下シ而カモ判決ノ資料ヲ上記ノ鑑定ニ採リタルハ頗ル不公平ノ審理ニシテ證據法則ニ違背シ反證ヲ杜絶シ以テ立證者ニ不利益ナル判斷ヲ爲シタル違法アリ」と判示した。この場合、併存する両債權行使の優先順位によつて、さらに二つの場合に分けるべきである。一つは、手形債權を先に行使することを要するときは「取立てのために」授受されたと解する。したがつて、この場合には手形による呈示支払が拒絶された後にはじめて、原因債權を行使することができる。もう一つは、債權者が併存する両債權のうち、そのいづれでも任意に選択して行使してもよいときは「担保のために」手形が授受されたものと解する。この場合、債務者は債權者に対し手形上の權利を先に行使するように求めることはできない。そのため、原因債權の弁済期が到来すれば、手形の呈示による請求がなくとも原因債務の履行停滞となる（民法四一二条一項）。そして、この場合の原因債務履行の場所は、手形債務履行の場所と同一であると解するのが判例である。⁽¹⁶⁾

そして、この区別の基準に関し、現実的には当事者は明示の合意をすることなく漠然と手形の授受が行なわれていることから、通説は、当事者間に明示の合意があるときはその合意に依るべきであるが、その意思が不明であるときは、①その交付された手形が、原因関係上の債務者以外の者によつて第一次的に支払われる手形である場合には、「支

払いのために」交付されたものとし、また、②その交付された手形が、原因関係上の債務者と手形上の債務者が同一人である場合には、債務者はいずれの権利を行使されても、別段の不利益を被ることはないから、支払いの「担保のために」交付されたと解することができる⁽¹⁷⁾。しかし、現在発行されている手形は、銀行を支払場所（支払担当者）とする手形であり、原因関係上の債務者と手形上の債務者とが同一人である場合にも、手形の発行者はその支払担当者である銀行を通じて支払をする意思で発行したものと解すべきであろう。したがって、原因関係上の債務者と手形上の債務者とが同一人であるか否かにかかわらず、銀行が支払担当者となっている第三者方払の手形が発行された場合には、当事者が明示の意思表示をもって反対の意思を表さない限り、その手形は、「支払いのため」発行されたものと解するのが妥当である⁽¹⁸⁾。

このように、手形の授受にあたって、当事者の意思が明確でない場合には、原因債務は消滅せず、原因債務と手形債務とが併存するものと推定すべきである。判例も「右手形は他の権利と共に被告から株式会社四国銀行に対し、債務担保のため裏書譲渡されたことはまた原判決の確定するところであるけれども、既存債務の支払確保のために振出交付された手形は、債権者債務者間に裏書禁止の特約のない場合には、債務者から既存債務の履行のないかぎり、債権者において該手形を第三者に対し更に担保のため裏書譲渡することは妨げなく、しかも、右裏書の事実によって直ちに債務者は既存債務の支払を免れるものでなく、債権者において右手形の裏書人としての償還義務を免れるまでは債務名に対する既存の債権は消滅するものでないと解すべきことは原判示のとおりであって、所論のように、債権者は償還義務の履行その他の方法によって右手形を自己に回収するまでは既存債権を行使し得ないものと解すべき根拠はないのであるから、論旨は採用することができない。もつとも、かかる場合債務者は、特段の事由のないかぎり、

既存債務の支払は手形の返還と引換にする旨の同時履行の抗弁を為し得るものと解すべきである（昭和二年（特）第七五八号、同三年六月三日第三小法延判決、民集二二卷九号二二八七頁参照）けれども、上告人は原審においてかかる抗弁を提出した形迹はないのみならず、原判決の認定するところによれば、本件当事者間には、「本件五十万円の債務を決済した後、被告から右手形が無効に帰した旨の証明文書を手交する」旨の特約が成立したというのであるから、既存債務の履行と手形の返還とが同時履行の関係に立つものでないこともあきらかである。」と説示している。⁽¹⁹⁾

手形の授受があつても必ずしもその支払がなされるとは限らない。また、原因関係上の権利が消滅すると、債権者はそれについての担保権を失うという不利益を受けることになるから、手形の授受だけで原因関係上の権利が消滅するというのは、手形授受の当事者の通常の意味にも合致しないと見えよう。そして、原因関係上の債務者が約束手形の振出人であつて、他に手形上の義務者がいない場合には、手形は「担保のために」授受されたものと推定することができる。この点に關しても判例は「手形がその原因關係たる債務の支拂確保のため振出された場合に、當事者間に特約その他別段の意思表示がなく債務者自身が手形上の唯一の義務者であつて他に手形上の義務者がない場合においては、手形は擔保を供與する趣旨の下に授受せられたものと推定するを相當とすべく、従つて債務者は手形上の權利の先行使を求めることはできないものと解するのを相當とする。すなわち、債権者は兩債權の中いずれを先に任意に選擇行使するも差支えないものと言わねばならない。そして本件手形は前述のごとく支拂場所を被告上告人宅とした上告人振出の約束手形であり、授受の際特約その他別段の意思表示がなく、既存の貸金債務者と手形上の義務者とがいずれも同一人たる上告人なのであるから債権者たる被告上告人は本件貸金と右手形債權とのいずれを選択行使するも差支えないものと言わねばならぬ。」と明白に判示している。

原因債権と手形債権のいずれを先に行使されても、債務者の利害に格段の影響がないからである。しかし、先述のとおり、手形面上の支払場所に銀行の本支店名（第三者方払文句）の記載がなされている場合には、債務者は第三者たる支払担当銀行に手形の支払資金を提供しているのだから、手形債権を先に行使すべきである。⁽²¹⁾逆に、約束手形の発行者が当座勘定取引契約を有していない場合には、その手形は「担保のために」発行したとみることが出来る。

もつとも、支払呈示期間経過後は、第三者方払文句の記載は効果を失い、それ以降の支払い請求は本則（商法五一六条二項）に戻り「債務者の現在の営業所（営業所がない場合にあってはその住所）においてしなければならぬ。」とするのが判例であるので、支払呈示期間経過後は、債務者には手形債権を先に行使することを求める利益はなくなると思われる。もつとも小切手については、支払呈示期間経過後であっても、振出人から支払委託の取消しがないかぎり、銀行は支払をすることが出来る（小切手法三二条二項）。したがって債権者は呈示期間経過後も、先に小切手による債権行使をしなければならない。⁽²³⁾

先に述べたように、支払のために約束手形が振り出された場合には、受取人は、原則として手形上の権利と原因関係上の権利を併用する。この場合において、先ず、手形によって支払がなされたときは、手形振出しの目的を果たしたことにより原因債務も共に消滅する。反対に、原因関係上の債務が先に履行されたときは、手形の無因性によって手形を受け戻さないかぎり、手形債権は消滅しない。そして、この場合の原因債務の消滅は、人的抗弁事由になると思う（手一七条）。

受取人が対価を得て手形を他に譲渡したときは、原因債権は当然には消滅しない。受取人が後者から償還請求を受けるおそれなくなつて、対価を決定的に収めたときに、振出人に対する原因関係上の権利が消滅するのである。

たとえば、売買代金債務の支払確保のため手形の振出を受けた債権者が、担保のため第三者にこれを裏書譲渡しても、裏書人としての償還義務を免れるまでは、債務者の右代金債務は消滅しないと解するべきである。⁽²⁴⁾

手形所持人の手形債権が時効によって（七七条一項八号・七八条一項・七〇条一項）先に消滅した場合に、後に原因債権が時効によって（民一六七条一項、商五二二条参照）消滅していなければ、それを行使しうる。これに対し、原因債権が時効によって（民一七三条以下など）先に消滅した場合にも、やはり手形の無因生によって手形債権は消滅しないが、原因債権の時効消滅は人的抗弁事由になり、その支払を拒むことができるのが判例である。⁽²⁵⁾ もっとも、このような妥当性を欠くと思われる結果を避けるために、判例は、債務の支払のために手形の交付を受けた債権者が債務者に対して手形金請求の訴を提起したときは、原因債権についても消滅時効中断の効力を生ずると解している。すなわち、最高裁昭和六二年一〇月一六日判決（民集四一卷一四九七頁）は、「債務の支払のために手形が授受された当事者間において債権者のする手形金請求の訴えの提起は、原因債権の消滅時効を中断する効力を有するものと解するのが相当である。けだし、かかる手形授受の当事者間においては、手形債権は、原因債権と法律上別個の債権ではあっても、経済的には同一の給付を目的とし、原因債権の支払の手段として機能しこれと併存するものによらず、債権者の手形金請求の訴えは、原因債権の履行請求に先立ちちその手段として提起されるのが通例であり、また、原因債権の時効消滅は右訴訟において債務者の人的抗弁事由となること（最高裁昭和四三年（特）第六三八号同年二月二日第一小法廷判決・裁判集民事九三九五八五頁参照）、右訴えの提起後も原因債権の消滅時効が進行しこれが完成するものとするれば、債権者としては、原因債権の支払手段としての手形債権の履行請求をしながら、右時効完成の結果を回避しようとする、更に原因債権についても訴えを提起するなどして別途に時効中断の措置を講ずることを余儀なく

されるため、債権者の通常の期待に著しく反する結果となり（最高裁昭和五二年（オ）第八六七号同五三年一月二三日第一小法廷判決・民集三三卷一号一頁参照）、他方、債権者は、右訴訟係属中に完成した消滅時効を援用して手形債務の支払を免れることになって、不合理な結果を生じ、ひいては簡易な金員の決済を目的とする手形制度の意義をも損なう結果を招来するものというべきであり、以上の諸点を考慮すれば、前記当事者間における手形金請求の訴えの提起は、時効中断の関係においては、原因債権自体に基づく裁判上の請求に準ずるものとして中断の効力を有するものと解するのが相当だからである。」と説明しているのである。

そして、手形債権の確定と原因債権の消滅時効につき判例は、手形授受の当事者間においては、手形債権が仮執行宣言付支払命令により確定し、その消滅時効期間が一〇年に延長されたときは、原因債権の消滅時効期間もその時から一〇年に変ずると解している。⁽²⁶⁾

四 おわりに（原因債権の行使と手形の返還）

手形上の権利の行使は手形と引換えになされ、手形金額の支払を命ずる判決も、たとえ判決文に手形と引換えに支払うべき旨の記載がなされていなくても、手形と引換えに支払うべき旨の引換給付の効力を有している。これに対し、手形が原因債権の担保のために授受された場合、あるいは支払の方法として授受されたが手形金が支払われなかった場合には、債権者は手形債権ではなく原因債権を行使することもできる。この原因債権の行使の場合についての手形の返還の要否については見解が分かれている。

債務者としては、原因債権の弁済に際して手形の返還を受けておかなければ、①原因債権と手形債権の二重弁済の

危険が生じる恐れがあり、また、②弁済者に手形上の前者がいる場合にはその前者に対する遡求権の行使ができなくなる不利益があるからである。⁽²⁷⁾

(1) 原因関係上の債権を行使するにあたっては約束手形の返還は不要で、債務者は原因債務を弁済した後に手形の返還を請求できる（民四八七条参照）に過ぎないとする説である。このことに関し、広島高等裁判所判決昭和二十七年一月一日（高裁民集五卷一―号五三六頁）は、「請負代金の支払の方法及びに確保のため約束手形が振出された場合は、約束手形金請求権と請負代金請求権とは併存し、原因関係により請負代金の請求をするにあたっては、請負代金の支払と引換に約束手形を返還することは要しないものと解するを相当とする。もつとも請負代金の支払のあった後約束手形の所持人から手形金の請求があつた場合は、振出人は手形所持人に対抗しうる抗弁事由のない限りこれが支払の責に任じなければならぬことになり、二重払の危険を負担することは控訴人主張のとおりであるが、かような事例は手形振出人が手形金の支払を拒絶したこと起因するのが通常であつて、売買代金の支払確保のため約束手形を振出した振出人としては止むを得ない危険負担というべく、これによつて生じた損害は後日債権者に対する不当利益返還請求乃至損害賠償請求により回復するよりほかない（約束手形の受取人が担保のため手形を第三者へ裏書譲渡して金融を受けることもあるが、その場合一旦手形を取戻してこれと引換でなければ原因関係による債務の弁済を得られないということになれば、約束手形の円滑な流通を阻害する結果を生ずる）。」と説明している。

しかしこの説では、二重弁済の危険の不利益は解消できないので、債務者の保護に欠けることとなる。

(2) 手形上の権利行使と同じように、債権者は手形を呈示して初めて原因関係上の債権を行使できるが、手形は原因債権の弁済と引換えに受け渡せば足りるとする説である。しかし、債権者の原因関係上の債権の行使についても手形

の呈示を必要とするのであれば、債権者に先ず原因債権の行使を認める意味がほとんどないことになるとの批判がある。⁽²⁸⁾

(3) 債権者の原因関係上の債権の行使に当たっては手形の返還は要件ではないが、債権者に手形と引換えにのみ支払うという一種の同時履行の抗弁権を認め、債権者が訴訟上においてこの抗弁権を行使すれば、手形と引換えに支払うべき旨の交換的給付判決をなすべきとする説である。この点に関する判例としては、先ず最高裁判所昭和三三年六月三日(民集二二卷九号一二八七頁)が、「原審の認定によれば、…Yは、支払確保のため、Xに対し…小切手一通を交付しているのである。そして、このように借金債務確保のために小切手が交付された場合、債務者は債権者からの、貸金請求に対しては、特段の事由がないかぎり、右小切手の返還と引換に支払うべき旨の抗弁をなし得るものと解するを相当(と)する(大審院昭和十三年一月一九日言渡判決参照)」。ところで、Yは原審において、本件(2)の貸金(合計金五万三〇〇〇円と、月一割の遅延利息金)については、右小切手の返還を受けるのと引換に支払うべき旨の同時履行の抗弁を提出したのであり、これに対し、原判決は、右小切手については消滅時効が完成した事実を認定し、その結果、右貸金債権の行使については、もはや小切手の返還との引換を要請すべき理由は失われたものとして、Yの前記抗弁を排斥したことは、判文上明白である。しかし、原判示のような時効完成の事実は、原審において、なんらXの主張しなかったところであるから、原判決は当事者の主張しない事実を認定した違法があり、右違法は原判決の本文に影響することは明らかである。それ故、論旨は理由があり、原判決は、この点において一部破棄を免れない」とし、本文で「YはXに対し、Xから『金額一〇〇、〇〇〇円、昭和二五年二月三一日附、A信用組合振出』の小切手一通の返還を受けると引換に、金五三、〇〇〇円およびこれに対する昭和二七年一月一日以降完済まで年一割

の割合による金員を支払うこと」と判示した。

続いて最高裁判所昭和三五年七月八日（民集一四卷九号一七二〇頁、判例時報二二九号三七頁）も、「既存債務の支払確保のために振出交付された手形は、債権者債務者間に裏書禁止の特約のない場合には、債務者から既存債務の履行のないかぎり、債権者において該手形を第三者に対し更に担保のため裏書譲渡することは妨げなく、しかも、右裏書の事実によつて直ちに債務者は既存債務の支払を免れるものでなく、債権者において右手形の裏書人としての償還義務を免れるまでは債務者に対する既存の債権は消滅するものでないと解すべきことは原判示のとおりであつて、所論のように、債権者は償還義務の履行その他の方法によつて右手形を自己に回収するまでは既存債権を行使し得ないものと解すべき根拠はないのであるから、論旨は採用することができない。もつとも、かかる場合債務者は、特段の事由のないかぎり、既存債務の支払は手形の返還と引換にする旨の同時履行の抗弁を為し得るものと解すべきである（昭和二九年(特)第七五八号、同三三年六月三日第三小法廷判決、民集一二卷九号一二八七頁参照）けれども、上告人は原審においてかかる抗弁を提出した形迹はないのみならず、原判決の認定するところによれば、本件当事者間には「本件五〇万円の債務を決済した後、被上告人から右手形が無効に帰した旨の証明文書を手交する」旨の特約が成立したというのであるから、既存債務の履行と手形の返還とが同時履行の關係に立つものでないこともあきらかである。」と判示した。

(3)の説が通説・判例である。この説によると、原因關係上の債権の行使の場合には、債権者は手形と引換えに原因債務を支払うという同時履行の抗弁権を主張しないと、無条件の原因債務の履行を命ずる判決がなされることになる。すなわち手形振出人が裏書禁止手形以外の手形を振出した場合には、二重払をしなければならない不利益が残るのである。この点で、この同時履行の抗弁権を主張しなくとも当然に手形と引換えに支払うべき手形上の権利行使の場合

と異なるのである。

もつとも、債務者が債権者の原因債権の行使に対して、手形返還の同時履行の抗弁権を主張することができること、原因関係上の債務が履行遅滞に陥ることとは、別個の問題である。この場合にあっては、債権者は手形上の債権と原因関係上の債権のどちらの債権を行使するかの選択権を有していて、債務者は原因関係上の債務についても、履行すべき義務を負っているからである。

なお、債務者に一種の同時履行の抗弁権を認める実定法の根拠については、民法五三三条の基礎にある信義衡平の原則（民一条二項）に基づいて認める説と、民法五三三条の対価関係から認められた抗弁権とはその趣旨が異なることから、民法五三三条には該らず、当事者間の「公平の維持」の理念からこのような抗弁権を認める説⁽³⁰⁾が主張されている。

そして、債務者が手形の返還と引換えに原因関係上の債権を支払うべき旨の同時履行の抗弁権を行使しうる場合であつても、原因関係上の債権について履行期を徒過していれば履行遅滞の責任を負わなければならない。このことに関し、最高裁判決昭和四〇年八月二十四日（民集一九卷六号一四三五頁、判時四二二号四〇頁、判タ一八一号一一五頁、金融法務四二二号六頁）は、「原判決が、本件準消費貸借に基づく金員の支払請求については、特別の事情のなにかぎり、債権者は右支払確保のため振り出された本件各手形の返還と引換えに支払うべき旨の抗弁をなしうる旨を判示し、本件各手形と引換えに右金員および遅延損害金の支払を命じていることは、所論のとおりであるが、右金員の支払請求権と本件各手形の返還請求権との関係は、民法五三三条に定める対価的關係に立つ双務契約上の対立した債権関係またはこれに類似する関係にあるものといふことはできず、ただ単に、債務者に対し、無条件に原因関係である債務の履

行をさせるときには、債務者として、二重払の危険に陥らせしめる可能性があるから、これを避けるために、とくに本件各手形と引換えに右金員の支払を命じたにすぎないものと解される。したがって、このような関係にあるにすぎない場合には、債務者において原因関係の債務についてその履行期を徒過している以上、債権者から本件手形の交付を受けなくても、債務者において履行遅滞の責に任じなければならぬことはいうまでもないところである。」と説明した。

(1) 大塚龍児・林靖・福瀧博之『商法Ⅲ・手形・小切手』第四版(有斐閣・平成三年)二九頁以下。

(2) 拙著『手形・小切手法概論』第三版(法学書院・平成一九年)五頁。

(3) 金子宏・新堂幸司・平井宣雄編集代表『法律学小事典』第四版補訂版(有斐閣・平成二〇年)八九六頁―手形(小切手)行為。

(4) 兼子一『民事訴訟法体系』増補版(酒井書店・昭和四〇年)二〇七頁は、この物的抗弁について民事訴訟法上「被告の請求を争う理由としての陳述が、否認になるか抗辯になるかは、結局その事實について、原告被告の何れが主張責任及び舉證責任を負うかによって區別される問題である。」と説明している。

(5) 電子記録債権は、事業者の資金調達の円滑化を図るための制度として電子記録債権法(平成二〇年一月一日施行)によって生まれたものである。そして、電子記録債権の意義は、その発生または譲渡について、電子記録債権法による電子記録を要件とする金銭債権をいう(電子債権二条一項)。

(6) 鈴木竹雄・前田庸『手形法・小切手法』新版(有斐閣・平成四年)一五頁。何らかの手形行為をすることによって、とにかく手形債務が発生するのであるから、これを基礎として、手形行為を「手形上の債務の発生原因たる要式の法律行為」とするのが通説である。

- (7) 電子商取引に関する準則については、中山信弘・具部聡・西江昭博、河野太志・池谷香次郎編『電子商取引に関する準則とその解説』商事法務・別冊NBL No.73 三七頁以下に詳しい。
- (8) 全国銀行協会が一〇〇%出資する「全銀電子債権ネットワーク」が、「でんさいネット」のサービスマンとして運営するもので、四九〇の金融機関が参加している。このことから、電子記録債権は支払の手段および信用の手段としていつそうの利用が促進されると思われる。
- (9) 濱田惟道『手形法小切手法』（文真堂・平成四年）二六頁以下。
- (10) 大塚龍児・林靖・福瀧博之 前掲注（1）四八頁。
- (11) 過失を含むか否かの判断につき、最高裁昭和三五年一〇月二五日（民集一四卷一四号二七二〇頁、判例時報二四一号三七頁）は、「手形法一七条は、同法一六条二項が、その意に反して手形の所持を失った手形権利者と手形所得持者との間の権利帰属を決するための規定であるのとは異り、手形債務者が自己の負担する手形債務につき人的抗弁をもって対抗し得る場合を限定しようとする規定であり、手形流通の安全のためひろく善意の手形所持人を保護することを法意とする。したがって、右一七条は、債務者を害することを知らずして手形の所持人となった者については、重大な過失があると否とを問わず、その前者に対する人的抗弁をもって対抗し得ないものとした趣旨と解するのが相当であり、この点に関する原審の判断は正当である。手形の所持人となるにつき重大なる過失ある場合に、同法一六条二項を類推適用し、もしくは同法一七条但書を拡張解釈すべきものであるとする論旨は当を得ない。」と判示している。
- (12) 鈴木竹雄『手形法の基礎理論』講座一巻一四頁、竹内昭夫『判例商法Ⅱ』（弘文堂・昭和五一年）一九七頁、前田庸『手形法・小切手法入門』（有斐閣・昭和五八年）五〇頁。
- (13) 民法五一三条二項後段の規定は、平成一六年の民法改正によって削除された。
- (14) 前田庸 前掲注（12）一〇二頁、木内宣彦『手形法小切手法（企業法学Ⅲ）』二版（勁草書房・昭和五七年）二八三頁。
- 鈴木竹雄『手形法・小切手法（法律学全集）』（有斐閣・昭和三二年）二二二頁。
- (15) 大塚龍児・林靖・福瀧博之 前掲注（1）五九頁。

(16) 大審院昭和十三年一月一九日判決（法律新聞四三四九号一〇頁）は、「甲第十五號證ノ二ノ約束手形ハ本件自動車賣買代金ノ殘額五千四百五十六圓ニ對スル昭和一二年八月分ノ月賦金百五十六圓八十五錢ノ支拂方法トシテ振出サレタルモノニシテ斯ノ如ク債務ノ支拂方法トシテ約束手形カ振出サレタル場合ニ於テハ特段ノ事由ナキ限り債權者ハ右手形債權ヲ行使スルト否トハ其ノ自由ニシテ常ニ必スシモ先ツ手形上ノ債權ヲ行使スヘキモノト做ス能ハサルコト寔ニ所論ノ如シト雖既ニ約束手形ノ振出アル以上債務者トシテハ縱令右手形債務ノ履行ヲ求メラレタルニ非スシテ本來ノ月賦金債務ノ履行ヲ求メラレタル場合ト雖右手形ト引換ニ非サレハ辨濟ヲ爲スヲ要セサルモノト解スルヲ相當トスヘシ然ルニ本件ニ於テ原審ノ確定シタル事實ハ上告人ハ右約束手形ノ満期タル昭和十二年八月三十一日支拂場所タル羽陽銀行寒河江支店ニ出頭シテ手形ノ呈示ヲ爲ササリシト謂フニ在ルヲ以テ反對ノ約旨ノ認ムヘキモノ存セサル限り本件月賦金ノ支拂場所モ亦右羽陽銀行寒河江支店ト定メラレタルモノト認ムルヲ相當トス」と判示した。

(17) 伊沢孝平『手形法・小切手法』（有斐閣・昭和二四年）四九頁、鈴木竹雄前掲注（14）一一二頁、木内宣彦 前掲注（14）一一五頁。

(18) 前田庸 前掲注（12）一〇六頁。

(19) 最高裁昭和三五年七月八日判決（民集一四卷九号一七二〇頁）。

(20) 最高裁昭和三年一〇月一四日判決（民集二卷一一号三七六頁）。

(21) 伊沢孝平 前掲注（17）二五二頁、大隅健一郎、河本一郎『注釈手形法・小切手法』（有斐閣・昭和五二年）四九三頁、木内宣彦『手形の授受が原因關係に及ぼす影響』商法の争点・三一七頁、酒巻俊雄・手形小切手判例百選（第四版）・一八一頁、高窪利一『現代手形・小切手法』（経済法令研究会、改訂版、平成元年）四四三頁。

(22) 最高裁昭和四二年一月八日判決（民集二二卷九号二三〇〇頁、判時四九八号六頁、判タ二二五号九六頁）は、「支払場所の記載はその手形の支払呈示期間内における支払についての効力を有するのであって、支払呈示期間経過後は支払場所の記載のある手形も、本則に立ちかえり、支払地内における手形の主たる債務者の營業所または住所において支払わるべきであり、したがって支払の呈示もその場所で手形の主たる債務者に対してなすことを要し、支払場所に呈示しても適法な支払の呈

示とは認められず、手形債務者を遅滞に附する効力を有しないものと解しなければならない。本来、手形は支払呈示期間内における手形金額の支払をたてまえとし、それを予定して振り出されるものであつて、支払場所の記載もまたかかる手形の正常な経過における支払を前提としてなされるものと解するのが、これを記載する当事者の意思に合致するのみならず、手形取引の在り方から見ても合理的であると考えられる。けだし、手形に支払場所の記載がある場合には、手形の主たる債務者は、支払呈示期間中、支払場所に支払に必要な資金を準備しておかなければならないのが当然であるが、もし支払呈示期間経過後もその手形の支払が支払場所でなされるべきであるとするならば、手形債務者としては、手形上の権利が時効にかかるまでは、何時現れるかわからない手形所持人の支払の呈示にそなえて、常に支払場所に右の資金を保持していることを要することになつて、不当にその資金の活用を阻害される結果となるし、さりとて右の資金を保持しなければ、自己の知らない間に履行遅滞に陥るといふ甚だ酷な結果となるのを免れないからである。この場合、手形債務者は手形金額を供託しその債務を免れる途がないではないが、しかし手形金額の供託は、手形債務者の資金の活用を阻害して取引の実情にそわない点では、支払呈示期間経過後も支払場所に支払に必要な資金を保持させるのと異なるところはない。もつとも、叙上の見解によれば、手形所持人が支払呈示期間経過後に支払の呈示をする場合に多少の不便を生ずることは否定できないが、それは支払呈示期間を徒過した手形所持人として当然忍ぶべき不利益といわざるをえない。…手形の主たる債務者と支払場所として指定された第三者との間の関係は、当事者間の手形外の契約によつて定まるところであるから、その契約をもつて支払呈示期間経過後も支払場所において支払をなしうる旨を定めることは差支えなく、この場合には、支払呈示期間経過後の支払場所における支払も有効な手形の支払となり、これにより手形債務者の手形上の義務は消滅するが、それが手形上における支払場所の記載が支払呈示期間内における支払についてのみ効力を有するということとかかわりのないことは、いうまでもない。」と、その理由を詳しく述べている。

(23) 同旨、大塚龍児・林靖・福瀧博之 前掲注(1)六一頁。

(24) 最高裁判昭和三五七年七月八日 前掲注(19)一七二〇頁。

(25) 最高裁判昭和四三年一月二日判決(判時五四五号七八頁、判タ二三〇号一八二頁、金融法務五三六号二二頁)は、「上

告会社の被上告人安藤豊明に対する売掛代金債権が本訴提起前に民法一七三条所定の二年の時効期間の満了によって消滅し、同被上告人は右事由をもって上告会社からの本件為替手形金の請求を拒むことができるとした原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法は存しない。」と述べている。

(26) 手形債権の行使と原因債権の時効につき最高裁昭和五三年一月二三日判決(民集三三卷一号一頁)は、「手形授受の当事者間においては、手形債務者は原因関係上の抗弁を主張して手形債務の履行を拒絶することができるけれども、仮執行宣言付支払命令により手形債権が確定した場合に、右支払命令の送達前に完成した原因債権の消滅時効を手形債権者が送達後に援用し、これを右支払命令に対する請求異議の理由として主張することは、民法五六一条二項にいう仮執行宣言付支払命令の送達後に異議の原因を生じた場合にあたらず、したがって、このような主張は許されないものと解するのが相当である。また、原因債権の消滅時効が右送達前に完成していない場合においては、手形はその授受の当事者間では原因関係に対する手段であり、手形債権者が右手段を行使して支払命令を申し立て、その確定を得て手形債権の時効を中断し、更に民法一七四条ノ二によってその時効期間が延長されたのに、原因債権の消滅時効完成によって債務名義の執行力が排除されることがあり、もし手形債権者がその結果を避けようとすれば、更に、原因債権について訴を提起するなどの方法を講じてその時効を中断しなければならぬ」というのでは、手形債権者の通常の期待に著しく反する結果となることに照らすと、同条の規定によって手形債権の消滅時効機関が支払命令の確定の時から一〇年に延長せられるときは、これに依じて原因債権の消滅時効期間も同じくその時から一〇年に変ずるものと解するのが相当である。」と説明している。

(27) (28) (29) 大塚龍児・林靖・福瀧博之 前掲注(1)六一頁～六二頁。

(30) 稲田俊信『手形法・小切手法講義』(有信堂・平成元年)三四頁。

英国スチュワードシップ・コード、 コーポレート・ガバナンス・コードの理論と実践

——英国における新たなガバナンス規範と非業務執行取締役ならびに
我が国の導入に向けて——

藤 川 信 夫

序章 問題意識と理論骨子

1. 英国スチュワードシップ・コードの実践と日本版スチュワードシップ・コードならびに Approved Persons 制度
本論文の問題意識と理論骨子について、冒頭であるが、全体の大きな枠組みを概観する共に、私見を述べておきたい。以下、英国コードについては、二〇一二年改訂スチュワードシップ・コードならびに二〇一四年九月コーポレート・ガバナンス・コードを、また英国会社法については二〇〇六年改正内容を主たる考察対象とする。

安部晋三内閣の成長戦略の一環として、我が国企業のガバナンス改革を推進するべく、長期的観点からの企業価値向上を目指し、二〇一四年六月会社法改正と合わせて、既に日本版スチュワードシップ・コードが導入され、更に二

〇一五年株主総会における導入を視野に入れ、日本版コーポレート・ガバナンス・コードの策定が金融庁により進められている。英国スチュワードシップ・コードについては、英国に進出している我が国企業の現地法人に適用され、特に Approved Persons 制度の適用が近時注視されてきている。英国スチュワードシップ・コードと Approved Persons 制度に関しては、既に別稿において一定の考察、見解を示したところである。⁽¹⁾

Approved Persons 制度により、英国における CEO (Chief Executive Officer)、取締役 (Directors) などの経営陣には、コンプライアンス、リスクマネジメントのみならず、戦略面 (Strategy) 等の判断能力について、英国金融当局 (FRC) による直接の面談システムが導入され、その適格性を判断されることとなっている。従来のような経営の効率性について失敗であったか、という消極的妥当性の測面のみならず、CEO などが採った経営戦略が最善の策ではなかったのではないか、もっと上手く経営・決定ができたのではないか、という企業価値最大化を図る義務について、その遂行能力を具備しているか、かかる積極的妥当性も含め、当該人物の潜在的な能力も包摂して財務報告評議会 (Financial Reporting Council (FRC)) が総合的にチェックしているものと考えられる。その具体的チェック項目などは、'integrity'、説明可能な機能としての 'skill'、'care and diligence'、市場規範の遵守、FCA・PRA など規制機関との 'open'、'co-operative deal'、情報の適切な開示などがあり、専門性や説明力など多岐に亘るが、米国法における注意義務や忠実義務の内容とも類似する内容となっていること、法制度よりもプリンシプル・ベースとして規範的概念の要素が強いことが指摘される。米国の忠実義務は利益相反禁止義務に限定されず、会社利益の積極的増進に専念すべきことを取締役に求め、積極的作為義務 (自主開示の義務など) を含むことが学説、判例で確認されている。

こうした Approved Persons 制度の嚆矢は、英国におけるコーポレート・ガバナンス・コードの発展に窺い知るこ

とができ、就中、非業務執行取締役 (Non Executive Directors (NED)) の概念の展開の延長にあるものと思料される。この意味では、非業務執行取締役に係る忠実義務、注意義務等の考察が重要となる。Approved Persons 制度は、英国のコードの展開において形成された非業務執行取締役に親和性・共通性があるが、非業務執行取締役に止まらず、対象を経営層、更に直近では従業員層にまで拡大せんとしつつあり、従来の非業務執行取締役に関わる議論とは異なる面もある。

Approved Persons 制度導入は監査委員会等設置会社における非業務執行取締役による改革にも通じる。二〇一四年改正会社法では社外取締役の社外要件も厳しくなるが、法文に書き込まれる形式面主体の厳格化と合わせて、非業務執行取締役中心のガバナンス改革を進める上で実質面からの必要条件にもなり得る。

英国におけるこうした傾向は、スチュワードシップ・コードにおいて、中長期的企業価値の向上に向けて、株主に経営陣との対立でなく、対話と Engagement 作りを求める主旨と合致するところである。株主自身が担う会社に対する忠実義務の顕現化ともいえる。

本邦の英国進出企業からみれば、従来の日本的慣行である本社における年功序列、ローテーション的人事の否定であり、今後、我が国の長期的雇用、企業慣行にも影響を及ぼしかねない側面を有する。既に、最近において、株式会社三井住友海上火災保険の英国現地法人が Approved Persons に不適合として摘発され、行政処分を受けた事案が生じ、グローバル業務を行っている金融業界に大きな波紋を呼んでいる。こうした事案の分析、域外適用と法的考察については別稿で述べてきた。

今後は、経営陣に対して、こうした企業価値最大化の努力義務が求められる。法制度面では、英国二〇〇六年会社

法改正における取締役の一般的義務、米国の忠実義務の判例形成における規範化概念のアプローチが挙げられる。当該領域に關しても、別稿で私見を述べてきた。⁽²⁾

こうした英国のコードにおける非業務執行取締役、あるいは Approved Persons の理念を我が国のコーポレート・ガバナンス改革に移植するについて、日本版コーポレート・ガバナンス・コード策定に盛り込むことが大きな課題といえよう。英米における上記のアプローチを検討し、我が国に適合したコーポレート・ガバナンス・コードの導入を図ることが重要となる。英国のコーポレート・ガバナンス・コードの系譜ならびに非業務執行取締役の研究、米国における Good Faith 義務、*adviser Red Flag* 遵守義務などの先行研究とも関連づけ、既に一定程度の整合性のある考察を進めてきたところである。

Approved Persons 制度自体は、社外取締役選任において中心をなしてきた独立性要件などの形式性重視の弊害を正すべく、本人の専門性や経営・判断能力などの実質的内容の具備を要求するものでもあり、独立性強化と専門性の相克などの新しい問題点に対処しうるものといえる。その他、本邦本社に行政処分などの影響が及びかねないこと、各国が内容の異なるコードを導入してきた場合の国際私法的考察など、スチュワードシップ・コードの域外適用に關する多重・重畳適用リスクへの対処も問題とならう。

米国型モニタリングモデルからの脱却を図り、ソフトロー、プリンシプル・ベース中心の英国型市民社会ルール重視の経営モデルへの転換を目指すものといえる。二〇一四年改正会社法において新たに導入された監査等委員会設置会社とも親和性、整合性が窺える。このように Approved Persons 制度の考察を深めつつ、我が国法制のあり方を重ね合わせて考察を進めてきたことに本研究の獨創性があると考えている。更に、我が国における二つのコードの策定・

導入、企業側の取り組みの実践についても考察を深めていきたい。

2. 積極的妥当性と監査等委員会制度 業務監査については、我が国においては監査役の担う監督の内容は、適法性（コンプライアンス）と著しく不当（善管注意義務）に限定され、妥当性の領域は監査委員会監査委員であれば担えるものとするのが通説の立場である。著しく不当の領域は、監査役の監督対象ではあるが、妥当性との境界領域として監査委員あるいは監査等委員の方が把握しやすいとも考えられる。コンプライアンスの領域は、内部統制の対象外であり、著しく不当な領域については、内部統制の範囲内で、かつ経営判断原則の適用が及ぶ部分である。もともと、コンプライアンスに近接した領域であり、その不当に関してはコンプライアンスにも準じて検討することが適切である。こうした議論における米国の判例法理である Red Flag 遵守義務の機能については、別稿で示してきた。⁽³⁾

本稿における企業価値最大化義務は、こうしたコンプライアンスおよび消極的妥当性にかかる領域ではなく、戦略面の是非を含めた積極的妥当性領域を問題意識の対象としている点に獨創性があると信じる。監査役よりも、あるいは監査委員以上に監査等委員の方がかかる監督機能を担うに適しているといえる。この点にも、今後の我が国経済活性化に向けた成長戦略の鍵として、監査等委員会制度や日本版スチュワードシップ・コードあるいはコーポレート・ガバナンス・コードが挙げられる所以でもある。株主に対しては日本版スチュワードシップ・コード、経営陣に対しては改正会社法が適用され、今後の我が国企業のコーポレート・ガバナンス改革はこの両輪で進められることとなる。また監査等委員会を中心とする非業務執行取締役（NED）においては、社内・非業務執行取締役の専門的業務の蓄積を活用でき、監査等委員会の内部において、更には取締役会内の業務執行取締役（Executive Directors ED）とも協調して、協働化を図ることが可能な点でも、消極的妥当性のみならず、積極的妥当性の判断を下し得る強味がある。

この点では監査等委員は監査委員とも相異がある。資格業務などの単なる具備をもって専門性とすることは、米国型のモニタリング・システムではコンプライアンス強化の点で有効であろうが、戦略面の判断については、具体的な専門的な業務経験、経営者としての指揮を執った経験などを求められる。専門性と独立性の相克として述べてきたところであり、米国型モニタリング・システムでは社外独立性を強化するところに制度の根幹、存在意義がある。このため、こうした企業価値向上を上位概念として株主と経営陣が協調していくシステムには、基本的に馴染み難い面がある。もつとも、近時米国においても、こうしたスチュワードシップ・コードの理念を取り入れる動きが起こっていることは別稿において指摘したところである。その意味で、最終的には到達のルートは違えど目指すべき目標は共通し、ガバナンスのコンバージェンス（収斂）にも繋がるところである。

3. 企業価値最大化義務と株主の忠実義務 Approved Persons には、取締役、CEO、COOなどの業務執行役員のみならず、近時は従業員一般にまで拡大傾向をみせ、英国金融当局の恣意性が危惧される。この Approved Persons の役割と機能について、企業価値最大化を図る積極的義務として、忠実義務が想起される（異質説の立場）。注意義務というよりも、企業価値向上の義務は忠実義務に馴染みやすく、単なる利益相反回避義務に止まらず、忠実義務の領域を規範化概念により、判例・解釈などで拡大してきた米国の理論面の蓄積がある。英国では、一般的義務として規定され、忠実義務の内容は注意義務に包摂される感がある。

コーポレート・ガバナンスの根幹として、我が国のようにこれまでは、株主に対する経営陣の忠誠心にややもすれば欠ける面もあり、米国のような信託義務あるいは受託者責任といった構成でなく、善管注意義務の中に忠実義務を含む考え方が通用してきている（同質説）。米国では、株主が所有者として上位概念に存在し、その受託者責任の中に

注意義務、忠実義務、公正義務などが併存することは周知の通りである。従つて、スチュワードシップ・コードの導入は、我が国よりもむしろ米国において必要な側面もあり、我が国では寧ろ経営陣に対する日本版コーポレート・ガバナンス・コードの策定の必要性が高いと私見ながら思料する。米国では、こうしたコード概念の欠缺を忠実義務などの規範化概念の判例による形成を通じて対応してきたものとみられる。我が国が、今後二つのコード概念を導入・実践するにおいて、法制度そのものの作り込みは米国法制度を移植してきているため、英国のコードの蓄積を調査すると共に、米国における判例法の展開を考察することの重要性が存在する。

英国ではコードによる規定がされるが、内容が必ずしも明確でなく、適用対象など拡大傾向にあり、スチュワードシップ・コードと共にFRCのコード内容の域外適用が危惧されることも述べてきた。そうした内容面の明確化を図るには、ミニマムラインの法整備と共に、プリンシプル・ベースによるソフトローとしてのコードの柔軟性を生かしつつ、日本版コーポレート・ガバナンス・コード策定を図ることが重要である。業界自主団体などによるひな形(Boilerplate)に依拠すれば、遵守すべき最低ラインを示すこととなり、コードの主旨を達成できない。英国のコーポレート・ガバナンス・コードにおいても安易なひな形作りは指弾されるところである。⁽⁴⁾従つて、機関投資家などの自主的な意識改革、戦略的リスクマネジメント・内部統制(ERM)における統制環境(Control Environment)の醸成が大きな成功の鍵となる。

即ち、対象の拡大など法定立には馴染みにくい側面があり、柔軟性のある運用の観点からはコード規範による規律が模索されよう。反面、柔軟性を重視してプリンシプル・ベースの依拠を強めれば、規制当局による恣意性発揮が問題となるため、一定の合理性を備えた適用ルール作りが課題となる。

特に、著しく不当、といったリスクマネジメントとコンプライアンスの限界領域の扱いが一つの鍵となる。明確なコンプライアンス領域でなく、経営判断原則の適用も考えられ、恣意性も入り込みやすいといえる。消極的妥当性の対象領域とすれば、米国における Red Flag (危険の徴候) 遵守義務による規律づけが考えられる。他方で、スチュワードシップ・コードは機関投資家に積極的妥当性を求めるもので、株主自身の担うべき対会社社の忠実義務の内容となる。消極的妥当性であれば、監査役の監督機能の内容に入りうるが、積極的妥当性であれば、監査等委員に委ねるしかない。しかも、消極的妥当性と積極的妥当性の線引きは実際には困難な事例も少なくなくなる。改正会社法における監査等委員会制度の積極的意義付けとなる所以であることを述べた。取締役において、注意義務よりも、忠実義務、あるいは一般的義務の範疇となろう。Approved Persons には、取締役、CEO など広く経営陣を包含することになるが、Competence などを保持すべき能力の一つに掲げ、Strategy などの積極的妥当性に関する専門的能力の具備が求められる。これは、従来の我が国における内部統制では、コンプライアンスと共に、効率性・妥当性に関しては「損失の危険」として損失を発生させなかったことを求めており、また経営判断原則の免責にしても然りであるため、内部統制・経営判断原則で対処しにくい部分といえる。こうした領域における責任・義務をいかに構築・追求し、また事前の差止請求を図るか、また無効の訴えの要件などの検討に馴染むのか、が検討されよう。

我が国においては、成長戦略にかかる企業価値最大化を図る上で、Approved Persons 制度を含む日本版コーポレート・ガバナンス・コードの策定が急がれる。英国では、現地法人などにおいてCEOの就任が拒否され、あるいは戦略面の失敗などをFRICが指摘している。消極的妥当性と積極的妥当性の判断の線引きも、実際には容易でなく、監督当局による恣意性が危惧される要因の一つでもあろう。我が国のコード策定においては、積極的妥当性の責務を担

える人材として、取締役、CEOを含めた経営陣に関する Approved Persons 制度を位置付け、日本経済活性化に向け、機能・役割・対象・エンフォースメントなどを明確化していくことが望まれる。米国、英国における法制度、判例蓄積を考察すると共に、恣意的な域外適用の歯止めとしての統一ルール形成、ソフトローなるが故のエンフォースメントの強化、恣意性の排除などの観点から訴追とエンフォースメントの分離、実効性の観点から両罰規定導入など、検討すべき課題は少なくない。この他、会社法と金商法の仕組みに関するコードの影響なども別稿で考察を進めてきたところである。

本稿は、こうした大きな問題意識と理論骨子の下で、既に別稿において示してきた考察、見解も踏まえ、英国における従前のスチュワードシップ・コードならびにコーポレート・ガバナンス・コードについて、非執行業務取締役、Approved Persons 制度等の観点からその系譜と展望を研究し、導入されたばかりの日本版スチュワードシップ・コードの理論と実践を中心にとりまとめを図るものである。紙幅の制約の関係で、論点の一部は別稿に委ねることとする。

第一部 英国スチュワードシップ・コードの理論と実践ならびに日本版スチュワードシップ・コード

第一章 英国スチュワードシップ・コードの意義と論点―利益相反、域外適用など―

1. 英国スチュワードシップ・コードの目的ならびに意義 英国の財務報告評議会 (Financial Reporting Council (FRC)) による英国スチュワードシップ・コード (The UK Stewardship Code 二〇一〇年制定、二〇二二年改訂) は、FRC の英国コーポレート・ガバナンス・コード (二〇一〇年制定、二〇一四年九月改訂)⁽⁵⁾ を前提にして、それを支える役割を担っている⁽⁶⁾。

先ず、英国スチュワードシップ・コードについて考察を進めたい。

二〇一二年改訂スチュワードシップ・コードにおいては、スチュワードシップ概念等の明確化が図られ、効果的なスチュワードシップは会社、投資家および経済全体の利益になるものである。投資家にとりスチュワードシップは議決権行使以上のものであり、経営を監督し、企業戦略、パフォーマンス、リスク、資本構成、企業文化や報酬を含むコーポレート・ガバナンスにつき会社とエンゲージメントを行うことである。エンゲージメントは、これらのテーマおよび株主総会の決議事項について会社と目的を持って対話を行うことである。

2. 英国版スチュワードシップ・コードの特徴

(1) 英国版スチュワードシップ・コードの特徴 ①コーポレート・ガバナンスについての基本的考えを明確化しており、取締役会が第一次的責任を負うが、会社のガバナンス、特にスチュワードシップ責任については取締役会のみならず、機関投資家にも認めるべきという考え方を採っている。②スチュワードシップ・コードは、コーポレート・ガバナンス・コードと合わせて機能すべきものとしている。③株主（機関投資家）の行為規範、とりわけ短期的なリターンのみを追求するべきでないという経営者との批判的対話を重視している。④③の考えを義務化するのではなく、遵守せよ、さもなければ説明せよ、というソフトロー・アプローチを採用している。⑤機関投資家については定義を置かないが、資産保有者と資産運用者とを区別し、適用規範を異にしている。さらにサービス・プロバイダー（議決権行使助言会社、投資助言会社）にも適用されることを明記している。なお、英国で認可された資産運用者に対しては、同コードの適用を受けるかどうかに関して、決定をFRRC (The Financial Reporting Council 財務報告審議会) に届けることを義務付けている。⑥定期的な見直しを定めている。⁽⁷⁾

- (2) 英国版スチュワードシップ・コードの概要 英国版スチュワードシップ・コードには以下の7原則がある。
 1. 機関投資家は、スチュワードシップの責任をどのように果たすかについての方針を公表すべきである。
 2. 機関投資家は、スチュワードシップに関する利益相反を管理することに関する穴のない強固な方針を策定し、公表すべきである。
 3. 機関投資家は、投資先企業をモニタリングすべきである。
 4. 機関投資家は、スチュワードシップの行動を強化する時期と方法について、明確なガイドラインを策定すべきである。
 5. 機関投資家は、適切な場合には進んで他の投資家と共同して行動すべきである。
 6. 機関投資家は、議決権行使と議決権行使活動の開示についての明確な方針を策定すべきである。
 7. 機関投資家は、スチュワードシップの行動と議決権行使活動について定期的に報告を行うべきである。
- 原則5は、我が国の制度に馴染まないということで取り入れられていないが、その他の原則は、基本的に日本版スチュワードシップ・コードに取り入れられている。
3. 受託者責任 (Fiduciary duty) とスチュワードシップの関係
 - (1) スチュワードシップの意味づけと受託者責任 (Fiduciary duty) スチュワードシップの意味づけについて、スチュワード (Steward) は領主館などの執事・財産管理人に由来し、英国において長い歴史を有する。スチュワードシップは、他人の資産を管理するという関係性が核心に存在する場合、その他の利益のために行動すべきであるという現象をとらえる概念である。行政の財務運営、個人の資産運用、株主の出資に基づく取締役による会社経営等、形態

は異なっても種々の状況でスチュワードシップの関係が生じることになる。本稿で問題としている機関投資家による資産運用について、顧客、最終受益者の最善の利益のため、資産を注意深く管理し、投資先企業に対して監視、対話等の行動をとることを意味する。そこで、受託者責任 (Fiduciary duty) でなく、スチュワードシップの概念に依拠する理由についてみてみたい。背景には、投資環境の変化がある。機関投資家の責任について、受託者責任の範囲内で議論されることが多かったが、投資連鎖 (investment chain) の複雑化、関係当事者の拡大の中で受託者責任の概念で把握しきれない要因が出てきた。第一に、受託者責任の限界として指摘されるようになり、受託者責任は契約上、法律上、または実態に基づく明確な信頼関係を基礎にして構築されるものであるが、投資連鎖、その周辺では受託者責任の概念で網羅できない関係も出現するようになる。例示として、アセット・マネジャーはアセット・オーナー(年金基金等) に対し受託者責任を負い、アセット・オーナーは受益者(年金受給者等) に対し受託者責任を負うことは明白で、疑いがない。しかしながら、アセット・マネジャーが ISS (Institutional Shareholder Services Inc.) のような議決権行使助言機関を採用した場合に、アセット・オーナーは議決権行使助言機関とは直接の接点はないことになる。アセット・オーナーの背後の最終的な受益者の関係をみても、アセット・マネジャー、議決権行使助言機関との間には直接の関係は存在しない。このため、受益者に対する責任の所在が不明確な状態が現出する。

第二に、スチュワードシップによる広範囲の関係性の網羅が述べられる。即ち、スチュワードシップという関係性が曖昧な概念を採用することで、投資連鎖における広範かつ複雑な関係を把握し、上場会社の価値向上を通じてアセット・オーナー、最終受益者の利益に資することを最終目的とし、その達成を目指すことができるようになる。第三に、そこでスチュワードシップの用語の理解が問題となる。スチュワードシップの用語は定義、概念が曖昧で、IC

GN (International Corporate Governance Network) の二〇一三年機関投資家原則においては、英国以外では十分理解されておらず、無用な混乱を生じるおそれがあるとし、スチュワードシップの用語を用いないで、機関投資家の責任、あるいは受託者責任と記述されている。

4. スチュワードシップ・コードの二〇一二年改訂と内容の明確化

(1) 二〇一二年英国版スチュワードシップ・コードの改定 二〇一二年英国版スチュワードシップ・コードの改定の内容は二〇一〇年版英国スチュワードシップ・コードを踏まえて、エンゲージメントの内容が細かく具体的に解釈された。二〇一二年版では企業戦略、パフォーマンス、リスク、コーポレートガバナンスに関する対話、とより明確な定義になっており、私見であるが英国において伝統的にリスクマネジメントと戦略的リスクの融合化が図られてきたことを受けて、一層戦略的リスクマネジメントであるERMとの一体的な理解が進められたものといえようか。

(2) 意義の明確化 スチュワードシップの意味が不明確という批判に対して、二〇一二年コード改訂において、定義の明確化が図られた。諮問文書の中で、FRCはスチュワードシップの「*について市場の混乱が生じ、スチュワードシップ・コードの目的が責任ある投資 (rational investments) に関連するものであるとの認識しかなされない場合もある*」ことを指摘した。国際的な機関投資家団体のICGNの二〇一三年六月機関投資家原則ではスチュワードシップは英国以外では十分理解されていない旨を述べ、これを採用しなかった。二〇一二年のコード改正では、原則1の指針において具現化されたスチュワードシップ活動を述べ、用語の意味、目的、ガバナンスとの関連を明確に説明している。もともと二〇一二年コード改正によりスチュワードシップの目的、活動の内容について記述は追加されたが、概念自体の説明は十分とはいえない面もおある。

(3) アセット・オーナーならびにアセット・マネジャーの役割・責任の明確化 二〇一二年改訂においては、アセット・オーナーとアセット・マネジャーの役割・責任を整理し、当事者が明確にこれらを認識することを要請している。スチュワードシップ活動は立場により相違があり、アセットマネジャーに委託する場合も、アセット・オーナーは引き続き受益者に対するスチュワードシップ責任を負うことを明確化した。改正後のコードでは、アセット・オーナー、アセット・マネジャーのどちらか一方の投資家のみを対象とする場合、改正前コードにおける機関投資家の用語につき、内容に応じてアセット・マネジャー、アセットオーナーに置換えて概念の明確化を図った。またアセット・マネジャー、アセットオーナーの双方を含む場合には機関投資家の用語を用いる。アセット・マネジャー、アセット・オーナーについて法律上は株主として認定されるのか、との議論もあることから、株主ではなく投資家として扱い、アセット・マネジャー、アセット・オーナーはスチュワードシップ・コードに対するステートメントで役割、責任の範囲を明確に認識することが要請されることとなった。

(4) 機関投資家の利益相反の管理の強化 機関投資家がコーポレート・ガバナンスにおいて果たす役割が重要になり、その中で利益相反問題の対処が課題となってきた。アセット・マネジャーを巡って、この利益相反問題が現出し、その規律付けが要請されることになる。具体的には、アセット・マネジャーが金融機関グループに属する場合にグループ会社の関係で顧客、投資先企業の間で利益相反が生じること、アセット・マネジャーの各顧客利益が異なる場合に顧客間で利益相反が生じる。二〇一一年一二月公表の調査報告書では、署名機関のステートメントにおいて利益相反の管理方法に関する説明が不十分な場合が多いことが指摘される。

コードの二〇一二年改訂の内容をみると、機関投資家内部の利益相反管理、説明が不十分という批判に対応すべく

利益相反管理の強化、情報開示の充実を奨励するものとなっている。二〇一二年改正において、原則2本文については変更はないが、同指針に関しては大幅改正が行われ、利益相反管理の実務に与える影響は少なくない。即ち、改正コードの原則2の指針において、機関投資家は顧客、受益者の利益を第一とし、顧客、受益者のために行動する義務があることが明記された。利益相反問題は不可避免的に生じる可能性があることを認識し、顧客、受益者の利益を最優先に合理的に行動することが求められ、利益相反管理の方針を作成、開示することが要請されている。

(5) 集团的エンゲージメントに関する情報開示の強化 集团的エンゲージメントの情報開示強化の内容について、従来のコードに対する集团的エンゲージメントに関する批判としては、いかなるグループが活動を行うかという組織編制関連の開示が主であり、集团的エンゲージメント開始時期・状況に関する説明は不十分であるというものであった。スチュワードシップ・コード原則5では、集团的エンゲージメントに関する開示が求められる趣旨として、投資先企業の重大局面において署名機関が他の投資家と協調して問題に対処することを希望すること、または協力体制構築が可能である旨を明確にすることが記される。二〇一二年改正内容としては、原則5指針において、集团的エンゲージメントを行う投資家集団の構成に関する情報のほか、集团的エンゲージメントに対する取組方法に関する説明・開示を強化する文言の追加を図り、投資家はいかなる状況下で集团的エンゲージメントに参加するか等について明確化を図った。これにより、従来の集团的エンゲージメントを行う投資家グループの組織編制の開示に加え、集团的エンゲージメント行動を選択する条件、背景等の実質的開示が行われることが期待されている。

(6) 議決権行使助言機関の利用に関する情報開示強化 議決権行使助言機関の影響力が拡大してきたことに対して、相応する情報が開示されないとする批判があり、機関投資家による議決権行使助言機関の利用方法に関して、一層の

情報開示を要請することとなった。二〇一二年改正コードの原則6指針において開示内容拡充が図られ、署名機関は議決権行使助言機関の利用の有無のみならず、利用する議決権助言機関の名称等を明確にして、議決権行使助言機関からいかなる種類のサービスを受けたか、賛否の推奨に準拠、依存・活用した程度などについて説明が要請されることとなった。

議決権行使助言機関を利用する場合の機関投資家のスチュワードシップ責任が定められており、機関投資家は議決権行使助言機関に外部委託する場合も自身のスチュワードシップ責任が軽減されないことを明確化した。二〇一二年改正後のコードの原則1指針に関して、署名機関によるステートメントに機関投資家の責任、投資連鎖における立場を反映させ、スチュワードシップ活動が外部委託される場合、どのように機関投資家のスチュワードシップの適切な実行に合致するか、署名機関のステートメントにおいて定めるスチュワードシップに対するアプローチと一致した方法で実行させるために投資家はいかなる行動をとるべきか、について説明すべき旨を定めている。

5. コードの適用範囲の再確認と域外適用

(1) スチュワードシップ・コードの適用範囲 スチュワードシップ・コード制定の主な目的は、英国の上場会社のコーポレート・ガバナンス向上のために機関投資家と上場会社とのエンゲージメントを拡大することであり、このためコードの第一義的な適用対象としては英国上場株式を運用する英国において登録された機関投資家となる。

(2) 機関投資家のアセット・アロケーションにおける資産の多様化 しかしながら、英国内の機関投資家よりも海外機関投資家が英国株式市場における保有比率が高い状況がある。英国機関投資家のアセット・アロケーション⁽⁸⁾において、英国株式以外の資産比率が高く、二〇一〇年以降は運用資産で見れば英国株式より海外株式比率が高い状況となっ

ている。大手機関投資家では、英国株式同様に海外株式に対してもエンゲージメントを行い、ガイドラインを公表して議決権を行使し、結果を公表する投資家も存在する。アセット・オーナーとしては、アセット・マネジャーが英国株式以外についてもスチュワードシップ・アプローチをとることを期待しているが、アセット・オーナー側からは署名機関のステートメントはコード原則を運用資産の一部あるいは全体に適用しているか、不明瞭という意見も出される。

(3) 改正内容と域外適用 二〇一二年改正の内容としては、スチュワードシップ・コードの適用範囲については変更はない。第一義的には英国上場会社株式を保有する機関投資家を対象にすることを明確化し、序論第九パラグラフで、英国内外の国際投資家に対するスチュワードシップ・コードの適用のあり方を規定した。海外投資家に対するスチュワードシップ・コードの域外適用について、慎重な姿勢を示しており、英国株式を所有する海外投資家については、コードの適用の第九パラグラフにおいてスチュワードシップ・コード以外の他国あるいは国際的な規範・原則等を採用する場合は尊重し、英国コードの採用は要求しない旨を指摘している。海外のアセットオーナーに対し、アセットマネジャー採用において、スチュワードシップ・コードの署名を条件とする等により、実質的にスチュワードシップ・コードの対象とすべく議論の継続を図っている。

対象資産の範囲として、序論コードの適用の第九パラグラフで英国投資家に対し可能な限り英国以外の株式投資についてもスチュワードシップ・アプローチにおける良好な実務慣行を拡大適用することを奨励した。第一〇パラグラフでは、署名機関はスチュワードシップ・コード適用に関するステートメントの中で、英国株式ファンド、金融商品のうち、スチュワードシップ・アプローチの対象となる資産についての説明を奨励し、英国株式以外の資産に対して

もスチュワードシップ・コードを適用する場合はその旨の開示を行うことを奨励する。私見であるが、Approved Personsなどの域外適用に繋がる部分といえよう。

(4) アセット・マネジャーの内部統制に関する保証報告 内部統制に関する保証報告に関して、二〇一一年三月イングラントおよびウェールズ勅許会計士協会 (ICAEW) は、業務委託先 (service organisations) の内部統制の保証報告書に関する AAF01/06 指針に関連し、スチュワードシップ・コードをアセット・マネジャーに適用する補足文書 (Stewardship Supplement) を公表した。その内容は、業務委託先の内部統制について形式主義的な干渉を最小限に抑え、アセット・オーナー、受益者に対して独立性のある保証を提供せんとするものである。即ち、原則 7 について、アセット・マネジャーは保証報告書を取得しなければならない。また顧客が要請すれば保証報告書が提供されなければならない、との文言を追加した。アセット・マネジャーが保証報告書の提供を拒否することがあり、提供にあたって追加料金を取られることに懸念を示すアセット・オーナーが存在したためである。

アセット・マネジャーの内部統制に関する保証をアセット・オーナーに拡大できるか、が問題となる。具体的には、スチュワードシップ活動がアセット・オーナーにより内部 (インハウス) で実行される場合、アセット・オーナー自身がサービス・プロバイダーを利用して実行する場合、アセットオーナー自身の内部統制に関する保証も必要か、という問題である。この点、アセット・マネジャーに適用される AAF01/06 指針の枠組みは、第一義的はアセット・マネジャーが顧客のアセット・オーナーのために行うスチュワードシップ活動について保証を与えることを目的とするものであり、これをアセット・オーナーに対しても拡大適用するかについては、二〇一二年改正後の、コードの適用、の第八パラグラフで、アセット・オーナーはステートメントに対して独立した保証を受けるように検討すること

が望ましいとされた。この拡大適用は、コード本文でなく序論部分で述べられ、アセット・オーナーに対して保証の取得を義務付けるものではないと解釈される。⁽⁹⁾

第二章 日本版スチュワードシップ・コードの導入と実践

ープリンシプル・ベースとComply or Explainなジョー

1. 日本版スチュワードシップ・コードの概要
- (1) 日本版スチュワードシップ・コードの概要 今般導入された日本版スチュワードシップ・コードの7原則は以下の通りである。⁽¹⁰⁾
 1. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
 2. 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。
 3. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
 4. 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
 5. 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針について

は、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

6. 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

7. 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

原則1、2、4、5、6については二〇一二年英国版スチュワードシップ・コードに基づいて作られたものであるが、原則3は日本版スチュワードシップ・コードで独自に作られたものであり、原則7も日本版独自のものとみなすことができる。日本版スチュワードシップ・コード原則5に関しては投資先企業別、議案別の個別開示まで求めるかについて、英国では六五%の機関投資家が何らかの形で開示をしているが、資先企業別、議案別開示まで行っている機関は四四%に過ぎない。コード案では、議決権の行使結果を議案の主な種類ごとに整理・集計して公表すべきであるとしている。

第三章 英国スチュワードシップ・コードと日本版スチュワードシップ・コードの比較考察

1. 日本版コーポレート・ガバナンス・コード策定 今次策定・導入された日本版スチュワードシップ・コードと英国版スチュワードシップ・コードの比較考察を図りたい。英国版スチュワードシップ・コードと述べる場合、二〇一二年版コードに依拠することとする。日本版スチュワードシップ・コードは、従前コーポレート・ガバナンス・コー

ドが我が国には存在せず、英国のように同一主体が策定するコーポレート・ガバナンス・コードとリンクしたスチュワードシップ・コードとは異なる。企業側のコーポレート・ガバナンス機能を発揮する責務と日本版スチュワードシップ・コードに定める機関投資家の責務とは車の両輪であり、両者が適切に相まって質の高い企業統治が実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される。

2. 短期的リターン 二〇一二年英国版スチュワードシップ・コードでは短期的リターンを優先することを批判的にとらえているが、中長期的なリターンについては特別に意識していない。日本版スチュワードシップ・コードでは中長期的リターンを強調している特徴がある。私見であるが、この特徴は英国が濫用的買取者としてのグリーン・メーラーを意識しているのに対し、我が国では敵対的買取がまだそれほど盛んでないことから生じた相違とも考えられよう。英国コードは、株主である機関投資家の行為規範として短期的なリターンのみを追求すべきではないことが前提とされ、経営者との批判的な対話を重視する。日本版コードは、中長期的なリターンをめざすべきことが強調されている。資産保有者としての機関投資家は、資産運用者としての機関投資家の評価に当たり、短期的視点のみに偏ることなく、本コードの趣旨を踏まえた評価に努めるべきであると明記される。

3. プリンシプル・ベース・アプローチの明記 英国版スチュワードシップ・コードではプリンシプル・ベース・アプローチの手法が採られ、形式や文言を満たしていればよいとせず、実質面や精神がなければならぬとする。我が国のコードもソフトロー的考え方を柔軟に修正、適用できる長所があるとの理由から取り入れようとしている。機関投資家が取るべき行動について詳細に規定するルールベース・アプローチ（細則主義）ではなく、機関投資家が各々の置かれた状況に応じて、自らのスチュワードシップ責任を実質において適切に果たすことができるよう、プリンシ

ブル・ベース・アプローチ（原則主義）を採用している。コードの見直しについては、英国では三年ごと、我が国では二年ごとの見直しを行うこととなっている。

4. 原則3関係—モニタリングとインサイダー、Approved Personsとコーポレート・ガバナンス・コードの有機的関連— 原則3のモニタリングの文言について、英国版スチュワードシップ・コードでは企業の業績、現状、コーポレート・ガバナンスの整合性、などと具体的に考えられているが、日本版スチュワードシップ・コードでは具体的に示されていない。日本版スチュワードシップ・コードはより広範にモニタリングすることが可能になるとも考えられ、原則のみを定めようとしていることになる。さらに英国コードでは、列挙された機関投資家はインサイダーとなるよう希望することも、そうならないよう希望することも可能となる。インサイダーになっても構わない場合には、その意思・方法を明示すべき、との記載があり、特定株主に選択的開示を行うことを想定している。日本版コードの下では、株主平等などの観点から我が国の機関投資家がインサイダーになることを希望することはないという意見もあり、日本版コードではかかる記載を行っていない。⁽¹⁾

私見であるが、英国コードにおいて、モニタリングに当たり、会社業績の最新状況などの把握、実効的なリーダーシップが存在することの確認、取締役等との面談を通じた会社の取締役会・委員会のコーポレート・ガバナンス・コードとの整合性の確認を行っていることは、後述するApproved Persons 制度の議論に通じるものといえる。ソフトローとして規制当局側からはこうしたスチュワードシップ・コードの策定・導入があり、一方、受け入れる機関投資家あるいはその投資先企業側においては、規範たるコーポレート・ガバナンス・コードに沿ったApproved Personsとしての資質を備える人材の配置および自主的な取締役会・委員会の社内コーポレート・ガバナンス・コード策定が求め

られ、これらが一体となって整合性を保ち機能することが重要となる。英国のコードと実務の関係を最善とするものでもなく、我が国の特徴に合わせて独自の発展を遂げることが目標となるが、有機的の一体となって機能を発揮するに諸々の点で課題が残されていよう。

5. 原則5の協働原則の不採用—集团的エンゲージメントと共同行動—

(1) 協働原則不採用 英国版スチュワードシップ・コードの原則5では、機関投資家は、適切な場合には進んで他の投資家と共同して行動すべきである、とされているが、我が国の制度に馴染まないという理由により採用されていない。

(2) 集团的エンゲージメントと共同行動—我が国の金融持株会社のアナロジー— 協働原則が導入される場合には、英国と同様に金融商品取引法上の共同行為（acting in concert）⁽¹²⁾ 規制の適用関係が問題となり得たと考えられる。集团的エンゲージメントと共同行動については以下の通りとなる。⁽¹³⁾

(イ) 共同行動の定義 共同行動の定義は、欧州ではT O B指令⁽¹³⁾、透明性指令⁽¹⁴⁾において制定され、加盟国は各々定義を行う。オランダは金融監督法（Wet op het financieel toezicht）五：四五条で定められ、英国ではTakeover Panel⁽¹⁵⁾において実務ステートメントが公表されている。集团的エンゲージメント増加に伴い、共同行動の定義は大量保有制度と関連して重要性が増加しており、集团的エンゲージメントの進展によりT O B規制に該当する場合も生じることが指摘される。

現在の指令においては定義が不明確で投資家同士が共同して行動する場合にグレーゾーンが存在すると批判される。英国では共同行動と判断される境界線についてコンセンサスがあり、投資家自身はあまり意識していないとの意見も

あるが、市場の国際化において明確な基準の策定が必要であること、エンゲージメントを阻害することなくプリンシプル・ベースで判断して欲しいこと、投資家のエンゲージメント増加と合わせて欧州委員会で共同行動に関する明確な定義を確立して欲しいことなどの要望が出される。欧州委員会も、コーポレート・ガバナンスに関する投資家による集团的エンゲージメントと共同行動の定義における検討の必要性を認識している。⁽¹⁶⁾

共同行動の判断基準に関して、実務的としては頻度、深度の観点から判定され、頻度は一回のみの集团的エンゲージメントは共同行動には該当しないが、複数回を共同行動する場合は該当する。深度は、投資先企業の間で共同会合を開く程度は集団行動とならないが、株主総会で共同株主提案を行う等の協力・関与の程度が強い場合、集団行動とされるとする意見もある。英国では一人の取締役解任・選任は共同行動基準に該当しないが、取締役会支配に通じる場合は規制を受けるという実務ガイドラインが策定されている。⁽¹⁷⁾ 実際は個別事案ごとに判断される場合が多いであろう。また集团的エンゲージメントにつき、投資家同士が協定、契約を締結する場合、明確に共同行動に該当することになるが、こうした協定等を締結する場合は少なく、面談、議論は共に行いつつ、議決権行使等の意思決定は個別投資家が独自に判断する形式が多いとされている。

二〇一三年一月一二日欧州証券市場監督局(ESMA)は、EU企業買収指令について、集团的エンゲージメントにおける共同行動の定義を明確にするパブリック・ステートメント⁽¹⁸⁾を公表しており、共同行動に該当しないホワイト・リストが明らかになった。集团的エンゲージメントにおける共同行動の認定について、グレーゾーンを排除して定義を明確化するものであり、実務上も意義が大きい。例えば、取締役指名の関連は共同行動に該当することが明確になったといえるが、報酬、会社資産の譲受・処分、資本政策等の取締役指名以外の問題は株主提案、臨時総会の招

集、議決権の共同行使を行った場合も共同行動とはみなされない。

(ロ) 集团的エンゲージメントの実務 集团的エンゲージメントの実務について、投資家団体主導の場合、任意の投資家グループが行動する場合に大別される。英国ロンドンを見ると、投資プロフェッショナルの関係が強く、多くの非公式のグループが存在し、任意の投資家グループによる集团的エンゲージメントが活発に行われる。投資家グループによる集团的エンゲージメントの方法は、事案毎に期間に応じて相違がある。短期のエンゲージメントではリード・スポンサーが存在することが多い⁽¹⁹⁾。一年超の長期的エンゲージメントは毎年リーダーが変わったが、定期的会合など投資家側に努力が必要となる。

英国の集团的エンゲージメントに対する企業側の対応は、報酬制度変更等のコーポレート・ガバナンスに関する重要問題について、報酬委員長等の職にある独立取締役が主要株主と面会することもある。重要ではない問題にはカンパニー・セクレタリーが対処する。報酬問題では、株主の意見を取り入れるべく、主要機関株主を集めて会議を開催する等のイニシアティブをとることもある。集团的エンゲージメントの効果は小規模運用会社において大きく、規模の小さい運用会社は投資先企業と十分なコミュニケーションを構築できず、情報も得られないため、集团的エンゲージメント参加のメリットはある。反面では、一部投資家によるエンゲージメント活動のフリーライド（ただ乗り）問題も指摘される。

(ハ) スチュワードシップ・コードと我が国の金融持株会社のアナロジー 私見であるが、米国型の取締役会内部委員会の中で、報酬委員会等の関連は非該当となるものの、指名委員会関連は共同行動に当たるとしてスチュワードシップ・コードの制約に服する。当然ながら原則5の協働原則の集团的エンゲージメントに関する適用がなされる。必要

があれば、機関投資家が公式・非公式の集団形成によって他の機関投資家などと協調することになり、一種の外部からの役員人事介入ともいえる。我が国では、この協働原則は採用されていないものの、二〇一四年四月みずほファイナンシャルグループが委員会設置会社化を図ることによりコーポレート・ガバナンス改革を進める場合、指名委員会委員全員を社外取締役で構成し、委員長は旧富士銀行の有力企業の元経営トップを招聘している。見方によれば、他の指名委員会委員とも共同して、事実上の集团的エンゲージメントとして、有力株主たる機関投資家の善意かつ良識ある影響力を前提としていると考えられなくもない。一方で、報酬委員会委員長は元最高裁判事の弁護士が就いているが、不正融資事案が改革の発端であるだけに、コンプライアンスの襟を正すべく、法曹出身者に委員長職を委ねたものと推測される。集团的エンゲージメントによる外部干渉は、むしろ排除する方向性であろう。二つの委員会共に役員の昇進、報酬の査定であり、内部の逐年の業績の集大成としての総合評価であり、月一回程度の出社で複雑な金融業務にも精通していない社外取締役に荷が重い面がある。このため、CEO、COOなどの社内出身者の取締役兼務者が少数ながら委員会構成メンバーとなるが多く、ソニーなどでは指名委員会に力点を入れ、従前より社内出身者も含めつつ法定最低数三名を大きく上回る七名で構成している。業況不振に呻吟する近時のソニーの改革は、コーポレート・ガバナンス改革の二つの主旨の内、経営の妥当性・効率性向上が主眼であり、対してみずほフィナンシャルグループの改革は健全性である違法性排除が主目的であるといえ、事実、メガバンク三行は近時最高利益の更新をするなど業績面の問題はない。違法性排除に関しては、経営判断原則の適用はないとされ、この点からも経営業績面の精通よりも、違法性排除の専門家が報酬委員長となることは首肯される。もともと他の報酬委員会委員の構成は、日立製作所の前会長、JXホールディングス名誉顧問であり、報酬査定に関しては十分な意見を述べうる人材が

揃っており、また大株主として集团的エンゲージメントを發揮しているといえなくもない。

6. 原則6関係について―アセット・マネジャーの内部統制に関する保証報告― 英国版スチュワードシップ・コードの原則6について、機関投資家は、議決権行使と議決権行使活動の開示についての明確な方針を策定すべきであるとしており、内容として保証報告書がある。公認会計士の監査より、簡素で平易なアプローチで、アセット・マネジャーは自らのエンゲージメント・議決権行使プロセスについての独立した意見を取得する。保証報告書を取得する場合、その旨を開示すべきこととなる。英国では利用されず、機能していないとされ、日本版コードでも同制度は取り入れていない。

7. 原則7関係について 日本版スチュワードシップ・コードの原則7について、当該項目は日本版コード独自のものであり、コードを教育的・啓蒙的な水準まで引き上げようという試みが伺える。英国コードにおいてもエンゲージメントによりコーポレート・ガバナンスが向上するのは、対話の対象についての相互理解があることを前提とするとされ、コードは機関投資家等が自己の役割を再考するための触媒であると称される。英国にはコーポレート・ガバナンス・コードが存在するが、我が国には存在しないことが関係しているように考えられる。補完機能を果たしているものともいえるようか。

8. プリンシプル・ベースとComply or Explainの交錯

(1) プリンシプル・ベースとComply or Explain 日本版スチュワードシップ・コードについて、ルールベース・アプローチ（細則主義）に慣れてきた我が国において、プリンシプル・ベース・アプローチ（原則主義）を採用することとしている。その意義は、抽象的なプリンシプル（原則）について、趣旨・精神を確認・共有し、各自が形式的文言・

記載でなく、趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断することであり、機関投資家がコードを踏まえて行動するに当たり、プリンシプル・ベース・アプローチの意義を十分に踏まえることが望まれる(前文10)⁽²¹⁾。

両者の組み合わせは一見すると規制の仕方としては緩い感があるが、詳細をルールとして規定するルールベース・アプローチでは自ら判断せず、決められた細則を遵守(ボックス・チェッキング)して形式を満たすことで済むものもいえる。日本版コードでは受入れを表明した機関投資家は、形式的な文言・記載でなく、趣旨・精神に照らして真に適切か否か(前文10)を自らが判断する責任が課される。原則を実施しない場合は、実施しない原則に係る自らの対応について、顧客・受益者の理解が十分に得られるよう工夫すべき(前文12)であり、その状況は金融庁が、一覧性のある形で公表(前文14)すること等を通じ、可視化(前文14)され、顧客・受益者を含む市場評価・判断に委ねられる。即ち、プリンシプル・ベース・アプローチとComply or Explainの組み合わせは、金融庁が情報の媒介となり、機関投資家の説明責任を明らかにし、責任の遂行を市場原理で競い合わせるといふ機関投資家においては実質的に厳しいアプローチとなる。

(2) コーポレート・ガバナンス・コードの補完の試み 英国版スチュワードシップ・コードは一九九八年策定のコーポレート・ガバナンスに関する統合規範から枝分かれし、企業経営陣に関してスチュワードシップ・コードを分離した後のコーポレート・ガバナンス・コードが存在する⁽²²⁾。このため、英国スチュワードシップ・コードでは英国コーポレート・ガバナンス・コードに触れる個所がある。我が国では、東証上場会社向けのコーポレート・ガバナンス原則はあるが、Comply or Explainは適用されず、海外からベスト・プラクティス原則であるコーポレート・ガバナンス・コード設定を提案されるに至っている⁽²⁴⁾。日本版スチュワードシップ・コードでは、企業の責務を、経営の基本方針や

業務執行に関する意思決定を行う取締役会が、経営陣による執行を適切に監督しつつ、適切なガバナンス機能を發揮することにより、企業価値の向上を図る責務（前文5）と定義し、企業側のこうした責務と本コードに定める機関投資家の責務とは、車の両輪であり、両者が適切に相まって質の高い企業統治が実現され、企業の持続的な成長と顧客・受益者の中長期的な投資リターンの確保が図られていくことが期待される（前文5）と明記しており、コーポレート・ガバナンス・コードが存在しない点を補充しているといえよう。

英国版スチュワードシップ・コードと同様の定義としては、スチュワードシップ活動が議決権の行使のみを意味しないこと（前文6）、資産運用者としての機関投資家と資産保有者としての機関投資家では期待される役割が異なること（前文7）、我が国上場株式に投資する機関投資家（海外機関投資家も対象）、機関投資家から業務の委託を受ける議決権行使助言会社等がコードの対象であること（前文8）等、が挙げられる。

今後の展開として、英国においてはスチュワードシップ・コードとコーポレート・ガバナンス・コードが連関性を有して補完関係にあるといえるが、我が国ではコーポレートガバナンス・コードを取り入れていないため、スチュワードシップ・コードが独立して存在することになり、英国版と異なる独自のものになっていく可能性もある。

第四章 日本版コードのエンゲージメントに関わる法的考察ならびに実践

1. 金融商品取引法の大量保有報告制度―重要提案行為と投資先企業の対話― 日本版コードは、機関投資家に対し投資先企業の間で建設的な対話を行うことを求めており、各機関投資家は投資先企業との対話の一層の充実を図るため本コードの趣旨を踏まえた主体的な取組みが期待される。対話を円滑に行うため、既存の法制度との関係で疑義が

生じないように法制度の関係についても整理が必要と指摘もされ、大量保有報告制度、公開買付制度等に係る法的論点について解釈の明確化が図られている。⁽²⁵⁾

大量保有報告制度では、大量保有報告書の提出頻度、期限等を緩和する特例報告制度⁽²⁶⁾が設けられ、機関投資家の多くが利用している。大量保有報告制度の趣旨を損なうような利用を防止する観点から、株券等保有者が投資先企業に対して重要提案行為を行う場合は利用できないとされる。機関投資家が投資先企業と対話を行う場合、具体的にいかなる行為が重要提案行為に該当するかを明確にする必要があると指摘がされていた。⁽²⁷⁾

発行者から意見を求められた場合に株主が受動的に自身の意見を陳述する行為、発行者が主体的に設定した株主との対話の場面（決算報告会、IRMミーティング（スマールミーティングを含む）における意見陳述等は、株主の意見を聴取し参考にするべく、自社業績や戦略等について対話を通じ株主の理解を深め支持を得るなどの発行者の主体的意思に基づく要請ならびにこれに応じることを目的とする行為であるため、重要提案行為に該当する可能性は低くなると考えられる。

2. 公開買付制度―大量保有報告制度における共同保有者・公開買付制度における特別関係者その他の投資家との協調行動―大量保有報告制度・公開買付制度では、株券等の保有割合・所有割合を算出するにおいて、他の投資家と共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者の保有分・所有分を共同保有者・特別関係者として合算対象とするため、機関投資家が他の投資家と協調して個別投資先企業に対し行動を起こす場合、いかなる場合に共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者に該当するか、具体的に明確にする必要があるとの指摘がされていた。この点につき、共同する株主としての議決権その他の権利とは議決権、株主

提案権、議事録・帳簿閲覧権、役員等に対する責任追及訴訟の提訴請求権など株主としての法令上の権利を指し、それ以外の株主としての一般的行動についての合意に過ぎない場合は、基本的に当該合意の相手方である他の投資家は共同保有者に該当しない旨が示されている。

3. インサイダー取引規制等―未公表の重要事実と投資先企業との対話― インサイダー取引規制等（情報伝達・取引推奨規制を含む）に関して、企業側の立場から、機関投資家に未公表の重要事実を伝達すれば情報伝達・取引推奨規制に抵触する怖れがあること、機関投資家の立場から、企業から未公表の重要事実を受領し当該事実の公表前に売買を行うとインサイダー取引規制に抵触する怖れがあること、これらの回避のため対話において未公表の重要事実を伝達あるいは受領しないとすれば踏み込んだ対話が行えないのではないかと指摘され、通常の場合には重要事実の公表前に機関投資家に売買等をさせることにより他人である機関投資家に利益を得させる等の目的を欠くと考えられ、基本的に情報伝達・取引推奨規制の対象にはならないと考えられる。当該規制があることを口実に、企業側が対話を拒絶する対応は法の想定するところではないとする。また機関投資家が投資先企業との対話において未公表の重要事実を受領することにつき、基本的には慎重に考えるべきとし、投資先企業との特別な関係等に基づき未公表の重要事実を受領する場合はインサイダー取引規制に関する抵触防止措置を講じた上で対話に臨むべきという考え方を示しており、日本版コード（原則4）も同旨の記載がされる。

4. 機関投資家のエンゲージメントの役割分担 日本版スチュワードシップ・コードでは機関投資家、投資先企業、顧客・受益者が相互に好影響を与えることが期待される。機関投資家内の役割分担として、日々の対話は資産運用者としての機関投資家が行い、最終受益者に接近した資産保有者としての機関投資家は資産運用者としての機関投資家

の行動を通じて寄与を期待するという現実的な提案がされる(前文7)。その上で、資産保有者としての機関投資家はスチュワードシップ責任を果たすべく基本的方針を示すこと、資産運用者としての機関投資家に対するコードの趣旨を踏まえた評価を行うことが期待される。

5. コスト負担 コスト負担の問題は、日本版スチュワードシップ・コードの形骸化を防止する上でも重要であり、機関投資家と顧客・受益者において投資のために必要なコストとしての認識の共有化が明記されている(前文7)。実際の対応としては、他の投資家との意見交換を行うことやそのための場を設けることによるコスト分担(原則7指針3)、二〇一二年七月英国ケイ報告(Kay Review)⁽²⁸⁾が提言する集中型ポートフォリオによりエンゲージメントに対し支払われるインセンティブを引き上げることが想定されよう。

6. グローバル対応の仕様 日本版スチュワードシップ・コードは、海外投資家について意識し、日本の上場株式に投資する機関投資家を念頭に置き(前文8)、定義付けについても丁寧な説明と共にグローバル慣行を活用し、内外双方に向けた発信力の強化に努めている。我が国の実状を考慮して独自性追求のあまり、形骸化に陥ることを懸念している。

7. 定期的見直しと形式主義防止 陳腐化、形骸化の防止の観点から、前文一五において定期的な見直しに関する記載がなされ、見直しスケジュールを予め可視化し、実務的にも有効な手段といえる。スチュワードシップの効果については定量評価が難しく、機関投資家においてはインセンティブが欠如しがちである。量化にこだわれば形式主義に陥ることも懸念される。本コードの趣旨を踏まえた評価について、評価する主体、対象ともに説明責任と判断が問われる。機関投資家は安易な形式主義は認められず、適切に評価する実力を備えるべきこととなる。

8. 日本版スチュワードシップ・コードのアップローチ—委託者の評価・選別、利益相反と受益者— 資産運用者としての機関投資家のアップローチは、委託者の資産保有者である機関投資家が評価・選別を行う。評価が形式主義に墮すことなく、利益相反の発生を前提に顧客・受益者の利益を第一とするような措置がとられているか（原則2指針2）も含め、短期的視点のみに偏らず、コードの趣旨を踏まえた評価（前文7）、知見の構築が望まれる。適切な評価と選別、自発的な事後検証を踏まえて機関投資家のスチュワードシップ活動の改善が進むことに繋がる。機関投資家と企業が両輪（前文5）となり、経済全体の成長にもつながる好循環の実現により企業価値向上と持続的成長が促進され、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るといふ機関投資家の役割の拡大が期待される。

第五章 日本版スチュワードシップ・コードに関する今後の問題点の考察

1. スチュワードシップ・コードの問題点の考察 日本版スチュワードシップ・コードの全体的な問題点として、①株主アクティビズムに対する消極的評価があり、実証研究では結論は一致しない。経営者に対しプレッシャーをかける株主が経営の欠陥に対して警鐘を鳴らす機能があること自体を評価する向きもあり、株式保有の形態として分散・集中保有、間接保有証券の形態・態様などに依存する可能性がある。②議決権行使のパターンが必ずしもコーポレート・ガバナンスの関心事と相関しているわけではない。⁽²⁹⁾

エンゲージメントは効率性を欠き、エンゲージメントに係るコストとベネフィットの比較で多数の会社の株式をポートフォリオに組み込む機関投資家においてはエンゲージメントを行うことに係るコストが大きい。フリーライドの問題もあり、運用機関による経営への過度の関与、一律の方針による形式的議決権行使も問題視がされる。⁽³⁰⁾⁽³¹⁾ フリーライ

ドに関しては、アクティビストと機関投資家の間で既に裁定が働きつつあり、スチュワードシップ・コードの機能が発揮される条件が整ってきたとする報告もされている。

2. Comply or Explain アプローチの問題点 Comply or Explain (遵守せよ、さもなければ説明せよ) アプローチの意義に関しては、ソフトローとしてのスチュワードシップ・コードであり、①原則としての行動規範を明らかにしつつ、スチュワードシップの多様性・個別性に対応が可能となること、②グッド・プラクティスに密着した規範の定立と見直しができ、実務とのフィードバックが図れること、③開示・説明による透明性の確保、④適用範囲についても柔軟性を確保し得ること、⑤定期的かつ柔軟な見直し、⑥法的拘束力のある規範としては定立困難な事項を対象としうること、等が挙げられる。

かかる Comply or Explain アプローチの問題点として、①有効性に乏しく、説明により十分な情報が提供されていないとする批判(二〇〇九年 RiskMetrics Group) ⁽³²⁾ が出される。

Comply or Explain アプローチを指示しつつも、実証研究の結果、必ずしも有効に機能しておらず、遵守しない理由の過半数が説明不十分で有用な情報が提供されていないとする批判、提供された説明を投資家が十分居理解して評価できるかという疑問などが出されている。②対象に対する批判として、海外投資家は含まれているか、最終投資家の声は反映されたか、国内機関投資家に限定する根拠は十分か、等が出されるが、日本版スチュワードシップ・コードでは、海外投資家も適用を受けることが可能であり、株式保有形態については我が国の法制度上の株式振替制度において直接方式が採用されている。このほか、③株主以外の利害関係者を会社との対話から排除していること、④最終投資家と会社の間に仲介機関が介在するシステムの複雑化・肥大化による株主と会社の対話の困難化(所有と所有

の分離)が問題点として出されている。⁽³³⁾

3. 日本版スチュワードシップ・コードと日本型エンゲージメント 日本版スチュワードシップ・コードについて、これまで概要、問題点などをみてきたが、今後の課題の一つは対話の新しい枠組みの確立であり、日本型エンゲージメントとしての我が国に適合したエンゲージメント・スタイルを策定することである。⁽³⁴⁾

エンゲージメントについてまとめると、株主による議決権行使を前提にした発行会社の経営陣と株主との対話であり、アクティビストでない機関投資家にとって意思決定の主体である経営陣に対する交渉力の確保が議決権行使の目的となる。交渉の緊張感の中で対話を進めるのがエンゲージメントといえる。歴史的には、英国の主要機関投資家による発行会社の経営陣への働きかけを指し、強い株主権限や特有の株式保有構造を背景に主要機関投資家が大きな交渉力を有していた。英国における成立条件として、一九九〇年代における状況をみると、①株主の強い法的権限があり、強力な取締役選解任権、株主提案権を持ち、このため取締役は罷免のリスクに曝されていた。②株式保有と運用の集中化があり、主要機関投資家である保険会社、年金、投信が株式の半分以上を保有し、委託先の運用会社も国内数十社に集中化していた。③緊密な投資家のコミュニティの存在があり、意見の集約化・共同歩調が容易で、これを支える法制度も存在していた。④株主価値を強調する資本市場の文化も背景にある。もともと英国では一九九〇年代後半以降、株式保有構造が変化し、エンゲージメントを担う国内機関投資家・運用会社の保有割合が低下し、外国投資家、ヘッジファンド等の保有比率が上昇したため、主要機関投資家のエンゲージメント活動を支えていた条件が崩れていることも指摘されている。⁽³⁵⁾

我が国におけるエンゲージメントの条件を検討すると、③、④の条件が不十分であり、このためエンゲージメント

のインフラ整備が必要となる。具体的には、法制面整備、情報インフラ整備の資源投入、機能するための対話フォーラム構築などである。建設的対話を促進し、資本市場の考え方を浸透させること、発行会社のトップ主導の決断・コミットメントが重要となる。出資者の不安・懸念を軽減する姿勢を明確にし、情報発信強化の問題意識も必要となる。差別化の機会と位置づけ、ガバナンスの投資家へのアピールを図り、機関投資家は情報発信を助ることができる。企業側はSR (Shareholder Relations 株主対策) とIR (Investor Relations 投資家対策) を連動させることが必要となる。

上場会社におけるSRとIRの連携・融合につき、SRの視点のみに拠ることで議案に関係のない開示に及び腰にならず、縦軸のIR視点を活かして自社のコーポレートガバナンスの全体像を積極的に打ち出し、株主・投資家の理解を促進することを通じ、議案賛成率のみならず市場評価に対する積極的な影響も期待できるとされる。⁽³⁶⁾

第二部 英国コーポレート・ガバナンス・コードの系譜と非業務執行取締役などの考察

第一章 英国のコーポレート・ガバナンス・コードの系譜と非業務執行取締役

1. 非業務執行役員の役割の考察

(1) 非業務執行役員の役割と分担 英国コーポレート・ガバナンス・コードについて、従前の転換点となるものを検討し、最新版である二〇一四年九月改訂コードをみていきたい。

我が国の二〇一四年六月改正会社法における監査等委員会制度導入について、英国型の非業務執行取締役(NED)を念頭に置き、今後のコーポレート・ガバナンス改革を進める場合、社外役員を含む非業務執行役員の役割の考察が

重要となる⁽³⁷⁾。社外性でなく、非業務執行性をメルクマールとすることになる。以下で、問題点の指摘を行う。英国では、非業務執行取締役とする場合、専ら社外取締役を念頭に置くが、ここでは非業務執行役員については社外取締役のみならず、非業務執行の社内取締役、社外取締役および我が国の監査役を含む広い概念として検討を深める。

社外取締役を含む非業務執行役員が職務を執行すること、特に社外取締役を活用し実効的なコーポレート・ガバナンス・システムの構築を検討する上で、非業務執行役員は業務執行に対する監督を担う機関に属する者であり、健全で持続的な成長のためには業務執行を担うマネジメント機関が責務を適正に果たすことが重要である。非業務執行役員を含む監督機関のあり方はマネジメント機関との役割分担に留意した上で整理が必要である。

検討課題としては、①社外役員を含む非業務執行役員に期待される役割とそれを支えるシステムについて、監査役会設置会社の場合、(i)社外役員を含む非業務執行役員に期待される役割があり、会社役員は、業務執行を行う業務執行役員と業務執行役員に対して監督の役割を担う非業務執行役員(社内取締役、社外取締役および監査役)とに峻別できることの整理が求められる。社内取締役は、所管事項以外については取締役会の構成員として他の業務執行取締役を監督しなければならず、この場合は非業務執行役員としての性格を有していることを前提とする。社外役員と非業務執行役員の役割の関係が検討課題となる。また非業務執行役員が監督において果たす役割として期待されるものは何か執行の利益相反行為のチェック、平時の経営判断のアドバイザー機能などが期待される役割であるという指摘もされる。(ii)非業務執行役員の中で監査役と取締役との役割分担が問題となる。③監査役と非業務執行取締役の役割分担も問題となる。非業務執行役員の中で、社外取締役と社外監査役の役割分担の考察が必要である。④企業の態様に応じた非業務執行取締役の役割が論点となり、非業務執行取締役の役割について企業の置かれた状況によってどのよう

な相違が生ずると考えられるか、が検討される。⑤非業務執行役員の人選も問題となる。⑥非業務執行役員の役割を支えるシステムについて、非業務執行役員が役割を全うするために有効な企業システム・企業の取り組みとして、具体的にいかなるものが考えられるか、が検討される。⑦コーポレート・ガバナンスは自主性と多様性が尊重されるべきところ、コーポレート・ガバナンス・システムの実現のための方向性、必要な方策について考察が必要となる。

(2) 英国における非業務執行取締役の役割および有効性―ヒッグス報告書― 上記の検討を行う上で、米国型のガバナンス・モデルとも異なり、我が国ガバナンス改革に親和性を有するともいわれる英国のガバナンス改革における非業務執行取締役の役割および有効性の議論をみていきたい。具体的にはヒッグス報告書における非業務執行取締役の役割および有効性に関する検討が参考となる。⁽³⁸⁾

英国のガバナンス改革においては、Comply or Explain 規定がコーポレート・ガバナンス規制全般に及ぶ通則として機能しており、同規定の適用対象となる最善慣行の内容について概観していきたい。コーポレート・ガバナンスのあり方に関する報告書の系譜をみると、⁽³⁹⁾①一九九二年キャドベリー報告書（発案者はロンドン証券取引所（LSE）、財務報告評議会（FRC）は、財務の透明性の確保（監査委員会の設置、会計監査）、最善の行為規範の順守（取締役会の役割、社外取締役の選任、機関株主）についてまとめている。②一九九五年グリーンブリー報告書（英国産業連盟（CBI）を通じて英国政府からの要請）は、取締役の報酬決定（報酬委員会の設置、報酬方針、雇用契約）、情報開示と承認手続き、民営化公益事業会社と報酬制度についてまとめている。③一九九八年ハンベル報告書（発案者はFRC、CBI、LSE、会計士団体）は、コーポレート・ガバナンス原則、取締役会議長と最高業務執行取締役（CEO）、取締役報酬、株主の役割、説明責任および監査などについてまとめている。④一九九九年ターンブル報告書（発案者はイングランド&ウェー

ルズの勅許会計士協会）は、内部統制に関する取締役のための指針（内部統制の範囲の拡大、責任体制の強化など）についてまとめている。

ハンペル委員会（九五年一月―九七年二月）は、財務報告、報酬問題に関する見直しを含むコーポレート・ガバナンスに関する議論を行い、一九九八年六月集大成した最終報告書を公表した。これによりLSEの統合規範（the Combined Code）が策定されている⁽⁴⁰⁾。

二つの報告書で勧告されたが、ハンペル委員会が盛り込まない論点のうち、独立した内部監査組織の設置強制、内部統制に関する開示の充実について、一九九九年イングランド&ウェールズ勅許会計士協会を中心に策定されたターンブル委員会勧告として統合規範に盛り込まれている。二元取締役会制度採用、機関投資家の議決権行使義務づけ、取締役会会長とCEOの兼任禁止、会社の規模別規制、株主代表としての取締役会の選任、取締役報酬プランの考え方および具体的内容を株主承認決議の対象とすることも内容とする⁽⁴¹⁾。

米国のエンロンの経営破綻を契機に英国貿易産業省（The Department of Trade and Industry）は、主管する会社法改正作業を一九九七年から進め、併せて英国企業のガバナンスの実体と対策を示すべく、二〇〇二年四月ヒッグス委員会を設置し、二〇〇三年一月「非業務執行取締役の役割と効果に関する検討」（Review of the role and effectiveness of non-executive directors）を公表した。このヒッグス報告書で示された勧告はLSE（ロンドン証券取引所）の統合規範に新たに盛り込まれることになる。英国におけるコーポレート・ガバナンスの現状を踏まえ、非業務執行取締役の役割を中心に統合規範等の修正を勧告している。また監査委員会については、R・スマス報告書がヒッグス報告書と同日に公表され、委員会は三名以上の独立社外取締役から構成され、少なくとも一名は財務に関する相当程度の経験があ

ることなどが勧告される。

ヒッグス報告書は社外取締役の役割を明確にし、実効性あるコーポレート・ガバナンス推進のために必要な勧告を行うことを目的とする。社外取締役と非業務執行取締役の明確な区別、社内取締役である非業務執行取締役の存在についての詳細な論及は十分とはいえない感もあるが、我が国における監査等委員会制度の将来像の検討に向けて参考となろう。

非業務執行取締役の役割として、日常の業務執行に当たる経営陣の監視、戦略策定の貢献の二つの基本的要素があると説明する。キヤドベリー報告書、ハンペル報告書では経営陣の監視、戦略策定の貢献には緊張関係があると認識され、その後の統合規範にも非業務執行取締役の役割についての指針は示されない。この点、ヒッグス報告書では、社外取締役に対するインタビュー調査を踏まえ、二つの要素間に緊張関係はあるものの本質的な矛盾はなく両立しうることを認め、非業務執行取締役が果たすべき役割について二つの要素を踏まえ明確に統合規範に盛り込むべきことを勧告している。

同報告書によれば、非業務執行取締役の役割の中核的内容は以下のとおりである。戦略（戦略策定に建設的に取り組み貢献すること）、業績（経営陣が合意された会社の目標をどの程度達成しているかを評価し達成度に関する業績報告を監視すること）、リスク（財務情報が正確であること、財務管理やリスク管理体制が健全かつ防衛可能であることを確認すること）、人物（執行取締役の報酬水準を適切に決定すること。上級経営陣やCEOを指名し、必要があれば解任をすること。その場合にはCEOの後継計画について主要な役割を果たすこと）である。報告書では、非業務執行取締役は少なくとも一年に一回取締役会議長、執行取締役の同席なしに他の経営幹部らと経営に関する会合の場をもつこと、年次報告書に会合の開催について記載

することが勧告されている。非業務執行取締役がこの役割を効果的に果たすためには、当面の問題について取締役会で検討ができるように十分な情報を正確かつ明瞭、タイムリーに提供されること、非業務執行取締役も情報を求めるべきことが示される。非業務執行取締役候補者が、取締役会に積極的に貢献できるだけの知識、技能、経験、時間を有しているかの観点から、非業務執行取締役職を受諾することが適切かを自ら事前に確認し、会社の財務状況、重要な関係、取締役会の構成、メンバーの実績などに関するデュー・デリジェンス（適正評価）を実施すべきであるとする。

私見であるが、こうした英国におけるヒッグス報告書の人物評価、事前確認、適正評価に関する項目は、Approved Persons の制度とも関連があろう。監督官庁による approval を必要とするにせよ、先ずは自発的に適合した人物を選任することが非業務執行取締役において求められる。我が国の監査等委員会制度において、監査等委員が指名・報酬委員会の機能を一部担うことも同一の理解となろう。

(3) ソフトロー、ヒッグス報告書の非業務執行取締役の役割および有効性と統合規範の改正

(イ) コーポレート・ガバナンス規制における補完性と柔軟性ならびにソフトロー米国と英国のソフトローの異同、強制力の存在―コーポレート・ガバナンス規制における補完性と柔軟性ならびにソフトローに関して、アイゼンバーク教授はソフトローが伝統的形式の法を基礎とし、法を補完する機能を有していることを指摘する⁽⁴²⁾。

かかる補完性の機能について、デラウェア州会社法は、独立した取締役会および取締役会委員会の構成に関する条項が存在せず、米国で重要なソフトロー法源である証券取引所上場規則により補完される。英国においても取締役会の構成および取締役会、取締役の役割について制定法はほとんど規定をしていない⁽⁴³⁾。こうした事項は統合規範（combined

(44) に代表される私的な実務団体が作成したソフトローである最善慣行 (Best practice) によって補完される。(45)

補完性の面で米国と英国はソフトローの機能に類似性がみられることになるが、両国のソフトローには異なる側面が存在し、米国ではソフトローの上場規則は会社が証券取引所に上場する限り適用を強制される。英国もソフトローである最善慣行は上場規則を通じて適用を強制されるが、最善慣行自体は、上場規則ではなく、任意の実務慣行として遵守を推奨するのみである。また最善慣行は、適用について一律に遵守が強制されるものではなく、上場会社は最善慣行を遵守するか、そうでなければその理由を開示する Comply or Explain 規定が上場規則で採用されている。(46)

同規定は、会社が最善慣行の特定条項を遵守できない場合、その理由を開示させることにより各会社の事情に即した最善慣行の柔軟な適用を可能にし(柔軟性の機能)、これにより遵守するかしないかの自由な勧告より、一定の強制力が働く仕組みとなっている。(47) 最善慣行、Comply or Explain 規定の組み合わせは、英国のコーポレート・ガバナンス規制に補完性と柔軟性を与えている。この方式は英国コーポレート・ガバナンス改革の嚆矢となったキャドバリー報告書 (Cadbury Report) (48) で採用され、一貫して維持されている。我が国でも、最善慣行と Comply or Explain 規定の組み合わせの導入が検討されるべきとの主張も存在する。(49) 我が国において、英国型改革と親和性のある監査等委員会制度導入を柱とする会社法改正ならびに機関投資家に対するスチュワードシップ・コードの二つの柱により、ソフトローとの組み合わせによって今後のコーポレート・ガバナンスの改善を図る場合、補完性と柔軟性、一定に強制力確保の観点からの検討が必要となろう。最善慣行については、英国では統合規範から、二〇一〇年にコーポレート・ガバナンス・コードとスチュワードシップ・コードに分離している。我が国においては先行的にスチュワードシップ・コードのソフトロー化を図るのであれば、日本版最善慣行の確立に向けて、既に存在する東京証券取引所が発出した

上場会社コーポレート・ガバナンス原則（二〇〇四年三月）、コーポレート・ガバナンスに関する報告書（二〇一三年七月）等により、内容面、エンフォースメントなどが我が国企業の現状のコーポレート・ガバナンス改革に適合し、あるいは十分なものであるか、一層の検討が進められよう。

英国のコーポレート・ガバナンス規制の方式はEUでも採り入れられ、EUにおける会社法の調和を目的とする会社法指令（company law directive）に組み込まれている。二〇〇六年EU会社法指令2006/46/EC⁽⁵¹⁾においては、上場会社は年次報告書にコーポレート・ガバナンス・コードに関する情報を記載した年次コーポレート・ガバナンス・ステートメントを含めなければならないことを規定する。

(ロ) 非業務執行取締役の役割および有効性と統合規範の改正—エンロン事件の影響と対応— 二〇〇三年一月公表のヒックス報告書⁽⁵²⁾は、非業務執行取締役の役割および有効性を評価し、その結果を統合規範の改正に反映させることを目的としていた。⁽⁵³⁾ 背景には、米国における二〇〇一年から二〇〇二年にかけてのエンロン、ワールド・コム等の破綻がある。コーポレート・ガバナンスの重大な欠点が破綻の主な原因の一つとされ、非業務執行取締役の有効性と監査機能について検討がなされた。エンロン事件では、非倫理的で詐欺的な行為を発見することが困難でなかったにもかかわらず、非業務執行取締役および外部会計監査人はこれに注意を払っていなかった。米国では、二〇〇二年七月三〇日会社の情報開示および財務報告書類の作成手続の正確性および信頼性を確保することを目的としたサーベンス・オクスレー法（Sarbanes-Oxley Act: Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002）⁽⁵⁴⁾が成立した。

また二〇〇二年九月に監査および会計問題に関する調整グループ（Coordinating Group on Audit and Accounting Issues - CGAA）の要請から、FRCに付託され、ロバート・スミス卿により二〇〇三年一月監査委員会に関する報告

書が公表されている（スミス報告書⁽⁵⁵⁾）。ヒッグス報告書およびスミス報告書の勧告を受けて、統合規範の改正が行われた。ヒッグス報告書において勧告された統合規範の改正の内容は、以下の通りである。

- ① 取締役会会長を除き、取締役会の半数を独立非業務執行取締役で構成する（A35）。
- ② 非業務執行取締役の独立性について新しい定義が提案され、非業務執行取締役は特質・判断が独立しているものと取締役会で判断され、取締役の判断に影響しうらと思われる関係や事情がない場合、独立性を有していると定義する（A34）。
- ③ 上級非業務執行取締役は年次報告書で特定するが、株主が懸念を抱く場合、取締役会会長またはCEOを通じての通常の方法による接触が不適切、あるいはそれでは問題が解決しない場合、株主は上級非業務執行取締役を利用する（A36）。
- ④ 上級非業務執行取締役は株主の問題や懸念を理解し、他の非業務執行取締役に株主の見解を伝えるため、主要な株主と共に定期的に経営陣会議に出席する。非業務執行取締役は、主要株主との定期的会合に出席する（C2）。
- ⑤ 非業務執行取締役は、定期的に業務執行取締役が出席しない会合を開き、一年に一回は取締役会会長が出席しない会合を開催する。会合は上級非業務執行取締役主導で行われる（A15）。
- ⑥ 指名委員会は、取締役会会長でなく独立・非業務執行取締役が委員長となる（A41）。
- ⑦ 業務執行取締役は、主要企業（FTSE100社等）の非業務執行取締役職、取締役会会長職のいずれも二社以上は就くことができる。いかなる個人も主要企業の取締役会会長職に二社以上就くことができない（A48）。
- ⑧ 最高経営責任者は、現在の会社の取締役会会長に就任できない（A23）

⑨ 一人の非業務執行取締役は三つの取締役会委員会を兼ねられなく(437)。

もつともヒックス報告書による統合規範の改正提案については、企業側等から反発が出され、取締役会内の分裂を引き起こす可能性が示唆された⁽⁵⁶⁾。

(4) 会社法規制、最善慣行規範の關係、真実かつ公正な概観規定

(イ) 真実かつ公正な概観規定 次に、Comply or Explain 規定が英国会社法の会計規定である真実かつ公正な概観 (True and fair view) 規定に類似性を有することが指摘される。真実かつ公正な概観規定が英国に導入されたのは一九四八年会社法である。計算書類監査において適用される規定であり、計算書類作成に直接適用されるものではなかったが、計算書類作成において最優先される規定であり、法の不整備等がある場合はそれを補い、作成者に一定の範囲で裁量の余地を認める意図があった。会計規制における補完性と柔軟性の機能を果たしていると解することができる。

一九七八年EC会社法第四指令が採択され、指令を国内法化した結果、会計および監査に関する規定について制定法を中心とした規制アプローチを採るドイツ、フランス等の大陸法の影響を受けた内容となっている。真実かつ公正な概観規定は維持はなされたが、同指令により修正が加えられ、離脱規定を明文化すること⁽⁵⁷⁾で、真実かつ公正な概観規定の優先性が明確になり、柔軟な法の運用にも資することとなった。その後、法の裏付けがない会計基準における不遵守が多発し、一九八九年会社法は会社法規定にのみ求められていた離脱による説明を会計基準にも要求するようになった⁽⁵⁸⁾。

(ロ) 英国会社法における取締役会に対する法規制 英国会社法の特徴は、コーポレート・ガバナンスの議論の中心である取締役会に対する規制が小さいことであり、Comply or Explain 規定の適用対象である最善慣行の進展を導いた

と考えられる。取締役会の構造について英国会社法は会社が有しなければならない取締役の最低人数を明記するのみで、取締役が誰に任命されるべきかを規定しない。任期についても規定はなく、五年を超える期間の取締役の任用契約 (contract of service) は株主総会承認が要求されると規定される。⁽⁵⁸⁾

英国会社法は一層制か二層制か、取締役会に内部委員会を置くか、業務執行取締役 (ED) と非業務執行取締役 (NED) の混合・バランス、同一人物が CEO と取締役会会長 (chairman) の地位を兼ねるか、取締役が有すべき特定の属性 (専門的資格、独立性) についても明記しておらず、こうした事項は最善慣行である統合規範が定めている。取締役会の役割についても会社法は主として沈黙しているとされ、取締役会全体の役割として、取締役会の経営権限はデフォルト条項においてのみ存在する (A表第七〇条)⁽⁵⁹⁾。

英国では取締役会に対する法規制は非常に緩やかなもので、取締役会は広範な業務執行の権限を有し、かかる法規制の状況の下、コーポレート・ガバナンス規制における最善慣行、これに適用される Comply or Explain 規定が形成され、適用範囲がコーポレート・ガバナンス規制の領域に展開されていくことになる。

我が国においては、英国では最善慣行規範などのソフトローに委ねられる部分について、相応の会社法規制があり、強制法規である。この点では、ソフトローであるコーポレート・ガバナンス・コードに依拠すべき領域が相対的には多くないことになろうが、補完性・柔軟性の乏しさに繋がるといえるようか。Comply or Explain ルールによる強制性の發揮する余地が少ないことにもなる。ここは、近年は会社法制が原則自由で規律の緩い方向性にあることはつとに指摘されており、トータルで見れば、その分を強制力を一定程度備えたソフトロー部分の充実により、実効性を確保して来つつあるともいえる。国際競争力強化の観点もあり、各社の自由な機関設計を認めつつ、長期的視点からの

コーポレート・ガバナンス向上を目指すことになる。

第二章 英国におけるコーポレート・ガバナンスと新たなリスクマネジメント

—コーポレート・ガバナンスとリスクマネジメントの結合—

1. 英国におけるコーポレート・ガバナンスとERM

(1) 英国におけるコーポレート・ガバナンスとERM 英国では、上記の通り、一九八〇年―一九〇年代初めの大企業の不祥事、倒産などを背景にコーポレート・ガバナンス改革の必要性が議論された。かかる前提の下に、英国におけるコーポレート・ガバナンスと新たなリスクマネジメントの結合に議論を進展させていきたい。

英国ではコーポレート・ガバナンスと全社的・戦略的リスクマネジメントであるERM (Enterprise Risk Management) の基礎が築かれた。一九九八年にキャドバリー報告書、グリーンブリー報告、ハンベル報告書の三つが統合され、統合規範として纏められた。その後、ロンドン証券取引所の上場企業が統合規範の要求を充たし、内部統制構築を図ることを助けるため、一九九九年ターンブル報告書が発表され、同報告書は上場企業の取締役会が統合規範の内部統制に関する原則、条項を遵守するためのガイダンスを示しており、株主保護と企業資産保全に役立つ健全な内部統制システムの確立、有効性のレビューに際してリスク指向のアプローチを採用することを念頭に置き、適切な判断を下すことを取締役会に求めたものである。統合規範では企業経営が正しく行われることを確保するためのコーポレート・ガバナンス原則が述べられ、取締役が株主に対して持つ説明責任の一部として内部統制が定義され、これを受けターンブル報告書は健全な内部統制システムの要素としてリスクマネジメントの重要性を述べる。同報告書では取締役

役会の主要な責任は企業グループ全体の内部統制が有効に機能していることをチェックすることで、健全な内部統制システムはリスクベースのアプローチによるベストプラクティスを試みることにする。具体的には取締役会に対して、企業の重大なリスクを洗い出し、評価・管理するプロセスの実施と見直しの活動が取締役会の期待に応えたものかについて開示することが奨励される。

(2) 我が国におけるERM 我が国では、市場の要求としてのガバナンスの発達は十分とはいえない。説明責任のためのERM導入のインセンティブは市場主導のシステムに比べ弱く、今後の普及にはERM導入を求める監督機関の法規制を必要とする面もあろうか。

欧米の市場主導システムと我が国の相違は、組織に密着した共同体の重要性を強調する内部主義の気質の存在があり、コーポレート・ガバナンス改革において外部との関わり合いの支持が拡がらないことも一因であろう。市場のグローバル化を背景に、我が国も市場主導のコーポレート・ガバナンス・システムに向かって進みつつあり、透明性と説明責任を是認する段階に入っている。⁽⁶¹⁾新しいコーポレート・ガバナンス・モデル構築のためには企業経営の透明性と特にガバナンス・リスクの評価が重要であり、この観点からも説明責任を担保するリスクマネジメントの重要性が増大しよう。

英国は市場主導のアプローチによりコーポレート・ガバナンス改革を推進し、ターンブル報告書の準拠を嚆矢として、実用的ERMの実現を達成している。英国のERM導入の経験を我が国の内部統制関連の法規制とERMの実践の間の齟齬⁽⁶³⁾を埋める解決策として活用できることが期待される。

2. ターンブル報告書におけるコーポレート・ガバナンスとリスクマネジメントの結合

ERMに関して、特にターンブル報告書ではコーポレート・ガバナンスとリスクマネジメントの結合が述べられている点が注目される。ターンブル・ガイダンスの構成は、イントロダクション、健全な内部統制システムの維持、内部統制の有効性の審査、内部統制についての取締役会の説明、内部監査、付録となっている。⁽⁶⁴⁾「内部統制とリスク管理の重要性10」において、内部統制システムは会社の事業目的の実現に重要なリスクのマネジメントを行う際、重要な役割を担う。健全な内部統制システムは株主の投資と会社の資産の保護に貢献する。「内部統制とリスク管理の重要性13」では、会社の目的や会社の内部組織と事業展開する外部環境は絶えず進展しているため、会社が直面するリスクは絶えず変化している。従って健全な内部統制システムは、会社が直面するリスクの性質と規模を詳細かつ恒常的に評価することと深い関わりを持つ。利益は、部分的には事業リスクを適切に取り込むことにより得られる報酬である。このため内部統制の目的は、リスクを無くすより、むしろ適切にマネジメントを行い、統制し易くすることである。「健全な内部統制システムの維持・責任17」では、内部統制の政策（その政策によって会社固有の状況下で健全な内部統制システムを評価する）を決定する際、取締役会は次の要素を審議すべきである。会社が直面しているリスクの性質と大きさ、会社が許容可能としたリスク、憂慮されるリスクの実現可能性・発生頻度、事故削減の会社の能力およびリスクが顕現した場合の業務に与えるインパクトを減らす能力、関連リスクのマネジメントにより得られる利益に関係する特定の統制を行う費用。「健全な内部統制システムの維持・責任18」では、リスクと統制に関する取締役会の政策を実行することは経営者の役割である。経営者はその責任を果す場合、会社が直面するリスクで取締役会の検討対象となるリスクを認識、評価し、取締役会が採用した政策を実行する内部統制の適当なシステムを設計、操作し、モニターすべきである。

コーポレート・ガバナンスとリスクマネジメントの結合について、ロンドン証券取引所上場企業の経営者は内部統制システムによって支えられたリスクマネジメントを行わなければならない。注目すべきは、①コーポレート・ガバナンス論の中にリスクマネジメントがビルトインされたこと、②リスクマネジメントは、損失も利益も生ずるリスクも対象となっていること、③内部統制システムはリスクマネジメントを实行するについて重大な役割を担うものとされたことである。①は、コーポレート・ガバナンスの関係が希薄であった従来のリスクマネジメントの画期的な変容といえる。③は、米国において提唱された管理手法としての内部統制をコーポレート・ガバナンスの基礎であるリスクマネジメントを支える手法として採用したことになる。かかる経過を経て英国においてはコーポレート・ガバナンスとリスクマネジメントが結合したといえよう。「ターニブルの実践…取締役会への説明というレポートで詳しい実行方法が解説されている。

我が国におけるリスクマネジメントについては、オペレーショナル・リスク中心の負のリスク (only downside risk) のリスクマネジメントの解説書が多く、内部統制と結びついた組織全体を業績の向上に向けて方向付けするERMは言葉では唱えられているが、具体的な実行方法については各企業の自主性に任せられているのが実情といえる。「ターニブルの実践…取締役会への説明」で、いかにリスクマネジメントと内部統制を事業目標に結びつけるかについて留意事項が具体的に分かり易く記述されている。

なお、リスクマネジメントに関しては、「新リスクマネジメントスタンダード」として、二〇〇二年九月英国の三大リスクマネジメント機関であるIRM (The Institute of Risk Management) ʼ AIRMIC (The Association of Insurance and Risk Managers) ʼ ALARM (The National Forum for Risk Management in the Public Sector) ʼ A Risk Management

Standardを発表した。⁽⁶⁵⁾

このスタンダードには下記の特徴がある。①対象リスクの範囲を upside と downside の両リスクとし、対象とするリスクの範囲を損失も利益も発生するリスクにまで拡大している。米国の COSO2 のリスクの定義は、組織の戦略や目的達成に影響するような内的・外的事象をイベントという。正の影響を与えるイベントを機会 (opportunity)、負の影響を与えるイベントをリスク (risk) という、とされ、機会のマネジメントはリスクマネジメントの対象外と見做される。②内部統制を意識した規定を詳しく入れている。(i)リスク対策はこれを行う組織に少なくとも次のような事態をもたらす必要がある。効果的、効率的な業務、効果的な内部統制、コンプライアンス。(ii)取締役会の役割は、組織の戦略的な方向性を決定し、リスクマネジメントが効果あるものとなるような環境、枠組みをつくること。また内部統制システムの評価に際しては次のことを考慮すべきである。どのようなリスクをどの程度まで企業の事業活動の中で保有できるか、そのようなリスクが顕在化する確率はどのぐらいか、保有できないリスクはどのように管理されるべきか、企業がどの程度リスク顕在化の可能性や事業への影響を抑えることができるか、リスクとその管理活動についての利害得失(費用、効果)、リスクマネジメント・プロセスの有効性、取締役会の決定に際してのリスクの考慮。③財務の重視として、リスク対応では、(i)コントロール・軽減、(ii)回避、(iii)移転、(iv)リスクファイナンスとされ、財務が重視されている。リスク対応の最後にリスクファイナンスングに関し、損失あるいは損失の要素の中には保険でカバーできないものがあると書かれている。⁽⁶⁶⁾ 経営者の関与として、リスクマネジメント・プロセスが効果的に機能するために組織の最高経営者および経営幹部によるコミットメントが要求される。取締役会は組織の戦略的な方向性を決定し、リスクマネジメントが効果的に機能するように環境・制度を整備する責任を有する。

第三章 リーマン金融危機と Approved Persons 制度

1. ウォーカー報告書にみる金融危機後のコーポレート・ガバナンス リーマン金融危機後の英国のコーポレート・ガバナンス改革について、ウォーカー報告書を探り上げていきたい。⁽⁶⁷⁾ 金融機関監督に関連した問題に対処すべく、英国政府は問題のレビューのために二〇〇九年二月デビッド・ウォーカー卿に銀行およびその他の金融機関 (Bank and Other Financial Institutions BOFI) に関する調査を依頼した。調査では金融機関の取締役会のリスク管理体制、取締役のスキル・独立性、取締役会の実際の行動の有効性などが含まれ、機関投資家の役割、英国の問題に対するアプローチが国際的なプラクティスと比較して一貫性があったかなども調査された。調査には一八〇社以上から回答が寄せられ、最終報告書として二〇〇九年一月二六日公表されている。ウォーカー報告書は取締役会の規模・構成・機能・パフォーマンス評価、投資家の役割、リスクガバナンス、報酬など多くの提言を行い、結論として政府の金融機関監督に欠陥があった旨を報告した。金融機関の組織体制でなく行動パターンに問題があったことを指摘し、統合規範自体に問題はないが、より厳格に実際に適用することが求められると報告した。同報告書においては機関投資家に対しても受動的でなく積極的に早期段階から企業と関わりを持つ体制構築を図るべきことを提言をしている。投資家責任を明示したスチュワードシップ・コード (Stewardship Code) が新たに提案され、投資家に規範の受入れが薦められ、FRC が監督することになった。

ウォーカー報告書の他の提言内容には、取締役会会長の選任を年一回実施すること、報酬に関する反対票が二五%以上となる場合に株主に対し報酬委員会委員長の再任を問うものもある。多くの提言内容を統合規範、スチュワード

シップ・コードにより実現すべきことを述べ、Comply or Explain(遵守を求め、遵守しない場合はその理由を説明する)形で実施されることとなった。同報告書は厳密には銀行その他の金融機関(BOFI)のみに該当するものであるが、他業界の様々な企業においても十分な意義があるものといえる。

またFRCは統合規範に対する報告、コンサルテーション・ドキュメントを発表し、金融機関以外の企業はコーポレート・ガバナンスにおける深刻な欠陥、失敗はなかった旨が報告された、FRCは政府の要請によりスチュワードシップ規範の監督を行うこととなった。他方、統合規範に関しては、株主に対する説明責任を一層高める内容となっており、取締役会会長、取締役全員を毎年選挙により選任すべきことが提言される。独立非業務執行取締役に関して、会社において多くの時間を費やすべきことも提言され、取締役会評価、リスク管理、報酬にも言及されている⁽⁶⁸⁾。ガバナンスに関しては、(i)リスクを取る過程や報酬を決定する過程において、非業務執行取締役の役割を増やすことで銀行を始めとした大規模金融機関の取締役会の機能を変えるべきこと。(ii)今次金融危機において自社が抱えるリスクの種類や規模に関する取締役の認識が不十分であったことを踏まえて、取締役は、リスク管理の問題を議論する役員クラスの間であるリスク委員会に対し自社が抱えるリスクを精査するための強い権限を与えるべきこと。(iii)リスク管理の責任者であり企業全体のリスクを取る過程を監督するべきChief Risk Officer(CRO)は、取締役会に出席すべきこと。(iv)持続可能な業績を上げるための高い規律を取締役が保つことができなかつたことを踏まえて、取締役会議長は一年ごとに再選出すべきこと。(v)取締役でない業務執行役員が従前以上に取締役会の業務に時間を費やすべきこと。(vi)機関投資家は株主としての責務を積極的に果たすべきこと等が述べられている。その他、報酬に関して既存のボナスの枠組みは短期業績に報いる形のため過度なリスク・テイクを助長したとの認識に基づき、高額報酬を得た取締

役に報酬に関する一層の情報公開をさせること、企業全体の報酬額の精査の報酬委員会に強い権限を与えることも言及されている⁽⁶⁹⁾。

2. Approved Persons 制度と金融危機の接点 コーポレート・ガバナンスの実践について、二〇〇九年ウォーカー報告書はリスク機能 (Risk Function Role)、⁽⁷⁰⁾ 議長の役割 (Chairman Role) などコントロール機能 (Control Function) を細分化し、枠組みを留意している。ウォーカー報告書では Consultation paper は発出されたものの法的な強制力を持たず、精神的な枠組みに止まり⁽¹³⁾、内容を補完する意味合いから、行為規制において CEO (最高業務執行責任者)、Chairman など key person は FCA の個別承認を受ける必要があるものとされた (Approved Persons)。個人的資質を問われ、形式面でなく実質的な内容を求められる。本社の論功行賞によるローテーション人事・派遣では承認されない状況となっている。

かかる Approved Persons 制度は、二〇〇〇年発効の FSMA2000 (Financial Services & Market Act 2000) の section59を根拠法令 (条項) とし、法令に基づき FSA (FCA/PRA) Handbook において詳細な規定がされる⁽⁷⁰⁾。ウォーカー報告書において、後掲の通り、Chairman や非業務執行取締役 (NED) の責任と役割強化、Risk Committee 設置などリスク管理態勢強化が提言されたが、当時の FSA はこの提言に基づき、コーポレート・ガバナンス・コード改訂の中で Approved Persons 制度の一部変更を進めてきたものである。

第四章 二〇一四年九月改訂版英国コーポレート・ガバナンス・コードと

非業務執行取締役ならびに Approved Persons 制度

1. 統合コードと非業務執行取締役ならびに Approved Persons 制度 スチュワードシップ・コードが分離される前のことであるが、二〇〇三年改正統合コードにおいて、取締役会構成員の過半数は非業務執行取締役が要求され、取締役会の監督機能強化の方向が示され（改正統合コード A.32）、監督機能に特化した機関になっている。非業務執行取締役の独立性に関して漸く具体的基準が規定され、その独立性が明確化されている（改正統合コード A.31⁽¹⁾）。こうした改正統合コードでも、取締役の専門性に関して、取締役の研修を行なうことに関する規定が置かれたが、能力要件の規定は設けられなかった。

私見であるが、英国コードの Approved Persons 規定においては、こうした専門性、研修などが規定されることとなつていますが、更に care、due diligence などの規範概念についても述べられ、一層ソフトウェアに委ねるべき内容が増加していると思料される。改正統合コードの独立性の内容は、具体性に踏み込んだものではあるが、我が国会社法における社外取締役の独立性要件のレベルに止まっていよう。

各委員会において監督機関として独立性を担保するべく、構成員の過半数は非業務執行取締役でなければならないとの規定がなされている。指名委員会は、構成員の過半数は非業務執行取締役でなければならない。監査委員会の構成員の過半数は、独立性のある非業務執行取締役でなければならない。報酬委員会では、構成員全員が独立性のある非業務執行取締役でなければならない。指名委員会のみは独立性要件が付されていないことになる。私見であるが、

指名委員会については、人事権保持の観点から経済界が抵抗したこと、さらに内部の役員が存在しなければ従前の役員候補者の評価、業績、長期間にわたる人物像や人望など、当該企業において全従業員が納得する人選はできにくい点が考えられよう。こうした場合、独立性のある非業務執行取締役としては、社外・独立取締役が念頭にあるとみられ、社内・非業務執行取締役の役割・機能については想定していないとみられる。

二〇〇三年改正統合コードでは、独立性のある者が監督機能担保のための重要要素であると考えている。機関投資家の影響が大きく、取締役に就任するなど直接業務執行者を監督することができない機関投資家に代わって取締役会が監督機能を果たすことが期待され、構成員として非業務執行取締役の存在が重要視されている。

2. 非業務執行取締役の注意義務と Approved Persons 制度ならびに二〇一〇年版・二〇一四年九月版コーポレート・ガバナンス・コード

コーポレート・ガバナンス・コードについては、二〇一〇年版に続いて二〇一四年九月改訂版が出されている。非業務執行取締役の注意義務とコーポレート・ガバナンス・コードの影響について検討を深めたい。かかる問題点については、二〇一〇年コード改訂が大きな転機になっている。最初に同コードの改正点を検討し、更に最新の二〇一四年九月改訂版コードをみておきたい。Approved Persons 制度の整合性、導入が意識される部分である。

(1) ウォーカー報告書と二〇一〇年コード改訂 二〇一〇年コード改訂の経緯は、ウォーカー報告書である。統合コード改正は二〇〇八年サブプライム問題に端を発する金融危機が淵源となり、英国では金融機関におけるガバナンスの検討をデヴィット・ウォーカー卿に委嘱する。二〇〇九年一月ウォーカー報告書 (A review of corporate governance in UK banks and other financial industry entities final recommendations) が公表される。上場会社に対する提案でもあり、

FRCも統合コード改正においてウォーカー報告書の提案を参考としている。

ウォーカー報告書はガバナンスに関して以下の提案を行う。会社の長期的利益を追求するためには、取締役会の監督機能が重要である。取締役会は業務執行者に対し、より厳格な業績評価を行なう責任を負う (recommendation 12)。関連して、取締役会の監督が機能するため、取締役会議長と非業務執行取締役の役割と責任の明確化が必要である。取締役会議長は、取締役会を効率的に運営するため会社に関する十分な知識とリーダーシップを持つていなければならない (recommendation 8)。取締役会が効率的に機能するため、自身が監督や審議をする上で必要な適切な時間を確保しなければならない (recommendation 7)。

非業務執行取締役に關し、ウォーカー報告書はヒッグス報告書と比べ、具体的に非業務執行取締役の役割や備えていべき要件を提案する。取締役会議長および全取締役は、毎年再任手続きに付されなければならない (recommendation 10)、取締役会議長が適切でない判断を行なった場合、筆頭独立取締役 (senior independent director) が、議長に代わって取締役会を運営し、株主と取締役会議長の関係を構築するために役割を負うべきである (recommendation 11)。常に取締役会の構成員の健全性が維持されるように配慮される。取締役会議長と非業務執行取締役の報酬は、業績とは関連しない報酬制度を構築することが求められる (14)。短期的利益を求めがちな業務執行者に対し、取締役会が同一の傾向を持つことなく歯止めとして機能することを期待している。

取締役会と別に、リスクと内部統制を検討するリスク委員会 (the board risk committee) を設置する)と (recommendation 23) が提案された。金融危機の原因が金融機関のリスク管理と内部統制の整備の不足にあるという認識に基づくもので、リスク委員会構成員である非業務執行取締役は個々の情報を十分理解している必要がある。

ウォーカー報告書において注目すべきは、取締役会の監督機能を向上させるため、構成員に対し会社に関する知識や理解を求める部分である。独立性のみを求めた従前のガバナンスの考え方に加え、取締役の専門性を要求したと考えることができる。Approved Persons 制度に繋がる部分であろう。

また二〇〇九年一月 FRC (英国財務報告評議会) は統合コード改正に関して Final Report⁽⁷²⁾ Consultation Paper⁽⁷³⁾ を公表し、UK Corporate Governance Code⁽⁷⁴⁾ に名称変更されて公表された。統合コードと同様に、キャドバリー報告書以来のソフトウェアによる規制を踏襲し、ガバナンス・コードも上場規則に採用され、上場会社に対する強制力は統合コードと同等である。

二〇一〇年改訂コーポレート・ガバナンス・コードは、ウォーカー報告書を参考に追加・変更を行なっている。統合コードと同様に、主要原則 (Main Principles)、補助原則 (Supporting Principles)、規範条項 (Code provisions) が定められる。改訂コードでは五つの項目 (Section) に分けられ、リーダーシップ (leadership)、効率性 (effectiveness)、説明責任 (accountability)、報酬 (remuneration)、株主との関係 (relation with shareholders) としている。従前はリーダーシップと効率性に関する部分は取締役 (director) の項目にあったが、監督機能向上のため、取締役会議長と非業務執行取締役に関する規定を明確に分けた。二〇一〇年改訂では、取締役会の構成員の役割と責任の明確化が中心となり⁽⁷⁵⁾。これらは、概ね二〇一四年九月改訂コードにも踏襲されている。取締役会は、会社が長期的に成功 (the long-term success) するように全体として責任を負うべきである (A1)。二〇一〇年改訂では、「長期的に」という文言を追加し、統合コードと比べて取締役会の目的が具体的に規定された。取締役会に対して独立性に加え、義務や責任を果たすために必要な知識や経験を有していることを要求する (B1)。取締役会議長に関する規定 (A3 main principle) が主要原

則として二〇一〇年コードにおいて初めて設けられた。

非業務執行取締役に関して、取締役会の構成員の過半数は独立性のある非業務執行取締役でなければならぬとされ、Approved Persons 制度の接点となるところである。取締役は自身の業務を行なうために十分な時間を確保しなければならぬ (Main Principle B3)。必要とされる時間を具体的に明記するか、兼任する非業務執行取締役では監督を行なう上で十分な時間を確保することが可能か、兼任規制を行なう必要があるかなども議論され、結局明記はされなかった。

取締役は、取締役会に参加するため、必要なスキル (skill) と知識を備えていなければならない (Main Principle B4)。これもまた Approved Persons 制度の接点といえる。内部統制に関する規定として、年次報告書に会社のビジネスモデルを開示しなければならず、取締役はビジネスモデルを説明する義務を負う (C12)。非業務執行取締役は、会社のリスクに関する一定程度の情報、知識を有していることが要求される。二〇一〇年改訂前は、監査委員会構成員に対して一定程度の財務経験を要求するに止まっていたが、改訂後は委員会構成員になった非業務執行取締役全員が一定程度の知識や能力を備えることを要求される (Main Principle B1)。専門取締役 (Professional director) という用語が用いられ、非業務執行取締役は単なる独立した者でなく、監督を行なう上で適切な専門的能力を有した者とする。

3. FCA コードと Approved Persons—Financial Conduct Authority Handbook や Threshold Conditions Code—二〇一〇年コード以降、取締役は適格性の審査を受けることになった。かかる Approved Persons 制度については、二〇一三年 FSA が解体され、FCA (Financial Conduct Authority) と PRA (Prudential Regulation Authority) の二本立てとなり、これに伴い、Financial Conduct Authority Handbook に基づく Threshold Conditions Code (C10

(76) N D) が策定され、⁽⁷⁷⁾その中で Approved Persons について規定されることとなっている。

4. 二〇一四年九月改訂版コーポレート・ガバナンス・コードの考察

(1) 二〇一四年九月改訂版コーポレート・ガバナンス・コード コーポレート・ガバナンス・コードに関して、FR C (英国財務報告審議会) から最新版のものとして二〇一四年九月改訂版コードが発出されている。⁽⁷⁸⁾

取締役の独立性に関しては過去五年以内に当該会社またはグループの従業員であったこと、過去三年以内に直接に会社とビジネス上の重要な関係があったこと、または会社とビジネス上の重要な関係を有する団体のパートナー、株主、取締役または幹部であったこと。役員報酬以外に追加報酬を受領したことがあるか現に受領していること、会社のストック・オプションか業績連動型の報酬スキームを付与されていること、または会社の年金スキームのメンバーであること、会社のアドバイザー、取締役または幹部職員 (senior employees) と近い親族関係にあること、他の会社／団体が相互に取締役を選任している関係にある (cross-directorships) か、当該他の会社／団体の取締役と重要な連携関係にあること、大株主 (significant shareholder) を代表していること、最初の選任の日以降九年間以上にわたり取締役を務めていることについて、当該者を独立取締役と決定した場合にはその理由を年次報告書において示すべきである (B11)。

取締役のコミットメントの規定がされている。スケジュールシップ・コードとの接点であろう。すべての取締役は、その責務を有効に果たすに当たり十分な時間を会社のために割くことが可能であるべきである (Main Principle B3)。

取締役の研鑽 (development) の規定がされる。Approved Persons 制度に関連する規定である。すべての取締役は、取締役会に加わるにあたって就任ガイダンス (induction) を受けるべきであり、また、そのスキルと知識を随時更新・

アップデートすべきである (Main Principle B4)。取締役会議長は、取締役が、そのスキルと知識を、また、取締役会や取締役会委員会において役割を果たすために必要な会社情報を、絶えずアップデートするようにすべきである (Supporting Principles)。会社は、自社の取締役が知識・能力を研鑽・アップデートするために必要なリソースを提供すべきである。すべての取締役は、自らが有効に機能するために、会社に関する適正な知識と会社の業務・従業員へのアクセスを必要とする。取締役会議長は、新しい取締役が加わる際には、十分かつ正式な、本人に適した就任ガイダンスが受けられるようにすべきである。この一環として、取締役は、主要株主と面会する機会を得るべきである (B4.1)。取締役会議長は、取締役の研修・研鑽 (training and development) ニーズに関して、随時、レビューを行うとともに各取締役と合意すべきである (B4.2)。

リスク管理と内部統制について、戦略的リスクマネジメント (ERM)、更には積極的妥当性にも踏み込む可能性を有する規定がされている。取締役会は、その戦略目標 (strategic objectives) を達成するに当たり、取ろうとしている主要なリスクの性質と範囲を特定する責務を負う。取締役会は、健全なリスク管理と内部統制システムを維持すべきである (Main Principle C2)。

取締役会は、少なくとも三名の、または小規模な会社の場合には二名の一五、独立非業務執行取締役から構成される監査委員会を設立すべきである。小規模な会社の場合、独立非業務執行取締役に加えて、取締役会議長が、議長就任時に独立取締役とされた者である場合に限り、監査委員会の委員 (ただし委員長ではない) になることができる。取締役会は、監査委員会のメンバーのうち少なくとも一名は、最近において財務に関する経験 (financial experience) を有する者とすべきである (C3.1)。監査委員会の主要な役割と責任は、文書の形で設置要綱 (terms of reference) に明

記されるべきであり、そこには下記の事項が含まれるべきである (C32)。会社の財務報告のほか、会社の財務業績に関するすべての公式発表について、その真正性 (integrity) をモニターし、それらに関する財務報告上の重要な判断をレビューすること。会社の財務にかかる内部統制 (internal financial controls) をレビューすること。さらに、独立取締役から構成されるリスク委員会が取締役会自身がこの問題に取り組んでいることが明らかでない限り、会社の内部統制・リスク管理システムをレビューすること。会社の内部監査 (internal audit) 機能の有効性をモニターし、レビューすること。

リスクマネジメントについては、ウォーカー・レビューの提言を英国金融サービス機構 (Financial Services Authority (FSA)) が FSA Handbook の中で詳細にルール化している。FSA 解体後もルール・ブックである FSA Handbook は残され、基本規準は FSA のプリンシプル・ベースのアプローチに依拠している。行為規制 (Conduct)、数値規制 (Prudential) からなる。FSA のプリンシプル・ベースは、規制により消費者が享受しうる便益・効果を規制の結果として達成することを金融機関に求める結果アプローチを特徴とし、金融機関は FSA の示す規制の結果を踏まえ、自主的・自律的に対応を行うことが求められる。

株主との対話について、目指すところ (objectives) についての相互理解に基づき、株主と対話 (dialogue) を行うべきである。取締役会全体が、株主との間で満足のいく対話が行われるようにする責務を負っている (Main Principle E.1)。株主総会の建設的な活用について、取締役会は、株主と意思疎通を図り、株主の参加を促すために株主総会を活用すべきである (Main Principle E.2)。

非業務執行取締役を会社がいかに確保するか、今後の課題となる。統合コードの時期から、英国取締役協会 (IOD:

Institute of Directors) による取締役認証制度⁽⁸⁾、非業務執行取締役のデータベース化が進められている。

業務執行取締役に対して一定程度の専門性と能力を要求する規定は、英国の取締役の責任に関する議論に影響を与える可能性がある。即ち、コードの改正によって、取締役会の監督機能がさらに純化され、非業務執行取締役に独立性に加えて専門性や能力を課す規定が加えられ、非業務執行取締役の責任に影響を与える可能性がある。非業務執行取締役は、実務上の区別であり、制定法上または判例法上、特有の義務を有しているとは考えられなかった。しかし最近になり、上場会社における取締役会の監督や内部統制に関心が集まり、the Secretary of State v. Swan and North 事件、Commonwealth Oil and Gas Co. Ltd. v. Baxter 事件において非業務執行取締役に⁽⁹⁾重要な判決も出される。取締役会や監査委員会を中心である非業務執行取締役の責任について関心が集まっているといえる。非業務執行取締役の重要な義務違反として挙げられるのは監督義務違反などの注意義務 (duty of care and skill and diligence) 違反の問題であり、上記において検討が進められてきた。Approved Persons の概念などの議論につながる部分であると史料される。

(2) ガバナンス・コードの影響—Approved Persons の接点、注意義務の二重基準と非業務執行取締役 英国では、取締役の注意義務に関して二重基準を用いて判断しているが、近時のガバナンス・コード改正がこの基準に大きな影響を及ぼすことが考えられる。主観的基準を補完するために客観的基準を加えることが有用であると考えられてきた。しかしガバナンス・コード改正により、取締役に専門性、能力を課す規定が設けられ、主観的基準の判断基準が実質的に引き上げられることが考えられる。取締役の専門性の高まりから、主観的基準の引き上げは指摘されていた。⁽⁸⁾

抽象的にのみ把握されてきた取締役の専門性が、ガバナンス・コード規定により具体的に示され、取締役が認識し

ていたことを基準に判断することにより、抽象的な取締役に要求する客観的基準により判断するより重い責任が課される可能性が高まる。

私見であるが、米国の注意義務や忠実義務の規範化概念の議論として把握ができる部分を英国では実質的にはガバナンス・コードが担っていることを示唆していよう。英国では主として注意義務の領域において判例・議論が多いが、信認義務を頂点とする米国と異なり、我が国では善管注意義務の概念が最上位にあることとパラレルに理解できよう。⁽⁸²⁾米国では、注意義務に加えて、忠実義務に関するグッドフェイス (good faith) の義務の境界あるいは異同に関する議論・判例が多く出されるが、英国ではこうした領域の規範はコード概念において示され、上場企業に対する縛りとなり、さらに二〇〇六年会社法改正による一般的義務の関連として明確にされ、包摂されてきていると理解されようか。

かかる傾向は、主観的基準により会計知識を有していると考えられた非業務執行取締役に重い責任を認めた一九七七年 *Dorchester Finance Co. Ltd v. Stebbing* 事件判決⁽⁸³⁾に窺える。二重基準の鼎立した現在、主観的基準により客観的基準より重い責任が課される可能性があろう。⁽⁸⁴⁾ *Re City Equitable Fire Insurance Co. Ltd* 事件判決と以前の判決は、非業務執行取締役に相当する取締役の注意義務の問題が大部分である。一方 *Norman v. Theodore Goddard* 事件判決⁽⁸⁵⁾の二重基準で判断した事案の多くは、業務執行取締役の問題で状況が異なる。判例は変更されていない可能性を指摘する。

上場会社は年次報告書などで取締役が能力を有していることを開示し、開示された取締役は取締役としての専門能力を有していることが推定され、不祥事が起きた場合、主観的基準により重い責任を負わされる可能性が出てきたことになる。役職により専門性が異なる場合、主観的基準によって柔軟・妥当な判断が可能となり、適切な責任追及が

できる。

非業務執行取締役としては、取締役の専門化に伴う責任の厳格化により、非業務執行取締役の候補者が減少することになりかねず、取締役対象の保険 (D&O insurance) も問題となる。上場会社では、取締役の専門化は当然の傾向であり、非業務執行取締役も監督者として専門的な知識・経験を有することに努めなければならない。責任を負うべきは当然でもあろう。the Secretary of State v. Swan and North 事件判決⁽⁸⁶⁾では、裁判所は取締役会副議長、監査委員会は当然でもあろう。委員長を兼ねた非業務執行取締役に対して、知識や経験があるため、財務担当取締役の情報を用いるだけでは足りず、自ら適切に監督する必要があること、十分に監督しなかったならば責任を負うことを判示している。

主観的基準の補完のための客観的基準から、客観的基準を補完するための主観的基準に機能的変化がみられる。英国で取締役の注意義務が問題になる場合、中小規模会社が多く、取締役に専門性を求めることができない名目的取締役にいかなる基準で責任を負わせるべきかが問題であった。主観的基準により取締役の責任を免れることが多く、対応策として客観的基準が用いられてきた。

現在は、取締役の注意義務が問題となる事案は上場会社に多くみられるようになり、上場会社における取締役会の監督機能の高度化と共に、取締役会の構成員である非業務執行取締役の注意義務は変容していくと考えられる。監督者として期待される最低限の基準としての①客観的基準があり、その上で、②主観的基準は(a)専門家、(b)ガバナンス・コードにより一定の知識や能力を要求される取締役に對して、客観的基準を超える厳しい責任を負わせる基準として機能する可能性がある。上場会社に対し、実質的に構成員の質の面から取締役会の適切な監督機能を求めることとなる。

私見であるが、(b)の部分が、Approved Persons に該当するが、その適用対象は経営陣に加えて、拡大傾向がみられる。即ち、取締役を対象とする制度に止まらず、独自の制度・基準として、スチュワードシップ・コード、あるいはコーポレート・ガバナンス・コードの多重・重畳適用の可能性と共に、適用領域を拡大しつつあるものといえよう。海外金融資本の英国現地法人に対する適用など、上場企業に限定した適用に止まらない。また Approved Persons に対する要求事項は、専門性に止まらず、誠実さなどの規範概念も含んでいる。米国では、コードが存在せず、こうした部分は判例による忠実義務などの概念化で柔軟に取り込んできたとみられる。英国における注意義務の検討過程での二重基準を枠を超えてきた問題といえ、米国における忠実義務あるいはグッドフェイスの義務として理解されてきた部分であり、英国ではコードが担う領域といえる。英国では、今後会社法規定、取締役の注意義務に関する判例形成、コード規範等との整合性をいかに保ちつつ、コーポレート・ガバナンスの規律を保っていくか、注視されることとなる。

二〇一二年九月ガバナンス・コード改訂により、上場会社の取締役会は独立性を高める規定が置かれ、監督機能の純化が進んだ。取締役に對して一定の専門性や能力を課す規定が置かれ、取締役の専門化の必要性の現れである。非業務執行取締役は、監督者として会社から独立しているのみでは業務執行者を監督することは困難である。

一方、専門性や能力を取締役に求めることは独立性と相反することも指摘される。同業種の会社を複数兼任することも考えられ、専門性と独立性の調和が英国企業法制の課題といえる。我が国も、上場会社の取締役の専門化は必然の流れであり、会社法でなくとも、上場規則などソフトウェアによって専門性や能力を課す規定を置くか議論される。ガバナンス・コード改正により、大規模上場会社の非業務執行取締役の特に注意義務に関する判断基準に大きな影響

を及ぼす可能性がある。ガバナンス・コードにより専門性や能力を求められ、主観的基準によって客観的基準よりも重い責任を負わされる可能性がある。高まってく非業務取締役の責任に対して、どのような場合に責任を免れうるのか問題として残る。株主代表訴訟制度の整備と共に、取締役責任免除制度も重要な検討課題になる⁽⁸⁷⁾。

主観的基準によって重くなつた非業務執行取締役の責任の免除について、現行の取締役責任免除制度か、安全港ルール (safe harbor rule) を作るかが問題である。我が国判例をみて、経営判断原則の適用基準とされる取締役には、いかなる取締役が想定されているか、明らかではない。客観的基準といった抽象的な取締役を想定する場合、専門化が進む中で適切な基準として機能するか、疑問である。主観的基準を含めた二重基準を取り入れることはありうる⁽⁸⁸⁾。

米国の忠実義務などで考察されるが、責任減免制度のレベルで検討することも考えられるが、事後的な作法的段階であるだけに、非業務執行取締役としての独立役員、社外取締役・監査役、更には社内非業務執行取締役について、注意義務違反の判断レベルと合わせて検討を進めることが望まれよう。

また反トラスト法領域との比較として、エンフォースメントと刑事訴追の分断 (separation of prosecutor from enforcement)、両罰規定と刑事・民事罰、適切な手続きの面 (due process concerns) の制度設計等も今後の考察対象となろう。即ち、私見であるが、今後、英国でスチュワードシップ・コードの事例の蓄積に伴い、行政処分から不服審査・司法判断へと進むことも予想される。反トラスト法分野では、抑止力の点で有用であるとして、米国 FCPA などにおいて個人に対する刑事罰が執行されている⁽⁸⁹⁾。その場合のエンフォースメントを図る行政当局と刑事訴追の訴訟当局の関係、両罰規定と刑事・民事罰のあり方、私訴 (private suit) が出される場合の代表訴訟・集団訴訟 (collective actions) や三倍賠償制度ならびに証拠開示 (discovery) のあり方など適切な手続面 (due process concerns) の制度設計が将来の

検討課題となろう。

第三部 英国金融規制改革とリスクアセスメント・フレームワーク

第一章 英国における金融機関の監督手法 (ARROW) のリスクアセスメント・フレームワーク

1. UKFSAと行政目的 英国における金融機関の監督手法 (ARROW) とリスクアセスメント・フレームワークをみてきた⁹⁾。UKFSA (英国金融サービス機構) と行政目的をみると、二〇〇〇年金融サービス市場法 (Financial Services and Markets Act 2000) により設立され、それまで複数の機関に分散していた銀行・証券会社・保険会社などに對する監督権限を統合した。四つの行政目的 (金融サービス市場法第二条) として、①英国金融システムの信頼維持、②公衆の啓蒙、③利用者の保護、④金融犯罪の削減がある。

2. ARROW のリスク評価プロセス ARROW (Advanced Risk Responsive Operating Framework) は、二〇〇〇年一月より実施され、リスク評価プロセスは原則としてオフサイトで検証を行うが、必要に応じてオンサイトにより補足する。FSA によるリスク評価およびリスク削減プログラムの策定、リスク削減プログラムの金融機関への通知、金融機関の状況に同じ二ヶ月―三六ヶ月の期間が設定、経営改善状況のフォローアップのサイクルなどを内容とする。

3. リスク評価プロセスの概要 リスク評価プロセスについて、①インパクトの評価 (Impact Assessment) は、規模などにより四段階の評価 (High, Medium High, Medium Low, Low) がされる。②リスク顕在化可能性の評価 (Probability Assessment) は、環境リスク (地理的リスク、競争リスクおよび市場構造リスクなど)、リスクをビジネスリスクおよび

コントロールリスクに分類、ビジネスリスクおよびコントロールリスクを各四、五のリスクグループに分類、さらに四五項目のリスク要素に細分化し、各々実質四段階の評価を行う。最後の評価は七つのRTO (Risks to Objectives Group)、さらに四つの行政目的に関連付けて整理される。③リスク削減プログラム (RMP: Risk Mitigation Program) の作成は、リスク評価に応じた経営改善計画、併せて計画の実施予定期間 (次のリスク評価までの期間) が盛り込まれる。

4. リスク削減プログラムRMP リスク評価を踏まえた行政上の措置 (リスク削減プログラムRMP) について、①リスク削減プログラム (RMP) 案の策定、②内部検証等により、当局と金融機関による事実関係の擦り合わせを行い、ただし事実関係についての評価および改善措置の内容については一義的に当局が決定する。③リスク評価結果およびRMPの金融機関への通知は、金融機関は受諾通知を行うが、ただし金融機関は事実誤認やより優れた他の改善方法があると考ええる場合には監督担当者に申し出ることができる。さらに監督担当者による対応に異議がある場合には監督担当者の上司あるいは担当部局長に申し出ることができる。金融機関がなおRMPに従わない場合、正式手続に移行し、法に基づく報告徴求や裁定手続がとられることになるが、これまでは実例はない。④RMPの内容により、次のリスク評価が行われるまでの期間は一二ヶ月―三六ヶ月。⑤中間評価は、オフサイト (監督) を通じリスク評価のアップデート、行政上の措置のレビューが行われる。

5. リスク評価と行政上の措置の関係 リスク評価と行政上の措置との関係をみると、①リスク評価は、(1) Low、(2) Medium Low、(3) Medium High、(4) High に分かれ、②行政上の措置として (a) 診断 (Diagnostic)、(b) 監視 (Monitoring)、(c) 予防 (Preventative)、(d) 是正 (Remedial) に分類される。③ Medium Low は (a) 診断 (Diagnostic)、(b) 監視 (Monitoring)、(c) Medium High は (c) 予防 (Preventative)、(d) 是正 (Remedial)、(4) High は (c) 予防 (Preventative)、(d) 是正 (Re-

mental)と各々対応する。我が国法令に大まかに当てはめると、(a)および(b)は報告徴求、(c)および(d)は業務改善命令等に相当する。

6. ARROWにおける顕在可能性リスクのリスク要素 ARROWにおける顕在可能性リスクのリスク要素として、我が国の検査マニュアルにおけるチェック項目と英国FSAのリスクアクセスメント・フレームワーク(ARROW)における四五のリスク要素との関係を見ると、リスク局面は①ビジネスリスク、②コントロールリスクに二分され、①ビジネス リスクのリスクグループは経営戦略(リスク要素は1. 経営戦略の質、2. ビジネス特性)、市場・信用・保険引受け・オペレーションナルリスク(3. 信用リスク、4. 保険引受リスク、5. 市場リスク、6. オペレーションナルリスク、7. 訴訟/法的リスク)、健全性(8. 資本の適切性、9. 流動性、10. 収益性)、顧客特性・利用者・商品・サービス(11. 顧客/利用者/会員の類型、12. 業務収益源および利益分配メカニズム、13. 商品/サービスの類型、14. 市場効率(主要マーケットのみ)、15. 適切な市場)、②コントロールリスクのリスクグループは顧客・利用者の待遇(16. 販売強化トレーニングおよび採用、17. 職員の俸給基準、18. 財務促進、19. 顧客/利用者/会員の承認、広告、報告、20. 取引および管理、21. 顧客/利用者/会員の資産の安全性、22. 商品資料のディスクロージャー/適切性、23. 会員の管理(発言を許されている会員ののみ)、組織(24. 法律上/所有構造の透明性、25. 会計監査/グループ構成の管轄/特質、26. グループの残りの人々との関係)、内部体制および内部統制(27. リスク管理、28. 方針、手順、制御、29. 経営情報、30. ITシステム、31. 財務報告、定期レポート、会計方針、32. 法令等遵守、33. 内部監査、34. 外注/第三者割当、35. プロフェッショナル・アドバイザー、36. 業務の継続性、37. マネーロンダリングの制御、38. 市場の透明性、39. 協定の制定および改廃(主要マーケットのみ)、取締役会・経営陣・職員(40. コーポレート・ガバナンス、41. 経営責任の割当および明確化、42. 管理の質、43. 人的資源)、業務とコンプライ

アンス・カルチャー(44・監督当局との関係、45・文化的テーマおよびビジネス倫理)である。45のリスク要素について、我が国検査マニュアルでは、4、10、11、13-18、22、23、26、30、34-40、44-45は扱われていないが、22・商品資料のディスクロージャー/適切性、37・マネーロンダリングの制御は法令等遵守項目となる。ARROWでは、コンプライアンスも含んだリスクアセスメント・フレームワークとなっており、リスクマネジメントとコンプライアンスの融合によるERMの特徴を示している。

7. リスク要素とRTOおよび行政目標 リスク要素とRTO (Risks to Objectives Group) および行政目標の関係として、四つの行政目標と七つのRTO (Risks to Objectives Group) の対応関係を示すと、RTOは①破綻・経済的損失、②不適切な販売・経営、③消費者の理解、④不正行為、⑤市場における不正行為、⑥マネーロンダリング、⑦市場機能の七つであり、行政目標は1. 英国金融システムの信頼維持、2. 公衆の啓蒙、3. 利用者の保護、4. 金融犯罪の削減である。①、②は、1. 英国金融システムの信頼維持、3. 利用者の保護、③は2. 公衆の啓蒙、3. 利用者保護、④は1. 英国金融システムの信頼維持、4. 金融犯罪の削減、⑤は3. 利用者の保護、4. 金融犯罪の削減、⑥は1. 英国金融システムの信頼維持、4. 金融犯罪の削減、⑦は1. 英国金融システムの信頼維持、3. 利用者保護と各々対応する。金融機関に対するリスク評価として、最終的に四つの行政目標に対応する四段階のリスクスコアが、インパクト・リスクおよび顕在可能性リスクについて通知される。

第二章 英国金融規制改革と実際、我が国会社法改正の接点

1. 英国金融法制のアプローチの考察 英国進出の金融機関の現地法人ヒヤリングを通じて、近時の英国金融法制の

アプローチを考察してきた。①Bardとして、戦略面のリスクマネジメントへの取り込みとしてERMへの即応性が求められている。②そのための規制枠組みの充足のみならず、実際に配置される経営トップの人材の資質が面談などを通して問われている(Approved Persons)。③プリンシプル・ベースを基本とし、きめ細かいガイドブックを发出することで実際の金融監督の実効性を向上させることを狙っており、そのためにもローテーション人事でなく、精緻な法規制の内容が理解でき、監督当局に求められる情報を適宜に作成・報告できる人材の養成と現地法律事務所などによる事前のトレーニングが求められている。④リスク・コントロールについては、三つの防衛線モデル(3 Lines of defence)が示され、第二の防衛線はリスクマネジメント、コンプライアンスの各部門であるが、コンプライアンスに関しては、リスク・マトリックスによるリスク許容度(risk tolerance)との関連が問題となる。銀行経営・監督の現場で、リスク管理とコンプライアンスが融合化し、経営判断原則の適用される境界線が不明確になってきつつあるといえる。英国では伝統的にERMが重視されてきたことが背景にもあるといえよう。消極的妥当性に関わる経営判断として、二〇一〇年英国賄賂防止法などのコンプライアンス・プログラム策定、経営陣自身の自己規律、従業員教育などにおけるコンプライアンスとの境界を示すことが必要となり、米国判例法理であるRed Flag(危険な徴候)の活用も検討されよう。⑤リスク許容度についてはMitsui Sumitomo Insurance Company (Europe) (8 May 2012)事件、コンプライアンス・金融犯罪についてはStandard Bank (22 January 2014)事件が注目され、両罰規定であることから邦銀などの対応が焦眉の急となる。⑥第三の防衛線では、内部監査とオペレーショナル・リスクが問題となる。英国FCAの監督アプローチも内部監査の重視に変容しつつあり、業容拡大に伴い、会計事務所への外注から自社の人材育成も課題となる。特に当該分野では、事前予防として金融当局の通常監督が重要であり、この観点からもAp-

proved Persons の存在が必須となろう。

2. 我が国の金融規制との比較検討 監督と執行の厳格な分離を図るモニタリングモデルである米国型経営組織では、二〇〇八年金融危機、さらに遡及すれば二〇〇〇年エンロン事件など、いずれも社外取締役の独立性の不徹底を危機の主因と考え、その後のサーベンス・オクスレー法（米国企業改革法 SOX法）、ドッド・フランク法（米国金融改革法）などでコーポレート・ガバナンスの強化を種々検討してきている。今般の我が国の会社法改正においても、社外取締役の必置化、社外要件の厳格化などが考察されてきている。他方で、金融危機の再発防止においては、社外取締役か、社内取締役かの二分でなく、英国型の非業務執行取締役（NED）の導入による改革が有効となると考えられる。取締役における業務内容の熟知、多様性の必要性が唱えられ、また単なる内部統制でなく許容されるリスクを取り込んだERM（戦略的リスクマネジメント）が重視され、取締役会において、コンプライアンスなどの監視・監督のみならず、リスクコントロール、ERMの機能を担い、また金融当局の通常監督にもコミットしうる人材が求められていることから、取締役会とオフィサーの分離のみならず、取締役会において戦略的意思決定も担わせつつ、十全な監督機能を發揮させるためには、英国型モデルの導入が検討される意義があろう。我が国会社法改正における監査等委員会制度の導入は、委員会設置会社社の導入企業がそれほど多くないために社外取締役導入を推進するための消極的な動機付けでなく、こうした積極的な意味合いから、今後の検討が求められることになる。

スチュワードシップ・コードに関しては、短期的視点に偏りがちなアクティビストから長期的視点に立った機関投資家による経営陣とのエンゲージメント強化を働きかけるものとなるが、FCAのPrudential Approach（数値規制）に関してPillars of conduct supervisionがあり、二〇一四年三月に発出されたばかりのガイドブック（The FCA's Ap-

proach to Supervision for G2 firms and groups) によれば、ストレス・テスト (stress test) を想定した Pillar3 に関しては、Pillar2 の文書化と開示も併せて求められる。この中にリスクコントロール、内部統制に関わる文書化と開示が含まれ、スチュワードシップ・コードについての開示が必要となる。⁽⁹¹⁾ これらの内容は、最近の改訂により FCA ハンドブックに落とし込まれ、アセット・マネジメント、議決権行使を行うインベストメント・バンク (投資銀行) などの金融機関として自発的対応が迫られている。

我が国においては日本版スチュワードシップ・コード導入が既に提示され、英国のように Corporate Governance Code を持たない現状において、実効性のある改革枠組みが検討されている。英国では、規範 (code) あるいはハンドブックという法律ではない規制が中心となるが、規制としての実質的なエンフォースメントはジェントルマンシップとして金融の中心であるシティに存在することができないという欧州市民社会ルールが背景に厳正に確立している。金融危機の再発防止の観点から、事前防止としての通常監督が重視され、Approved Persons の制度が徹底されてきていることも、同様の考え方の一環であろう。我が国においては、大きな制度枠組みは米国方式により、原則的には企業活動は自由ながら、実質的なエンフォースメント枠組みの不足がとくに指摘される (上村達男教授)。近時の英国金融法制の改革と我が国規制のあり方をみると、さらにその感を強くする。Comply or Explain 原則の導入によるスチュワードシップ・コード導入にしても然りであろう。単純な日本版スチュワードシップ・コード策定・導入を上場規則などのソフトローで図るとしても、上記の背景を異にする限りは実効性は疑問とならざるを得ない。金融検査と共に、通常監督を重視するのであれば、英国では中央銀行に権限を集約し、金融庁 (FAS) 解体を図ったか、⁽⁹²⁾ 我が国においても日本銀行が所要の監督人員を確保して通常監督するにせよ、中央銀行の組織である限りはエンフォースメント

に限りがある。英国の場合は、実質的にCEOなどが金融の中心地で活動できない制裁が存在するが、Approved Personsの制度のない我が国では、通常監督違反に対する制裁は現実には金融庁が業務停止処分などを行っており、反社会的勢力との取引、システム障害などの明確なコンプライアンス事案に止まり、事後制裁的である。今後は、各金融機関が自発的にERMのリスク管理体制を組織として取り入れ、通常監督と併せて、コンプライアンスのみならず、一定の重要な消極的妥当性に関わる経営判断事項についても、監視の目を自発的かつ他律的に、重畳的に強化していくことが将来の金融危機の再発防止の鍵となる。英国のような市民社会ルールの形成には相当な時日を要しようが、一方では米国金融改革法制であるドッド・フランク法の域外適用ならびにガバナンスや破綻処理などの実質的影響、さらには金融システムの重要な影響を及ぼしかねない一定規模以上の金融機関等に対してはバーゼル規制の適用が進むとみられ、国内の会社法改正、金融商品取引法、銀行法に加えてソフトウェアである上場規則、日本版スチュワードシップ・コードなどの全体的な整合性をいかに保つか、今後の金融法制においては大きな課題が残されている。

第四部 日本版スチュワードシップ・コードの新たな実践

第一章 日本版スチュワードシップ・コードの実践と機関投資家、議決権行使の影響

1. 日本版コード導入が機関投資家活動に与える実務面の影響 アセット・マネジャー、公的年金等のアセット・オーナーにおいては二〇〇九年公表の金融庁「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」に基づき議決権行使方針、行使結果の開示を既に行っているところもあるが、日本版コード採用により方針に大きな変化はな

いと想定される。即ち、日本版コードは議決権行使の反対票を増加させることが目的ではなく、企業の持続的成長を促すために機関投資家が積極的に行動することを目指すものであり、公表されている機関投資家の議決権行使方針・基準は、各投資家の投資方針に基づき投資先企業の価値を棄損することなく成長に繋げる目的に従って策定されているため、日本版コード採用を契機に変更される類のものではない。従って、日本版コードに関連した機関投資家の対応は、実務を文書化し透明性を高めるために明確化せんとするもので新たな実務を模索するものではない。

しかしながら日本版コード導入が機関投資家活動に与える実務面の影響も考えられる⁹⁴。①将来的に日本版コード導入により、機関投資家の活動が積極的になる可能性がある。この場合、積極的株主とはアクティビストではなくアクティブな株主、即ち中長期投資を前提に積極的にエンゲージメント等のスチュワードシップ活動を行う機関投資家のことで、日本版コードの責任ある投資家に通じる存在である。機関投資家の方針が開示され、他の投資家と比較して補完などの対応が可能となってくれば全体的な対応水準が高まることも期待できよう。②機関投資家の議決権行使の判断基準に対しては、会社法改正、社外取締役採用増加など会社制度変更、経営実務の進展による影響も大きく、監査役設置会社における任意の社外取締役について独立性は重視しなかった投資家も将来的には独立性について厳しく判断するようになる可能性がある。

2. 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する透明性向上 日本版コードを採用する機関投資家は各原則に対応する考え方、対応状況を説明し、スチュワードシップ責任を果たすための方針（原則1）、利益相反を管理するための方針（原則2）、エンゲージメントに関する方針（原則4）、議決権行使に関する方針（原則5）などの策定・公表が求められる。方針には従来は機関投資家内部、顧客・受益者等においてのみ共有され一般公表していないものもあり、

情報開示によってアセット・マネジャーを採用するアセット・オーナー、受益者、投資先企業において機関投資家の行動指針が明らかになれば有用と考えられる。

3. スチュワードシップ活動の一環としてエンゲージメント強化 日本版コードを採用する機関投資家は、将来的にスチュワードシップ活動を進展させ、上場会社のエンゲージメントを強化させることが予想されるため、上場会社側もアクティブな機関投資家に対応すべく社内体制を整備することが期待される。具体的には、株主総会における議決権行使関連の質問、通年でも環境・社会、コーポレート・ガバナンス等のESG（環境、社会、ガバナンス）問題など非財務問題に関する質問が増加する可能性があるため、財務情報を中心とするIR体制に加え、かかる問題に関する体制整備・準備を行うことが望まれる。場合によってはIR部門や財務部門、更には総務部門、経営企画部門等も含め組織横断的な関与も必要となる。

4. 株主総会の議決権行使

① 招集通知の早期発送 上場会社は、事前に議決権行使の動向を把握し、緊急的対応も行えるように早期の招集通知発送が望まれ、機関投資家および外国人投資家の持株比率が高い会社では会社提案が否決されるリスクを低減させる観点からもこうした対応が求められる⁹⁵。議案内容について機関投資家が疑問を持つ場合、反対の意思表示を行使することを検討している場合、追加説明を行って時間的余裕を与え、再検討、議案撤回を促すことが考えられる。外国人比率の高い会社では議決権行使助言会社の推奨を受けて始めて投資先企業側が追加説明を行うことを検討する場合もあるが、海外投資家に対する説明・周知には相当程度の時間が必要となる。

② 招集通知および参考書類における機関投資家が必要とする情報提供 招集通知および参考書類は会社法上に基づく

書面であり、記載事項は定められているが、機関投資家の議決権行使においては招集通知の記載情報のみでは不十分な場合、情報の掲載場所によりの確に情報を分析できない場合が出てくる。議決権行使には時間的制約があり、必要情報を適切に提供できれば機関投資家が実質的判断を行う時間的余裕が生じる。また招集通知の説明、記載内容が不明確な場合には、機関投資家が投資先企業に議案に関する質問を行う場合があるが、多数の投資先企業を抱えて議決権行使を行う機関投資家、株主総会を控える上場会社のいずれにとつても負担が大きい。役員選任議案、特に社外役員関連に関しては、機関投資家様々な観点から判断を行うことになるが、必要情報は招集通知等に記載されているものの、記載場所が種々工夫されれば判断も容易となる⁽⁹⁶⁾。

5. 非財務情報など情報管理の徹底 機関投資家によるスチュワードシップ活動が活発化し、財務問題に加えてESGなど非財務問題について⁽⁹⁷⁾、上場会社経営における様々な論点の対話が行われる可能性がある。環境・社会問題（人権、労働者保護など）について、上場会社においては海外取引先、下請会社を含めたグローバル・サプライ・チェーンの対応が求められ、コーポレート・ガバナンスに関しては役員に関する情報（報酬、独立性等）など、会社の経営の質に関する問題を重視する機関投資家が多い。経営参画により企業価値向上を目指す機関投資家は除き、大多数の機関投資家は売買に制約があるため、未公表の重要情報取得には躊躇する傾向があり、会社側も投資家とのエンゲージメントにおいては重要情報に該当する事項につき、十分な注意が求められる。

6. 自社の株主に対する評価としての日本版コード ①上場会社においては、自社株主を評価する手段として、日本版コードへの署名の有無が有効となる。日本版スチュワードシップ・コードは企業の持続的成長を目指すもので、敵対的機関投資家としてアクティビストに対する過度な懸念も出され、日本版コード導入によって一般機関投資家がア

クティピストのような会社にとり悩ましい株主になることを心配する意見もあるが、逆にアクティピストの多くは世界的にみてもスチュワードシップ・コードのような機関投資家に対する規範には署名しておらず、長期投資を前提とするメインストリームの機関投資家は早期段階からコードを採用していることが多く、情報が公表され透明性も高い。

②議決権行使の厳格化の懸念も出されるが、機関投資家がスチュワードシップ・コード採用を契機にして厳格基準を設け反対票比率を増加させる動きはみられない。特に我が国の機関投資家は外部委託せずに内部リソースを活用して議決権行使を行うため、形式的・機械的判断に陥ることはなく、丁寧な判断を行っている。今後は機関投資家側は現状の実務について文書化・公表を図ることが想定される。

③寧ろ上場会社において重要な問題は、日本版コード導入により Comply or Explain のアプローチが導入され、上場会社のコーポレート・ガバナンスに対する取組み姿勢、説明のあり方に影響が出てくることが考えられる。あるべき望ましい実務慣行としてのベストプラクティスを示しつつ、当事者の実態に応じ実施できる範囲で対応すればよく、実施できない場合に理由を説明すればよいとする対応は、異なる企業文化を相互に許容し上場会社として求められるガバナンス体制構築を図る上では有効な手法となろう。

第二章 日本版スチュワードシップ・コードの新たな実践

ソフトローならびにアセット・マネジャーにおけるエンゲージメントのあり方、統合報告とCSRの法的整備——日本版スチュワードシップ・コードにおいて重要な役割を果たすことが期待される保険会社などのアセット・マネジャーを中心に、エンゲージメントのあり方などコードの実践について言及しておきたい。⁽⁹⁸⁾ 今後の実践段階における

最も大きな問題点の一つとして、不透明さが残りうるところである。具体的に株式投資など運用を担うアセット・マネジャーの観点からは、国際的にスチュワードシップ・コードの取り込みが増加することで、議決権行使を主とするアクティビスト的な短期的視点のみならず、長期的企業価値追求を共通の目標とするコーポレート・ガバナンスのコンバージェンスが進むことで、結果的にアセット・マネジャーのポートフォリオの実績向上にも繋がることになる。各国の法制度などの相違もあり、コーポレート・ガバナンスの改革は、独自色を残しつつ、柔軟に対応できるソフト・ローによる枠組みが望まれる。日本版スチュワードシップ・コードの実践として、アセット・マネジャーにおける取り組み、課題などの考察を図りたい。

1. 政策投資保有とスチュワードシップ・コード 第一に、運用における政策投資目的の保有とスチュワードシップ・コードは両立可能か、という問題点がある。エンゲージメントを行うにはコストがかかるが、政策投資保有部分は企業間の繋がりなどから安定株主として長期保有方針を前提とするため、運用成果には直ちに結びつき難い。また敵対的買収防衛策導入に関して、一般に企業価値向上にはならない要因と解されるが、政策投資保有のため株主総会では防衛策導入には反対しない方針をアセット・マネジャーが打ち出す場合、エンゲージメントとして説明が可能か、との問題にもなる。機関投資家による安定株主としての長期保有方針も、その機関投資家における株主に対する保有方針の正当性を説明することは可能であること、正当性があれば集团的エンゲージメントも肯定されることが示される。アセット・マネジャーである当該機関投資家において、その株式保有が年金などの外部資金を原資とするものか、あるいは例えば保険会社など当該金融機関自身の子会社であるか（インハウス）、により、同一基準である必要性はないと説明がなされる。

2. 人事ローテーションとインセンティブならびに Approved Persons 第二に、投資部門の人事面でインセンティブが欠如していることが挙げられる。即ち、①例えば保険会社自身が保有する資産に関しては、本社社員としての評価制度が適用され、運用部門としての評価基準は用いられない。人事面でインセンティブが欠如することになる。②他方、顧客保有資産に関する運用部分については（外部マネー）、顧客との繋がりもあり、かかる運用担当者も長期人事ローテーションとなる。この場合、長期的視点から運用パフォーマンスを評価し、説明力を持ってインセンティブを与えることも可能であろう。私見であるが、Approved Persons 制度に関して、我が国保険会社の英国子会社に対する本社のローテーション人事が英国 FSA により処分されたが、上記①の基準により海外子会社・現地法人を取り扱う場合、こうしたローテーション人事に堕し兼ねず、今後の本社における Approved Persons に対処する人事制度の見直しにおいては、②の人事評価・異同の考え方を取り入れていくことも想定されようか。

3. コスト問題 第三に、アセット・マネジャーにおける手数料自体が欧米に比して低水準にあり、エンゲージメントを手数料増加に反映させない場合、エンゲージメントが進め難いというコスト問題が、アセット・マネジャー業界における深刻な課題として認識されている。アセット・オーナー側も、コストがかかるという認識の下、相応の手料をアセット・マネジャーに支払うべきとの要望がアセット・マネジャーの側から出されている。

4. エンゲージメントの具体化と IIR 活動の接点 第四に、アセット・マネジャーなどの資産運用会社が投資先企業の経営陣に対するエンゲージメントの具体的な内容に関して、持続的価値向上と企業価値の毀損リスクの探知を図るための運用企業側の審査・交渉能力が問われる。日常の企業経営のオペレーションについては投資先企業の執行部署に任せ、戦略面の正当性あるいは潜在的問題点など大きなテーマに関して指摘を行い、投資先企業も同様の問題意識

を有することが必要である。形式的に年数回の対話を図ればよいということではない。またIR (Investor Relations) 活動の関連では、エンゲージメントする場合の投資先企業側はIR担当役員などが出席することがあるが、スチュワードシップ・コードによるエンゲージメントをなぜ発行体企業が受容しなければならぬか、その基本的考え方を発信することが望まれ、このためにこそIR活動があり、コーポレート・ガバナンス・コードの必要性が存在するといえよう。

5. 潜在的成長力とエンゲージメント 潜在的成長力を有する企業に対するエンゲージメントであれば進めやすいが、それが企業に対するエンゲージメントのあり方が問題となりかねない。特に日経平均株価など特定株価指数の変動と連動した投資収益を目指すようなパッシブ運用においては果たしてエンゲージメントは必要なのか、が問われるところであるが、市場変動に対する株価感応度であるベータリスクが低下する企業の業績などを反転させるために、業界あるいは経済全体の底上げを図るべく、エンゲージメントを進めることが重要となる場合が考えられる。他方で、リスクはあるものの現状でみる限りは資産ポートフォリオに当然組み込むべき銘柄が存在する場合、そのリスクの顕在化を感じる審査・査定能力をアセット・マネジャー具備するためにもエンゲージメントが必要となる。潜在的成長力については、こうした二つの観点からエンゲージメントの検討を踏ることになる⁽⁹⁹⁾。

第三章 スチュワードシップ・コードと統合報告ならびにCSR基準の法的整備

スチュワードシップ・コード制定と統合報告ならびにCSR (Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任) 基準の法的整備の進展に関する最新の動向について述べておきたい⁽¹⁰⁰⁾。統合報告は、スチュワードシップ・コードを開示面

から支える制度と位置付けることができ、コードの実践、実効性発揮に向けて、非財務情報など従来とは異なる方向で開示面の強化が図られつつあることは注視されよう。また非業務執行取締役、Approved Persons 制度との関連も大きい。

中長期的観点からの企業価値形成の観点の下で、スチュワードシップ・コード制定(二〇一〇年七月)と併せて二〇〇九年英国チャールズ皇太子主催の国際会議が開催され、英国主導の下で二〇一〇年七月統合報告に関する国際統合報告評議会(The International Integrated Reporting Council IIRC)が創設された。二〇一三年一月国際統合報告フレームワークが公表され、中長期指向の投資家向けに戦略面等の非財務情報を中心とする開示を整えんとする。

即ち、財務情報と非財務情報を統合する統合報告の検討について、二〇〇九年後半に準備会合が開かれ、二〇一〇年国際統合報告評議会(IIRC)が発足した。二〇一三年四月協議案公表を経て、同年一二月国際統合報告フレームワークが公表された。IIRCからは、統合報告は金融資本市場の安定と持続可能性に貢献する旨のコメントが出され、フレームワーク公表時に、市場主導の企業報告改革の重要な一歩であると述べられた。統合報告書は、IIRCの定義では、企業を巡る環境変化を踏まえ、企業戦略やガバナンス、実績・見通しが短・中・長期の価値創造にいかにか結合しているかを簡潔にまとめたものとされる。統合報告書を用いた企業コミュニケーション全体が統合報告といわれるプロセスになる。統合報告は、企業の中長期的な戦略に賛同する中長期投資家を探す過程といえ、その手段として開示する資料が統合報告書となる。中長期投資家は、企業の持続的な価値創造という経営者と基本的に同じ向きのベクトルを有する点が重要で、スチュワードシップ・コードとも同質のものとなる。統合報告は、経営陣と投資家の対話の向上を開示面から支える制度となる。

かかる統合報告が登場する背景には、財務情報の説明力の低下がある。米国S & P 500企業を対象とした調査では、企業のマーケットバリュ―(市場で測定した企業価値) に対する財務情報の説明力は一九七五年八三%から低下して、二〇〇九年には一九%となっている。非財務情報により企業価値の大半を説明せざるを得ない状況となっていることが窺える。米国公認会計士協会は、一九九四年ジェンキンズ・レポートを公表し、非財務情報の開示に努める必要性を訴え、一九九八年にPWC (Pricewaterhouse Coopers) がValue Reportingという非財務情報の提供方法を明示した。二〇〇〇年以降、エンロン事件等が発生してこうした動きが頓挫したが、二〇〇八年リーマンショック後に統合報告の原型となり、策定が進められたものである。英国PWCによれば、投資家、証券アナリストは財務情報のみを解読に比し、財務情報と非財務情報との一体的解読により、企業の競争優位の源泉である経営陣の能力、知財等を理解でき、企業の将来売上高、利益の偏差が小さく、買い推奨を出しやすいという結果が示された。統合報告作成により、非財務情報を適切に提供することを通じ、中長期投資家の理解を高め、リスクマネーの供給を受けやすくなるメリットを説明している。

統合報告書 (Integrated Reporting) の主たる目的は、財務資本の提供者に対し、組織がどのように長期にわたり価値を創造するかを説明することである。国際統合報告フレームワークの構成をみると、①指導原則 (Guiding Principles) では、戦略的焦点と将来志向、情報の結合性、ステークホルダー (利害関係者) との関係、重要性、簡潔性、信頼性と完全性、首尾一貫性と比較可能性の七つ、②内容要素では、組織概要と外部環境、ガバナンス、リスクと機会、戦略と資源配分、実績、見通し、作成と開示の基礎の八つを掲げている。基礎概念としての価値創造プロセスでは、財務資本の他、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本という六つの資本の最適解としてのPD

CAサイクル (plan-do-check-act cycle) による企業価値向上を図らんとするものである。関連した動きとして、英国においては二〇一三年ビジネス・イノベーション・職業技能省 (Department for Business, Innovation & Skills) により二〇〇六年会社法が改正され、戦略報告書 (Strategic Report) 作成が二〇一三年九月三〇日以降終了年度から求められることとなった。従前は、取締役報告書 (Director's Report) の中で事業概況 (Business Review) とされていた内容を拡充し、独立の報告書としている。

統合報告により非財務情報を発出し、形式的に財務等の専門家 (会計士、弁護士、経済界経験者などであれば済む) のでなく、社外取締役としての具体的な背景、企業価値向上に向けた貢献の可能性など定性的な実態が問われることとなる。非財務情報の開示の重視という点で、近年の ISO26000 など CSR に関する規範・規格の普及も同様の方向性といえよう。^(四) CSR の開示面の法的整備について、二〇一三年四月欧州委員会は非財務情報に関する企業の開示内容を拡大する指令案を発表し、二〇一四年二月欧州議会と欧州理事会が指令案の内容に合意、四月欧州議会で採択された。施行後二年以内に欧州各国内で国内法化される見通しである。米国では二〇一二年一〇月サステナビリティ企業会計基準審議会 (SASB) が設立され、SEC (米国証券監視委員会) 提出の財務報告書に関して非財務情報の開示基準が発表される予定である。

私見であるが、国際的な枠組みとしての統合報告の試みは、非財務情報の重視、統合報告における資本の中の人的資本の面で Approved Persons 制度と連関性を有する開示面の動向であり、今後我が国において、当該内容を体現できる人物として Approved Persons の資質が求められることと連関しよう。Approved Persons の資質としても、中長期的観点からの企業価値向上の視点は当然のことといえる。コンプライアンスなどを内容とする内部統制報告書

とは異なり、積極的な将来の企業価値現出に向けた開示内容が求められる。スチュワードシップ・コードにより、機関投資家が中長期的観点から企業価値向上を企業の求めていくことで機関投資家のリターンも増加していくことになり、企業の経営陣との対話 (dialog) を進めるための報告として位置付けられる。

第四章 日本版コーポレート・ガバナンス・コード策定に向けた提言ならびに

組織モデルの実際―米国型モニタリングモデルの脱却へ―

今後、日本版スチュワードシップ・コードならびにコーポレート・ガバナンス・コード^{(世)(思)}の策定・運用・実践は、こうした関連領域の法整備等と並行して、企業の自主的な動きを中心に進められる。東証・金融庁案の日本版コーポレート・ガバナンス・コード策定作業が進展し、二〇一五年株主総会導入を目指して東証がコード制定を図るものとされる。上場企業が選任すべき独立社外取締役は二名以上、グローバル大企業は自主的に三分の一以上とするほか、独立社外取締役会議・筆頭独立社外取締役を置き、経営陣・監査役との連携・調整を図ること等が盛り込まれる予定である。金融庁・有識者会議では、情報開示の充実としてNYSE上場規則を参考に、取締役に選任・資格基準、責務、経営陣及び独立のアドバイザーへのアクセス、報酬、オリエンテーション及び継続研修、承継 (succession)、
年次自己評価等に事項を開示すべきとの議論もなされる。

二〇一四年一二月金融庁・東証より提示された日本版コーポレート・ガバナンス・コード原案の内容をみると、取締役・監査役のトレーニング、株主との建設的な対話に関する方針、経営戦略や経営計画の策定・公表など、従来のガバナンス規律から踏み込んだ内容がある点、評価できる。

他方で、相変わらず取締役、監査役などに限定して、しかもその形式的な人数増加、独立性、専門性強化などに依
然として重点が置かれ、米国型モニタリングシステム依拠から脱却し切れていない感がある。米国制度である筆頭独
立社外取締役 (Lead Independent Director) 設置にしても然りであろう。二〇〇一年エンロン事件後にSOX法が制定
されたにもかかわらず、二〇〇八年リーマン金融危機が勃発し、ドッド・フランク法においてバンドワゴン (便乗)
条項としてコーポレート・ガバナンス強化の一般規定が急遽盛り込まれた経緯もある。プリンシプル・ベースに依拠
するのであれば、我が国が真に範とすべきは、コードの概念を受け付けられない米國法制でなく、市民社会ルールを背景
とする英国制度ではないか。

グローバル企業の実際の経営面の価値創造・執行機能は、会社法が規律する取締役などの上層部経営陣でなく、事
業部長、支店長などの中下部経営層の能力、手腕、その合議などに依拠する部分が強い。これは、グローバル企業に
実際に勤務し、最前線で企業経営の実際に責任を持って携わってきた人間であれば共通する認識である。英国では、
Approved Persons 制度 (Regime) がコードの実践の中で導入され、我が国のローテーション人事が否定されているが、
その対象もまた、取締役やCEOなどの上級管理職から、下部経営層へ拡大される傾向にある (二〇一五年導入を目指
した Parliamentary Commission on Banking Standards (PCBS) による Senior Persons Regime^(四))。こうした経営の実際に
携わる人間の規律は、ルールでなくプリンシプルが望ましい。かかる領域こそ、コードによる対応が求められる部分
といえる。

安部晋三内閣の成長戦略の中核をなす企業価値最大化に向けては、一定のリスクを取り、適切なERM (戦略的リ
スクマネジメント) の整備が求められるはずである。その戦略を採るべきでなかったという消極的妥当性のみならず、もっ

と他に良い選択肢はなかったのかという積極的妥当性の判断が経営陣に求められることになる。この意味で、独立社外取締役における専門的研修なども重要となり、当該企業を実際に経営できるかどうか、という観点からの専門性、経営の資質など内容面の担保は成否の鍵となる。

また我が国独自の制度である監査役については、広義の非業務執行役員といえるが、周知の通り監査役に妥当性判断を担えるのか、担えるとしても消極的妥当性の判断止まりではないか、議論があるところである。取締役会の一員である非業務執行取締役において積極的妥当性機能を配する方が無理がないといえよう。この意味でも、取締役会を執行、監督重視の非執行に二分する英国型の利点が生きてこよう。米国型の指名委員会設置会社制度では、そもそも取締役は監督責任に特化し、執行面の役割は限定される嫌いがある。

消極的妥当性であればコンプライアンスとの境界領域となることと比較し、戦略面などの積極的妥当性については、その戦略面のミスはルールによる規律・エンフォースメントがし難い場面といえる。やはり会社法でなくコードによる監視が有効となろう。我が国が、米国のようにプリンシプルを受け付けない法制度の指向から、欧州市民社会ルールへの脱却を図る好機となろう。

コンプライアンス面などにおける社外取締役の有用性は確かに大きなものがあるが、社外取締役に複雑多様なグローバル企業の実態を教え込んだところで、どこまで実際の戦略、中期計画策定が可能なのか、時間の制約も含め、その期待にも自ずと限界もある感はぬぐえない。企業の内部に精通した内部の取締役も含む非業務執行取締役（NED）全体の機能充実が求められ、独立社外取締役との協働化が鍵となる。この社内の非業務執行取締役と戦略面、中期計画策定などの協働化を充実させる範囲内で、独立社外取締役に対する専門性付与・研修などは意義を有する。社外取

締役においては、リスクマネジメント・内部統制を担うにしても、日本版SOX法の財務面の内部統制に見る通り、実際のチェック項目は多様・複雑であり、協働化の機能を果たすにしても、兼任等の時間的制約の中で、その研修を図ることは容易ではない。形式的なものに堕してはならない。その意味でも、コードによる各社独自の柔軟かつ実効性のある規律が望ましい。

社内の非業務執行取締役としては、CEOが行う内部統制を監視する内部監査部に止まらず、総合企画部、経営企画部、資金管理部などの経営管理・計画部門の担当も含め、利益相反関係になる業務執行取締役と対峙させることが期待される。

積極的妥当性に踏み込んだリスクマネジメント委員会など、実際の組織作りとしては、代表権を有する副社長を非業務執行取締役の長に位置付け、監督面の権限を委ねて執行面トップのCEOに対する牽制とし、構成委員としての独立社外取締役であれば業界動向にも精通した同業のライバル企業から迎え入れることも想定できよう。

並行して、経営の実戦部隊の長・中下部経営層に対する統制環境 (control environment) を中核とするERMを効率的に社内配備し、積極的妥当性、すなわちコンプライアンスや著しい不正という領域まではかからない面の評価、能力の高上げなどをコードの中で図ることが望ましい。中下部経営層は、CEOなどの経営トップではないため、経営陣の一角でありながら、CEOなどからの内部統制 (internal control) の対象にもなるという二面性が内在する。

今般提示された日本版コーポレート・ガバナンス・コード案については、優れた内容を有するが、従前の米国型モニタリング型ガバナンスの延長線上で、法制度の根幹を若干異にする英国コードの引き写しを図っている感も少なくない。我が国会社法制が監査役 (会) 設置会社と委員会設置会社の選択制を採用してきたこと、米国と英国では同じ

コモンローでありながら、経営機構にかかる法制度をやや異にしており、非業務執行取締役に期待される役割にも自ずと齟齬があることも関連するとみられ、この点の整理をつけることも求められよう。⁽¹⁰⁶⁾ 今後のコードの検討・改訂作業面で、Approved Persons 制度、取締役の研鑽に係る取締役会議長の役割、積極的妥当性に関するERM (Enterprise Risk Management)、業界・企業特性毎のきめ細かいリスク選好度 (appetite)・リスク許容度 (tolerance) の設定⁽¹⁰⁷⁾、更にCSRを含めた統合報告書の取り込みなどを重点的に行うことを、私見として改めて提示しておきたい。

- (1) 拙稿「英国スチュワードシップ・コードとApproved Persons 制度―域外適用と金融機関のリスクガバナンスならびに監査等委員会制度などの接点―」日本法学『日本大学法学部創設一二五周年記念号』第八〇巻二二号(二〇一四年九月)四一五―四六七頁。二〇一四年三月ヒヤリング調査。筆者が従前勤務していた日本政策投資銀行のLondon現地法人であるDBJ Europe Limited (Level 20, 125 Old Broad Street London EC2N 1AR, UK) に、資料収集・ヒヤリングを行った。
- (2) 拙稿「忠実義務と非業務執行取締役の考察―米国の忠実義務の規範化概念と英国会社法の一般的義務、英国スチュワードシップ・コードとApproved Persons 制度等の接点―」日本法学『山川一陽教授古希記念3』第八〇巻三号掲載(二〇一五年一月)四三九―四九二頁。
- (3) 拙稿「米国ドッド・フランク法を中心とする国際金融法制の展開と影響に関する考察―規制強化のジレンマならびにパラドックス、コーポレート・ガバナンス、域外適用など―」法学紀要第五五卷(二〇一一年三月)九一―一〇八頁。
- (4) FRC (Financial Reporting Council) “The UK Corporate Governance Code” September 2012.
(Pracee6) pp2. ‘Above all, the personal reporting on governance by chairmen as the leaders of boards might be a turning point in attacking the fungus of “boiler-plate” which is so often the preferred and easy option in sensitive areas but which is dead communication.’.

- (5) <http://www.fsa.go.jp/singi/corporategovernance/siryou/20140930/07.pdf>
- (6) 神作裕之「コーポレートガバナンス向上に向けた内外の動向―スチュワードシップ・コードを中心として―」『日本経済の活性化に向けたコーポレートガバナンス』商事法務No.2030（二〇一四年四月）一―二四頁参照。以下同。東京大学第四六回比較法政シンポジウム（二〇一四年二月）発言。
- (7) 上田亮子「英国スチュワードシップ・コードについて」金融庁「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」資料（二〇一三年九月）を参照した。以下同。
<https://www.frc.org.uk/Our-Work/Codes-Standards/Corporate-governance/UK-Stewardship-Code.aspx>, <https://www.frc.org.uk/Our-Work/Codes-Standards.aspx>, <https://www.frc.org.uk/Our-Work/Publications/Corporate-governance/The-UK-Stewardship-Code.aspx>, Sergakis, Konstantinos,
The UKStewardshipCode: Bringing the Gap Between Companies and Institutional Investors, 47 RJTUM 109 (2013)., Chetfins, Brian, The Stewardship Code's Achilles' Heel, Legal Studies Research Paper Series, No.28/2011, University of Cambridge, Micheler, Eva, Facilitating Investor Engagement and Stewardship, 14 EBOR No.1, 29 (2013). Fair Pensions submission to FRC Stewardship consultation (April 2010), at 18.
- (8) アセット（資産）のアロケーション（配分）で、投資対象リスクをコントロールしつつ、リターン獲得のために資産配分を行うことである。
- (9) 上田亮子・前掲「英国スチュワードシップ・コードについて」資料。
- (10) 金融庁「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》「投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために」日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（二〇一四年二月二六日）。
- (11) 神作裕之・前掲「コーポレート・ガバナンス向上に向けた内外の動向―スチュワードシップ・コードを中心として―」二七頁。
- (12) 「EU大陸諸国におけるスチュワードシップ・コードの受止め・それに対する取組みの実態に関する調査」日本投資環境

研究所（二〇一三年一月）一一一―一三頁参照。

- (13) EC Takeover Bids Directive Article 2(1) (d) (Directive2004/25).
- (14) EC Transparency Directive Article 10 (a) (Directive 2004/109).
- (15) TakeoverPanel Practice Statement No.26, "Shareholder Activism".
- (16) EC, "Action Plan: European company law and corporate governance - a modern legal framework for more engaged shareholders and sustainable companies" (2012.12.12), para3.4, pp10-11.
- (17) Takeover Panel Practice Statement No.26, "Shareholder Activism".
- (18) ESMA, "Information on shareholder cooperation and acting in concert under the Takeover Bids Directive" (2013.11.12).
- (19) オリnbas損失隠し事件（二〇一二年七月六日粉飾決算問題で金融庁による業務改善命令）など。
- (20) BPのメキシコ湾での油田流出問題（二〇一〇年四月）など。EITF（採収産業透明性イニシアティブ Extractive Industries TransparencyInitiative）も長期的なエンゲージメントとして知られている。
- (21) 小口俊郎「日本版スチュワードシップ・コードに「ついで」資料版商事法務No.359（二〇一四年二月）六一―一五頁参照。
- (22) Financial Reporting Council. The Revised Combined Code. June, 2008 ("Combined Code").
- (23) Financial Reporting Council. The UK Corporate Governance Code. June 2010 ("Code").
- (24) ACGA「日本のコーポレートガバナンス改革に関する意見書（二〇〇九年二月）。
- (25) 金融庁企業開示課長補佐荃原基和「責任ある機関投資家の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の概要」商事法務（二〇一四年四月五日）五九―七一頁、金融庁「日本版スチュワードシップ・コードの策定を踏まえた法的論点に係る考え方の整理」（二〇一四年二月二六日）参照。
- (26) 特例報告制度は日常の営業活動等において反復継続的に株券等の売買を行う金融商品取引業者等について、取引のつど詳細な情報開示を求めると事務負担が過大になるとの観点から、重要提案行為等を行わないこと等を要件として大量保有報告書

と変更報告書の提出頻度や期限等を緩和する制度である。

(27) 機関投資家のうち特定の上場企業の5%超株式を有する者が当該上場企業と対話を行う場合に当てはまるものであり、機関投資家による対話全般に当てはまるものではない。

(28) 英国企業の長期的なパフォーマンスを向上させるための資本市場や投資家の役割について分析を行ったケイ報告 (Kay Review) が提言する。伊藤邦雄「持続的成長への競争力とインセンティブ」企業と投資家の望ましい関係構築」(企業報告ラボ特別プロジェクトへの呼びかけ)「経済産業省 (二〇一三年一〇月)。

(29) FRC, The Impact and Implementation of the UK Corporate Governance and Stewardship Codes (December 2011), at 26.

(30) 内閣官房日本経済再生総合事務局「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」(二〇一三年一月)。

(31) 他方、The “CALPERS Effect” on Targeted Company Share Prices は、CALPERS (カリフォルニア州職員退職年金基金 The California Public Employees’ Retirement System) がより踏み込んだエンゲージメントを行った投資先企業の株価をみれば、中長期 (開始後五年) 的に付加価値が生み出されたとする実証研究がある。

<https://www.calpers.ca.gov/eipdocs/about/committee-meetings/agendas/invest/201310/item09e-01.pdf>

(32) RiskMetrics Group, Study on Monitoring and Enforcement Practices in Corporate Governance in the Member States, 23 September 2009).

(33) John Kay, The Kay Review of UK Equity Markets and Long-Term Decision Making, July 2012, the sources of short-termism のうち the erosion of trust and the misalignment of incentives を掲げる。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/253454/bis-12-917-kay-review-of-equity-markets-final-report.pdf

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmselect/cmbis/603/603.pdf>

- (34) 江口高顯「新しいフェーズに入った議決権行使」コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会（第四回）資料（二〇一二年五月三一日）参照。
- (35) B. R. Cheffins (2009) *Corporate Ownership and Control: British Business Transformed* Oxford U.P. ditto (2010) "Stewardship Codes' Achilles' Heel" *The Modern Law Review* 73(6), 1004-1025 (November).
- (36) 大和総研コンサルティング藤島裕三「上場会社に望まれるS RとI Rの連携・融合」二〇一三年株主総会シーズンの論点整理」(二〇一三年二月二五日) 参照。
- (37) 経済産業省産業組織課「中間取りまとめ「非業務執行役員に期待される役割」コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会資料(二〇一二年八月)
- (38) 谷口友一「コーポレート・ガバナンス規制における補完性と柔軟性：イギリスにおける『遵守又は説明』規定の生成と展開」法と政治六〇巻三号(二〇〇九年一〇月) 五一―一〇頁参照。中川照行「二〇一〇年規範」と「監督規範」による英国の新しいガバナンス構造」経営戦略研究 vol.5, 二五―四一頁。
- (39) 橋本基美「英国における社外取締役の役割―コーポレート・ガバナンスに関する「ビッグス報告書」について―」資本市場クォーターリー二〇〇三年春号―一九頁参照、以下同。
- (40) 一九九八年一二月三一日以降に到来する会計年度の年次報告書から適用される。
- (41) 落合大輔「英国におけるコーポレート・ガバナンスの議論―ハンベル委員会の仮報告書」資本市場クォーターリー一九九七年秋号。
- (42) MA Eisenberg, 'The Architecture of American Corporate Law: Facilitation and Regulation' (2005) 2 *Berkeley Bus.L.J.* 182.
- (43) C Riley, 'The Juridification of Corporate Governance' in J de Lacy (eds), *The Reform of United Kingdom Company Law* (Cavendish, London 2002) 181
- (44) FRC, *The Combined Code on Corporate Governance* (2006).

- http://www.ecgi.org/codes/documents/frc_combined_code_june2006.pdf
- (45) PL Davies, Gower and Davies: Principles of Modern Company Law (7th edn Sweet & Maxwell, London 2003) 322.
- (46) FSA, Listing Rules 等9.8.6R 条 <http://fsahandbook.info/FSA/html/handbook/LR/9/8>.
- (47) 谷口友一・前掲「コーポレート・ガバナンス規制における補完性と柔軟性：イギリスにおける『遵守又は説明』規定の生
成と展開」二二一五八、七九一八一、九八一〇一、一〇五一〇九頁。英国の最善慣行に類似するソフト・ローとして、東
京証券取引所が発行する上場会社コーポレート・ガバナンス原則(二〇〇四年)、日本取締役協会が発行する取締役会・監査
役会併設会社のガバナンス・ベストプラクティス・コード(二〇〇五年)を挙げ、ソフト・ローの採用について任意であるこ
と、遵守または説明規定が適用されていないためソフト・ローの実効性を確保する仕組みが充分ではないように思われること
最善慣行と「遵守または説明」規定の組み合わせの導人が検討されるべきとの主張も存在しコーポレート・ガバナンス規制に
おける補完性と柔軟性の観点から充分に検討されるべきこと」を述べる。
- (48) Cadbury Committee, Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance (Gea, London 1992).
<http://www.ecgi.org/codes/documents/cadbury.pdf>
- (49) 稲葉威雄『会社法の基本を問う』中央経済社(二〇〇六年)一九〇―一九一頁。
- (50) Weil, Gotshal & Manges LLP, Comparative Study of Corporate Governance Codes relevant to the European Union and
its Member States Final Report & Annexes I-V (2002). 高橋英治・山口幸代「欧州におけるコーポレート・ガバナンスの將
来像―欧州委員会発行動計画書の分析―」商事法務一六九七号(二〇〇四年)一〇二頁以下。
- (51) Directive 2006/46/EC of the European Parliament and of the Council of 14 June 2006 amending Council Directives
78/660/EEC on the annual accounts of certain types of companies, 83/349/EEC on consolidated accounts, 86/635/EEC on
the annual accounts and consolidated accounts of banks and other financial institutions and 91/674/EEC on the annual ac-
counts and consolidated accounts of insurance undertakings [2006] OJ L224/49. (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/L224/L2242006081ben00010007.pdf>)

- (52) Review of the Role and Effectiveness of Non-Executive Directors (2003).
<http://www.ecgi.org/codes/documents/higgsreport.pdf> 関孝哉「英国コーポレート・ガバナンスの環境変化と改定統合規範の公表」商事法務一六七〇号(二〇〇三年)五六頁以下、久持英司「上場規則」より第二章パラグラフ2.3.Aおよび英国ヒックス報告書『非執行取締役の職務と有効性に関する検討』より付録A『統合規程』改訂草案」駿河台経済論集一三巻一号(二〇〇三)九六頁以下。
- (53) A Solomon and JF Solomon, 'Assessing the Potential Impact of the Revised Combined Code on Corporate Governance' (2004) 4 I.C.C.L.R.100.
- (54) 太田洋「米企業改革法を巡る最新動向及びその影響について」月刊監査役四七一号(二〇〇三)七頁以下、松尾直彦「米国企業会計改革法への対応と現状」商事法務一六六七号(二〇〇三)四頁以下、メルビン・A・アイゼンバーク・川口恭弘(訳)「アメリカにおける会社法制の改革」民商二二〇巻三号(二〇〇四年)三八九頁以下、黒沼悦郎「サーベンス・オックスリー法制定後の資本市場法制・ディスクロージャー規制の強化とその影響に関する日米比較」アメリカ法二〇〇四(1)(二〇〇四年)二四頁以下。
- (55) Audit Committees Combined Code Guidance (2003). http://www.ecgi.org/codes/documents/ac_report.pdf 川島マツミ「英国における内部統制システム最近の動向と法的課題」監査四七四号(二〇〇三)四六頁以下。
- (56) ヒックス報告書による統合規範の改正提案について、上級非業務執行取締役が取締役会レベルで株主利益を代表すべきであるとの同報告書の勧告に対しては企業側からの反発が出され、取締役会内の分裂を引き起こす可能性が示唆された。A Bolger, A Parker and T Tassell, 'Fear of Board Splits Over Higgs Code—Critics Argue Proposal Could Lead to Division and Confusion' Financial Times (London 20 January 2003). T Tassell, 'FTSE 100 Chiefs Question Boardroom Reform Plans Higgs Review' Financial Times (London 31 January 2003). T Tassell, 'Warning on Revisions to Corporate Governance Code' Financial Times (14 March 2003).
- (57) T A Lee, Company Financial Reporting (2nd edn Van Nostrand Reinhold, UK 1982) 103. EG Bartholomew and AD

Weichman (eds), 'The Fourth Directive—Its Effect on the Annual Accounts of Companies in the European Economic Community' (Kluwer, London 1979) 319. 田中弘「イギリスの会計制度わが国会計制度との比較検討」中央経済社（一九九三年）八二—八三頁。

(58) 会社法第二八二条。K Walmsley, *Butterworths Company Law Handbook* (18th edn LexisNexis UK, London 2004) 197.

(59) 本法、基本定款 (memorandum)、通常定款 (articles) の条項および特別決議 (special resolution) によって与えられた指示に基づき、会社の事業は会社の全ての権限を行使しうる取締役によって運営されるものとする (A表第七〇条)。

(60) 英国会社法は事実上二層制の創設を禁じていない。

PL Davies, *Introduction to Company Law* (OUP, Oxford 2002) 203.

(61) 大塚章男「コーポレート・ガバナンスにおける今日的課題—権限集中と利益調整原理—」筑波ロー・ジャーナル一〇号（二〇一一年一〇月）五一—八〇頁。

(62) 拙稿「米国のトッド・フランク法を中心とする国際金融法制の展開と影響に関する考察—規制強化のジレンマならびにパラドックス、コーポレート・ガバナンス、域外適用など—」日本大学法学紀要第五五卷（二〇一四年三月）九一—一〇八頁、同「新たな国際汚職行為防止法の考察—域外適用とRed Flag対処義務—」政経研究第五〇巻第三号（二〇一四年三月）六〇九—六五四頁参照。

(63) 阪田麻紀「英国の先進的ERM事例と日本への適用」セキユラック・ジャパン（二〇〇八年一月）一一—一九頁。

(64) 眞崎達二郎「リスクマネジメントとBCPについて—イギリスの「コーポレート・ガバナンスとリスクマネジメントの結合」と我が国の「品質管理人導入」に学ぶ—」稲葉陽二・藤川信夫・岡西賢治編「企業コンプライアンス」尚学社（二〇一三年一月）七三—九八頁。

(65) http://www.theirm.org/publications/documents/documents/Japanese_Risk_Management_Standard_031125.pdf.

(66) 例えば我が国では中小企業の地震保険のカバーは困難である。

(67) Walker, David Alan. *A review of corporate governance in UK banks and other financial industry entities*, July 2009.

- (68) フランク・カーティス(レイルペンヘッド・オブ・コーポレート・ガバナンス) 発言「投資環境の変化と日本投資の方針」日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム編「金融危機後のコーポレート・ガバナンス」成文堂(二〇一〇年)五頁以下。
- (69) 「次の危機に備えた金融システムの構築―現下の対症療法的対策の問題点を踏まえた提案―」NIRA 研究報告書(二〇〇九年一〇月)一八頁以下。
- (70) <http://www.fsa.gov.uk/doing/regulated/approved/persons>.
- (71) 林孝宗「イギリスにおけるコーポレート・ガバナンスの展開―非業務執行取締役の役割と注意義務を中心に―」社学研論集 Vol.17(二〇一一年三月)二四七―二六三頁参照。
- (72) Financial Reporting Council, Final Report on The Revised UK Corporate Governance Code. (2009).
- (73) Financial Reporting Council, Consultation on The Revised UK Corporate Governance Code. (2009).
- (74) Financial Reporting Council, the UK Corporate Governance Code. (2010).
- (75) Financial Reporting Council, Revisions to the UK corporate governance code (formerly the combined code) (2010), at p.18.
- (76) <http://shandbook.info/FS/html/FCA/COND>. 単なるガイダンスに止まらず、対象企業を拘束するものとなる。
- (77) Threshold Conditions Code については、ヒヤリング情報以外に国内文献は見当たらず、今後の更なる検討対象としたい。
- (78) The UK Corporate Governance Code (September 2014)
<http://www.fsa.gov.jp/singi/corporategovernance/siryou/20140930/07.pdf>
- (79) The UK Corporate Governance Code, September 2012.
http://www.hm-treasury.gov.uk/walker_review_information.htm. (英国財務省)
- (80) 村橋健司「英国における取締役認証制度」取締役の法務七四号(二〇〇〇年)八二頁。
- (81) 川島いづみ「イギリス会社法における取締役の注意義務」比較法学四二巻一号(二〇〇七年)三四頁(注34)。
- (82) 英国では同質説として把握する方が現実合致しているようか。

- (83) *Dorchester Finance Co. v. Stebbing* [1989] BCLC 498.
- (84) Andrew Hicks, directors' liability for management errors, (1994) 110 *Law Quarterly Review*, at p.392.
- (85) *Norman v Theodore Goddard* [1991] BCC 14.
- (86) *Secretary of State for Trade & Industry v Swan & Ors* [2005] EWHC 603.
- (87) 吉本健一「イギリス会社法における取締役の義務違反行為の承認と責任免除」酒巻俊雄先生古希記念論集「二一世紀の企業法制」商事法務(二〇〇三年)八六九頁以下。
- (88) 石山卓磨『現代会社法講義 第二版』成文堂(二〇〇八年)二一九頁。
- (89) 反トラスト法分野で米国は司法省(DOJ)が刑事・民事とも担当するが、世界的には少数派である。Harry First(ニューヨーク大学ロースクール教授)“Your Money And Your Life: The Export of U.S. Antitrust Remedies”. Jacques Buhart (ブクダーモット・ウイル&エメリー法律事務所パートナー)“Evidence in EU cartel proceedings”. Marc van der Woude (ルクセンブルク欧州連合司法裁判所一般裁判所判事)“Judicial Review in EU Competition Cases”. 東京大学第四七回比較法政シンポジウム『最新の競争法・競争政策における世界的動向』(二〇一四年八月五日)。
- (90) 「英国における金融機関の監督手法 (ARROW) に基づく」金融庁検査局(二〇〇五年二月)。
- (91) 田村俊夫(みずほ証券)「アクティビスト・ヘッジファンドと企業統治革命」所有と経営の分離」の終わりの始まり。」「証券アナリスト協会(二〇一四年二月一四日)。
- (92) もっとも記事・論文等でFCA(FSA)等と併記されることも散見され、実質的にはFCAなどとしてFASの実質は存続しているとみられる。
- (93) 我が国の金融庁ではオペレーショナル・リスクなどの通常監督に十分な人員は現状ではないと思われる。
- (94) 上田亮子「スチュワードシップ・コードが株主総会に与える影響―機関投資家対策―」資料版商事法務No.361(二〇一四年四月)六一―三頁参照。油布志行「ディスクロージャー・企業会計等をめぐる動向」(二〇一四年)商事法務二〇二二号五六頁。

(95) 招集通知の平均発送日程は総会開催日の一九・二日前(日本投資環境研究所調査)、二〇一三年六月総会では二日前発送が一四・七%と最も多い(資料版商事法務二〇一四年三月号「招集通知発送日早期化状況調査」)。二〇一〇年以降証券取引所のホームページで株主総会招集通知および添付書類等が公表され、機関投資家の議決権行使業務においては格段に早期に議案情報が取得できるようになっている。上田亮子「二〇一三年株主総会の総括」資本市場リサーチ二八号(二〇一三年)一五五頁。

(96) ①現任役員について、事業報告の役員の状況に記載される情報、参考書類の役員選任議案の候補者経歴表にフォントによる注記形式で記載される情報などがあり、投資家は複数の情報に基づき議決権行使の判断を行うため、以下の情報が役員選任議案の役員候補者の経歴と同じ場所に記載されていれば整理され分かり易い情報となる。例として、法定外の情報を含め役員候補者の氏名、読み仮名、性別、独立役員候補者については会社との利害関係、取締役会等の出席状況、東証独立役員として届出の有無等の情報である。②社外役員について、取引関係等により独立性に疑義がある候補者の場合も東証独立役員として登録された候補者は客観性があると判断する機関投資家がいる。この場合、独立役員の基準を満たします、という表現に止まる場合は届出の有無について不明なため、機関投資家側は独立役員であると判断できない。届け出ている、届け出る予定、など届出の有無について明記することが望まれる。

(97) ESG問題に関して、経済産業省「企業における非財務情報の開示のあり方に関する調査報告書(概要版)」(二〇一二年三月)財団法人企業活力研究所。www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E003728.pdf

(98) 日本投資顧問業協会会長・岩間陽一郎「企業価値向上を目指しての日本投資顧問業協会の取り組み」日本版スチュワードシップ・コードに思うこと」日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークセミナー(二〇一四年七月)参照。

(99) 証券会社はセルサイドであり、金融商品案配を説明力をもって販売できるかが問われる。他方、アセット・マネジャーなど運用会社はバイサイドであり、顧客と直接面談することになるため、利益相反関係を生じる。証券会社と保険会社などのアセット・マネジャーの立場が相違することは当然といえる。セルサイドは売却すべしむが、バイサイドはアナリストの分析が問われることになる。

(100) リーマンショックの反省もあり、従来のROE（自己資本利益率）など財務面の重視に止まらず、中期投資家に対して、①企業経営の規律付けの役割を担わせるためのスチュワードシップ・コード制定（二〇一〇年七月）、②英国主導で中期投資家が活躍しやすい環境整備としての国際統合報告評議会（IIRC）創設（二〇一〇年七月）を図っている。今後は、企業側としては法令等に規定されたために受け身で行う開示ではなく、統合報告により積極的に当該企業の強みである非財務情報を発信し、投資家を呼び込み、いかに企業価値向上に繋げられるかが問われることになる。単なる形式的に財務等の専門家（会計士、弁護士）、経済界経験者などであればすむのではなく、例えば社外取締役としていかなる具体的背景に基づく人物なのか、企業価値向上にどれだけプラスのコメントが出せるのかなど、定性的な実態が問われることとなる。伊藤嘉昭・安井肇（あらた監査法人）「日本版スチュワードシップ・コード制定と統合報告」日本証券アナリスト協会（二〇一四年八月二十九日）・同要旨参照。「The IIRC」国際統合報告 フレームワーク 日本語訳（March 2014）。

(101) 欧州では、二〇〇三年会計法現代化指令が採択され、非財務情報の開示に関する法制度が整備された。二〇一一年一〇月欧州委員会のCSR新戦略において、社会・環境に関する情報開示の改善が目標として掲げられ、二〇一三年四月欧州委員会が非財務情報に関する企業の開示内容を拡大する指令案を発表し、二〇一四年二月欧州議会と欧州理事会が指令案の内容に合意、四月欧州議会で採択された。欧州理事会などで最終的に採択された場合、施行後二年以内に欧州各国内で国内法化される。一方、米国では二〇一二年一〇月サステナビリティ企業会計基準審議会（SASB）が設立され、SEC提出の財務報告書に関して非財務情報を開示する基準を一〇産業において発表する予定である。グローバル・レポートینگ・イニシアティブ（GRI）も二〇一三年五月に次世代のCSR報告書ガイドラインG4を発表、サプライチェーンに関する開示について改訂がなされた。EU非財務情報開示指令案は、従業員五〇〇人超の公的企業（上場企業と金融機関を主とする）に対し、年次報告書における非財務情報の開示を要求し、その開示分野は環境、社会および従業員に関する事項、人権に対する尊重、腐敗・贈賄防止に関する事項で範囲が拡大された。開示事項は、開示分野に関する会社の方針、方針の結果とリスク、リスクへの対処法の三つを財務報告書の中で報告することが要求され、サプライチェーンや下請け企業に対するデューデリジェンス方針などの開示も求められる。高橋大祐「グローバル時代のCSR法務戦略―CSR実務のパラダイムシフトと企業価値へのインパクト

― 日本証券アナリスト協会（二〇一四年四月九日）参照。

(102) 金融庁「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」（二〇一四年二月一七日）から、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）《コーポレートガバナンス・コード原案》」の会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために「の公表について」が示され、パブリック・コメントに付されている。二〇一五年六月総会導入を視野に入れ、上場企業向けに東京証券取引所がルール化せんとする。遵守 (comply) も説明 (explain) も行わない企業名の公表、改善報告書の提出要求によるエンフォースマントを検討している。①株主の権利・平等性の確保、②株主以外のステークホルダーとの適切な協働、③適切な情報開示と透明性の確保、④取締役会等の責務、⑤株主との対話を柱とし、④では、原則4-14. 取締役・監査役のトレーニングの項を設け、「新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適切なトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。」、更に⑤では、原則5-2. 経営戦略や中期の経営計画の策定・公表の項を盛り込む。たたき台では、スケジュールドシンプ・コードとの連結を図り、コンプライアンスのみならず、攻めの経営を意識し、取締役の能力向上も企図している点は、積極的妥当性重視の観点から評価できるが、(a)上場企業においては、実際の企業の経営面では上級管理職などの執行陣が大きな役割を果たしている。(b)全体として社外取締役の複数化を強調するなど、相変わらず従来の視点に立った内容が強調されている感も強い。消極的妥当性に限ってみても、社外取締役の形式的独立性、複数義務化の追求のみではエンロン事件、リーマン金融危機の再発防止は十分といえないと思料する。

(103) 対象会社は東証一部・二部上場企業に限定され、また三年後を目途に複数選任に取り組み(こと)をcomplyしたと看做される可能性がある。金融機関版コーポレート・ガバナンス・コードも策定される見通しである。Masakazu Iwakura "Revision of Companies Act/Securities Exchange Rules in Japan and Recent Developments in Japan's Corporate Governance Code". Davis Polk Seminar/Panel discussion "Activism, Independence and Stewardship: New Rules of Engagement for Corporate Gov-

ernance” December 9, 2014.

(10) <http://www.fca.org.uk/static/documents/pbs-response.pdf> Senior Persons Regime にては別稿にて考察を深めた。

(105) 我が国会社法が、これまで監査役（会）設置会社、委員会設置会社の選択制を採用してきたことも一因であろう。両制度が存在する前提で適応可能なコードを乗せることを余儀なくされる。英国コードの精神を範とするのであれば、二〇一四年改正会社法で採用された監査等委員会設置会社制度は非業務執行取締役の機能を重視するものといえ、親和性がある。そもそも非業務執行取締役を主に独立社外取締役に限定して想定する米国モニタリングシステムと英国型経営機構では、非業務執行取締役に期待される役割にはズレも存在する。この点の整理を付けることが望まれる。米国の取締役会は CEO、COO（Chief Operating Officer）を除く大半を社外取締役が占めることが多く、執行陣（Officer）からの独立性が重視され、これに加えて多様性、専門性なども求められる。取締役会全体として、執行陣に対するコンプライアンスなどモニタリング機能に特化しがちとなる。他方、英国の取締役会は業務執行取締役（Executive Director ED）、非業務執行取締役（NED）に二分される。非業務執行取締役は実際には社外取締役であることが多いであろうが、内部の非業務執行取締役を加えるにせよ、非業務執行取締役が一体として業務執行取締役を監視・監督する。勢い、同じ取締役会のメンバーとして業務執行取締役との協働化を図ることで、戦略面、内部統制・戦略的リスクマネジメント（ERM）の機能までも担う比重は、米国型経営機構に比して同じ非業務執行取締役といっても英国型では必然的に大きくなる可能性がある。従って、英国の非業務執行取締役については、同じ社外取締役であっても、米国型モデルにおける社外取締役とは担うべき機能面で自ずから相違も生じよう。社外取締役に内部非業務執行取締役が協働して監督機能の充実を図ることが可能な点も米国型モデルとの相違といえ、社内の詳細な事情に精通した内部統制・リスクマネジメントを進めることが容易となる。かかる非業務執行取締役が全体として更に業務執行取締役とも協働し、戦略面・中期経営計画等の策定も進めることで、非業務執行取締役においてはコンプライアンス、消極的妥当性のみならず、積極的妥当性の判断も担うことが容易となる。米国でなく英国においてERMが発展してきた背景には、かかる相違もあろう。改正会社法の監査委員会等設置会社では監査等委員が非業務執行取締役として存在し、業務執行取締役との協働により取締役会の戦略的機能を含めた運営を図りうる。監査等委員会全体として、積極的妥当性に関する監視機能も担うこと

が可能となる点に、監査役会や監査委員会と異なる意義があると考ええる。また取締役会全体としても、業務執行取締役と非業務執行取締役が協働して戦略立案機能も果たすことが容易となる。指名・報酬権限の一部を担う監査等委員会ならではの役割であろう(改正会社法三四二条の二参照)。米国型モニタリング機構としての監査委員会においては、妥当性監査権限はあるものの、あくまで消極的妥当性主体の監視機能が中心となる。我が国の監査等委員会制度は英国型の非業務執行取締役制度と近接性を有すると考ええる。英国型のコーポレート・ガバナンス・コードの内容を導入しつつ、一方では社外取締役の独立性強化などに固執するなど米国型モニタリングモデルに依拠した感がぬぐえない背景には、制度面の相違もあり、会社法制において選択制を採用する我が国ならではの問題点ともいえる。我が国は英国スチュワードシップ・コードとほぼ同一内容の日本版スチュワードシップ・コードを既に導入済みであり、今後はコーポレート・ガバナンス・コードの面でも英国型モデルに統一すること、あるいは選択制に対応し得る内容とすることが必要となる。もともと、あまりに詳細な内容を定めることはコード、プリンシプル・ベースの主旨にも反することとなりかねない点、一種のジレンマともなろうか。なお、会社法施行規則改正案(二〇一四年一月二五日)では、監査等委員会設置会社に関する規定の整備が図られている。その中で、事業報告において常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由を記載することとなっている(施行規則一二二条一〇号イ・ロ)。社外かつ常勤のケースもソニーの監査委員にみる通りあり得るが、通常は内部の監査等委員の存在を前提とするものといえよう。常勤の監査等委員は義務付けられていないが、業務の適性を確保する体制(内部統制システム)を利用する考え方が前提にあり、指名委員会等設置会社においても同様となっている。監査役設置会社(監査役(会)、社外取締役)、指名委員会設置会社(社外取締役)、監査等委員会設置会社(監査等委員(会))の各制度における非業務執行役員の機能の相違、比較法的考察については、紙幅の制約があり、別稿に譲りたい。

(106) the Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements 2010, Principles for enhancing corporate governance-final document, October 2010, at 2

(107) 私見であるが、①英国のスチュワードシップ・コードはコーポレート・ガバナンス・コードから分離しただけに、内容面で重複する部分を含有する。経営陣に比較的厳格な適用を迫るコーポレート・ガバナンス・コードの外縁部に、機関投資家に

対する柔軟な内容を有するスチュワードシップ・コードを配することで、日本版コードの実効性を確保できるのではないか。スチュワードシップ・コードとコーポレート・ガバナンス・コードの一体的整理の必要性を指摘したい。エンフォースマメントである *comply or explain* にしても、社外取締役を置かないことの相当性などは事実上の強制に近いものとなっており、内容に応じて強弱を付けることが可能となる。二つのコードは名宛人こそ、機関投資家、経営陣と異なるが、例えば株主と経営陣の対話・エンゲージメントの重要性など、実質的には重複する内容のものを抱える。②英国のスチュワードシップ・コードがグローバル・スタンダードとなるかについて、我が国ではほぼ同内容を受け入れているが、フランスなど法制度が異なる場合、コード内容に跛行性を生じかねない。このため、自国企業の国際競争力保持の観点もあって、英国などからの域外適用の圧力が増加することも懸念される点、米国FCPA（国際汚職行為防止法）と同じ構図となることが想定される。③他方、新興国では、そもそも経済・法制度の成熟化を伴っておらず、スチュワードシップ・コードを導入したところで、一種の形式的法治主義に陥りかねない。国内法制度との調和も課題となる。コードの受容（*accessibility*）の余地がそもそも乏しいのではないか。②、③はコードのグローバル・スタンダード化における障害要因となろうか。④逆に米国コモンの接点では、口頭証拠排除に関する *parol evidence rule* の例外（*Masterson v. Sine*, 436 P.2d 561 (Cal.1968)）あるいは制限（*Corbin* 教授の見解：Arthur Linton Corbin, *Corbin on Contracts* §573, at 72 (Joseph M. Perillo ed., rev.2007)）¹⁾ 米国憲法修正一四条の *due process of law* による懲罰賠償の抑制（*Philip Morris USA v. Williams*, 549 U.S. 346, 127S. Ct.1057, 166L. Ed. 2d940 (2007)）²⁾ 契約自由・私的自治ルールの至高さなどに対する修正ともとれる傾向があり、スチュワードシップ・コードのプリンシプル・ベースとの親和性が窺える。今後、米国でもコード受容の素地はあると史料される。近時の忠実義務に関する判例形成において、規範化概念導入の動きがみられることもその兆しといえようか。米国企業社会もスチュワードシップ・コードを受容する機関投資家の増加と相俟って、コードが架橋となり、将来的に共通のガバナンス・コンバージェンスを示す可能性もある。逆にもスチュワードシップ・コードは世界的なガバナンス融合化の動きの中で現出したとみることでもできよう。コードの重畳・多重適用のリスクに関して、拙稿・前掲「英国スチュワードシップ・コードと Approved Persons 制度―域外適用と金融機関のリスクガバナンスならびに監査等委員会制度などの接点―」四三六頁以下、近時の NACD (National Association of Corpo-

rate Director：全米取締役協会）におけるコーポレート・ガバナンスの再構築ならびにエージェンシー理論とスチュワードシップ理論について、佐藤剛『金融危機が変えたコーポレート・ガバナンス』商事法務（二〇一〇年）一二九頁以下、parol evidence rule などに関して平野晋『体系アメリカ契約法』中央大学出版部（二〇〇九年）四一〇―四四四頁、樋口範雄『アメリカ契約法「第二版」』弘文堂（二〇〇八年）一五三―一六四頁、初岡弘成『懲罰賠償とデュープロセス』『アメリカ法判例百選』（二〇一二年）一八六―一八七頁参照。

〔本稿は、財団法人民事紛争処理研究基金の研究助成金を利用した研究成果の一部である〕

要件事実論の憂鬱

永
島
賢
也

もくじ

はじめに

- 第一 証明責任 — 序論 —
- 第二 要件事実論
- 第三 法規不適用の原則と証明責任規範
- 第四 要件事実論の考え方
- 第五 要件事実論と真偽不明
- 第六 要件事実論に対する批判的見解
- 第七 真偽不明概念の消失
- 第八 ツールとしての要件事実論と証明責任規範
- 第九 権利障害規定という区分け
- 第一〇 「裁判規範としての特許法」
- 第一一 証明可能性を採り入れた行為規範という誤解のおそれ

- 第二二 要件事実論と事案解明義務
- 第二三 小括
- 第一四 証明責任 — 再論 —
- 第一五 要件事実論の考え方が実務に及ぼすもの
- 第一六 要件事実論の憂鬱

はじめに

本稿の目的は、要件事実論の考え方の特徴を明らかにしようとするものである。

第一 証明責任 — 序論 —

1 定義

証明責任とは、訴訟において裁判所がある事実の存否につきそのいづれとも確定できない場合（真偽不明、non quiet）に、その結果として、判決において、その事実を要件とする自己に有利な法律効果の発生または不発生が認められないことになる当事者の一方の危険または不利益、と定義されている。⁽²⁾

2 真偽不明とは

真偽不明とは、裁判官が、当事者の行う事実の「主張」が、真なのか偽なのかわからず、事実の存在・不存在につき十中八九間違いないという確信を持つ⁽³⁾には至らない状態のことである。真偽不明は一般にノンリケット（non quiet）と呼ばれる⁽⁴⁾。

ノンリケットに陥った場合でも、裁判所は、裁判すること自体を拒否することはできない⁽⁵⁾。すなわち、裁判所は、判決を言い渡さないという選択はできない⁽⁶⁾。

3 ノンリケットに対処する法技術

証明責任は、このように、ノンリケットの場合、すなわち、当事者による事実の主張が真偽不明となった場合でも裁判を可能にする法技術である⁽⁷⁾。

もちろん、できるだけノンリケットに陥らないよう事実の存在（たとえば、その事実主張は真であるということ）・不在（たとえば、その事実主張は偽であるということ）を訴訟上確定したうえで判決が言い渡されることが望ましいであろう。しかしながら、現実には、事実が存在するとも、存在しないとも、いずれも確定できないというケースは生じうる。

4 貸金返還請求の例

(1) ノンリケットに陥ってしまった場合、証明責任によって、その事実の存在（不存在）を擬制することによって裁判がなされる⁽⁸⁾。

(2) たとえば、貸した金なのか、援助（贈与）したものが争われているケースで、渡した金の返還約束の存在の主張が、真なのか偽なのか明らかでない、すなわち、返還約束の有無がノンリケットに陥った場合、返還約束はなかったものとみなす（擬制する）ことにより、貸した金なので返してほしいと述べている側の請求は認められないという裁判がなされる。

(3) 同じケースで、返還約束があった（その主張は真である）という高度の蓋然性が認められれば、その他の要件を充たせば原告の請求を認容すればよいし⁽⁹⁾、逆に、返還約束などなかった（その主張は偽である。あるいは、贈与であった。）

という高度の蓋然性が認められれば原告の請求を棄却すればよい。⁽¹⁰⁾ 証明責任による裁判の必要性はない。

(4) ただ、裁判所に提出された証拠等によっても、返還約束があったのか、なかったのか、真偽不明に陥った場合には、上述のとおり、貸金の返還請求者の側に分配された証明責任により、原告は請求を認めてもらえないというリスクを負っていると説明できる。

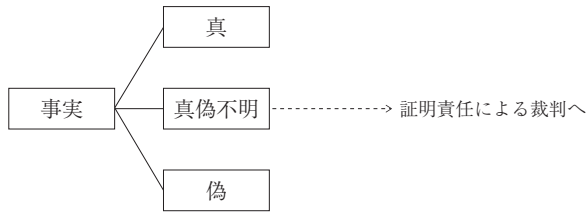
(5) このように、金銭消費貸借契約に基づく返還請求権の発生要件のひとつである金銭の返還約束の存否につき、訴訟上、真偽不明に陥った場合、返還約束はなかったものと擬制され、請求棄却という裁判がなされる。これを当事者の側から捉えて同請求権を主張する側に立証責任があるという。

当該事実の主張が真であると訴訟上確定できるときはもちろんであるが、それが偽であると訴訟上確定できる場合も、事実を擬制する必要はなく、証明責任による裁判は必要でない。

5 証明責任による判決を回避する工夫

証明責任は必ずしも証明手段を持っている者に課されているとは限らない。真偽不明の場合に証明責任の所在によって裁判するのが適切ではないと考えられるとき、証明責任による判決を回避するため、証明責任によって裁判する事態に立ち至ることをできるだけ少なくする法技術が用いられている。証明責任の転換（例えば自賠法三条但書）や推定規定（例えば破産法一五條二項）、その他、表見証明や一応の推定などの手法、そして、証明

図 1



責任を負わない当事者の事案解明義務などである。

第二 要件事実論

1 要件事実論という考え方

要件事実論とは、証明責任（立証責任、挙証責任）の分配に合わせて、民法の条文の書き直しをしようとする考え方である。⁽¹³⁾たとえば、債務不履行の要件としての債務者の帰責事由は、債権者にその存在について立証責任があるのでなく、債務者にその不存在について立証責任があると解釈されているので、債務者の責めに帰すべき事由によることが障害事由となるよう「但書」にするなどして、条文を書き直しておくというものである。

2 「裁判規範としての民法」

要件事実論の立場は、こうして書き直され、構成し直された民法のことを「裁判規範としての民法」と呼んでいる。⁽¹³⁾⁽¹⁴⁾要件事実論のいう「裁判規範としての民法」とは、原被告の主張立証、特に立証責任を念頭に置いて再構成した民法のことである。

裁判規範に対するものは行為規範であるが、要件事実論が「行為規範としての民法」というときは、立証責任、つまり事実の存否不明という事態を前提としない民法のことを指す。⁽¹⁵⁾

「裁判規範としての民法」は、訴訟上事実が存否不明になったときにも裁判官が判断をすることが不能にならないように立証責任のことまで考えて要件が定められている民法のことであり、その要件が、当該要件に該当する事実が立証されない場合には、その要件による効果が発生しないものと扱うのが民法上妥当な結果になるような形式で定め

られている民法のことである。⁽¹⁶⁾

3 「裁判規範」と「行為規範」の二本立て

要件事実論の考え方が用いる「裁判規範」と「行為規範」という言葉は、裁判において問題となる立証の必要性を考慮した規範であるか否かが区別の基準となっている。⁽¹⁷⁾

要件事実論の考え方によれば、民法は、立証責任を念頭に置いて再構成された民法（「裁判規範としての民法」と、立証責任を前提としない民法（「行為規範としての民法」）の二本立ての構成となる。⁽¹⁸⁾ 裁判官の判断の仕組みに合わせた機能主義的なアプローチにより再構成された民法と、制度の趣旨や存在理由に沿って展開される民法とに分かれるものの、両者は車の両輪とも呼ぶべきもので、要件事実論は民法典に内蔵されていない新たな規定を設定するものではない。⁽²⁰⁾

4 雄大な作業

現在まで、立証責任の分配に合わせて条文を書き直す、という要件事実論の雄大な作業が着々と進められてきている。⁽²¹⁾

法律効果を生じさせる法律「要件」には、立証責任の所在を考慮していないものと（「行為規範としての民法」）、立証責任の所在のことまで考慮されているもの（「裁判規範としての民法」）とがあることになる。⁽²²⁾

要件事実論は、主張責任と立証責任を一致させて考えるため、その都度改めて立証責任の分配を考える必要がなくなり、立証責任の転換に気づかず判断してしまうという間違いも起こりにくくなる。⁽²³⁾

そのほか、立証責任の分配に沿って再構成された民法（「裁判規範としての民法」）は、法律要件が立証責任の分配に

結びつけられた構造を有するため、民法とは別個に証明責任規範を設ける必要がなくなり、むしろ証明責任規範は無⁽²⁴⁾用になる。⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾

5 法律実務家の思考

(1) 確かに、法律実務家は要件の存在と言うとき、それを証明と結びつけて考えている。⁽²⁹⁾ 弁護士であれば依頼者に有利な法律効果を獲得するため、どのような法律要件を備える必要があるのか、と考えるのは日常茶飯事である。当該要件を誰が証明するのか(その要件に該当する具体的事実の存在・不存在を依頼者側で証明するのか、その不存在・存在を相手方が証明するのか)、仮に、証明されないとき(真偽不明に陥ったとき)依頼者側に有利なのか、そうではないのかは、あたかも呼吸するかのごとく慣れ親しんだ実務家の思考である。

(2) 他方、実体法は人々の行為を規律する法体系であり、事実はすべて明瞭にわかっている(いわば神様の目から見ている)こととし、ある事実が存在することを前提にして、そこにある法律効果を結びつけている。民法学者は、証明の点を考慮せず事実は明らかであるということを前提にして、ある法律効果の発生に必要な要件は何か、たとえば善意だけでよいか善意無過失まで要求されるのかという考察をしている。したがって、「契約は合意があり、錯誤がなければ成立する」という法命題と「契約は合意があれば成立する。但し、錯誤があればこの限りでない」という法命題とは、実体法の性質としては同じことを述べていることになる。この点、権利障害規定と題して後述する。

(3) これらの対比は、実体法の規範が、その法律効果を要件の存否に結びつけているのか、それとも、要件の証明(ないし訴訟上の確定)に結びつけているのか、という証明責任論における議論を(これは、要件事実論とは異なるもの)の想起させる。

第三 法規不適用の原則と証明責任規範

1 実体法の白紙回答

もし、事実が存在するとも、存在しないとも、いずれとも確定できなくなった場合、裁判所は当該事実を法律要件とする法規を適用することも、適用しないことも、いずれもできないことになるはずである。実体法は、訴訟において法律要件に該当する事実の存否が不明であった場合の法律効果については、いわば白紙回答をすることになる。⁽³⁰⁾たとえば、債務不履行の要件として債務者の帰責事由が存在するとも、存在しないとも、いずれにも確定できないとき、他の要件が具備されているとして、債務者に債務不履行責任を負わせてもよいのか、負わせるべきでないのか、民法の定めからは出てこないことになる。他方、裁判所は「私はわからない」という判断をすることもできない。

2 法規不適用の原則

証明責任論の中には法規不適用の原則に関する議論がある。この原則は、実体法は、その要件に該当する事実の存在が認められたときにはじめて適用されるものであり、当該事実が存在しないことが認められたときはもちろん、真偽不明のときにも適用されない、というものである。すなわち、真偽不明を、法規の不適用に結びつけ自己に有利な法規が適用されないことによる一方当事者の被る不利益を証明責任と定義するものである。⁽³¹⁾

しかしながら、実体法は、法律要件が存在しているときに法律効果を発動させると理解すべきものであり、そうだとすれば、法律要件が存在するか不存在であるかが不明の場合には、法律効果を発動させてよいか発動させない方がよいのか、実体法自身から出てこない。法律要件の真偽不明を直ちに実体法の不適用に結びつける法規不適用の原則

には飛躍があると言わざるを得ない。⁽³²⁾

3 証明責任規範

とすると、真偽不明のとき論理上当然に法規不適用になるのではなく、何らかの考慮を媒介させて法規の不適用または適用が指示されていると解される。何らかの考慮とは何か。真偽不明の場合でも、裁判を拒否することは許されないとということに関する。そのため、真偽不明の場合でも裁判をすることができるよう、実体法を適用するか、不適用とするかを裁判官に指示する規範（証明責任規範⁽³³⁾⁽³⁴⁾）があり、この証明責任規範の作用を当事者の側から捉えると、事実主張が真偽不明の場合に実体法の適用・不適用が指示される結果一方当事者が負う危険または不利益が証明責任であると定義されることになる。

4 法規不適用の原則と証明責任規範の対比

両者を対比すると、法規不適用の原則の考え方は、実体法は法律要件が「証明」されたときに適用されると考え、証明責任規範の考え方は、実体法は法律要件が「存在」するとき適用され（「存在しない」ときに不適用とな）ると考⁽³⁵⁾える。

実体法と証明責任規範とは峻別され、実体法は自由心証の枠内で機能し、証明責任規範は自由心証の尽きたところで実体法と共同して機能する。⁽³⁶⁾ 証明責任規範の考え方は、いわば実体法に証明責任規範を付け加えることによって（実体法＋証明責任規範）、真偽不明の事態に対処しようとするものと理解できる。

5 各説の紹介

法規不適用説は、証明責任の本質を事実の真偽不明の場合における法規の不適用にみる。これに対し、証明責任規

範説は、真偽不明を法律要件とする証明責任規範の適用により、真偽不明の事実が存否いずれかに仮定され、その結果、この事実を法律要件とする法規の適用または不適用が明らかになるといふ。そのほか、民事訴訟を従前の当事者の交渉の行き詰まりの原因を一定の条件のもとで明らかにし、その点について当事者に自主的な判断の可能性を与え、交渉を再開させる制度と理解する訴訟観を基礎にして展開される行為責任説がある。そして、司法研修所民事裁判教官室のいわゆる「要件事実論」である、と説明されている⁽³⁷⁾。

第四 要件事実論の考え方

1 無用な証明責任規範

要件事実論の考え方からは、この証明責任規範は無用のものとされている⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾。現実の民法の規定の形式とは一応別に「裁判規範としての民法」の規定を構成するに当たっては、「裁判規範としての民法」の規定は、その要件事実が存否不明になったときに当然対応できるものでなければならぬこと及びその対応の仕方としては、その事実が存在するものとは扱わないのが相当であることを前提として行っているのであるから、右のような証明責任規範があるのと同じ結果になることは当然のことであるからである。再構成された「裁判規範としての民法」で充分対応できる以上、わざわざ「行為規範としての民法」の規定に証明責任規範を加えることによって解釈を複雑にする必要はない。

2 主張責任と立証責任の一致

要件事実論は、主張責任の所在と立証責任の所在とが一致すると述べる。ある事実が口頭弁論において主張されない結果、当該要件事実の存在を前提とする法律効果の発生が認められないという不利益または危険が主張責任であり、

ある事実の存否が訴訟上不明に終わった結果、当該要件事実の存在を前提とする法律効果の発生が認められないという不利益または危険が立証責任であるとするので、両者は、定義上、当然に一致することになる。⁽⁴³⁾

第五 要件事実論と真偽不明

1 要件事実論における立証責任の概念

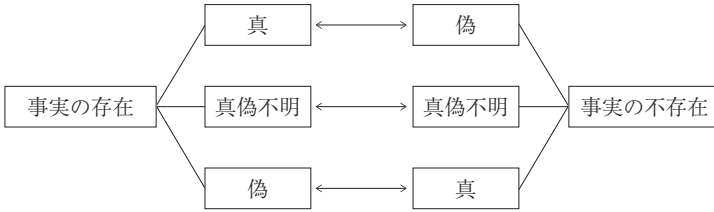
(1) いわゆる白表紙⁽⁴⁴⁾では、立証責任の概念を次のように説明している。

「訴訟上、ある要件事実の存在が真偽不明に終わったために当該法律効果の発生が認められないという不利益又は危険を立証責任と呼ぶ（客観的立証責任と同義、証明責任ともいう。）」と（以下、「要件事実論の立証責任の概念」という。⁽⁴⁵⁾⁽⁴⁶⁾。

しかしながら、通常、「ある事実の『存在』が真偽不明に終わったため」ではなく、「ある事実の『存否』が真偽不明に終わったため」か、あるいは、「ある事実（の主張）が真偽不明に終わったため」と説明すべきところと思われる。なぜなら、ある要件事実の『存在』が真偽不明に終わったということと、同一の要件事実の『不存在』が真偽不明に終わったということは、いずれも同一の内容を指しているからである。たとえば、Aという要件事実の存在（の主張）が真であるということは、論理上、Aという要件事実の不存在（の主張）が偽であるということである。逆に、Aという要件事実の存在（の主張）が偽であるということは、Aという要件事実の不存在（の主張）が真であるということである。それゆえ、Aという要件事実の存在の真偽不明は、Aという要件事実の不存在の真偽不明に対応している。

(2) ある事実の主張が真である（存在する・存する）、あるいは、偽である（不存在である・否である）と確定できる場合は、立証責任によらずとも裁判をすることができる。訴訟上、真か偽かを確定できる場合には、そもそも立証責任

図2



の出番がないからである。⁽⁴⁷⁾

(3) 要件事実論の立証責任の概念は、再構成された「裁判規範としての民法」が完成されていることを前提にしている。なぜなら、仮に民法の条文の書き直し（「裁判規範としての民法」）が完成していなかったとすると、次のとおり、上述の立証責任の概念は維持できなくなるからである。

(4) たとえば、民法四一五条後段の条文では、履行不能と帰責事由が損害賠償請求権の発生要件という書き方がなされている。これを、要件事実論の立証責任の概念にあてはめると、「訴訟上、帰責事由の存在が真偽不明に終わったために損害賠償請求権の発生が認められないという不利益又は危険を立証責任と呼ぶ」ことになる。しかしながら、帰責事由の存在が真偽不明に終わった場合、損害賠償請求権の発生が認められているので、この概念では矛盾が生じてしまうことになる。他方、「裁判規範としての民法」が完成しているのであれば、帰責事由の要件は但書に回るので、履行不能という要件を、要件事実論の立証責任の概念にあてはめても矛盾は起きない。この矛盾は、条文上は権利根拠規定のよくな書き方がなされていても、解釈上はその立証責任が転換される場合に必ず生じることになる。⁽⁴⁸⁾

(5) 民法の条文は、必ずしも証明責任の分配を考慮して制定されているとは限らない。

日本の民法の立法の際の資料によると、起草者（梅謙次郎、穂積陳重、富井政章）は条文の

書き方について、証明責任の分配を犠牲にしても分かり易い表現を心掛けたと言明している。すなわち、条文の表現（書き方）は日本においては、証明責任の分配の基準となりにくいことを起草者自身が認めているのである。⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁰⁾

(6) また、民法以外の実体法についても、要件事実論の視点から書き直しが進められている。とすると、「裁判規範としての民法（実体法）」の完成までは、要件事実論の立証責任の概念は矛盾を抱え込むことになる。

2 要件事実論の徹底と真偽不明という概念

(1) 要件事実論が徹底されると（裁判規範としての民法（実体法）」が完成すると）、そこに真偽不明という概念は残るであろうか。

ある事実の存在が法律要件である場合、その事実の存在が訴訟上確定されれば（証拠により立証されれば）法律効果の発生が認められ、逆に、その事実が存在しないことが訴訟上確定されれば法律効果の発生は認められないとする。その事実が存在するとも、存在しないとも訴訟上確定できない場合、真偽不明となり、当該法律要件の存在につき証明責任を負う者にとって、その法律効果の発生を認めてもらえないという不利益を負うことになる。

(2) ここで、要件事実論を徹底すれば、法律要件に該当する事実の存在は、訴訟上確定されるか、または、確定されないか、のいずれかを区別すれば足りることになる。すなわち、この例で言えば、その事実が存在しないこと（不存在）が確定されたのか、それとも不存在とも確定できず真偽不明となったのか、という区別がなくなる。⁽⁵¹⁾

(3) 立証責任の分配に合わせて条文を書き直す、という要件事実論の作業が着々と進行し、やがて再構成された裁判規範としての民法が完成し、要件事実論の考え方が徹底されたとき（裁判規範としての実体法」が完成されて要件事実論の考え方が徹底されたとき）、完成された要件事実論の内部では真偽不明という概念が消失する。

3 上述の例へのあてはめ

(1) 上述の例によれば、たとえば、貸した金員なのか、援助（贈与）したものであったのかが争われているケースで、渡した金銭の返還約束の存在の事実主張が証拠によって立証されたとき（たとえば、署名捺印のある契約書が証拠として提出された場合など）、（他に弁済がなされたなどの事実が認められない限り）原告の請求は認容されることになる。他方、返還約束が存在しなかった（むしろ贈与の意思が事実として認められる）という場合、原告の請求は棄却されることになる。

(2) そして、いわばその中間にある、返還約束が存在するとも存在しないとも、贈与が存在するともしないとも、いずれとも判断がつかなかった場合、真偽不明となり、予め分配されている立証責任の所在によって、これを負担する側である原告の請求は棄却されることになる。

(3) この例の場合、要件事実論を徹底すれば、返還約束が存在しなかった（贈与という事実が認められる）という場合も、返還約束が存在したとも存在しなかったともいずれも判断がつかなかったという（真偽不明）場合も、ともに返還約束の事実の存在が訴訟上確定されなかった（立証されなかった）という事態に変わりはなく、両者を区別する必要性がなくなる。

(4) こうして、徹底された要件事実論の考え方の内部では、真と確定できず、かつ、偽とも確定できないという概念、すなわち、真偽不明という概念が消失する。真と確定できるか、真とは確定できないかを区別することで足りるからである。⁽³²⁾⁽³³⁾⁽³⁴⁾

(5) とすると、上述の要件事実論の立証責任の概念は、次のように定義すべきことになる。すなわち、「訴訟上、ある要件事実の存在が確定されなかったために当該法律効果の発生が認められないという不利益又は危険を立証責任

と呼ぶ。」と。これは、もはや客観的立証責任と同義といえるかどうか多分に疑問といふべきである。真偽不明の場合に対応する（真偽不明の場合でも裁判を可能にする）、という証明責任論の前提が抜け落ちているからである。

(6) あるいは、次のようにも解される。すなわち、要件事実論の立証責任の概念は「訴訟上、ある要件事実の存在が真偽不明に終わったために当該法律効果の発生が認められないという不利益又は危険」のことであるが、「ある要件事実の存在が真偽不明に終わった」という意味は、その要件事実の不存在（が立証された）の場合をも含んでいると解される。「存在の真偽不明」を構成する要素は、①存在・不存在が不明であること（通常の真偽不明の場合）に、②不存在であること（当該事実主張が偽であること）を加えたものという意味になる⁽⁵⁵⁾。

4 判決起案の手引きについて

(1) 司法研修所が編集した七訂民事判決起案の手引（法曹会）は、判決書の理由の説示の仕方について、次のように述べている。「事実の認定について説示をするに当たっては、ある当事者が立証責任を負う事実について、それが証拠によって認められるか又は認めるに足りる証拠がないかの説示をすれば十分であつて、要証事実の不存在や反対事実の存在を認定できる旨説示する必要はない。要証事実の不存在や反対事実の存在は立証命題ではないから、これらが認められる場合であっても、原則として、その存否が不明な場合と同一の表現で判示するのが相当である。（同書七一頁・一〇訂版では六八頁）」

すなわち、要件事実の不存在や反対事実の存在が認定できる場合、それが真偽不明であつた場合と同一の表現で説示せよ、と述べているのである。反対事実が存在するとの心証を得ても証明責任判決と同一の表現をするとすれば、それが真偽不明に陥つたため証明責任の分配に沿ってなされた証明責任判決なのか、反対の事実が積極的に認められ

たものなのか判決の理由をみてもわからないことになる。

(2) 他方、同行引は、事案によつては、要証事実の不存在又は反対事実の存在を認定することが望ましい場合もある、とする。そのような説示をする場合、「…を認めるに足りる証拠はない。」の次に、例えば「かえつて、証人何某の証言によれば、原告主張のような契約は締結されなかったことが認められる。」とする、と述べられている。

そして、次のように続ける。「しかし、通常このような事実の認定は必要ではないのみならず、認定を誤る危険が伴いがちであるから、初心のうちは避けた方が無難である。」と。

すなわち、主張された事実が偽であると確信した場合であっても、真偽不明の場合と同一の表現で説示する方が、認定を誤る危険が少ない旨が述べられている。本来、証明責任判決の必要はないにもかかわらず（換言すれば、本来、証明責任が働く場面ではないにもかかわらず）、証明責任判決と同じ表現でよいと推奨していることになる。その理由は、そうしなければ認定を誤る危険を伴いがちだから、という。

この説明は、要件事実論の考え方が、真偽不明と確定的偽を区別する必要を特に認めないことと整合していると言える。

(3) ただ、認定を誤る危険を伴いがち、という言葉の意味は曖昧である。少なくとも、受訴裁判所は、その審理の結果として反対事実が認定できると考えているのであるから、認定を誤るリスクが高まっているという見方は、当該受訴裁判所からの視点ではない。いわゆる神様のような視点に立ち、自身が確信した事実も、そのような超越的視点からみれば間違っていることがあるかもしれないと考え、とすれば、その真偽は不明としていた方が、より間違いの幅は少なくてすむという意味であれば、本来、立証責任の適用場面ではないにもかかわらず、証明責任判決を下すべ

きとする理由としては不十分のように思われる。

(4) この点、積極的に反対事実を認定した判決は、上級審からみると、一見、立証責任の所在を誤ったかのように見えてしまうという理由を含んでいるのかもしれない。

しかしながら、判決理由は上級審の担当裁判官の理解のしやすさのためにのみあるのではなく、その効果を受ける当事者のため（たとえば、控訴すべきかどうかの判断のため）にあるのであるから、真偽不明に陥っていないにもかかわらず、証明責任判決（真偽不明の場合）と同一の表現を推奨することには疑問が残る。反対事実の認定に基づく裁判を回避する理由にはならない。上級審の審査を容易にするためというのであれば、裁判所が前提とした証明責任の分配の理解を判決理由中に示しておけば足りるからである。複雑な事件や立証責任の所在につき判例・学説上の争いがある場合などは、むしろ、そのような説示が望ましいと言えるであろう。

(5) 他方、たとえば、法的責任を問われている被告にとってみれば、同責任を基礎付ける事実を認めるに足りる証拠はない、という説示と、原告主張のような事実はなかったことが認められる、という説示とは、大きな違いを感じるであろう。確定的な偽を説示するという傾向は、むしろ、立証責任を負担しない一方当事者の積極的な主張立証活動に動機付けを与え、争点整理手続を充実させ、真実発見システムとしての訴訟審理に活性化をもたらす可能性がある。

(6) あるいは、別の理由として、反対事実の積極的認定が敗訴当事者の不服申立を誘発してしまうという見方もあるかもしれない。実務的には反対事実を認定しない方が敗訴当事者の納得を得られるし、弁論主義の下での有限の証拠によって処理していることから裁判所の態度として好ましいという説明も同様の趣旨のものといえる。⁽⁵⁶⁾

しかしながら、そもそも、不服申立をすること自体に消極的評価をする必要はなく、敗訴当事者にとって反対事実の認定であれ、真偽不明に陥ったことによる証明責任判決であれ、敗訴判決の変更利害を有する点に変わりはなく、反対事実の認定ではなく真偽不明であったというべきである、という理由では、不服申立の動機とはならない。裁判所の態度としての好ましきという点は、裁判所の事実認定過程を不明瞭にすることによる当事者の不利益や上級審に誤解を与えるという問題を上回る美德とは思われない。

第六 要件事実論に対する批判的見解

1 みずからの切り離し

要件事実論は、真偽不明の場合でも裁判を可能にする法技術である証明責任の分配に合わせて民法の条文の書き直しをしようとする考え方であり、要件事実論のいう「裁判規範としての民法」は、訴訟上事実が存否不明となったときにも裁判官が裁判することが不能にならないように立証責任のことまで考えて要件が定められている民法のことである。

しかしながら、要件事実論が徹底されると、すなわち、再構成された「裁判規範としての民法（実体法）」が完成されると、真偽不明という概念自体必要でなくなり、証明責任の分配により解決しようとしていた出発点（真偽不明）そのものを消失させてしまう。これは、証明責任の分配に沿って民法の条文の再構成をしようとしていた要件事実論の存立基盤そのものからみずから切り離してしまうように見える。

2 松本博之教授の鋭利な視点

(1) 松本博之教授は「要件事実論と証明責任論」において次のように述べる。⁽⁵⁷⁾

「右の『裁判規範としての民法の構成』は証明責任の分配についての判断を基礎にして行うべきであるとされるのであるが、そこでの証明責任は客観的証明責任であり真偽不明を前提にしたものである。ところが、『裁判規範としての民法』が具体的な事件に適用されると、『裁判規範としての民法』が事実の訴訟上の確定を要件とするものであるため、事実が真偽不明の場合には『裁判規範としての民法』により法律効果の不発生の判断が直ちに導き出される。ここでは真偽不明は法上重要なものと扱われない。これは、真偽不明を要件とする客観的証明責任の分配を出発点としたことと調和しないのではなからうか。」

(2) 要件事実論は、真偽不明への対処を目指して出発しながら、最終的に真偽不明を重視しないという態度に帰着する。この松本教授の指摘は要件事実論の問題を鋭く抉り出している。

完成された要件事実論の内側において真偽不明について語ることはできない。⁽⁵⁸⁾ 要件事実論では、訴訟上、その存在が確定されたものと、そうではないものを区別するにとどまり、その不存在が確定された（当該事実主張が偽である）ことと、その存在・不存在が不明である（当該事実主張が真偽不明である）こととを区別する概念の枠を持たないからである。

3 反論

(1) 上記松本教授の批判に対する伊藤滋夫判事（当時）（下記引用における「筆者」）の反論は次のとおりである。⁽⁵⁹⁾

「筆者は、用語としては、『真偽不明』といわず、『存否不明』といっているが、その点は別とする。事実が存否不

明のときには、その事実を要件とする規定が適用されない結果となるように、裁判規範としての民法を構成しているのであるから、上記のようになるのは当然のことであって、まさにそう構成した目的を達しているのであるから、少しも不都合はないし、不調和な点もない。ある事実の存在が明らかであれば、裁判規範としての民法の規定が適用されることにより、それに伴う法律効果が発生することになり、存否不明のときは、同規定が適用されることがないために、その法律効果が発生しないという違いを生じるのであるから、存否不明であることは、裁判規範としての民法の適用の有無の決定に当たって重要な意味を有するといわなければならない。」

(2) この反論では、ある事実の存在が明らかの場合と、存否不明の場合とが掲げられているが、不存在(否)が明らかの場合には触れられていない。要件事実論の内部には、存否不明と不存在を区別する概念の枠がないことが示されているといえる。

4 並木判事(当時)による批判

並木茂判事(当時)は、松本教授による要件事実論への批判、すなわち、伊藤判事(当時)のいう要件事実と実体の考え方は予め「証明責任規範の指示する内容を先取りし、これを織り込んだ結果に過ぎない」という批判について、これを適切なものと評価したうえ、更に、これにとどまらない根本的な疑問があるとも述べる。すなわち、伊藤判事(当時)は規範説を採っていないと述べるが、その思考方法には規範説に加えられた論理の摩り替えという批判がほぼそのまま妥当するよう思われる、と指摘している⁽⁶⁾。

5 中八九間違いないという物差し(比喩)

(1) 真偽不明とは、上述のとおり、裁判官が、当事者の行う事実の主張が真なのか偽なのかわからず、事実の存在

(不存在)につき十中八九間違いないという確信を持つには至らない状態のことをいう。

仮に、証明度⁽⁶¹⁾について〇から一〇〇までの目盛りのある物差しがあるとすると、八〇以上になれば事実が存在することが確信され、二〇以下になれば事実が存在しないことが確信されるとすれば、真偽不明とは二〇から八〇までの間ということになる。⁽⁶²⁾この二〇から八〇までの六〇の領域について分配された証明責任の所在に沿って判決がなされることになる。理論的には証明責任判決は五分五分以上の割合(六〇%の確率)でなされることになる。

(2) 要件事実論の考え方は、証明度⁽⁶³⁾について、どのような物差しを使っていることになるであろうか。〇から一〇〇までの目盛りのある物差しを使つたうえ、八〇以上とそれ未満とに区別するだけで、それ以上八〇未満の部分は特に区別をしないことにしているのか、あるいは、そもそも、目盛りが二〇から一〇〇までしかない物差しを使っているのか。徹底された要件事実論の考え方では、この物差しの目盛りは、七九(八〇未満)から一〇〇まであれば足りることになる。したがって、徹底された要件事実論の考え方では、〇から八〇未満の領域で証明責任判決(事実の擬制による判決)がなされる可能性がある。真偽不明に確定的偽を含めている(少なくとも区別する必要がない)からである。

(3) この点、証明の対象となる主張事実(法律要件事実)が、いずれの当事者の証明責任に属するかによって証明活動の負担に大きな差を生じさせ、証明責任の分配による結果が重くなりすぎてしまふ、ということを緩和させる方法として、法律要件分類説を前提としながらも、証明度を高度の蓋然性ではなく優越的蓋然性と解釈することも考えられる。証明度を規律するのが訴訟法規であるとすれば、高度の蓋然性と優越的蓋然性とのいずれを選択した方が訴訟制度の目的が実現されやすいかという視点で見ることが⁽⁶⁴⁾⁽⁶⁵⁾できる。

証拠になり得る情報の獲得手段に限界があり（民訴法の用意する証拠開示制度が貧弱であること）、かつ、証明度の基準を従来のまま（高度の蓋然性基準）所与の前提として、いくら精緻な要件事実論を展開しても、民事訴訟は、民事司法に求められている役割を十分に果たせないのではないかという疑問には、大いに首肯できるのである。

(4) 証明度の問題において、一律に「高度の蓋然性」という基準に与したことが、訴訟審理の具体的な攻防という現実を前提とする段階的な証明度に関する法解釈の発展を阻害してしまったのかもしれない。たとえば、民事刑事を越えた証拠法という法分野の中で、刑事事件で被告人を有罪とするには合理的な疑いをいれない証明を要求し、民事訴訟の通常事件では証拠の優越の証明で足りるが、例外的に詐欺や不当威圧、滅失した証書や遺言書の内容、口頭の契約の特定履行や書面による契約の変更などについては、明白かつ説得的な証明が要求されるなど、複数の段階の証明度⁽⁶⁶⁾を置く法解釈や法制度の発展を促すことができなかつたといえる。すべての法律要件について原則として一律の証明度を要求するというドグマの克服の機会を逸したおそれが指摘可能である。

(5) 仮に、高度の蓋然性説が、証明が困難な事案においては、証明度の軽減という例外を認めるとすれば⁽⁶⁷⁾、当該事件の当事者にとつて、どの法律要件に該当するなどの事実につきどの程度証明度が下げられるのか、事前に明示されないければ手続保障に欠ける結果になるであろう。当該事実について、その証明度が高度の蓋然性の基準なのか、証拠の優越の基準なのかは、具体的な主張立証活動に大いに影響すると考えられるからである。既判力の正当化根拠にも波及する問題といえる。訴訟の審理において事前に証明度が引き下げられる論点⁽⁶⁸⁾が何かが明示されていないとすれば不意打ち的な判決がなされる可能性が高まることになる。

第七 真偽不明概念の消失

1 色の概念

(1) たとえ話を掲げる。たとえば、色の概念についてである。色は本来連続的なスペクトルであり、色の概念は、その途中に区切りを入れることによって、ある領域は赤色、ある領域からは橙色などと区別をするものであるから、人によって色の概念の枠が異なれば色の分け方も異なる。

なるほど、そう言われれば、確かに、スペクトルの色の微妙な境目の領域について各人それを何色と認識するか違いが出てきそうである。ある者はそれを赤色と言い、ある者はそれをもう赤でなく橙色と言うかもしれない。

(2) ところで、その前提となる色の連続的なスペクトルというものの自体は、いったい誰がどの目が見ているのであろうか。すなわち、このたとえ話では、複数の立場（観点）の考え方で議論するとき各立場（観点）を通過する超越的な視点を導入してしまっているという問題点が指摘されているのである。⁽⁶⁸⁾

2 要件事実論と証明責任規範の考え方

(1) 「裁判規範としての民法」と証明責任規範とを比較して議論する際、要件事実論の立場（観点・視点）からは、構成し直された「裁判規範としての民法」で充分であり、わざわざ「行為規範としての民法の規定プラス証明責任規範」と二元的に捉えて複雑にする必要はないと述べられている。

要件事実論の立場（観点・視点）からは、証明責任規範は無用と結論される。すなわち、「証明責任規範という考え方は、『行為規範としての民法は、要件に該当する事実が存否不明になったときのことを考えていない。訴訟上その

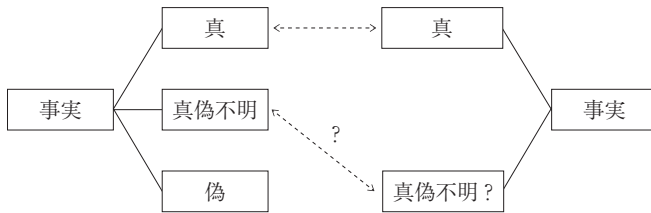
ような事態が生じた場合には、その事態を訴訟上どのように扱うか（例えば、その事実が存在したものと扱うのか、扱わないのかなど）についての裁判規範が必要である」という考え方に立っているものであり、かつ、行為規範としての民法に裁判規範としての証明責任規範を組み合わせて、行為規範としての民法の要件に定める事実が訴訟上存否不明になった事態に対応しようとするものと理解される。しかし、裁判規範としての民法という考え方を採れば、このような証明責任規範という考え方を採る必要がないばかりか、前者の考えの方が後者の考えよりも優れていると考える。」⁶⁹という。

要件事実論の立場（観点・視点）からは「裁判規範としての民法」という考え方を採ったとすれば、証明責任規範を考える必要がない。裁判規範としての民法を前提とした場合においては、要件事実とは同民法の要件に該当する具体的事実をいうのであり、そうした事実が存在したか否か訴訟上不明になった場合には、その事実が存在したものと訴訟上扱わず、したがってまた、その事実が存在したことを前提とする当該要件（当該要件を内容とする法規）が適用になることのないことは裁判規範としての民法の性質から当然のことである。そうすると、要件事実が存在したか否か訴訟上不明の場合について法規の適用または不適用を指示する規範が別に必要になることはないことになる。」⁷⁰とされる。

(2) ここで、ある事実の存在が確定されるか、ある事実の不存在が確定されるか、ある事実の存在も不存在も確定されないかが、いわば上述の色の連続的なスペクトルに相当する。

要件事実論の考え方（観点・視点）からは、ここで、ある事実の存在が確定されるか、そうでないかの区別しかないのであるから、ある事実についてその存在も不存在もいずれもが確定されないということ（真偽不明）について、

図3



そもそも語ることはできないはずである。要件事実論の考え方（観点・視点）では、ここでいうところの真偽不明について語ることはできないのであるから、証明責任規範は必要でない（証明責任規範は無用である）と語ることもできない。証明責任規範は、主張された事実が真偽不明となった場合に、裁判官に対し、実体法の適用または不適用を裁判官に指示する規範であるからである。真偽不明の概念がないところに証明責任規範の概念も生まれない。徹底された要件事実論の考え方（観点・視点）では、「裁判規範としての民法（実体法）」は完成されており、みずからのうちに真偽不明という概念を有さない。そして、徹底された要件事実論の考え方（観点・視点）では、みずからのうちに真偽不明という概念を有さないということさえ語ることはできない。なぜなら、「私は、ここに私の知らない概念がある」とは、そもそも、語ることはできないからである。

(3) 要件事実論の考え方（観点・視点）は、（真偽不明の場合に裁判を可能にする法技術である）証明責任の分配に沿って民法（実体法）を再構成し、「裁判規範としての民法（実体法）」という形に徹底させることによって、最終的に、真偽不明という概念を蒸発（消失）させてしまおう。

徹底された要件事実論の考え方の内側では、真偽不明という用語に、通常その言葉が示す以外の概念が対応させられている。すなわち、訴訟上立証（確定）されていない、という概念である。そして、確定的に偽である場合に対応する概念がない。それゆえ、これに

対応する用語もない。

確定的な偽の場合、本来、証明責任が機能する余地はないにもかかわらず、徹底された要件事実論の考え方は、要件事実が存否不明だった場合と同列に扱われることになる。

第八 ツールとしての要件事実論と証明責任規範

1 ツールとしての要件事実論の提案

要件事実論考え方は、立場や観点、あるいは視点として、いわばその内側において思考するのではなく、いわば要件事実論の外側において、ある状況に対処するための機能的な道具（ツール）としてそれが提案されるとすれば、どうか。いわばツールとしての要件事実論である。

司法研修所民事裁判教官室は、新問題研究要件事実の「はしがき」にて、「要件事実についての考え方は、実体法の解釈を踏まえて、具体的事実関係を法的に分析し、整理するための有用なツールであると考えられます。」と述べている。⁽¹⁾

2 ツールの適用場面

ツールとしての要件事実論は、どのような場面に対処する道具なのか。それは、真偽不明の場合である。真偽不明に陥っていないにもかかわらず、わざわざ「裁判規範としての民法」にあてはめる必要はないからである。たとえば、ある事実の存在を法律要件とする法規があるとき、訴訟上、その事実の存在が確定されたのであれば、そのままその規定を適用すれば足り、証明責任の分配に沿って再構成された法規を適用する必要性がない。逆に、その事実の不存

在が確定されたのであれば、その法規の適用を端的に否定すれば足り、証明責任の分配に沿って再構成された法規の適用を否定する必要性がない。他方、真偽不明に陥った場合、その事実が存在するとも、存在しないともいえないので、その法規の適用も、不適用も決められないことになるが、裁判拒否は許されないので、証明責任の分配に沿って再構成された「裁判規範としての民法」にあてはめて結論を導き出せばよい、と説明するのである。

3 ツールとしての要件事実論と実体法規と証明責任規範との組合せの優劣

真偽不明への対処ツールとしての要件事実論は、実体法規と証明責任規範を組み合わせた考え方と守備範囲が重なってくる。いずれも法律要件に該当する事実が真偽不明の場合に起動するものであるからである。では、ツールとしての要件事実論と、実体法規と証明責任規範との組み合わせとでは、いずれがよいか。

前者は、「裁判規範としての民法」は実体法であると述べるが、訴訟上、真偽不明に陥った場合への対処法であるから、純粹な実体法以外の考慮を入れているという批判は受けることになるであろう。あるいは、証明責任規範を実体法規にいわば埋め込むことよって法規不適用の原則（真偽不明のときに論理上当然に法規不適用になる）と同様の状態を作り上げているとし、同原則に対する批判を同様に受けることになるであろう。

しかし、これに対しては、理論的な側面でのそのような批判は受け止めつつ、あくまでツールとしての利便性を強調することで反論できそうである。

もつとも、近年の証明責任規範の考え方でも、真偽不明のときにはその法規の不適用が指示されるのが圧倒的であるから、むしろ、ある事実が真偽不明のときでも当該法規の適用が指示される場合を指摘する作業の方が、民法（実体法）全体を再構成するよりも効率的（作業が少なくて済む）と言えるであろう。通常、証明責任規範の考え方は、あ

る法規の法律要件に該当する事実の存否が真偽不明になれば、その法規の適用を否定しているのであるから、例外的に真偽不明のときに適用を肯定しているものを指摘することで足りるはずである。裁判官への注意喚起としては例外的な場合を指摘する方が優れているとも言える。「裁判規範としての民法（実体法）」を全体で作るよりも、例外的な場合をピックアップする方が端的に効率的である。

4 証明責任規範の機能（作用）

実体法から峻別される証明責任規範は、事実問題のノンリケットを要件とし、裁判官に対し判決の内容を指示するという本来的な効果を規律する⁽⁷⁴⁾。この証明責任規範の機能（作用）には二通りのものがある。ひとつは、事実を存在しないものと擬制するもので証明責任の「原則規定」と呼ばれる。もうひとつは、事実を存在するものとして擬制するもので証明責任の「特別規定」と呼ばれる。証明責任規範の機能は、こうした選択機能以上のものでもないし、以下でもない。実体法が有していない機能のみを有するにすぎず、それ以外の機能を有することは実体法に対する越権となる。証明責任規範は、裁判官への二者択一的指示を通じて、あたかも当該の構成要件が充足された、ないしは、充足されなかったかの如くに裁判せよと命ずる⁽⁷⁵⁾。

すなわち、この証明責任の「特別規定」に組み入れるものをピックアップする方が、民法（実体法）全体を再構成するよりも効率的で、注意喚起に資するのではないかと考えるのである。たとえば、次のとおりである。

5 履行不能の例

民法四一五条後段の履行不能による損害賠償請求では、条文は「債務者の責めに帰すべき事由によって履行することができなくなったときも、債権者はその損害の賠償を請求することができる」と読むことができる⁽⁷⁶⁾。損害賠償請求

権を発生させる要件は、「帰責事由の存在」と「履行不能」である。

ここで、履行不能は認められるが、帰責事由の存否は真偽不明に至ったとする（たとえば、倉庫火災で納品が不可能になったが、その火災の原因が不明であるなど）。証明責任規範は、帰責事由の存否が訴訟上確定できないときでも、この法規の（不適用ではなく）適用を裁判官に指示する（特別規定の適用場面）。すなわち、債務者の側に帰責事由の不存在の証明責任を課す（通説・判例）。帰責事由の存在が擬制されるのである。

6 効率性

このように、法律要件に該当する事実の存否が真偽不明に陥ったにもかかわらず、その法規の適用を指示する場合を掲げ（ピックアップし）、特別規定に組み入れられることを指摘する方が、民法（実体法）全体を再構成するより、作業として効率的で、裁判官への注意喚起にも資すると思われる。

第九 権利障害規定という区分け

1 実体法上ではトートロジー

実体法は、その実体法の性質として、権利根拠規定と権利障害規定とに分けられるであろうか。むしろ、証明責任の所在が指示された結果、そのように分類することが可能となっているのではないか。「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があり、表意者に重大な過失がなかったときは無効である。」という命題と、「意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは無効である。ただし、表意者に重大な過失があったときはこの限りでない。」という命題は、実体法の性質としては同じことを意味しているからである。これを区別できるのは、訴訟手続を加味しているからに¹⁷⁾

他ならない。実体法上は、ある事実が権利根拠事実であることは、その不存在が権利障害事実であることとトートロジーとなる⁽⁷⁸⁾。そうすると、民事訴訟における証明責任の具体的な分配や要件事実の構成は、民法等の実体法の解釈の問題であるとは考えにくい⁽⁷⁹⁾。純粹の実体法以外の考慮を入れていると言わざるを得ない。

第一〇「裁判規範としての特許法」

1 「裁判規範としての特許法」

(1) 要件事実論は、証明責任（立証責任、拳証責任）の分配に合わせて、民法の条文の書き直しをしようとする考え方であるが、民法以外はどうであろうか。この考え方に沿って、たとえば、特許法を書き直すことはできるであろうか。いわば、「裁判規範としての特許法」ともいうべきものができあがるであろうか。

(2) 以下に述べるとおり、均等⁽⁸⁰⁾には五つの要件があるが、その証明責任の分配については争いがある。そして、これにとどまらず、要件事実論の考え方は、定義上、「裁判規範としての特許法」を作り上げることが不可能ではないかと考えられる。というのは、主張責任と立証責任とが一致するというのが要件事実論の考え方のところ、均等論に関する最高裁判所判例解説の考え方は、五つの要件のうちいわゆる第四要件につき、主張責任と立証責任が分裂する（主張責任の所在と立証責任の所在が一致しない）からである。

2 均等論についての最高裁判決

(1) 最高裁判所は、平成一〇年二月二四日、初めて均等論について実質的判断を示す判決を言い渡した（民集五二卷一号一三三頁）。一般論として次の(1)～(5)の要件を充たすとき均等論を是認すべきとしたものである⁽⁸¹⁾。

「特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合には、右対象製品等は、特許発明の技術的範囲に属するということではない。しかし、特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、(1)右部分が特許発明の本質的部分ではなく、(2)右部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって、(3)右のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり、(4)対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから右出願時に容易に推考できたものではなく、かつ、(5)対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは、右対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である。」

(2) では、これら(1)～(5)までの要件の証明責任は、特許権者と行為者（侵害者・被告）とで、どのように分配されるであろうか。要件事実論は、証明責任の分配に合わせて、条文の書き直しをしようとする考え方であるから問題となる。

3 均等論の各要件の立証責任

上記最高裁判決は、特許発明の実質的価値は特許発明と実質的に同一な技術に及ぶということを均等論の基本に位置づけているが、(1)～(5)の要件を並列的に列挙し、その主張・立証責任を特許権者が負うのか、行為者が負うのかは明示しなかつた。⁽⁸²⁾

そのため、たとえば、特許発明の技術的範囲は明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて確定されるのが原則であ

り、均等は一定の要件を充たす場合に初めて例外として認められるべきであるという見解に立てば、(1)～(5)の要件すべての特許権者側に立証責任があると解することもできる。⁽⁸³⁾ この考え方に立つ場合、要件事実論の考え方による「裁判規範としての特許法」の書き直し作業は、(1)～(5)の要件をすべて均等の主張者側に立証責任を分配するであろう。

4 東京地裁判決の証明責任の考え方

この点、東京地裁は、「対象製品が特許請求の範囲に記載された構成と均等なものであるという規範的評価と右(1)ないし(5)の各事実とのいわゆる要件事実論的な説明はさておき、事柄の性質上実質的同一にかかわる右(1)ないし(3)の要件に係る事実の証明責任は、均等を主張するものが負担し、(4)及び(5)の要件に係る事実の証明責任は、均等を否定する者が負担するものと解するのが相当である」と判示している。⁽⁸⁴⁾ この判決のように、(1)ないし(3)と、(4)及び(5)で立証責任を分配する見解が多数説と見られる。そこで、この考え方に立つのであれば、要件事実論の考え方による「裁判規範としての特許法」の書き直し作業は、(1)ないし(3)と、(4)及び(5)とで分け、後者を「但し書き」に回すことにならう。⁽⁸⁵⁾

5 最高裁判所判例解説の見解

(1) それでは、最高裁判所判例解説の証明責任の考え方はどうか。⁽⁸⁶⁾ 同解説によれば、次のとおりである。

要件(4)については、例外的に、特許請求の範囲の文言を超えて、特許庁による審査を経ていない領域にまで特許権の効力を拡張するための要件として、特許権者の側で立証しなければならないと解するのが相当であろう。もともと、特許権者の側において、対象製品等が特許出願時に存在したすべての公知技術との関係で同一又はこれから容易に推考できるものではないことを主張立証しなければならないというのは、立証すべき対象があまりにも広範になりすぎ

て、訴訟実務上、現実的でない。

(2) そこで、(4)の要件については、相手方が特定の公知技術との関係においてこれを争わない限り、特許権者の側から、この要件を満たすことを積極的に主張立証することを要しないが、相手方において、特許出願時に特定の公知技術が存在したことを主張立証して、当該公知技術との関係で要件(4)の充足性の充足性を争う旨を明らかにしたときには、特許権者の側で、対象製品等が当該公知技術と同一又はこれから容易に推考できる範囲に属するものではないことを立証する必要があるものと解するのが相当であろう。すなわち、(4)の要件については、特定の公知技術との関係で右要件の非充足を指摘するという主張責任は相手方が負担するが、当該公知技術との関係で要件(4)を充足する旨の立証責任は特許権者が負担する(したがって、当該公知技術から容易に推考できたものかどうか真偽不明の場合には、均等とは否定される)と解することとなる。

(3) すなわち、最高裁判所判例解説の立場では、主張責任と立証責任が分裂する。したがって、主張責任と立証責任とが一致するという要件事実論の考え方では、最高裁判所判例解説の立場に立つて、「裁判規範としての特許法」を作り上げることは(定義上)不可能となる。⁽⁸⁷⁾

6 要件事実論と裁判規範としての特許法

このように、要件事実論の考え方に沿って、均等論の要件を書き分けるのは困難であり、「裁判規範としての特許法」を完成させることは難しい。他方、「裁判規範としての特許法」ができあがらないうちでも、訴訟は提起され、均等が主張され、判決は言い渡されていく。この間、要件事実論の立証責任の概念は維持できるであろうか。

7 証明責任規範の考え方の弾力性・発展性

証明責任規範の考え方からは、均等論の各要件の証明責任の所在が確定的でない場合であっても、事実が真偽不明の場合に、実体法の適用または不適用が指示される結果、当事者の一方が負う危険または不利益という証明責任の定義は維持できるであろう。

そのうえで、たとえば、要件(4)は、均等論が認められた趣旨や、仮想クレーム理論の影響、公知技術との関係で訴訟実務上の現実性などの観点から、原則規定に入れられるべきなのか、特別規定に入れられるべきなのか、訴訟審理上、正面から議論の対象とすることができる。

証明責任の分配についての論争は、訴訟審理の現場こそ最前線であるべきである。証明責任規範の考え方によれば、証明責任を、より弾力的に、より発展性のある形でとらえることを可能にするであろう。⁽⁸⁸⁾ おそらく、主張責任と立証責任が分裂する場合も規律可能である。

第一一 証明可能性を採りいれた行為規範という誤解のおそれ

1 混同のおそれ

(1) 要件事実論の考え方により、立証責任の分配に沿って実体法の条文が書き直された場合、これが裁判の場面を離れて社会での人々の行動を規律するものと誤解され、「裁判規範としての民法（実体法）」が行為規範としてのそれとが混同されるおそれがあり得る。すなわち、「裁判規範としての民法」は、法律要件に該当する事実が立証されない場合、その要件による効果が発生しないものと扱うのが民法上妥当な結論になるような形式で定められている民法

のことであるから、人々の社会での行動を立証という観点から規律しているものと誤解され得るのである。

たとえば、法律行為の要素の錯誤が意思表示を無効にするという規律が、証明可能な法律行為の要素の錯誤が意思表示を無効にするという規律と理解されるが⁽⁸⁹⁾ときである。証明可能な錯誤が意思表示を無効とし、証明可能な詐欺が意思表示を取り消しうるものとする、と、各法律要件に暗に「証明可能な」とい、う修飾語をつけてしまうことになる⁽⁸⁹⁾。

(2) 証明可能性といういわばフィルター越しに法秩序を概観する視点は行為を規律する規範としては望ましくないであろう⁽⁹⁰⁾。これは、常日頃から、相手に有利な事実や当方に不利な事実については後にそれが証明できなくなるように行動し、相手に不利な事実や当方に有利な事実については可及的に証明しやすい形で証拠を残すように行動することを促すことになるが、それは相手にとっても当方と同じような行動を促すことになるので、論理的には衝突を起させることになる。

2 証明可能性という概念の枠

(1) 要件事実論の考え方が、人に「証明可能性」というメガネをかけさせたとする。すると、事實は、証明可能なものと、そうではないもの、という概念の枠を通じて認識されることになる。このメガネが、いつでもはずせるものであればよいが、要件事実論の内側においてこのメガネをはずして見ることはできないであろう。そのとき、それはメガネではなく、自身の目そのものとなる。目はずして見ることはできない。

(2) リトロスペクティブ (retrospective) に起きてしまった結果から過去にさかのぼって後方視的にある事実が証明されたかどうかという視点で見る⁽⁹¹⁾こと(裁判官の視点はこのパターンが多いであろう)と、プロスペクティブ (prospective)

にこれから将来に向かつて行為する指針としてそれが後に証明されるかという証明可能性を予測して行動することとは大きな違いがある。「裁判規範としての民法」が行動指針として行為規範的に使われて、いわばリトロスペクティブからプロスペクティブへの転回がなされると、証明可能性というフィルター越しに行為を規律し始める。それは社会的に好ましい結果を生まないようにも思われる。

第一二 要件事実論と事案解明義務

1 民事訴訟法の改正課題のひとつとして、事案解明義務に関し、たとえば「当事者は、適正な裁判の実現のため、相手方当事者による事実関係の解明に協力しなければならない」という規定の創設が提案されている⁽⁹¹⁾。事案解明義務には、具体的な要件効果を離れた一般的な理念としての事案解明義務（広義）と、一定の場合における証明責任を負わない当事者の事案解明義務（狭義）とがあるとされている。事案解明義務との関係が指摘される最高裁判例としては伊方原発事件やアンデレちゃん事件⁽⁹²⁾などがある。

2 事案解明義務（狭義）は、要件事実論の考え方からは要件事実論が適切に機能しない場合にこれを補完する理論として提唱されているものと考えられている⁽⁹⁴⁾。すなわち、事案解明義務（狭義）は、ある程度一般的に共通の類型（例えば、売買、貸金、債務不履行、不法行為、侵害処分としての行政処分取消しなど）ではなく、具体的事案における個別的事実が強く考慮される場合に対応する。

3 定義上、主張責任と立証責任を一致させる要件事実論の考え方を徹底するならば、証明責任を負わない当事者は訴訟で証明活動を行う必要はなく相手方の立証が成功しそうになって初めて反証すれば足りる、という事案解明に

非協力的な態度を指示してしまうおそれがある。相手方のする事実主張が、真と（まで）は言えない（訴訟上証明されたい言えない）という状態に持ち込めば足りるからである。

4 他方、確定的な偽という概念があり、それに積極的な評価がなされるのであれば、証明責任を負わない当事者は確定的な偽を獲得するため相手方の主張事実が偽であること（反対の事実が真であること）を立証する動機を持つてあろう。いわば〇から一〇〇までの目盛りのある物差しの一〇〇未満の部分を使おうとするのである。その立証活動によりおのずから事案説明が進むであらう。確定的な偽への積極評価が事案説明を促す可能性を秘めている。

第一三二 小括

1 実体法は、法律要件に該当する事実が存在するとき法律効果が発生し、法律要件に該当する事実が存在しないうとき法律効果は発生しない、ということを規律する。実体法は、法律要件に該当する事実の存否に法律効果を結びつけているのであって、その証明に結びつけているのではない。実体法は、法律要件に該当する事実が存在するとも、存在しないとも、いずれとも認定されない場合、法律効果については全くの白紙である。他方、裁判所は、事実が真偽不明となり、自由心証が尽きた場合であっても、判決をしないという選択は認められない。そこで、実体法以外に、真偽不明の場合に、事実の存在を擬制して法律効果を発生させるか、事実の不存在を擬制して法律効果を発生させないかを指示する証明責任規範が必要になる。この証明責任規範により、真偽不明に陥ったときでも、実体法プラス証明責任規範という組み合わせで判決をすることが可能になる。証明責任規範は二通りの機能（作用）を有し、法律要件に該当する事実の存在を擬制し（特別規定と呼ぶ）、あるいは、その不存在を擬制する（原則規定と呼ぶ）。

2 要件事実論は、証明責任の分配に合わせて、民法（実体法）の条文の書き直しをしようとする考え方である。この条文の書き直しという雄大な作業が着々と進められ、現在、ほぼ完成の域に達している。現に、要件事実と題する書籍は巷に溢れている。要件事実論の立場は、証明責任の分配に沿って再構成された民法を「裁判規範としての民法」と呼ぶ。民法以外にも要件事実論の考え方は拡大⁽⁹⁵⁾⁽⁹⁶⁾⁽⁹⁷⁾⁽⁹⁸⁾している。上述の証明責任の原則規定にあてはまる例や特別規定にあてはまる例が整理されている。法律要件に該当する事実の存在が訴訟上確定され、または、その不存在が訴訟上確定された場合、あえて再構成された「裁判規範としての民法（実体法）」を適用する必要性はない。もちろん、できるだけ真偽不明に陥らないように事実の存否を確定して判決を言い渡すのが望ましいであろう。しかし、証明責任は証拠手段を持っている者に分配されているとは限らない。相手方に証明責任が分配されている自己に不利益な事実を証明する証拠方法が、弁論主義を介して審理に提出されることは期待できない。それゆえ、関連情報の開示手続の乏しい現行民事訴訟法のもとでは、真偽不明に陥る可能性が比較的高くなるといえる。

3 真偽不明に陥ってしまったとき、証明責任規範が、その存在を擬制することを指示するのか、その不存在を擬制することを指示するのか、すなわち、証明責任の特別規定に組み入れられるのか、原則規定に組み入れられるのか、要件事実論の立場から再構成された「裁判規範としての民法（実体法）」を思考の道具（ツール）として参考にとることができるならば合理的である。おそらく、実体法のほとんどの条項は、証明責任規範による証明責任の原則規定と組み合わせられるので、例外的に、特別規定（真偽不明のとき、事実の存在を擬制するもの）と組み合わせられているものが何かを確認する方が効率的と思われる。

4 要件事実論の立場から再構成された「裁判規範としての実体法」に関する記述が、ツールとしての利用を想定

し、ある条項が証明責任の特別規定に組み入れられるものであるとき、その旨、何らかの目印があれば、いつそう利便性を増すであろう。あるいは、特別規定に組み入れられるものだけを取り上げて整理することもありうる。

第四 証明責任 — 再論 —

証明責任規範の考え方を前提にすると、冒頭の証明責任の定義を修正する方がよい。すなわち、証明責任（立証責任、拳証責任）とは、事実が真偽不明の場合に、実体法の適用または不適用が指示される結果、当事者の一方が負う危険または不利益のことである。⁹⁹⁾これは、証明責任規範の作用を当事者の側から捉え直したものである。

第一五 要件事実論の考え方が実務に及ぼすもの

1 要件事実論の考え方が、確定的な偽を積極的に評価せず、あたかも、真偽不明と同様の取扱いをすることは、実務上、証明責任を負担しない側の当事者ないしその代理人（弁護士）に消極的な訴訟追行を促すことになるであろう。原告が、訴訟上、不法行為に基づく損害賠償請求を求めている場合、被告が積極的に過失はなかったということを主張立証することを要件事実論の考え方は促してはくれない。証拠偏在型の訴訟に要件事実論の考え方が組み合わされると、立証責任の所在で判決が言い渡される可能性が高まる。¹⁰⁰⁾

2 要件事実論の考え方が「そういう世界」を作ってしまったとすれば後悔の念を禁じ得ないであろう。国民が、しばしば口にする「言った言わないの問題」¹⁰¹⁾という諦観、あるいは、あえて「言った言わないの問題」に持ち込むことよって有利な地位を得ようとする戦術は、「そういう世界」では日常茶飯事となるであろう。

第一六 要件事実論の憂鬱

1 要件事実論の考え方は、何か閃きのようなものを感じさせてくれる。混沌とした紛争の世界に完璧な論理で立ち向かう姿は魅力的である。もつとも、その真価は、その魅力が取り除かれたときに現れる。この小論は、その真価を浮き彫りするには甚だ力不足ではあるが、次の点を指摘したい。

2 要件事実論の憂鬱。それは、証明責任の分配に沿って実体法の再構成が完成した暁には、証明責任の前提である真偽不明という概念を消失させてしまうことにある。要件事実論の考え方はみずからの出发点を消去してしまうという特徴を有している。主張された要証事實は、訴訟上確定（立証）されたものと、そうではないものに分けられ、それ以上の区別はなされない。確定的な偽に対する評価はなされない。確定的な偽は、訴訟上確定（立証）されなかったものとして、特に真偽不明と区別された取り扱いを受けない。⁽¹⁰⁾ 仮に、確定された偽（否）が、真偽不明（存否不明）に含まれるとすれば用語としても適切でない。

(1) 証明責任は、立証責任、挙証責任とも呼ばれる。本稿では、特に、これらを区別しない意味で用いる。

(2) 中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編「民事訴訟法講義」補訂第二版（有斐閣大学双書）三三二頁

(3) 判例・通説とされる高度の蓋然性説に立った一般的な説明であるが、現在は、その考え方は大きく揺らいでいる。「実務の多くが現実的に「高度の蓋然性」基準によって運用されているかどうかきわめて疑わしく、実質的には「優越的蓋然性」基準によっていたり、あるいは、証明度軽減の法理などの形を借りて、「優越的蓋然性」基準が、しばしば採用されてきたのではないだろうか。」とされる（三木浩一「民事訴訟における手続運営の理論」四六九頁）。

(4) 事実の存否不明の状態を真偽不明(ノンリケット)と呼ぶが、正確には、事実に関する「主張」の「真偽」が不明のことをいう、と考える。このように、事実に関する訴訟上の「主張」が真なのか偽なのか問題にされているのであるから、証明責任の問題は、訴訟上の問題と考える。本論では、事実の主張の真偽が不明に陥った場合を、事実の存否不明とし、事実の存否不明の状態を、単に、真偽不明と呼ぶことにする。

(5) 松本博之「証明責任の分配」(有斐閣)七頁では、存否不明の場合にも裁判官の裁判義務が存してはじめて、法律要件要素の存否が不明であっても裁判所に当該事件につき裁判を可能にする法則が必要になるのであり、それが、証明責任規範(Prüfungsnorm)である、旨述べられている。

(6) 和解等によって訴訟が終了する場合は別である。

(7) 条解民事訴訟法(第二版)一〇一五頁は「とくに法規の構成要件である主要事実(要件事実)の存否が不明の場合は、これを存否いずれかに仮定して、法規を適用し、法律効果の発生または不発生を判断するほかない。これを存否いずれかに仮定するかの問題が証明責任(挙証責任または立証責任ともいう)の問題である」と述べ、その後、段落を分けて、通説・実務は法規不適用説であり、近時の有力説は証明責任規範説であるとす。

(8) 高橋宏志「重点講義民事訴訟法(上)」第二版補訂版(有斐閣)五一八頁は「各国の近代民事訴訟法が採用しているのは、その事実の存在または不存在を仮定(擬制)することによって裁判を可能にする方法である。これが証明責任による裁判である。」とす。

(9) この場合の判決主文は「被告は原告に対し金〇〇円支払え。」となる。

(10) この場合の判決主文は「原告の請求を棄却する。」となる。

(11) この場合の判決主文は「原告の請求を棄却する。」となる。

(12) 賀集唱・「要件事実の機能」―要件事実論の一層の充実のための覚書―(司法研修所論集九〇号)三三二頁

(13) 賀集・前掲三二頁

(14) 岡口基一・「要件事実入門」(創耕舎)三二頁は、「最近、伊藤滋夫教授が、『裁判規範としての民法』という提唱をして

います(伊藤滋夫・ジュリ八六九号一九頁(一九八六年)が、ここでいう『裁判規範』は、同教授の独自のネーミングであって、上記の意味の裁判規範とは異なるものです(賀集唱・司法研修所論集九〇号三四頁(一九九四年)参照)と述べている。要件事実論のいう裁判規範という用語は独自のネーミングと説明されている。

(15) 賀集・前掲三四頁

(16) 伊藤滋夫「要件事実の基礎」(有斐閣)一八三—一八四頁参照

(17) 伊藤・前掲二〇九頁(注42)参照

(18) 並木茂「要件事実原論」一五頁(悠々社)では、実質的意義の民法を構成する要素である個別的法規範は、原則として、行為規範(生活規範)と裁判規範(裁決規範)から成り立っているとし、これを法の重層構造と読んでいる。

(19) 賀集・前掲三八頁

(20) 伊藤滋夫「要件事実と実体法」ジュリストNo.869、二四頁参照

(21) 賀集・前掲三三頁参照

(22) 賀集・前掲三九頁参照

(23) 賀集・前掲三三頁参照

(24) 賀集・前掲三三頁参照

(25) 伊藤・前掲二五頁参照

(26) 伊藤・「要件事実の基礎」(有斐閣)二二六頁は、「裁判規範としての民法という考え方を採れば、このような証明責任規範という考え方を採る必要はないばかりか、前者の考え方が後者の考え方よりも優れていると考える」と述べる。

(27) 高橋宏志「要件事実と訴訟法学」ジュリストNo.881、九九頁

(28) 岡口基一・「要件事実入門」(創研舎)三二頁は、「民法が裁判規範であるとすると、法律効果が発生するのは、主要事実の存在が立証され、判決が確定したときです。主要事実の存否が不明であれば、判決三段論法が成立せず、法律効果は発生しません。法律効果が発生したか否かわからないということはないので、証明責任規範は不要です。」と述べられている。他方、

同書三二頁では「以上は、要件事実論の理論的根拠を説明したものにすぎません。みなさんが民法の学習をするときや要件事実の問題を解くときは、民法を行為規範としても捉え、法律効果は現実の社会において法律要件に該当する事実があった時に発生すると考えてください。」と述べられている。確かに、法律効果（たとえば売買代金債権）が発生するのが主要事実の存在が立証され判決が確定したときであるとするれば、たとえば、春日頃スーパーで買い物をしたときに払われる金銭は売買代金ではないということになりそうである（売買代金債権の発生と、弁済によってその債権が消滅しているのではないこと）になる。たとえば、レジでは、事実として物が移動し、また、金銭が移動しているにすぎないことになる）が、一般的な意識・理解とは齟齬があるであろう。

(29) 高橋宏志「要件事実と訴訟法学」ジュリストNo.881、九九頁参照

(30) 春日偉知郎「証明責任論の一視点」判例タイムズNo.350、九九頁参照

(31) 高橋宏志「重点講義民事訴訟法（上）」第二版補訂版（有斐閣）五一九頁参照

(32) 高橋・前掲五一九頁

(33) 春日偉知郎「民事証拠法研究」（有斐閣）三三三頁、第九章「証明責任論の視点」では、ドイツ証明責任論からの示唆を受け、証明責任規範について論ぜられている。「証明責任」を当事者への効果の面からのみ捉えようとすると、主要事実の存否不明の際に裁判官に対しなすべき判決内容を指示するという「証明責任」の本来的な機能が後退してしまうことが明確に指摘されている。

(34) 村上博巳「証明責任の研究」（有斐閣）一三頁、「裁判官は、争いのある要件事実の存否が不確定な場合にも、裁判を拒否することはできず、裁判しなければならぬが、その場合に裁判官に対し裁判の内容（たとえば請求棄却または訴え却下）を指示するのが証明責任規範であり、そこに証明責任規範の本質と価値がある」と述べられている。

(35) 高橋・前掲五二二頁 注（7）参照

(36) 春日・「証明責任論の一視点」判例タイムズNo.350、一〇〇頁参照

(37) 松本博之・「証明責任の分配」（有斐閣）二八九頁

- (38) 賀集・前掲三三頁
- (39) 伊藤滋夫・「要件事実と実体法」ジュリストNo.869、二五頁
- (40) 伊藤滋夫・「要件事実の基礎」二二六頁
- (41) 岡口基一・「要件事実入門」(創耕舎)三二―三三頁。もつとも、「理論上は証明責任規範が不要であるとしても、現実には証明責任規範があるため(例えば民二七条一項)、それをどのように位置づけるのが大問題になります。」と述べられている。
- (42) 伊藤・「要件事実と実体法」ジュリストNo.869、一七頁
- (43) 高橋・「要件事実と訴訟法学」ジュリストNo.881、九九頁参照
- (44) 司法研修所(増補)「民事訴訟における要件事実第一巻」五頁
- (45) この表現によれば、要件事実論の立証責任の概念は、要件事実の不存在が真偽不明に終わった場合を含まないことになり、それが客観的立証責任と同義とされることになる。
- (46) 岡口・「要件事実入門」二二頁は、「司研・新問題研究七頁は、立証責任の定義を、『ある事実(＝主要事実)の存在が真偽不明に終わったために当該法律効果の発生が認められない不利益』としますが、主要事実の不存在が立証された場合の不利益を含めない趣旨ではなく、また、証明責任規範説に立っているわけでもございません。」と述べ、主要事実の不存在が立証された場合の不利益も立証責任の定義に含めている。しかし、本来、立証責任が働く場面は真偽不明に陥った場合と解され、不存在が立証されている以上、立証責任によらずとも判決することはできるようになるものと思われる。
- (47) 法律要件に該当する事実が存在しないことが確定できる場合には、立証責任の所在によって裁判をする必要がない。端的に、当該事実の存在を否定して当該法規の適用を否定すれば足りる。ある事実が存在するということも、存在しないということも、いずれも確定できない場合に、はじめて立証責任が働く場面となる。
- (48) そのほか、無権代理人の責任の規定(民法一一七条一項)のように個別に立証責任規範が定められている場合にも同様の問題が生じ得る。同条項の場合、代理権の不存在は無権代理人に対する損害賠償請求権の発生要件のひとつであるが、相手方

が立証責任を負うことになる。

(49) 高橋・「重点講義民事訴訟法(上)」第二版補訂版(有斐閣)五四三頁

(50) 小林秀之「新証拠法第二版」(弘文堂)一八五—一八六頁参照

(51) 竜崎喜助「証明責任論」(有斐閣)一一三頁—一四頁では、「すなわち裁判官が不在の確信をえた場合も、真否不明に残された場合も、共に同一表現である『全証拠によるも之を認めることができな』という判決記載が要求され、心証が真否不明であることをそのまま表明されるべきだとはされていないのである、と述べられている。

また、昭和三十一年九月一三日の最高裁判決を引用し「いわゆる立証責任とは要証事実が証明されなかつた場合、その事実につき立証責任を負う者の不利益において裁判がなされるというに過ぎないのであつて要証事実の証明ありたる場合には立証責任の問題を生ずる余地は存しないのである」という判断は、事実認定を「証明ありたる場合」と「証明されなかつた場合」の二つの場合に限定している点において、司法研修所で用いられる教科書(五訂民事判決起案の手びき)と全く共通している、旨述べられている。

(52) 見方を変えれば、要件事実論の考え方では、本来、証明責任を問題にする必要のない確定的に偽と認定できるケースを、証明責任のフィールドに取り込むことができることになる。ある事実の主張が確定的に偽と認定できる場合も、その事実が立証されていないという意味では同じことになるからである。

(53) 裁判官が反対事実の心証を得ても証明責任判決を下すことになる。

(54) 松本博之「証明責任の分配」(有斐閣)三二頁以降では、E. Schneider(シュナイダー)の説等を紹介し、この西ドイツの少数説が、より徹底した形で我が国の実務家(司法研修所編「六訂民事判決起案の手びき」(一九七八年)七六頁を引用している)によつて説かれているという驚くべき事実を発見するのである、と述べられている。

(55) 岡口・「要件事実入門」(創耕舎)二二頁では、「要件事実論の基本概念についての定義であるにもかかわらず、疑義を抱かせるものといわざるを得ません。」と述べ、立証責任の定義に「主要事実の不存在が立証された場合の不利益」を含むものであることを前提としている。

- (56) 小林秀之「新証拠法第二版」(弘文堂) 一七〇頁参照。その注(33)にて、岩松三郎「兼子一編・法律実務講座民事訴訟編第五卷一一九頁が引用されている。
- (57) 判例タイムズ No.679、九〇頁
- (58) たとえ、語り得る以上のことを知り得るものとしても、語ることができないことに変わりはない。一般的には言語的に表現し難いことでも実践的には苦もなく実行されている。
- (59) 伊藤滋夫「要件事実と実体法断想(上)」ジュリスト No.945、一一〇—一一一頁
- (60) 並木茂「民事訴訟における主張と証明の法理(下)」判例タイムズ No.646、六頁
- (61) 伊藤滋夫「事実認定の基礎」(有斐閣) 一五六頁、「証明度という用語は、二つの意味に用いられることがあると思われる」とし「要証事実の存在を肯定するために最低限必要とされる証明の程度という意味と、このような要証事実の存在についてこれを肯定する方向へ証拠で裏付けられている程度そのものをいう意味とがある、とされる。
- (62) 三木浩一「民事訴訟における手続運営の理論」(有斐閣) 四四—四頁は、「証明責任が機能する領域は、二〇%から八〇%の間における六〇%の領域部分となる」と述べ、六〇%もの領域を「証明責任に委ねるのは、真実発見のためのシステムとしてあまりにも不合理である」と述べる。
- 仮に、証明度について高度の蓋然性説を採らなければ(たとえば六〇%程度の蓋然性で足りるといふ説を採れば)、要件事実論の考え方を前提としても証明責任の分配による格差は減少することになる。
- (63) 松本博之「証明責任の分配」(有斐閣) 五頁では、「証明度の問題は、証明責任の問題とは異なる問題である。しかし、両者は實際上、関連性を有する。証明度が高く設定されると、これに応じた高い解明可能性が存在しない限り、証明責任判決の余地が広くなり、証明度が低ければ低いほど、証明責任判決は少なくなる、ということが出来る」と述べられている。
- (64) 伊藤眞「証明度をめぐる諸問題—手続的正義と実体的真実の調和を求めて—」判例タイムズ No.1098、四—三三頁。「最高裁判例や下級審裁判例をいくつかみて参りましたが、高度の蓋然性という証明度の抽象的基準こそ維持されているものの、実際には、優越的蓋然性があれば主張事実が認められるのが通常であり、また、証明がないとして主張事実が否定されるのは、

優越的蓋然性にも達しない、ファイファイ・ファイファイの場合に限られているというのが、私の分析結果です。」と述べられている。

(65) 須藤典明(東京高裁部総括判事)「信頼される民事裁判のために」金融・商事判例No.1450/2014年10月1日号一頁。「高度の蓋然性という原則的証明度の在り方を再検討すべきであろう。」と述べられている。

(66) 小林秀之「新証拠法」(第二版)七二頁「アメリカ法の段階的証明度」の段落参照。

(67) 加藤新太郎「民事事実認定論」(弘文堂)六三頁参照。

(68) 野矢茂樹「語り得ぬものを語る」(講談社)一〇五頁参照

(69) 伊藤「要件事実の基礎」(有斐閣)二二五―二二六頁

(70) 伊藤・前掲二二六頁

(71) 司法研修所編「新問題研究要件事実」(法曹会)一頁。なお、同書七頁には、上述の白表紙と同様の立証責任の定義がなされているが、「客観的立証責任と同義」との補足説明はなされていない。

(72) 高橋・前掲五四一頁

(73) 高橋・前掲五二〇頁

(74) 春日・「証明責任論の一視点」判例タイムズNo.350、一〇五頁

(75) 春日・前掲一〇五頁

(76) 高橋・前掲五四三頁

(77) 高橋・前掲五四二頁

(78) 春日・「証明責任論の一視点」一一〇頁参照。「西ドイツの最近の学説は、実体法上、ある事実が権利根拠事実であることは、その不存在が権利障害事実であることとタウトロギーであるという点で一致している」と要約されている。

(79) 反対説として、笠井正俊「行政事件訴訟における証明責任・要件事実」。民事訴訟法における証明責任の具体的な分配や要件事実の構成は、民法等の実体法の解釈の問題であると考えられる、と述べられている。法学論叢一六四卷一―六号京都大

学法學會平成二二年三月 三三四頁

(80) 「均等論とは、第三者の利益を害することがないよう配慮しつつ、クレームの範囲（特許請求の範囲）を文言そのものからある程度拡張解釈をして特許発明の適切な保護を図ろうとするものである。」中山信弘「工業所有権法上特許法第二版増補版」三九一頁（弘文堂）「特許法」三九七頁

(81) 竹田稔「知的財産権訴訟要論」（特許・意匠・商標編）八四頁

(82) 竹田・前掲一〇一頁

(83) 「最高裁判所判例解説」（民事篇・平成一〇年度・上・三村量一「ポールスプライン軸受事件」）一五九頁。均等の各要件の主張立証責任について簡潔にまとめられている。

(84) 東京地判平成一〇年一〇月七日判時一六五七号一二三頁、判タ九八七号二五五頁「負荷装置システム事件」

(85) 大江忠「要件事実知的財産法」（第一法規）一三三～一三七頁も、(1)から(3)までを請求原因として、(4)と(5)を抗弁に分類して、説明している。

(86) 三村・前掲一六二頁 なお、梅本吉彦「民事訴訟法（第四版）」信山社七八三頁参照。この最高裁判所判例解説の立場を、証明責任と主張責任について、原則として両者は一致するとしつつ、訴えの合理性の視点から不一致を生じる場合を認める説に分類している。

(87) 商標権侵害訴訟において、しばしば、商標的使用ではない、と争われる場合がある。これは、通常、抗弁と解されている。原告（商標権者）の商標法二条三項の「使用」に該当するとの主張（たとえば被告は商品に標章を付したものを譲渡しているなど）には、通常、商標的に使用しているという趣旨が含まれているとすれば、ここでも主張責任と立証責任が分裂することになり得る。「但し、商標的な使用ではないときは、この限りでない。」という条項はない。

(88) 高橋・前掲五二〇頁参照

(89) もっとも、民法にも証明を要件とする条文もある。たとえば、民法一一七条一項は、行為規範としては、他人の代理をしようとする場合は、その代理権を証明できるようにしてからするべきだ、ということ伝えてみるとみることがができる。また、

民法四一九条二項は、損害の証明を不要としている。

(90) たとえば、「よい子にしていたか」と子に問う父はいても、「よい子にしていたと証明できるようにしていたか」と言う父はいないであろう。

(91) 三木浩一・山本和彦編「民事訴訟法の改正課題」ジュリスト増刊二〇二二年二月 一七頁以下

(92) 最判平成四年一〇月二九日民集四六卷七号一一七四頁

(93) 最判平成七年一月二七日民集四九卷一号五六頁

(94) 伊藤滋夫編「要件事実の機能と事案の解明」八四頁

(95) 大江忠「要件事実的財産法」(第一法規)

(96) 大江忠「要件事実会社法」(商事法務)

(97) 岡口基一「要件事実マニュアル」(ぎょうせい)

(98) 伊藤滋夫「環境法の要件事実」(日本評論社)

(99) 高橋・前掲五二〇頁

(100) 三木浩一著「民事訴訟における手続運営の理論」一七頁では「当事者または弁護士に対し、証明責任を負わない事実に関する一定の情報の開示や関連する証拠の提出などを、事実上の強制に近い形で求めることがある」とされる。訴訟の審理(のいわば現場)では、裁判官や訴訟審理に公共的役割を果たす代理人弁護士によって「そういう世界」を助長しない工夫がなされているともいえる。もっとも、これは現場の事実上の工夫で対処できる範囲を超えているものとも思われる。

(101) しばしば証明できなくなる状態のことを一般には「言った言わないの問題」と表現しているものと思われる。

(102) たとえば「私を産んだ母はこの世に存在したことはない」という言明は矛盾をはらんでいるであろう。

(103) なお、本来、立証の成否の問題と認定の真偽の問題は区別されるものと考えられる。事実であっても立証に失敗することもあり得るからである。認定の外側にあるはずの事実を想定しなければ、認定の真偽も問題にできないであろう。訴訟を、訴訟外の世界と切り離すという意味でゲーム的に理解することは的を射ていないものと思われる。

ニュージーランド初期憲法史

甲 斐 素 直

〔はじめに〕

ニュージーランドには、硬性憲法は存在しない。ワイタングィ条約、一九八六年憲法法 (The Constitution Act 1986) 等議会在が制定した一連の法令、評議会命令 (Orders in Council)、特許状 (Letters patent)、裁判所判決及び不文の憲法慣行などが、ニュージーランドの成文化されていない憲法を構成しているとされる¹⁾。

このような軟性憲法の下においては、憲法の形成過程を正確に把握しない限り、現行憲法についても正確な理解をすることは困難である。ニュージーランド現行憲法そのものについては、様々な本で、比較的よく紹介されているが、初期の憲法史については、そうした本においてすら、かなり不正確な紹介しかさ

れていない。

筆者は、二〇一四年八月にニュージーランド・オークランド大学を訪問し、同校の好意で、同国の初期の歴史に掛かる様々な文献に目を通すことができた。そこで、本稿では、それらの文献を通して知ることのできた、同国における初期の憲法の発展過程に関して紹介する。

一 ワイタングィ条約

今日のニュージーランド憲法の最初の頁を飾るのは、ワイタングィ条約 (Treaty of Waitangi、マオリ語では Te Tiriti o Waitangi とらう) である。これは、一八四〇年にイギリス王とマオリとの間で締結された条約である。

(一) 前史

ニューゼーランドに最初に到来した人類は、ポリネシア人であると考えられている。ポリネシア人は偉大な航海者で、北はハワイ諸島、東はイースター島、そして南はニューゼーランドにいたる広大な海域をカヌーで自在に漕ぎ渡っていた。ニューゼーランドに彼らが到来した時期については正確な記録は存在しないが、言語学的な推定と、ニューゼーランドに残る遺跡の放射性炭素年代測定から、最初の渡来は、およそ一〇世紀〜一世紀ごろと考えられている。その後、一四世紀頃に、再度の大移住があつた。⁽²⁾それが、今日、マオリと呼ばれる人々である。⁽³⁾彼らは、ニューゼーランドをアオテアロア (Aotearoa: 「長い白い雲の地」の意味) と呼んだ。今日、公用語の一つとされる、マオリ語によるニューゼーランドの正式国名でもある。

ニューゼーランドを、ヨーロッパ人として初めて発見したのは、今もタスマニア島及びオーストラリアとニューゼーランドを隔てるタスマン海にその名を残すオランダ人、タスマン (Abel Janszon Tasman) で、一六四二年二月のことであつた。⁽⁴⁾しかし、上陸を試みた際、船員四人がマオリに殺されたため、上陸はしていない。タスマンはこの陸地に故国オランダの州の一つ、ゼーランド (Zeeland) にちなみ、ノヴァ・ゼーランドディア (Nova Zeelandia) と名付けた。これが現在のニューゼーラ

ンドの呼称の由来となっている。

ついで、一七六八年一〇月に、イギリスのクック (James Cook) が、ポリネシア人水先案内人により到来し、ニューゼーランドへの上陸を果たした。クックは、マオリ族との友好関係を築くのに成功した。

同じ航海で、クックが発見したオーストラリアには、一七八八年に英国により、ニューサウスウェールズ (New South Wales) 植民地が開設された。その際の勅許状は、ニューゼーランドも含むものであつたが、その時点の植民地政府は、ニューゼーランドには何の関心も持たず、したがつて、それは実効支配を伴うものでは無かつた。

しかし、その時期以降、交易や捕鯨などを目的として、ニューゼーランドに欧州人が来訪するようになる。それにより発生した、文化面での大変化は一八〇七年以降、マスケット銃が持ち込まれるようになったことである。それまでマオリは、遠距離兵器としては投げ槍 (Maoi) しかもつていなかった。このため、わが国戦国期と同様、マオリは銃を熱狂的に受け入れ、マオリ同士の戦争形態にも大きな変革が起こつた。残念ながら、この時期のマオリには、わが国の織田信長やハワイのカメハメハ大王のような傑出した人物が現れなかつたため、殺傷力の高い武器の出現は、国土を統一する政権を作り出

す方向へは作用せず、単に抗争激化によるマオリ人口の減少を招いただけに終わった。さらに、その時期以降に欧州人が持ち込んだインフルエンザ、赤痢、百日咳、はしか、チフスといった疾病も、マオリの人口減少を招いた。

一八三〇年までに、約二、〇〇〇人の欧州人がニューギニアに居住するようになった。特に北島北端に近い、天然の良港であるアイランズ湾 (Islands Bay) に面したコロラレカ (Kororareka、一八四二年に Russell と名称変更) は、その時点においては、ニューギニア最大級の欧州人の町であった。

欧州人の多くは、無法な船乗りや一攫千金を夢見た山師であったため、同地の治安は「太平洋の災厄 (The scourge of the Pacific)」と呼ばれるほどに乱れていった⁽⁵⁾。

英国教会伝道協会 (Church Missionary Society = CMS) のマースデン (Samuel Marsden) 牧師は、一八一四年にこの地を訪れ、最初の教会をそこに建設し、以後、CMS は、マオリ族の教化に努めると共に、彼らを無法な欧州人達から保護するために努力した。

バズビー (James Busby) は、オーストラリア・ワイン産業の父 (Father of the Australian wine Industry) として知られる人物である。彼は、フランスやスペインから葡萄の苗を入手したり、栽培技術を習得したりする為、オーストラリアに入植

した後も、欧州に戻る事があった。一八三一年に英国に戻った際、バズビーは『ニューサウスウェールズとニューギニアに関する真実の情報』という書を刊行した⁽⁶⁾。同書は、バズビーの書いた四本の論文と、他者の書いた二本の付録報告から構成されているが、その第四論文の「ニューギニア島に関する簡単な記録」⁽⁷⁾が、彼自身とニューギニアの運命を変えることになった。一六頁ほどのこの小論文は、大きく分けて三つの点を指摘していた。



第一は、ニュージーランド産の麻(8)の重要性である。この麻を原料にしてシドニーで製造されていたローブは、最高の品質で、当時、世界の海を支配していた木造帆船を走らせるためには欠くことのできないものなので、シドニーからの欧州諸国への輸出を確保する為には、ニュージーランドとの交易は絶対的に必要であった。このことをバズビーは詳細な数字を上げて論証している。

第二に、バズビーは、ニュージーランド原住民、即ちマオリの風俗・習慣について詳しく紹介している。その一環として一八三〇年に発生したオナウエ虐殺事件 (Onawe Massacre) について紹介している。この事件は、マオリ同士の紛争に、英国船長が介入したために、大虐殺事件に発展したものである。それは次の様な事件であった。⁹⁾

北島のンガチ・トア (Ngati Toa) 族は、南島への侵略を一八二七年に試みたが、ンガイ・タフ (Ngai Tahu) 族に手ひどく撃退され、首長は戦死した。¹⁰⁾そこで、ンガチ・トアの新首長であるテ・ラウパラハ (Te Rauparaha) は、一八三〇年に、報復¹¹⁾のため、英国の船長スチュワート (John Stewart) の指揮するブリック船エリザベス号を、麻五〇トンを引き渡す条件でチャーターした。¹²⁾エリザベス号は、一六〇人のマオリ戦士を船内に隠して、今日のクライストチャーチ市近くのオナウエにあつ

たンガイ・タフの部落の傍に、麻の取引を装って停泊した。この当時、南島には麻の買い付けの為、多数の英国船が行くようになっていたため、エリザベス号が停泊しても、ンガイ・タフには不審に思われなかった。スチュワート船長は、ンガイ・タフの首長テ・マイハラヌイ (Te Maharanui) とその妻子を船上に招待した。彼らはその招待に応じた結果、容易にテ・ラウパラハの捕虜となった。夜陰に乗じて上陸したテ・ラウパラハ以下の戦士は、オナウエ部落を襲撃した。この襲撃で、部落民数百人が殺されたものとみられている。¹³⁾当時のマオリの風習に従い、北島に戻った後、捕虜のうち、女は奴隷とされ、男は屠殺されて祝宴の食糧となった。¹⁴⁾

この時点で、ニュージーランドの英国人を管轄していたのは、上述のとおり、ニューサウスウェールズ総督であった。シドニー帰港後、同船の乗組員が官憲にこの事件を告発したため、スチュワートは、この虐殺事件の共犯としてシドニーで裁判に掛けられた。しかし、ンガイ・タフの証人は異教徒であるため宣誓をすることが許されず、したがって、証人として採用されなかった結果、スチュワートは、罰を免れた。

この事件紹介を受けての結論として、バズビーは、オーストラリア商人達は、この国は、英国臣民の貿易を守るために英国によって領有されるべきであるが、その権威は英国人とニュー

ジールランド人が相互に守られるように形作られるべきだと考えていると理解しているとした。

第三に、バズビーは、一八二七年にフランス船が測量のために来訪しているなど、フランスが積極的な進出を図っており、同国が恒久的な領有を宣言する危険があることを指摘した。

このバズビーの論文を読んだ英国政府は、ニュージールランドに、英国として法と秩序をもたらす必要があると判断し、一八三三年五月、ロンドンに滞在していたバズビーを初代のニュージールランド駐在弁務官 (Resident) として任命し、その対応にあたらせることとした。しかし、英国政府が行ったのはバズビーの任命だけであった。バズビーには、無法な欧州人達を制御する法的権限も、軍事的支援その他の有効な手段も与えられなかった。

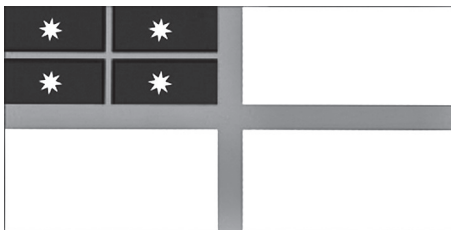
バズビーは、アイランズ湾 (Bay of Islands) を挟んでコロラレカの対岸に位置するワイタンギ (Waikangi) に一八三三年に到着し、そこに自宅を建設した⁽¹⁵⁾。バズビーは、ニュージールランドに法と秩序をもたらす手段として、マオリに連合国家を作らせることを目指した。織田信長やカメハメハが、それぞれの歴史の中で果たした役割を、外部からの来訪者である彼が、間接的に果たそうとしたのである。

その第一歩として、バズビーはまずマオリ部族連合旗 (United

ニュージールランド初期憲法史 (甲斐)

(Tribes' flag) の制定に取り組んだ。これには、直接の狙いと間接の狙いがあった。直接的には、当時の英国航海法は、所屬する国の旗を立てていない船の、英国やその植民地への入港を禁じていたからである。英国植民地では無いニュージールランドは、英国旗を掲げることはできない。したがって、ニュージールランドとオーストラリアの貿易関係を深めるには、ニュージールランドの旗を定めることが必要だったのである。実際、ニュージールランドで作られた船で、旗を掲げることなくシドニーに入港したとして、逮捕され、船を没収されるという事件も起こっていた⁽¹⁶⁾。間接的には、統一的な旗をつくることで、マオリが部族対立を超える、統一意識を持つことを狙ったのである。彼は、C M S 宣教師のウィリアムズ (Henry Williams) に依頼し、三種類の旗をデザインさせた。

一八三四年三月、バズビーは、ワイタンギの自宅前の広場に、近隣に住むマオリの首長三〇人を集



め、用意した三種のデザインの国旗から、その一つを選ぶように求めた。首長達が多数決で選んだのは、白地に赤の十字の旗（通常セントジョージの旗と呼ばれる）の、左上端が青地になり、そこがさらに小さな赤い十字で四つに区切られ、そこに一つ宛八芒星が白地で配されているデザインである。バズビーは、この共通の旗印を持つことにより、異なる部族が共同して活動するようになることを狙ったのである。

翌一八三五年一〇月、バズビーは、再びワイタンギに首長達を集めた。今度は三五名が集まった。そこで、バズビーは、予め用意したニュージーランドの部族連合国の独立宣言書 (He Whakaputanga - Declaration of Independence) に、首長達の署名を求めた¹⁷⁾。

独立宣言書は、次の四つの条文からなっていた。正文はマオリ語で書かれ、また、その写しは英語で書かれていた。¹⁸⁾

第一条は、首長達はニュージーランドが独立国 (whenua rangatira - independent state) であることを宣言し、首長達は自らをニュージーランド部族連合 (te Wakaminenga o nga Hapu o Nu Tirene - the United Tribes of New Zealand) と呼ぶことも宣言してゐる。

第二条は、国家の主権 (kingitanga - sovereign power) 及び国土の支配権 (mana i te wenua - authority in the land) は、

部族連合が保有することを宣言した。また、法は、議会 (hui-hunga - congress) に依つて制定されることも宣言している。

第三条は、議会は、毎年秋に開催され、議会が法を形成し、司法権を行使し、平和を維持し、秩序を確立し、貿易を規制する権限を有すると述べている。また、議会は、この時点で議会に参加していない南部の部族を招待している。

第四条は、この宣言の写しは、英国に送付され、英国王に、部族旗を承認したことに感謝すると共に、この誕生したばかりの国の後見人となる事を求めている。

ワイタンギに集まった首長達はこの宣言に署名し、一八三五年一〇月二五日、ニュージーランド北島の北部地方に、ニュージーランド部族連合国が誕生した。これにより、ニュージーランドを無主の土地として、領有を狙っていたフランスの野望は押さえられたことになる。

(二) ワイタンギ条約の調印

現在のニュージーランド憲法を構成する一連の成文法の中で、最も古いものが、一八四〇年に制定されたワイタンギ条約で、英国とマオリの間に締結された条約である。英国を代表して、ワイタンギ条約に調印したのは、その時点でニューサウスウェールズ植民地副総督 (lieutenant governor) という地位にあった

ホブソン (William Hobson) であつた。

ホブソンは、アイルランド出身の英海士官であつた。⁽¹⁹⁾ 彼は、艦長身分に昇格後、六年もの間、後援者がいなかったため、艦を与えられなかつた。しかし、後に海軍長官 (First Lord commander of the Admiralty) になるオークランド卿 (George Eden, 1st Earl of Auckland) は、彼を後援し、フリゲート艦ラトルスネーク号を一八三四年に与えた。

一八三六年以降、彼は主としてオーストラリアで活動していたが、一八三七年、バズビーから、部族間戦争の危険が高まり、英国人が危険にさらされているという連絡が入つたため、ニュージーランドに急行し、キリスト教宣教師、植民者等と面談した。さらにマオリの首長にも会い、慰撫すると共に英国人に危害を与えないよう警告した。三ヶ月後に、停戦条約が締結されたのを待つて英国に帰還した。帰り着いたのは一八三八年初めであつた。帰国に伴い、通例の報告書を提出し、その中で、ニュージーランドに関しては、英国の主権を確立することが妥当、とした。

これより少し前に、英国人経済学者であるエドワード・ウェイクフィールド (Edward Gibbon Wakefield) は、『シドニーからの手紙』⁽²⁰⁾等の著述で、流刑囚に労働力を頼るオーストラリアの植民を批判し、それに代わるものとして「組織的植民論

ニュージーランド初期憲法史 (甲斐)

(Systematic Colonization)」を提唱した。具体的には、次の提案を行つた。

- (1) 英国に譲られた土地は公的土地 (public land) と見なし、完全平等と即金払いを条件として、一定価格をもつて、イギリス臣民の個人占有に解放すること。
 - (2) 公的土地の処理に責任をもつ当局は、イギリスで土地を売る権利を有し、土地購入者は入植地の土地を選ぶことができる。
 - (3) 公的土地を売つた金で基金 (fund) をつくり、移民の輸送コストをまかなう。土地購入者が入植地に送られる労働者を指名できる規定を設け、船賃を無料にする。
 - (4) 上記の基金によつて、原住民から割譲される土地を買うコストを支払う。
 - (5) 基金の一部で、道路、学校、教会の建設コストを支払う。
 - (6) 入植地の通常の公費は、植民地政府が課す税金によつてまかなう。
 - (7) 基金が十分に形成されるまでの間は、合休資本による共同保険 (joint security) で融資をおこなう。⁽²¹⁾
- そして、自らの理論をニュージーランドにおいて実現するべく、ニュージーランド土地会社 (New Zealand Land Company)

を一八三七年に設立した。同社は、政府が動き出す前に、土地の買収を急いだ。すなわち、一八三八年には弁護士である弟のウィリアム (William Hayward Wakefield) を、今日のウェリントン及びネルソンに当たる場所に派遣し、マオリからの土地の買収を行った。この会社は、一八三九年二月に名称をニュージールランド会社 (New Zealand Company) に変更し、一八四〇年一月から、実際にニュージールランドへの英国人の組織的移民事業を開始した。²³⁾

このウエイクフィールドの理論は、英国の植民地政策そのものに強い影響を与え、それに根本的変化をもたらした。ウエイクフィールド理論の、英国植民地政策への影響の一つは、一八三六年に勅許状がおりて開始された、南オーストラリア植民地の建設に見られる。²⁴⁾これは、囚人の労働力に頼らないことを前提とした最初の植民事業であった。

ニュージールランドに関しては、それまでこれを植民地とすることに消極的だった政策を転換し、植民地化することを、政府が決定した、大きな原因となったのである。そのタイミングで、ホブソンの報告書が提出されたため、彼は大きな注目を集めることとなった。

この時代、欧州列強は、他国を侵略する方法として三つの法的手段を有していた。第一に征服であり、英国であれば、イン

ド征服などが代表例である。第二に割譲であり、南京条約による香港の割譲などが代表例である。そして第三が、無主の土地の先占で、オーストラリアに住むアボリジニが特定の場所に定住することなく、放浪の生活を送っていることから、土地所有権を持たない民と判断し、オーストラリア全体を無主の土地 (Terra nullius) と認定したことが代表例である。

ニュージールランドの場合には、マオリは定住して土地を支配していたため、第三は論外である。第一の、武力による支配を行うほどの価値のある土地とは考えられない。その結果、英国政府は、第二の条約による割譲を目指すことを決定した。

一八三八年二月、英国は、部族連合国の独立宣言を承認することを決め、外務省として同国に対して公使を派遣することとなった。ホブソンがそれに選ばれ、彼が受諾した結果、一八三九年八月に領事 (British consul) に任命された。また、それに先立つ七月に、植民省より、ニューサウスウェールズ植民地副総督 (Lieutenant Governor) に任命された。そして、ニュージールランドに英国植民地を建設するよう命じられた。その手段として、ホブソンは、マオリから、植民者のための土地を「公正かつ平等な契約 (by fair and equal contracts)」で入手し、それを植民者に再販売することにより、将来の事業に資金を供給出来る体勢を作ることを命じられたのである。この命

令自体、ウェイクフィールド計画の明白な影響である。

一九三九年八月にプリマスを出発したホブソンは、シドニーに二月に到着し、上司であるサウスウェールズ総督ギップス(George Gips)と協議した結果、ギップスはニューゼीलンドにおいて、以後、マオリと英国人の私的売買を禁じる布告を発した。そして、これ以前の土地売買についても、政府調査官が調査するまで効力を発しないこととした。この布告は、これ以前になされた、ニューゼीलンド会社によるウェリントン及びネルソンの土地買収を念頭に置いたものである。

ホブソンが、ニューゼीलンドのコロラレカに到着したのは一八四〇年一月二九日で、翌一月三〇日に、英国教会伝道協会(CMS)の教会で、布告を読み上げた。それは、ホブソンがニューサウスウェールズ副総督に任命されたこと、この布告の日以降における英国人の、ニューゼीलンドにおける土地売買は、無効となることなどを内容とするものであった。²⁵⁾しかし、その際、公使の辞令は敢えて読み上げておらず、以後、彼は、もっぱらサウスウェールズ植民地副総督としての資格で行動することになる。

ホブソンは、バズビーの協力により、近隣のマオリ首長に、再びワイタンギに集まるよう招待状を送ると共に、バズビーと条約の内容を詰める作業を行った。彼らが決定した条約は、三

箇条からなる簡単なものであった。

この条約の正文は、英語版とマオリ語版の二つがある。英語版を紹介すれば、次のとおりである。

(1) The Chiefs of the Confederation of the United Tribes of New Zealand and the separate and independent Chiefs who have not become members of the Confederation cede to Her Majesty the Queen of England absolutely and without reservation all the rights and powers of Sovereignty which the said Confederation or Individual Chiefs respectively exercise or possess, or may be supposed to exercise or to possess over their respective Territories as the sole sovereigns thereof.

(ニューゼीलンド部族連合の構成員となっている首長、及びその構成員になっていない別個独立の首長は、英国女王陛下に、絶対的かつ無条件に、上記部族連合ないし独立首長が保有しているか、ないしはその唯一の主権者としてそれぞれの領土上で行使し、保有していたと考えられるすべての主権に伴う権利・権力を、譲渡する。)

(2) Her Majesty the Queen of England confirms and guarantees to the Chiefs and Tribes of New Zealand and to the respective families and individuals thereof the full

exclusive and undisturbed possession of their Lands and Estates Forests Fisheries and other properties which they may collectively or individually possess so long as it is their wish and desire to retain the same in their possession: but the Chiefs of the United Tribes and the individual Chiefs yield to Her Majesty the exclusive right of Preemption over such lands as the proprietors thereof may be disposed to alienate at such prices as may be agreed upon between the respective Proprietors and persons appointed by Her Majesty to treat with them in that behalf.

(英国女王陛下は、首長並びにニュージールランド部族連合及びその家族ないし個人に対し、彼らの国土、土地、森林、漁業その他、彼らが総有的に、若しくは個別的に所有している資産の完全かつ妨げられることのない所有権を、その欲し、希望する限りにおいて有することを、ここに確認し、保障する。但し、部族連合の首長及び独立の首長は、それらの資産の個々の保有者と、陛下に依り、その代理として任命された者との間の協議により決定されるであろう価格で、絶対的な優先買い取り権を陛下に与えるものとする。)

(3) In consideration thereof Her Majesty the Queen of

England extends to the Natives of New Zealand Her royal protection and imparts to them all the Rights and Privileges of British Subjects.

(英国女王陛下の思し召しにより、ここに、英国臣民としてのすべての権利と特権の保護を、ニュージールランド先住民に及ぼすものとする。)

これを簡単に要約すれば、第一条は全ニュージールランドの主権を英国王に譲るというものであり、第二条はマオリの土地所有権は保障されるが、その土地の売却は、全て英国政府へのみ認められるというものであり、第三条はマオリに対しては英国臣民としての権利を認める、というものである。第二条には、ウエイクフィールドのニュージールランド会社の活動を抑えようという意図が明確に現れている。

集会は、一九四〇年二月五日の正午から、バズビーの自宅前の広場で開催された。CMS宣教師のウィリアムズが通訳を務めた。

マオリ側は、ホブソンに、帰れ、と言う者があるなど、当初は、条約締結に否定的な者が多かった。しかし、シガ・プヒ (Tiga pahi) 族のホネ・ヘケ (Hone Heke)⁽²⁶⁾ など、有力な首長が、占拠を狙うフランス人や無法な欧州人からの保護を英国に望んで、他を説得した⁽²⁷⁾。ホブソンは、一晚の考慮時間において、翌

日署名を求めた。その結果、その場で、ホネ・ヘケを筆頭に四名の首長からの署名が、この日に得られた。⁽²⁸⁾

一週間後、ホブソンはさらに他の地域での集会に出席した。

それでも、最初は、反対の声が強かったが、ホブソンが、署名しなければ、無法な欧州人によって、土地が奪われるであろうと警告すると、さらに五六名の首長が署名した。その後も、条約の写しは、南北両島の諸部族の間をめぐり続けており、六月までに五十二名の首長の署名を集めることに成功した。

しかし、後にホブソンが作成した条約の英語版の文言と、ウィリアムズの作成したマオリ語版の文言との間にはかなりの齟齬がある事が明らかになった。⁽²⁹⁾

「これは、主として、条約の英語版とマオリ語版に二点の相違があることに起因している。第一に、英語版第一条には、主権 (Sovereignty) という言葉が用いられているが、マオリ語版でこれに当る言葉は、*kawanatanga* であり、統治する者 (governorship) の意味であった。第二に、第二条の「土地、不動産、森林、水産及びその他の財産の排他的かつ平穏な完全所有」は、マオリ語版では、*... te tino rangatiratanga* で、土地、村及びすべての宝物に対する完全な権限 (full authority) 又は保護者としての権限 (guardianship) の意味であった。すなわち、英語版第一

条でイギリス国王に譲渡された権限は、マオリ語版第二条によって、マオリ人に保障されていたことになる。このためマオリ人は、マオリ人の伝統的な権限は保障されていると理解した。⁽³⁰⁾

このため、本稿第三節第三項に後述するとおり、一八六〇年以降、長きにわたって続く、ニュージーランド戦争 (New Zealand war) と呼ばれる、マオリによる激しい抵抗が起きる。これを、ニュージーランド植民地政府は、条約により英国臣民となったことを理由に反乱と捉え、武力で鎮圧した。

その後一〇〇年以上にわたり、欧州人側は、条約の誠実な遵守を行おうとはしなかった。それどころか法的に無価値であるとしていた。⁽³¹⁾

(三) ワイタンギ条約法

ワイタンギ条約のマオリ語版の誠実な遵守が、ニュージーランドにおいて国家の方針となったのは、一九七五年以降のことである。この年に、ワイタンギ条約法 (Treaty of Waitangi Act 1975) が制定された。⁽³²⁾ 同法前文は言う。

「一八四〇年二月六日、条約がワイタンギにおいて、当時の英国女王ヴィクトリアとニュージーランドのマオリの人々との間で締結された。

そして、条約の英語版とマオリ語版では、内容が異なっていた。

そこで、審判所を設け、条約に関する原則の適用にあたり、生じた異議に関し勧告を行うこととし、その目的のため、その意味と効果を決定し、特定事項がそれら原則と矛盾しているか否かを決定することが望ましい。」

この法律に基づき、ワイタング審判所 (Waitangi Tribunal) が創立され、ワイタング条約で認められた権利について、審判が開始された。

ワイタング審判所の活動は、次の様なものである。

「文化的アイデンティティから言って先住民マオリに属すると自分で信じる者（血統の純粋性は問われない）ならばだれでも、ヨーロッパ人植民者たちがやってきて以来、自分たちがこうむってきたと思う不正義と不利益——大地とその上にある天然資源を利用する権利、さらに社会的・文化的な権利の喪失——について、この審判所に訴えることができる。ワイタング審判所は、裁判所ではないので、判決は出さない。(1) 専門家を動員した数年間にわたる調査や公開ヒアリングの末、詳細な報告書とともに政府に対する勧告を出す。これまでのところ、ニュージーランド政府は、おおむねワイタング審判所の勧告を尊重してきた。土地、

漁業権、公用語としてマオリ語を使用する権利、それらへの補償金など、巨額の金銭と資産が先住民マオリに返還され、マオリ文化と言語を公的なものと認知し、奨励する政策がとられてきた。二〇〇六年一〇月末までに政府からマオリ諸部族に対して支払われた補償金総額は、七億四三〇〇万ニュージーランド・ドルに上る。」⁽³³⁾

しかし、同法に対しても、そのマオリに対する保護は不徹底だとして、不満が強く、その後も、一九八五年改正、一九八八年改正、一九八八年第二改正、一九九三年改正、二〇〇六年改正と、大改正だけでも五回を数えている状況にある。

11 特許状 (letters patent)

＝一八四〇年憲章

(1) 初代総督ホブソンの活動

ホブソンは、一八四〇年五月二一日、二つの布告 (proclamations) を発してニュージーランド全島が英国領になったと宣言した。ホブソンの発した二つの布告の一つは、ワイタング条約に基づく割譲により、条約の最初に締結した日付における北島に対する主権を宣言するものである。いま一つは、クックの発見及び領土主権の主張に基づき、南島及びその南方洋上にあるスチュアート島 (Stewart Island) に対する主権を宣言するも

のである。すなわち、第二の布告は、この時点では南島にはマオリ族は居住しておらず、オーストラリア同様に、無主の土地だという認定を下したことを意味する。オナウエ虐殺事件という事例があったにも関わらず、このように無理な布告をホブソンが発したのは、ニュージールランド会社の移民団が、この年二月には既に今日のウェリントン近辺に到着済みであると告知されていたので、これを押さえるための法的体裁を整える必要があったからと思われる。

この時点においては、先に述べたとおり、ニュージールランドは、ニューサウスウェールズ植民地の一部であり、ホブソンはあくまでもニューサウスウェールズ植民地の副総督としての資格において、この布告を行っている。しかし、英国政府は、ホブソンの布告を受けて、一八四〇年一月一六日付けで勅許状 (Letters Patent)⁽³⁴⁾ を発し、翌一八四一年七月一日付けでニューサウスウェールズから分離し、独立の植民地となった事を宣言した。⁽³⁵⁾

ニュージールランド会社は、新植民地の首都を、彼らのニュージールランドにおける拠点であるウェリントンとすることを望んだ。しかし、ホブソンは、ンガチ・ワトウア (Ngati Whata) 族から友好の印として贈与されたワイテマタ (Waitemata) が臨んでいる湾が、艦隊でもそっくり停泊出来る天然の良港であ

ることから、一八四一年にニュージールランドが独立の植民地として正式に発足するに際し、ここを首都と宣言し、彼の後援者の名を取ってオークランドと名付けた。

勅許状は、通常一八四〇年憲章 (Charter of New Zealand 1840) とよばれる。ニュージールランド植民地における最初の憲法として機能した。一八四〇年憲章は、ホブソンを昇格させてニュージールランド総督とし、ニュージールランド政府の最初の政府機構として、立法評議会 (Legislative Council) と行政評議会 (Executive Council) を設立することを定めていた。

立法評議会は、総督、植民地長官、⁽³⁶⁾ 植民地財務官 (Colonial Treasurer) 及び総督により任命された三名の治安判事 (Justice of the Peace) で構成された。立法評議会は、規則 (Ordinance) を定め、その他法整備を担当した。この立法評議会は、一八五二年憲章によりニュージールランドに議会制度が導入されると、その上院とされることになる。⁽³⁷⁾

行政評議会は、総督の補佐・助言機関として設立され、政府職員として任命された者により構成される。これは、現在も存在しており、全閣僚がこれに属することとされている。⁽³⁸⁾

また、一八四〇年憲章は、ニュージールランドを構成する三つの主要な島、すなわち北島をニューアルスター (New Ulster)、南島をニューマンスター (New Munster)、スチュワート島を

ニューレンスター(New Leinster)と云ふ名の地方(Province)とした。³⁹⁾

以後、しばらくの間、ニュージーランドでは、ワイタンギ条約を遵守し、マオリを守ろうとする総督と、マオリを弾圧し、入植者に土地を確保しようとするニュージーランド会社との争いという様相を呈することになる。ニュージーランド会社は、次々とロンドンで土地を売り出しては、新しい植民者をニュージーランドに送り込んだ。そうしたニュージーランド会社の植民者から見れば、ロンドンで多額の代金を支払った上で移民してきているのに、彼らのものとなるべき土地は、依然としてマオリが占拠しており、総督は、それについて何の手も打つてくれないという不満が高まるのである。しかし、総督としては、ワイタンギ条約から、マオリに土地を売るよう、強制することはできないのである。

そうした軋轢にさいなまれたホブソンは、一八四二年九月一日、脳卒中により現職のまま死亡する。五〇歳であった。

(二) 二代総督フィッツロイの苦闘

フィッツロイ(Robert FitzRoy)は、ビーグル号(Beagle)の第二次探検(ダーウィンの『ビーグル号航海記』で有名)における艦長として、あるいは英国気象学の確立者として著名な

人物である。海軍士官を辞した後、短期間、国会議員を務めた。ホブソンの急死にあたり、英国教会が彼を推薦し、一八四三年四月にニュージーランド総督として発令され、同年二月二十三日にオークランドに到着した⁴⁰⁾。ホブソンの急死後、フィッツロイの到着までの一年半近い総督不在の間に、ニュージーランド情勢は悪化していた。第一に、ニュージーランド会社とマオリの対立が激化していた。そして、第二に、ニュージーランド植民地政府の財政は破綻していたのである。

フィッツロイは、このニュージーランド会社とマオリの対立という厳しい状況の解決に、自分の能力だけを頼りに挑まねばならなかった。なぜなら、フィッツロイに、英国政府は、資金も、そして軍艦も提供しなかったからである。それに対し、ニュージーランド会社による入植者は、その時点のニュージーランドにおける欧州人人口の大部分を占め、植民に関して組織的なリーダーシップを有している上に、現地において最も影響力のある新聞と、ロンドン政界の強力な友人を持っていた。

彼が解決すべき第一の問題は、ホブソンが死亡し、総督権力が不在の間に発生したワイラウ事件(Wairau affray)であった⁴¹⁾。ニュージーランド会社は、南島北部のネルソンに、一八三九年にマオリから合計九万ヘクタールの土地を購入し、一八四一年一〇月からアーサー・ウェイクフィールドをリーダーとして入

植を開始した。残念ながら、その地域には平地が乏しく、入植者すべてに行き渡るほどには適地がなかった。そこで、一八四三年、アーサー・ウエイクフィールドは、ネルソンに隣接するワイラウ平原に測量隊を派遣した。ンガチ・トアの首長であるテ・ラウバラハ (Te Rauparaha) とランギ・ハエアタ (Rangi-haeta) は、直ちにそこは売却していないと抗議した。数ヶ月に及ぶ実りない交渉の末、テ・ラウバラハ等は、測量隊を強制的に立ち退かせ、彼らの野営地を焼き払った。焼いた理由として、テ・ラウバラハは、それは彼の土地に生えていた木で作られていたから、彼に処分の自由があると主張した。しかし、アーサー・ウエイクフィールドは、ネルソン植民地の民兵を送ってテ・ラウバラハを逮捕しようとした。六月一七日に両者は激突し、欧州人側ではアーサー自身を含む二二人、マオリ側では四人が殺された。ニュージーランド会社は、この二二人の欧州人の死に対する復讐を期待して、新知事の到着を待っていたのである。

しかし、裁判所は、アーサー側が先に発砲してランギ・ハエアタの妻を殺していたなどの事情から、ワイラウ事件は植民者側の著しい挑発に基づいて発生したものであり、したがってマオリを処罰することはできない、と判決しており、フィッツロイは、総督としてこれを裁可した。

また、そもそも、ホブソンのニュージーランド到着時の布告により、それ以前の売買であつても、政府調査官による認定を待たなければ、ニュージーランド会社は、行動できないはずであつた。そして、ロンドンから派遣されたスペイン (William Spain) 土地問題調査官 (Land Claims Commissioner) の調査に依れば、ニュージーランド会社が購入したと主張した土地のうち、有効に購入したと認められたのは、マナワツ (Manawatu) とニュープリマス の二箇所のみだったのである。この結果、ニュージーランド会社が購入したと主張したマオリの土地は不法占拠であるが、既に到着し、入植している善意の第三者たる植民者を立ち退かせることはできないとして、フィッツロイは、ニュージーランド会社に対し、所有者たるマオリに、土地代価相当の補償を行うよう要求するという、多分に玉虫色の解決を行おうとした。

彼の、マオリ人には法的権利があるという判断⁽⁴³⁾は、植民地事務局の賛同は得られたが、そのかわり、ニュージーランド会社関係者やその植民者からは恒久的な敵意を得ることとなつた。会社は、直ちに彼の更迭を目指して、ロンドンに対する働きかけを開始した。その結果、彼の総督在任期間は大変短いものとなつた。

フィッツロイの直面した政府の財政問題は、深刻なもので

あつた。⁽⁴⁴⁾ 植民地政府の歳入の多くを占める関稅收入は、最大の貿易相手国であるオーストラリアが景氣後退に見舞われていたため、大幅に減つていた。そのため、日々の行政に必要な資金さえも事欠く状況であつた。当然ながら、マオリから土地を購入する資金があるわけはなかつた。

ホブソンが命じられていたのと同様、フィッツロイも、マオリから購入した土地を、欧州人入植者に売つて得た利益で公共事業を行うこととされてきた。ホブソンの場合には、土地購入資金を得る手段として約束手形を發行していたが、フィッツロイの時代に、その償還期限がやつて来ていたので、問題はホブソン時代よりも深刻であつた。そこで、フィッツロイはやむを得ず、一八四四年四月に、総額三万七〇〇〇ポンドの公債を發行した。

その事の効果はすぐに現れた。一八四四年の年頭には停滞していたオークランド周辺の經濟活動は急速に改善し、輸出取引が行われる様になつた。さらに、フィッツロイは、政府の財政を改善するため、関稅を上げると共に、資産稅を導入した。⁽⁴⁵⁾

一八四四年、フィッツロイは、後のニュージールランド戰爭の前哨戦と言ふべきンガ・プヒ族のホネ・ヘケ (Hone Heke) 等との鬭争に直面することになる。ワイタンギ条約締結に当たつてのマオリ側の積極的な推進者であつたホネ・ヘケが、この時

期に總督の權威に反抗するようになった理由は、はつきりしない。フィッツロイは、さまざまな考えられる原因を挙げているが、その中でワイラウ事件の影響を、最も重要としている。この、植民者が武力によりマオリの土地を奪おうとしたという事件が、全マオリを震撼させ、以前からある猜疑心を呼び起したといふのである。それまで、マオリは、植民者のことを、宣教師の活動もあつて、平和的な人間で、交易目的と思つていたところが、ワイラウ事件がそれを一変させたといふ、⁽⁴⁶⁾ フィッツロイは判断している。

ホネ・ヘケは、ラッセル (以前のコロラレカ) にあつた英國旗を掲揚している旗竿を、英國を象徴するものとして、一八四四年七月に最初に切り倒した。⁽⁴⁷⁾ フィッツロイは北部に急行し、同地方の首長達と話し合いを行い、互いに平和を維持することで話が決まつた。貿易は再開され、旗竿は元通り立てられたが、これをホネ・ヘケは、一八四五年一月中旬に二度に渡つて切り倒した。そこで、フィッツロイは、ホネ・ヘケの身柄を拘束した者に対し、一〇〇ポンドの賞金を支払うと布告した。これに対し、ホネ・ヘケは、總督の身柄を拘束した者に、同額を支払うとやり返した。

一八四五年二月に、フィッツロイは軍を派遣し、かつ旗竿を容易に切り倒せないよう、鉄で保護した。しかし、三月一日

に、ホネ・ヘケは、この軍を武力で追い払った上でこの旗竿も切り倒し、ラツセルの町を焼き払った。ホネ・ヘケの、ラツセル攻撃は決して激情に駆られての野蛮なものでは無かった。ホネ・ヘケは、欧州人に対し、寶石・書類その他、本人が希望する貴重品を持ってポートに乗るのを認め、また、教会その他の公共施設への焼き討ちは行わなかった。⁽⁴⁸⁾

本拠地に撤退したホネ・ヘケに対し、フィッツロイは、オーランドから持てる限りの軍を送って攻撃したが、ホネ・ヘケは、英国軍に多大の損害を与えてこれを撃退した。以後、英国軍とホネ・ヘケ軍の軍事衝突は一八ヶ月に渡り、続くことになる。

こうした厳しい軍事情勢にもかかわらず、一八四四年九月、フィッツロイは、欧州人を武装させ、軍事訓練をすることはせず、植民者の防衛行為は、町の防衛に限ることとした。その理由は表面的には、最も友好的なマオリ人でさえも猜疑心を持たせる可能性があるからとした。しかし、実のところ、その最大の理由は、民兵を動員するための費用負担に、植民地財政が耐えられないためであった。⁽⁴⁹⁾

他方、フィッツロイは、ニュージーランド会社との対立を緩和するために、ホブソンの布告を取り消し、私人がマオリから土地を購入することを認めるとした。⁽⁵⁰⁾

この北部の紛争に加え、ウエリントンでも、平和が失われていた。フィッツロイの裁定にもかかわらず、ニュージーランド会社はワイラウでの侵略行動を止めていなかったため、テ・ラウバラハ等との戦いが再燃していたのである。しかし、フィッツロイは、彼の限られた軍勢力を、この地域のマオリに対して使用することを許可しないと決定した。

実は、フィッツロイは、これより遙か前、一八四五年四月三〇日付けで、総督から既に解任されていた。その知らせを彼は一〇月一日に正式に受け取ることになる。⁽⁵¹⁾ フィッツロイの解任理由は、指示に反して公債を発行したこと及び民兵を適時に動員していないこと等であった。ニュージーランド会社のロンドンにおける裏工作が成功したのであった。

(三) 第三代総督グレイの努力

グレイ(Sir George Grey)は、ニュージーランド総督に発令された時点で南オーストラリア植民地総督であった。その地理的近さのおかげで、一八四五年一月一日にはオー克蘭ドに到着することができた。フィッツロイが罷免されたことは公表されておらず、彼はそのまま執務を続けていたから、フィッツロイ着任時の場合のような、長期にわたる総督不在という混乱は生じていなかった。⁽⁵²⁾

グレイは、一面ではフィッツロイよりも恵まれていた。ニュージーランドの厳しい情勢から、英本国は、彼に十分な資金とインドやオーストラリアから掻き集めた強力な軍隊を与えたからである。他面、フィッツロイが不名誉に罷免された事実は、ニュージーランド会社との関係に神経を使わないと、グレイもまたフィッツロイと同じ運命をたどることを示していた。ワイタンギ条約を誠実に遵守することを考える官僚にとつて、これは非常に厳しいジレンマであった。

グレイも、フィッツロイと同じく、ホネ・ヘケの蜂起の根本原因は、ワイラウ事件にあるとみていた。そこでグレイがオーランドに到着して第一に行つたことは、マオリの首長達を集めて会議を開き、その席上で、ワイタンギ条約の誠実な遵守を誓うことであつた。いかなる土地といえども、マオリの同意なしに侵害されることはなく、土地を売るか否かは完全にマオリの自由であると言明したのである。ただし、同時にマオリが理解しておかねばならないことは、ひとたび土地を売つた場合には、それは永久にマオリの権利から離れるという点、及び、ホネ・ヘケ達が政府に反抗した以上、彼らは処罰されねばならない、という点もグレイは強調した。

このように、誠意を持って交渉したことにより、グレイは、早い段階でマオリの尊敬を勝ち取ることができた。グレイは、

一八四六年に友人に書いた手紙の中で、マオリは「多くの点で高貴な種族であり、傑出した戦士であり、非常に感情豊かであり、毀誉褒貶に敏感であり、誇り高いが、導きやすい。(中略)彼らは私があたかも高位の首長であるかのような献身を示す」と述べている。⁽⁵⁴⁾

そこで機を逃さず、豊富に与えられた軍事力に加え、グレイの説得によりその味方となつたマオリも加えた圧倒的兵力でホネ・ヘケの本拠地を攻撃し、これの撃破に成功した。しかし、無理押しはせず、ホネ・ヘケが和平を申し出、自らの意思でその支配地域を提供すると、それを受諾した。⁽⁵⁵⁾ テ・ラウバラハについては、奇襲により彼を逮捕し投獄するのに成功した。しかし、やはり無理押しはせず、彼についても後に釈放している。⁽⁵⁶⁾

また、豊富に与えられた資金により、フィッツロイの解任理由となつた公債については、直ちに元利を償還して解消することができた。⁽⁵⁷⁾

フィッツロイが、ワイタンギ条約に規定するマオリの土地の購入を、政府が独占するという制度を廃止したことは先に述べた。これにより、マオリの土地は九万エーカーも欧州人により侵害されていた。グレイは、グラッドストーン首相の了解を取つた上で、購入独占制を復活した。⁽⁵⁸⁾ ただし、そうした形で市場が形成されたため、市場価格より若干高額で買うという制度とした。

他方で、グレイは、一八四六年に、すべてのマオリの土地所有を登録することを指示した。登録されない土地は未使用地あるいは余剰地とみなされ、国有地とされたのである。マオリのような生活形態の場合、現に耕作されていない土地も、すべて潜在的耕作地であるが、それを無視したのである。これは英本国の植民大臣であるグレイ伯爵⁽⁵⁹⁾の指示によるものであって、出先の総督であるグレイとしては、それに抗することはできなかった⁽⁶⁰⁾のである。

グレイは、マオリとの紛争を解決する手段として、大変根本的な取組みを行った。まず、彼自身がマオリを理解する努力をした。その手段として、マオリ語に関して一冊の辞書も存在していないこの時代に、グレイは、自らがマオリ語を理解し、さらにマオリの格言や諺、さらにはマオリの歴史や伝説の収集を行った⁽⁶¹⁾。今日のマオリ学の礎は、グレイが築いたのである。

マオリを、将来において、欧州人と融和できるまでに文明化する必要を認識し、教育や産業面で向上させる努力を開始した⁽⁶²⁾。この時代、英国教会だけでなく、メソジスト派及びカトリックの宣教師もニュージーランドに進出を開始していたが、グレイは、これら三教会に対し、政府の監督の受け入れることを条件として、資金援助を行うこととした。植民地歳入の二分の一、土地販売収入の一五分の一及び英国からの資金の一定額を、必

ず様々な分野に寄付することとしたのである。この結果、一八五二年の末には七〇二人の児童が原住民用の学校に通学していた。内訳は四三四人が英国教会、二一五人がメソジスト派、五人がカトリックである。年次補助金としては、初年度の場合、英国教会が三、五〇〇ポンド、メソジスト派が一、六〇〇ポンド、カトリックが八〇〇ポンドであった。そこでは、必ず英語が教えられ、各学校は産業訓練の中心ともされた。各学校には大工及び農業労働者が必ず配置され、馬や牛が政府資金により給付された。

また、各地方の産業基盤を強化する手段として、オークランド及びウェリントンの周辺で、欧州人兵士に道路を建設させることとした。それに際しては、マオリを雇用し、一日あたり二シリング六ペンスの賃金を、そしてその指揮者として働いた首長には一日三シリングを支払った。この当時、欧州人の単純労働は一日三〜四シリングであった⁽⁶³⁾というから、それよりは若干安い⁽⁶⁴⁾が、決して不当に低額な賃金とは言えないであろう。道路整備をおこなうことの重要性はマオリにも理解され、例えばランギハエタ (Rangihatea) は、自費で二二マイルもの道路を整備したという。

マオリは基本的に農業民族である。そこで、グレイは彼らから土地を売って貰う代わりに、それまでの焼き畑農業に替わる

土壤改良法を教え、新しい作物を与えた。ネルソンでは一八四八年に早くも三四〇エーカーの小麦が栽培され、ワイカトではその翌年、果樹、ジャガイモ、トウモロコシが栽培された。また小麦は一、〇〇〇エーカー近くも栽培され、二台の製粉機と一基の水車が活動していた。彼が離任した際には、既に北島のすべてのマオリ部落に、彼ら自身が所有する水車が設置されていたという。

さらに、マオリは病気になる呪医に頼っていたが、それを克服するために、グレイは病院を、欧州人が居住するオークランド及びウエリントンばかりでなく、ワンガヌイ (Wanganui) 及びタラナキ (Taranaki) にも建設した。この結果、一八五二年の段階で、四〇一人がワンガヌイで、五五六人がタラナキで受診した。また、公衆衛生の向上のため、入浴の習慣を教えることにも努力した。

彼はマオリに法と秩序を植え付ける努力もおこなっている。まず、着任早々に、マオリに武器・弾薬及び酒を販売することを禁じた⁽⁶⁴⁾。そして、マオリ警察を組織し、陪審員その他の基本的な司法活動にも、英国法に十分な知識を有していると認められる場合には起用するようにした⁽⁶⁵⁾。遠隔地の場合には、マオリの首長を、固定給を支払って、裁判官に任命することも行った⁽⁶⁶⁾。ただ、この分野に関しては、英国とマオリの道德規準が大きく

異なっているため、困難が多かった⁽⁶⁷⁾。

こうして、グレイは、本国に両民族が平和裏に共存する基礎を築けたと報告している⁽⁶⁸⁾。短期間のうちにニュージージーランドの混乱を收拾した功績により、グレイは一八四八年にバス勲爵士に叙せられた。

二 英国議会法

(一) 一八四六年憲章

ニュージージーランド会社は、しかし、グレイ総督に押さえられてばかりはいなかった。グレイの手の届かない本国で、しっかりと活動していたのである。

「一八四六年、ニュージージーランド会社支配人の圧力の下に、グレイ伯爵はもつとも錯綜した憲法 (most intricate constitution) を公布した⁽⁶⁹⁾。」

正確には一八四六年ニュージージーランド憲法法 (New Zealand Constitution Act 1846) は、英国議会によって制定された⁽⁷⁰⁾。これは一般に「一八四六年憲章」(Charter of 1846) と呼ばれた。この憲章は、植民地に広範な自治を認めた点に大きな特徴がある。ただし、その定め方は、上記引用文の通り大変複雑なものであった。

一八四六年憲章は、第一に、植民地をニューアルスター

(New Ulster = 北島のパテア川 (Patea river) 河口以北) と、ニューマンスター (New Munster = 残りすべて) と言う二つの地方 (province) に分け、それぞれに総督と副総督を置くものとした。ニュージールランド全体の総督は、それとの対比で総督 (Governor-in-Chief) と呼ばれる。

すなわち、一八四六年憲章の下におけるニューアルスターは、一八四〇年憲章の下におけるそれと異なり、もっぱらオークランドを中心とする地域とされたのである。それに対し、ニューマンスターは、ウエイクフィールドのニュージールランド会社が、入植地を建設した地域である。つまり、この憲章は、実質的に総督の実権を、オークランドを中心とする北島北部に限定し、それ以外のニュージールランド全土をニューマンスターと名付け、その地域におけるニュージールランド会社の支配を認めたものと言える。

第二に、各地方は、選挙により評議員 (councillors) を定め、評議員会が市長及び市会議員を決定する。この評議員、市長及び市会議員が、地方議会の下院議員を決定する。そして、この各下院が、ニュージールランド全体の議会 (General Assembly) の下院議員を互選により決定する。それに対して、上院はすべて任命制である。

このように、早い時点で大幅な自治権を獲得することにより、

ニュージールランド初期憲法史 (甲斐)

エドワード・ウエイクフィールドとニュージールランド会社は何を目指したのであろうか。

「植民地の自治を主張する根拠として、彼は二つの点を挙げた。第一に、外来の政府よりも現地の植民者の政府のほうが実情に近く、政務をよりよく運営することができるといふことであり、第二に、有能な人びとが自治のこなされる植民地に引き寄せられ才能が発揮できる。ということであつた。しかし、植民地自治の問題は、このような常識のレヴェルで議論されるような質のものではなく、土地問題やマオリ問題と絡んだ複雑な議論であつた。つまり、自治を求める政治勢力は、自治政府の確立によって本国政府の干渉とマオリの政治参加を排除し、合法的にマオリから土地を収奪しようとしたのである。⁽⁷⁾」

しかし、一八四六年憲章は、グレイ総督の反対により、ニューマンスター政府などは一応組織されたものの、その中核部分は施行が延期され、結局、そのほとんどは全く施行されないで終わる。

フィッツロイが、公債発行程度の些細な命令違反行為で罷免された運命を考えれば、議会法という形式で発された命令を、公然と異を唱えるというのは、尋常の覚悟ではなかつたはずである。それを敢然とやつてのところに、この若い総督の気

概が感じられる。これは、グレイが、政府と命令に真つ向から逆らつた最初の、しかし、最後ではない行動であつた。⁽⁷²⁾

グレイは、その理由として、一八四六年憲章は時宜に合わなると述べた。⁽⁷³⁾ なぜなら、北島にいる欧州人の成人の民間人男性は三、一五七人に過ぎず、二、九四八人は軍人である。これに対し、マオリ人は一〇万五、〇〇〇人もいる。マオリ人は英国製品の消費者であり、植民地の歳入は主として間接税に依存しているので、その多くはマオリ人に依存している。この状態下で、ごくわずかな英国臣民が、多数を占める他民族に対し、課税し、支配する権限を認めるのは適當では無い。なぜなら、一八四六憲章においては、マオリ人には投票権が認められていないからである。憲章を直ちに施行することにより戦争の危険を冒すより、欧州人の数が増え、他方、原住民の武器弾薬が尽き、彼らにより文明化するまで、施行を待つ方が合理的である、というのである。

しかし、これは直接にはグレイ伯爵を、そしてその背後にいるニュージールランド会社を説得するための論理であつた。本書的には次の様であつた。

「彼の意見では、新憲章は、ニュージールランドに住む人びとのための憲章ではなく、土地あさり (hungerers after land) や船荷や船客を希望する船主、そしてニュージール

ンド会社の投機のための憲章であつた。この憲章は、封建制の最悪の形態における人権侵害を永續させると彼は信じていた。⁽⁷⁴⁾」

彼は、欧州系住民の代表者による責任政府が成立した際に発生する、マオリに対する問題を、予見していたと考えられる。責任政府ができれば、総督としての彼の権限は、当然のことながら、それ以前よりも限定されることになる。そして、グレイは、マオリ問題を、内閣よりも巧みに処理できる自信があつた。この確信は、その後の出来事により、正しかつたことが証明された。

一八四六年憲章の下においては、マオリは議会で代表者を持たない。それに対し、グレイが総督としての権限を持ち続ける限り、マオリは彼に訴える権利があり、それは、マオリの権利がないがしろにされることが無い、十分な保障となつていたのである。実際、彼が総督である間、マオリは、グレイを父 (Father) と呼び、全幅の信頼を置いていたのである。⁽⁷⁵⁾

グレイのこの博打は成功した。グレイは一八四九年七月に受け取つた急送便で、議会が一八四六年憲章の施行延期法を可決したことを知らされたのである。これにより、グレイの権威は、ニュージールランドにおいても、そして英本国においても著しく増大した。

(二) 一八五二年憲章

グレイは、一八五二年憲章の施行延期の連絡を受けると、グレイ伯爵を通じて、英国議会に対し、彼の考える三つの重要な原則を盛り込んだ新憲章を作るよう、要望した。⁽⁷⁶⁾その重要原則とは、次のものである。

第一に、広く散在している居住地の性格から、地方分権的な構造が必要であること

第二に、参政権は、広く、植民地に利害関係を有するすべての者、すなわち、土地か家屋を有しているものに認められるべきである。

第三に、この条件を満たしている限り、参政権はマオリにも認められるべきである。グレイは、ニュージールランド植民地の平和と幸福は「二つの民族が一つに溶け合う (the two race into one nation)」⁽⁷⁷⁾ではじめて実現すると考えていたからである。

グレイの要望に基づく新憲章は、一八五二年に英国議会で制定され、一八五四年までに実施に移されることとなった。⁽⁷⁸⁾一八五二年憲章の成立にあたり、グラッドストーン首相は、グレイ総督の推奨に基づき制定されたもので、これまでに植民地に付与されたいかなる法律よりも大きな自由を認めた法律だと述べた。⁽⁷⁹⁾

グレイの第一の要望に関しては、一八五二年憲章では、大略次の様に定められた。

第一に、国土は六地方に分割された。すなわち、オークランド、ニュープリマス、ウェリントン、ネルソン、カンタベリー及びオタゴ (Otago) である。それぞれは住民によって選出された九人以上の構成員からなる各地方議会 (provincial council) と、その議員から選出された最高責任者 (superintendent) によって統治される。地方議会の権限は、その地方に属する公共事業 (鉄道を含む)、移民、裁判、犯罪取締、関税、貨幣の鑄造、港湾、度量衡、銀行業、造船、公有地の管理、婚姻並びに遺言という大変広範なもので、それらについて、植民地議会 (General Assembly) に対して責任を負っている。

第二に、植民地議会は、住民の選出に基づき二四名以上四二名以下の議員によって構成される衆議院 (House of Representatives) を下院とし、任命制の一〇名以上の議員によって構成される立法評議会 (Legislative Council) を上院とし、これに総督を加えた三者で構成される。

第三に、総督は英国法と矛盾した立法に対して拒否権を有し、原住民の土地の販売に関する権限を有し、並びに外交権限を有する。

グレイの第二の要望である参政権については、この一八五二

年憲章第七条の定めるところである。かなりくどい規定であるが、簡単に要約すると、投票権は、二一歳以上の男子で、五〇ポンド以上の土地所有者、もしくは都会に住む者の場合には年一〇ポンド以上の借地代を支払う戸主、田舎に住む者の場合には同じく五ポンド以上の借地代を支払う戸主であつて、選挙人登録以前に六ヶ月以上、その地に在住する者、と理解することができよう。⁽⁸⁰⁾これは、グラッドストーンの言葉にもあつたとおり、大変低い基準であつた。

「一八五二年当時、労働者の賃金が、単純労働の場合、一日三〜四シリング、技能労働者の場合、一日五〜七シリングであつたから、この参政権の資格はきわめて緩やかなものであつた。カンタベリー植民地の記録では、大工職の場合、一日一〇シリングにもなつた。一〇日働けば五ポンド、二〇日働けば一〇ポンドにもなつた。」⁽⁸¹⁾

このような状態であるから、ともに労働に従事している者であれば、誰でも参政権が認められたことになる。これは、この時点の英本国の選挙法より遥かに先進的なものであつた。英本国で同様な内容が取り入れられるのは、一五年後の一八六七年第二次選挙法改正を待たねばならない。こうして、グレイの第二の要望も満たされたのである。

グレイの第三の要望であつたマオリ人の権利については、一

八五二年憲章第七条の条文からするならば、その条件を満たしている限り、マオリにも参政権は与えられるべきであつた。しかし、グレイは英国に召喚され、一八五四年一月三日にニュージールランドを離れることになる。⁽⁸²⁾その結果、一八五二年憲章の実施は、後任の第四代総督ブラウン(Thomas Gore Browne)の手に委ねられることになつた。そして、結論として言うならば、一八五二年憲章の運用として、マオリには参政権は与えられなかつたのである。

ダニエル・ウエイクフィールドは、一八四六年憲章の下で、一応は作られたが活動することはなかつたニューマンスター政府において、司法長官の地位にあつた。当然、一八五二年憲章の下においては、何の法的地位も持たない。その彼が、公然と次の様に主張した。

「選挙登録簿に記載される資格のある先住民は、たとえい
たとしても、ほんとうにないと考えます。彼らはパー(D⁽⁸³⁾)
に集団で住んでいるはずで、そうであれば、自由土地保
有者、借地人、あるいは住民とみなすことはできません。」⁽⁸⁴⁾

この発言は、欧州系住民の自然の差別感情に合致していたこともあり、ニュージールランド会社の現地における中心人物の発言であることもあつて、ニュージールランド会社系の植民地であつた地方では、無批判に受け入れられた。例えば、最南端のオタ

ゴ植民地での選挙登録集会は次の様な状態であった。

「事前に警告されていたのは、武装しておけということだった。恥知らずな奴は、マオリには明らかに資格がないのに、ご都合主義の拡大解釈で、彼らが法の意味する家屋所有者でないし自由土地保有者に当たるとして登録をしようとした。

〔中略〕司法長官ダニエル・ウエイクフィールド氏の意見はマオリの主張を予定しており、決定的に彼らに不利なものだった。その結果、この多事な七月五日が来た時、選挙名簿の登録と改訂が行われた日、そこには予期せぬ静けさがあり、予想された反対は、シツといつて黙らされた。実際、原住民に権利要求させるといふ大胆な試みが七八件あったが、そして、欧州人の要求が五二件あったが、ギリース氏の巧みな議論により、すべて覆され、却下された。』⁽⁸⁵⁾

要するに、法の規定はどうであろうと、現場における選挙登録官（上記引用文であればギリース氏）が、その裁量権により、マオリの参政権要求を、ダニエル・ウエイクフィールドの理論を背景に、多くの場合に、力尽くで、押さえ込んだしまったのである。⁽⁸⁶⁾

また、一八五二年憲章七一条は、明確に「マオリ自治領 (pro-vision of self-governing Maori) の創設を認めていた。⁽⁸⁷⁾ マオリ人は、これをワイタングィ条約のマオリ語版が認めていた主権

(tino rangatiratanga = sovereignty) 条項の実施と受け止めた。

これに対し、新総督のブラウンは、第七一条の実施を最後まで行わず、結局、この条項は現行の一九八六年憲法 (Constitution Act 1986) の制定に伴って廃止されることになる。

こうして、グレイが、自分のキャリアを危険にさらして、一八四六年憲章の施行を差し止めることにより、実現しようとした両民族の融和は、彼の後継者達の手によって空文化されたのである。

一八五二年憲章の下で、一八五三年に最初の庶民院議員選挙が行われた。これを受けて、最初のニュージーランド議会は、一八五四年五月二四日に開催された。開催された議会は、自治政府の設立を総督に要求し、総督代行を務めるウィンヤード (Colonel R. H. Wynyard) の承認により、スーエル (Henry Sewell) がニュージーランド初代の内閣総理大臣に就任した。⁽⁸⁸⁾

マオリは、新内閣に、グレイの時代同様に、村に水車を建設するための補助を求めたが、拒否された。⁽⁸⁹⁾ マオリに対する政策は、グレイ時代とは、決定的な変化を、既に遂げていたのである。

(三) マオリ統一運動 (Korahitanga)

グレイが両民族の融和に向けて打った一連の布石が、一八五四年初頭の彼の離任によって空文化され、マオリの権利が一八

五二年憲章の下で、現実には認められないことがはっきりしてくると、マオリ自身の手で、その権利を守ろうという動きが起きてくる。

間接税に頼る植民地政府の歳入は、その半ばがマオリによって負担されているのに、一切の発言権が認められないのは明らかに不当である。米国独立戦争と同様に、代表無ければ課税なしという理念は、そういう明確な形でこそ表現されなかつたが、当然にマオリの不満の底流として存在していたはずである。

それまで、マオリは、部族単位で行動していた。マオリ全体として活動することは、バズビーの指導の下における部族統一旗や独立宣言、そしてワイタングィ条約という重要な例外を除くと、まったくなかつた。しかし、マオリの権利を守るためには、まさにそれが必要となつてきたのである。

1 タラナキ大集会

一八五二年憲章の下での最初の議会がオークランドで開催される一ヶ月前、一八五四年四月、それとは異質の集会がタラナキ近郊のマヌアワポウ (Manuawapou) で開かれた。この地を本拠地とするンガチリルアヌイ (Ngātīrihuanui) 族がタイポロヘヌイ (Taiporohenui) という名の巨大な集会所を建設したのである。北島各地の各部族から約千人のマオリが集まり、マオリの土地が着実に欧州人に奪われていく問題について話し合った⁽⁹⁰⁾。

これは、それまで部族単位にしか行動しなかつたマオリの、初めて部族を超えた自主的活動といふことができる。

2 マオリ王擁立運動

マオリの中には、英国の力はその国王主権の力であると考えられるものが出てきた。特に英国に旅して、その産業や法と秩序の力を見てきた者はそう考えるようになった。そうした者の中に、ンガチ・トアの有名な首長テ・ラウバラハ (Te Rauparaha) の息子タミハナ (Tamihana) がいる。タミハナは、一八五二年に英国に旅してヴィクトリア女王に拝謁していた。彼は、マオリの力を統合するには、マオリもまた王をもたねばならないと考えた。そして、英国 (連合王国) と同じように、ニュージールランドを区分してマオリの国 (Maori Land) を作り、マオリによるマオリのための政体を作る必要があると考えた。ついに施行されずに終わった一八五二年憲章七一条が、明確にマオリ自治領を予定していたことを考えれば、これは決して英国に対する反乱とみなされることなく、実施可能なものと、彼は判断した。

タミハナや彼の従兄弟等は各地を経巡って、王の適任者と思われる首長に接触が続けたが、何れの首長も、王となることを拒否した。しかし、彼らの動きは、やがて「国を探せ、王を探せ (Hīnana ki uta, Hīnana ki tai)」という運動となり、一八五

六年、タウポ (Taupo) 湖畔のプカワ (Pukawa) で、多数の首長が参加する有名な集會が開かれた。その結果、ワイカト (Waikato) の首長であるポタタウ・テ・ウエロウエロ (Potatau Te Wherowhero) が最も適任と言うことで、推戴された。ポタタウは、一八四一年にホブソン初代総督がロンドンに出した報告でも、ニュージーランドで最も有力な首長と書かれていた人物で、グレイ総督の良き友人でもあった。その後、数回の集會が開かれ、いずれもポタタウが王として推戴された。一八五七年にポタタウは王となることを承諾し、一八五八年に正式に王と宣言した。彼ら自身の意識としては、決してこれは英国に対する反逆ではなかった。このマオリの王を、マオリ語で何と呼ぶかが問題となった。当初、ariki taumarua (首長の中の首長) というような言葉も候補に挙がったが、結局、マオリ語でも King と称することになった。この結果、王擁立運動は、Kingitanga と呼ばれることになった。ポタタウは、一八六〇年六月に死去する。しかし、彼の息子タウヒアオ (Tawhiao) が二代目の王となった。⁹³⁾

(四) ニュージーランド戦争

1 第二次タラナキ戦争

ニュージーランド戦争が勃発した直接の原因は、マオリ同士

ニュージーランド初期憲法史 (甲斐)

の紛争であった。⁹⁴⁾

ニュープリマス近郊に、ウイレム・キンギ (Whiremu Kingi) を首長とする部族が村を構えていた。彼らは遙か以前にキリスト教に改宗しており、人々は欧州風の衣服を着、学校や教会を設け、村の回りの耕地を耕作して平和に暮らしていた。しかし、隣接するテ・テイラ・マヌカ (Te Tera Manuka) が首長を務める部族との間に紛争が発生し、いったんは流血の事態となったが、一八五八年六月に両者間で和平が結ばれた。

欧州人口は、一八五〇年代に入つて、移民の増加により急激に増加していた。一八五八年の統計に依れば、マオリ人口は五六、〇四九人にまで減少したのに対し、欧州人の人口は五九、四一三人になつて、ついに欧州人口がマオリを上回った。⁹⁵⁾

その一八五八年に、ニュージーランド会社は、財政が破綻し、倒産した。同社の経営が成り立つためには、土地をマオリから安く買い、それを欧州人に高く売る必要があった。そして、その利潤を、労働者階級を無料でニュージーランドに運ぶことに投入し、牧場経営に優良な労働力を安定的に供給するという計画であった。しかし、同社が計画したほど土地を高く売ることはできず、ついに倒産したのである。後には、同社が無料で運んできた多数の移民が残った。欧州人口が増加すると共に、マオリは土地を売るのを嫌がるようになったため、新移民の入

植すべき土地はなかった。そこで、新移民達はブラウン総督に、マオリの土地を政府が購入して彼らに売るように、という強い圧力をかけるようになっていた。

一八五九年三月、ブラウンは、ニュープリマスで、マオリに土地の売却を求めるための集会を開いた。テイラが立ち上がり、ワイタラ川の南岸の土地を売りたいと申し出た。総督はこれを承諾し、売買契約を締結した。その集会にはキンギも出席しており、彼は直ちに立ち上がり、それは自分たちの土地であることはグレイ前総督も認めているところであり、したがって、テイラにそれを売る権限はなく、また、自分たちには売る意思はまったくないと述べた。ブラウンは、調査員を派遣して調査するとした。

これに対し、キンギは、政府の役人である調査員は信用出来ないの、それから独立した第三者によって構成された審問所を設置するべきであると主張した。それが拒絶されたので、キンギは調査員に何の証拠も開示しなかった。そこで、調査員はテイラの主張が正しいと判定し、ブラウン総督は一八五九年一月にテイラに土地代金一〇〇ポンドを支払った。政府は、一八六〇年一月、問題の土地の測量を開始し、キンギと彼の部族に、その土地から立ち退くように命じた。

これに、キンギの部落は従わなかったので、同年三月、実力

でキンギの部落の取り壊しが行われることになり、大砲が火を噴いたが、その前にキンギ側は撤退していたため、人命の損傷はなかった。これが、第一次タラナキ戦争の始まりであった。

グレイが定めた、マオリに対する武器弾薬の販売禁止令は、ブラウンの時代には廃止されていた。すなわち、植民地政府は、一方では土地に対する侵奪を強化し、マオリの恐怖を引き起こしながら、他方では、マオリに武器を買うことを奨励しているも同然の行動をとったのである。

キンギには、ワイカトのマオリも応援に駆けつけ、五〇〇人以上の戦士を持つことになった。キンギは政府軍と直接交戦する代わりにゲリラ戦に訴え、入植者の家に対する襲撃を繰り返し、入植者が安全なニュープリマスに引きこもらざるを得ない状態にした。しかも、襲撃対象は英国系の入植者に限られ、他の欧州人や聖職者には全く危害を加えなかった。襲撃は繰り返され、この結果、ニュープリマスの人口は急増し、衛生状態の低下から猩紅熱などの疫病がはやり、少なくとも二二一人が死亡する事態となった。その結果、新たな避難者は遠く、オークランドやウエリントンにまで逃げる必要が生じた。

植民地政府側も、逐次兵力を増強し、同年八月には一、四〇〇人をニュープリマスに投入していた。これに対し、マオリ側もさらに他からの増援を得て、人数が増加していた。一月に

なつて、政府軍はマホエタヒ (Mahoetahi) の砦に籠もるマオリの主力軍を包囲するのに成功した。しかし、マオリ側の正確無比の射撃の前に、従来型の突撃での攻略をあきらめ、塹壕を掘って持久戦に出た。これは、第一次大戦で行われた塹壕戦、世界最初の先例の一つであった。塹壕に籠もっていても、マオリは激しく銃撃してくるために、塹壕は一日平均して六〇mしか掘り進めず、死傷者が続出するという激戦となった。一八六一年二月の時点で、英国軍はマオリの要塞から七五〇m離れていた。一ヶ月後、その距離は一〇〇mとなっていた。

ここに至つて、マオリ王の陰の実力者タミハナが、調停者として現れた。キングはタミハナの勧めに応じて交渉に応じるとし、一八六一年三月一日、政府軍と休戦協定を結んだ。休戦の条件は、ワイタラの所有権を司法審査の対象とすること、ワイタラを審査している間、ニュープリマスの南西にある四、〇〇〇エーカーの土地はマオリが管理すること、とされた。これは、マオリ側の主張がすべて通つたことを意味するから、植民地政府側の全面敗北と言つて良い。ブラウンは、タミハナという形で示されるマオリ王の力を、恐れざるを得なかつたのである。

これより先、一八六一年一月二三日に、タラナキ戦争の推移にいらだつた英本国は、クリミア戦争の英雄であるキャメロン

(Sir Duncan Alexander Cameron) 将軍を、ニュージールランドに派遣した。しかし、キャメロン率いる部隊がニュージールランドに到着したのは、休戦成立後の三月末であった。

増援部隊の到着に力を得たブラウン総督は、四月になると、軍をオークランドに集結させた。タラナキ問題の最終解決のためには、オークランドの南にあるワイカトに本拠を置くマオリ王を打倒する必要がある、と考えたからである。キャメロンはこれを全面的に支持した。しかし、ブラウンは同年一〇月、更迭され、タスマニア島総督として去り、後任としてグレイが復帰した。攻撃案は、それと共に、いったんは消滅することになった。

4 グレイの帰還

グレイは一八六一年九月二六日、再びニュージールランドの土を踏んだ。この時、彼に与えられた権力は、可能な限りの最大のものであった。総総督 (Governor-in-Chief) としての権限に加え、海軍提督及び陸軍司令官としての権限が与えられていたのである。⁽⁹⁸⁾ その強大な権限の下に、グレイは、できれば平和を実現すること、駄目な場合には、断固とし戦争を貫徹し、マオリの独立を阻止することを命令されていた。

グレイは、到着後直ちに、マオリの地方自治体を作り、マオリに一定の自治権を与えるという政策を立案し、フォックス

(William Fox) 首相も、これを承認した。すなわち、北島のマオリ居住地を二〇地域に区分する。各地域は六地区 (hundred) に分けられ、各地区から二名が地域議会 (Runanga)⁽⁹⁾ に代表を送る。地域議会の議長を駐在弁務官 (Resident Commissioner) が務める。各地域には五名のマオリ巡査がおかれ、毎年制服と一〇ポンドの俸給が与えられる。駐在弁務官には、マオリの中から選出されて総督により任命された一二名の公務員が付き、彼らには年四〇〇五〇ポンドの俸給が与えられるというものである。

地域議会は、総督の許可を条件とはするが、学校や病院を維持し、係争中の土地問題を決定する権限を有していた。マオリの教育、安全及び宗教問題については特に慎重な考慮が払われ、英国教会、メソジスト派及びローマ・カトリック教会の聖職者は、その地区に入植し、彼らと共に暮らすこととされた。⁽¹⁰⁾

一八六二年には、原住民土地法 (Native Land Act 1862) が制定された。これは、マオリに関する土地紛争のための特別裁判所の設置を定めていた。そこでは、マオリの首長達が裁判官となった(但し、白人の弁務官が議長を務めた)。まさにキングが求めていた公平な第三者であり、タミハナのいう司法的解決のための機関といえる。また、同法は、マオリに、政府を経由することなく、直接入植者と交渉する権限を与えた。⁽¹¹⁾

これらの政策は、グレイが一貫して総督の地位にあったならば、マオリから諸手を挙げて歓迎されたであろう。実際、この時代にもある程度の効果を上げたことは間違いない。しかし、ブラウン時代の経験をしたマオリからは、懐疑的に受け止められることとなった。

確かに、この政策は、マオリの首長達に、英国からの給与に依存する習慣を付けさせ、英国からの独立を妨げる狙いのもだから、その猜疑心は正しいものと言える。グレイは、対外的には、マオリ王擁立運動に敬意を持って対応した。しかし、グレイの本当の狙いは、マオリに英国制度への共感を植え付けることにより、マオリ王制を突き崩すことだったのである。⁽¹²⁾

ワイカト川 (Waikato River) は、ニュージールランド最長の全長四二五kmの河川で、ルアペフ山東丘からタウポ湖を経由し、ワイカト平原を北西に流れ、オークランドの北にある、ワイカト港でタスマン海へと注ぐ。ワイカト川は急流で、それまでは四五マイル離れた町にカヌーで行く場合には、下りはほんの数時間で済むのに、川を遡る際には九二日以上も掛かっていた。グレイは、ここに最新鋭の蒸気船を走らせる計画を発表した。汽船は鋼鉄製であるから、当然、防弾性能を有している。⁽¹³⁾

また、グレイは、かつてマオリに好評であった道路の拡充計画を再開させたが、その一つ、グレートサウスロード (Great

South Road) は、それまでの悪路を整備することにより、軍を迅速にマオリ王の支配地域に運ぶ機能を果たすことになる。しかもその道路工事を担当したのは、主戦派であるキャメロン指揮下の部隊であった。

これらの施策は、いずれもマオリ王の本拠地であるワイカト平原に、英国軍が侵攻することを容易にする効果も持っていた。したがって、これもまたマオリ王側の猜疑心をより刺激することとなった。⁽¹⁰⁾

また、グレイは、命令を受けている以上、戦争のための準備をせざるを得なかった。それは、当然、マオリから見れば、和平に対するグレイの真意を疑わざるを得ない行動であった。

「狼に注意しろ」とタミハナは書いていた。「狼とは、我々を騙そうとしている総督のことである。」⁽¹¹⁾

こうして、グレイの導入した融和策は、ことごとく疑いの目で見られる事態となった。マオリは、単にグレイの設立した裁判所を拒絶しただけでなく、彼の置いた白人弁務官をスパイと見なし、彼の作った学校を裏切り者の養成所とみなしたのである。⁽¹²⁾

また、これより少し前、一八六一年五月二〇日に、ニュージールランド南部のオタゴで金が見つかった。これが新聞報道されて一般に知られると、たちまち世界中から金鉱探しが殺到し、

その年のクリスマスには、一万四、〇〇〇人も金鉱掘りが集まっていた。⁽¹³⁾ これにより、欧州人人口の増加はさらに加速され、マオリの英国に対する警戒心を一層刺激することになった。こうして、政治状況は急速に悪化した。

一九六三年三月に、政府がコヘコヘ (Kohokohē) に裁判所を新築しようとしたが、マオリの騒動で廃止に追い込まれる事態が発生した。四月にはゴーストがアワムツ (Awamutu) から退去せざるを得なくなる。ゴーストは、タミハナの友人であった。タミハナは、この時期、アワムツにマオリ商業学校 (Maori trade school) を設立していた。グレイは、一八六一年にゴーストを最初はその学校の監察官に任命し、後に駐在弁務官 (resident magistrate) に任命した。また、ワイカト地区の教育委員会委員にも任命していた。こうして、ゴーストは平穏裏にこの時までその地で暮らしていたのだが、マオリの間に欧州人に対する猜疑心が募ってきた結果、アワムツ地区を支配するンガチ・マニアポト族 (Ōhau Mānīapoto tribe) は、彼を敵視して暗殺を企てるようになり、タミハナの権力を持ってしても、ゴーストを守れなくなったのである。⁽¹⁴⁾

5 第二次タラナキ戦争

グレイは、戦争回避の努力の一環として、自らワイタラに出向き、タラナキ戦争勃発の原因となった、購入は正しくなかつ

たと判明している土地を、元の所有者であるキンギに返還しようとした。しかし、その行動の目的は、マオリ側には告知されていなかった。

植民地政府の首相はこの時点ではフォックスからドメット (Alfred Donett) に代わっていたが、その内閣は当初それに難色を示し、数週間後になってようやく承諾した。この彼らの躊躇が、高価な代価を支払う原因となる。マオリ側は、グレイのこの計画のことを知らないままに、タラナキにおける軍の行動に神経をとがらせ、ついに五月四日に、英国軍の小部隊をニュープリマス近郊で待ち伏せ攻撃し、ほとんど全滅に近い打撃を与えたのである。ここに、第二次タラナキ戦争が始まった。四日後の五月八日、政府はようやくワイタラにおける土地の返還を官報に広告したが、もはや手遅れであった。⁽¹⁰⁾

しかし、この第二次タラナキ戦争は短時間で終了する。一八六三年六月四日にキャメロン率いる英国軍は、タラナキにおけるマオリ側の拠点であるカチカラ (Kaitiara) で、その地のマオリ側戦力を圧倒するのに成功したからである。

6 ワイカト戦争

戦いの局面は、オークランドの南に位置するワイカトにいるマオリ王とどう対決するかということに移った。グレイは「ニンジンと鞭」政策を採用した。すなわち、グレイは、オークラ

ンドの防衛に重点を置く戦略を採り、七月一日に、オークランド南部地域に住むマオリに対して手紙を送り、英国に忠誠を誓って武器を置くか、守備地域から外に出ることを求めた。この時点でも、グレイは、マオリとの全面対決を避けるための努力を続けていたのである。

先に述べたとおり、グレイは陸軍司令官の地位にあったから、キャメロン將軍にとっては上司と言ふことになる。しかし、キャメロンは、オークランド防衛のための拠点であるという口実の下に、その翌日の一八六三年七月二日、したがってグレイの手紙がマオリ側に届く以前に、マオリ王国の境界線と認識されていたラインを超え、ワイカト川に沿って進撃を開始していた。こうしてワイカト戦争が始まった。

戦争勃発後は、グレイは精神的に落ち込み、命令にも一貫性がなくなつたと言われる。その結果、キャメロン將軍は自由に作戦を展開することになった。

英国側の物量攻勢に対し、例によって、マオリ側はゲリラ戦で対抗した。しかし、道路を建設し、着実に前線を推し進める英国側の戦略に、マオリ側は次第に追い詰められ、一八六四年三月三一日から四月二日までオラカウ (Orakau) の戦いで終わることになる。

その最後の局面で、英国側は降伏を呼びかける。それに対す

るマオリ側の答は有名なもので、ニュージーランドの歴史書にも載っているほどである。⁽¹⁰⁾

「E hoa, ka whawhai tonu matou ake! Ake! Ake! (友よ、我々は永遠に戦う！永遠に！永遠に！)」

こうして、若い植民地に莫大な経済的負担をかけ、二つの民族のどちらにも利益をもたらさなかつた戦争は終わったのである。グレイは一八六八年に解職されて英国に帰還した。⁽¹¹⁾

タミハナとその一族が講和に応じたのは一八六五年である。タラナキ戦争の原因となつたキンギが応じたのは一八七二年、そしてマオリ王が応じたのは一八八一年であつた。しかし、一八六四年以降は、もはや戦いはなかつた。⁽¹²⁾

7 マオリ参政権

一八六七年、つまり、まだマオリ王が降伏していない時点で、議会はマオリ代表法 (Maori Representation Act 1867) を制定し、憲法の解釈は変えないままに、マオリに、所有財産等の条件は一切無く、議会に四議席の特別枠を与えた。⁽¹³⁾ これにより二一歳以上のマオリ男性はすべて、その特別枠に対する投票権を得た。ニュージーランドで、男性に財産制限のない普通参政権が認められるのは一八七三年、婦人参政権が認められたのは一八九三年のことだから、それよりもかなり早く、マオリは限定的な形ではあるが普通参政権を得たのである。ニュージーラ

ンド戦争という血で購つた参政権ということができらるであろう。只、その時点での欧州人とマオリの人口比からすれば、一〇数議席が与えられてもおかしくはなかつた。なお、一部のマオリは一般投票権を有していたから、彼らは二重の投票権を持つことになつた。⁽¹⁴⁾ ただし、一八九三年の法改正以降は、マオリは一般投票を否定されたのである。

こうして、国会での発言の機会を与え等得た結果、マオリの闘争は、国会で戦われることとなり、ホネ・ヘケなど、優れたマオリ出身の議員がそこで活躍し、マオリの権利回復に努力することとなつた。なお、一九七四年以降、マオリは普通参政権を得たから、彼らは、マオリ特別枠に投票するか、一般枠で投票するかを選択する必要があつた。一九九六年選挙では七議席に特別議席は五議席に増やされ、二〇〇二年選挙では七議席に増加した。

「おわりに」

本稿は、ニュージーランド初期憲法のうち、特に一八五二年憲章のたどつた運命に、大きな紙幅を投じた。憲法というもののは、単に立派な文言が書かれていれば良い、というものではない。それを、人々がきちんと遵守してはじめて意味を持つものだと言ふことが、同憲章のたどつた不幸な運命によく示されて

いると思われるからである。グレイが同憲章の実施を担当していれば、あるいはブラウンが、その文言の誠実な実施にあたっていたならば、おそらくニュージーランド戦争は起こることがなく、莫大な戦費と多くの人命が失われることはなかったであろう。わが国憲法一二条は「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならぬ。」と述べているが、憲法を守るために不断の努力が必要なのは、人権ばかりでなく、憲法のあらゆる条項について言えることなのである。

なお、この後のニュージーランド憲法の変遷の概略を説明する。

一九〇七年に開催された英帝国会議 (Imperial Conferences) の結果、同年九月二十六日に、ニュージーランドはイギリス連邦内の自治領となり、事実上独立した。一九三一年に英国議會は、ウェストミンスター憲章を定め、自治領の独立を認め、ニュージーランド議會が同憲章を批准したのは第二次世界大戦を挟んだ一九四七年だった。一九八六年になって、一八五二年憲章を全面的に見直した憲法が制定され、現在に至っている。

- (一) Philip Austin Joseph 'Constitutional and Administrative Law in New Zealand' (4th Edition), Thomson/Brookers, 2007 P1 参照。

(2) 先住民マオリの、ニュージーランドへの移住については、沢井淳弘『ニュージーランド植民の歴史』昭和堂二〇〇三年刊、一章「マオリの歴史」参照、特に大移住については二二二頁以下参照。

(3) ニュージーランドの島々に住むポリネシア系住民の言語には、日本列島に住む人を日本人と呼称するような意味での、それらの島々に住む民だけを指す言葉はなかった。Maori とは「正常人」という意味であり、欧州人の意味で使われる Pakeha とは「異常な人」という意味であった。しかし、一九四七年、ニュージーランド政府は、それまで法令中で使用されていた Natives という言葉を、すべて Maori という語に置き換えること法定した (Maori Purposes Act 1947 参照)。本稿もそれにしたがって、同国のポリネシア系住民をマオリと呼称する。

(4) この箇所以降における欧州人のニュージーランド到来前後の記述は、基本的には沢井・注二紹介書二一六頁以下「ヨーロッパ人によるニュージーランド発見」に依存している。

(5) コロラレカの初期における状況については、次のサイトを参照：
<http://www.nzhistorynet.nz/culture/missionaries/kororaraka>
 この nz history というサイトは、ニュージーランド政府文化遺産省歴史グループ (History Group) の制作にかかっている。

(6) James Busby, "Authentic Information relative to New South Wales and New Zealand" London: Simpkin and Marshall, Stationers' Court, 1832.

(7) "A Brief Memoir, relative to the Islands of New Zealand" バズビー・注六紹介書五五頁以下参照。

(8) 原語が Flax であるため、麻と訳しているが、学名を Phormium tenax とするこの植物はリュウゼンラン科の植物であって、日本で

いう麻や亜麻とはまったく異なる種の植物である（日本ではマオランと呼ばれる）。

(9) オナウエ虐殺事件については、バズビー・注七紹介の報告を始めとして、様々な書物やサイトで紹介されている。しかし、次の書物が最も詳細であると考えられたので、本文における事件紹介は、それに準拠して記述している。

“Tales of Banks Peninsula” by Howard Charles Jacobson, James West Stack, Publisher: Akaroa NZ: H.C. Jacobson 1893, P130 以下
(10) バズビーは、'ンガチ・トアの'ウヤKapiti'ヤ'ネ'ンガン・タフのことを Maritimus と記述している。なお、マオリの部族名は、'Ngai' Ngai' Ahi (いずれも子孫を意味するマオリ語) の後に、その始祖の名がつく形をとる。沢井・注二紹介書第一〇章「先住民マオリの社会構造」特に一九四頁参照。

(11) マオリの社会構造は、mana (威信) という概念を中心に動いている。「mana が傷つけられた場合、utu (報復) がおこなわれなければならない。(中略) マオリ社会では、『目には目を、歯には歯を』という報復の絶対性が信じられていた。utu を遂げるために何年も待つこともよく、utu を忘れることは恥であった。」(沢井・注二紹介書二〇一頁より引用)

(12) バズビー・注七紹介論文中では、船の名前も船長名も伏せ字になっ

てゐる。
(13) バズビー・注七紹介論文では、虐殺された人数は二〇〇人で、他に捕虜が五〇人としている。しかし、注九紹介書は六〇〇人としており、また、他のホームページでは一、二〇〇人としているものもあるなど、各種数字が存在しており、被害者総数は、はっきりしなく。

(14) このンガイ・タフとンガチ・トアの間の戦争は、その後、今度(14) はンガイ・タフが攻め込むなど、長期にわたって継続し、結局一八三九年になって和平が結ばれた。その経緯については次のサイトの論考を参照。

Te Maire Tau 'Ngai Tahu - Wars with Ngai Toa', Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 22-Sep-12

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/ngai-tahu/page-6>

また、ニュージーランド政府文化遺産省 (Ministry for Culture and Heritage / Te Manatu Taonga) が設けた Te Ara Encyclopedia of New Zealand というサイトの一部である。このサイトは、ニュージーランド政府の選択した様々な項目について、その分野の専門家が執筆している。ここに紹介したンガイ・タフ族の歴史に関しては、クライストチャーチ市にあるカンタベリー大学ンガイ・タフ研究センター長 (Director, Ngai Tahu Research Centre University of Canterbury) の著 Te Maire Tau が執筆している。

(15) バズビーのこの時期の一連の活動については、注二四紹介 Te Ara Encyclopedia of New Zealand サイト中のバズビーに関する次の論考に、基本的に準拠している。

Claudia Orange, 'Busby, James', from the Dictionary of New Zealand Biography, Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 5-Jun-2013

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/1b54/busby-james>

(16) ニュージーランド国旗の不存在により発生した問題については、次のサイトを参照。

Kerryn Pollock, 'Flags - New Zealand flag', Te Ara - the En-

cyclopedia of New Zealand, updated 13-Jul-12

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/flags/page-1>

(7) 独立宣言制定の経緯については、次のサイトを参照。

Basil Keane. He Whakaputanga – Declaration of Independence, Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 9-Nov-12

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/he-whakaputanga-declaration-of-independence>

(8) 独立宣言の、英文及びマオリ語の対比については、次のサイトを参照。

<http://www.waitangi.comz/declarationindependence.htm>

(9) ホブソンに関しては、次に主として準拠して記述しよう。

K. A. Simpson. 'Hobson, William', from the Dictionary of New Zealand Biography. Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 22-Oct-2013

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/1h29/hobson-william>

(10) Edward Gibbon Wakefield, Robert Gouger "A Letter from Sydney: The Principal Town of Australasia" J. Cross 1829
<https://archive.org/details/alecterformsydn00gougeoog>

そこで論じられた組織的植民論の内容を大まかに紹介すれば、富裕な資本家だけが土地を購入できむように、植民地の公有地売却価格を十分に高く設定しなければならぬとするものである。そうすれば、労働者がすぐに独立した農民になることはなく、資本家は「この労働力を利用することができる。他方、土地売却で得た資金を移民導入に用いれば、より多くの労働力を本国イギリスから植民地へ移動させることができる。労働者が資金を貯めて土地を購入すれば、

さらに移民が入ってくるので、労働力は枯渇することはない。こうして植民地は発展し、最終的には自治領になることが可能となる」というものである。

(21) ウェイクフィールド計画の具体的内容については、沢井・注二紹介書第一章「ウェイクフィールド計画とは何か」八頁以下参照。本文に紹介した文章は同一六頁より引用。

(22) エドワード・ウェイクフィールドは九人姉弟で、エドワードが長男、陸軍中佐タニエルが次男、海軍艦長アーサー (Arthur) が三男、弁護士ウィリアム (William Hayward) が四男である。いずれもニューゼーランド会社の一員として活動し、ニューゼーランドの歴史の一部となる。

(23) ニューゼーランド会社の初期の活動については、沢井・注二紹介書二一九頁参照。

(24) 南オーストラリアの開発は、総督ハインズマーシュ (John Hindmarsh) の指導性の欠如などから、一八四一年までに売却された二九万九、〇〇〇エーカーのうち、耕作されたのはわずかに二五〇〇エーカーにすぎず、植民地財政は破綻し、ウェイクフィールドの唱えた組織的植民は事実上失敗した。ハインドマーシュについて詳しくは、次を参照。

http://www.le.osaka-u.ac.jp/seiyousi/bun45dicv/dict.html/00547_HindmarshJohn.html

これは、大阪大学大学院が設けている「オーストラリア事典」というサイト中にある文書である。

(25) この日、布告等が読み上げられたことについては、次の書の一頁以下を参照。この本の筆者であるコレンズ (William Colenso) は CMS 宣教師で、ワイタンギ条約調印にあたり、通訳を担当した

CMS宣教師ウィリアムズの同僚である。本書は、条約調印に出席し、直接にその状況を見聞したコレンゾが、本国向けに執筆した報告書である。

“The Authentic and Genuine History of The Signing of The Treaty of Waitangi New Zealand, February 5 and 6, 1840” by W. COLENSO 1890, Wellington. by Authority: George Didsbury, Government Printer 1890. Reprinted Published by Capper Press Christchurch, New Zealand 1971

また、布告そのものの内容については、同書附録(三七頁)参照。布告そのものが、英語版とマオリ語版の二つが、予め用意されていた。

(26) ホネ・ヘケは、子ども時代にケリケリ(Kerikeri)にあったCMSのミッションスクールに通ってクリスチャンになっており、特に通訳に当たったウィリアムズ牧師を深く信頼していた。ホネ・ヘケについては、主として次のサイトに準拠している。

Freda Rankin Kawharu ‘Heke Pokai, Home Wiremu’, from the Dictionary of New Zealand Biography. Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 30-Oct-2012

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/1h16/heke-pokaihome-wiremu>

(27) コレンゾ・注二五紹介書二五頁以下参照。

(28) コレンゾ・注二五紹介書三四頁参照。

(29) ワイタングィ条約の、英語版及びマオリ語版の対比については、次のサイトに紹介されている。これは、ニュージーランド国立図書館・公文書館などが作成しているワイタングィ条約に関する総合的な資料サイトである。

ニュージーランド初期憲法史(甲斐)

<http://www.treaty2u.govt.nz/the-treaty-up-close/treaty-of-waitangi/>

(30) 英語版とマオリ語版の意味の相違に関する記述は、矢部明宏「諸外国の憲法事情③ ニュージーランドの憲法事情」国立国会図書館刊二二六頁より引用。

(31) 一八七七年に、ブレンターガスト (James Prendergast) 首席判事は、*“the Wi Parata v Bishop of Wellington”* 事件 (ハガチ・トア族は、一八四八年に同部族の若者のための学校を建設するという約束とひきかえに、CMSに土地を寄付したが、CMSは約束を守らなかったという事件) において、ワイタングィ条約は司法的にも憲法的にも価値が無いと判決した。なぜならば、マオリは野蛮人であり、したがって条約を結ぶに必要な能力を持つ民族ではなかったからであるとした。なお、この判決は、二〇世紀初頭に、当時のニュージーランド最高裁判所であるロンドンの枢密院で覆された。この事件について、詳しくはヴィクトリア大学の設けている次のサイトを参照。

<http://www.nzlii.org/nz/journals/VUWLawRw/2004/4.html>

(32) ワイタングィ条約法の内容については、次のサイトを参照。

<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1975/0114/latest/DLM435368.html>

(33) 本文に引用したワイタングィ審判所の活動内容の紹介文は、岡野内正「植民地化不正義審判所の可能性―最近の先住民研究に触発されての一試論―」『アジア・アフリカ研究』三八二号(二〇〇六年)二二―三七頁)の冒頭の一節である。

(34) 特許状は、常に“letters”と複数形で使用される。これは、そのラテン語形の *litterae patentes* に由来する。

(35) 一八四〇年憲章は「正式名称を『Charter for erecting the Colony of New Zealand, and for creating and establishing a Legislative Council and an Executive Council』とする。」その内容については、次の書を参照。

W. David McIntyre, and W.J. Gardner, "Speeches and documents on New Zealand History" Oxford: Clarendon Press, 1971, P54 以下。

(36) 植民長官は Colonial Secretary の訳語である。原語は、英本国における植民大臣と同じの用語である。しかし、同じく言及しているのは、あくまでもニュージーランド総督の下僚であって、事実上の副総督と位置づけられる官職である。ニュージーランドにおける公共事業 (public service) を担当した。一九〇七年に、内務省 (Department of Internal Affairs) が設立したことから、内務大臣に発展的に解消された。

出典 = "History of the Department": The Department of Internal Affairs, Retrieved 3 July 2010.

(37) ニュージーランドは、一九五一年に上院を廃止し、現在は一院制である。

その経緯については、藤本一美「世界の二院制議会(Ⅱ)ーニュージーランド議会における上院廃止」専修大学社会科学年報第四四号一六三頁以下参照。

(38) 行政評議会は、内閣とは異なる。閣僚は全員が行政評議会に属するが、そのうちの特定の者だけが内閣を構成する。二〇一四年八月現在、閣僚は二八名おり、そのうち二〇名が内閣を構成し、他の八名は閣外相となっている。

<http://www.teara.govt.nz/en/cabinet-government/page-1>
(39) これらの地方名は、ホブソンの命名によるものである。彼の故

郷、アイルランドの地方名に由来する (アイルランドには、アルスター、マンスター、レンスター及びコンナット (Connacht) の四地方がある)。

(40) フィッツロイは、自身の手で、その在任時代の状況及び自分の行動を述べた次の書を刊行しているので、本文の記述の多くはそれに依存している。

"Remarks on New Zealand, in February 1846" by Robert Fitz-Roy, London: W. and H. White, 24, Pall Mall, 1846.

なお、フィッツロイの伝記的な概略については、次のサイトを参照。
Ian Wards, FitzRoy, Robert, from the Dictionary of New Zealand Biography: Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand, updated 18-Sep-2013
URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/1112/fitzroy-robert>

(41) フィッツロイ・注四〇紹介書紹介書一四頁によると、フィッツロイが乗っていた軍艦は、彼の到着後一ヶ月しかおらず、また、彼が自由にできる軍隊は、当初はオークランドにいた第八〇連隊 (七八名) のみであった。後に第九六連隊 (五六名) が派遣されてウェリントンに駐在するようになった。

(42) ワイラウ事件の詳細については、次のサイトを参照。
<http://www.nzhistory.net.nz/war/wairau-incident/further-information>, (Ministry for Culture and Heritage), updated 20-Dec-2012

(43) フィッツロイは、ワイタンギ条約を「ニュージーランドのマグナカルタ (the Magna Charta of New Zealand)」と呼び、大変重視していた。フィッツロイ・注四〇紹介書一〇頁参照。

(44) ニュージーランドの、この時点における財政状況については、

フィッツロイ・注四〇紹介書二五頁以下参照

(45) フィッツロイの公債発行については、フィッツロイ・注四〇紹介書二六頁参照。

(46) マオリの白人に対する印象が、ワイラウ事件を契機に変化したことについては、フィッツロイ・注四〇紹介書紹介書二二頁以下参照。

なお、今日のニュージーランドの学者は、ホネ・ヘケの蜂起の根本的な原因は、首都が、ホブソンによって、コロラレカからオークランドに移転したことにあると考えている。それにより、経済の中心が北部地方ではなくなったことから、ホネ・ヘケは様々な経済的利益を失い、ホブソンが課し、フィッツロイが額を上げることになった関税により、物価の値上がりだけが残ったことに対する不満というのである。例えば、次のサイトを参照。

Freda Rankin Kawharu. 'Heke Pokai. Hone Wiremu'. from the Dictionary of New Zealand Biography. Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand. updated 30-Oct-2012

URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/1h16/heke-pokai-hone-wiremu>

(47) フィッツロイは、ホネ・ヘケは、各地方に翻っている英国旗はその土地が英国の主権に属していることを示しており、その土地の人々は英国の奴隷となっているのだ、と他のマオリを扇動し、戦いに駆り立てたとしている。フィッツロイ・注四〇紹介書紹介書一〇頁参照。

(48) ホネ・ヘケのラッセル焼き討ちについては、第三代総督グレイの伝記である次の書の八三頁を参照。

"The Life and Times of Sir George Grey, K.C.B." By William Lee

ニュージーランド初期憲法史(甲斐)

Rees and Lily Rees. New Zealand: Printed and Published By H. Brett, of Lake Takapuna, at his General Printing Office, Shortland and Fort Streets, Auckland, 1892.

(49) 植民者に対する軍事訓練の不実施については、フィッツロイ・注四〇紹介書四一頁参照。

(50) マオリ⇨欧州人間の土地売買の自由化措置については、フィッツロイ・注四〇紹介書三五頁参照。

(51) フィッツロイの罷免については、フィッツロイ・注四〇紹介書五〇頁参照。

(52) グレイは、ホブソンやフィッツロイが海軍士官(艦長)であったのに対し、陸軍士官(大尉)であった。ビーグル号の第三次航海に参加して北西オーストラリア沿岸を調査し、その後、一八四〇年にアルバニーで弁務官を務め、一八四一年から南オーストラリア総督に着任する。当時の南オーストラリア財政は、注二四に述べたとおり、ウエイクフィールドの組織的植民論の実施の失敗から危機的な状況にあった。グレイはその対策として徹底的な支出の削減を行い、植民者からの非難を招いたが、最終的には財政の健全化に成功していた。その点については、

"Sir George Grey Pioneer of Empire in Southern Lands" By Geo. C. Henderson, M.A. Adelaide University. April 1907" 第四章及び第五章参照。

(53) グレイが到着直後に首長達と会議を開いたことについては、ヘンダーソン・注五二紹介書七四頁参照。

(54) グレイの手紙については、ヘンダーソン・注五二紹介書七七頁より引用。

(55) ホネ・ヘケとの和平については、ヘンダーソン・注五二紹介書

- 七八頁以下参照。同じく、リー・注四八紹介書八九頁参照。
- (56) テ・ラウバラハの逮捕については、ヘンダーソン・注五二紹介書八一頁以下参照。
- (57) 公債の償還については、リー・注四八紹介書八五頁参照。
- (58) マオリの土地購入独占権の復活については、ヘンダーソン・注五二紹介書九一頁参照。
- (59) グレイ伯爵とは、第三代伯爵であるHenry George Greyのこととである。一八三〇年代にウエイクフィールドの理論に、英国の植民地政策が影響されたのは、当時戦争・植民副大臣(Under-Secretary of State for War and the Colonies)だったグレイ伯爵がウエイクフィールドの理論に賛同したからである。そのグレイ伯爵が、一八四六年から植民大臣に就任していた。なお、紅茶で有名なEarl Greyは第二代伯爵である。
- (60) マオリの土地の登記制度の導入に関しては、ヘンダーソン・注五二紹介書一〇四頁以下参照。これは、ワイタングキ条約が空文化してごく一部の重要な節目と考えられている。
- <http://www.nzhistory.net.nz/politics/reaty/reaty-timeline/reaty-events-1800-1849> updated 22-Aug-2014
- (61) マオリに対する研究努力の結果を、グレイ自身が次の書として公刊している。
- 一八五三年 「Ko Nga Mohaka, Ne Nga Hakarora, O Nga Maori」 Christchurch N.Z.: Kiwi Publishers 2002
- 一八五五年 「Polynesian Mythology, and Ancient Traditional History of the New Zealand Race」 Auckland: Printed by H. Brett, 1855.
- 一八五七年 「A Collection of Maori Sayings and Proverbs」 Christchurch, N.Z.: Kiwi Publishers 2004.
- (62) 本文で、この箇所以降に紹介しているグレイの、マオリの民生に対する努力についてはヘンダーソン・注五二紹介書一一一頁以下参照。
- (63) 欧州人の資金のこの当時の水準については沢井・注二紹介書一七四頁
- (64) 武器・弾薬・酒のマオリに対する販売禁止については、ヘンダーソン・注五二紹介書一一一頁参照。
- (65) マオリの司法活動への導入については、ヘンダーソン・注五二紹介書一一五頁以下参照。
- (66) マオリの首長の判事任命については、リー・注四八紹介書一〇六頁参照。
- (67) マオリの道徳規範については、沢井・注二紹介書第一〇章「先住民マオリの社会構造」特に二〇一頁に紹介されている mana (威信) と hui (報復) の関係参照。
- (68) グレイの、この時期の施策に対する自己評価については、次を参照。
- Keith Sinclair "A History of New Zealand" Penguin books Auckland 一九八〇年刊八八頁。
- (69) シンクレア・注六八紹介書八九頁より引用。
- (70) New Zealand Constitution Act 1846の詳細な内容については、英国政府の官報であるロンドンガゼット (The London Gazette) 参照。
- <https://www.thegazette.co.uk/London/issue/20687/page/5997>
- (71) ウエイクフィールドの植民地自治の議論については、沢井・注二紹介書三六頁より引用。

(72) この一八四六年憲章の施行延期という抗命行為をめぐる本國とのやりとりについては、リー・注五八紹介書一四頁以下の Chapter XV. New Zealand Constitution of 1846. 参照。

(73) グレイの、本國に向けて、一八四六年憲章の施行延期を求めた書簡については、マッキンタイヤ・注三六紹介書六三頁以下参照。

しかし、これは抜粋であり、全体的な内容についてはリー・注五八紹介書二二四頁以下 Chapter XVII. The Despatch of July, 1849 が詳しい。本文は、画者を参照の上、内容を要約したものである。

(74) 一八四六年憲章に対するグレイの意見については、リー・注四八紹介書一一〇頁より引用。

(75) グレイが、自身が総督である限りマオリの権利が守られると考えていたことについては、ヘンダーソン・注五二紹介書一一六頁以下参照。

(76) グレイの本國政府に対する要請書については、マッキンタイヤ・注三六紹介書六九頁以下参照。

(77) グレイの「二つの民族が一つに溶け合つた」という言葉は、マッキンタイヤ・注三六紹介書七一頁参照。

(78) 一八五二年憲章の正式名称は、"An Act to grant a Representative Constitution to the Colony of New Zealand." である。その条文については、次のサマナーを参照。

<http://nzetc.victoria.ac.nz/hm/scholarly/tei/GovConst.html>

(79) グラッドストーンの一八五二年憲章に対する言葉については、リー・注五八紹介書一四二頁参照。

(80) 一八五二年憲章第七条の原文を以下に紹介する。

The members of every such Council shall be chosen by the votes of the inhabitants of the Province who may be qualified as

ニュージーランド初期憲法史(甲斐)

hereinafter mentioned: that is to say, every man of the age of twenty-one years or upwards, having a freehold estate in possession, situate within the district for which the vote is to be given, of the clear value of fifty pounds above all charges and incumbrances, and of or to which he has been seised or entitled, either at law or in equity, for at least six calendar months next before the last registration of electors, or having a leasehold estate in possession, situate within such district, of the clear annual value of ten pounds, held upon a lease which at the time of such registration shall have not less than three years to run, or having a leasehold estate so situate, and of such value as aforesaid, of which he has been in possession for three years or upwards next before such registration, or being a householder within such district, occupying a tenement within the limits of a town (to be proclaimed as such by the Governor for the purposes of this Act), of the clear annual value of ten pounds, or without the limits of a town of the clear annual value of five pounds, and having resided therein six calendar months next before such registration as aforesaid, shall, if duly registered, be entitled to vote at the election of a member or members for the district.

(81) 一八五二年当時の欧州系住民の収入については、沢井・注二紹介書一七四頁より引用。

(82) この召還は、グレイが議会制定法に不服従であったことに対する、本國植民省による懲罰的人事であったことについては、リー・注五八紹介書一六二頁以下 Chapter XXI. — Sir George Grey's Vindication—Honours at Oxford 参照。

- (83) パーとは、マオリが集団で住んでいる大きな家の意味である。
- (84) ダニエル・ウエイタフイールドの主張については、沢井・注1 紹介書六一頁より引用。
- (85) オタゴ植民地におけるマオリ参政権押さへ込みの記述は、“Contributions To The Early History Of New Zealand [Settlement of Otago]” By Thomas Morland Hocken London Sampson Low, Marston And Company Limited 1898, P144 からの引用。
- (86) マオリの参政権が全く認められなかった訳ではない。一八五三年に行われた総選挙においては、有権者として登録された者の総数五、八四九人のうち、約一〇〇人はマオリ（ほとんどは部族の酋長）であった。
- 出典＝ニュージーランド選挙管理委員会ホームページ
<http://www.electionsofz/maori-and-vote>
 (87) 一八五二年法コー条を非常に複雑な規定にもある。以下に原文を訳介する。
71. But I should point out to your Lordship that under the form of government I now propose, the country is to be divided into electoral districts, which will only include those portions of it which are occupied by a large European population: the great mass of the native population, who contribute largely and increasingly to the revenue, which is at present almost entirely raised from duties of customs, would be thus wholly unrepresented. I beg, therefore, most earnestly to recommend that from the revenues of the northern province there should be reserved a further yearly sum of four thousand pounds (£4,000); from the revenues of the Wellington province a sum of two thousand pounds (£2,000);

and from the revenues of the three southern provinces a sum of one thousand pounds (£1,000), making in the whole an annual page 61 amount of seven thousand pounds (£7,000), which the Governor-in-Chief should be authorized to apply, together with any surpluses that may accrue from the civil list, to any of the following purposes:—

The construction and maintenance of hospitals, to which Maories are admitted on equal terms with other subjects of Her Majesty.

The establishment and maintenance of schools, to which Maori children are admitted on the same terms as other scholars.

For the payment of Resident Magistrates, and of Native Magistrates, and for the maintenance of a Native Police.

For making presents to native chiefs in acknowledgment of services rendered by them.

And, generally, to such other purposes as may tend to promote the prosperity and happiness of the native race, and their advancement in Christianity and civilization.

- (88) 一八五四年六月の時点ではタレイは既に離任しており、他方、後任のブラウンは着任していなかったため、ウインヤードが総督代行を務めていたが、彼は自分には正式の発令をする権限がないとしたので、スーエルの就任は非公式のものであった。ブラウンが着任後、改めて第二回総選挙が行われ、一八五六年の第二回議会においてスーエルは改めて内閣総理大臣に就任する。ただし、わずか二週間では内閣は倒れ、フォックス (William Fox) が第二代内閣総理大臣に就任するが、この内閣はわずか一週間で倒れた。安定した政権ができたのは、第三代内閣総理大臣としてスタップフォード (Edward

William Stafford) が就任してからである。スーエルは、この内閣には副総理格の財務大臣として参加している。

(89) 新憲章の下における自治政府のマオリへの対応については、リー・注五八紹介書三〇七頁以下参照。

(90) マヌアワボウ集会については、シンクレア・注六八紹介書一一二頁参照。なお参照、沢井・注二紹介書三四頁。

(91) マオリ王擁立運動に関する、同時代における最も包括的な書は、次のものと言われる。

“The Maori King or the Story of Our Quarrel with The Natives of New Zealand” by J. E. Gorse, First published by Macmillan & Co. 1864. Reprinted 1959 Pauls Book Arcade Hamilton & Auckland: New Zealand

筆者は、イギリスの法律家であり、政治家であるが、ニュージーランド戦争時代にニュージーランドにおり、マオリ王擁立運動の中心人物であったタミナハナと親交があった。一九五九年復刻版には、オークランド大学の当時助教授であったシンクレアによる詳細な注記があり、同書の価値を高めている。

(92) 集会は一八五六年二月末に始まり、一八五七年一月まで続いた。ゴースト注九一紹介書四一頁は、その原資料として、次のものを紹介している。

Reported by Governor Gore Browne in despatches of 17 December, 1856, No.130; 27 March, 1857, No.32; GBP. 1860/2719.

(93) ゴーストは、タウヒアオについて、弱い男で、完全にタミナハの影響下にあったとしている。ゴースト注九一紹介書五頁参照。

(94) タラナキ戦争については、様々な書で紹介されているが、本文の以下の記述は、主としてリー・注五八紹介書三〇八頁以下に依存

している。但し、マオリの人名表記には若干問題があるため、その後の研究に基づき、正しいものに修正している。

(95) 人口統計については、ヘンダーソン・注五二紹介書一九四頁参照。

(96) リー・注五八紹介書三二〇頁は、後に開かれた裁判において、この土地はキンギに完全に権利があり、ティラ自身がそれを認めたと述べている。ティラは、それ以前の事件の報復 (revenge) として、政府の力を借りたのである。

(97) マオリに対する武器弾薬販売禁止令の廃止については、リー・注五八紹介書三二二頁参照。

(98) グレイの一八六一年における権限については、ヘンダーソン・注五二紹介書二二七頁参照。

(99) Runanga は、議会と訳しているが、マオリがもともと有していた機関である。本来は、寡頭政治的な機関で、数人の首長が戦争等について話し合い、一般人は単に傍聴するだけであった。しかし、この時期には考えられる限り民主的なものに発展していた。「女や子どもも参加も認められ、発言が許された。犬や豚でさえ閉め出されなかった」とゴースト注九一紹介書一五八頁は述べている。

(100) グレイのマオリ・自治体計画についてはヘンダーソン・注五二紹介書一九四頁参照。

(101) 最後のマオリから直接入植者に土地を売却する権限は、ワイタングィ条約に抵触するので、同法が発効するにはロンドンの認証が必要であった。その認証は、一八六五年に、同法が抜本改正される直前になって、ようやく与えられた。なお、原住民法の今日までの変遷については、ニュージーランド会計検査院の次のサイトを参照。

- <http://www.oag.govt.nz/2011/nousing-on-maori-land/appendix.htm>
- (102) グレイのマオリ王制に対する姿勢については、ヘンダーソン・注五二紹介書一九九頁参照。
- (103) ワイカト川の状況については、ゴースト注九一紹介書一三頁参照。蒸気船の導入については同書一九六頁参照。
- (104) グレイによる道路建設に対するマオリ側の反応については、ゴースト注九一紹介書二四頁以下参照
- (105) タミハナの言葉は、ヘンダーソン・注五二紹介書一九九頁より引用。
- (106) グレイの設けた施設に対するマオリの態度については、ヘンダーソン・注五二紹介書一九九頁参照。
- (107) オタゴの金については次を参照。
Carl Watroud, 'Gold and gold mining', *Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand*, updated 9-Nov-12
URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/gold-and-gold-mining/sources>
- (108) ゴーストの追放については、ゴースト注九一紹介書二三頁以下参照。なお、この時ゴーストがグレイに書いた切迫した状況を知らせる手紙が、リー・注五八紹介書三二五頁に収録されている。
- (109) 第二次タラナキ戦争開戦時の状況については、リー・注五八紹介書三二八頁参照。
- (110) マオリ側の回答の言葉については、例えばシンクレア・注六八紹介書一四四頁参照。
- (111) グレイは一八七〇年にニュージーランドに戻り、いったんは隠棲していたが、一八七四年にニュージーランドの政界に出馬し、彼が作り出した一八五二年憲法の完全な実現を目指して奮闘を開始した。その後、二〇年間国会議員を続けた。一八七七年には同国の内閣総
- 理大臣になったが、彼の内閣は短命で、わずか二年で崩壊した。一八九八年に死去する。
- (112) ワイカト戦争後の状況については、シンクレア・注六八紹介書一四四頁参照。
- (113) ニュージーランドでは、憲法上の財産権制限にもかかわらず、金鉱掘りに一八六〇年から、参政権を与えていた。一八六九一七〇時点では、約二万人の金鉱掘りが選挙登録をしていたが、選挙登録者総数は四一、五〇〇人であったから、その影響力は強かった。
出典：ニュージーランド選挙管理委員会ホームページ
<http://www.elections.org.nz/right-vote/gold-rush>
- マオリ参政権は、その前例があったがために認められた。
- (114) マオリの二重投票権についてはニュージーランド選挙管理委員会ホームページ参照。
- (115) *Whiri*に名の出たホネ・ヘケはHone Heke Ngapua (1869-1909) とう。本稿で、ワイタンギ条約の締結等に活躍したホネ・ヘケ (Hone Wirenu Heke Pokai) は、彼から見て大叔父に当たる。彼の業績については、次を参照。
Freda Rankin Kawharu, 'Ngapua, Hone Heke', from the Dictionary of New Zealand Biography, *Te Ara - the Encyclopedia of New Zealand*, updated 4-Dec-2013
URL: <http://www.TeAra.govt.nz/en/biographies/2n12/ngapua-hone-heke>

資料

『永久告示録』（上）

オットー・レーネル編
吉原達也訳

解題

1. 本稿は、Bruns, Carl George/ Mommsen, Theodor/ Gradenwitz, Otto (edd.), *Fontes Iuris Romani Antiqui*, 7. Aufl., Tübingen 1909, p.211-238 所収の、レーネル Otto Lenel によって校訂された、65. Edictum perpetuum praetoris urbani 及び 66. Edicta aedilium curulium の部分を翻訳したものである⁽¹⁾。本文は、原文と邦訳を対訳形式で示すこととした。原文のイタリックは、レーネルによる推測補充の部分を示す。

2. レーネルは、1883年から1927年にかけて、4種類のEP再構成研究を刊行している。

1. Lenel, Otto, *Das Edictum perpetuum: ein Versuch zu dessen Wiederherstellung*, mit für die Savigny-Stiftung ausgeschriebenen Preise gekrönt von Otto Lenel, Leipzig 1883.

2. *Essai de reconstruction de l'Édit perpétuel*, ouvrage traduit en français par Frédéric Peltier sur un texte revu par l'auteur, Paris 1901-1903, 2 tomes. (フランス語訳版)

3. *Das Edictum perpetuum: ein Versuch zu seiner Wiederherstellung*, Leipzig, 1907, 2., verb. Aufl. (EP²として引用する。)

4. *Das Edictum perpetuum: ein Versuch zu seiner Wiederherstellung*,

(1) EPについては、谷口貴都訳「10 永久告示録」『西洋法制史料選Ⅰ 古代』創文社、1981年、155-182頁（原文45-54頁）（ただし標題のみの翻訳）所収があり、詳細について解説の参照を願いたい。吉原達也「『永久告示録 Edictum Perpetuum』の再構成について」—訴訟告示と訴訟方式—
(1) 『法学論叢』第104巻第2号（1978年）、28-55頁、(2) 6号（1979）61頁、(3・完) 106巻1号（1974年）34頁。

Leipzig, 1927, 3., verb. Aufl. = *Das Edictum perpetuum: Ein Versuch zu seiner Wiederherstellung*, Aalen, 1974. (EP³として引用する。)

3. EP本文の刊本として、Ricconbono, S. et al. (edd.), *Fontes iuris Romani antejustiniani, pars 1 Leges [= FIRA I]*, S.A.G. Barbèra, 1941, 1968 (Editio altera aucta et emendata), p.335-391 を適宜参照した。同書は、レーネルのEP第3版に準拠しており、各標題に付せられた通し番号は、これと一致する。底本には通し番号がないため、EP及びFIRA Iとの参照の便宜のために、各節末尾に、[§ 1]～[§ 292]の通し番号を付し、該当箇所がないところは、[] などとして両書を参考にして補記した。

4. オットー・レーネル (Otto Lenel, 1849～1935) は、ドイツ・マンハイムのユダヤ系家族の生まれであり、1870/71年の普仏戦争にも志願兵として参戦している。ハイデルベルク、ライプツィヒ、ベルリンの各大学で学び、1872年博士の学位を取得、4年後にライプツィヒで大学教授資格を取得した。1882年に、バイエルン学士院の懸賞研究「法務官告示の再構成」で賞を得ている⁽¹⁾。同年キール大学正教授となり、その後シュトラスブルク大学を経て、1907年にフライブルク大学正教授に招聘された。生涯にわたる膨大な研究業績は、プリングスハイムによる詳細な文献目録に示されている⁽²⁾。パリングエネシア研究⁽³⁾、

(1) バイエルン学士院懸賞研究募集について、ZSS, 1, S.XX を参照。

(2) レーネルの生涯について、Wlassak, M, *Erinnerungen an Otto Lenel, mit einem Verzeichnis von O. Lenels Schriften zusammengestellt von Fritz Pringsheim*, Österreichischen Staatsdruckerei, 1936 を参照した。なお、プリングスハイム作成の文献目録は、現在は、下記選集第1巻編者解説のあとに復刻収録されている。Bund, E., Otto Lenel, *Freiburger Professoren des 19. und 20. Jahrhunderts*, herausgegeben von Johannes Vincke, Beiträge zur Freiburger Wissenschafts- und Universitätsgeschichte, Hft. 13, E. Albert, 1957, S.77-100. レーネルの主要な論稿は、現在は、Lenel, Otto, *Gesammelte Schriften*, herausgegeben und eingeleitet von Okko Behrends und Federico D'Ippolito, I: 1876-1889, II: 1892-1902, III: 1902-1914, IV: 1915-1932 (Antiqua 52-55), Napoli 1990-. がある。なお、V は、書評集などが収録されているようであるが、未見。

(3) Lenel (ed.), *Palingenesia iuris civilis: iuris consultorum reliquiae, quae Iustiniani Digestis continentur, ceteraque iurisprudentiae civilis fragmenta*

EP再構成研究など、輝かしいローマ法研究の足跡を残したにもかかわらず、1933年にナチスによる人種政策の犠牲となった。1年半に及ぶ迫害の末に、不遇な最期を遂げたことを語るウラサクのネクロロギーは悲しみを誘う⁽¹⁾。

5. 法務官告示⁽²⁾

古代ローマの法務官 (praetor)⁽³⁾は、民事裁判を司る官として、前367年に創設され、前242年第1ポエニ戦争が終わる頃にさらに一名を増やし、一名は内人掛法務官 (praetor urbanus) として、ローマ市民間の訴訟を司り、他は外人掛法務官 (praetor peregrinus) として、ローマ市民と外人間又は外人相互間の訴訟を司った。法務官はいわば訴訟

minora, secundum auctores et libros, 2 vols., 1889; 2. Neudruck der Ausgabe Leipzig 1889, vermehrt um ein Supplement von Lorenz E. Sierl, Graz Akademische Druck, 1960; Scientia Verlag, 2000. 同書第2巻末尾に、パリングネシア研究の成果として、サピヌス市民法注解標題項目一覧とともに、法務官告示の標題項目一覧が掲載されている (cf. Sp.1247-56)。

(1) Cf. Beaston, J./ Zimmermann, R. (edd.), *Jurists Uprooted: German-Speaking Émigré Lawyers in Twentieth Century Britain*, Oxford 2004. レーネルとも関係の深い、プリングスハイム、ダウベ (David Daube) ら、イギリスに亡命したユダヤ系ローマ法学者の軌跡をうかがい知ることができる。Carmichael, Calum, *Ideas and the man: remembering David Daube*, Frankfurt am Main: Vittorio Klostermann, 2004, p.171 所収の 'Arbor Leneliana' 及び Kanotrowicz, H., Otto Lenels romanistischer Stammbaum, *SZ* 50 (1930) Rom. Abt., S.475 を参照。Vogenauer, S., Lenel and Daube: A Cross-Channel Friendship, in: *Judge and Jurist: Essays in Memory of Lord Rodger of Earlsferry*, ed. by Andrew Burrows, David Johnston, & Reinhard Zimmermann, Oxford 2013, p.277.

(2) さしあたり、以下の叙述について、原田慶吉『ローマ法』改訂、有斐閣 1955年、10頁以下を参照。告示 edictum 一般について、Kipp, *RE* 5 (1905), 1939 (edictum), 法務官告示に関しては、1946を参照。Wenger, L., *Die Quellen des römischen Rechts*, Wien 1953, 407. 比較的近時の文献等について、Wieacker, F., *Römische Rechtsgeschichte, Bd.1., 1. Abschnitt.: Quellenkunde, Rechtsbildung, Jurisprudenz und Rechtsliteratur*, München C.H. Beck 1988, S.462ff., 名誉法 (ius honorarium) 及び法務官の裁判権をめぐって、S.470ff., 按察官その他の政務官の裁判権について、S.478ff.

(3) Wesenberg, G., *RE* 44 (1954), 1582 (praetor), 1594sqq..

指揮者としての性格を担ったのであり、その就任の初めに、自己の任期中採るべき裁判の方針、その方針を具体化する方式書を、白い木表(album)に赤い表題(rubrica)を冠し、黒色の文字を以て公示する慣習があったとされる。木表たる所以は、法務官の1年任期に対応して、儂き素材でければならなかったからである、とされる⁽¹⁾。初期の告示の内容、形態は、断片的にしかうかがいしることはできない。告示権(ius edicendi)の利用により、「信義の原則を旗幟に掲げ、或は巧に擬制を用い、事実訴権、準訴権、抗弁、特示命令、法務官的問答契約、占有附与、原状回復等の有効な訴訟手段」の導入によって、パピニアヌスが「法務官法とは法務官が公の利益のため、市民法を援助補充改廃せんがために輸入した法である」⁽²⁾と定義するところを実現した。帝政期に至り、告示の内容はほぼ固定したとされる⁽³⁾。2世紀に至り、ハドリアヌス帝は、法学者ユリアヌスをして、内人掛法務官及び高等按察官の告示を編纂せしめ、元老院議決を以てその効力を確認し、爾後の修正増補権を皇帝に委任せしめた。これを称して永久告示録(Edictum perpetuum)という⁽⁴⁾。

6. EP再構成研究

EPの正文それ自体は直接現在に伝わらない。法務官告示の内容は基本的に、告示注解文献に依拠することになる。ハドリアヌス帝以前の告示文献は、セルウィウス・スルピキウス、オフィリウス、ラベオ、マスリウス・サビヌス、カエリウス・サビヌス(按察官告示注解のみ)の名で知られる。ハドリアヌス帝以後の告示文献としては、ポンポニ

(1) Wieacker, *op.cit.* 462.

(2) Pap. D.1.1.7.1; cf. Wieacker, *op.cit.*, S.471 n.7.9. u. 472f.

(3) Wieacker, *loc.cit.* 共和政期における法務官告示の展開について、Watson, A., *Law making in the later Roman Republic*, Oxford Clarendon Press 1974, p.31, n.2; Kelly, *The Growth Patern of the Praetor's Edict*, *Irish Jurist*, 1 (1966), p.341sq; Dernburg, *Untersuchungen über das Alter der einzelne Satzungen des prätorischen Edicts*, in: *Festgabe für A.W.Heffter*, Berlin 1873, S.91; Weiß, E., *Vorjustinische Ediktsredaktionen*, *ZSS* 50 (1920), Rom. Abt., S.249. 属州習告示については、Buckland, W.W., *L'edictum provincial*, *RHD* 13 (1934), p.81.

(4) 原田・前掲書, 12頁以下。D. const. Tanta § 18; *ΑΕΔΩΚΕΝ*, 18 を参照。

ウス、パウルス、ウルピアヌスの法務官告示注解及びガイウス属州告示注解の名を挙げることができる。告示再構成の試みは、これら古典期ローマ法学者たちの著作の復元研究、いわゆるパリンゲネシア研究を基礎とする。そうした作業自体は、16世紀の人文主義法学の時代にまで遡るとされる⁽¹⁾。

古典法文献の復元研究は、まずは『学説彙纂』各法文に付された抜萃典拠 (inscriptio)、すなわち、著者名、書名、当該法文収巻指示を手がかりに拾い集め、さらに各巻内部における諸法文をいかに配列するかその順序を推測することが求められる。もとよりいずれに章に属するか不明法文も多い。レーネルのパリンゲネシア研究の成果は、古典法文献の諸題材が章単位の詳しさと与えられたことにあり、その結果として、古典法文献の(つまり古典法学の)主要な体系、市民法についてのサピヌスの体系と、告示の体系がどのようなものであったかが明らかしたことである⁽²⁾。

7. レーネルによる EP 再構成

レーネルによる EP 再構成の概略は、次のようなものである。レーネルが明らかにしたのは、内人掛法務官告示及び、EP 編纂時に編纂者ユリアヌスが付加した市場監督官たる高等按察官告示の内容である。そのうち中心的部分は、内人掛法務官告示であり、レーネルはこれを主部42章と特示命令以下3章とに分け、さらに主部を4編に分類して、

(1) Kipp, *op.cit.*, 1946 は, Eguinarius Baro, *Manualium libri* von 1547 an. G. Ranchinus *E. perpetuum* 1597. H. Giphanius, *Oeconomia iuris* 1606. Jac. Gothofredus *Quatuor fontes iuris civilis* 1653. A. Wieling, *Fragmenta edicti perpetui* 1733. J. G. Heineccius *Historia edictorum et edicti perpetui etc.* 1744 を掲げる。Kipp が依拠するのは、Haubold, Über die Versuche, das praetorische Edict herzustellen, in *Hugos Civilist. Magazin* II 4. verbesserte Ausgabe, 1827, S.274-320. Pothier, *Fragmenta Edicti Perpetui*, in: *Pandectae Justinianeeae in novum ordinem digestae*, tom.2, Paris 1819, p.1sq. Rudorff Die iulianische Edictsredaktion, *ZRG* 3, 1ff.; *De iurisdictione edictum. Edicti perpetui reliqua sunt*, 1869. Walker, B., *The fragmetns of the Perpetual edict of Salvius Julianus, Collected, arranged annotated*, Cambridge 1877.

(2) 小菅芳太郎「ルプリア法 一名誉法の一問題点一」『北大法学論集』第15巻3号(1965年), 1頁

全体が5編構成とする。

第1編は、争点決定に至るまでの手続に関し、訴えに対して、裁判を開始するまでの順序及び訴訟のための担保を設定するための手続に関する諸規定からなる (§ § I~XIII)。

第2編は、審判人による通常手続に関する規定からなる (§ § XIV~XXIV)。

第3編は、開廷日以外の審理、占有附与など職権による迅速な手続に関する規定からなる (§ § XXV~XXXV)。

第4編は、執行手続及び判決無効の申立に関する規定からなる (§ § XXXVI~XLII)。

第5編は、特示命令、抗弁、訴訟進行と担保のための法務官の間答契約の方式を掲げる (§ § XLIII~XLV)。

以上の内人掛法務官告示に加えて、高等按察官告示が置かれる⁽¹⁾。

高等按察官 (aedilis curulis) は、ローマ市の市場で結ばれる売買契約について法務官の裁判権と競合する裁判権をもち、その告示において法務官告示と類似の諸々の訴権を認めることを約した。最終的にユリアヌスとハドリアヌスとにより、法務官告示と併せて編集された。安定的となった按察官告示は、「奴隷の売却について」(De mancipiis vendundis) と「駄獣の売却について」(de iumentis vendendis) などの標題のもとに売買を扱っている⁽²⁾。

(1) Lenel, *EP*, S.31-48. 入江俊郎『Ius praetoriumの研究：羅馬私法進化論』巖松堂 1926年。

(2) Schulz, *CRL*, p.535. 告示録のテキストは、瑕疵担保責任に関する限り、学説彙纂によって保存されている。ハドリアヌス以前の告示については、ゲッリウスによって一瞥可能であるが、その文言は告示録の文言とは異なっていることが窺われるが、実質的相違があったかについては、論争がある。Gellius, 4,2,1「高等按察官の告示において、奴隷の売却について規定された部分では、次のように書かれている。各奴隷の記載された表示は、疾病もしくは身体の欠陥があるか、ある者は逃亡奴隷もしくは浮浪者であるか、もしくは、加害者委付を受けることを免れていないかを適正に了解するように配慮すべきである」。

Ulp. D.21,1,1,1「奴隷を売却する者は各人にいかなる疾病と瑕疵があるか、誰が逃亡者であり、浮浪者であるか、また加害訴権から解放されていないかということを買主に了知せしめるものとす。そして同様にすべてのことが、その奴隷が売却される際、公然と正当に通告されるものとす」。

8. 告示文言

EP に掲げられる訴権は、民会法律ないし旧来の法慣習によるいわゆる市民法上の訴権が含まれるほか、法務官の職権的活動によって形成された法務官法上の、いわゆる名誉法上の訴権も含まれる。一般に、告示は市民法上の訴権については、方式書のみを掲げるのに対して、法務官起源のものは、特定の要件のもとに、「本職は訴権を付与すべし *iudicium dabo*」という法務官の約束—いわゆる狭義の告示—が、次いで付与される方式書のひな形が掲げられる。告示自体、将来のプログラムのなものから、個別のケースに関わる処分に至るまでさまざまなレベルの事項が併存したものとなっている。EP には、「本職は訴権を付与すべし *iudicium dabo*」をはじめとして、さまざまな種類の文言が用いられる。そのいくつかを以下に列挙してみる。

訴権付与など: *iudicium dabo*「本職は訴権を付与すべし」(EP § 1-3⁽¹⁾, 40, 42f.; 49, 55, 60, 62b, 93-97; 101ff.; 106, 175, 181-189, 191, 196, 215f. u. 245); cf. *actionem* (itp.?) *dabo*「本職は訴権を付与すべし」 (§ § 54, 105, 225).

interdictum (non) *dabo*「本職は特示命令を付与すべし (すべからず)」 (§ § 237, 247e).

advocatum dabo「本職は弁護人を授くべし」 (§ 14).

(*in integrum*) *restituam*「本職は原状へと回復をなすべし」 (§ § 44, 46f.).

decreto comprehendam「本職は本命令に含むべし」 (§ 232).

担保命令: *satsdari* (*caveri*) *iubebo*「本職は担保されるを命ずべし」 (§ § 175; 251d, 254など).

債務保証のための占有指示・執行・遺産規制: *in bona iri iubebo*「本職は財産に対する執行を命ずべし」 (§ 11d); *in possessione esse*

(1) 以下の分類は、Wieacker, op.cit. S.462, n.3-6. に依拠する。ただし、同注における典拠の引用は必ずしも正確でないものが見られる。こうした告示文言の詳細な検討について、差しあたり、Selb, W., *Das prätorische Edikt: Vom rechtspolitischen Program zur Norm, Iuris Professio, Festschrift für Max Kaser zum 80. Geburtstag*, Wien/Köln/Graz 1986, S.259ff. 告示のスタイルについて、Kaser, M., *Zum Ediktsstil, Festschrift für Fritz Schulz*, Weimar: H. Böhlau 1951, S.21, = *Ausgewählte Schriften*, Napoli 1976.

iubebo「本職は占有にあることを命ずべし」 (§ 120), in possessionem ire et…etiam possidere iubebo「本職は、占有に入るように而して…占有することをも、命ずべし」 (§ 175); de possessione decedere iubebo「占有を脱すべきことを本職は命ずべし」 (§ 204), de possessione dededere iubebo (§ 204), possessionem non dabo「本職は遺産占有を付与すべからず」 (§ 150); edi iubebo「本職は開示を命ずべし」 (§ 109); in tributionem vocabo「本職は分配へと召還すべし」 (§ 103).

一般的な権利保護約束: pacta servabo「本職は約束を尊重すべし」 (§ 10, vgl. § 255 idque etiam servabo); ratum non habeo「本職は認めざるべし」 (§ 39).

将来の認可: permittam「本職は承認すべし」 (§ § 28, 247a)

禁止: bona interea deminui vetabo「財産を減少させることを本職は禁ずべし」 (§ 210), interdicam (§ § 9, 243, 251, 253).

将来の介入告知: animadvertam (§ § 41, 64, 193).

直接強制: iudicium accipere cogam「訴訟を受領するを本職は強要すべし」 (§ 27); iurare (non) cogam「宣誓する(せざる)を本職は強要すべし」 (§ 95).

このほか、例外的に de ventre inspiciedo「母胎の検視と生児の監視とについて」 (§ 118) は、接続法を用いて、詳細な要件を記載する内容となっている。そのほか、個別の特示命令に見られる, restituas「汝は回復すべし」, vim fieri veto「暴力が行使されるを本職は禁止する」など、さまざまな用例が認められる。最も用例の多い iudicium dabo「本職は訴権を付与すべし」も詳細にみると、必ずしも同じ意味合いで使われているわけではなく、§ 35. 事務管理のそれは、プログラム的な性格を有しているのとされるのに対して、§ 61では、要件がぐたいてきに記されたかたちになっている。それぞれの文言がどのように使い分けられていたのかも含めて、告示文言に関しては、なお多くの問題が残されているといえる。法務官告示の概略は以下の通りである。なお、紙数の関係で上下2回連載とした。

【第1編】

1. 地方市等の裁判権者
2. 民事裁判権
3. 訴訟開示
4. 合意約束
5. 法廷召喚
6. 訴訟申請
7. 出頭保証
8. 代訟人等
9. 濫訴者
10. 原状回復
11. 仲裁引受
12. 担保設定
13. 先決

【第2編】

14. 審判人手続
15. 財産中の物と者
16. 墓地・葬儀費用
17. 貸付物
18. 船長・支配人訴権等
19. 誠意訴訟
20. 嫁資返還請求
21. 子及び胎児
22. 後見
23. 窃盗
24. 保護者権

【第3編】

25. 遺産占有
26. 遺言

27. 遺贈
28. 新築工事異議
29. 未発生損害担保
30. 雨水訴権
31. 自由身分
32. 徴税請負人
33. 質入れ
34. 火災・倒壊・難船
35. 不法侵害

【第4編】

36. 既判物
- 36a 認諾・不防禦
37. 法廷随伴者等
38. 占有取得原因
39. 財産占有, 没収, 売却
40. 破産財産の買主
41. 財産管理人
42. 2倍額の判決取消

【第5編】

43. 特示命令
44. 抗弁
45. 法務官の問答契約

高等按察官告示

1. 手中物売却
2. 駄獣売却
3. 獣売却

Edictum perpetuum praetoris urbani 内人掛法務官の永久告示録

(*Pars prima. De litis exordio* 第一編 訴訟開始について)

I. *De his, qui in municipio colonia foro iure dicundo praesunt.*⁽¹⁾

ムニキピウム, コロニア, フォルムにおいて法を宣言する [裁判権] 者について

1. Si quis ius dicenti non optemperaverit⁽²⁾, (*quanti ea res erit, iudicium dabo*). もしある者が法を宣言する [裁判権] 者に従わざりしときは, (その事件が価するであろう額について, 本職は訴権を付与すべし。) [§1]

2. Si quis in ius vocatus [ad eum, qui in municipio colonia foro iure dicundo praeerit,]⁽³⁾ non ierit sive quis eum vocauerit, quem ex edicto non debuerit, ... (*iudicium dabo*). もし法廷に召喚されたる者が, [ムニキピウム, コロニア, フォルムにおいて法を宣言する [裁判権] 者のもとへ出頭せざりしときは], または告示によって召喚さるべからざりし者を召喚したるときは⁽⁴⁾, … (本職は訴権を付与すべし。) [§2]

3. (*De damno infecto*).⁽⁵⁾ ...*eius rei..... dum ei, qui aberit prius domum denuntiari iubeam.....In eum qui quid eorum, quae supra scripta sunt, non curaverit, quanti ea res est, cuius damni infecti nomine cautum non erit, iudicium (dabo).*⁽⁶⁾ (未発生損害について。) …そのものについて…。まず欠席した者の家へ公告されることを本職が命じる限りで, …。上記のうち何かを配慮しなかつた者 [= 地方政務官] を相手方として, 未発生損害について担保 [問答契約] がなされなかつた

(1) Cf. *Lenel, ZRG.15, p.16sqq. [FIRA I, 337n.1. Cfr. Prob. Einsidl.22; Lenel L'Édit 1, p.57: Ad legem municipale, et cfr. supra p.140 sub c; Lenel EP³ p.51, n.1. は, この標題を否定する。]*

(2) *Rubr.D.2,3. [Hoc primum edictum aliter res restituit Girard (1.supra 1, p.30), notis 1-7 Probi in unum contextis.]*

(3) *FIRA I* による補充: *Cfr. Prob.5, 1; fr.Einsidl.22.*

(4) *Rubr.D.2,5. Girard l.c.n.8, Probi huc refert.*

(5) *FIRA I* による補充: *De cautione et possessione ex causa damni infecti danda* [未発生損害の原因に基づき担保及び占有を付与すべきことについて。]

(6) *D.39,2,4,1.5.7.; Girard l.c. Probi notas 9-11 ad hoc edict. trahit.*

当の事件が価する金額について、訴権を（本職は付与すべし。）[§3]

4. *De fugitivis*⁽¹⁾. 逃亡奴隷について [§4]

[§5 ? ?⁽²⁾]

5. *De vadimonio Romam faciendo*⁽³⁾. ローマへ再出頭担保をなすことについて [§6]

II. *De iurisdictio ne*⁽⁴⁾. 民事裁判権について

1. *De albo corrupto*⁽⁵⁾. 告示板の毀損について [§7]

2. *Quod quisque iuris in alterum statuerit, ut ipse eodem iure utatur*⁽⁶⁾. *Qui magistratum potestatemve habebit, si quid in aliquem novi iuris statuerit sive quis apud eum, qui magistratum potestatemve habebit, aliquid novi iuris obtinuerit, quandoque postea adversario eius postulante ipsum eodem iure uti oportebit*⁽⁷⁾, praeterquam si quis eorum *quid* contra eum fecerit, qui ipse eorum *quid* fecisset⁽⁸⁾. 何人であれ自ら他人の不利に主張したものと同様の法を用いるべきこと。政務官の職権又は権力を有する者が、他人のために不利益な新法を制定したときは、他日いつにても自己の相手方の請求があれば、亦自ら同一の法の適用を受けざるべからず。もしある者がさきに政務官の職務又は権力を有する者の法廷において新法の適用を受けたときはその後のいつにても相手方の請求あらば右と同一の法により自己に不利益なる判決を受けざるべからず。但し、これら数名中の一人が他人に対して同様の不利益を行いたる者の不利益を図りたる場合はこの限りにあらず。[§8]

(1) *D.11,4,1,4-8.*

(2) *Cfr. Lenel EP³ p.54; D.50,16,2,5,3,4.*

(3) *D.2,11,1; 50,16,3pr.: Itinere faciendo uinginti milia passum in dies singulos peragenda.* 「道中、各日について二万歩を進むべし。」

(4) *Rubr.2,1.*

(5) *D.2,1,7pr.*

(6) *Rubr.2,2.*

(7) *D.50,16,8pr.*

(8) *D.2,2,1,1; 4. E.P.p.58.*

III. De edendo...⁽¹⁾. *Argentariae mensae exercitores ei, qui iuraverit non calumniae causa postulare edi sibi rationem quae ad se pertinet, edent adiectio die et consule*⁽²⁾....*Argentario eive, qui iterum edi postulabit, causa cognita edi iubebo*⁽³⁾. 開示について。……。およそ銀行業者は、開示の申請が濫訴のためでない旨宣誓した者に対して、自己に関係ある計算書に日付及び執政官の名を記載してこれを提示することを要す。……。本職は銀行業者又は再度の提示申請者に対する開示は、事情審理の上、これを命ずべし。[§ 9]

IV. De pactis et conventiōibus. 約束と合意について

Pacta conventa, quae neque dolo malo neque adversus leges plebis scita senatus consulta edicta decreta principum neque fraus cui eorum fiat facta erunt, servabo⁽⁴⁾. 悪意によらず、また法律、平民会議決、元老院議決、告示、元首の裁決に反することなく、またこれらを回避して行われることなく合意された約束を本職は尊重すべし。[§ 10]

V. De in ius vocando⁽⁵⁾. 法廷召喚について

1. *In ius vocati, ut eant aut vindicem dent*⁽⁶⁾. 法廷に召喚されたる者は出頭すべし、さもなくば出頭担保人を立つるべし。[§ 11a]

2. *Parentem, patronum partonam, liberos parentes patroni patronae in ius sine permissu meo ne quis vocet*⁽⁷⁾. 何人も本職の許可を経ずして尊属、保護男、保護女及び保護者の卑属又は尊属を法廷に召喚すべからず。[§ 11b]

3.*Si quis parentem, patronum patronam, liberos aut parentes*

(1) *EP*². p.59.

(2) *D.2,13,4pr. ict. 6,2; 9,3.*

(3) *D.2,13,6,8.*

(4) *D.2,14,7,7.*

(5) *Rubr.D.2,4.*

(6) *Rubr.2,6: 'in ius vocati ut eant aut satis vel cautum dent'. 「法廷に召喚されたる者は出頭するか又は保証人を設置するか若しくは担保を供与すべきこと。」 Cf. Gai. IV,46.*

(7) *D.2,4,4,1. Gai. IV,46* は本告示に方式書が付加されたことに言及する。

patroni patronae, liberosve suos [eumue quem in potestate habebit] vel uxorem vel nurum in *ius*⁽¹⁾ vocabit: qualiscumque *vindex*⁽²⁾ accipiat⁽³⁾. …ある者もし自己の尊属，保護男，保護女及び保護男若しくは保護女の卑属又は尊属，自己の卑属 [その他自己の権力に服する者] 又は自己の妻若しくは嫁を召喚するときは，いかなる担保人であれこれを認むべきものとす。[§ 11c]

4. …In bona eius, qui *vindicem* dederit, si neque potestatem sui faciet neque defendetur, iri iubebo⁽⁴⁾. …出頭担保人を立てたる者，もし自らの権限を行使せずして防御せざるときは，その者の財産に対する執行を本職は命ずべし。[§ 11d]

5. Ne quis eum, qui in *ius* vocabitur, vi eximat neve faciat dolo malo quo magis eximeretur⁽⁵⁾. 誰であれ法廷に召喚されたる者を暴力によって逸脱させるべからず，また，悪意をもって逸脱させるべからず。[§ 12]

[§ 13⁽⁶⁾ ? ?]

VI. De postulando⁽⁷⁾. 訴訟申立について

1. *Qui omnio ne postulent. Minor annis decem et septem, surdus qui prorsus non audit*……si non habebunt advocatum, ego dabo⁽⁸⁾. まったく訴訟申立をなすべからざる者。一七歳未満者，まったく聴覚を失った聾者…，彼らもし弁護人を有せざる場合は，本職はこれを授くべし。[§ 14]

2. *Qui pro aliis ne postulent. Mulieres, caecus utrisque luminibus orbatus, qui corpore sua muliebria passus erit, qui capitali crimine damnatus erit, qui operas suas, ut cum bestiis depugnaret, locaverit*⁽⁹⁾ …

(1) *Dig.*: iudicium.

(2) *Dig.*: fideiussor iudicio sistendi causa.

(3) *D.2,8,2,2*.

(4) *Dig.*: iudicio sistendi causa fideiussorem

(5) *Rubr.D.2,7 ict. eod.3,2; 3,1,18*.

(6) *FIRA I*による補充: *Lenel, EP³, p.74s. (D.50,16,9; 13,6,19; 19,2,41.)*

(7) *Rubr.D.3,1*.

(8) *D.3,1,1,3.4*

(9) *D.3,1,1,5.6*.

他人のために訴訟申立をなすべからざる者。婦女、両眼を失明したる盲者、婦女に対するが如き行為を自己の身体に受くることを忍容したる男子、頭格刑の判決を受けたる者、猛獸と格闘する目的をもって自己の勞務を賃貸したる者は…。〔§ 15〕

3. *Qui nisi pro certis personis ne postulent.* Qui lege plebis scito senatus consulto edicto decreto principum nisi pro certis personis postulare prohibetur, hi pro alio, quam pro quo licebit, in iure apud me ne postulent⁽¹⁾. Qui ab exercitu ignominiae causa ab imperatore eove, cui de ea re statuendi potestas fuerit, dimissus erit: qui artis ludicrae pronuntiandive, causa in scaenam prodierit: qui lenocinium fecerit: qui in iudicio publico calumniae parevaricationisve causa quid fecisse iudicatus erit: qui furti, vi bonorum raptorum, iniuriarum, de dolo malo et fraude suo nomine damnatus pactusve erit: qui prosocio, *fiduciae*, tutelae, mandati, depositi⁽²⁾ suo nomine [non contrario iudicio] damnatus erit: qui eam, quae in potestate eius esset, genero mortuo, cum eum mortuum esse sciret, intra id tempus, quo elugere virum moris est, antequam virum elugeret, in matrimonium collocaverit eamve sciens [quis]⁽³⁾ uxorem duxerit non iussu eius, in cuius potestate esset: et qui eum, quem in potestate haberet, eam, de qua supra comprehensum est, uxorem ducere passus fuerit: quive suo nomine non iussu eius, in cuius potestate esset, eiusve nomine quem quamve in potestate haberet bina sponsalia binasve nuptias [in] eodem tempore constitutas habuerit: qui ex his omnibus, qui supra scripti sunt, in integrum restitutus non erit: pro alio ne postulent, praeterquam pro parente, patrono patrona, liberis parentibusque patroni patronae, liberisve suis, fratre sorore, uxore, socero socru, genero nuru, vitrico noverca, privigno privigna, pupillo pupilla, furioso furiosa, cui eorum a parente aut de maioris partis tutorum⁽⁴⁾ sententia aut

(1) *D.3,1,1,8.*

(2) *Gai.4,182.*

(3) *quis del.*

(4) *Cave quid mutes: arg. D.46,7,3,5. cf. 26,7,3,1.7. Cf. I.C.Naber Mnemos. NS.17.388.*

ab eo, cuius de ea re iurisdictio fuit, ea tutela curatiove data erit⁽¹⁾.

特殊の人々のためにあらざれば訴訟申立をなすべからざる者。何人といえども、法律、平民会議決、元老院議決、告示又は勅法によりて特殊の人々のためのほか訴訟申立をなすことを禁ぜらるる者は、法の許容する人々のためにあらざれば、本職の法廷において訴訟申立をなすべからず。破廉恥の汚点を付せらるる者とは、恥ずべき行為のために指令官又は当該事件の裁定権者によりて軍隊より除名せられたる者、俳優として動作若しくは歌舞をなすがために演技に上がりたる者、娼家の業を営む者、公訴において誣告をなし若しくは相手方の利益を図りたるために有罪の判決を受けたる者、盗行、強盗、名誉毀損、悪意及び詐欺について自己の名義をもって有責の判決を受け若しくは和解したる者、組合、信託、後見、委任、寄託の訴訟において、反訴訟によるにあらざるして自己の名義をもって有責の判決を受けたる者、自己の権力に服する婦女の夫が死亡したるの事実を知れるにかかわらず当該婦人が慣習上守るべき喪期の満了を待たずしてこれを結婚せしめたる者、又は自己の権力者の命によらず故意に如上の寡婦を娶りたる者、又は自己の権力に服する者をして如上の状態にある婦女を娶らしめたる者、及び自己の権力者の命によらず自己の名義をもって若しくは自己の権力に服する男子あるいは女子の名義をもって二重の婚姻予約又は二重の婚姻を締結したる者これなり。以上に記載したる者はすべて原状に回復せられざるべし。かくの如き人々は他人のために訴訟申立をなすことを得ず。但し尊属、保護男、保護女、保護男又は保護女の卑属若しくは尊属、自己の卑属、兄弟、姉妹、妻、義父、義母、女婿、息嫁、継父、継母、男継子、女継子、被後見人たる男女、精神錯乱の男女のためにする場合はこの限りにあらず。もとよりこれらの者〔前記被後見人及び精神錯乱者〕はいずれもその親若しくは後見人の多数の意見により又は本件について管轄権を有する者により後見又は保佐を付せらるべし。〔§ 16〕

(1) *D.3,2,1 ict. 3,1,1,9.11; 3pr. De huius edicti restitutione cf. ZRG. 15 p.56sq. ict. Gai.4,182.*

VII. *De vadimoniis*⁽¹⁾. 再出頭担保について

[§ 17. *De vadimonoio faciendo*⁽²⁾. 再出頭担保をなすことについて。]

[§ 18. *Quanti vadimonia fiunt*⁽³⁾. いかほどの再出頭担保がなされるべきか。]

1. Qui satisfacere cognatur vel iurato promittant vel suae promissioni committantur⁽⁴⁾. 担保人の設置を強制せられ又は誓約し若しくは約束すべき者。[§ 19]

[§ 20. *De vadimonio concipiendo*⁽⁵⁾. 再出頭担保をなすについて]

2. Si ex noxali causa agatur, quemadmodum caveatur.⁽⁶⁾in eadem causa eum exhibere in qua tunc est, donec iudicium accipiantur.⁽⁷⁾ 加害行為を原因として訴訟がなされる場合に、いかにして担保が設定されるべきか。……今あるのと同じ状態をもってその者を交付することについて、訴訟が受領されるべし。[§ 21]

[§ 22. *Quas personas sine permissu praetoria vadari non liceat*⁽⁸⁾. 法務官の承認なく担保を設定するを許されざる者]

3. De eo per quem factum erit, quo minus quis vadimonium sistat⁽⁹⁾. ある者の法廷出頭を妨害せる者について。[§ 23]

[§ 24. *Quibus ex causis vadimonia recupeatoribus suppositis fiunt*.⁽¹⁰⁾ 審理員の設置にあたり再出頭担保がなされるべき理由。]

VIII. *De cognitoribus et procuratoribus et defensoribus*⁽¹¹⁾. 訴訟代理人, 委託事務管理人及び弁護人について

1. *Qui ne dent cognitorem*.....*et qui eam, quam in potestate habet,*

(1) 本節に種々の告示が提示されていたことにつき, *EP*² p.80 を参照。

(2) *FIRA* Iによる補充: *Gai*,4,184; *cf.1.Rubr.,c.21 inf.*

(3) *FIRA* Iによる補充: *Gai*,4,186.

(4) *Rubr.D.2,8; Cf.Gai.4,185.*

(5) *FIRA* Iによる補充: *D.6,1,6; cfr.ad Quintum fr.2.13, (15^a).*

(6) *Rubr.2,9.*

(7) *Rubr.2,9,1pr.*

(8) *FIRA* Iによる補充: *Gai*,4,185.

(9) *Rubr.2,10: quo minus quis in iudicio sistat.* 「ある者が法廷に出頭するを妨げる。」

(10) *FIRA* Iによる補充: *Gai.4,185.*

(11) *Rubr.3,3, rubr. fr. Vat.317*

genero mortuo, cum eum mortuum esse sciret, in matrimonium collocaverit eamve sciens uxorem duxerit, et qui eum, quem in potestate haberet, earum quam uxorem ducere passus fuerit: quaeve virum parentem liberosve suos uti moris est, non eluxerit: quaeve cum in parentis sui potestate non esset, viro mortuo, cum eum mortuum esse sciret, intra id tempus, quo elugere virum moris est, nupserit⁽¹⁾ ...

訴訟代理人を立つるべからざる者。……自己の権力に服する婦女の夫が死亡したるの事実を知れるにかかわらず当該婦女を結婚せしめたる者又は故意に当該寡婦を娶りたる者、及び自己の権力に服する者をして当該婦女を娶らしめたる者、又は慣習上守るべきように夫の尊属及びその卑属ために服喪せざりし婦女又は自己の尊属の権力に服さず夫の死亡したるの事実を知れるにかかわらず慣習上守るべき喪期の満了を待たずしてこれを結婚せし婦女、云々。[§ 25]

2. *Qui ne dentur cognitores*⁽²⁾. 訴訟代理人を付与されざるべき者。[§ 26. a. *milites* 兵士; b. *mulieres*; 妻 c. *inafama notati*⁽³⁾. 破廉恥の汚点を付せられたる者]

3. [De cognitores ad litem suscipiendam dato.] Cognitorem⁽⁴⁾ ad litem suscipiendam datum, pro quo consentiente dominus iudicatum solvi exposuit, iudicium accipere cogam⁽⁵⁾. [応訴せんがための訴訟代理人の指定について。] 応訴せんがために指定せられたる訴訟代理人のためにその同意を経て本人が判決の履行をなすべきことを担保したるときは本職は訴訟代理人が訴訟を受領する [争点決定をなす] べきことを本職は強要すべし。[§ 27]

4. *Ei qui cognitorem (dederit, causa cognita permittam eum abdicare vel muta)re*⁽⁶⁾.

訴訟代理人を付与した者に、(事情審理の上その者を拒絶し又は変更

(1) *Fr. Vat. 320. Quodd fr. ad titulum de cognitoribus pertineer docuit Karlowa, ZRG. 9, 220sq. Cf. D. 3, 2, 15, 17, 19.*

(2) *Cf. Fr. Vat. 322.*

(3) *FIRA I*による補充: *Schulz, Festschr, Zitelmann, p. 11ss.*

(4) *Dig.: procuratorem. Cf. Gai. 4, 101.*

(5) *D. 3, 3, 8, 3.*

(6) *Fr. Vat. 341.*

することを本職は承認すべし。) [§ 28]

5. *Quibus alieno nomine agere liceat*⁽¹⁾. 他人の名義で訴訟するを許されたる者。[§ 29]

6. *Alieno nomine, item per alios agendi potestatem non faciam in his causis, in quibus ne dent congitiorem neve dentur edictum comprehendit*⁽²⁾.

訴訟代理人を立て又は訴訟代理人を付与されざるべきことを告示が命じる事件において、他人の名義で、同様に他人のために訴訟することを本職は許さざるべし。[§ 30]

7. *Quibus municipum nomine agere liceat*.⁽³⁾
ムニキピウムの名義で訴訟するを許されたる者。[§ 31]

8. *Cuius nomine quis actionem dari sibi postulabit, is eum viri boni arbitrato defendat: et ei quocum aget quo nomine aget id ratum habere eum, ad quem ea res pertinet, boni viri arbitrato satsidet*⁽⁴⁾. 他人の名義をもって自己に訴権の付与を請求する者は公平なる人士の判断によって本人のために防御すべきものとす。又当該事件の本人をしてこれがためになしたる行為を有効と認むべしとの担保を公平なる人士の判断により相手方に供すべし。[§ 32]

9. *Quod adversus municipes agatur*.⁽⁵⁾
ムニキピウム市民を相手方として訴訟する場合。[§ 33]

10. *Quod cuiuscumque universitatis nomine vel contra eam agatur*⁽⁶⁾.
組合の名義をもって訴え又はその組合を訴える場合。[§ 34]

11. *De negotiis gestis. Si quis negotia alterius absentis, sive quis negotia, quae cuiusque cum is moritur fuerint, gesserit: iudicium eo nomine dabo*⁽⁷⁾. 事務管理について。人もし他人が利害を有する事務もしくは他人が死亡の当時に利害を有したる事務を管理したるとき

(1) *Cf. EP². § 29.*

(2) *Fr. Vat. 322.*

(3) *D. 3, 4, 3 cf. 7pr.*

(4) *D. 3, 3, 33, 3.*

(5) *D. 3, 4, 7pr.*

(6) *Rubr. 3, 4.*

(7) *Rubr. D. 3, 5; D. 3, 5, 3pr.*

は、本職はこれにその名義をもって訴権を付与すべし。[§ 35]

IX. De calumniatoribus. In eum qui, ut calumniae causa negotium faceret vel non faceret, pecuniam accepisse dicitur, intra annum in quadruplum eius pecuniae quam accepisse dicitur, post annum simpli (*iudicium dabo*)⁽¹⁾. 詭計者について。詭計をもって事務をなし若しくは事務をなさざらんがために金銭を収受したりと認めらるる者に対しては一年内にありてはその収受したりと認めらるる金銭の四倍額又は一年後にありてはその収受額について（本職は訴権を付与すべし。）[§ 36]

[§ 37, 38⁽²⁾ ? ?]

X. De in integrum restitutionibus⁽³⁾. 原状回復について

1. Quod metus causa gestum erit, ratum non habebō⁽⁴⁾.

本職は強迫に基づくの行為を認めざるべし。[§ 39]

2. Quae dolo malo facta esse dicentur, si de his rebus alia actio non erit et iusta causa esse videbitur, *intra annum [cum primum experiundi potestas fuerit]* iudicium dabo⁽⁵⁾. 悪意によりて為されたるといわれる行為につきてはもしこれらの行為につきて他の訴権が存在せずまた正当なる理由ありと認めらるるときは、[初めて債務負担の効力が生じたる時以後] 一年以内ならば、本職は訴権を付与すべし。[§ 40]

3. Quod cum minore quam viginti quinque annis natu gestum esse dicitur, uti quaeque res erit, animadvertam⁽⁶⁾. 二五歳未満者を相手方としてなされたりといわれる場合には本職は各場合の事情に応じてこれを取り扱うべし。[§ 41]

4. Qui quaeve, posteaquam quid cum his actum contractumve sit, capite deminuti deminutae esse dicentur, in eos easve, perinde, quasi

(1) *Rubr. D. 3, 6; 3, 6, 1pr. De ceteris huius tituli edctis cf. EP². p. 104qq.*

(2) *FIRA I*による補充：*EP³, 106ff.*

(3) *Rubr. D. 4, 1.*

(4) *D. 4, 2, 1.*

(5) *D. 4, 3, 1, 1.*

(6) *D. 4, 4, 1, 1.*

id factum non sit, iudicium dabo⁽¹⁾. 男子または婦女が法律行為または契約の相手方となりたるのちに、頭格消滅を受けたりと認めらるるとも頭格消滅の発生なかりしものとみなして、本職はこれに対する訴権を付与すべし。[§ 42]

5. Quod eo auctore, qui tutor non fuerit,⁽²⁾, si id actor ignoravit, dabo in integrum restitutionem⁽³⁾. In eum qui, cum tutor non esset, dolo malo auctor factus esse dicitur, iudicium dabo, ut quanti ea res erit, tantam pecuniam condemnetur⁽⁴⁾. 後見人が存在しないとき、悪意によって助成者となされと主張される者を相手方として、この件が有するであろうだけの金銭について有責判決がなされるよう、本職は訴権を付与すべし。[§ 43]

6. Si cuius quid de bonis, cum is metus aut sine dolo malo rei publicae causa abesset inve vinculis servitute hostiumque potestate esset, posteave (*non utendo deminutum esse*)⁽⁵⁾ sive cuius actionis eorum cui dies exisse dicitur: item si quis quid usu suum fecisset aut, quod non utendo amissum sit⁽⁶⁾, consectus actioneve qua solutus ob id, quod dies eius exierit, cum absens non defenderetur inve vinculis esset secumve agendi potestatem no faceret aut cum eum invitum in ius vocari non liceret neque defenderetur, cumve magistratus de ea re appellatus esset, sive cui per magistratus⁽⁷⁾ sine dolo ipsius actio exempta esse dicitur: earum rerum actionem intra annum, quo primum de ea re experiundi potestas erit, item, si qua alia mihi iusta causa esse videbitur, in integrum restituam, quod eius per leges

(1) D.4,5,2,1.

(2) *Rubr.D.27,6*: Quod falso tutore auctore *gestum* esse dicitur 「偽りの後見人又は助成によってあることが行われたといわれること。」何らかの事務ではなく、受領された訴訟についてこれらの者に対して法務官が裁判を行ったと私は考える。

(3) dabo ii. rest.] これらの文言は法務官的でないと思われる。

(4) D.27,6,7pr.

(5) *Haec. e Bas. 10,35, ins. Mo.*

(6) *Cf.D.4,6,21pr.*

(7) *Dig.pro magistratu. Cf.D.4,6,26,4.*

plebis scita senatus consulta edicta decreta principum licebit⁽¹⁾. ある者が恐怖のため若しくは悪意なくして公務のため住所を離れ又は監禁せられ又は奴隷の状態に置かれ又は敵の権内にありたる間にか若しくはこれらの事情後にかその財産の一部を喪失したりと認めらるる場合、又はある者の訴権が出訴期限を経過したりと認めらるる場合、又はある者が使用によりて物を取得し又は不使用によりて喪失したる場合、或いは又不在にして防御せられず又は監禁せられ又は自己を訴えうべき方法を供せず又は法律上の故障のためその意に反して法廷に召喚せられず、且つ代わりて訴訟を引受くる者なきため又は如上の事由により政務官に上訴を提起したるがため相手方の出訴期限が経過してその訴権に対する責を免れたる場合、又はある者がその悪意によらず政務官によりて訴権を否認せられたる場合には、本職は当該事件について出訴しうべき時より一年以内はいつにても訴権の原状回復をなすべし。又他の正当なる理由ありと認むるときは法律、平民会議決、元老院議決、告示及び勅法の禁ぜらるる範囲において同様の救済を付与すべし。
[§ 44]

7. De lite restituenda⁽²⁾. 原状回復権について? [§ 45]

8. Quae alienatio iudicii mutandi causa facta erit (*dolo malo, in integrum restituum*)⁽³⁾. (悪意により) 裁判の条件を変更せんがためになさせる物の処分はこれを (本職は原状に回復すべし)。[46]

[§ 47. De restitutione heredeum? 相続権の回復について? ⁽⁴⁾]

XI. De receptis. 引受約束

1. Qui arbitrium pecunia compromissa receperit, (*eum sententiam dicere cogam*).⁽⁵⁾ 金銭の支払について仲裁契約の締結後に仲裁を引受たる者は、(その判断を宣言するを本職は強要すべし)。[§ 48]

2. Nautae caupones stabularii quod cuiusque salvum fore recepe-

(1) *D.4,6,1,1.*

(2) *EP². § 45.*

(3) *D.4,7,8,1; 4,3,3,4.*

(4) *FIRA I*による補充: *cf. EP³, 129.*

(5) *D.4,8,3,2; 15.*

rint nisi restituent, in eos iudicium dabo.⁽¹⁾ 船主, 旅店もしくは駅舎の主人は, 彼らが何人のものであれその物がまさに安全にあらむとすることを引受けたらむうえは, もし返還するにあらざれば, 本職は彼らを相手方とする訴権を付与すべし。[§ 49]

3. *Argentarii [Argentariae mensae exercitores] quod pro alio solvi receperint ut solvant*⁽²⁾. 銀行業者 [銀行業又は両替商の管理者] は他人のために弁済を引受たるものを弁済すべし。[§ 50]

XII. *De satisdando*⁽³⁾. 保証人付担保問答契約について [§ 51]

XIII. *Quibus causis praeiudicium fieri non oportet*.⁽⁴⁾ 先決をなすべからざる事件 [§ 52]

(*Pars secunda. De iudiciis ordinariis.* 第二部通常訴訟手続)

XIV. *De iudiciis*⁽⁵⁾. 訴訟手続について

1. *De interrogationibus in iure faciendis*⁽⁶⁾. *Qui in iure interrogatus (an heres vel quota ex parte sit) responderit, (in eum ex sua responsione iudicium dabo)*⁽⁷⁾omnino non respondisse⁽⁸⁾ 法廷においてなせる質問について。法廷において (相続人であるか又は如何なる割合で相続したかにつき) 質問されたる者がこれに応答した場合, 本職はその応答に基づきこの者を相手方とする訴訟を付与すべし…まったく応答せざりしときは……。[§ 53]

2. *De iureiurando*⁽⁹⁾. *Si is cum quo agetur condicione delata iuraverit (sive id iusiurandum ei remissum fuerit)*⁽¹⁰⁾, eius rei, de qua iusiuran-

(1) *D.4,9,1pr.*

(2) *Cf. ZRG.15, p.62sq.*

(3) *EP², p.130sqq.*

(4) *EP², p.136sqq.*

(5) *Rubr.D.5.1. Paul. sent. 1,12. Cf. EP². p.11,34,139sqq.*

(6) *Rubr.D.11,1. Cf.11,1,2.*

(7) *D.11,1,4,1.*

(8) *D.11,1,11,5 ict.11.4.*

(9) *Rubr.D.12,2.*

(10) *D.12,2,6; 9,1.*

dum delatum fuerit⁽¹⁾, neque in ipsum neque in eum ad quem ea res pertinet, actionem dabo⁽²⁾…。裁判上の宣誓について。もし被告がその機会を与えられしのに宣誓したるとき（又は宣誓を免除されたるとき）、宣誓されたる事項につき、同人を相手方としてもその事項の関係者を相手方としても本職は訴訟を付与すべからず。[§ 54]

[§ 55. *Si cum eo agatur, qui incertum promiserit*⁽³⁾. もし不確定なるものを諾約したる者と訴訟がなさるときは。]

3. *Quando cum praescriptione agere oportet.*⁽⁴⁾ 前書によって訴訟すべきとき。[56]

[§ 57. *Si incertum condicatur?*⁽⁵⁾ 不確定物が返還請求される場合。]

4. *De noxalibus actionibus*⁽⁶⁾*Si is in cuius potestate esse dicitur negabit se in sua potestate servum habere: utrum actor volet, vel deierare iubebo in potestate sua non esse neque se dolo malo fecisse, quo minus esset, vel iudicium dabo sine noxae deditioe*⁽⁷⁾. 加害物委付訴権について。その権力内に有すとの主張を受けたる者がその権力内に奴隷を有することを否認したるときは、原告の選択によって、本職は、奴隷が自己の権力内になくまたこれを喪失したるには非ざることを宣誓すべきことを命じ、または加害物委付なき訴権を付与すべし。[§ 58]

5. *De vacationibus*⁽⁸⁾. *Si iudex litem suam fecerit*⁽⁹⁾. 裁判業務からの免除について。もし審判人が自らの裁判を行ったとき。[§ 59]

(1) *de qua iusiur. delatum fuerit*] *Gradenwitz, ZRG.21, p. 275.* は、これらの文言を法務官的でないとする。

(2) *D.12,2,3pr., 7pr.* 宣誓に基づき緩和される訴権に関する告示が続いていた。*D.12,2,9,1.*

(3) *FIRA I*による補充：*EP*³, § 55 (*p.15/sqq.*)

(4) *Cf. EP*³, § 56. *In bonae fidei iudiciis quando praescribatur?*. 「誠意訴訟においていつ前書がなされるか？」

(5) *FIRA I*による補充：*cf. EP*³, § 157 (*p.156ss.*)

(6) *Rubr.D.9,4.*

(7) *D.9,4,21,2.*

(8) *D.50,5,13; 5,1,18pr., Cic. Brut. c.31 § 117.*

(9) *D.50,16,36.* [*cf. EP p.167sqq.*]

XV. *De his quae cuiusque in bonis sunt.* 誰であれその財産中にあるところのものについて

1. *De Publiciana in rem actione.* Si quis id, quod traditur ex iusta causa non a domino et nondum usucaptum petet, iudicium dabo⁽¹⁾. 対物的プブリキウス訴権について。何人かが正当原因によりて非所有者より引渡を受けかつなおいまだ使用による取得をなさざるときは本職は訴権を付与すべし。[§ 60]

2. *De his, qui deiecerint vel effuderint.* a. Unde in eum locum, quo vulgo iter fiet vel in quo consistetur, deiectum vel effusum quid erit, quantum ex ea re damnum factumve erit, in eum, qui ibi habitaverit, in duplum iudicium dabo. si eo ictu homo liber perisse dicetur, *sestertium* quinquaginta *milium nummorum*⁽²⁾ iudicium dabo. si vivet noctimque ei esse dicetur, quantum ob eam rem aequum iudici videbitur eum cum quo agetur condemnari, tanti iudicium dabo. si servus insciente domino fecisse dicetur, in iudicio adiciam: aut *naxae*⁽³⁾ *dedere*⁽⁴⁾. 物を投擲または放散したる者について。人が通行しまたは佇立することを常とする場所に何物かが投擲または放散せられたるときは、右事実によって加えられまたは発生したる損害額につき、右場所の建物に住居する者に対して、予は二倍額請求の訴権を付与すべし。右の投擲により自由人が死亡したりとの主張ありたるときは、予は五十金について訴権を付与すべし。同人が死亡せず、傷害

(1) *D.6,2,1pr.* この法務官告示文言の真正性について, *Lenel, Beitr.z.K.d.prät. Ed. 1878.* 本文に関するさまざまな仮説について, *Erman, ZRG.24,p.225sqq., Lenel, ibid. 33,11 sqq. Praetorem haec habuisse crediderim: 'si quis id quod mancipio datur traditum ex iusta causa et nondum et rel.'* 同訴権の方式書について, *Gai.4,36*を参照。方式書にも告示文言として伝わることが当てはまるかは疑問。*D.6,2,7,11: 'qui (quem Aulus Agerius scr.?) bona fide emit.'* [補注: プブリキウス訴権の告示再構成に関して, 吉野悟『ローマ所有権法論』217頁以下, とくにレーネルの再構成研究の変遷について, 220-221頁を参照。*FIRA I, p.349 n.8*]

(2) *D.9,3,1pr.: quinquaginta aureorum.*

(3) *D.9,3,1pr.: noxam.*

(4) *D.9,3,1pr.*

を蒙りたりとの主張ありたるときは、右事実により、被告が責あるものとの判決を受くることを審判人が衡平と認むる額につき、本職は訴権を付与すべし。所有者が知らずしてその奴隷がこれを為したりとの主張ありたるときは、本職は方式書においてこれを付言しまたは加害物委付を命ずべし。[§ 61]

b. Ne quis in suggrunda protectove supra eum locum, quo volgo iter fiet inve quo consistetur, id positum habeat, cuius dasus nocere cui possit. qui adversus ea fecerit, in eum *sestertium* decem *milium nummorum*⁽¹⁾ in factum (?) iudicium dabo. si servus insciente domino fecisse dicitur...⁽²⁾. 何人も、人が通行しまたは停止する場所の上の庇または軒にその墜落が人を買ひする虞れある物を懸くべからず。これを為したる者に対しては本職は十金について事実訴権を付与すべし。その所有者がこれを知らずして奴隷がこれを為したりとの主張ありたるときは……。[§ 62]

3. De servo corrupto. Qui servum servam alienum alienam recepissee persuasisseve quid ei dicitur dolo malo, quo eum eam deteriorem faceret, in eum quanti ea res erit in duplum iudicium dabo⁽³⁾. si servus servave fecisse dicitur⁽⁴⁾, ある者が他人の奴隷もしくは他人の女奴隷を隠匿しまたはこれらの奴隷を悪化させるべく悪意によって説得したといわれる場合、この者を相手方として当該事物が有するであろう額の二倍額について本職は訴権を付与すべし。もし男奴隷又は女奴隷がなしたりと言われる場合……。[§ 63]

4. De aleatoribus. Si quis eum, apud quem alea lusum esse dicitur, verberaverit damnumve ei dedeirt sive quid eo tempore *e domo*⁽⁵⁾ eius subtractum erit, iudicium non dabo. in eum, qui aleae ludendae causa vim intulerit, uti quaeque res erit, animadvertam⁽⁶⁾ 賭博

(1) *D.* (次注): solidorum decem.

(2) *D.9,3,5,6* 同箇所には 'aut noxae dedi iubebo' 「本職はまた加害物委付を命ずべし。」

(3) *D.11, 3,1 pr.*

(4) *D.11,3,5,3.*

(5) *Fl.* 'dolo'

(6) *D.11,5,1.*

者について。ある者が賭博場を開帳したといわれる者を杖で打ち又は損害を与えたときあるいは何かがあるときにその家から窃取されたとき、本職は訴訟を付与すべからず。賭博開帳のために暴力を行使した者に対し、事情を考慮して、本職は処罰すべし……。〔§ 64〕

5. *Si hereditas petatur*⁽¹⁾. もし相続財産回復請求がなされるとき。〔§ 65〕

Si pars hereditatis petatur⁽²⁾ 部分的相続財産回復請求がなされるとき。〔§ 66〕

De possessoriis actionibus. 相続財産占有訴訟について。〔§ 67〕

De fideicommissaria her. pet.⁽³⁾ 信託遺贈の相続財産回復請求について。〔§ 68〕

6. *Si singulae res petantur*⁽⁴⁾ 単一物回収の訴がありたる場合。〔§ 69〕

7. *Si ager vectigalis*⁽⁵⁾ *petatur*⁽⁶⁾. 賃借地回収の訴ありたる場合。〔§ 70〕

[§ 71 ? ?]

8. *Si usus fructus petatur vel ad alium pertinere negetur*⁽⁷⁾. 用益権回収又は用益権の不存在確認の訴ありたる場合。〔§ 72〕

9. *Si servitus vindicetur vel ad alium pertinere negetur*⁽⁸⁾. 役権回収または役権の不存在確認の訴ありたる場合。〔§ 73〕

(1) *Paul sent. 1,3^b. D.5,3.*

(2) *Rubr.D.5,4.*

(3) *Cf.D.5,5; 5,6.* 本箇所には、信託受遺者が包括財産について争う訴訟並びに個別財産について遺産占有者及び委託受遺者に適用される訴訟の試書が提示されていた。

(4) *D.6,1: de rei vindicatione.* 所有物回復請求訴訟の方式書 *formulam vindicationis* は、*Gai.4,41.51.Cic. in Verr.2,2,12*を参照。.

(5) *Toribon. adi.:* 'id est emphyteuticarius'

(6) *Rubr. D.6,3.* 属州告示では、'si praedium stipendiarium vel tributarium petatur' 「賃借地即ち永借地の請求ありたる場合」という標題が踏襲されていた。

(7) *D.7,6.*

(8) *D.8,5.*

10. *De modo agri*.⁽¹⁾ 土地の面積について。[§ 74]
11. *Si quadrupes pauperiem fecisse dicetur*⁽²⁾. 四足動物が傷害を加えたりとの主張ある場合。[75]
 (*De pastu pecoris*⁽³⁾. 畜群の放牧について。) [§ 76]
12. *Ad legem Aquiliam*⁽⁴⁾. アクイリウス法に関して。[§ 77]
- a. *Si fatebitur iniuria occisum esse: in simplum*⁽⁵⁾ 不法に殺害されたることを自白したる場合、単純額について……。
- b. *In factum adversus nautas caupones stabularios*⁽⁶⁾. 船主、旅館主、厩舎主を相手方とする事実訴権。[§ 78]
13. *Finium regundorum*. 境界画定訴訟。[§ 79]
Familiae erciscundae. 家産分割訴訟。[§ 80]
Communi dividundo.⁽⁷⁾ 共有物分割訴訟。[§ 81]
 [§ 82. *De utili communi dividundo iudicio*⁽⁸⁾. 共有物分割準訴権について。]
14. *Fideussore et sponsore*⁽⁹⁾. 信命人と誓約人について。[§ § 83-88]
15. *Si mensor falsum modum dixerit*⁽¹⁰⁾. 測量師が虚偽の面積を申告したる場合。[§ 89]
16. *Ad exhibendum*⁽¹¹⁾. 提示訴権。[§ 90]

(1) *Pauli sent. 2,17,4. ZRG.17.p.190sq.*

(2) *Rubr.9,1.Cf.Coll.7,3.* [補注：末川博「Actio de pauperie について」『権利侵害と権利濫用』岩波書店 1970, 703頁。]

(3) *EP² § 76, D.50,16,31.*

(4) *Rubr.D.9,2.*

(5) *Coll.2,4; 12,7. Utroque loco scriptum est: 'in simplum et cum (al. eum) diceret (al. dicere, doceret, docere)'. Cf. Mommsen in collationis ed. ad.h.l. Equidem de hac corrutela tollenda iam desperverim.*

(6) *D.4,9,6.7.*

(7) *Rubr. D.10,1-3.*

(8) *FIRA I* による補充：*D.10,3,7,3-10.*

(9) *Paul.sent.1,20. E.P. p.207sqq.*

(10) *D.11,6.*

(11) *Rubr. D.10,4.*

XVI. De religiosis et sumptibus funerum⁽¹⁾. 墓地及び葬儀費用について

1. Sive homo mortuus ossave hominis mortui in locum purum alterius aut in id sepulchrum, in quo ius non fuerit, illata esse dicentur⁽²⁾,

死者または死者の遺骨が他人の世俗地あるいは埋葬権なき墓地に埋葬されたといわれる場合……。[§ 91]

[§ 92. Si quis mortuum inferre prohibitus esse dicetur⁽³⁾. 死者を埋葬するを禁じられたと主張される場合。]

2. De sepulchro violato⁽⁴⁾. Cuius dolo malo sepulchrum violatum esse dicetur, in eum in factum (?) iudicium dabo, ut ei, ad quem pertineat, quanti ob eam rem aequum videbitur, condemnetur. si nemo erit, ad quem pertineat, quanti ob eam rem aequum videbitur, condemnetur. si nemo erit, ad quem pertineat, sive agere volet: quicumque agere volet, ei *sestertium* centum *milium nummorum*⁽⁵⁾ actionem dabo. si plures agere volent, cuius iustissima causa esse videbitur, ei agendi potestatem faciam. si quis in sepulchro dolo malo habitaverit aedificiumve aliud, quam que sepulchri causa factum sit, habuerit: in eum, si quis eo nomine agere volet, *sestertium* ducentorum *milium nummorum*⁽⁶⁾ iudicium dabo.

墳墓侵害について。何者かの悪意によって墳墓が侵害されたと主張される場合、その者を相手方として、関係の者にとってこの件に関して衡平と見られるであろう額について有責判決されるよう、本職は事実(?) 訴権を付与すべし。もし関係の者が誰もなく、また訴訟することを欲しない場合、誰であれ訴訟を欲する者に、本職は百金について訴権を付与すべし。もし複数の者が訴訟を欲する場合には、その者

(1) *Rubr. D.11,7.*

(2) *D.11,7,2,2.* 以下の(明らかに改竄された)文言が続く: qui hoc fecit, in factum actione tenetur et poena pecuniaria subicietur.「これを為した者は、事実訴権によって拘束され、罰金に服することとなる」、と。

(3) *FIRA I*による補充: *D.11,7,8,5,9.*

(4) *D.47,12.*

(5) *D.:* centum aureorum

(6) *D.:* ducentorum aureorum.

たちのなかで最も正当な理由があると見られる者に、本職は訴訟の資格を付与すべし。もしある者が墳墓に悪意で居住するか、または葬儀のため以外の目的で作られた何らかの建物を所持するであろう場合には、ある者が彼の名義で訴訟することを欲する場合には、かの者を相手方として、本職は二百金について訴権を付与すべし。[§ 93]

3. Quod funeris causa sumptus factus erit, eius recipiendi nomine in eum, ad quem ea res pertinet, iudicium dabo⁽¹⁾. 葬儀のために費用が出捐された場合、これを回収するために、本職はこの件の関係者を相手方として、訴権を付与すべし。[§ 94]

XVII. De rebus creditis⁽²⁾. 貸付物について

1. Si certum petetur⁽³⁾.eum a quo iusiurandum petetur, solvere aut iurare cogam⁽⁴⁾. Sacerdotem Vestalem et flaminem Dialem in omni mea iurisdictione iurare non cogam⁽⁵⁾. もし確定のものについて訴ありたるときは。本職は宣誓 [確定] の請求を受けた者に対しては……弁済をなすか又は宣誓するかを強要すべし。……ウエスタ神

(1) *D.11,7,12,2.*

(2) *D.12,1,1,1.*: 'quoniam multa ad contractus varios pertinentia iura sub hoc titulo praetor inseruit, ideo rerum credeitarum titulum praemisit: — sub hoc titulo praetor et de commodato et de pignore edixit.' 「法務官は様々な契約にかかわる法をこの標題のもとに置いたので、貸付物という標題を付けたのである。…法務官はこの標題のもとで使用貸借及び質について告示した。」と。

(3) *Rubr. D.12,1: de R.C., si certum petetur...* 「もし確定のものが訴えられる場合」, *Gai.4,41.50*のコンディクティオの方式書 *formulam conditionis* を参照。

(4) *D.12,2,34,6. Edictum habuisse, 'eum a quo certum petetur' merito suspicatur Gradenwitz, ZRG.21, p.275.* 宣誓を押し戻す権利に関する条項について *v.C.4,1,9.* を参照。

(5) *Gell.10,15,31 (Verba praetoris ex edicto perpetuo de flamine Diali et de sacerdote Vestae adscripsi: "Sacerdotem Vestalem flaminem Dialem in omni mea iurisdictione iurare non cogam"* 「私はユピテル神官に関する永久告示録の文言を以下に付記しておく、即ち『ウエスタ巫女もしくはユピテル神官が本職の全裁判権のもとで宣誓するを本職は強制せず。』、と。』。

官及びユピテル神官が本職の全裁判権のもとで宣誓することを本職は強要すべからず。[§ 95]

2. De eo quod certo loco dari oportet⁽¹⁾. 一定の場所で供与されるを要するものについて [確定弁済地以外における訴権]。[§ 96]

3. De pecunia constituta. Qui pecuniam debitam constituit⁽²⁾ (*se soluturum eove nomine se satisfacturum esse, in eum iudicium dabo*⁽³⁾) 弁済期日約束せられたる金銭について [弁済約束について]。債務たる金銭を自身が弁済せむとする旨またはその名義で保証を約束せんとする旨、弁済期日約束したる者を相手方とする訴訟を本職は付与すべし。[§ 97]

4. Commodati vel contra⁽⁴⁾. Quod quis commodasse dicitur, de eo iudicium dabo⁽⁵⁾. 使用貸借訴権又は反対訴権。もしある者が使用貸与をなしたといわれる場合、本職はこの者について訴権を付与すべし。[§ 98]

5. De pigneraticia actione vel contra⁽⁶⁾. 質訴権又は反訴権について。[§ 99]

6. De compensationibus⁽⁷⁾. 相殺について。[§ 100]

XVIII. *Quod cum magistro navis, institore eove, qui in aliena potestate est, negotium gestum esse dicitur.* 船長、支配人又は他人の権力に服する者によって事務の管理がなされりと主張される場合

1. De exercitoria actione⁽⁸⁾. *Quod cum magistor gestum erit eius rei nomine, cui ibi praepositus fuerit, in eum, qui eam navem exercuerit, iudicium dabo*⁽⁹⁾. Si is, qui navem exercuerit, in aliena potes-

(1) *Rubr. D. 13, 4.*

(2) *D. 13, 5 rubr. et 1, 1*

(3) *Cf. EP². § 97. Quae in D. 13, 5, 16, 2, 4; 18pr. 1 referentur, ea non edicti sed formulae verba esse l.l. docui.*

(4) *Rubr. D. 13, 6.*

(5) *D. 13, 6, 1pr.*

(6) *Rubr. D. 13, 7.*

(7) *Rubr. D. 16, 2. Gai. 4, 64*は銀行業者が提起する方式書ことを伝える。

(8) *Rubr. D. 14, 1.*

(9) *D. 14, 1, 1, 1-18.*

tate erit eiusque voluntate navem exercuerit, quod cum magistro eius gestum erit, in eum, in cuius potestate is erit qui navem exercuerit, iudicium (dabo)⁽¹⁾. 船主訴権について。船長がその任命されたる目的のために事務の管理なしたる場合、船主を相手方として本職は訴権を付与すべし。船舶業を営む者が他人の権力中にあり、且つその権力保有者の意思により営業していた場合、その者の船長と締結された行為について、船舶業を営む者の権力保有者を相手方として、(本職は)訴権を(付与すべし)。[§ 101]

2. De institoria actione⁽²⁾. 支配人訴権について。

[*Quod cum institore gestum erit eius rei nomine, cui praepositus fuerit, in eum, qui eum praeposuerit, iudicium dabo*]⁽³⁾. 支配人に任命された当のその目的のために支配人との間で[事務が]管理されたならば、その者を任命した者を相手方とする訴権を本職は付与すべし。][§ 102]

3. De tributoria actione⁽⁴⁾. 分配訴権について。[§ 103]

[*Qui merce peculiari sciente eo, in cuius potestate erit, negotiabitur, si quid cum eo eius mercis nomine cotractaum erit, eius, quod ex ea merce erit eove nomine receptum erit, eum, in cuius potestate erit, si quid ei debetur, cum creditoribus mercis pro rata eius quod cuique debetur in tributum vocabo*]⁽⁵⁾. ある者が主人の諒解の下に特有財産中の商品で取引せんとする場合、かかる商品についてかの者との間に取引がなされたときには、主人が債権者であれば、商品の債権者たちとの間で、かかる商品の中に含まれる物およびそれから生ずる利益は各人に負われるであろう額に応じて、本職は分配へと召喚すべし。]

4. Quod cum eo, qui in aliena potestate est, negotium gestum esse dicitur⁽⁶⁾. 他人の権力に服する者が事務の管理をなしたりと主張さ

(1) *D.14,1,1,19.*

(2) *Rubr.D.14,3.*

(3) *FIRA I*による補充：*Cf. fr.3.5pr.-§ 18; Gai.4,71.*

(4) *Rubr.D.14,4.*

(5) *FIRA I*による補充：*Cf. D.14,4,1,1-5; 3;5pr.-16; Gai.4,72; I,4,7,3. EP³ 270sqq.*

(6) *Rubr.D.14,5.*

れる場合。

a. (*De peculio, de in rem verso, quod iussu*⁽¹⁾). 特有財産訴権, 転用物訴権, 命令訴権について。

Quod cum eo, qui in alterius potestate esset (?), negotium gestum erit⁽²⁾, 他人の権力に服する者が事務の管理をなしたる場合は, [§ 104a]

b. Post mortem eius qui in alterius potestate fuerit, posteaquam is emancipatus manumissus alienatusve fuerit, dumtaxat de peculio et si quid dolo malo eius in cuius potestate fuerit⁽³⁾ factum erit, quominus peculii esset, in anno, quo primum de ea re experiundi potestate erit, iudicium dabo⁽⁴⁾. 他人の権力中にあった者の死後, またはその者が家父権免除を受けまたは解放されまたは委付された後, 特有財産の限度で, もし何かが権力者の悪意によって為された場合には, 特有財産から差し引いた分について, この件について初めて訴えることができるようになって一年の間, 本職は訴権を付与すべし。[§ 104b]

c. [*Quod iussu eius, cuius in potestate erit, negotium gestum erit, in eum, in cuius potestate erit, in solidum iudicium dabo*⁽⁵⁾. 権力者の命令によって事務が管理された場合, その権力者を相手方として全額につき, 本職は訴権を付与すべし。]

In eum, qui emancipatus aut exheredatus erit quive abstinuit se hereditate eius cuius in potestatecum moritur fuerit, eius rei nomine, quae cum eo contracta erit, cum is in potestate esset, sive sua voluntate sive iussu eius in cuius potestate erit contraxerit, sive in peculium ipsius sive in patrimonium eius cuius in potestate fuerit ea res redacta fuerit, actionem causa cogita dabo in quod facere potest⁽⁶⁾. 家長権免除を受けた者または相続廃除を受けた者もしくは権力者死亡のさいに相続を放棄した者を相手方として, その者が権力中にあると

(1) *Triplex edictum: D.15,1,1,1.*

(2) *D.15,1,1,12.*

(3) *Dig. 'est'.*

(4) *D.15,2,1pr.*

(5) *FIRA I*による補充: *cf. p.15,4,1,1-9; Gai.4,70.*

(6) *D.14,5,2pr.*

きにこの者との間で契約が締結された事案に関して、この者が任意にであれまたは権力者の命令によって契約を締結した場合であれ、利益がこの者の特有財産にであれまたは権力者の財産に転用された場合であれ、本職は、事情審理のうえ、この者がなしうる限りで、訴権を付与すべし。[§ 104c]

5. *Ad senatus consultum Vellaeianum*⁽¹⁾. ウェラエアヌム元老院議決。[§ 105]

XIX. *De bonae fidei iudiciis*. 誠意訴訟について

1. *Depositum vel contra*⁽²⁾. *Quod neque tumultus neque incendii neque ruinae neque naufragii causa depositum sit, in simplum, earum autem rerum, quae supra comprehensae sunt, in ipsum in duplum, in heredem eius, quod dolo malo eius factum esse dicetur qui mortuus sit, in simplum, quod ipsius, in duplum iudicium dabo*⁽³⁾. 寄託訴権又は反訴権。暴動または火災または地崩れまたは難船を原因とせず寄託された物の場合は単価、これに反して右に上げた原因による寄託物の場合は、受寄者自身に対しては二倍額、同人の相続人に対しては、死者の悪意によって損害を生じたと主張される時は単価、相続人自身によるときは二倍額について、本職は訴権を付与すべし。[§ 106]

2. *Fiduciae vel contra*⁽⁴⁾. 信託訴権又は反対訴権。[§ 107]

3. *Mandati vel contra*⁽⁵⁾. 委任訴権又は反対訴権。[§ 108]

4. *Pro socio*⁽⁶⁾. 組合員訴権。[§ 109]

5. *Empti venditi*⁽⁷⁾. 売買訴権。[§ 110]

(1) *Rubr.D.16,1*.

(2) *Rubr.D.16,3*. 法務官が反対訴権についても告示したかについては定かでない。*D.16,3,5pr.* を参照。

(3) *D.16,3,1,1*. *Gai.4,47*は、市民法及び事実に基づいて作成された二つの方式書を伝える。

(4) *Cf. ZRG.16, p.104sq., 177sq.*

(5) *Rubr.D.17,1*.

(6) *Rubr.17,2*.

(7) *Cf. Rubr. D.19,1*. 方式書につき、*Gai. 4,40.59.131a*, *Cic. de off.3,16,66* を参照。

6. Locati conducti⁽¹⁾. 賃約訴権。[§ 111]

7. *De aestimato*.⁽²⁾ 周旋約束の訴訟 [評価訴権] について。[§ 112]

XX. *De re uxoria*⁽³⁾. 妻の財産について

1. *Soluto matrimonio dos quemadmodum petatur*.⁽⁴⁾ 婚姻解消後
いかにして嫁資が請求されるか。[§ 113]

2. *De alterutro*.⁽⁵⁾ 妻の不貞について。[§ 114]

3. *De rebus amotis*⁽⁶⁾ 窃取物訴権について……。[§ 115]
[§ 116. *De moribus*. 遅滞について⁽⁷⁾。]

XXI. *De liberis et de ventre*. 子及び胎児について

1. *De agnoscendis liberis*⁽⁸⁾. 子の認知について。

2. *De inspiciendo ventre custodiendoque partu*⁽⁹⁾. *Si mulier mortuo marito praegnatem se esse dicet, his ad quos ea res pertinebit procuratoribusve eorum bis in mense denuntiandum curet, ut mittant, si velint, quae ventrem inspicient. mittantur autem mulieres liberae dumtaxat quinque haeque simul omnes inspiciant, dum ne quae earum dum inspicit invita muliere vetrem tangat. mulier in domu honestissimae feminae pariat, quam ego constituam. mulier ante dies triginta quam parituram se putat, denuntiet his ad quos ea res pertinet procuratoribusve eorum, ut mittant, si velint, qui ventrem custodiant. in quo conclavi mulier paritura erit, ibi ne plures aditus sint quam*

(1) *Rubr. D. 19, 2.*

(2) *Cf. Rubr. 19, 3: 'de aestimatoria'. Ibid. Ipr.: 'actio de aestimato proponitur tollendae dubitationis gratia'*「周旋約束に関する訴訟は疑問を解消するために提案される。」本方式書の場所について、*Lenel. Palingenesia II, p. 1250 n. 4.* を参照、「法務官は前書訴権の一般的方式書を提示しなかった。」

(3) *Cf. Rubr. fr. Vat. 94-122.*

(4) *Rubr. D. 24, 3.*

(5) *C. 5, 13, 1, 3^a,: 'edictum praetoris, quod de alterutro introductum est.'*

(6) *Cf. Rubr. D. 25, 2.*

(7) *FIRA I* による補充：*cf. C. I. 5, 17, 11, 26. cf. FIRA I, p. 357. n. 14.*

(8) *Rubr. D. 25, 3.*

(9) *Rubr. D. 25, 4.*

unus: si erunt, ex utraque parte tabulis praefigantur. ante ostium eius conclavis liberi tres et tres liberae cum binis comitibus custodiant. quotienscumque ea mulier in id conclave aliudve quod sive in balineum ibit, custodes, si volent, id ante conclave positi erunt, si volent, omnes, qui conclave aut domum introierint, excutiant. mulier, cum parturire incipiat, his at quos ea res pertinet procuratoribusve eorum denuntiet, ut mittant, quibus praesentibus pariat. mittantur mulieres liberae dumtaxat quinque, ita ut praeter obstetrices duas in eo conclavi ne plures mulieres liberae sint quam decem, ancillae quam sex. hae, quae intus futurae erunt, excutiantur omnes in eo conclavi, ne qua praegnas sit. tria lumina, ne minus, ibi sint. quod natum eri, his ad quos ea res pertinet procuratoribusve eorum, si inspicere volent, ostendatur. apud eum educetur, apud quem parens iusserit. si autem nihil parens iusserit aut is, apud quem voluerit educari, curam non recipiet, apud quem educetur, causa cognita constituam. is apud quem educabitur quod natum erit, quoad trium mensum sit, bis in mense, ex eo tempore quoad sex mensum sit, semel in mense, a sex mensibus quoad anniculus fiat, alternis mensibus, ab anniculo quoad fari posit, semel in sex mensibus, ubi volet, ostendat. si cui ventrem inspicere custodiri adesse partui licitum non erit factumve quid erit, quominus ea ita fiant, uti supra comprehensum est: ei, quod natum erit, possessionem causa cognita non dabo: sive quod natum erit, ut supra cautum est, inspicere non licuerit, quas utique actiones me daturum polliceor his, quibus ex edicto meo bonorum possessio data sit, eas, si mihi iusta causa videbitur esse, ei non dabo.⁽¹⁾ 母胎の検視と生児の監視とについて。もし夫の死亡後妻が懐胎していると主張する場合には、妻はこの事案の利害関係人たち又は彼らの委託事務管理人に対して、その者たちが欲するときは、母胎を検視すべき婦人たちを送りよこす旨を一か月に二度通告すべきことを配慮すべきものとする。ところで自由人たる婦人五名だけが送りよこされ、彼女らすべて同時に検視をするものとし、しかも妻の意に反しては、彼女らの誰も、検視中に、母胎に触れるべきではない。妻は、最も信頼に値する

(1) *D.25,4,1,10.*

婦女であつて私が任命するものの家において出産すべきものとする。妻は出産予定の三十日前に、事案の利害関係人たち又は彼らの委託事務管理人に、欲すれば、母胎を監視すべき者を送るべき旨を通告すべきものとする。妻が出産すべき室においては、一つを越える出入口がないものとする。もし一つを越える出入口があれば、双方から板で打ち込まれるものとする。その室の戸口の前には、三人の自由男と三人の自由女とが各二人ずつの従者を伴つて監視するものとする。その妻がその室又は他の室又は浴室に行くたび毎に、監視人は欲すれば、その室を検査して、入ってくる者を点検するものとする。室の前に配置された監視人は、欲すれば、室又は家に入ってくる者すべてを点検するものとする。妻が陣痛にいたるときには、妻は事案の利害関係人たち又は彼らの委託事務管理人に対して、出産に際して立ち会うべき女を送るべき旨を通告すべきものとする。五人の自由女だけが送られるべきであつて、かくてその室において二人の助産婦のほかは十人を越える自由女、六人を越える奴隷女がいるべきではない。内にあるべき女は、すべて、妊婦がだれ一人もいないように、その室で点検されるべきである。三個の灯火がそこにあるべく、それ未満は許されない。その理由は、すなわち、暗黒はすり替えに好都合だからである。生まれくるべき子は、事案の利害関係人たち又は彼らの委託事務管理人が欲するときは、彼らに提示するものとする。子は父が命じた者のもとで養育されるものとする。ところでもし父が何も命ずることがなかつたか、又は養育を頼まれた人が世話を引受なかつた場合においては、子が何人のもとで養育されるかは、事案を審理したのちに、本職が定めるものとする。生まれくるべき子が養育を受けるべき人は、子が三カ月までは月に二度、その時期から六カ月までは月に一度、六カ月から一カ年までは隔月、一カ年から話しうるまでは六カ月に一度、欲する場所に、提示すべきものとする。もし母胎の検視又は監視、出産への立ち会いがある人に許されなかつた場合、又は上述されたことが行われないうちに何か企図された場合においては、本職は生まれくるべき子に対して、事案を審理したのち、占有を付与することをしないであろう。あるいはもし、生まれくるべき子が、上記の通り定められたようには検視されるのが許されなかつた場合においては、本職の告示により遺産占有の付与がなされる人々に一般に与える旨を約する訴権

をば、正当な理由が存すると思われるなら、同人に付与することはないであろう。[§ 118]

3. Si ventris nomine muliere in possessionem missa eadem possessio dolo malo ad alium translata esse dicatur.⁽¹⁾ 胎児の名目で占有を付与された妻が同占有を悪意で他人に移転したと主張される場合。[§ 119]

4. Si mulier ventris nomine in possessione calumniae causa fuisse dicatur⁽²⁾. 妻が虚偽の申述によって胎児のために占有にあったと主張される場合。[§ 120]

XXII. De tutelis⁽³⁾. 後見について

1. *De administratione tutorum*. 後見人の財産管理について。[§ 121]

2. *De falso tutore*.⁽⁴⁾ 虚偽の後見人について。[§ 122]

3. *De suspensis tutoribus*. 嫌疑ある後見人について。[§ 123]

4. *Arbitrium tutelae*. 後見の裁定。[§ 124]

5. *Relationibus distrahendis*. 後見計算取消。[§ 125]

6. *De eo, qui pro tutore negotia gessit*. 準後見人として事務管理をなせる者。[§ 126]

7. *De magistratibus conveniendis*⁽⁵⁾. 政務官に対する訴えについて。[§ 127]

XXIII. De furtiis⁽⁶⁾. 盗について

[§ 128. *Furti nec manifesti*. 非現行盗。]

[§ 129. *Furti concepti*. 盗品所持盗。]

[§ 130. *Furti oblati*. 盗品転置盗。]

1.....*de tigno iuncto*⁽⁷⁾. 梁木組立訴権について。[§ 131]

[§ 132. *Furti manifesti*. 現行盗。]

(1) *Rubr.D.25,5.*

(2) *Rubr. D.25,6.:* 'esse dicetru'. *Index Flor.:* 'fuisse dicatur'.

(3) *Rubr. D.26,1.*

(4) *E.P. § 121, 122.*

(5) *Cf. Rubr. D.26,10; 27,3-5,8.*

(6) *Rubr. D.47,2, cf. D.50,16,195,3.*

(7) *Rubr.D.47,3.*

[§ 133. Furti prohibiti. 盗品捜査抵抗盗。]

[§ 134. Furti non exhibiti. 不提示盗。]

2.⁽¹⁾. a. Si is, qui testamento liber esse iussus erit, post mortem domini ante aditam hereditatem subripuisse aut corrupisse quid dicitur⁽²⁾. もし遺言によって自由であることを命ぜられたる者は、主人の死後、相続の承認以前に、何かを窃取し、あるいは損傷したと主張される場合。[§ 135]

b. Furti adversus nautas caupones stabularios⁽³⁾. 船主、旅館主、厩舎主に対する盗訴権。[§ 136]

c. Si familia furtum fecisse dicitur⁽⁴⁾. 奴隷が盗を行ったと主張される場合。[§ 137]

d. Quod familia publicanorum furtum fecisse dicitur⁽⁵⁾. 徴税請負人の奴隷が盗を行ったと主張される場合。[§ 138]

e. Arborum furtim caesarum⁽⁶⁾. 秘かに伐採された樹木訴権。
[§ 139]

XXIV. De iure patronatus⁽⁷⁾. 保護者権について

1. De operis libertorum⁽⁸⁾. 被解放自由人の労務について。[§ 140]

2. Si ingenuus esse dicitur⁽⁹⁾. 生来自由人である主張される場合。
[§ 141]

(未完)

(1) 法務官自身が盗を原因として導入した訴権が続く。

(2) *Rubr. D.47,4.*

(3) *Rubr. D.47,5.*

(4) *Rubr. D.47,6.*

(5) *D.39,4,19,12,1. Dig.* の同箇所は次のようである：‘item si damnm iniuria fecerit et id ad quos ea res peertinet non exhibetur, in domnum sine noxae deditone iudicium dabo’ 同箇所はトリボニアヌスによると挿入されたと私は推測する。

(6) *Rubr. D.47,7.*

(7) *Rubr.D.37,14.*

(8) *Rubr. D.38,1.*

(9) *Rubr. D.40,14.*

本稿は、2013～2016年度 科学研究費基金 基盤研究(C)課題番号 25380013による研究成果の一部である。この場を借りて深甚なる謝意を表する次第である。

【政経研究所】

政経研究所共同研究中間報告

「東アジアと日本政治」

東アジアと日本政治

日本と韓国（韓国と日本）の地域間交流の実態

——対馬市と釜山広域市の交流を中心として——

目次

はじめに

第一部「報告集」

- 一、日本大学法学部創設一二五周年記念「政経研究所シンポジウム」報告要旨（一部改訂）【資料】
- 二、国境地域から考える北東アジアの地域主義【論説】

佐渡友 哲

政経研究所共同研究中間報告「東アジアと日本政治」

二七九

三、日本と韓国（韓国と日本）の地方分権改と地域活性化の現状【論説】

―釜山広域市と対馬市の交流を中心として―

山田光矢

四、釜山広域市と福岡市の地域間交流【研究ノート】

崔永鎬

五、対馬市と島影区、対馬市と蔚州郡との交流に関する調査【研究ノート】

孔義植

第二部「調査報告」【資料】

山田光矢

一、釜山広域市腸廳での聞き取り調査報告書

二、釜山港湾灣公社での聞き取り調査報告書

三、対馬市役所での聞き取り調査報告書

はじめに

この報告は、二〇一三（平成二五）年度から三年計画で実施している、政経研究所の共同研究『東アジアと日本政治』の中間報告である。この研究を企画した背景には、竹島問題や尖閣列島問題を挟んだ、日韓（韓日）と日中（中日）間の「政冷経熱」あるいは「政冷経冷」といわれている現象が、その実態を冷静に考察してみた場合、本当にそうなのかを分析してみようと考えたためである。領土問題の裏では日韓（韓日）漁業協定や、日台（台日）漁業協定が結ばれ、交流が継続されていることも事実である。二つの事象を考察することから、本研究は大きく「日本と韓国（韓国と日本）」、「日本と台湾（台湾と日本）」に区分して研究に取り組んでいる。実際には、釜山市や蔚州郡と福岡県や福岡市、長崎県や対馬市を中心とした長崎県内の離島との交流、沖縄県八重山地域や地域内の石垣市、竹富町、与那国町と台湾の花蓮市や宜蘭県蘇澳鎮をなどの相互交流の目的や実態などを中心に、現時点では現時調査や資料収集などを実施している。可能ならば少し区域を拡大してまさに東アジアとの交流に調査範囲を拡大していきたいと考えている。

韓国と日本の相互交流については、法学部教授である山田光矢、佐渡友哲、孔義植と、客員研究員として迎えた韓国霊山大学の崔永鎬教授の四人で研究や現地調査等を実施してきた。日本語が堪能な二人の韓国人研究者の協力が得られたことで研究は予想外の成果を挙げたものと自負している。二度の釜山広域市を中心とした韓国での調査と、釜山から渡った対馬市での研究調査が先行していることから、日本と韓国（韓国と日本）の相互交流に関する成果を、二〇一四年一〇月四日に法学部において実施された、日本大学法学部創設一二五周年記念シンポジウムにおいて最

初に報告した。今回の中間報告はそれぞれの報告を文章にまとめたものである。まだまだ研究途中の報告集であることをお断りしておきたい。

今回の報告書の第一部の一は、創設記念シンポジウムにおける報告要旨である。調査報告を要旨に従って実施するつもりであったが、実際には山田と孔の報告に重複した部分がかなり多かつたことから、山田は日本と韓国の地方自治制度の特徴を中心とした「基調報告」を行うこととし、釜山広域市と対馬市の現地調査等の内容については孔が報告することとした。それゆえシンポジウムは、山田（基調報告・韓国の地方自治制度の特徴）、佐渡友（東アジアの国際交流の実態等）、崔、釜山広域市と福岡市の交流の事例報告）、孔（釜山広域市と対馬市の交流の事例報告）を行った。その結果、シンポジウム報告は報告要旨とは若干異なつたものとなつた。この中間報告はシンポジウムの報告にお互いの研究内容を考慮して、論文の掲載順序を調整したことから、第一部の一と二から五までの順序やシンポジウムにおける報告順と内容に内容に若干相違があることをお断りしておきたい。

「政経研究所シンポジウム報告要旨」

東アジアと日本政治

——日本と韓国（韓国と日本）の地域間交流を中心にして——

報告者 日本大学法学部

佐渡友哲

山田光矢

孔義植

崔永鎬

韓国・靈山大学校

（日本大学法学部政経研究所研究員）

一．はじめに

本報告は、三年計画で実施している研究所の共同研究、「東アジアと日本政治」の調査研究の内容の一部である。本研究の目的の中心は、現在日本では国境地域における島の領有権が問題となっているが、当該国境地域においては、「地域交流圏」といったものの形成を模索しながら、活発な地域交流が展開されている。

東アジアと日本政治（佐渡友・山田・孔・崔）

本研究では現在、沖縄県や石垣市・与那国町と台湾の周辺地域および中国、福岡県や福岡市、長崎県および対馬市を中心とする長崎の県内市町村と韓国および釜山広域市と区あるいは周辺市町村、島根県と県内市町村などを対象として、国境圏の交流の実態を考察している。今回は、もっとも調査研究が進んでいる日本と韓国の地域間交流の実態を中心に、各研究者が主題としている項目について報告し、相互のディスカッションを通じてその内容をより明確にしていく所存である。

報告の中心は、福岡市や対馬市と釜山広域市と島影区およびその蔚山市蔚州郡の交流の歴史や実態や将来などに関するものである。最初に「両国の地理」や「日本と韓国を中心とした東アジアの地域間交流の歴史や現状」などを論じ、その枠組みの中での、釜山広域市と福岡市の交流の実態、そして釜山広域市や島影区あるいは蔚山市蔚州郡などと対馬市との交流の実態を中心に報告する。

二. 国境地域を考える視点

日中、日韓の関係は現在、「政冷経涼」にあり、日中韓三国の首脳会談は二〇一二年五月を最後に途絶えていて、日中、日韓それぞれの首脳会談も実現できていない。北東アジアに見られるこのような状況は、欧州、東南アジア、北米にもない奇妙な現象であるといえる。しかし日中韓の関係を政府間や政治地図からではなく、広く多様なヒト、団体、モノ、情報の交流の輪を視点に再構築すると、違った関係が見えてくる。

第一に、国境を超える地域間交流の視点である。冷戦終結後の一九九〇年代から、日本海側の諸都市の自治体、経済界、大学、シンクタンクなどが中国、韓国そしてロシアの都市との新しい交流の時代に入ったという見方である。

第二に、国境を超える人の往来、貿易や経済交流の進展が、やがて政府間のFTA、首脳外交にまで発展するという機能主義の仮説である。欧州に見られるように、石炭鉄鋼の共同管理から市場統合、通貨統合、政治統合へとそれぞれ機能が積み上げられて最終的に地域統合が完成する、という仮説を適用したものである。今日の北東アジアの研究者からは、この理論的枠組みは否定される傾向にあるが、はたしてその検証はどうなっているのだろうか。

第三に、日本周辺の国境地帯で人々が新しい地域交流圏を形成しているという仮説である。例えば人口約三万四千人の対馬には年間その五倍以上の韓国人観光客が釜山から国際定期船で訪れる。日韓関係の歴史資源と魅力的な自然資源のあるこの島は、韓国から最も安価に行ける最も近い外国である。日本の二五の空港から韓国へ定期便が運航され、年間二五〇万人以上の渡航者が出かけ、韓国からもほぼ同人数がやってくる。釜山港の巨大なコンテナヤードの取扱量は、東京港と横浜港を合わせた量の約二倍を誇り、日本の五七の港から週六一便が到着する。まさに日本海の物流のハブ港である。

政府間関係やメディア報道から形成された「想像の日中韓関係」とは違った日中韓の実像を検討し、「政暖経熱人知」の新しい関係を考えてみたい。(佐渡友)

三. 釜山広域市と福岡市の地域間交流

中央政府間の外交関係が行き詰っている中、釜山と福岡の間における地方自治レベルと民間レベルでの交流は着実に進められている。何よりも地理的隣接性と経済的メリットのため、地域間交流の伝統を維持しており、数え切れないほど多様な行事と構想がニュースで一般に知られている。最近になって観光客などの一時的訪問者の数は減ってい

るものの、一九九〇年から両市間に公務員の相互派遣は相変わらず続いており、二〇〇八年からは「超広域経済圏 mega-regional economic area」構想の実現に向け経済協力協議会が設けられ活動している。また両市の間には、企業間のビジネス交流のみならず市民団体や大学による民間交流も盛んに行われている。本発表では、両市間の交流の現況を最近の統計に基づき総合的に把握するとともに、地域間交流の現況を具体的な実例をもって紹介したい。

第一に、両市の経済的交流の統計とインターネット発信の実態を紹介する。まず、両市の公式統計から、観光客・外国人登録・船と飛行機の定期便・行政協定などによる人的交流の現況を把握するとともに、地域間貿易・投資・企業進出などによる物的交流の現況を把握する。また、二〇一〇年七月から釜山市によって毎月日本語で発信されている「ダイナミック釜山 Dynamic Busan」と、二〇一三年二月から福岡市によって毎週韓国語で発信されている「福岡市メールマガジン Fukuoka Mail Magazine」の記事から、ユニークな便りを取り上げ紹介する。

第二に、釜山韓日文化交流協会を実例に、釜山からの市民団体レベルでの交流を紹介する。同協会は一九八七年一月結成されて以来、福岡市との青少年交流・「ASIAN FRIEND」の発行・文化行事の共催など、多彩な民間交流をリードしている。今年日本大学法学部の研究グループも同協会を一度訪問したことがあるが、本発表者は再び同協会を訪れるとともに役員とのインタービューを行い、釜山と福岡との民間交流の現況と問題点について聞き取りを実施してみたい。

第三に、霊山大学のフィールド学期プログラムを実例に、大学レベルでの交流を紹介する。発表者の所属大学は、日本語を学んでいる学生を主な対象にして、二〇一三年春から二ヶ月間福岡に滞在させ、授業の一環として市場調査と民間交流とを推し進めている。学内の学生からの反響もよく、教育の効果も優れている。時折、発表者が今年四月

から六月まで、引率教授としてこのプログラムに携わった経験もあり、青少年の国際交流の意義や限界について経験談として発表したい。(崔)

四．釜山広域市及び周辺地域と対馬市の交流

対馬と釜山との距離は四九・五kmに過ぎなく、「魏志倭人伝」にも記載されているように、古代から頻繁な交流が行われていた。両国の交流発展のきっかけは、一三七五年の室町將軍足利義満からの使者と国書に対する返礼として、朝鮮から信を通す使者とが派遣されたことにある。これが通信使の始まりである。

その後、一三世紀から一六世紀の「倭寇」対策のため、世宗大王の親任を受け、四〇数回にわたって日本各地を訪れた、蔚山郡の役人であった李藝の活躍がある。二〇〇五年に韓国政府は李藝を「文化人物」に選定、対馬市も市内円通寺に「通信使李藝功績碑」を建立している。さらに韓国政府は二〇一〇年に李藝を「外交人物」に選定しその功績をたたえている。

韓日交易の拠点となったところが、朝鮮王朝が認めた三つの寄港地、すなわち東萊県富山浦と金海府乃而浦と蔚山の塩浦のいわゆる三浦である。そこに日本人が居住することによって和館がつくられてきたのである。和館はその後ソウルにも作られた。三浦の乱で三浦の和館は一時廃止されたが、その後現在の釜山広域市の中に豆毛浦和館と草梁和館が作られた。

豊臣秀吉による韓国侵略の結果、国交断絶となり通信使はとだえたが、一六〇七年に再開されて一八一一年まで継続された。この際、対馬藩の韓国の窓口として釜山に「和館」がおかれ、韓日交易が継続されてきた。一九八三年に

姉妹縁組結縁を締結した対馬市と釜山市影島区はこうした地理的な条件を活かして、行政交流ゼミナール、職員の相互交換研修を行っており、官・産・学の国際交流協定を結んでいる。

対馬市は影島区との交流を過疎化が進む中、停滞しつつある経済の活性化に繋げる目的で積極的に取り組んでいる。対馬市が市のPRと日韓交流の拠点として「対馬釜山事務所」を運営しているのはこうした事情をよく物語っている。一方、影島区は対馬との交流による経済的なメリットが期待できないことから人的交流やイベントの開催などに留まっている。最近の動きとしては二〇一二年に起きた仏像盗難事件により交流に障害が生じたものの、両自治体の協力下で日韓の「朝鮮通信使ユネスコ世界記憶遺産共同登録」が推進されるなど、交流と協力関係は深まっている。

今後の課題としては、両自治体の関係を単なる「交流関係」から多様な利害関係が絡み合う「協力関係」に発展させ、日韓の葛藤を各方面から牽制するシステムを構築するかである。こうした点をとくに韓国側の視点から分析していく。(孔)

五. 対馬市の地域おこしと釜山広域市等との地域間交流

最初に対馬の韓国との歴史的な関係を見ていく。対馬の経済は朝鮮王朝との交易にかなり依存していた。そうした両地域の交流の歴史や朝鮮通信使と対馬の関係から事実を確認していく。特に江戸時代の朝鮮通信使復活や、その継続に向けた対馬藩の暗躍を、『最後の朝鮮通信使来日二〇〇周年記念事業報告書』や、辻原登著『韃靼の馬』なども加え、釜山の「和館」の存在から、日本の鎖国の実態や両地域の交流の特徴を分析していく。

次に現在の対馬市と釜山広域市の交流を、両国の地方自治制度の改革や、とくに対馬市の資料や実情分析なども含

めて考えていく。われわれが調査のために対馬に出かけた経路も成田から釜山経由で船舶を利用して対馬に入った。このほうが便利なのである。こうした韓国からの観光客への依存度の高さやその将来に向けた可能性を分析していく。さらに対馬の特産品をいかにして韓国に輸出するかといった経済戦略にも触れてみたい。

特に経済発展が著しくメトロポリタン化する新しい都市建設にまい進する釜山広域市の現状と、少子化と過疎化に悩む対馬の韓国との経済交流にける期待やなどを軸に、現状分析を中心に報告する。とくに韓国人観光客への期待の高さと、異文化交流に付随する混乱、あるいは学術や文化を通じた相互交流の実態などを、特に対馬の視点から分析していく。そこにおける長崎県の対応についても若干触れてみたい。

最後に、今後の対馬市の、日本各地と釜山までの韓国各地を結びつけた、「朝鮮通信使文化の世界遺産登録」も踏まえた広域観光圏形成戦略についても触れることで、日韓関係の今後について、対馬市と釜山広域市だけではなく、韓国と日本を一つにつないだ広域観光圏の形成に朝鮮通信使の歴史がどのような役割を果たすことができるかといったことも合わせて考えていく。(山田)

六. おわりに

それぞれの報告を前提としたディスカッションを行い、報告の内容をまとめる。その後会場からの質問に答えて報告をまとめる。

〔追記〕 なお実際の報告は「序にかえて」でもおことわりしたように、「政経研究所のシンポジウム」では第一部の二(山田)、三(佐渡友)、三(催)、四(孔)の順序で行った。

国境地域から考える北東アジアの地域主義

佐 渡 友 哲

一．はじめに

日中、日韓の関係は現在「政冷経涼」にあり、政府間関係は冷え切り、日本企業も一部は中国から撤退し民間投資も削減される状況にある。日中韓は二〇〇八年から毎年持ち回りで首脳会談を開催してきたが、尖閣諸島をめぐる日中対立や日韓関係のきしみなどの影響で、二〇一二年五月を最後に途絶えている。政府間関係では、官僚レベルの日中韓のFTA交渉（二〇一四年九月・第五回交渉）、経済協力と政治対話を話し合う日中韓の外務次官級協議（二〇一四年九月）などによりやっと首が繋がれている状況である。日中、日韓それぞれの首脳会談も実現できていないが、二〇一四年一月の北京でのAPECでそれが実現できるかに注目が集まっている。北東アジアに見られるこのような状況は、欧州、東南アジア、北米にもない奇妙な現象といえる。

本論の目的は、しかし、日中韓の関係を政府間や政治地図からではなく、広く多様なヒト・団体・モノの交流の輪を視点に関係を再構築して、異なった見方を考察しようとするものである。そして、最近行なった釜山、対馬、与那

国島などの国境地域での調査に基づいて、これまでの交流モデルの再検証を試みることである。国境を超えた周辺諸国同士の交流が深化し、共通の利益やアイデンティティを見出して地域形成へ向かう過程について理論的な分析を考察してみたい。

一般に、国際的な地域に共通の利益、発展、アイデンティティを見出して地域秩序を形成しようとする国家間グループの思想や運動を地域主義 (regionalism) という。伝統的な定義による地域主義は、ASEAN (東南アジア諸国連合) やEU (欧州連合) に見られるように、政府の意思決定、政策により思想や運動が明確にされ、政府間の条約や協定によって公式に制度化されるものを指す。しかし本論では、政府の政策意図が伴わない場合でも、交流の深化や共通の利益・意識の形成により社会統合が進展していれば国際地域化現象と認め、そこに働いている求心力を地域主義として捉える。このことについては後述する。

なお、本論では北東アジアの核になる日中韓を中心に議



出所：「環日本海交流事典 '95-'96」創知社，1995年，19頁に基づいて筆者が作成。

【図表1】北東アジアと環日本海圏／環東海圏

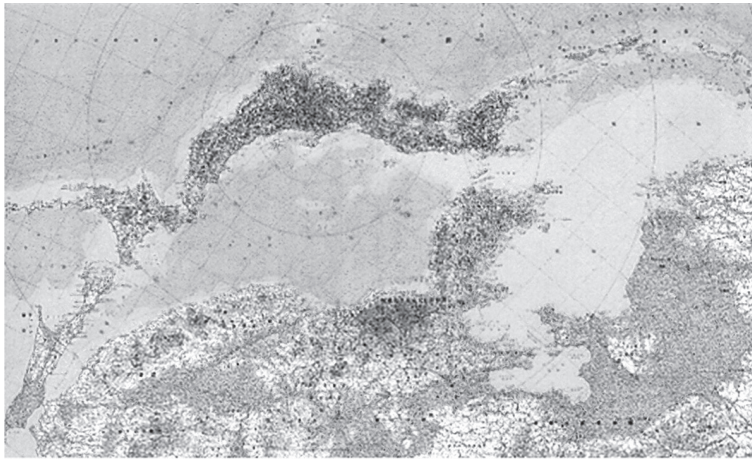
論するが、北東アジアの地理的範囲としては、ロシア極東、中国東北三省（黒竜江省、吉林省、遼寧省）、モンゴル、朝鮮半島二カ国（韓国、北朝鮮）そして日本を含む地域を念頭に置いている。

二．国境地域から考える視点

通常私たちは、日本列島を大陸から切り離した地図を使用し、天気予報や、国内各地の地理を確認する習慣がある。「国境を超える（cross-border）」という概念が日常的に希薄な「島国」の習慣であるのかもしれない。ところが【図表1】のように、日中韓、そして極東ロシアの一部を約一五〇度逆さにして描いた地図で読み解くと、違った見方ができる。この地図からは多くのことを連想することが可能で、新しい視点も思い浮かぶ。ここでは、三点に絞って解説をしてみよう

第一に、地図の中央部にある日本海（韓国名は東海・トンヘ）が、周辺国に囲まれた「湖」のように見えてくること

国境地域から考える北東アジアの地域主義（佐渡友）



出所：この地図は、富山県が旧建設省国土地理院長の承認を得て作成した地図（の一部）を転写したものである。（平成6年総使第76号）

【図表2】150度逆さの日本海／東海周辺地図

である。周辺諸国は、海洋・漁業資源、海洋汚染や環境問題あるいは安全保障問題などで「運命共同体」にあることを確認できる。中国は直接、日本海側に顔を出していないが、ロシアと中国、北朝鮮の国境にある図們江（韓国名は豆満江・トゥマンガン）で、揮春（フンチュン）が日本海側への出口の拠点都市を担っている。一九九二年に国連開発計画（UNDP）の主導のもと中国、ロシア、韓国、北朝鮮、モンゴルの多国間協力で始められた構想が図們江地域開発計画（TRADP）である。中国は琿春を国境開放都市に指定し、TRADPにより大きな港が完成すれば、ここが日本海へ出る物流の窓口になると位置付けている。現在は、吉林省や黒竜江省の輸出産物は遼寧省の大連港まで陸送しなければならぬからだ。だがこの構想は足踏み状態で、当初の計画通りには進展していない。TRADPは二〇〇五年に、大図們イニシアティブ（GTI）に名称を変え、UNDPは「主導」から地域協力の支援機関になっている。

韓国と九州の距離はそれほど遠くなく、一八〇〇年前の縄文時代から交流・交易が行われていたことが確認されており、対馬との間では一六〇七年に始まる朝鮮通信使派遣が一九世紀初頭まで続いていた。釜山―博多間の旅客高速船は日本船籍と韓国船籍の三社が三時間で結んでいる。数十年前からある海底トンネル構想は、いまだに消えることはないようだ。

第二に、北方領土から沖縄県の与那国島まで三〇〇〇キロに及ぶ日本列島の弧は、日本が「小さな島国」ではないことを確認できるということだ。北海道でスキーができるときに沖縄では海水浴をしている。これほど多様な生態系をもった島国は聞いたことがない、という英国人の発言を聞いたことがある。この地図には台湾は描かれていないが、右端の与那国島から一〇〇キロの距離にある。朝鮮半島の付け根あたりに中国の大連港がある。この港から太平洋に

出ていく船はみな、九州から与那国島までの弧の字型の島々が待ち受けていることになる。これら日本の島々が黄海の「ふた」のように見えてくる。この地図では朝鮮半島の上の方に位置する釜山港が、海上交通の要衝にあることも確認できる。釜山港の役割については後述する。

第三に、北朝鮮の地理的位置づけがよく理解できる点である。中国は韓国と直接、陸路でつながっていない。中国は「後ろ盾国家？」として、北朝鮮とは長い国境線を共有し、人的交流もこの国境線の橋が使われる。この地図でいうとその国境線の下に遼寧省の瀋陽がある。二〇一四年一〇月に行われた日朝協議の会場となった都市である。瀋陽は北朝鮮からも近く、日本の総領事館が置かれているところでもある。地理的にも機能的にも、日朝協議にふさわしい場所である。日朝協議といえ、この地図にはないが、最近モンゴルが日本と北朝鮮の間に入る調整役として注目されている。北朝鮮とも国交があるモンゴルは、日本とも相撲だけではない、政府間関係が築かれている。現在、東京にいる駐日モンゴル大使は、前任地が平壤であった。日本政府は、拉致問題を含む北朝鮮の情報をモンゴル経由でも収集している。モンゴルの大統領は、各国の仲介役になることを自ら公言している。

三. 三つの仮説モデルを考える視点

筆者はこれまでに、北東アジアの地域形成について、政府間経済協力モデル、自治体間交流モデルなどいくつかの仮説モデルを提示してきた。⁽¹⁾ここでは次の三つの仮説モデルを提示してそれらの検証を試みたい。

第一に、国境を超える地域間交流 (local to local) モデルの視点である。冷戦終結後の一九九〇年代から、日本海／東海 (トンヘ) 側の諸都市の自治体、経済界、大学、シンクタンクなどが中国、韓国そしてロシアの都市との新しい

交流の時代に入ったという見方である。第二に、日本海／東海周辺の国境地域でヒト・モノによる新しい交流圏が形成されているという地域交流圏 (sub-region) モデルである。

そして第三に、国境を超えるヒトの往来、貿易や経済交流の進展が、やがて政府間の FTA (自由貿易協定)、首脳外交にまで発展するという機能主義 (functionalism) モデルである。欧州に見られるように、石炭鉄鋼の共同管理から市場統合、通貨統合、政治統合へとそれぞれの機能が積み上げられて最終的に地域統合が完成するという仮説を適用したものである。北東アジアや東アジアでは、研究者からはこの理論的枠組みは否定される傾向にあるが、まだ十分な検証がなされているとはいえない。とはいえ機能主義モデルの検証には、より多くの時間を必要とすることになり、また今回の現地調査によって直ちに検証され得るものではない。次に、前述の三つのモデルを北東アジアの地域形成に即して取り上げることにする。

四．地域間交流 (local to local) モデル

冷戦の終結により北東アジアを取り巻く国際情勢も大きく変貌し、日本海／東海も「緊張の海から平和の海へ」変容を遂げるようになった。この頃、日本海側の都市では、経済人や研究者の間から「三結論」が聞かれるようになった。①中国とロシアの「資源」、②日本と韓国の「技術」、③中国・北朝鮮の「労働力」、の三つが結合すれば新たな局地経済圏が誕生するというものだ。この地域でそれぞれ資源、技術、労働力が有機的に結びつけば、北東アジアの「最後のフロンティア」が新たな経済成長の地域になるという希望である。実際、政治状況も、ロシアの中央集権能力の低下、ロシアと中国における市場経済への移行という変化があった。そして中国は北朝鮮との友好関係はそのま

まに、一九九二年に韓国と国交を樹立した。朝鮮半島における南北分断という状況は残ったが、しかし「三結」という新たな視点が登場したことになった。

こうした情勢変化を背景に、日本、中国、韓国、北朝鮮、ロシアの諸都市において、行政、経済、文化、学術、スポーツなどの国境を超えた交流が活発化し、特に日本では、「環日本海経済圏」という用語がよく聞かれるようになった。当時の筆者の観察では、「環日本海交流時代」がやってきた、という印象であった。だが、こうしたブームと運動は太平洋側の諸都市ではほとんど聞かれることはなかったように思う。日本海側の諸都市でなぜこのような環日本海交流運動が起こったのかについては、次のような説明ができると考えている。①日本海沿岸都市の住民がもつ辺境意識からの脱却と新しいアイデンティティの確立への期待、②それらの都市住民による「地域の国際化」と民際交流への期待、③自治体相互間の国境を超える交流とネットワーク形成への期待、④日本海沿岸都市における中・小規模の企業にとつての国際経済活動参加への期待、⑤物流・人流インフラの整備・拡充による地域住民生活の利便性への期待、⑥新しい生活圏としての環日本海地域の将来へ期待、⑦ひとつの生態系としての環日本海環境圏への注目、などが挙げられる⁽²⁾。

自治体間の地域間交流は、二国間の姉妹都市ばかりでなく、多都市間のネットワークも形成している。極東ロシアと日本の沿岸都市から三〇人以上の市長が二年に一回、日口沿岸市長会議を開催し、経済交流、文化交流、観光、環境問題などを議論している。これは、以前の名称「日ソ」沿岸市長会議から引き続き行われているもので、始まりは冷戦時代の一九七〇年である。兵庫県などが中心となつて一九九六年に設立された北東アジア地域自治体連合(NEAR)は、日本、中国、韓国、ロシア極東などの県、省、道、州のレベルによる自治体間の交流・協力のネットワーク

クである。

また地域のシンクタンクも対岸の諸都市との、主に経済交流を活性化することを目的に活動している。新潟市の環日本海経済研究所（ERINAⅡ一九九三年設立）、金沢市の北陸環日本海経済交流促進協議会（北陸AJECⅡ一九九二年設立）、京都府の環日本海アカデミック・フォーラム（一九九五年設立）、鳥取市のとっとり政策総合研究センター（一九九五年設立）などがある。日本の大手・中小の製造業が中国の上海や大連などへ進出することはすでに一つの流れになっているが、環日本海交流時代には、日本海に近い吉林省の長春、延吉、琿春などの各市も日本企業の誘致に力を入れるようになった。かつては南部の沿岸省・市に比べて経済発展が遅れていることを「東北現象」と呼んでいた中国も、冷戦終結後、その東北地域が対外開放・外資導入に積極的に取り組むようになったのである。

このように北東アジアの国境を超える交流を分析してみると、そこには自治体、経済団体、シンクタンク、企業、

（カッコ内の数字は発足年）

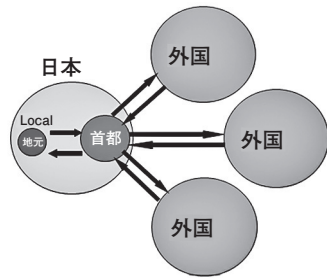
日朝友好貿易促進日本海沿岸都市会議（1972年） 青森、秋田、山形、新潟、富山、金沢、舞鶴、境港各市など21市。
新潟・北東アジア経済会議（1990年） 新潟県、新潟市、環日本海経済研究所、国連、韓国、ロシア、中国の研究機関など
日韓海峡沿岸県市道知事交流会議（1992年） 福岡、山口、佐賀、長崎各県、韓国・釜山市、全羅南道、慶尚南道、済州道
北東アジア地域自治体会議（1993年） 青森、山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根、山口各県と韓国、中国、ロシア、モンゴル各国の自治体など
東アジア（環黄海）都市会議（1993年） 下関、北九州、福岡、韓国・釜山、仁川、蔚山、中国・大連、青島、煙台、天津各市
環日本海圏地方政府国際交流・協力サミット（1994年） 鳥取県、韓国・江原道、中国・吉林省、モンゴル・中央県、ロシア・沿海州
北陸・韓国経済交流会議（2000年） 富山、石川、福井、新潟各県、韓国・慶尚北道、蔚山、大邱各市など

筆者作成

【図表3】北東アジアにおける国境を超える自治体交流

大学、学会、NGO、市民、メディア機関などによって地域間交流 (local to local) が展開されていることが明らかにされる。こうした地域間交流が北東アジアの地域形成に果たす役割はけっして小さくはないであろう。

五. 地域交流圏 (sub-region) モデル



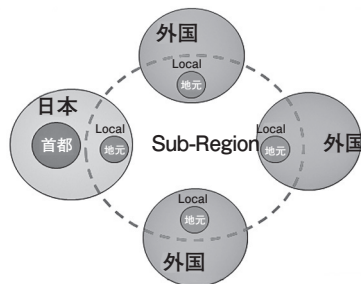
【図表4】 ローカルからの対外意識 (従来)

環日本海圏／東海圏におけるヒト、団体、モノの交流が凝集され新しい交流圏が形成されるという仮説が地域交流圏モデルである。このモデルは、環バルト海地域の交流圏を参考にしている。スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ポーランド、ドイツ、ロシア、そしてバルト三国などによって構成されている環バルト海地域は、バイキング時代の昔から交流と武力衝突の舞台であった。一四世紀にハンザ都市同盟が最盛期を迎えた頃に、対岸とのヒト、モノの交流圏が形成されていたのである。⁽³⁾

【図表4】は、冷戦時代においてローカルから見た対岸諸国をイメージしたものである。例えば日本海側の住民にとって、冷戦時代の中国やソ連は遠い存在で、もし北京やモスクワへ行く機会があっても、東京か関西の国際空港から出かけたであろう。韓国は比較的近い国ではあるが、冷戦時代には、日本海側の都市からソウルへ飛ぶ直行便は多くはなかった。日本海を挟む隣国であつても、意識の上では、その二国間を結ぶものは首都と首都の交流がその基本になっていたのではないだろうか。

冷戦終結後、状況は変容し、前述したように、自治体、経済団体、シンクタンク、企業、大学、市民など多くのアクターによる地域間交流が盛んになり、日本海側の都市に国際空港が誕生して地域住民が直接対岸諸国へ飛べるようになった。【図表5】はこうした冷戦後の状況を描いたものである。調査に出かけた釜山や対馬を例にとつて、この実態を検証してみよう。

調査で訪れた釜山広域市は、福岡市や対馬との交流を含む、グローバルな自治体外交を展開している。また、釜山港と二〇〇六年から段階を追って徐々に開港した釜山新港の巨大なコンテナターミナルには現在、六二基のガントリークレーンがあり、コンテナの取扱量は世界第五位で、東京港と横浜港を合わせた量の約二倍を誇る。ターミナルはまだ建設中で、おそらくシンガポール港を上回り世界一のターミナルになると予想される。日本の五七の港から週六一便、中国の二八港から週五三便、東南アジア二一港から週五五便、ロシアの五港から週二六便が到着する、まさに日本海／東海の物流のハブ港、北東アジアのゲートウェイである。釜山新港の有利な点は、①国際ハブ港に適した地理的位置、②大型コンテナ船の接岸可能な一六m以上の水深、③政府の政策とICT技術による価格競争力、などである。背後の物流団地には、物流倉庫やビジネススペースが確保されており、さらにその背後には二三万人を収容する住居と商業スペースが建設される予定である。⁽⁴⁾西日本の港から津軽海峡を通過する北米航路のコンテナ船は、ほとんど釜山港経由という。



【図表5】ローカルからの対外意識（現在）

人口約三万三〇〇〇の対馬には年間、その五倍の韓国人観光客が釜山から国際定期船で訪れる。日韓関係六〇〇年の歴史資源と魅力的な自然資源があるこの島は、韓国から最も安価に行ける最も近い外国である。対馬から釜山までは五〇キロで、釜山の花火大会は対馬でも楽しむことができるという。筆者が利用した釜山発の三〇〇人乗りのフェリーはほぼ満席だったが、日本人は二人だけであった。これに加え、日本の二五の空港から韓国へ定期便が運航され、年間二五〇万〜二八〇万人の渡航者が出かけ、韓国からもほぼ同人数がやってくる。こうした現地調査からも、上記の第一と第二の仮説モデルはある程度、検証できるのではと考えている。

六・機能主義 (functionalism) モデル

このモデルは、エルンスト・ハースが欧州の地域統合過程を描いた理論的枠組みで、統合は経済分野から政治・安全保障分野へと波及していくと主張する。小さな器に水が満たされると外側にある大きな器に水が溢れ出す (spillover) 過程になぞられて「スピルオーバー・モデル」と呼ばれている。このアプローチの特徴は、非戦略的領域での国境を超えたダイナミクスが戦略的重要性の高い領域での国家間の協調・協力を促すというモデルを提供していること、そして統合による新たな政治共同体が既存の主権国家に優先する「超国家主義」を志向し、そこに多くの政治的権威を移譲する⁽⁵⁾というものである。ハースより以前、一九四〇年代にデイヴィッド・ミトラニーが、郵便・電気通信・運輸・貿易などの分野で相互依存が確立し、国境を横断した機能別国際機関が成立することにより、最終的に世界共同体が創設されると主張している。国際関係論の理論研究では、このミトラニーの説を「国際機能主義」の始まりとし、ハースのスピルオーバー・モデルは「国際新機能主義 (international neo-functionalism)」と呼ばれるようになったが、本論

では単に、機能主義として解説することになっている。

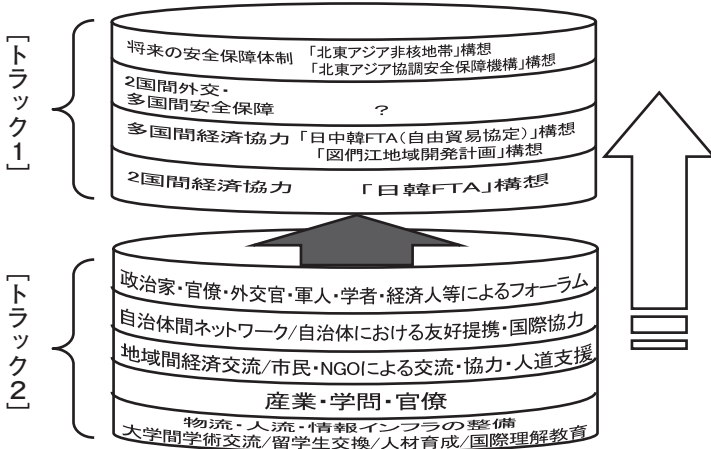
北東アジアの機能主義モデルを考察する際には、国境を超えるヒトの往来、貿易や経済交流の進展が、やがて政府間のFTA、首脳外交にまで発展するという過程をモデル化することになる。北東アジアには現在、地域統合をめざした政府間交渉は存在しないので、市民交流、貿易・経済交流などのロー・ポリティクス分野が、外交・安全保障などのハイポリティクス分野にどのような影響を与えるかに注目し、またその過程を地域形成として明らかにすることが焦点となる。【図表6】は、北東アジアにおける市民、企業、自治体などの交流から政府間関係に至るまでの多層的な交流・協力の実態を検討して、機能主義モデルの原型を提示しようと試みたものである。

すでに述べたように、北東アジアにおいてはヒト・モノの交流は進展し、大学間、企業間、自治体間の交流も盛んである。政府間の対話や交渉は「トラック1」と呼ばれるが、こうした民間、非政府の対話や交流を「トラック2」という。ここでは、非政府の様々な分野でその機能が発揮されることにより、政府間の対話を促進するかどうかに注目する。実際、日中韓三か国は、二〇一二年にFTA交渉開始を宣言し、一三年三月に第一回交渉会合を開催している。FTAは、関税をなくす品目の比率である自由化率の目標を締約国間の交渉により設定できるため、Win-Winの関係を築くことができる。日本にとって最大の貿易相手国である中国に対し、日本は年間九〇〇億円規模の関税を支払っているため、自由化の恩恵は大きい。だが一四年八月に第五回FTA交渉会合では協議が難航し、局長級、局次長級に交渉を分離することになり交渉が停滞する一方で、中韓の二国間FTAは実質妥結に向かって動き出した。確かにFTA交渉には時間がかかる。何年後に何%の品目の関税をゼロにするのか、品目はどれにするのかなど、官僚たちは山積みな書類に目を通しながら交渉をするからである。しかしFTAは、政府間の協定に

よる地域形成の端緒であり、その上位にある外交や安全保障という別の機能への入り口となり得るのである。これが北東アジアにおける機能主義モデルによる地域形成の構想である。⁶⁾

北東アジアにおける「トラック1」の中で最もハイポリティクスな課題は、地域の安全保障と北朝鮮の核問題である。【図表6】にある「北東アジア協調安全保障機構」も「北東アジア非核地帯」も、この二〇年間に政治家や研究者から提案された構想ではあるが、政府間交渉のテーブルの上に置かれたことはない。これらの構想は、いわば「トラック2」の発想であるといえる。ちなみに、政治家、官僚、学者、経済人、市民などが一同に会し、地域の政治や安全保障などについて議論する場（フォーラム）は「トラック1.5」と呼ばれることもある。前述したように、北東アジアでは、ヒト、モノの交流がすぐにFTAに結びつかず、FTAも外交や安全保障に発展する見通しがほとんどない状況である。したがって研究者からはこの理論的枠組みは否定される傾向にある。機能主義モデルの検証には、より多くの時間を必要とすることになり、また現地調査によって

国境地域から考える北東アジアの地域主義（佐渡友）



筆者作成

【図表6】北東アジアの地域形成をめぐる多層的的交流と協力

直ちに検証され得るものではない。

七．まとめと展望

これまで北東アジアの特に日中韓の三国を中心に、主に非政府間のヒト、団体、モノの交流から地域形成の可能性を検討してきた。そして、地域主義という国際関係論の用語を使って、地域に共通の利益、発展を見出して地域形成を試みる国家間グループの思想や運動を分析した。そして分かったことは、北東アジアにおいてヒト、団体、モノの交流量はかなり増大している反面、政府間の公式な交渉による地域形成については、今のところ日中韓のFTA交渉のみで、地域主義といわれるような動きは政府間では見出せないことである。だが、地域主義を思想、運動あるいは志向された「主義」としてだけではなく、より広く捉えると、北東アジアの地域形成が浮き彫りにされる。

アンドリュウ・ハレルは「地域主義」の概念を五つのカテゴリーに分類している。すなわち①地域化 (regionalization) : 政策的意図がなくとも進行する社会的・経済的相互作用の過程、②地域意識とアイデンティティ (regional awareness and identity) : 文化、歴史、伝統などの共通認識がアイデンティティを共有する、③地域的國家間協力 (regional interstate cooperation) : 國家(政府)間の取り決めによるレジームの構築、④國家主導型地域統合 (state-promoted regional integration) : 貿易自由化、関税同盟など政府の政策決定により促進される地域的經濟統合、⑤地域的結合性 (regional cohesion) : 他の地域の国々以上に地域内での多分野の組織化の進展、である。この中の①は、政府の政策意図がなくとも多様な領域での相互作用が作り出す地域化現象を提示していて、このことを研究者は「ソフト地域主義 (soft regionalism)」と呼んでいる。そしてこうした概念は「新しい地域主義」として位置付けることができる。北東アジア

の地域形成は、過去から今日までの相互作用の深化に注目しながら「新しい地域主義」の視点から再考察することができる。と考える。

最後に、これまでの議論をまとめ、展望を描いてみたい。第一に、北東アジアにおいては、筆者が提示した二つの仮説モデル、「地域間交流 (local to local) モデル」と「地域交流圏 (sub-region) モデル」は、現地調査からも検証できるのではないかとすることである。第二に、「機能主義モデル」は否定される傾向にあるが、日中韓三国間のFTA交渉の開始をきっかけに、長期的視点で検証を試みるべきである。第三に、国境を超えるサブリージョンリズム(下位地域主義)の形成には、政府機関、政府間国際組織、自治体、シンクタンク、経済界、大学、NGOなど多層・多様なアクターによる「トラック2」「トラック1.5」の対話が重要である。第四に、「北東アジア市民」という地域アイデンティティを醸成するために、メディア、教育・研修などの役割は重要である。第五に、大学や学会には北東アジアに交流ネットワークを築くことができる人材を育成するという課題があるということである。

隣国の国民同士の相互理解には、若い世代からは始める交流や教育が重要な意味を持ち、それには長い時間がかかる。東アジア共通の価値観形成と次世代の人材育成を目的に始まった「CAMPUS Asia」は、二〇一〇年に東京における第一回日中韓大学間交流・連携推進会議でその取り組みがスタートした。現在、東京から九州までの一六の国立系大学と私立大学がこのプロジェクトに関わり、留学生を受け入れている⁽⁸⁾。また民間の「ワンアジア財団」は、二〇一〇年から、将来に向けたアジア共同体の創成に寄与することを目的に、学科、教科、講座を創設するアジア各国の大学へ助成を行っている。これまで寄付講座を開設した大学は、日本四五、中国四七、韓国三四、インドネシア五など、二〇カ国に及んでいる。この他、「アジア連合大学院大学構想」「アジア人材育成機構」など北東アジアの人材育

成のための活動は活発になった。

政府間関係やメディア報道によってつくられる「想像の日中韓関係」とは違った、実像の日中韓関係を観察し検証しながら、北東アジアに「政経経熱人知」をめざした地域形成を模索したものである。

(1) 佐渡友哲「北東アジアにおける新国際秩序への模索―内発的下位地域国際協力構想の視点から―」『政経研究』第三九巻第四号、日本大学法学部、二〇〇三年、三八三―三九四頁。ここでは、国家間経済協力モデル、自治体間交流モデル、産官学ネットワークモデルを取り上げ、国家（政府）、自治体、企業、官僚、大学、シンクタンクなどのアクターを中心に交流モデルを考察した。

(2) 佐渡友、前掲論文、三八二―三八三頁を参照。

(3) 環バルト海地域交流については、百瀬宏、志摩園子、大島美穂『環バルト海―地域協力のゆくえ』岩波新書、一九九五年、五一―二七頁を参考にした。なお、環日本海地域と環バルト海地域との比較研究については、百瀬宏「環バルト海と環日本海」、多賀秀敏編『環日本海叢書Ⅰ・国境を越える実験』有信堂、一九九二年、九九―一二三頁が有益である。

(4) 釜山港と釜山新港については、釜山港湾公社 (Busan Port Authority) での聞き取り調査、HP「韓国プサン港の現状」などを参考にした。

(5) Ernst B. Haas, *The Uniting of Europe: Political, Social, and Economic Forces, 1950-1957*, Stanford University Press, California, 1968, pp.3-4. 鴨武彦『ヨーロッパ統合』日本放送出版協会、一九九二年、八四―九六頁。佐渡友哲「東アジアにおける新しい地域主義―EAC構想におけるサブリージョンとしてのGMSとNEAS―」『政経研究』第四七巻、第四号、二〇〇一年三月、二二―二二頁。

(6) 北東アジアの地域形成における機能主義モデルについては以下の拙稿を参照。Tetsu Sadotomo, "The Twenty Years' Observations in Northeast Asia: Then and Now from Japan Side Research Perspective", *The Frontiers of North East Asian*

- Studies, Vol. 12, The Association for Northeast Asia Regional Studies Japan, October 2013, pp.9-10.
- (7) Andrew Hurrell, "Regionalism in theoretical Perspective", Louise Fawcett & Andrew Hurrell ed, *Regionalism in World Politics: Regional Organization and International Order*, Oxford University Press, 1995, pp.39-45. 菅英輝' 栗栖薫子監訳『地域主義と国際秩序』九州大学出版会、一九九九年。
- (8) CAMPUS Asia の こと について 詳しい は 次の 文献 を 参照。Tetsu Sadotomo, 前掲論文' pp.12-13. [http://campus-asia.csv.okayama-u.ac.jp/about-campus-asia-program](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1292771.htm)
- (9) フォンマング財団について 次の サイト を 参照。 <http://www.oneasia.or.jp/foundation/index.html>

日本と韓国（韓国と日本）の地方分権改革と 地域活性化策の現状

——釜山広域市と対馬市の交流を中心として——

山 田 光 矢

1. 第二次世界大戦後の日本と韓国（韓国と日本）の地方自治制度改革
2. 日本の地方分権改革の歴史と特徴
3. 韓国の地方分権改革の歴史と特徴
4. 釜山広域市の地域的特徴および国際交流
5. 対馬市の誕生と地域発展策および地域交流策
6. 対馬市地域おこしと国際交流

1. 第二次世界大戦後の日本と韓国（韓国と日本）の地方自治制度改革

第二次世界大戦後、敗戦によりGHQの間接統治下に入った日本と、日本からの支配から開放された韓国は、とも

日本と韓国（韓国と日本）の地方分権改革と地域活性化策の現状（山田）

にアメリカの影響を受けながら民主的な地方自治制度の確立に向うことになった。こうした両国の戦後の民主化と地方分権を大きく分けることになったものは、戦後の冷戦構造の影響であった。特に、一九五〇年の朝鮮戦争によって戦場となり、分断国家として国境線で民族が敵対することになった韓国と、一九五一年のサンフランシスコ講和会議における「講和条約」締結により、沖縄県や奄美諸島さらに北方領土の占領という若干の例外はあるものの、統一国家として主権を回復した日本では、大きく異なった政治体制や改革の手順をもって、地方分権の拡充に向けた改革を、紆余曲折をたどりながら実践していくことになった。複雑な改革の歴史からは、地方分権改革は終わりのない政治課題であることが伝わってくる。こうした両国の第二次世界大戦後の地方自治制度改革の歴史の概要は表1のとおりである。

日本は、日本国憲法の制定と地方自治法の制定および改正を通じて、アメリカ型の民主的な地方自治制度の導入と分権型地方自治を推進していくことになった。そうした戦後改革直前の一九四五年一〇月時点では、日本の市町村は二〇五市、一七九七町、八五一八村の合計一万五二〇市町村であった。民主的な地方分権の推進と、市町村の適正規模化による効率的な地方行政の推進のためには、市町村合併が必要不可欠な課題であったことが理解できる。民主的な地方自治制度の確立の方向性を示したものの一つがシャープ勧告であり、効率的な地方自治制度は昭和の大合併によって推進されることとなった。

地方分権改革の歴史の中でも、シャープが提示した地方税制の確立、国庫補助金の原則廃止、国・都道府県・市町村間の行政事務権限の配分、行政責任明確化と市町村優先の原則は、現在でも、民主的な地方自治制度の確立のみならず、効率的な地方自治制度の推進を目的とする地方分権改革の中心課題となっている。それゆえ、ナシヨナルミニ

表1 日本と韓国の地方自治関連法規と政策年表

日		本		韓	
年	事柄	事項	事柄	事項	国
1945	終戦(8.15)	GHQによる間接統治	8.15開放	大韓民国政府誕生	韓
1946	東京都市改正・府県制改正	郡道長官・府県知事・市町村長の公選			
	市制改正、町村制改正	直接請求制度の導入			
1947	日本国憲法施行(5.3)	第8章地方自治(92-95)			
	地方自治法施行(5.3)	1947/4/17公布			
1948	警察法、教育委員会法制定	国家地方警察と自治体警察	第1共和国憲法制定(7.17)	第8章地方自治(96-97)	
	シヤウコ勅告	事務用環境、税制改革	地方自治法制定	郡・里分廳式の区域再編	
		市町村中心主義		朝鮮戦争等の影響で機能せず	
1950	地方公務員法、地方税法制定	地方自治法改正・直接請求手続整備	朝鮮戦争(6.25)		
1952	地方自治法改正	特別区長の公選制廃止(1974年復活)	丘城自治団体議会議員選挙	首長は大統領が任命	
			基礎自治団体議会議員選挙	首長は議会で互選	
1953	町村合併促進法施行	3年間の時限法・昭和の大合併	朝鮮戦争停戦(7.27)		
1956	新市町村建設促進法施行	5年間の時限法			
	地方自治法改正	政令指定都市制度創設			
1960			第2共和国憲法	第11章地方自治	
1961	新市町村建設促進法一部失効	昭和の大合併終了	軍部クーデター	地方自治に関する臨時措置法：地方議会解散	
1962	全国総合開発計画	地域間の均衡ある発展	第3共和国憲法	第3章「統治機構」第5節「地方自治：制度改革」	
1969	新全国総合開発計画	豊かな環境の創造			
1972			第4共和国憲法(維新憲法)	地方議会：国家統一まで構成せず	
1977	第三次全国総合開発計画	人間居住の総合的環境整備			
1980	第四次全国総合開発計画	多極分散型国土の構築	第5共和国憲法	地方議会の構成：法律で定める	
1987			第6共和国憲法	民主化宣言：憲法全面改正	
1988			地方自治法改正	議会設置、首長公選制	
1994	地方自治法改正	中核市制度及び丘城連合制度創設	1994年地方自治法の自治復活	議会選挙：1991年、首長選挙：その後	
1994	21世紀国土のプランニング	多極型国土構造の形成	都農複合都市行政特別法制定	地方移譲委員会設置	
1998	地方自治法改正	平政の大合併・特別市制度創設	地方自治法改正	政府確信地方分権推進委員会設置	
2003	地方自治法改正	地域自治区制度創設	地方自治特別法	住民投票法制定に伴う関係事項改正	
2006			濟州特別自治道設置特別法	濟州特別自治道移行	
2008	国土形成計画	多様な地域プロダクトの形成			
2010	市町村の合併の特例に関する法律		世宗特別自治市等設置特別法	世宗特別自治市移行	
2012					

注：韓国については、CLAIR「韓国の地方制度」、伊誠國「韓国における地方分権改革の分析」公人の友社、申龍徹「韓国行政・自治入門」公人社、李憲模「比較研究への一試論(Ⅱ)一日韓の大都市制度を中心に」[中央学院大学法学論叢]中央学院大学法学部第18巻などを参照して整理した。
 日本については、総務省HP「地方自治制度の歴史」「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」や、妹尾克敏著「地方自治法の解説 九訂版」一ツ橋出版などを参照して作成した。

マムを中心とした地域間の平準化や国や都道府県の関与の必要性と、地域的な特色を生かした地域主導の多様な地方自治の推進の必要性を考慮した、調和の取れた地方分権改革の必要性が強調されることになるのである。そうした中で、戦後日本の地方分権改革の一つとして実践されたものが、昭和の大合併や種々の広域行政圏の設定、さらに平成の大合併や定住自立圏の設定などによる基礎自治体の広域化であった。反面、現在では「地域自治組織」や「合併特定区」などの準自治体的な自治区域の設定もはじまっている。

韓国では、「周知のごとく、日本の敗戦によつて殖民統治から独立を迎えた韓国は、約三年にわたる米軍統治を経験した後、一九四八年八月一五日大韓民国という国名で名実ともに完全な独立国となる。日本による殖民統治および米軍統治という外部勢力によるほぼ四〇年間に及ぶ支配を受けてきた韓国は、独立を迎え自主的な憲法を制定するにいたる。この憲法の中には、地方自治に関する基本原則が規定された。この規定に基づき、一九四九年七月四日地方自治法が制定・公布⁽¹⁾された。しかし、当時の左右の激しい対立や、一九五〇年から五三年にかけて展開された朝鮮戦争の影響などもある、韓国では地方自治制度は有効には機能しなかつたのである⁽²⁾。韓国では一九五二年、五六年、六〇年に地方議会議員選挙が実施されたが、一九六一年の軍事クーデターによつて地方議会が解散され、一九九一年まで地方選挙は実施されなかつた。その間は軍事独裁政権による開発独裁といわれる、上からの経済成長策が実施されてきたのである。

韓国の地方自治の大きな転換点は、一九八七年の第六共和国憲法の制定と、民主化宣言を前提として実施された一九八八年の地方自治法改正にともなう地方自治制度の改革であった。これは、一九四九年の地方自治法以降の、伝統的な「都・農分離方式」を「都農複合方式」にかえる画期的な変革をもたらしたといえる改革であった。その結果、

韓国の地方自治制度は、これまでの原則一層制の首都と工業地域と、原則二層制の農村地域という複合的な地方自治制度を、首都や大都市では特別市や広域市と自治区や郡による、農村地域では道と市や郡による、全て二層制の自治制度に変革した。さらに広域行政化を進展させた結果、自治体相互間の規模は、人口や面積で見た場合には、日本のような極端な違いは見られなくなってきた。

日本と韓国の地方自治制度の相違を警察行政、消防行政、教育行政から見えていくとその相違が理解できる。日本ではシャープ勧告の影響を受けて、自治体（市町村）警察、自治体（市町村）消防を前提とした制度改革が行われたが、警察は都道府県警察となり、消防は自治体（市町村）消防となった。教育行政は公選の教育委員会制度を前提に行われることになってきたが、制度が調わなかったこともあり、現在では任命制の教育委員会制度となっている。しかも義務教育は市町村の教育委員会が中心になるものと考えられていたが、人事権を中心に都道府県教育委員会の関与の度合いが高いものとなっている⁽³⁾。

韓国の消防は、一九四六―四八年の米国軍政時代は自治消防体制がひかれていたが、韓国政府が樹立されると国家消防体制となった。一九五八年の「消防法」によって、内務部の国家警察本部内に消防課が設置され、国家警察体制に組み込まれた。一九七二年の「政府組織法」の改正をうけて、ソウル特別市と釜山直轄市は自治消防となったが、その他の市と道は国家消防となった。一九九一年の「消防法」改正をうけて、特別市・広域市と道の広域自治消防となり、消防職員の大部分は地方公務員となった。韓国の警察は、一九四八年の内務部治安局の設置により国家組織となった。一九九一年の「警察法」により、内務部（現：行政自治部）の外庁として警察庁が設立され、特別市・広域市と道単位に地方警察庁が設立されたが、警察庁が地方警察庁を指揮監督する国家警察体制が継続されることになった。

二〇〇四年の「地方分権特別法」により、自治警察制度の導入が義務づけられたが、済州特別自治道のみには自治警察制は導入されていない。教育行政は地方自治団体の事務とされているが、二〇〇六年以前は間接選挙の教育委員会が実施されていたが、「地方教育自治に関する法律」の全面改正を受けて、委員の過半数を住民が直接に選挙する制度に改革されている。⁽⁴⁾

日本と韓国の地方自治制度改革は、イギリスに類似した形の広域化を前提としている。その結果、イギリスの広域自治体をイングランドにおけるGLCと八つの地域開発公社とスコットランドとウェールズと北アイルランドの一二地区とした場合、その平均面積は二〇三〇六km²で平均人口は五〇三万人となる。韓国の広域地方自治団体の平均面積は五八八二km²で平均人口は二九四万人となる。日本の都道府県の平均面積は八〇三九km²で平均人口は二七二万人である。ただし、日本の広域自治体を一三の道州とした場合、その平均面積は二九〇六四km²で平均人口は九八三万人となる。日本の道州制案にいう一三の区域はイギリスの一二地区に近く、日本の都道府県制は韓国の広域自治団体に類似しているといえる。また連邦国家ではあるが、ドイツでは一六州の内、ベルリン、ハンブルグ、ブレーメンの三州は都市州である。これは韓国の特別市と広域市に近く、戦後日本が予定した五大都市を前提とした大都市制度に類似したものといえる。大都市制度に代わるものとして設置された政令指定都市制度は、前述のように、韓国の特別市制度と類似したものといえる。⁽⁵⁾

2. 日本の地方分権改革の歴史と特徴

日本では一九四六年の東京都制や府県制の改正を受けて、都道長官（都長官は一九四七年に都知事となり当事の安井都

長官は地方自治法の改正により初代の東京都知事となった」と府県知事公選制が導入され、都道府県が名実ともに地方公共団体となることで、地方分権型の地方自治制度が推進されていくことになった。更なる地方分権化の推進は、一九四九年のシャウプ勧告に基づいた地方自治法の改正、一九五三年の市町村合併促進法や五六年の新市町村建設促進法を通じて昭和の大合併、一九五六年の地方自治法改正における政令指定都市制度の導入などによる広域行政の推進を伴って展開された。シャウプ勧告の目的は、「税制自体の体系性と恒久性を確保するために負担の公平性と資本価値の保全を租税原則の基礎とし、間接税偏重から直接税中心に改めることであつた。そして地方税制の確立、国庫補助金の原則廃止、地方財政平衡交付金制度の創設を求めるとともに、国・都道府県・市町村の間の行政事務権限の配分を、行政責任明確化と市町村優先の原則のもとに再構成することを求めたもの」として示されている⁽⁶⁾。

シャウプ勧告を受けた改革は、その後の神戸勧告にはじまる地方制度調査会答申、第二次臨時調査会答申、地方分権推進審議会答申などにも受け継がれ、実現されていくことになった。その足跡が、地方自治法の改正を中心とした地方自治関連法規の改正や、地方自治体そのものの改革や自治制度の改革となつて表面化してきた。反面日本では、「戦後、東京都制と大都市制度が採用され、都道府県同様の機能を持つて都道府県から分離保障される特別市が、現実には一市も成立しないまま姿を消したことは忘れられないところ⁽⁷⁾です」との説明が示すように、人口百万人以上の大都市を道府県から独立した広域自治体とする構想もみられたが実現しなかった。

日本の大都市制度創設の歴史は、一九二二年に「六大都市行政監督二関スル件」が勅令として公布されたことにはじまる。しかし、地方での府県と大都市の対立が徐々に先鋭化したことから、政府は大都市への特例を拡大したが、六大都市の特別市移行は容認しなかった。一九四三年に、東京府と東京市を垂直的統合する「東京都制」が施行され

たことにより、大都市は五大都市となったが、大都市を直接内務大臣の監督下に置く特別市構想は、官選市長制となる危険があることから大都市側が同意しなかった。大都市に対する特別市制度は、一九四七年の地方自治法に規定された。そこでは五大都市が府県からの完全独立を予定したが、五大都市が存在するそれぞれの府県の反対で実現しなかったのである。

それゆえ一九五六年の地方自治法の改正により政令指定都市制度が導入された。そこでは戦前の五大都市同様に百万都市を前提とする予定であったが、当時神戸市の人口が五〇万人程度であったことから、人口要件を五〇万人以上として発足されることになった。首都は特別の制度になったものの、残りの五大都市は府県から独立することはなかった。また神戸の事情に合わせて人口五〇万人以上を前提としたことから、合併を通じた政令指定都市の建設が進み、現在では政令指定都市が二〇市存在することになったのである。⁽⁸⁾ ここでは大阪都構想が示すように、道府県と政令指定都市の対立が一部では見られるのである。

その後一九六二年からおおむね二〇〇〇年にわたる期間を対象として設定された、四次にわたる全国総合開発計画においては、「均衡ある地域の発展」を前提として、広域市町村圏や地方生活圏、大都市周辺地域広域行政圏、モデル定住圏構想、地方拠点都市地域の設定などが導入され、中心城市と周辺市町村の連携を前提とした広域行政が推進されてきた。その後第五次全国総合開発計画ともいわれる「21世紀の国土のランドデザイン」や、第六次全国総合開発計画ともいわれる「国土形成計画」が閣議決定され、国土形成計画では「定住自立圏」が設置されている。さらに一九九九年から二〇一二年にかけて平成の大合併も推進され、広域行政の推進と地方分権政策および地域発展政策が総合的な地域政策として推進されてきていたことがわかる。⁽⁹⁾

しかし、そうした地方分権化と地域の均衡ある発展策は、当初四大工業地帯の発展となり、徐々に三大都市圏一極集中をへて東京一極集中を生み出してきている。二〇一〇（平成二二）年現在の日本の人口ベスト二〇の都道府県を並べると、東京都（東京圏・関東）、神奈川県（東京圏・関東）、大阪府（近畿圏）、愛知県（中部圏）、埼玉県（東京圏・関東）、千葉県（東京圏・関東）、兵庫県（近畿圏）、北海道、福岡県、静岡県（中部圏）、茨城県（東京圏・関東）、広島県、京都府（近畿圏）、新潟県、宮城県、長野県（中部圏）、岐阜県（中部圏）、福島県、群馬県（東京圏・関東）、栃木県（東京圏・関東）となっている。この中には関東地方全都県が入っており、近畿圏も中心となる二府一県が、中部圏も中心となる三県と長野県が入っている。特に上位六県を見ると、いわゆる東京圏といわれる東京都と神奈川県と埼玉県と千葉県の全都三県（内部に五つの政令指定都市を含む）が含まれている。東京一極集中の実態はここからも理解できる。

また宮城県（東北地方）、新潟県（北陸地域）、広島県（中・四国地方）、福岡県（九州地方）が入っていることは、それらの県が各地域の中心となっていることを伝えている。日本の九ブロック（中部圏を北陸圏と東海圏に分けた）の中で、北海道（道庁のある札幌市が政令指定都市となっている）と三大都市圏を除いたところでは、それぞれ中心となる県があり、その県庁所在地などが政令指定都市となっていることがここからも理解できる。なお首都圏（一都六県）には二〇一〇年一〇月一日現在四千二百六〇万人強の人口があり、日本の総人口一億二千八百五十万人強の三三・三％の人々が住んでいる。東京都には一千二百六万人強で全人口のほぼ一〇％強の人々が住んでいる。なお近畿圏（二府四県）には一千五百万人強で一六％強の人々が、中部圏（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県）には一千五百万人強で一二％強の人々が住んでいる。¹⁰⁾日本の人口は一億二七二九万三三五五人、面積を三七万二九二五・五九平方キロメートルであり、都道府県の平均人口は二七〇万八三七四人、平均面積は七九三四・五九平方キロメートルとなる。そこには一千三百万

人超の東京から五百七十万強の鳥取県まで二倍以上の開きがある。

平成の大合併の結果、日本の基礎自治体は一九九八（平成一〇）年の六七〇市、（二三区）、一九九四町、五六八村の合計三三三二市町村が、二〇一〇（平成二二）年に七八六市、（二三区）、七五七町、一八四村の合計一七二七市町村（二七五〇市区町村）となって終了した。二〇一四（平成二六）年一月一日現在では、七九〇市、（二三区）、七四五町、一八三村の合計一七一八市町村（二七四二市区町村）となっている。七九〇市の中で人口最大の市は横浜市には三七〇万二五一人の人々が住んでいるのに対して、最小の北海道歌志内市には三九三九人しか住んでおらず、その差は一千倍近い。人口一〇〇万人超の市は一であり、人口七〇万人超の二〇の市は全て政令指定都市となっている。人口五万人以上の市は五二三で二六七の市は人口五万人未満である。そのうち三市は人口一万人以下である。面積で比較すると、二二七七・六七平方キロメートルの岐阜県高山市から、五・一平方キロメートルの埼玉県蕨市まで四百倍以上の開きがある。

七四五町の中で人口五万人を超えるのは、五万七三六人の広島県安芸郡府中町と五万一三八人の宮城県黒川郡富谷町の二町であり、最小人口の町は一一三五人の山梨県南巨摩郡早川町である。面積は一四〇八・〇九平方キロメートルの北海道足寄郡足寄町から四・〇三の大阪府泉北郡忠岡町まで、約三五〇倍の開きがある。一八三村のうち人口三万人を超えるのは、三万九一三六人の沖縄県中頭郡読谷村と三万七九八三人の茨城県那珂郡東海村の二村であり、一万人台の村も一〇村存在する。反面人口千人未満の村も三二村存在する。最小人口の村は一八七人の東京都八丈支庁青ヶ島村であり、二百倍を超える違いがある。面積を見れば、六七二・三五平方キロメートルの奈良県吉野郡十津川村から、三・四七平方キロメートルの富山県中新川郡船橋村まで二百倍近い違いがある。一口に市町村といった場合

には、人口では横浜市と青ヶ島村の間には二万倍近い開きがあり、面積では高山市と舟橋村の間には六百倍を超える違いがある。何らかの調整が必要ともいえる。⁽¹¹⁾なお、平成の大合併後の「合併特別区」や「地域自治区」等の導入は、後述の韓国が「洞・邑・面」という準自治体を設置していることとの類似性が見られる。

3. 韓国の地方分権改革の歴史と特徴

韓国の地方公共団体は、一九四九年の地方自治法が「都・農分離方式」による区域再編を実施した結果、一特別市（ソウル）と九道の合計一〇の広域自治団体と、一九市と七五邑と一四四八面の合計一五四二の基礎自治団体から構成されることになった。しかしこの地方自治制度は朝鮮戦争等の影響によりほとんど機能しなかった。⁽¹²⁾一九六一年の軍事クーデターで発足した軍事政権は、「地方自治に関する臨時措置法」を制定して首長の任命制を導入した。一九六二年には第三共和国憲法を制定し、自治関係規定の改正を通じて基礎自治団体を二七市と一四〇郡の合計一六七市・郡に再編し、一五二八存在した邑と面を準自治団体に移行させることで、一気に基礎地方自治団体を一〇%にまで減少させた。同年政府は、「釜山市政府直轄に関する法律」を制定し、釜山市を道から独立した広域地方自治団体とする新しい制度に移行させた。

韓国の産業発展に向けた軍事政権の開発独裁は、工業中心の都市を農業中心地域から分離し、そこに集中投資することにあつたといえる。それは政治的都市である首都ソウル特別市と港湾都市である釜山市を中心としたものであつた。その後、韓国の発展に伴って軍事政権は大邱市、仁川市、光州市を順次直轄市とした。これによって韓国の地方自治団体は、一層制の「ソウル特別市」や「直轄市」と、二層制の「道」と「市・郡」の異なつた制度が並存するも

のとなった。首都と産業や交易の中心である大都市と農村地域の区分が制度上も見られることになったといえる。その結果、首都と工業地域が原則一層制の広域都市自治団体となり、農村地域が原則二層制の広域地域自治組織という、二つの異なった制度が混在するものとなった。

一九八七年に第六共和国憲法が制定され民主化宣言がなされ、一九八八年の地方自治法改正によって、ソウル特別市と直轄市に置かれている「自治区」が基礎地方自治団体となり、韓国の地方自治制度は全て二層制となった。一九八九年には大田市が直轄市となり、直轄市は五となった。一九九四年には「都農複合形態の市の設置に伴う行政特例等に関する法律」が制定され、三三市と三三郡の統合が実施され、一三六存在した郡は九四郡まで減少した。また大都市である直轄市は広域市に名称が変更され、内部に基礎自治団体である郡を設置することも容認された。都市部と農村地域の総合行政の推進が可能となったのである。また、地方自治法第一〇条第二項に、「人口五〇万人以上の市に対しては、道が処理する事務の一部を直接処理させることができる」との規定がおかれ、道の内部に道からは独立しない特定市の設置が認められた⁽¹³⁾。

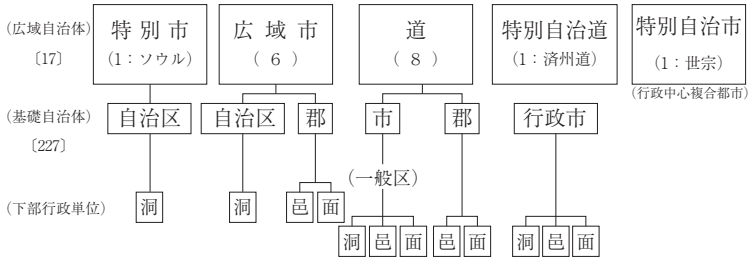
その後、地域的特長に合わせた広域自治団体の改革が行われ、済州道は特別自治道に改正され、内部の基礎自治体は廃止され一層制となった。また盧武鉉大統領の二〇〇二年の大統領選挙時の公約である、「首都圏集中抑制と国土の均衡開発を目的に、青瓦台（大統領府）と中央省庁をソウルから忠清道に移転する」の実現に向けて提案した、「行政中心複合都市建設特別法」が成立し、新しい都市「世宗市」の建設が進んだ。李明博大統領は二〇一〇年に「世宗特別自治市設置法」の制定を受けて、二〇一二年に世宗特別自治市が設置された⁽¹⁴⁾。なお韓国の地方自治団体の変遷は表2のとおりであり、韓国の地方自治体の現状は図1のとおりである。また、韓国の地方自治団体等の現状は表3、

表2 韓国の地方自治団体の変遷

年	広域自治団体			基礎自治団体							備考			
	特別市	直轄市 広域市	道	特別自治道	特別自治市	小計	市	郡	自治区	邑		面	小計	合計
1949	1		9			10	19	[34]		75	1448	1542	1552	市・邑・面が基礎自治団体
1962	1		9			10	27	140				167	177	市・郡：基礎自治体。邑・面：準自治団体移行
1963	1	1	9			11	30	139				169	180	釜山直轄市誕生（釜山市政府直轄市に關する法律）
1981	1	3	9			13	46	139				185	198	大邱市、仁川市：直轄市に昇格
1986	1	4	9			14	57	139				196	210	光州市：直轄市昇格
1988	1	4	9			14	56	138	46			240	254	特別市、直轄市の自治区：基礎自治団体となる
1989	1	5	9			15	67	137	56			260	275	大田市：直轄市に昇格
1995	1	5	9			15	67	94	65			226	241	都農複合都市行政特別法（1994年制定、95年改正）
1997	1	6	9			16	71	94	69			234	250	蔚山市：広域市昇格
2006	1	6	8	1		16	75	86	69			230	246	清州道：特別自治道移行・2市2郡廃止
2012	1	6	8	1	1	17	74	84	69			227	244	世宗特別自治区発足
2013	1	6	8	1	1	17	75	83	69			227	244	1郡が市に昇格

注：森法子「韓国の地方自治制度の沿革」「韓国の地方自治」CLAIR、伊誠國「韓国における地方分権改革の分析」公人の友社、申龍徹「韓国行政・自治入門」公人社等を参照して整理した。

図1 韓国の地方自治体



広域市：釜山広域市、大邱広域市、仁川広域市、光州広域市、大田広域市、蔚山広域市
 道：京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道
 市：75 郡：83 自治区：69

表4のとおりである。

現在の韓国の広域自治団体は、ソウル特別市と六広域市と八道と特別自治道、特別自治市の合計一七団体となっている。特別市・広域市・自治市には二千三百万強（約四七％）の人々が、道と自治道には二千七百万人強（約五三％）の人口が住んでいる。特別市と広域市の中で最大の人口は一千万人強のソウル特別市であり、最小は人口一一五万人強の蔚山広域市で、九倍弱の差しかない。最大人口の道は一千二百万人強の京畿道であり、最小人口の道は百五十万人強の江原道であって、その差は八倍弱ではない。ただし、ソウル特別市と仁川広域市と隣接する京畿道を含めたいわゆる首都圏には、二五一三万二五九八人が居住しているのであり、韓国の全人口の五〇％強が首都圏域に集中していることがわかる。第二の区域は釜山広域市と蔚山広域市に隣接する慶尚南道で構成される圏域で、そこには八〇〇万五〇五四人（全人口のほぼ一六％）が居住している。このふたつの圏域に韓国の全人口の約三分の二が居住しているのであって、韓国の大都市圏域への人口集中の激しさが認められる。軍事政権の開発独裁策が、この二つの地域を中心に韓国の経済発展を考え実践されてきたことが伝わってくる。

韓国の基礎自治団体の中で、特別市と広域市におかれている自治区をみる

表3 韓国の地方自治団体等

	広域自治団体			基礎自治団体					下部行政単位		
	人口	面積	自治区数	平均人口	平均面積	郡の数	平均人口	平均面積	邑	面	洞
ソウル特別市	10,195,318	605.21	25	407812.72	24.21		114566.00	218.27	2	3	209
釜山広域市	3,538,484	769.67	15	228261.20	36.76	1	184366.00	426.60	3	6	130
大邱広域市	2,505,644	883.68	7	331611.14	65.30	1	43395.50	291.67	1	19	126
仁川広域市	2,843,981	1040.82	8	344648.75	57.19	2					94
光州広域市	1,469,216	501.18	5	293842.20	100.29						77
大田広域市	1,524,583	540.25	5	304916.60	180.05						44
蔚山広域市	1,147,256	1060.19	4	23485.400	75.77	1	207840.00	757.12	4	8	44
世宗特別自治市	113,117	464.84							1	9	1
小計	23,337,799	5865.84	69	[338226.07]	[55.01]	5	[118712.6]	[403.07]	11	45	1,104
	人口	面積	市の数	平均人口	平均面積	郡の数	平均人口	平均面積	邑	面	洞
京畿道	12,093,299	10170.91	27	436117.14	265.39	4	79534.00	3005.35	32	109	406
江原道	1,538,630	16873.50	7	159364.00	686.43	11	38473.45	1097.14	24	24	74
忠清北道	1,565,628	7406.17	3	328607.33	673.45	9	61423.11	598.42	15	87	51
忠清南道	2,028,777	8204.00	8	190465.87	620.74	7	72150.00	462.58	24	137	44
全羅北道	1,873,341	8066.77	6	255397.00	516.26	8	42619.88	621.15	14	145	82
全羅南道	1,909,618	12266.87	5	209998.40	505.79	17	50566.24	572.82	33	196	67
慶尚北道	2,698,353	19028.74	10	214554.30	976.70	13	42523.85	712.44	36	202	93
慶尚南道	3,319,314	10534.80	8	351609.00	530.60	10	50644.20	629.00	20	177	121
小計	27,026,960	92551.76	74	[310377.31]	[521.56]	79	[51380.24]	[683.00]	198	1,148	938
济州特別自治道	583,713	1849.29	行政市	(地方自治団体ではない)	2市が存在：济州市・西帰浦市	84	[55,388.12]	[665.98]	216	1,198	2,073
合計	50,948,272	100,266.89	143	[318,873]	[668.23]						

注1：CLAIR「韓国の地方自治」2008年3月（第1章「韓国の地方自治制度の沿革」、参考資料「広域自治団体の概要」「基礎自治団体の概要」は2014年改訂）を参照して作成した。

注2：[]内の数字は平均値である。

表4 韓国の広域自治団体における自治区や市と郡の人口と面積

	広域市等の人口	自治区の人口	郡の人口	広域市等の面積	自治区の面積	郡の面積
ソウル特別市	10,195,318	10,195,318		605.21	605.21	
釜山広域市	3,538,484	3,423,918	114,566	769.67	551.40	218.27
大邱広域市	2,505,644	2,321,278	184,366	883.68	457.08	426.60
仁川広域市	2,843,981	2,757,190	86,791	1040.82	457.48	583.34
光州広域市	1,469,216	1,469,216		501.18	501.18	
大田広域市	1,524,583	1,524,583		540.25	540.25	
蔚山広域市	1,147,256	939,416	207,840	1060.19	303.07	757.12
世宗特別自治市	113,117			464.84		
小計	23,337,599	22,630,919	593,563	5865.84	3415.67	1985.33
	道の人口	市の人口	郡の人口	道の面積	市の面積	郡の面積
京畿道	12,093,299	11,775,163	318,136	10170.91	7,165.56	3005.35
江原道	1,538,630	1,115,422	423,208	16873.50	4,804.99	12068.51
忠清北道	1,565,628	1,012,820	552,808	7406.17	2,020.35	5385.82
忠清南道	2,028,777	1,523,727	505,050	8204.00	4,965.95	3238.05
全羅北道	1,873,341	1,532,382	340,959	8066.77	3,097.56	4969.21
全羅南道	1,909,618	1,049,992	859,626	12266.87	2,528.95	9737.92
慶尚北道	2,698,353	2,145,543	552,810	19028.74	9,767.02	9261.72
慶尚南道	3,319,314	2,812,872	506,442	10534.80	4,244.77	62900.03
合計	27,026,960	22,967,921	4,059,039	92551.76	38,595.15	53956.61

注：CLAIR「韓国の地方自治」2008年3月（第1章「韓国の地方自治制度の沿革」、参考資料「広域自治団体の概要」「基礎自治団体の概要」は2014年改訂）を参照して作成した。

と、最大人口の区はソウル特別市にある六七万三二一五人が住んでいる松坡区で、最小人口の区は釜山広域市の四万八一四八人が住んでいる中区であり、約一四倍の開きがある。面積で比較した場合、最大は二二二・九平方キロメートルの光州広域市の光山市であり、最小は二・八二平方キロメートルの釜山広域市の中区であり、その差は七九倍となっている。ただし自治区では二〇〇平方キロメートルを超えるものは光山区だけであり、一〇〇平方キロメートルの自治区も八しかない。また面積が一ヶ台の区は五、人口が一〇万人未満の区も六しかなく、その中の四つの区は人口が一〇万人未満、面積が一ヶ台である。中区を含むこれらの四つの区は極端に小規模な自治区といえることができる。五五の区は人口と面積の差は一〇倍以内におさまっている。

大都市圏内の五つの郡では最大人口は蔚山広域市の蔚州郡で二〇万七七八四〇人、最小人口は二万三九人の仁川広域市の壅津郡である。面積も最大は七五七・一二平方キロメートルの蔚州郡、最小は一七一・九九平方キロメートルの壅津郡である。そこには人口で約一〇倍、面積で約四倍となっているが、両者を除くとさほど大きな差はないといえる。

道にある市の人口と面積の差異を見ると、最大人口は一二万二五八人の京畿道の水原市、第二位が一〇九万一四七一人の慶尚南道の昌原市で、百万人台はこの二市だけである。最小人口の市は四万九四九三人の江原道の太白市であり、最大と最小の差は二二倍強となっているが、人口一〇万人未満の市は九市だけであり、残りの市の差は一〇倍未満におさまっている。最大面積は一五二一・八七の慶尚北道の安東市、最小面積は三三・三一の京畿道にある九里市であり、最大と最小の差は四五倍強となっている。しかし、面積一平方キロメートルを超える市は九市に過ぎず、そのうち五市は慶尚北道に集中している。また面積が百平方キロメートル未満の市は一二市であるが、そのうち一一

市は京畿道に集中している。それ以外の市の差は一〇倍以内におさまっている。

道の郡の最大人口は一万五一〇四人の忠清南道の扶餘郡、最小は一万六七三人の慶尚北道鬱陵郡であり、その差は一四倍強であるが、人口一〇万人を超えるものは四郡に過ぎず、人口一万人台は二郡、二万人台も九郡に過ぎず、残りの郡の差は三倍程度におさまっている。面積では、最大は一八一九・六七平方キロメートルの江原道の洪川郡、最小は六〇・七平方キロメートルの忠清南道の錦山市であり、その差は三〇倍弱であるが、面積一千平方キロメートルを超える郡は八郡に過ぎず、そのうち五市は江原道に集中している。また面積が百平方キロメートル未満の郡は二郡に過ぎない。それゆえそれ以外の郡の差は一〇倍以内におさまっている。⁽¹⁵⁾

4. 釜山広域市の地域的特徴および国際交流

釜山広域市は、高麗時代は蔚州東萊県に属する漁村で富山浦とよばれていた。一三六七年に戦略的な軍事要衝であることから富山鎮がおかれ、一三九二年に釜山地域は東萊府となった。一四〇二年の『太宗実録』には「富山」と記載されていたが、一四七〇年の『成宗実録』には「釜山」という名称が用いられた。その後は富山と釜山が混用されてきたが、一四八一年の『東国輿地勝覽』以降「釜山」が一般的に用いられるようになったといわれている。一五世紀はじめには富山浦にもどり、日本人居留地である「倭館（浦所倭館）」が設置された。一五九九年には、日本に対する外交政策遂行上の重要拠点的位置のため、再び東萊府に昇格している。一七世紀に入り、朝鮮王朝と江戸幕府の交渉が復活すると、龍頭山一帯に対馬藩の草梁倭館が設置され、釜山と対馬は両国の交流と交易の窓口となった。一八七六年に国際貿易港となり、一八七七年の日朝修好条規（江華条約）によって、仁川港や元山港とともに日本との交

易の拠点となった。一八九五年に慶尚南道がおかれるとその道庁所在地となり、一九一〇年の日韓併合により釜山府に改称された。

第二次世界大戦後の韓国における地方自治改革の中で、一九四九年に釜山府は釜山市となり、新たに機張郡を編入し区域を拡大している。朝鮮戦争でソウルが陥落したことから、一九五三年まで大韓民国の臨時首都でもあった。一九五七年に出張所を区に改名したときには六区構成となった。一九六三年一月一日に釜山直轄市となり数次にわたる市域拡大を行った。一九七五年に七区となり、一九八九年には一二区まで市域を拡大した。一九九五年一月一日には一二区のみで釜山広域市になり、その後も市町村合併により一五区一郡となった。釜山広域市は韓国第二位の人口を要する大都市である。ソウル特別市は面積六〇五・二一平方キロメートル（全国の〇・六％）のなかに一千四万人強（全国の二〇・八％）の人々が住んでおり、釜山広域市は面積七六六・一二平方キロメートル（全国の〇・七六％）のなかに三四一万人強（〇・六八％）の人々が住んでいる。釜山広域市は人口では韓国第二位の港湾都市ということになるが、ソウル特別市への一極集中の激しさがわかる。¹⁶

最初の直轄市として発展してきた釜山広域市は、韓半島の東南に位置し、天恵の良港とされる釜山港を母体に発達してきた、韓国第一の港湾都市であり、コンテナ取扱量では世界第五位を誇る大規模な港湾都市である。前述のように、鎮国政策をとっていた韓国にあって釜山港は、一八七六年に国際貿易港として開港され、翌年には日朝修好条規によって仁川や元山とともに日本にむけて開港された三港の一つである。釜山広域市には、既存の港として、いわゆる釜山港である釜山国際旅客ターミナルがある北港、国内最大の漁業前進基地である南港、主に沿岸漁獲物を扱う多大浦港、水産物や沿岸貨物の取扱い港である甘皮港の四港があるが、現在はアジア各地と北米を結ぶ荷物の積み替え

拠点であり、これから延びると思われるアジアとヨーロッパを結ぶ北極航路における物流を担う「釜山新港」が建設され、現在も拡張工事が続いている。北港は釜山駅前に移設される予定であり、国際旅客ターミナルとしての更なる発展が見込まれている⁽¹⁷⁾。

こうした釜山の発展を後押ししたものが、「この法律は、経済自由区域の指定及び運営を通じて、外資系企業の経営環境と外国人の生活条件を改善することで、外国人投資を促進し、さらに国家経済力を強化し、地域間の均衡発展を図ること」(第一条)を目的として、二〇〇二年に制定された「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法(経済自由区域法)」である。同法は金大中大統領の「北東アジアにおけるビジネスハブ国家実現のための基本青写真」を踏まえてまとめられた「北東アジアにおけるビジネスハブ国家実現案」を土台としたものである。制定時の法律には第五条に「経済自由区域委員会は、経済自由区域の指定に関する審議と決定にあたって、外国人の投資誘致及び定住の可能性、国際空港・国際港湾・広域交通網・情報通信網・用水・電力等の基盤施設、環境的に健全で持続可能な発展の可能性等の事項を考慮する」との規定がおかれていたことから、当初は仁川と釜山と光陽の三ヶ所が候補地とみなされていたのである⁽¹⁸⁾。

経済自由区域法の目的を受けて「経済自由区域委員会は」、二〇〇三年八月一日に「仁川経済自由区域」(仁川広域市・延寿区・中区・西区)を、同年一〇月二七日には「釜山・鎮海経済自由区域」(釜山広域市・江西区、慶尚南道・鎮海市)と「光陽湾圏」(全羅南道・麗水市・順天市・光陽市、慶尚南道・河東郡)を指定している。その中で釜山・鎮海経済自由区域は「世界五位の物流量処理を誇る釜山港と連携する、四五の船隻(席)を有する新港を建設し、先端産業団地と国際産業団地の造成、外国教育機関と外国病院の設立、観光レジャー団地の建設、グローバル化した労働制度

の定着、外国資本市場の先進化、各種の業務処理に対する外国語サービスにより韓国政府の東北アジアにおける経済中心戦略を推進する礎になります⁽¹⁹⁾として、開発の方向性を明確にしているのである。この指定を受けて釜山広域市は開発計画を推進しているのである。なおその後には法改正があり、全国に均等に経済自由区域が設定されているのであり、その概要は表5のとおりである。

こうした経済発展計画を受けて、釜山広域市は自らを「前途洋々たる都市」と位置づけ、そのシンボルとして「菜山国家工団」や「釜山新港湾建設」と巨大商業娯楽施設である「センタムシティ」の開発を中心的な計画をして掲げているのである。さらに釜山の未来をリードする映像、情報、観光などの戦略産業を育成し世界と交流することを通じた「21世紀国際交流拠点海洋都市」にむけた発展を意図している。それゆえ釜山広域市のイメージとブランド価値を更に高揚して世界都市へと挑戦することにかけて、二〇〇二年には「釜山アジア競技大会開催」と「ワールドカップサッカー大会」を、二〇〇三年には「世界合唱オリンピック大会」を、二〇〇四年には「ITU総会を、二〇〇五年にはアジア太平洋首脳会議（APEC）を、二〇〇一年には「釜山世界援助開発会議」を開催したのである。その後の行事としては、アジアを代表する釜山国際映画祭、釜山ビエンナーレ、釜山国際ロックフェスティバル、釜山世界花火祝祭等を開催している。

釜山広域市は今後の発展の目標として、「釜山経済発展のための十大ビジョン」を提示している。その第一が「北東亜のハブ港湾に育成…釜山港Ⅱ高付加価値物動量創出型先進港湾へと躍進」であり、開港以来最大事業の新港建設を通じた、世界的に競争力を備えた北東亜の中心港湾とした躍進を目指しているのである。新港の開発は二〇一一年までに二二船席の埠頭施設を完成させ、二〇一五年までには三〇船席規模の埠頭施設の完成を目指している。第二の

表5 韓国の経済自由区域

	仁川経済自由区域	釜山・鎮海 経済自由区域	光陽湾圏 経済自由区域	黄海経済自由区域
位置	仁川広域市 (延寿区、中区西区)	釜山広域市(江西区) 慶尚南道(旧鎮海市 現：昌原市鎮海区)	全羅南道(麗水市 順天市、光陽市) 慶尚南道(河東郡)	忠清南道(唐津市、牙山 市、瑞山市)京畿道 (平澤市、華城市)
面積	132.91km ²	52.90km ²	77.71km ²	4.39km ²
指定日	2003.8.11	2003.10.27.	2003.10.27.	2008.4.25.
空港・港湾	仁川空港 仁川港	釜海空港 釜山新港	光陽港 麗水空港	平澤港 唐津港
基本構想	ビジネス・金融他	国際物流・先端産業他	国際物流・製造業他	自動車部品・半導体他

	大邱・慶北 経済自由区域	セマングム・群山 経済自由区域	東海岸圏 経済自由区域	忠北経済自由区域
位置	大邱広域市、慶尚北道 (慶州市、永川市) 竜雄市、浦項市)	セマングム干潟 全羅北道(群山市 扶安郡)	江原道 (東海市、江陵市)	忠清北道 (清原郡、清項市)
面積	22.01km ²	28.61km ²	8.25km ²	9.08km ²
指定日	2008.4.25.	2008.4.25.	2013.2.4.	2013.2.4.
空港・港湾	大邱国際空港	群山港 セマングム新港	襄陽国際空港 東海	清洲国際空港
基本構想	IT産業・先端輸送部品他	自動車・造船・機械他	先端素材部品・物流他	ハイテク産業・航空産業他

注：Korean Free Economic Zones (<http://www.fez.go.kr/jp/what-is-free-economic-zone.jsp>) を参照して作成した

ものが「国際産業物流都市造成・洛東江下流の江西地域Ⅱ未来型先端産業都市（釜山経済中興の革新拠点）に変貌」であり、釜山新港、国際空港、釜山新港の整備や国際複合物流団地などの開発を目指している。第三のものが先述の「釜山港（北港）再開発・釜山港（一三〇余年の歴史）の変貌」である。第四が「映画・映像タウン造成・国際的競争力のある映画・映像産業を集中的に育成」、第五が「釜山金融中心市建設・特化金融機能を持つ金融クラスター形成」、第六が「東釜山観光コンベンションクラスター造成」、第七が「釜山市民公園」造成・駐韓米軍基地（五三万㎡・ハヤリヤ敷地）、第八が「東南圏広域交通網整備・釜山の位相と役割が拡大」、第九が「金海空港加徳移転・二四時間空港の建設」、第十が「夏季オリンピック誘致・釜山の国際ブランド向上+世界一流都市跳躍の画期的転換点」である。インフラの整備を通じた国際的な発展が釜山広域市の目標であることが理解できる。²⁰⁾

それゆえ釜山広域市の国際交流の実態を見ると、日本第二位の都市である大阪市と友好協力都市協定を締結しており、姉妹都市を見ると、高雄市やシカゴのようにその国の第二位の都市との交流や、高雄市も含まれるが、ロサンゼルスやリオデジャネイロや上海などの港湾都市との交流が盛んである。その中で、釜山広域市と日本の諸都市との関係を見ると、中心となっているものは下関市や福岡市との交流である。下関市とは一九七六年に釜山市で姉妹提携書に署名している。この背景には一九七〇年から釜関フェリーが運航されていたことがあげられる。さらに一九九二年からはコンテナ船が就航している。両市は一九九二年四月に公務員相互派遣協定を締結し交流を進めている。二〇〇六年八月には姉妹提携三〇周年記念行事を下関で開催した。福岡市とは一九八九年一〇月に福岡市で行政協定都市交流のための協定書に署名し、二〇〇七年二月に釜山市で姉妹提携を締結している。福岡市は韓半島と中国大陸に一番近い大都市であり、昔から大陸文化の受け入れの窓口であり交流が続いていた。一九九〇年九月には公務員相互派遣

協定を締結し、交流の質を高めている。まさに釜山市と下関市福岡市を中心とした地域に大きな交流圏が形成されているのであり、対馬市はこの交流圏の最西端で釜山広域市の島影区や蔚山広域市の蔚州郡などと小規模な地域交流を継続している地域としてとらえることができる。⁽²¹⁾

5. 対馬市の誕生と地域発展策および地域交流策

六八五二の島嶼から構成される日本には、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島を除いた六八四七の離島がある。日本の総面積三七万八千平方キロメートルのうち、本島の面積は三六万二千平方キロメートルであり、離島の総面積は一万六千平方キロメートルで、国土の約四・二%である。離島の中の有人島は、三一四で国土面積の二%の七五九四平方キロで、平成一七年の国勢調査では全人口の約〇・五%の六九・二万人が住んでいる。ただし、法定有人島で見ると、それは全国で二五四島であり、全国最多の五一(二二%)の離島を有する長崎県では、総面積四一〇五・三三平方キロメートルの三八%の一五五〇・六九平方キロメートルの離島に、総人口一四二万六七七九人の九・六%にあたる一三万六九八三人が住んでいる。平成二三年の長崎県の「しまの人口減少に歯止めをかける」と、平成二五年の「長崎県離島計画」を比較すると、二島が無人島となり、離島全体では一万六一四四人の人口減少が認められるのである。この長崎県の離島の中で最大の面積を有しているのが有人島六島から構成されている対馬島である。⁽²²⁾

この九州最北端で日本海の西側に位置する、南北八二キロメートル、東西一八キロメートルの対馬島を中心とする対馬市は、島の最北端から計ると博多市とは一四七キロメートル離れているが、釜山広域市とは四九・五キロメートルしか離れていない。島の端から端まで行くよりは釜山広域市が近いのである。このように対馬市は韓国から最も近

い外国なのである。対馬市は約一〇〇の島から構成されているが、有人島は対馬島・海栗島・泊島・赤島・沖の島・島山島の六島だけである。最大の対馬島の面積は七〇八・六六平方キロメートルであり、八五四平方キロメートルの佐渡島、七二二平方キロメートルの奄美大島に次ぐ日本で三番目に大きな島である。また属島を含む面積は約七〇九平方キロメートルである。

対馬市の母体となったものは厳原藩であり、それは一八七一（明治四）年の廃藩置県において厳原県となったが、すぐに伊万里県に合併され、翌年には長崎県に移管された。一八七八（明治一）年には上県郡に四五村、下県郡に一〇町六四村が存在していた。一九〇八（明治四二）年四月一日の「島嶼町村制」の施行をうけて、現在の対馬市にあたる各村が発足した。下県郡には厳原村・久田村・豆酸村・佐須村・鶏知村・竹敷村・船越村・仁位村・奴加岳村がおかれ、上県郡には峰村・仁田村・佐須奈村・豊崎村・琴村がおかれた。一九一九（大正八）年四月一日には厳原村に町制が施行され厳原町となった。一九五五（昭和三〇）年の町村合併では、当時存在した一三町村が、厳原町、上対馬町・美津島町、豊玉村・峰村・上県町、久田村・豆酸村・佐須村の四町五村の九町村となった。一九五六（昭和三二）年に厳原町・久田村・豆酸村・佐須村が合併して厳原町となり、その後、豊玉村が豊玉町に峰村が峰町となった。この厳原町・美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬町の六町は二〇〇四（平成一六）年に合併し対馬市が誕生した。

二〇一四（平成二六）年の人口は三万三千五百五人である。二〇一〇（平成二二）年現在の産業別人口は、第一次産業従事者が三三五七人で全体の二一・六五%となっている。その中で、農業従事者は五八五人で三・七七%、林業が一七三人で一・一%、水産業が二五五九人で一六・七%となっている。第二次産業従事者は一九〇一人で全体の一二・

三二%となっており、鉱業従事者は九人で〇・〇一%、建設業は一三九一人で八・九七%、製造業が五一〇人で三・二九%となっている。第三次産業従事者は一万二二三人で全体の六五・九二%であり、卸売・小売業には二二二九人の一四・三七%、サービス業には四八〇一人の三〇・九六%、公務には一七二九人の一一・一五%が従事している。その他は七〇二人の四・五三%、分類不能の産業は一七人の〇・〇一%が従事している。⁽²³⁾ 全国平均は、第一次産業が四・〇%、第二次産業が二三・七%、第三次産業が七三・三%であり、対馬市の第一次産業従事者比率は全国平均の四倍強、第二次産業従事者比率は約半分であり、第一次産業の比率の高さがわかる。

二〇一三年度の対馬市の一般会計当初予算を見ると、前年度より一九億四〇五〇万円(六・三%)増加した、三二七億九千万円の総予算額の中で、自主財源である市税は二七億八八五九万円(八・五%)、繰越金は六億八六六一万円(二・一%)、その他が七億七八八一万円(二・四%)であり、全体の一三%に過ぎない。依存財源のうち、地方交付税は一五〇億二八〇六万円(四五・八%)、国庫支出金は三八億一〇〇八万円(一一・六%)であり、国からの移転財源は全体の五七・四%であって、全体の半分以上を占めている。さらに長崎県の支出金は二四億七七八二万円(七・六%)となっている。残りは六七億七七〇〇万円(二〇・七%)を占める市債とその他の四億四三〇三万円(一・三%)となっている。

予算の中の大きな支出項目として、「産業・経済」、「環境・自然」、「国際交流・観光」、「教育・生涯学習・文化」、「医療・保険・福祉・健康」、「交通・市民協働・住環境・安全」の六項目がかかげられている。前半が地域おこしや環境保全といったものを中心となっており、後半は住民の日常生活が対象となっている。「産業・経済」は「地場産業の振興と観光の連携」と「商業集積の高度化・魅力向上」と「U・イターン等 定住化対策の促進」の三項目が掲

げられている。また「国際交流・観光」では「韓国をはじめとする東アジア都市との国際交流の促進」や「独自の観光資源を生かした交流人口の拡大」や広域交流を支える交通アクセスの強化」が掲げられている。

「産業・経済」の代表的な地域おこし策としては、一億二六二五万円の支出が予定されている、「農林産物の島外への系統出荷にかかわる輸送費用について三分の二の助成を行うこと」で、生産者への還元を図ることを「目的とした」「輸送コスト助成事業」や、四二二八億円を計上している、「対馬しいたけ再生プラン」に基づき、生産量増加に向けた生産団地の整備や品質向上に向けた機械等の整備及び生産技術向上に向けた各種施策を実施」を目的とした「対馬しいたけ再生プラン事業」などがある。「商業集積の高度化・魅力向上」では二億二〇九万円を計上している「しま共通地域通貨発行事業」が目を引き、さらに地域活性化策の一つとしてまた「U・イターン等 定住化対策の促進」には、「U・イターン推進事業」や「21世紀の漁業担い手確保推進事業」、「新規就業者定着促進事業」があり、若者の定住促進による地域活性化に腐心している状況が伝わってくる。²⁴⁾

韓国と対馬の観光を中心とした交流が活発化するきっかけとなったものが、一九八八―八九年にかけて行われた竹下内閣の「ふるさと創生事業」であった。合併前の上対馬町では、政府からの交付金一億円に地元の経済人の寄付を加えて「あをしお号」を建造し、一九八九年に上対馬町の日田勝港と韓国釜山港を結ぶ不定期航路を就航させたのである。一九九一年には「平成通信使交流」として釜山広域市島影区と友好交流事業に着手している。一九九九年には厳原と釜山を、二〇〇一年には比田勝と釜山を結ぶ国際定期高速船が就航することになり、二〇〇二年には厳原に韓国資本のホテル二軒が営業を開始した。対馬と韓国の交流における質的な変質の流れがみてとれる。

こうした流れの中で、二〇〇三年に対馬は「しま交流拡大特区」として構造改革特区の一つとなった。特区の概要

は「対馬は、韓国とは地理的にも歴史的にも関係が深く、また壹岐対馬国定公園に指定されるなど豊かな自然に恵まれている。この地域特性を生かし、現在韓国釜山との定期航路の開設を行うなど、韓国との国際交流を柱に地域振興に取り組んでいる。今回、韓国人観光客の短期滞在査証の発給手続の簡素化や、長崎県立対馬高校における韓国学に重点を置いた構造改革特区研究開発学校設置事業の規制の特例を導入することによって、更なる交流人口の拡大と、受け入れ態勢の整備を可能とし、観光振興などによる地域の活性化を推進するものである」というものであり、対馬の韓国との交流にかける期待の大きさが伝わってくる。⁽²⁵⁾

二〇〇四年の対馬市誕生に先立って、特区構想と並行する形で考えられてきた、対馬六町合併協議会の「新市建設計画」の基本的な構想は、「アジアに発信する歴史海道都市対馬―創造と交流のニューフロンティア・アイランドを目指して―」であった。このキャッチフレーズは、二〇〇六年作成の『第一次対馬市総合計画』『対馬市基本構想』の第一章「対馬市の新しい姿」の第二節「理想の町『将来像』」においても、二〇一一年の『第一次対馬市総合計画』(後期計画)においても、二〇一三年の『長崎県離島振興計画』においても活用されている。⁽²⁶⁾このことは、対馬市の地域発展構想の一つに、アジアとの交流がすえられていることを示したものと見える。

対馬市は二〇〇七年の「頑張る地方応援プログラム」に参画し、「島の元気再生プロジェクト」を立ち上げた。その「目的、概要」には「対馬市の地域経済は、これまで主に水産業と公共事業に支えられてきましたが…略…水産業の現状はきわめて憂慮される状況にあること」や、「離島振興法等により公共事業が積極的に展開され、その結果島内の建設事業は、多くの市民が生活の糧を得る産業として」成り立ってきましたが、「国の三位一体の改革や公共事業の抑制策がとられるようになり…略…多くの市民が職を求めて島外に流出」している現状を強調し、「具

体的な成果目標」を、地域経済の振興策では「しいたけ生産トン数」などを、観光交流の推進では「イベント集客数」を、定住環境の整備では「市民協働事業参加市民数」とし、自立と交流の地域づくりを目指すことを強調している。プロジェクトを構成する具体的な事業・施設として、「地域経済の振興（二次産品のブランド化推進・企業誘致及び起業支援の推進）」と「観光交流の推進（国際交流イベント開催支援）」と「定住環境の整備」をにかけている。プロジェクトは三年で終了したが、事業が継続されていることは対馬市の予算から読み取れる。このように対馬市は、合併前後から国際交流を前提とした地域経営策を実践しているのであり、韓国との交流を重視している姿勢を強調している²⁷⁾のである。

6. 対馬市の地域おこしと国際交流

対馬市のまちづくりの三本の柱は、二〇〇三年の「新市建設計画」から表現こそ違っているものほとんど変わりはなく、『第一次対馬市総合計画』で強調されたものは、「多彩な自然を生かした元気産業づくり」、「東アジアに輝く交流の島づくり」、「快適で安心して暮らせる生活環境づくり」であった。それは前述の「頑張る地方応援プログラム」でも受けつがれ、同様の趣旨が強調されていたものでもある。第一の元気産業づくりでは、島の主力産物である水産業の振興策が中心とならざるを得ないが、現在進行しているものの一つが、「対馬しいたけ再生プラン総合対策支援事業」である。対馬には一九七三（昭和四八）年の全国しいたけ品評会で一位・二位を含む一七点が入選、一九八六（昭和六一）年には天皇杯を受賞した歴史がある。それを受けて二〇〇五年から五年計画の「対馬しいたけとことん復活プラン」を策定し、二〇一一年からは「対馬しいたけやんこも再生プラン」を策定して現在に至っている。島の産品

のブランド化の一つであるといえる。⁽²⁸⁾

林業に関しては、二〇一二年一月二十九日に、「対馬木材、韓国へ売り込み本格化」と題した報道がなされている。そこには、「県、県林業公社、対馬林業組合は二十八日、県営林と林業公社の対馬産ヒノキの韓国への輸出を始めた。県営林からの輸出は初めてで、この日は同市の峰港から五一二〇本が送り出された。三月ごろにも第二弾を輸出する予定で、韓国への木材売り込みを本格化させる方針だ。…略… 県は木材の約九割を輸入している韓国に着目。市場調査で、韓国では曲がった木材も内装材として需要があり、円高であつても国内に比べて販売価格が高く設定できることが分かった。距離も近く、輸送コストが他の地域より安く抑えられることもあり、本格的な輸出に踏み切った」との記載があり、島の取り組みが紹介されている。

実際には対馬島内の木材は、平成二二年にスギが、二三年と二四年にスギとヒノキが韓国に輸出されていることから、今後の発展が望まれる産業として育成していく計画を持つていようである。対馬市は韓国への木材輸出に興味をもっている。その理由として、韓国人の富裕層は日本人と同じように戸建を望んでおり、一部では日本式家屋希望者も多いことから、二〇一四年にソウル特別市の板橋(バンギョ)地区に木材モデルハウス建設を計画していることをあげ、韓国での木材ハウスの需要が増加すれば対馬の木材輸出の販路が拓け、対馬の林業と関連産業の発展が見込めるとの期待があることを強調していた。⁽²⁹⁾

ただし、現在の対馬市が韓国との交流で最も期待しているものは観光客の増加である。一九八九年の対馬国際ライオン「あおしお号」の比田勝港と釜山港の不定期航路の就航にはじまる対馬市と釜山の交流は急速に拡大している。韓国人の対馬への興味も、一九九九年の韓国人来島者が二十人台であつたものが、二〇〇八年にはその後若干減少に転

じたが、二〇一二年には前年の五万人台から一挙に一五万人台まで急増していることから理解できる。

二〇〇八（平成二〇）年二月の「長崎県統計課分析資料」の平成一九年の韓国人観光客の経済効果を見ると、韓国人観光客数は六万五千人強で、二一億六千万円強の島内消費を生み出している。これによって長崎県の県内生産誘発額は二八億九千万円強となっており、就業誘発数は三四二人で雇用誘発数は二六六人となっている。これが二〇一二年には韓国人観光客数が一五万人強で、日帰り来島者は三二%となっており、三三億三千万円強の島内消費をうみだしている。県内の生産誘発額は約三九億八千万円となっており、就業誘発数は五二五人で雇用誘発数は三九三人強となっている。二〇一二年の予算を見ると、一般会計は二八六億円強であるが、市税収入は二七億五千万円強であり、地方交付税は一五一億五千万円強であり、自主財源は一割程度となっている。自主財源額を超える韓国人観光客の消費は島の大きな収入源となっていることが理解できる。³⁰⁾

韓国人観光客はウォーキングと釣り客が多く、日帰り客も少なくなかった。それゆえ対馬市は、韓国とも国際交流拡大策として、厳原港祭り（アリラン祭）、チング音楽祭、国境マラソンin対馬などさまざまな交流イベントを開催し、宿泊客の増加に力をそいできているのである。一〇一二年の長崎県の観光統計を見ると、「平成二四年は、震災の影響からの回復に加え、『光と灯り』をテーマにした誘客が奏功したことや、全国和牛能力共進会長崎大会が開催されたこと、対馬を訪れる韓国人を中心に外国人観光客の増加がみられたことにより、過去一〇年間で最も高い伸び率となった」と記載されているように、対馬市はもとより長崎県全体の観光客数から見ても、対馬市と釜山市を中心とした観光交流の大きさが分かる。具体的には、「対馬の二〇一二年の観光客数は八七万人、前年比プラス三二・一%で二一万人の増加」となっている。観光客延数は八六万五八六九人で、日帰り客数が二二万二九一二二人、宿泊客延滞

在数が六四万二九五七人であり、平均宿泊数は一・八七日である。⁽³¹⁾

対馬への出入国者数を法務省統計から見ると、比田勝港は一六万三九一七人（空港・港湾では全国一五位、空港を除くと全国三位、厳原港は一四万四七九一人（同一七位・四位）であり、対馬空港は二二九八人で全国六三位となっている。合計三一万五六五八人の中の九六%の三〇万五〇六九人は外国人の出入国者数である。対馬市の人口の約九倍の外国人（主として韓国人）が対馬を出入りしているのである。韓国人観光客の五八%は日帰り客であるが、一泊二日と二泊三日がそれぞれ二〇%、三泊四日が二%となっており、韓国人観光客の延べ人数は五〇万六四一五人で、全体の旅行者の約六〇%を占めているのである。日本人観光客の増加も大きな課題ではあるが、現実的には韓国人観光客をいかにして取り組むかも大きな課題といえる。韓国人観光客の消費行動を見ると、支出予定は一〇万円以上が一〇%、三万円以上が一三%、一万円以上が二三%、一万円未満が五四%となっているが、実際の支出は平均一万六千円であり、最高で五万円であった。消費額が低い理由の第一は「お金を持ってきても買うものがない」であった。⁽³²⁾

こうした状況への対応策の一つとして二〇一四年に計画されたものが「きらめきで繋ぐ国際交流」をかかげた「対馬国境花火大会」であった。大会は一〇月二六日に実施され、対馬市上対馬町西泊にある三宇田海水浴場周辺の会場から花火が打ち上げられ、釜山広域市の市民も日本の花火を楽しんだ。これは対馬から見える釜山大花火大会の翌日に、日をまたいで双方で花火を楽しむことで交友を深めようとする企画であった。二〇〇〇万円の予算のうち半分は国の離島活性化交付金を活用した。花火大会には地域グルメ店である、「富士宮焼きそば学会」（静岡県富士宮市）、「備後府中焼きを広める会」（広島県府中市）、「田川ホルモン喰楽部」（福岡県田川市）、「小倉焼うどん研究所」（福岡県北九州市）、「大村あま辛カレーうまか隊」（長崎県大村市）、「小浜ちゃんぽん愛好会」（長崎県雲仙市）、「対馬とんちゃん部隊」

(長崎県対馬市)も参加した。⁽³³⁾

対馬では五年前から「当地グルメ」を紹介することで観光客誘致をはかっていた。その一つとしてご当地グルメの交流を行っており、今回の花火大会では二つのイベントのコラボレーションが花を飾った。韓国人にも楽しんでもらえるイベントとなっていた。また今回の出展団体を見ると、九州(長崎県と福岡県)が中心ではあるが、静岡県や広島県の参加もみられた。これらの地域を結び付けるもの一つに、朝鮮通信使がたどった経路がある。こうした活動と朝鮮通信使の史跡めぐりが結びつくことよって、対馬の広域観光における位置づけは高まるものと考えられる。まさに朝鮮通信使を通じた地域おこしこそ対馬市の今後の発展の一つの起爆剤になるものといえる。

そうした交流の中で、現在対馬市が韓国のみならず国内・国外の観光客誘致のプロジェクトとして取り組んでいるものの一つが、「朝鮮通信使の歴史を通じた国際交流」である。その最終目的は「朝鮮通信使の世界文化遺産登録計画」である。江戸時代までの日本は対馬藩を韓国との交流拠点としており、韓国側も釜山に倭館の設置を認め交流の拠点としていた。両地域そして両国の交流はさまざまなものをわが国にもたらした。そうした歴史的・文化的交流の足跡を一大観光資源にしようというのが対馬市の計画であり、一九九五年に対馬市は「朝鮮通信使縁地連絡協議会(縁地連)」を、「日韓親善友好の歴史的資産である「朝鮮通信使」を支えた。誠信の交隣」を基本姿勢にして、21世紀の「アジア太平洋時代」とりわけ「日韓新時代」の重要性を見据え、朝鮮通信使に関わりのある縁地で結成する。これにより、各地に残る歴史史料等について研究を重ねるとともに、各地域の振興をはかりながら広域縁地間の連携を強めるとともに「アジアの共生」の理念から韓国内縁地との交流を促進し、ひいては日韓の友好親善に寄与すること」を目的として結成したのである。二〇〇三年には韓国の「朝鮮通信使文化事業推進委員会」と「共同推進協定書」を

締結し、二〇一一年の「最後の通信使（対馬聘礼）二〇〇周年」の年に、「釜山文化財団」と「共同推進協定書」を再締結している。両国の協力体制が整ったことから、二〇一二年から両国で協力して、朝鮮通信使を世界記憶遺産に登録する活動に取り組んでいる。

対馬市は、歴史と文化遺産を活用した国際的取り組みを地域おこしの柱の一つとして認識し実践している。対馬市は二〇一二年（平成二四）年一〇月一日に「朝鮮通信使特別講演会〜ユネスコ登録への道〜開催（対馬）」を開催し、同年一〇月には釜山市において世界記憶遺産登録のための国際シンポジウムを開催するとともに、一月には京都市において縁地連臨時総会を開催して世界記憶遺産登録推進を確認している。二〇一三（平成二五）年一月三〇日には日韓議連合同総会が開催され、「両国議員連盟は、朝鮮通信使の世界遺産登録および日韓交流の共同チャンネルの実現に向けて協働する」との共同声明文を採択した。朝鮮通信使の日韓共同での世界記憶遺産としてのユネスコ登録は、二〇一五年の日韓国交正常化五〇周年における友好関係修復の象徴となると考えられている。⁽³⁴⁾

また対馬市の国際交流を支えているもう一つのが、JET（The Japan Exchange and Teaching Programme）の導入である。これは、地方自治体が総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）の協力の下に実施しているものであり、希望する地方公共団体に、外国語指導助手（ALT）や国際交流員（CIR）あるいはスポーツ国際交流員（SEA）を派遣するものである。国際交流員（CIR：Coordinator for International Relations）は、主に地方公共団体の国際交流担当部局等に配属され、国際交流活動に従事するものであり、その職務内容から高い日本語能力を有すると認められたものである。現在対馬市には三名の国際交流員が派遣されている。韓国人二名は厳原の観光物産推進本部と上対馬観光物産事務所（比田勝港がある）に、中国人一名が観光物産推進本部で仕事をしている。

彼女たちの主な任務は、文書等の翻訳、イベント等の通訳業務、市民対象の語学講座の開催である。彼女らは対馬市の国際交流や交易を背後から支える仕事をしているだけではなく、韓国・中国の文化や習慣など国際理解講座の開催を計画している学校や団体での要請に応じたさまざまな活動を行っている⁽³⁵⁾。

このように対馬市は釜山広域市を中心とした韓国との経済交流や観光を中心とした人的交流を中心とした地域発展策を考案し実施しているのである。対馬市と定期便が就航している韓国の釜山広域市と博多市の相互交流から見れば、その傍流に位置するような、サブ・リージョンとしての地域相互交流の一断面に過ぎないという側面もみられるが、国境周辺に位置する過疎の離島における相互交流としてはかなり期待の持てる地域発展の一つの成功しつつある例として、その今後に期待したい。

本論分は縦書きのため、各種資料の数字については、多くの場合アラビア数字を漢数字に変更して記載していることをはじめにお断りしておきたい。

- (1) 李憲模「比較研究への一試論(Ⅱ)―日韓の大都市制度を中心に―」『中央学院大学法学論叢』中央学院大学法学部第一八巻、二〇〇四年
- (2) 尹誠國『韓国における地方分権改革の分析』公人の友社
- (3) 新藤宗之『教育委員会』岩波新書、一四四五文部科学省HP参照
- (4) CLAIR『韓国の概要』第八章「地方自治」参照
- (5) 拙編『地方自治論』弘文堂、八一〇頁参照
- (6) 地方財政情報館『財政用語小辞典』「シャープ勧告」(kwwww3koshigaya.bunkyo.ac.jp/wiki/index.php)

- (7) 妹尾克敏『地方自治法の解説 九訂版』一ツ橋出版、一八五頁
- (8) 北村 亘『政令指定都市』中公新書三二二四、中央公論社、二三―三三三頁参照
- (9) 総務省HP「地方自治制度の歴史」市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/index.html）や、妹尾・前掲書、拙著「市町村合併と広域行政」『政経研究』第四十六巻第三号六四頁表4参照
- (10) 東京都HP「東京都の統計」<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/suikai/js-index4.htm>）、総務省HP「都道府県別人口と人口増減率」(前掲) なかやを参照し整理した。
- (11) 日本の市町村の人口と面積については「今日は悠々・都道府県市町村」(<http://uub.jp/>) を参照して整理した。
- (12) 尹・前掲書
- (13) CLAIR「韓国の地方自治」、申龍徹『韓国行政。自治入門』公人社、尹・前掲書、李・前掲論文等を参照し整理した。
- (14) CLAIR「メールマガジン二〇一二年一月」や「世宗特別市」(<http://www.sejong.go.kr/global/jp/HappySejong/FORSejongHistory.jsp?sessionid>) 参照
- (15) 韓国の地方自治団体に関する数字については、CLAIR前掲書(参考資料) 広域自治団体の概要と、(基礎資料) 基礎自治団体の概要を参照し整理した。
- (16) ソウル特別市HP (<http://japanese.seoul.go.kr/>) や釜山広域市HP (<http://japanese.busan.go.kr/HomeMain.do>)、外務省「大韓民国」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/>)、釜山広域市庁での聞き取り調査の内容などを参照して整理した。
- (17) 釜山広域市庁や釜山港灣公社 (Busan Port Authority) での聞き取り調査やそのときの配布資料等を参照して整理した。
- (18) 小川昌代「経済自由区域法」国立国会図書館『外国の立法 二一五』(<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/215/21510.pdf>) 参照。なお法律の改正については、周藤利一訳「韓国の法令」『経済自由区域の指定及び運営に関する特別法』(<http://www.lij.jp/info/hourei/kankoku/kei/kei023.pdf>) を参照された。
- (19) Korean Free Economic Zones (<http://www.kez.go.kr/jp/what-is-free-economic-zone.jsp>) を参照して作成した。

- (20) 釜山広域市市庁や釜山広域市庁での聞き取り調査の内容などを参照して整理した。
- (21) 釜山広域市市庁(日本語版)参照
- (22) 国土交通調査室・山口広文「離島振興の現状と課題」国立国会図書館『調査と情報』二〇〇九年二月二六日、一一二頁と、長崎県『しまの人口減少に歯止めをかける ～あらたな離島振興策の提言～』平成二三年九月、長崎県企画振興部『長崎県離島振興計画』平成二五年五月を参照して整理した。全国の数字は「離島振興の現状と課題」を、長崎県の数字は「長崎県離島振興計画」を用いた。これは両者の数字がかなり異なっているためであり、長崎県内の数字は長崎県の資料を対比する必要があったためである。
- (23) 対馬市HP (<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/>) や聞き取り調査での配布資料等を参照し整理した。
- (24) 対馬市HP 「平成二五年度予算」
- (25) 対馬観光物産協会HP 「対馬の歴史一覽」(<http://www.tsushima-net.org/history/chronicle.php>) 「しま交流拡大特区」(<http://www.kantei.go.jp/singi/tiki/kouzou2/kouhyou/031128/68.pdf>) 「構造改革特別区域計画」(<http://www.kantei.go.jp/singi/tiki/kouzou2/kouhyou/031222/066.pdf>) 参照
- (26) 対馬合併六町協議会「新市建設計画」(<http://www.gappet-archive.soumu.go.jp/db/42naga/176-tusima/kkeikaku.pdf>) 長崎県離島振興計画」(<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2013/09/137811774.pdf>) 参照
- (27) 「頑張る地方応援プログラム」(<http://war.pnd.go.jp/infondlp/pid/283520/www.soumu.go.jp/ganbaru/>) 参照
- (28) 慶應義塾大学のFC研究所『対馬市プロジェクト』(<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2013/08/1375316176.pdf>)、対馬市HP 「平成二三年度『農林水産部』組織目標No22」参照
- (29) 西日本新聞二〇一二年一月二九日朝刊。実績は対馬市『対馬市森林づくり基本計画(修正案)』平成二五年 (http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/images/moridukuri_jinnkai/morisuyuseian6.pdf)、現状は対馬市での聞き取り調査で得たものである。
- (30) 対馬市HP (<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/>) や聞き取り調査での配布資料等を参照し整理した。

- (31) 長崎県観光振興課『長崎県観光統計平成二四年(一月～二月)』観光振興課平成二五年六月一日(<http://www.pref-nagasaki.jp/koho/hodo/ypfile/20130613152954.pdf>)
- (32) 内容は『対馬の歴史紹介』『対馬の出入国者の現状と課題』(<http://tsushima-tokusan.com/shiseki/>) を参照して整理した。数字は法務省HP「二〇一二年法務省 港別出入国者数統計」(http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_jichiran_nyukan.html) を参照した。
- (33) 花火大会については対馬市HP「平成二六年度対馬花火大会のお知らせ」、日本経済新聞『「国境の島」対馬、花火で日韓親善 一〇月に釜山から見える大会』(二〇一四年九月一三日朝刊)、NHK『地方発ドキュメンタリー』『対馬とプサン 国境を超えた花火』(二〇一四年一月一日放送) 等を参照し整理した。
- (34) 対馬市HPや対馬観光協会HP「対馬の歴史一覽」や朝鮮通信使縁地連絡協議会HP (<http://enchiren.exblog.jp/>) 等を参照して整理した。なお『通信』とは、お互いに信(よしみ)を通わしあうという意味」であり、「朝鮮王朝はこの外交使節のことを『日本通信使』と呼んだ」のである(中尾宏『朝鮮通信使―江戸日本の誠信外交』岩波新書一〇九三、ii頁)。
- (35) 対馬市HPや「JETプログラムによろしや」(<http://www.jetprogramme.org/j/introduction/positions.html>) 参照

釜山広域市と福岡市の地域間交流

崔 永 鎬

一・はじめに

今日中央政府間の外交関係が行き詰っている最中であるにも拘らず、釜山と福岡の間における地方自治レベルと民間レベルでの交流は着実に進められていると思われる。何よりも地理的隣接性と経済的必要のため、地域間交流の伝統を維持しており、数え切れないほど多様な行事と構想がニュースで一般に知られている状態である。最近になって観光客などの短期訪問者の数は減っているものの、一九九〇年代から両市の間で行われてきた公務員の相互派遣は現在も相変わらず続いており、二〇〇八年からは「超広域経済圏 mega-regional economic area」構想の実現に向け経済協力協議会が設けられ今も健全に活動している。また両市の間には、企業間のビジネス交流のみならず市民団体や大学による民間交流も盛んに行われている。

釜山と福岡との交流に関する先行研究は、一九九〇年代から多様な研究が行われてきているが、大別すると(1)船舶と航空による人的交流についての研究、(2)文化行事などの文化交流についての研究、それから(3)超広域経済圏の構想

と主に物的交流についての研究に、分けることができるだろう。その中で注目に値するものを取り上げるならば、(1) 人的交流についての研究としては、Park Jong-Hyun (一九九五)⁽¹⁾を筆頭として、樗木武ら(二〇〇九)⁽²⁾・福岡アジア都市研究所(二〇一〇)⁽³⁾・成恩希(二〇一〇)⁽⁴⁾などであろう。(2) 両都市間の文化交流についての研究としては、それほど目立たないが、二〇〇六年の次世代育成をテーマとした張済国の研究と二〇〇九年の文化交流を扱った福岡市教育委員会の研究がある⁽⁶⁾。それから経済的交流についての研究としては、一九九五年朴仁鎬が「日韓海峽経済圏」という構想を提唱して以来⁽⁷⁾、様々な分野において研究がなされてきている。特に経済的交流についての研究では韓国語による研究が多くみられる⁽⁸⁾。また日本語の研究も少なくないが、九州大学の韓国経済研究会編集の論文集に発表された高木直人(二〇〇九)⁽⁹⁾と加峯隆義(二〇一二)⁽¹⁰⁾の研究は、釜山と福岡の地域間経済交流の実体をみる上で、豊富な情報を与えるものと考えられる。

本文では、先行研究を踏まえながら、第一に、最近の統計に基づき両都市間の交流の現況を総体的に把握するとともに、地域間交流の現況と限界について概略的に述べたい。第二には、両市の行政機関どうしの交流を紹介する。特に協力事業推進委員会の会議資料の中で盛り込まれている事業を中心に、行政交流の実態を紹介したい。第三には、釜山韓日文化交流協会を実例に、釜山からの市民団体レベルでの交流の実例を紹介する。同協会は一九八七年一月結成されて以来、福岡市との青少年交流・「ASIAN FRIEND」の発行・文化行事の共催など、多彩な民間交流をリードしている。今年日本大学法学部の研究グループも同協会を一度訪問したことがあるが、本研究者は再び同協会を訪れ役員とのインタビューを行った。釜山と福岡との民間交流の現況と問題点についての聞き取りの結果を記しておきたい。また、第四には霊山大学のフィールド学期プログラムを実例に、大学レベルでの交流を紹介する。

私の所属大学は、日本語を学んでいる学生を主な対象にして、二〇一三年春から二ヶ月間福岡に滞在させ、授業の一環として市場調査と民間交流とを推し進めている。学内の学生からの反響もよく、教育の効果も優れている。時折、発表者が今年四月から六月まで、引率教授としてこのプログラムに携わった経験もあり、青少年の国際交流の意義や限界について、肌で感じたものを報告したい。

二．釜山広域市と福岡市における人的・物的交流の実態

地理的隣接性により釜山と福岡の間においては、人々の交流の始点を確定できないほど、その交流の歴史は非常に深いものである。現代において釜山広域市と福岡市が正式に姉妹都市として協定を結んだのは、二〇〇七年二月二日のことである。釜山広域市国際協力課の資料によると、一九八七年福岡市の市長（桑原敬一）が釜山市を訪れた際、はじめに両市の姉妹都市結縁の意向を明らかにしたと記録されている。その後にも一九八九年まで、七回にわたって福岡市の副市長・市議会議長・議員団によって姉妹都市結縁の要請があつたという。したがって釜山広域市は一九八九年韓国政府（内務部）に承認を要請したが、外国との姉妹都市の協定は不可能であるとしながら、行政交流のための相互合意文の交換は可能であるという回答を得たという。その結果、一九八九年釜山広域市の市長（安サンヨン）が福岡市を訪れ合意文を渡した。その後韓国政治の民主化と地方自治の発達により、韓国においても国際姉妹都市の協定締結に妨げになるものがなくなり、二〇〇七年両市の間で姉妹都市結縁協定が結ばれたという。

協定の締結後、両市の間では実際の人的・物的交流を活かしたいという行政側の動きが活発になってきた。もつとも典型的な動きとして現れたのは、二〇〇八年三月釜山広域市の市長から釜山・福岡市との間で超広域経済圏形成を

推進しようという提案がなされ、同年一〇月に福岡市で、両市の行政機関・商工会議所・経済界による「経済協力協議会」が設立されるに至ったことである。釜山広域市は、その直後から釜山発展研究院と九州経済調査協会との共同研究をはじめとした、様々な分野での専門家会議と実務者会議とを主導していくほか、二〇〇九年八月には超広域経済圏形成のための四つの基本方向、九つの戦略、それから二三の細部推進事業と六四の当面課題をまとめた。このような行政側の動きとともに、釜山広域市は二〇〇八年一二月企画研究チームを起し、二〇一〇年二月『釜山・福岡超広域経済圏形成促進に関する研究』とその『要約報告書』を、両方韓国語の資料として発表した。この『研究』の序文には、釜山発展研究院の先任研究委員を責任者として、同研究院内部の研究者五人と外部からの共同研究者一人による、一年余りの短期間で大規模の基礎研究であったという、研究チーム・推進経過などが書かれている。

なお『要約報告書』は、両市の経済現況に関する統計を出しているが、その中で韓国と日本に占める両市の経済規模として、両市の人口は両国の二・九％であるが、生産高は一・九％に過ぎないと指摘している。統計作成のために、日本語による資料として、日本内閣府の『県民経済計算年報』・経済産業省の『工業統計表』・門司税関の『九州経済圏の貿易』・総務省の『日本統計年鑑』・九州経済調査協会の『図説九州経済』、それから韓国語の資料として、韓国統計庁の『韓国統計年鑑』などが参考されたとしている。『要約報告書』(二〇一〇)でまとめられている二〇〇五年と二〇〇六年の間の両市の経済現況は、次のとおりである。

この統計は、二〇〇五年と二〇〇六年に限った統計であるが、そろそろ一〇年近く経過している今日においても、韓国・日本に占める釜山・福岡の経済規模の比率は、それほど変わっていないと思われる。釜山広域市と福岡市が手を組んで「超広域経済圏構想」云々しているのは、韓国・日本の全体に占める経済規模の大きさからではなく、両国

〈表－1〉 釜山広域市と福岡市の経済現況（2005年と2006年）

	面積 (km ²)	2005年 人口		2005年 総生産額		2006年 工業出荷額		2006年 貿易額			
		規模 (千人)	構成 (%)	規模 (億ドル)	構成 (%)	規模 (億ドル)	構成 (%)	規模 (億ドル)	構成 (%)	輸出額 (%)	輸出額 (%)
韓国＋ 日本	477,601	176,550	100	57,232	100	36,236	100	18,331	100	9,578	8,753
韓国	99,678	48,782	27.6	8,073	14.1	9,779	27.0	6,348	34.6	3,255	3,094
日本	377,923	127,768	72.4	49,159	85.9	26,457	73.0	11,982	65.4	6,323	5,659
釜山＋ 福岡	1,106	5,039	2.9	1,090	1.9	376	1.0	449	2.4	248	201
釜山	765	3,638	2.1	457	0.8	326	0.9	167	0.9	81	86
福岡	341	1,401	0.8	633	1.1	50	0.1	281	1.5	167	114

釜山広域市と福岡市の地域間交流（崔）

の経済規模が首都圏に集中している反面、地方の経済が疎外されているという、地域経済の危機状況の認識及び中央経済圏によるコムプレクスから脱却したい、という両市とも念願から出されたと思われる。ところが、現実に中央政府からの支援や補助に頼らざるを得ない地方政府の立場としては、このようなコムプレクスをありのまま積極的に表に出すわけには行かず、ただ相手の都市に対して協力による経済規模の拡張を訴える「慰め合い」に止まっているのではないかと私は思う。つまり、地域経済の置かれた危機に関してはある程度認識し合っているにも拘らず、中央政府との鎖も断ち切れない状況に置かれているため、どうも国内中心の経済運営を優先せざるをえなく、超広域経済圏構想は必死的なスローガンにはならないという、「積極性の乏しい」限界をもっているのである。このような状況では、いくら両市の間で地域的交流の重要性が頻りに主張されていても、両国のギクシャクしている外交関係に風穴を開けるほどの突破口を見出すことは期待できず、韓国・日本の交流に追従している形での両市の地域間交流に止まっているのではないかと、と思われる次第である。

現在における両国の人的・物的交流の実態を伝えるものとしては、駐日本大韓民国大使館のホームページや在韓国日本国大使館のホームページの

資料を取り上げることができる。一応資料の性格が公式的であるということと、割りと新しい統計を即応に引用し有効性と適時性をもっているからである。ただこの資料から、地域間の交流の実体は直接読み取ることが不可能である。そこで、とりあえずこの報告では、釜山發展研究院の二〇〇五年二〇〇六年の統計から、釜山・福岡の地域間交流の構成を大体の目処として把握することにした。

二〇一三年の韓国の対日輸出額は三四七億ドルであり、対日輸入額は、六〇〇億ドルであるといわれている⁽¹⁾。合わせて両国間の二〇一三年の交易額は、九四七億ドルであった。釜山・福岡の地域間交易の構成が、二・四％前後であるとすれば、二〇一三年における釜山・福岡の地域間交易は、約二三億ドルであったと推測できる。つい最近韓国と日本の交易量が徐々に減っていることに合わせて、当然ながら釜山・福岡の地域間交易の量も減っていると思われる。二〇一四年に入って八月までの韓国・日本の交易額は、去年同期と比べ一六％も減った五七三億ドルとなっている。このような両国間交易の減少は、まさに釜山・福岡の地域間交易にも赤信号になっているに違いない。一〇年前に出された「超広域経済圏構想」の現実は、なかなか厳しい状況に置かれていると言えよう。

このような経済的・物的交流とは違って、人的交流の面ではやや異なった様子が見られている。人的交流の規模を地域間レベルに絞るといふことは、難しいことでもあり、あまり意味をもっていない。そこで、韓国観光公社と日本政府観光局が出している両国の旅行者統計から、地域間の人的交流の規模について推論してみたい。二〇一三年の韓国人の日本旅行は二〇一二年に比べ二〇％伸びた二四六万人であったのに対して、二〇一三年の日本人の韓国旅行は二〇一二年に比べ二二％減った二七五万人であった。⁽¹²⁾ 人的交流は、歴史認識・領土問題を原因とした国民どうしの反感に影響されやすい。だから国家レベルや地域レベルでの長期滞在とか行事のための人的交流は非常に減っている

とは当然考えられるが、その反面韓国人の日本旅行の増加のように、為替率の変動などによる短期滞在の動きは歴史認識・領土問題にそれほど影響されないという側面もある。二〇一三年の旅行者統計から見ると、大体一月から七月までの前半期には韓国人の日本旅行者が日本人より多かつたし、八月から十二月までは日本人の韓国旅行者が相対的に多かつたということがわかる。このような流れで行くならば、一年全体の規模からももうじき韓国人の日本旅行者が日本人の韓国旅行者を上回るようなことが起こりうると、私は思う。

次は、釜山と福岡の人的・物的交流を可能にする飛行機と船舶の運行現況について述べたい。二〇一四年一月現在、釜山（金海）と福岡を繋ぐ飛行便は、アジアナ航空とエア釜山が一日三便ずつ毎日往復運行しており、日本航空・大韓航空は一日二便ずつ毎日往復運行している。⁽¹³⁾所要時間は一応五五分となっているが、離陸から着陸までは三〇分足らずの近距離である。

〈表－２〉 釜山発、福岡着飛行便（2014年10月）

便名 / 航空会社	出発	到着	所要時間	運行日
JL5264 日本航空	09:15	10:05	50分	毎日
	09:00	09:50	50分	毎日
KE783 大韓航空	09:15	10:05	50分	毎日
	09:00	09:50	50分	毎日
OZ9732 アシアナ航空	10:00	10:50	50分	毎日
BX142 エアプサン	10:00	10:50	50分	毎日
	10:00	10:50	50分	毎日
OZ9736 アシアナ航空	14:20	15:15	55分	毎日
BX146 エアプサン	14:20	15:15	55分	毎日
JL5266 日本航空	17:55	18:45	50分	毎日
	17:50	18:40	50分	毎日
KE797 大韓航空	17:55	18:45	50分	毎日
	17:50	18:40	50分	毎日
OZ9734 アシアナ航空	18:00	18:50	50分	毎日
BX144 エアプサン	18:00	18:50	50分	毎日

〈表－3〉 福岡発、釜山着飛行便（2014年10月）

便名 / 航空会社	出発	到着	所要時間	運行日
JL5265 日本航空	11:05	12:00	55分	毎日
	10:50	11:45	55分	毎日
KE784 大韓航空	11:05	12:00	55分	毎日
	10:50	11:45	55分	毎日
OZ9731 アシアナ航空	11:40	12:35	55分	毎日
BX141 エアプサン	11:40	12:35	55分	毎日
	11:40	12:35	55分	毎日
OZ9735 アシアナ航空	16:10	17:05	55分	毎日
BX145 エアプサン	16:10	17:05	55分	毎日
OZ9733 アシアナ航空	19:40	20:30	50分	毎日
BX143 エアプサン	19:40	20:30	50分	毎日
JL5267 日本航空	19:45	20:40	55分	毎日
	19:40	20:35	55分	毎日
KE798 大韓航空	19:45	20:40	55分	毎日
	19:40	20:35	55分	毎日

また、釜山広域市の国際協力課から提供してもらった「釜山港国際旅客船運行現況」から、釜山・福岡間の船舶運行の現況を調べてみた。二〇一四年一〇月現在、釜山港からは国際船舶として現在五つの航路があり、六つの船舶会社による一三隻の船が乗客を運んでいる。そのなかで釜山と福岡の間の航路は、四つの船舶会社による九隻の船が運航中である。主に韓国の未来高速と日本の九州高速船会社が共同運行し、旅客専用の快速船をもって旅客の需要を賄っている。現在、未来高速は三隻の船を、九州高速船会社は四隻の船を各々出している。三月から一〇月までの乗客の多い時期には、両社は共同の配船で増便も行っており、その都度ダイヤを変えて運行するという柔軟性をみせている。その他この航路には、早くも一九九〇年から運行し始めた貨客船 New-Camellia 号（定員五二二名）が現在も週七回往復運行しており、一九九九年から運行し始めた旅客専用船 Dream 号（定員二七九名）が週六回運行している。また、対馬の厳原

〈表-4〉 釜山港・福岡港往來の船舶（2013年11月）

船舶会社	船舶名	船籍	船種	運行形態	就航年	運行時間
高麗フェリー	New Camellia	日本	貨客船	週7回、月1回土曜休航	1990	14時間
JR九州高速船	Beetle	日本	快速船	1日4回、盛需期増船（比田勝經由あり）	2001	2時間55分
	Beetle 2	日本	快速船		1991	2時間55分
	Beetle 3	日本	快速船		1998	2時間55分
	Beetle 5	日本	快速船		2003	2時間55分
未来高速	Kobee	韓国	快速船	1日3回、盛需期増船（厳原經由あり）	2002	2時間55分
	Kobee 3	韓国	快速船		2002	2時間55分
	Kobee 5	韓国	快速船		2004	2時間55分
大亜高速海運	Dream	韓国	快速船	週6回	1999	3時間15分

釜山広域市と福岡市の地域間交流（崔）

經由の快速船 Kobee（定員122名）と比田勝經由の快速船 Beetle（定員200名）が一日一回か二回走っている。

三．釜山広域市と福岡市における行政交流の実例

二〇〇七年二月姉妹都市結縁協定を締結して以来、釜山広域市と福岡市との間では行政交流が頻繁に行われてきた。行政交流といえ、公務員間のさまざまな交流を指しており、両市の間では数えきれないほど多く行われてきている。釜山広域市国際協力課の資料「国際姉妹結縁都市間交流推進状況」によると、行政交流として二〇〇八年に二五件、二〇〇九年に三五件、二〇一〇年に二二件、二〇一一年に二五件、二〇一二年に二一件、二〇一三年に二九件、実施したと記されている。本研究者は、日本大学法学部の山田光矢教授の率いる研究チーム（四人）の一員として、二〇一四年一月二三日午前中に釜山広域市の国際協力課を訪問し、国際交流の状況についての報告を聞いた。それから、日本大学での発表を前に、九月一六日の午後再び国際協力課を個別的に訪れ、最も紹介すべく事業についてのインタビューを行い、これまでの国際交流に関する資料を提供してもらった。その時同課は、今年に入って行われて

〈表－５〉 釜山広域市と福岡市との行政交流（2014年年1月～9月）

行事名	期間	開催地	行事内容
釜山・福岡超広域経済圏形成事業	1月	釜山	釜山国際ゲーム・IT Symposium など
釜山・福岡超広域経済圏形成事業	1－3月	福岡	韓国映画2編の福岡上映
釜山市民公園内福岡庭園造成	2月	釜山	福岡市民代表団の釜山訪問
第4回ビジネスCEO Forum	5月	福岡	両市のCEO など140人参加
福岡市行政副市長の釜山訪問	5月	釜山	市民公園開所式参加
福岡市国際交流関係者の釜山訪問	5月	釜山	国際課長と担当者
東アジア経済交流推進機構会議	7月	釜山	韓国・日本・中国9都市から製造部会員40人参加
釜山・福岡大学生インターンシップ	7月	福岡	釜山の大学生12人、福岡に派遣
福岡市へ17次公務員派遣	8月	福岡	国際協力課所属の公務員一人派遣
韓・日・中国姉妹都市青年キャンプ	8月	釜山	三国の姉妹友好都市から2人ずつ10人キャンプ参加
姉妹都市次世代リーダーキャンプ	8月	釜山	姉妹都市からの大学生20人を招く
釜山・福岡超広域経済圏形成事業	8月	釜山	Global人材育成分野、学生教師100人夏季キャンプ参加
第2回韓日中姉妹都市児童絵画展示会	8月－10月	釜山	釜山・上海・福岡など、絵画300点を巡回展示
釜山・福岡大学生インターンシップ	9月	釜山	日本人学生10人を招き、インターンシップ交流
釜山・福岡超広域経済圏形成事業	9月	福岡	第6回協力事業推進委員会、2015年事業協議
釜山・福岡超広域経済圏形成事業	8月－12月	福岡	釜山の大学生6人、インターンシップ交流
釜山・福岡 Forum 第9次会議	9月	釜山	釜山広域市長・福岡市長など27人参加
福岡市長ら釜山訪問	9月	釜山	高島宗一郎市長ら5人、釜山訪問

きた福岡市との行政交流について、次のような行事を取り上げ紹介していた。

〈表15〉からも読み取られるように、両市の行政交流の中でも釜山・福岡超広域経済圏形成事業は、アジェンダーを一つ一つ実行していると見受けられ、韓国と日本の間の他の地域では見られないような、着実とも言えるほどの交流になっている。時折今年九月二日には、福岡市において第六回協力事業推進委員会の合同会議が開かれた。本研究者は、九月一六日の午後釜山広域市の市役所の中にある「釜山・福岡経済協力事務所」を訪れ、上原里美所長から九月二日の会議資料を提供してもらった。ここでは、その資料に基づいて釜山・福岡間の行政交流について重要と思われる事業を中心に、紹介してみたい。

両市の経済協力推進体系としては、「釜山・福岡経済協力協議会」と「釜山・福岡協力事業推進委員会」を挙げることができよう。「釜山・福岡経済協力協議会」は二〇〇八年一〇月福岡市において設立総会を開き、翌年八月には釜山広域市において第二回協議会を開いた。このような協議会の集まりが、両市の経済協力推進体系の基礎を築いたものと言える。それから「釜山・福岡協力事業推進委員会」は、実務の推進組織として、協力事業推進状況の把握、評価、事業計画の策定などに当たってきている。この委員会には、両市の行政機関はじめ関連団体や機関など、五機関六人をもって、両市に各々構成されている。委員会は、二〇一〇年二月釜山広域市で第一回合同会議が開かれて以来、第二回会議は同年八月福岡市で開かれ、第三回会議は二〇一一年八月釜山で、第四回会議は二〇一二年八月福岡で、第五回会議は二〇一三年八月釜山で、それから第六回会議は今年九月福岡で、それぞれ開かれた。推進組織において最も注目に値するものとしては、二〇一〇年八月をもって両市の市役所に「経済協力事務所」を設けたことである。現在の時点において「経済協力事務所」は、室内にTV会議システムを設置しているほか、職員二人で協力事業

の総合的な支援の機能を遂行しているところである。

両市の協力事業の課題としては、二〇〇九年の第二回協議会の時、四大基本方向・九戦略・二三細部推進事業・六四課題が確定され、合意書に盛り込まれるようになった。推進課題については、担当部署並びに担当者を指定し事業を遂行するようになった。二〇一〇年二月の第二回委員会では一二の重点課題が確定され、二〇一〇年八月の第三回委員会では一四の重点課題が確定された。それから二〇一二年八月の第四回委員会では重点分野として五つの分野が選定された。両市の協力事業の中で、毎年続けて行われている継続推進課題としては、(1)産業支援機関及び研究機関の交流、(2)経済協力事務所の相互運営、(3)ビジネスCEO FORUMの開催、(4)貿易相談会の開催、(5)釜山・九州投資支援会との連携・協力の強化、などが挙げられる。第四回委員会を選定された五つの重点分野の遂行状況を概略的にみると、次のとおりである。

(1) 展示・コンベンション分野

共同プロモーション実施（二〇一三年六月仁川・春川、二〇一三年二月下関、二〇一四年五月ソウル、二〇一四年七月大阪）

香港発着で福岡・釜山を同時に巡るパッケージ商品の完成（二〇一三年一月）

共同観光説明会の実施（二〇一三年一月、香港で実施）

(2) ゲーム・映像分野

シネマ・エクステンジの推進（二〇一三年二月釜山で四編上映、二〇一四年一月から福岡で三編上映）

(3)水産分野

TV会議システムを活用した情報の交換（二〇一三年二月）

両市の水産市場の現状について意見交換

(4)グローバル人材育成分野

釜山グローバルビレッジ夏季キャンプに、福岡市の中学生一〇〇人が参加（二〇一三年八月）

釜山市の大学生が福岡インターンシップに参加（二〇一三年一〇月）

釜山の生徒・教師が福岡を訪問、授業参加、生活体験（二〇一三年一月）

福岡の生徒・教師が釜山を訪問、授業参加、文化施設など見学（二〇一四年八月）

(5)デザイン・ファッション分野

第五回福岡アジア・コレクション参加（二〇一三年三月）

第六回福岡アジア・コレクション参加（二〇一四年三月）

FACo in BUSAN FASHION WEEK 開催（二〇一三年一〇月）

福岡・釜山デザイン商談会 in 福岡の開催（二〇一三年一月）

福岡・釜山デザイン商談会 in 釜山の開催（二〇一四年三月）

福岡・釜山デザイン交流事業（ワークショップ）の開催（二〇一四年五月）

つい最近、九月一二日から一三日にかけて釜山で開かれた「第九次釜山・福岡FORUM」の資料では、現時点で

の両市の行政交流における主役の面々が表われている⁽¹⁴⁾。最初の日に行われた歓迎レセプションでは、李垠鎬BS金融の顧問が釜山市側の世話人として「歓迎の辞」をのべた後、釜山側の来賓として徐秉洙釜山広域市長と李海東釜山広域市議会議長、福岡側の来賓として松井貞夫在釜山日本国総領事と石原進九州旅客鉄道相談役が、それぞれ祝辞を述べた。FORUMでは主に経過報告や発表が出されたが、基調演説として申珪秀前駐日韓国大使が「韓日国交正常化五〇周年と韓日関係」というタイトルで発題し、セクション一では、金哲煥KNN社長が「日韓国交正常化五〇周年、釜山と福岡を考える」を、久保田勇夫西日本シティ銀行取締役が「日韓国交正常化五〇周年に向けた釜山・福岡の役割」を発表した。それからセクション二では、南松裕東北アジア文化学会会長が「朝鮮通信使記録遺産ユネスコ日韓共同登載をするための推進現状と課題」について、松原孝俊九州大学アジア太平洋未来研究センター長が「近世東アジアと朝鮮通信使・江戸に朝鮮通信使パレードがやってきた」について発表した。

このような行事の他に、このころ福岡市と釜山広域市がインターネット情報発信に念を入れていることも、地域間交流の模範的事例として挙げる事ができる。特に福岡市を発信地にして、釜山広域市と福岡市の交流状況について韓国語と日本語をつかって両国の人々に知らせるインターネット・カフェ、FUKUOKA BUSAN CAFE⁽¹⁵⁾は、非常に多彩な情報を提供しているものとして、将来における国際交流の方向性を示すものである。その中でもトレンドページは、両市の交流と関連する最新の情報を発信している⁽¹⁶⁾。このカフェは、ビジネス情報に関しては別に設けられているビジネスページで扱っており、⁽¹⁶⁾facebookページをも設けている⁽¹⁷⁾。また、両市とも相手国の言語をもってインターネット上に、地域の情報を積極的に発信している。その中で二〇一〇年七月から釜山市によって毎月日本語で発信されている「ダイナミック釜山 Dynamic Busan」と、二〇一三年二月から福岡市によって毎週韓国語で発

信されている「福岡市メールマガジン Fukuoka Mail Magazine」は、地域間情報の交流に行政側が介入している事例として、注目に値するものである。

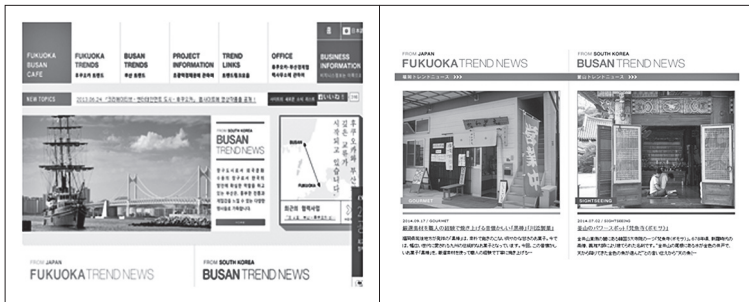
四. 釜山広域市と福岡市における

民間団体交流の実例

韓国国内の他の地域と比べ、釜山広域市には、近距離の日本との民間交流を押し進める団体がより多く存在している。その中で、韓国政府（外交部）の承認の下での国際交流目的の社団法人として、規模や事業の面で活発に活動している団体は、「釜山韓日文化交流協会」である。この団体のホームページによると、この団体は一九八七年一月の発足され、二〇〇六年六月に正式に社団法人になったとしている。現在でもこの団体は、日本との交流を目的とした様々な事業を行っており、人的交流・文化交流・学術教育・文化講座・通訳翻訳・日本語能力試験の

釜山広域市と福岡市の地域間交流（崔）

FUKUOKA BUSAN CAFÉ



Dynamic Busan 日本語版と Fukuoka Mail Magazine 韓国語版



代行などで豊富な経験と実績を育んでいる。⁽¹⁸⁾

本研究者は、東京から釜山を訪れた日本大学法学部の研究チームと一緒に、二〇一四年七月二五日午後釜山韓日文化交流協会を訪問し、国際交流事業のあらましについて報告を聞いた。それから、日本大学での発表を前に、九月一日の午後再びこの団体を個別的に訪れ、これまで福岡地域との交流の中で最も国際交流の趣に適合した事業は何であるか、ということについてインタビューを行った。それから、その事業に関する資料をも提供してもらった。その時、同協会は今までの福岡との人的交流の中で最も成果が大きかった事業として、「日韓子供シンポジウム」を取り上げていた。以下、簡単にその民間交流事業について述べたい。

「日韓子供シンポジウム」は、二〇〇三年から二〇一二年までの一〇年間に限定し、団体を挙げて運営してきた事業である。協会の担当者のお話によると、二〇一五年には韓国と日本の国交樹立五〇年を記念し、すでに参加したことのある人々から支援を受けながら、同じ事業を再開したいということである。去る一〇年間は、釜山と福岡ともに毎年小学四年生から六年生までの生徒一〇人から一五人、そして彼らの指導にあたるボランティア教師を集め、事前学習会や共同学習会（八月）、それからシンポジウム（二〇月）を行ってきたという。参加者の募集にあたっては、釜山では私立小学校四〜五校から参加者を選抜してきたが、福岡では幅広く一般募集を通じて参加者を選抜する方式を取ったという。この事業のための経費は、年平均二五〇〇万ウォン程度だったが、助成金・団体支援金・参加費などで賄ってきたという。子供を主な対象とした事業であったため雑務が多かったことは言うまでもなく、日韓関係の悪化とともに助成金の減少が起こり一〇年間にわたって事業を続けるのは大変だったと、担当者は回顧していた。その反面、一〇年間の事業の成果として、参加者の子供が青少年になって国際交流を続けており、この事業の効果は十分に

あったと、この事業の効果について非常に高く評価していた。

毎年、このシンポジウムについては、韓国語と日本語で資料集が出されている。二〇〇三年一〇月の第一回シンポジウムは、福岡市役所の講堂で行われたが、その行事には釜山韓日文化交流協会・福岡国際交流協会・日本コリア市民交流ネットワーク福岡・福岡市が共同主催にあたった。その時は日本国際交流基金と西日本銀行国際財団からの助成を受けたほか、福岡市教育委員会・朝日新聞・西日本新聞・毎日新聞・読売新聞からも支援を受けた。⁽¹⁹⁾二〇一二年一〇月の第一〇回シンポジウムは、「出会い、かわり、築く未来」というスローガンの下で釜山芸術会館で行われ、その行事には釜山韓日文化交流協会・釜山韓日子供教育研究会・「地球市民を育てる会」が共同主催にあたった。その時は万国博覧会記念機構からの助成があり、在釜山日本国総領事館・福岡市・福岡国際交流協会・福岡市教育委員会・駐福岡大韓民国総領事館から支援を受けた。⁽²⁰⁾二〇一二年の資料集には、このシンポジウムのテーマソングとして、「君に出会えて気づいたもの」⁽²¹⁾が載っている。この歌は二〇〇八年シンポジウム参加者たちが互いの友情の気持ちを込めて作り上げたもので、この事業の和やかな雰囲気の後世にも伝えている。

五. 釜山広域市と福岡市における学生交流の実例

つい最近日韓関係の悪化とともに、韓国の大学においても日本語・日本学などの日本

釜山広域市と福岡市の地域間交流（崔）



「君に出会えて気づいたもの」

関連の科目の受講性が減りつつある。釜山所在の大学も当然ながらこの流れから影響をうけている。釜山の大学の中では、東西大学は、このような日本学の危機にも屈せず、日韓次世代研究・国際シンポジウム・大学生交流などで、大学をあげて日本学の振興を主導しており、韓国の大学や日本の大学に肯定的な刺激を与えていると評価できる。日韓関係の停滞という悪条件こそ、東西大学の日本研究センターの活躍ぶりは、日本学関係者には大きな励ましになったのである。同センターが出している『NEWS LETTER』の最新版は、東西大学が今年五月に慶應大学や中国社会科学学院とともに「韓中日関係の現況と東アジア協力の将来」というテーマで国際シンポジウムを開いたことを伝えている。それから日本で五〇年間ほど日韓関係を研究してきた崔ソミョンの特別講演（四月）と、韓日次世代学術フォーラム（六月）の内容も知らせている。⁽²²⁾

現在韓国の社会も少子化が急速に進んでおり、地方の大学はまさに危機の津波を目の前にしているような状況に立たれている。しかも日韓関係の悪化とともに日本への国民的関心の低下は、地方大学の日本学専攻の学科にとつてはその存立をも脅かす悪条件になっている。このような条件の中で、本研究者の属している霊山大学日本語学科では、学科の競争力向上を目的に二〇一三年の春から福岡でのフィールド授業を始めた。本研究者の企画によって導入された福岡フィールド授業は、学科の四年生の希望者を対象にして、四月から六月まで福岡に滞在しながら、市場調査・企業訪問・文化施設訪問などを行う授業のことである。時折、本研究者は今年四月から六月まで二ヶ月間引率教授として福岡フィールド授業に直接携わったことがある。今年は、大体次のような日程で福岡フィールド授業を行った。

福岡フィールド授業の日程（2014年度）

週		期間	授業内容	備考
1	国内調査	3月3日～7日	開講、履修申請確定	
2	国内調査	3月10日～14日	チームの構成、父兄への案内 地域企業及び市場調査の開始	アイテム確定 調査方法の指導
3～5	国内調査	3月17日～4月7日	チーム別調査活動 出国の準備、出発式	現地訪問調査 インターネット調査
6	福岡での調査	4月8日 (火)	出国、福岡滞在	中間報告
6～13	福岡での調査	4月8日～5月30日	日本市場及び意見調査	福岡市内
14	福岡での調査	6月2日～6月5日	調査結果の整理、帰国の準備	福岡市内
14	結果報告	6月6日 (金)	福岡出港、釜山入港	
15～16	結果報告	6月9日～20日	チーム別結果報告書作成 学生への評価	企業評価

釜山広域市と福岡市の地域間交流（崔）

○ 調査の内容

- ― 韓国と日本での海苔商品販売状況と需要
- ― 商品の価格と等級
- ― 日本の売り場における海苔商品デザインの特徴
- ― 商品デザイン試案に対する日本人の好感度

○ 教育時間（月曜日～木曜日）

- 一〇…〇〇―一二…〇〇、ビジネス日本語及び個人指導

- 一二…〇〇―一三…〇〇、昼食

- 一三…〇〇―一八…〇〇、チーム別調査活動（釜山、福岡）

○ 教育時間（金曜日）

- 一〇…〇〇―一二…〇〇、ビジネス日本語及び個人指導

一二三〇〇一三三〇〇、昼食

一三三〇〇一八〇〇、企業訪問〈団体〉〈釜山、福岡〉

○ 主な指導協力企業及び機関

韓国釜山ジイエ・フード

在釜山日本国総領事館

福岡H株式会社

福岡RKB毎日放送局

福岡レガネット天神

アサヒビール博多工場

福岡ホスピタブル株式会社

在日本大韓民国民団福岡本部

在福岡大韓民国民総領事館

福岡韓国語教室「チンダレ」

レオパレス21福岡店



六．おわりに

以上、最近の釜山広域市と福岡市との地域間国際交流の実体について、行政機関・民間団体・大学のレベルに分けて、それぞれ代表的な動きを紹介してみた。現在の日韓関係は、まさに暗くて長いトンネルを通っているような状況にある。地方レベルでの交流には、中央政府間の外交関係に敏感に影響される側面もあれば、外交関係の枠では捉えられない地域間交流の側面もある。地域の人々にとって隣国との外交関係からまったく自由になることは難しいが、国境地帯の住民生活の向上や地域経済の活性化の要因さえあれば、地域間の国際交流は外交関係とは別の次元で続けられるものである。主に釜山からの調査が中心になったが、この報告を通じて、そういう地域間国際交流の要因と現状が、ある程度伝わったのではないか、と思う。

終りに、本研究者の調査にあたってお世話になった機関に対して、感謝の意を述べたい。振り返ってみると、去年の秋日本大学法学部から研究調査の提案があった時、平素の研究関心事であったため気軽に応じてしまったが、実際の交流現場と実態を調べることはそれほど容易ではなかった。研究調査の期間も長くなかった。関係機関の協力がなかったなら、このような報告はできなかつただろうと思う。特に日常の業務の中で、本報告のためのインタビューや資料の提供に快く応じてくださった、釜山広域市の国際協力課、釜山・福岡経済協力事務所、釜山韓日文化交流協会の関係者については、この場を借りて深く感謝し特記しておきたい。

(1) Park, Jong-Hyun, 「航空旅客の流動からみた国際的都市システム…日本の地方都市とアジア諸都市との結合関係、福岡に

注目して」『経済地理学年報』四一卷二号、一九九五年（日本語）。

(2) 樗木武、野口誠、小牧重己、「博多・釜山間における国際船舶利用客の変動構造について」福岡・釜山日常交流圏の形成に関する研究（一）（小特集 博多港の物流と人流）『都市政策研究』六号、二〇〇八年（日本語）。

(3) 福岡アジア都市研究所、「福岡・釜山間高速船利用客観光動向調査」福岡・釜山を中心とする日韓連携社会の形成に関する調査研究」、福岡アジア都市研究所、二〇一〇年（日本語）

(4) 成恩希、「日韓 Cruise 産業発展のための共同協力方案」福岡・釜山を中心として」『東アジア研究』一一号、二〇一〇年（日本語）。

(5) 張済国、「釜山・福岡戦略的パートナーシップ構築を通じた次世代育成」釜山の人材流出防止の側面を中心に」『地域社会』五四巻、二〇〇六年（韓国語）。

(6) 福岡市教育委員会、『もっと知りたい福岡・釜山』福岡市と釜山広域市の交流誌」、福岡市教育委員会、二〇〇九年（日本語）。

(7) 朴仁鎬、「韓日海峡経済圏」と釜山・九州」『九州経済調査月報』四九巻二号、一九九五年（日本語）。

(8) Kim, Hong-Ryul、「釜山―福岡超広域経済圏の形成を通じた地域経済協力の方案」『日本近代学研究』二三号、二〇〇九年（韓国語）；Lim, Jung-Duk など、「東南圏（釜山）―九州（福岡）超広域圏経済協力の可能性と方向」『地域社会研究』一八号、二〇一〇年（韓国語）；釜山発展フォーラム編集部、「釜山―福岡超広域経済圏の形成促進に関する研究」『釜山発展フォーラム』一二四号、二〇一〇年（韓国語）；Kwon, Soo-Mi、「釜山―福岡超広域経済圏、交流から協力へ」『東北アジア文化学会』一〇号、二〇一二年（韓国語）。

(9) 高木直人、「福岡・釜山連携と超広域経済圏」『韓国経済研究』八号、二〇〇九年（日本語）。

(10) 加峯隆義、「福岡・釜山と英仏ドーバー海峡」海峡を越えた地域間交流」『韓国経済研究』一一号、二〇一二年（日本語）。

(11) 駐日本大韓民国大使館。<http://jpn-tokyo.mofa.go.kr/korean/as/jpn-tokyo/trade/tradecondition/index.jsp>

(12) 同じ駐日本大韓民国大使館のホームページ。

- (13) Fly Team のホームページ。 http://flyteam.jp/airline_route/fuk_pus/flight_schedule
- (14) 「釜山―福岡FORUM第九次釜山会議」(二〇一四年九月二二日～二三日、Park Hyatt Busan)
- (15) <http://cafe.city.fukuoka.lg.jp>
- (16) <http://cafe.city.fukuoka.lg.jp/business>
- (17) www.facebook.com/fukuokabusancafe
- (18) 釜山韓日文化交流協会。 <http://www.kojac.or.kr>
- (19) 二〇〇三日韓子供シンポジウム、韓国文三三五ページと日本文三八八ページのもの。
- (20) 二〇一二日韓子供シンポジウム、韓国文三三二ページと日本文三三二ページのもの。
- (21) 二〇一二日韓子供シンポジウム、韓国文三二二ページ、日本文三二二ページ。
- (22) D S U 東西大学、『Japan Center NEWSLETTER』第二七号、二〇一四年七月一五日。

対馬市と影島区、対馬市と尉州郡との 交流に関する研究報告

孔 義 植

はじめに

対馬と釜山との最短距離は四九・五km（対馬と福岡との距離…一三八km）にすぎず、『魏志倭人伝』にも記載されているように、古代から頻繁な交流が行われていた。対馬は日本にとっては大陸との文化的・経済的交流の窓口の役割を果たしてきた。

現在も対馬はこうした地理的条件を活かし、一九八三年には釜山広域市影島区と姉妹縁組結縁を締結し、二〇〇五年には尉山広域市尉州郡と文化交流協力に関する意向書を交換して様々な形で交流を行っている。

現在、対馬を訪れている観光客は二〇万人を上回っているが、その中の九五％を韓国からの観光客が占めている。過疎化や経済の不振に悩む対馬市は、韓国から多くの観光客を誘致して地域経済の活路を見出そうとしている。

以下では対馬市と釜山広域市影島区、尉山広域市尉州郡との交流に対する調査研究の結果を踏まえ、自治団体間の

交流の実態や問題点、課題などを中心に報告をまとめる。

1. 朝鮮半島と対馬との交流の歴史

(1) 古代から一九一〇年まで

対馬では紀元前の朝鮮系土器が発見されるなど、朝鮮半島と紀元前からの交流が確認されている。縄文時代から朝鮮半島・九州本土と交流・交易が行われていたことは『魏志倭人伝』にも記されていて、一二世紀に編纂された朝鮮最古の歴史書『三国史記』には西暦四〇八年に倭人が新羅を襲撃するため対馬島内に軍營を設置していたとの記録がある。六六三年、大和政権は百済を支援するため兵力を送るときに対馬を通して出兵していて、対馬は朝鮮半島出兵の中継地として使われた。八世紀には遣新羅使船が停泊した記録がある。このようなことから対馬は大陸との政治的、文化的、経済的交流の窓口の役割を果たしてきたことが分かる。

一四世紀の半ばから始まった日本国内の政治の混乱は、対馬の経済に大きなダメージを与え、困窮した対馬の貿易商や漁民の一部が海賊化し朝鮮や中国の沿岸を略奪することが多くなった。いわゆる倭寇の出現である。倭寇に悩まされた高麗は一三六六年に対馬島主に倭寇の取締を要請するなど倭寇の活動をきっかけに高麗と対馬の公式的な交流が始まったのである。

一三九二年に成立した朝鮮王朝は、倭寇活動を抑制する目的で一四〇七年に対馬との公式貿易を認め、貿易港として富山浦(釜山市)、齋浦(乃而浦・馬山市)を指定して、日本人の居留地として倭館を設置した。さらに、朝鮮の首都漢城(ソウル)には日本の大名や商人を接待する首都倭館の東平館が設置されたが、しばらくして閉鎖された。当時、

朝鮮王朝は倭寇の活動に悩み、対馬は朝鮮貿易が生命線であった。こうした事情が朝鮮と対馬の交流を活発化した。

対馬との貿易量が増加し、倭館に居住する日本人が増えると、朝鮮王朝は一四一八年に既存の二ヶ所の倭館に加え塩浦倭館（蔚山市）と加背梁倭館（個城郡）を設置した。ところが、一四一九年、朝鮮の海岸を略奪した倭寇が対馬島主宗貞盛の黙認下で行われたと見た朝鮮王朝はすべての倭館を閉鎖し、対馬征伐を行った。その後、朝鮮王朝は対馬の倭館再開の要請を受け入れ、一四二三年に富山浦、齋浦、塩浦倭館を再開し、一四四三年には宗家に朝鮮貿易の独占的地位を認めるなど宥和政策を続けた。一五一〇年、三浦で起きた日本人居留民の暴動事件（三浦倭乱）が起き、朝鮮王朝は再び倭館を閉鎖して日本人に対する規制を厳しくするとともに一五一四年には倭館を齋浦、富山浦に制限した。その後、一五四四年に起きた蛇梁鎮倭変（倭寇が蛇梁鎮、現在の統營市を略奪した事件）をきっかけに齋浦を閉鎖して富山浦倭館に併合する処置を取った。

一五九二年の豊臣秀吉の朝鮮出兵（文祿慶長の役、韓国では壬辰・丁酉倭乱）は、対馬と朝鮮関係を大きく変えた。日本の朝鮮出兵により倭館が閉鎖され、国交が断絶したのである。一六〇七年、朝鮮王朝は捕虜送還のために徳川幕府の国交修復の要請に応じて、日本との国交再開を決断した。この過程で対朝鮮貿易の復活が死活問題であった対馬藩主宗義智は国書を偽造してまで朝鮮王朝と徳川政権の講和に尽力したのである。一六〇七年、朝鮮王朝は第一回朝鮮通信使（回答兼刷還使）を派遣すると同時に釜山に新設された豆毛浦（釜山）倭館に朝鮮交易の独占権を与えた。その後、朝鮮王朝では一八一一年まで合計一二回の朝鮮通信使を派遣した。

長く日本と朝鮮王朝の外交や貿易などを担当していた草梁倭館は明治維新により発足した新政府により一八七三年に日本外務省に接收され、一八七六年の日朝江華島条約締結により居留地に変更された後、閉鎖された。

(2) 一九六五年から現在

戦後、長らく公式の交流がなかった対馬と韓国は、一九八三年に上対馬町の呼びかけによって成立した釜山広域市・影島区との姉妹縁組みが締結されたことにより新しい時代を迎えた。一九八五年には対馬・厳原港まつりに「対馬アリアン際」の記述が追加され、釜山など韓国から多くの人々がこの祭りに参加することになり、対馬と韓国の交流は盛んに行われることになった。一九八六年には対馬六町（厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町）と釜山広域市・影島区との姉妹縁組が締結され、交流の輪が拡大された。一九九一年からは対馬と影島区の友好交流事業の一環として朝鮮通信使行列の再現パレードが厳原港まつりの行事として取り入れられた。一九九四年には対馬六町と影島区との間に「行政交流に関する協定」が締結され、行政交流ゼミナールが対馬と影島区で相互に開催されることになり、二〇一三年には一七回目の行政ゼミナールが対馬市で開催された。一九九六年には「チング音楽祭」が、一九九七年には「国際マラソンIN対馬」が友好交流事業に追加され、一九九九年七月の厳原・釜山間の高速船就航（シーフラワー号・不定期、二〇〇〇年に国際定期高速船となる）を境に韓国からの旅行者が大幅に増加した。二〇〇一年には比田勝・釜山間の就航も決まった。

ワールドカップサッカーが日韓共催で開催された二〇〇二年は「日韓国民交流年」と位置づけられ、対馬市内においても「対馬コリアマンス」や「JAPAN-KOREA市民交流フェスティバル二〇〇二IN対馬」など、日韓交流イベントが大々的に行われた。二〇〇三年には、対馬六町の共同出資で「対馬釜山事務所」が開設され、情報発信、情報収集、文化交流や観光事業の推進など、釜山との総合窓口として活躍している（詳細は後述）。

二〇〇五年には、蔚山広域市蔚州郡と「文化交流協力に関する意向書」を交換して韓国との交流の幅を拡大した。同年七月には、対馬六町の合併により誕生した対馬市と影島区が新たに姉妹縁組を締結した。

韓国からの観光客の増大に伴い、空路での対馬訪問が可能になった。つまり二〇〇九年七月からK E A (Korea Express Air) による韓国・対馬間のプログラムチャーター便の運行が始まったのである。韓国大邱・対馬間を週三便、約四五分で結ぶもので、二〇〇九年一〇月からは、韓国ソウル金浦空港・対馬間に切り替え運行している。さらに、二〇一一年には、J R九州高速船ピートル号が就航し、未来高速船コピも投入され、釜山から二時間あまりで来島が可能になり、多くの韓国人観光客が対馬を訪れることになった。

ところが、二〇一三年に起きた仏像盗難事件(後述)で厳原港まつりでの朝鮮通信使行列再現パレードが中止、厳原港まつりから「対馬アリアン際」の記述が削除されるなど関係悪化が憂慮されたが、二〇一四年の厳原港まつりでは再び朝鮮通信使行列再現パレードが再開(台風のため大幅に縮小)され、関係回復の段階に入っている。

2. 対馬と釜山の交通便と韓国人観光客数の推移

(1) 対馬と釜山の航路

一九九九年七月一四日から厳原↷釜山間で大亜高速海運が高速船シーフラワー号を不定期で運行し、二〇〇〇年四月から定期航路となった。また、二〇〇一年四月からは比田勝↷釜山間も運行を始めた。毎週火曜日は運休日となっていたが、二〇一〇年四月より毎日運行している。釜山―比田勝港間の所要時間は一時間二〇～四〇分、釜山―厳原港間は二時間二〇～四〇分である。

JR九州高速船ビートルは、二〇一二年一月一日に「対馬・比田勝（釜山）」航路へ新規就航し、対馬から韓国釜山までの七六kmを約一時間一〇分で結び、毎日一〜二便を運航している。

(2) 国際空路

二〇〇九年七月二七日より、KEAによる韓国・対馬間のプログラムチャーター便の運行が始まった。韓国大邱・対馬間を週三便、約四十分で結ぶもので、使用する航空機はB一九〇座席数一九の小型機である。二〇〇九年一月九日からは、韓国ソウル金浦空港・対馬間に切り替え運行となった。

(3) 対馬を訪れる韓国人観光客

二〇一三年一年間に、対馬市を訪れた韓国人観光客は約一八万にのぼり、対馬市の人口約三万三千人の五倍以上が流入している。一九九五年韓国人の対馬旅行が始まった当時の三〇〇人に比べて実に六〇〇倍も増えたのである。円安も追い風になって二〇一四年には二〇万人まで増加する見込みである。

図1 釜山と対馬を運行するビートル号の航路図



出処：<http://www.jrbeetle.co.jp/Internet/tsushima/index.html>

多くの韓国人観光客が対馬を訪れる理由としては、釜山から船便で一、二時間しかかからないことから日帰り観光ができるうえ、運賃も安く（釜山―比田勝：七五〇〇円、釜山―厳原港：八五〇〇円）異国の風景を楽しみながら釣りやサイクリング、トレッキング、海水浴などができることが挙げられる。免税店での安いショッピングを狙う観光客に、寿司など本場の日本の味を味わいたい人もいて、年に数回訪れる観光客も多い。

こうした事情からこれからも対馬を訪れる韓国人観光客は増え続けると見込まれている。

3. 自治体交流の実態

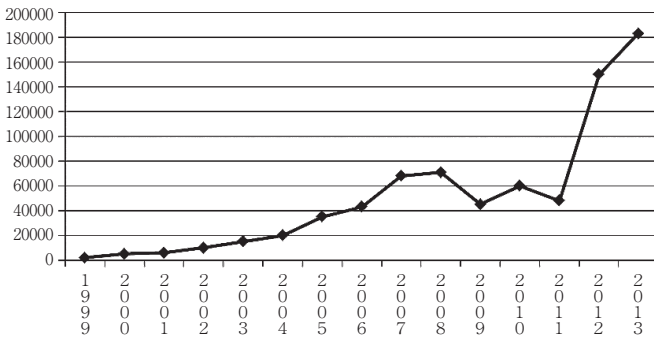
(1) 対馬市と釜山広域市影島区、蔚山広域市蔚州郡の基本データ

表1 基本データ

	人 口	面 積	予 算（一般）
対馬市	三三三、一二九人 (二〇一四・七)	七〇八・二五 km ²	三四四・五億円
影島区	一三三三、六三五人 (二〇一四・七)	一四・一 km ²	一、七六七億ウォン (約一七六億円)
蔚州郡	二二二、二一九人 (二〇一四・七)	七五四・九三 km ²	五、六七一億ウォン (約五六七億円)

対馬市と影島区、対馬市と蔚州郡との交流に関する研究報告（孔）

図2 対馬を訪れる韓国人観光客数の推移



対馬釜山事務所の資料と法務省統計資料を元に筆者作成

(2) 対馬市と影島区との交流形態と実績
交流形態

両自治体は祭りやイベントなどの行事への自治体首長や職員の相互訪問をはじめ、職員の相互交換研修（現在は行っていない）、職員のスポーツ・趣味クラブの交流などの人的交流と、両地域の行政に関するテーマについて事例発表や質疑応答を行う「行政交流セミナー」を行っている。相互訪問するメンバーは主に市長、区庁長、副市長、副区庁長、局長、担当公務員、対馬市国際交流協会の会員などであり、職員の相互交換研修には主に平職員が派遣される。行政ゼミナールには関連部署の局長あるいは課長をはじめ毎回約一五人前後の職員が参加している。

交流実績

人的交流・職員の相互訪問は、市長や区庁長などをはじめ一九八六年以降、延べ一〇〇人以上に達している。職員スポーツ・趣味クラブの交流が三回行われ、一〇〇名（対馬市五〇名、影島区五〇名）が参加した。

行政交流・職員の相互交換研修を行い、合計一二回一二名（対馬市六名、影島区六名、現在は行われていない）が参加した。行政交流ゼミナールは一七回開催し、五三一人が参加した。行政交流ゼミナールの年度別テーマは以下の通りである。

表2 ゼミナールテーマ別の状況

区分	計
国際交流	三
経済	六
観光	四
保健環境	八
社会福祉	七
災難	二
地方行政	四
件数	三四

資料：影島区提供

表3 年度別ゼミナールテーマ

年 度	影 島 区	対 馬 市	開催地
1995		地方行政に関して	対馬市
1996	地方自治団体の国際化対応 方案		影島区
1997	影島区・対馬島との産業・ 経済交流	影島区・対馬島との産業・経 済交流	対馬市
1998	地方自治時代の経営収益事 業	地方自治団体振興に関する事 業の展開	影島区
1999	低所得住民のための公的扶 助研究	低所得層の社会福祉状況	対馬市
2000	影島の海洋観光資源開発方 向	新しい日韓交流方案	影島区
2001	顧客満足の奉仕行政の改善 方案	行政サービス向上方案	対馬市
2002	21C 影島区保健行政の増進 方案	豊玉町保健行政の住民健康診 療	影島区
2003	影島区のごみの効率的な管 理	対馬島のごみの現状と対策	対馬市
2004	地域住民のための図書館運 営	韓国と対馬韓の物的交流	影島区
2006	老人介護制度の導入に関す る考察	対馬市の社会福祉行政	影島区
2007	効率的な災難管理方案	対馬市の防災計画	対馬市
2009	自治村実現のための未来世 代の育成方案	地域住民の生涯学習に関する 事例	影島区
2010	EM を活用した環境にやさ しい影島の造成	環境実践モデル都市の実現に 向けて	対馬市
2011	海洋環境の改善と漁民の所 得増大方案	資源管理型漁業の確立と海洋 保存区域設定のための目標	影島区
2012	影島区の地域祭りの活性化 方案	対馬市の地域行事	影島区
2013	東三革新都市のビジョンと 未来	新病院・観光交流センター建 立計画	対馬市

資料：影島区提供

(3) 官民の連携交流

官・産・学の国際交流協定

二〇〇三年七月に、旧上県町、(株)大亞高速海運、釜山外国語大学の三者で締結した。三者による国際交流の活性化を図り、国際化・地方化時代に添い地域社会の相互発展に寄与することを目的として結ばれた。二〇〇七年一月に対馬市として再締結し、毎年、釜山外国語大学校学生による海岸漂着ごみ清掃を実施している。

韓日の朝鮮通信使ユネスコ世界記憶遺産共同登録の推進

対馬市と釜山広域市が中心になって江戸時代などに来日した使節団「朝鮮通信使」の関連資料を、日韓共同で国連教育科学文化機関（ユネスコ）の記憶遺産に登録すべく、日韓両国の関係自治体や民間団体が取り組んでいる民間合同作業である。二〇一四年八月二五日、下関豊前田町の海峡メッセ下関国際会議場で長崎県対馬市や滋賀県長浜市、静岡市などの職員と韓国側の研究者ら約三〇人が参加した日韓共同推進会議を開いた。そこで申請対象を江戸時代に行われた一二回の朝鮮通信使に絞り、用語の統一など共同申請に向けた準備を進めている。

朝鮮通信使は朝鮮王朝が日本に送った外交使節団であって、起源は室町時代にまでさかのぼる。江戸時代には四〇〇〜五〇〇人規模の通信使が一二回来訪し、豊臣秀吉の朝鮮侵略で悪化した両国関係の修復や交流の役割を担った。

朝鮮通信使関連の文化財には「対馬宗家倭館関係資料」（重要文化財）や「雨森芳洲関係資料」（同）などがある。

朝鮮通信使は一九七八年、対馬が観光客向けの朝鮮通信使行列の再現パレードとして復活してから、「厳原港まつり（対馬アヒラン祭）」の形で毎年行われている（二〇一三年は仏像盗難事件により中止、二〇一四年から復活）。

朝鮮通信使の記憶遺産共同登録は当初、日韓両国政府の主導で進めていく計画だったが、歴史問題や領土問題をめぐる関係悪化のため計画が宙に浮いた形となった。これを受け、両国の自治体や民間団体などの関係者が二〇一四年三月、民間機関を設立し申請を進めることで合意した。

日本側は七月、朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産日本推進部会を発足させ、朝鮮通信使ゆかりの一五の自治体をはじめ四〇の民間団体などが加盟する「朝鮮通信使縁地連絡協議会（略称・縁地連、事務局・対馬市）」を設立した。この協議会には江戸時代に朝鮮王朝が江戸へ使節を送った朝鮮通信使ゆかりの全国の一五自治体などが参加し、京都市、長浜市、彦根市、近江八幡市が加盟している。

韓国側は、釜山広域市の支援を受ける「釜山文化財団」が二〇一四年三月、民間機関を設立し、申請を進めていくことになった。釜山文化財団は、朝鮮通信使を「争いの後に平和な時代を開いた平和の象徴であり、誠意と信義を基本とした交流のお手本である」ことを強調し、日韓共同登録に積極的に取り込んでいる。

双方は二〇一六年春の共同申請、一七年の遺産登録をめざしてプロジェクトを推進している。

朝鮮通信使縁地連絡協議会

朝鮮通信使と縁のある自治体・民間団体などが参加して一九九五年に対馬で結成された。対馬市が会長と事務局を担当しており、現在は一七自治体（対馬市、日光市、静岡市、大垣市、長浜市、近江八幡市、彦根市、京都市、神戸市兵庫区、たつの市、瀬戸内市、福山市、呉市、上関町、下関市、新宮町、壱岐市）、三三団体、一〇個人の加入により運営している。年一回持ち回りで全国交流会を開催している。二〇〇三年九月に韓国の「朝鮮通信使文化事業推

進委員会」と「共同推進協定書」を締結した。二〇〇七年には朝鮮通信使四〇〇周年（朝鮮通信使が江戸時代になって初めて訪れた年が一六〇七年）にあたり、対馬市をはじめ、静岡市、下関市、彦根市、呉市、千代田区、瀬戸内市などで記念事業が行われた。

(4) 民間の交流

交流イベント

対馬市と影島区・釜山広域市との間には様々な形の様々なイベントが行われている。

イベントの種類や内容、開始年度などを簡単に整理すれば次のようになる。

① 厳原港まつり対馬アリラン祭（八月第一土・日開催）…一九六四年から始まった厳原港まつりは対馬最大の夏祭りであり、一九八八年よりサブタイトルに「対馬アリラン祭」を追加して行われている。夏祭りとして定着している「厳原港まつり・対馬アリラン祭」は、商工会青年部が中心となり運営し、島内外を問わず老若男女誰もが楽しめるイベントとして定着しており、毎年三万人を超える見物客を動員している。中でもメインイベントである朝鮮通信使行列パレードには、国内外からの参加希望者や見物客があふれ日本や韓国メディアからも注目を浴びている。また、この日は、韓国からの国際航路も一日二〜三便体制で運行されるなど韓国からの観光客も多数来島している。朝鮮通信使行列以外にも舟グロー、演芸の夕べ、花火大会など、対馬市民誰もが参加し或いは楽しく見学できる祭りであり、国内外からも多数の観光客を誘致している。かつての朝鮮通信使が日韓交流の礎であるように、このイベントにより対馬が日韓交流の島として国内外に広く認識され、国内外からの観光客を誘致することにより、交流人口の拡大、地域の活性化を

図っている。

② 対馬ちんぐ音楽祭（八月下旬土曜日）…日本と韓国の有名ミュージシャンによる合同音楽祭である。「ちんぐ」とは韓国語で「友達・仲良し」を意味する言葉で、対馬でも方言として使われている。一九九六年から韓国に近いという地理的条件を最大限に生かした、対馬ならではの国際交流イベントとして国内外から多数の参加者、観光客を集めている。

③ 国境マラソンIN対馬（七月上旬日曜日）…韓国まで四九・五kmの距離にある上対馬町で、日韓のランナー約千人が参加して、マラソンを通じて友好交流を図っている。一九九七年から開催しており、二〇〇一年四月に「慶州さくらマラソン」と姉妹縁組を締結した。国境マラソンIN対馬は、島内の小学生から老人まで、さらに国内はもとより韓国からも多数のランナーが参加し、テレビ・新聞に取り上げられることにより、「日韓交流の島・対馬」をアピールしている。

④ 日本歌謡大会…在釜山日本国総領事館と社団法人韓日文化交流協会と対馬市の三者共催で開催している。日本の歌を日本語で歌う第一回「日本歌謡大会」を釜山市で開催、以後、毎年開催している。予選・本選があり、銀賞授賞者は、対馬ちんぐ音楽祭にゲストとして出演している。日本文化に興味を持っている韓国人の若者を対象としている。

⑤ 日韓交流写真美術展…釜山と対馬の芸術家が出展している展示会である。会場は釜山と対馬で交互に開催され、約一五〇点が展示されている。

⑥ 青少年等国際交流体験事業（上対馬町国際交流協会主催）…日本の食文化や舞踊などの伝統芸能を披露し、日本文化の理解を図っている。

⑦ 県立対馬高等学校の国際文化交流コース…二〇〇三年、対馬高校は韓国語や韓国の歴史や文化を学ぶ「国際文化交流コース」を開設。第一期生は平成二〇〇六年三月に卒業。うち五人が釜山の釜慶大学校、東亜大学校、釜山外国語大学に進学した。釜山情報観光高等学校と姉妹校縁組（SOT）を結んだ。

⑧ 姉妹校縁組…鶏知中学校と韓国釜山広域市影島区の新仙（シンソン）中学校（一九九四年）、今里中学校と韓国任實郡只沙面にある只沙（チサ）中学校（二〇〇〇年）、浅海中学校と韓国蔚山広域市の熊村（ウンチョン）中学校（二〇〇三年）が結んで、それぞれ学校訪問やホームステイなど、双方の文化や習慣を学んでいる。

⑨ 民間団体の姉妹縁組締結…つしまライオンズクラブと釜山東洋ラインスズクラブ（一九八三年）、対馬ロータリークラブと巨済ロータリークラブ（一九九二年）、つしまHAMクラブと釜山HAMクラブ（一九八四年）が姉妹縁組を締結して定期的な交流を行っている。

⑩ スポーツ交流…上県町バドミントンクラブと影島区バドミントンクラブ（一九九八年）、つしまやまねこクラブと釜山大学OBラグビークラブ（二〇〇二年）、慶州ソフトテニス連合会と対馬ソフトテニス連盟（二〇〇三年）が交流している。

⑪ ホームステイ事業…厳原町は釜慶大学校、上対馬町は釜山韓日文化交流協会とそれぞれ提携し、毎年、学生や社人を対馬に招きホームステイを実施している。二〇〇八年度からは、ソウルの韓国航空専門学校のホームステイ・日本文化体験事業も受け入れている。（二〇〇名程度）

釜山韓日文化交流協会

この協会は、民間レベルでの韓日両国間の人的・文化的交流を通じた相互理解と友好協力を目的に一九八七年に設立された。この協会は、釜山地域を中心に日本各団体との各種文化交流事業及び教育事業など相互理解プログラムを活発に行っている。具体的な事業としては、対馬市と釜山広域市での学生のホームステイの斡旋、文化体験行事の企画、日韓関連の遺跡の探訪、日韓共同フォーラムやシンポジウムの開催、日本語講座の開設、釜山圏域の日本語能力試験（JLPT）の実施などが挙げられる。

一九九四年から始まった大学生の上対馬ホームステイプログラムには延べ二七六人の韓国人大学生が参加した。二〇〇四年からはホームステイをしながら「国境マラソンIN対馬」にてランナーのための行事進行や通訳などのボランティア活動を兼ねている。さらに、同年から始まった上対馬と釜山広域市の中高生の相互ホームステイプログラムには二八四人が参加した。二〇〇一年からは上対馬高校生の韓国ホームステイが始まり、二〇一四年八月まで七七人が参加した。その他、韓日子供シンポジウム開催、釜山・対馬中学生交流、日本語弁論大会共同主催、日本歌謡大会などを行い、対馬と釜山地域の青少年交流や文化交流に力を入れている。

一方、こうした民間団体の日韓交流のための努力にもかかわらず最近の日韓関係の悪化や中国の台頭に伴う日本の相対的な国力の低下の影響を受け、韓国での日本語学習者の数が急激に減っていることが今回の調査で分かった。この協会の事務局長の話によると日本語能力試験の受験者が毎年約一〇%ずつ減少してJLPT受験者数が最盛期の六万人から二万人に減ったという。中小都市では日本語学習の基盤が崩壊しつつあって、日本語学校の閉鎖、専門学校での日本語学科廃止、高校での第二外国語としての機能消失などが進んでいるという。大学では日本語や日本関連学

科の学科名を国際学科とか東北アジア学科などに変更していく。それに伴い日本語関連の出版社も打撃を受け、日本に留学生を送っている留学院なども閉鎖を余儀なくされているという。かつて日本政府は日本語教育のため教材やネイティヴスピーカーを送るなどの支援をしていたが、今は途絶えている。一方、中国は教材やネイティヴスピーカーを提供し、中国語学習を支援しているという。

国際交流のためには語学能力が不可欠である。国際交流の基盤たる語学、とりわけ日韓交流に欠かせない日本語学習者の激減はこれからの日韓交流に陰りを落としかねないと思われる。

4. 交流に対する自治体の対応と思考

(1) 対馬市

対馬市は、過疎化が進む中、停滞しつつある対馬市の経済や産業の活性化につなげたいということから影島区を始め釜山広域市との交流を積極的に推し進めている。

韓国からの観光客誘致のため朝鮮通信使など、韓国に関わる遺跡や記念物を整備する一方、対馬の水産物や林産物の韓国への輸出を試みている。二〇一四年釜山ベクスコにて開かれた「釜山国際水産EXPO」では初めて個別ブースを設けて参加し、対馬の水産物の韓国販売に努め（韓国の通営市では対馬のぬたうなぎを輸入している）、ヒノキや杉の木など林産物を利用した韓国進出を試みて、ソウル近郊にあるパンギョにヒノキのモデルハウスを展示している。

対馬市の観光物産推進本部という部署では国際交流員制度を設け、韓国や中国との交流の活性化、市の国際化を推進している。

国際交流員制度

この制度は、市内の学校、企業及び各種団体等が実施する国際交流・国際理解促進事業等への国際交流員の派遣協力に係る必要な事項を定め、対馬市の国際化推進に資することを目的として運営されている。

国際交流員の派遣対象事業は、①外国の文化及び生活の紹介のための講演等 ②異文化理解のための交流活動への協力 ③簡易な外国語日常会話指導 ④その他、対馬市の国際化推進に資する業務である。

現在、対馬市には三名の国際交流員（韓国人二名、中国人一名）が勤務し、二名の韓国人は、本庁観光物産推進本部に一名、上対馬事務所に一名配置している。二名の内一名は、国が薦める国際交流員の受入事業「JETプログラム」により派遣されている。

国際交流員は、市の国際交流関係事務の補助（文書等の翻訳、国際交流事業の協力、韓国訪問客の接遇、イベントでの通訳、市民対象の韓国語講座）も行っている。

さらに、対馬市は二〇〇三年から釜山広域市に対馬釜山事務所を設置し、現地での対馬の観光PRと日韓交流の拠点としている。二〇〇二年九月、対馬六自治体の合意形成をまとめる対馬総町村組合により、財団法人対馬国際交流協会を設立し、二〇〇三年四月に釜山に対馬釜山事務所を設置した。

対馬釜山事務所

業務としては、①国際交流に関する情報の収集、提供 ②国際協力及び国際交流の促進 ③韓国内の対馬宣伝事業 ④韓国訪問団の連絡調整及び通訳 ⑤イベント等の連絡調整及び通訳 ⑥釜山〜対馬航路利用促進に係る支援 ⑦貿易関係事業の調査（対馬特産品の市場調査）⑧その他業務の目的達成に必要な事業などである。

釜山事務所は、HP開設、メルマガの発信、観光パンフレット・ポスター・DVDを韓国国内エージェントへ配付したり、対馬観光への問い合わせ等に対する総合窓口としている。

所長は観光物産推進本部副本部長が兼務し、現地職員は副所長と主任の二名が常住する。いずれも韓国人である。

釜山事務所設置による韓国人観光客の誘致には、成果が見られているものの、今後貿易などの経済交流に対する支援も必要となってくる。また、現体制（職員二名の雇用）は、観光物産推進本部副本部長が所長を兼務していることから現地での責任者が不在の状態であり、迅速な対応が困難な場合もあり改善の必要性があるとの指摘もある。

国際交流協会の年間予算額…約九〇〇万円（全額市補助金（二〇〇九年度）

問い合わせ件数…約四七、五〇〇件（二〇一三年）

対馬市の国祭交流都市は、韓国と米国だけでなく、現実的な必要性から韓国との交流に力を入れている。

表4 対馬市の国祭交流都市

国家	都市	締結年度	関係
アメリカ	グアム島	一九七七年	姉妹島縁組
韓国	影島区	一九八六年	姉妹島縁組
韓国	蔚州郡	二〇〇五年	友好協力都市

参照…対馬市のホームページから

(2) 影島区

影島区は、対馬市との交流を経済的な利益を図るよりは行政・文化中心に行い、影島区のイメージアップや対馬市との職員の相互訪問などによる友好関係の維持を目的としている。そのため職員の交流やまつりなどのイベントへの参加などが主な交流形態となっている。

六年間ほど職員の派遣研修が行われたが、現在は職員派遣を行っていない。代わりに影島区は中国と職員の派遣研修を行っている。影島区は生涯学習課に国際協力担当係が設置されていて係長と一名の職員が国際交流業務を担当している。釜山広域市の他の区では国際交流を担当している部署はなく、釜山広域市で担当係長があるのは影島区だけである。影島区は五つの国家の都市と交流をしており、最近、中国との交流にも力を入れている。

表5 影島区の国祭交流都市

国 家	都 市	締結年度	関 係
日本	対馬市	一九八六年	姉妹島縁組
中国	上海市黄浦区	一九九六年	姉妹都市縁組
フィリピン	Marikina市	二〇〇八年	友好協力都市
オーストラリア	Manly市	二〇〇九年	友好協力都市
ベトナム	ベックン県	二〇一一年	友好協力都市

参照：影島区ホームページから

(3) 蔚州郡

蔚州郡は、釜山広域市の東側に隣接する蔚山広域市の管轄下にある基礎自治団体の郡で、広い面積を有する都農複合型自治体である。蔚山広域市には韓国の大手自動車メーカー現代自動車の工場があり、韓国で一番高い個人所得を誇る自治体である。海に面し、山に囲まれた地形のため農業や水産業などの一次産業から先端産業までが栄える産業都市でもある。

対馬市と蔚州郡との交流が始まったのは、朝鮮王朝時代に対馬との外交に生涯を捧げた蔚州郡出身の外交官李藝先生の功績を顕彰するためであった。

二〇〇五年二月一日に対馬市と蔚山広域市蔚州郡との間で『文化交流協力に関する意向書』を交換し、同年一月五日、『友好協力了解書』を締結してから年間二回の職員の相互訪問（主に副郡守、副市長、担当公務員、地方議員）

を行っており、相互訪問は主にまつり期間中に招待する形で行っている。交流の目的は経済や文化交流であるが、実際に経済交流はほとんど行われていない。影島区と同様に人的交流とイベントへの参加が主である。国祭交流の業務は総務課の一人の職員が兼務の形で行っており、意欲的に交流事業を展開できるほどの環境ではない。国祭交流予算も職員の交流都市への訪問経費の二、三〇〇〇万ウォン（約二、三〇〇万円）ぐらいで、全体予算五、〇〇〇億ウォンに占める割合はごく僅かすぎない。

中国からは投資誘致や営農関連の見学（梨や欄の栽培技術など）など経済的な目的の訪問や要請があるものの、活発に交流が行われているわけではない。

表6 蔚州郡の国祭交流都市

国 家	都 市	締結年度	関 係
中国	山東省青島市萊西市	一九九九年	友好協力都市
中国	山東省文登市	二〇〇一年	友好協力都市
中国	山東省膠州市	二〇〇二年	友好協力都市
中国	遼寧省盤錦市	二〇〇三年	友好協力都市
中国	瀋陽市沈北新区	二〇〇三年	友好協力都市
中国	黒竜江省海林市	二〇〇四年	友好協力都市
日本	対馬市	二〇〇五年	友好協力都市
中国	江蘇省無錫市惠山区	二〇一三年	友好協力都市

参照：蔚州郡ホームページから

李藝（一三七三年～一四四五年）

韓国南東部にある蔚山（ウルサン）出身の朝鮮王朝前期の官人、外交官である。元々は蔚山郡の役人であったが、四代国王、世宗（セジョン）から厚く信頼され、外交官となり、足利將軍との交渉と倭寇対策などに生涯を捧げた。通信使・回礼使などで京都（四回）・対馬・壹岐・九州・琉球へ使行すること四〇数回を数える。彼は倭寇により日本に連れ去られた母国人六六七名を送還した。一四三八年に対馬島主との間で締結した文引制度（日本から朝鮮へ通交するものへ文引・ビザを発行すること）と癸亥約条（一種の貿易条約）などを締結するなど、江戸時代の朝鮮通信使のさきがけとして、中世日朝外交史上注目される人物である。

近年改めて李藝の功績が注目され、韓国政府より二〇〇五年に「文化人物」に、二〇一〇年には「外交人物」に選定された。日本では二〇〇五年に李藝を顕彰する「通信使李芸功績碑」が長崎県対馬市峯町の円通寺に完成した。

5. 対馬市と影島区・尉州郡の国際交流を妨げる問題

(1) 仏像盗難事件

二〇一二年一〇月、海神社の国指定重要文化財「銅造如来立像」や、観音寺の県指定有形文化財「金銅観世音菩薩坐像」などが韓国人窃盗団に盗まれ、韓国内で押収された。ところが韓国仏教界などが「倭寇に略奪されたものだ」



対馬市から盗まれた仏像

出処：<http://news1.kr/articles/?1851062>

と主張し、韓国・大田地裁がこの主張を認め、返還を差し止める仮処分を出した。この事件で、島民の対韓感情は悪化した。祭りの主催団体は抗議の意を示すため、日韓交流行事「朝鮮通信使行列再現パレード」を中止した上、厳原港まつりのサブタイトルで「対馬アリラン祭」を削除した。

二〇一四年には引き続き、アリラン祭のサブタイトルの使わなかったが、朝鮮通信使行列再現パレードはわずか一年で復活させた（台風の影響で室内での外交文書交換の形で行われた）。仏像が返還されない状態で「再開すべきでない」との批判も多かったが、行列開催で協力している韓国の団体「釜山文化財団」が韓国政府に仏像返還を働きかけてくれたことに応え、同財団との友好関係を続けるため、再開を決めた。厳原港まつりで仏像盗難事件により中断された朝鮮通信使行列の再現パレードを二〇一四年から復活したのは、韓国からの観光客の減少を懸念した対馬市の立場をよく物語っている。

(2) 韓国人観光客のマナー問題

韓国人旅行者の急増に、受け入れ態勢の整備が追いつかない対馬市の問題に加えて、韓国と日本との習慣の違いや韓国人旅行者のマナーの悪さが問題視されている。

一部のレストランでは韓国人の出入りを断るなど、韓国人のこれ以上の流入に否定的な住民も多かった。ところが、韓国人の対馬観光が始まった一九九五年以降一五年間、韓国ではマスコミなどでマナーを守るよう呼び

かけたことや対馬の人々は韓国の習慣や文化などを理解するような努力を積み重ね、最近では文化やマナーを巡る摩擦がだいぶ減っている。

(3) 土地買い上げの問題（自衛隊の防衛施設との関連）

韓国からの観光客の急増に伴い、韓国のリゾート業者による島内の土地の買い占め問題が浮上した。二〇〇八年一〇月頃より産経新聞がこの問題を取り上げて韓国の一部の人々の「対馬は韓国の領土である」との主張と結びつけ、こうした土地の買い上げは韓国による実質的な対馬支配をもたらす可能性がある」と警告したのである。さらに、自衛隊施設の周辺の土地が韓国資本によって購入されるのを国防上の観点から問題視する主張も出され、国会の超党派議員グループが「国境対馬振興特別措置法案」の制定を試みる動きもあった。ところが、日本政府としては土地の購入規制を含む措置に対して慎重な姿勢を表明しており、現状で韓国資本ならびに韓国人個人が持つ土地は、対馬全島の〇・〇三六％に過ぎなく、大きな問題にまでは拡大していない。

6. 対馬市との国際交流における影島区と尉州郡の問題

(1) 国際交流に対する住民の認知度の問題

影島区と対馬市との交流の歴史はすでに三〇年を超え、尉州郡との交流も来年で一〇年を迎えているが、両自治体のほとんどの住民は対馬市との交流に関心を寄せるところか交流自体も知らない。このような住民の無関心は両自治体が国際交流を住民が参加する区や郡を挙げての事業ではなく自治体間の職員同士の交流や親睦行事として認識して

いるからである。

(2) 経済協力関係に対する関心の低さ

国際交流を経済の活性化に生かしたいという対馬市とは違って影島区や尉州郡は国際交流を自治体のイメージアップに活用したいというスタンスを持っている。さらに、影島区や尉州郡の担当職員や幹部職員も国際交流の経済的な効果に関してはあまり関心がない。そのため影島区も尉州郡も対馬市との交流にあまり力を入れていないのが現状である。

(3) 職員の国際交流に対する知識や語学能力の問題

対馬市の場合は韓国語が堪能な職員が持続的に韓国との国際交流業務を担当している。一方、影島区や尉州郡には国際交流を担当する職員が二、三年ごとに交代され、専門性や語学の面で国際交流事務を担うには限界があり、国際交流を積極的に推し進められない原因の一つになっている。さらに、国際交流を担当している職員は、総務（尉州郡）や生涯学習（影島区）などの事務を担当していて、国際交流事務は兼務という形になっている。

(4) 交流都市間のネットワーク網の不備

対馬市も影島区や尉州郡も国内外にいくつかの姉妹都市や友好協力都市を持ちながら、いくつかの国内外の都市が複合的な形で関係を結ぶことにより自治体交流の相乗効果を高められる交流のネットワークが形成されていない（こ

れに関しては課題のところでは後述する。

(5) NPO団体やボランティア組織の不在

自治体間の国際交流は、自治体の幹部や職員の交流だけでは交流の輪を拡大して自治体に利益をもたらすには限界がある。国際交流に住民の自発的な参加やボランティア活動などは欠かせない存在である。こうした民間のボランティア組織やNPO団体、自治体が立体的に協力して交流を深めて行くことが求められるが、影島区や蔚州郡ではこのような組織や団体が存在しない。対馬市でのイベント参加にしても影島区ではなく釜山広域市のボランティア組織や文化交流NPO団体が主役を務めている状況である。

(6) 国際交流の制度化・体系化の欠如

国際交流を担当している専門の職員がいないことや、対馬市と影島区との行政ゼミナール以外の交流行事は定例化・制度化がされていないため、交流の積み重ねによる更なる進展や成果を図ることができない。また、自治体首長の交代により国際交流が影響される問題点も出てくる。つまり国際交流に関心がある首長とそうでない首長によつて交流の頻度やコンテンツが異なり、一貫性を欠けた交流になることである。

(7) 国際交流予算の制約

影島区も蔚州郡も国際交流予算が限られていて、蔚州郡の場合、自治体職員の訪日経費を賄う程度に過ぎないこと

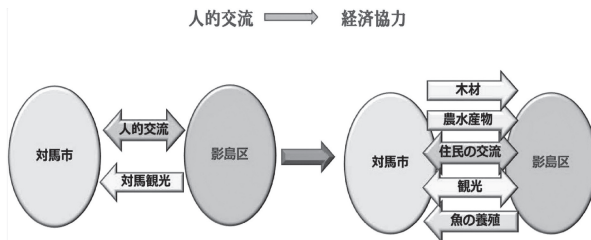
が分かった。影島区の場合は具体的な数字を明らかにしていないが、事情はあまり変わらないようである。

7. 対馬市と影島区、尉州郡との交流の課題

(1) 人的交流から経済交流へ

対馬市と影島区が姉妹都市の縁を結ぶことになったのは、両方とも島であるということであり、尉州郡とは朝鮮王朝時代に対馬との外交に貢献した李藝という尉州郡出身の外交官がいたからである。つまり、対馬市と影島区、対馬市と尉州郡との交流は最初から経済的なメリットを念頭に置いた交流ではなかった。そのために影島区と尉州郡は、対馬との交流を経済的なメリットという側面よりは人的交流に重点を置いて行っている。ところが、人的交流、特に職員中心の国際交流は、交流の内容や規模を拡大、深化させていく上では限界がある。自治体間の交流をより深く、広く発展させるためには自治体や住民に利益をもたらす実利的な交流が求められる。そのためには、各分野で収益につながる経済面での協力が不可欠である。影島区や尉州郡は対馬市との経済交流に消極的である。というのは対馬市との交流で実質的な利益が得られる分野はないと考えているからである。しかし、農業や水産業中心の対馬市と都会化した影島区との間、また同じく農業や水産業、先端産業が混在する尉州郡との間には必ずウインウインできる協力分野があると思われる。人的交流においても職員だけの交流ではなく、できるだけ多くの住民、とりわけ企業家や商工

対馬市と影島区、対馬市と尉州郡との交流に関する研究報告（札）

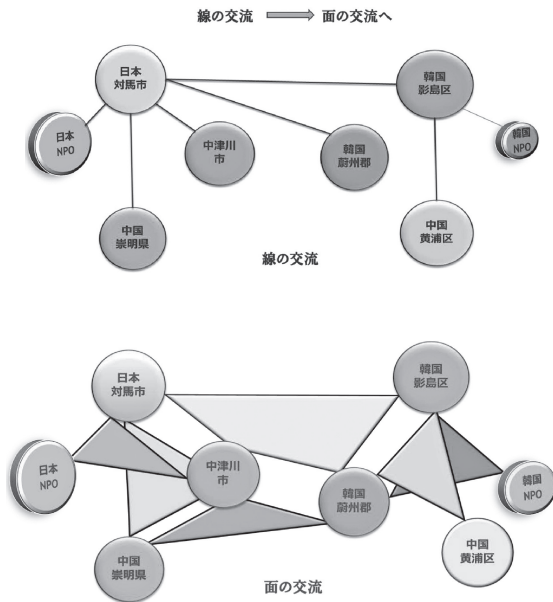


業人、貿易などを目指している若者などが参加できるシンポジウムやゼミナールを開催して民間レベルで商売になる分野や品目を探し出す場を提供することが必要であろう。さらに、影島区が影島区だけでなく釜山圏域の自治体と対馬市との経済協力ができるように仲介役を担うこともできると思われる。つまり対馬市と韓国の自治体の経済協力の窓口としての役割を担うことである。

影島区や尉州郡には人的交流に留まることなく、相互に利害関係が絡み合う経済交流へとアップグレードさせるための体制作りが必要であり、そのためには影島区や尉州郡の国際交流に対する認識の転換が求められている。

(2) 線の交流から面の交流へ

対馬市、影島区、尉州郡の交流は、線の形での交流を行っている。つまり、対馬市―影島区、対馬市―尉州郡、対馬市―中津川市（国内）、影島区―長興郡といった形の交流である。これを面の交流へと拡大していく必要がある。つまり、対馬市―影島区―尉州郡、対馬市―中津川市―影島区―尉州郡といった三角や四角の形で中層的に絡み合う自治体ネットワークを構築することである。国内の姉妹都市や海外の姉妹都市を繋げる形で姉妹都市ネットワークを



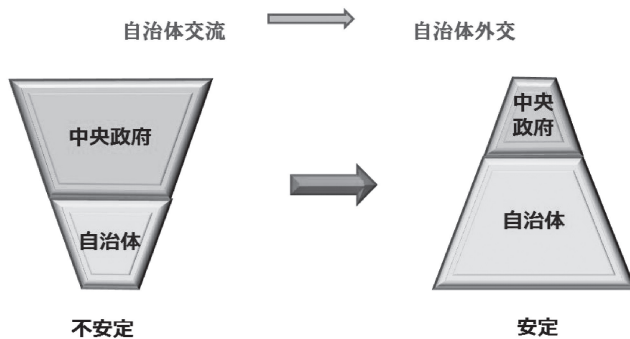
拡大していけば自治体間での協力し合う分野も多様化され、規模も大きくなり、交流の相乗効果が得られると思う。また、日韓だけではなく中国など近隣諸国にある交流都市や民間団体も加えればその効果はさらに増すだろう。そのためには日韓の各自治体が他国や他の自治体にアピールできるコンテンツの開発や発掘に力を入れる必要である。

(3) 自治体交流から自治体外交へ

自治体の交流は、中央政府間の対立や葛藤を緩和する緩衝地帯としての役割をも求められる。今回の調査で、影島区や尉州郡との交流に歴史問題や領土問題による日韓関係の悪化が影響を与えているかとの質問に対して、対馬市は、「影響を受けていない」、むしろ中央政府間の対立より仏像盗難事件のような住民と身近な問題が影響を与えていると答えた。影島区と尉州郡は同じ質問に対して「直接的な影響を受けているわけではないが、心理的に自粛モードになった」と答えた。政府間の関係が現在のような膠着状態に陥っている場合、自治体間の交流は形式にとらわれることなく様々な形の交流を活発化させ、関係悪化を解きほぐすきっかけを作ることが必要であり、これが自治体外交である。

当初、日韓両国政府の主導で推し進められた朝鮮通信使の記憶遺産共同登録が日韓の関係悪化により頓挫したことを受け、両国の自治体や民間団体などが中心

対馬市と影島区、対馬市と尉州郡との交流に関する研究報告（孔）



になって推進しているのは自治体外交のよい例である。

日韓関係が中央政府の意思により独占されることなく、自治体が各方面から自主的に国家間の葛藤を牽制するシステムを構築していくことが大事である。

今後の課題

今回の対馬市、影島区、蔚州郡での現地調査では国際交流に対する対馬市の積極的な姿勢に比べて影島区や蔚州郡は消極的で、受身的であることが分かった。その主な原因は両自治体が対馬市との交流を通じて経済的なメリットを得られないということであったが、それだけではなく地方公務員の対外認識、受身的な仕事のやり方、住民や自治体首長の国際交流に対する認識など、もっと複合的な原因があるのではないかとこの疑問が残る。今回の調査では時間的な制約もあって主に担当職員との面談に頼り、住民や自治体長との面談ができなかったため、こうしたことを解明できる立体的な調査には至らなかった。そのうえ、影島区を訪れた時はあいにく人事異動で国際交流の担当者が変わり、具体的な事情聴取にも限界があった。これからは調査対象や範囲を広め、住民や自治体首長、商工業者、農業や漁業従事者らとの面談を通じて多面的な調査研究を行いたい。

参考文献

- (1) 정용하 「한일 지자체의 로컬거버넌스 비교」 『21세기정치학회』 『21세기정치학회보』 22집3호, 2012년
- (2) 장재국 「釜山—福岡초광역 경제권 형성성과 한일협력」 『지역사회』 통권 제 63호, 2010년

- (3) 부경대학교 대마도 연구센터 『부산과 대마도의 2000년』 국학자료원, 2010년
- (4) 황백현 『대마도 統治史』 발해, 2012년
- (5) 鶴田 啓 『対馬から見た日朝關係』 山川出版社, 二〇〇六年
- (6) 対馬観光物産協会 『しま百科』 昭和堂, 二〇一一年

参考資料

- (1) 対馬国際交流協会編 『対馬釜山事務所一〇年活動報告書二〇〇三―二〇一三』, 二〇一三年
- (2) 社団法人釜山韓日文化交流協会 『社団法人韓日文化交流協会20年史』 二〇〇七年
- (3) 日本経済新聞二〇一四年四月二九日
- (4) 京都新聞二〇一四年五月二二日
- (5) 山口新聞二〇一四年八月二六日
- (6) 西日本新聞 二〇一四年一〇月二二日
- (7) <http://mitsuimgssi.com/terashima/nouriki1404.php>
- (8) <http://www.jibeetle.co.jp/internet/tushima/index.html>
- (9) <http://rigei.pro/story.html>
- (10) <http://neusl.kr/articles/?1851062>

政経研究所共同研究資料

一・釜山広域市廳（國際協力課）での聞き取り調査

会場 釜山広域市廳一F會議室

日時 二〇一四年一月一三日 午前一〇時～午後〇時

説明者 釜山広域市國際協力課 權 大恩氏 通訳一名（女性）

日本大学 山田光矢、佐渡友哲、孔 義植、崔 永鎬
（研究員）

釜山広域市の概況

釜山 韓国第一の港湾都市＝韓半島の東南に位置

釜山港（天恵の良港）を母体に発達

政経研究所共同研究資料

東南の經濟圏の中心地

南 大韓海峽

北 慶南梁山市の熊上邑・東面・勿禁面、金海市、

及び金海市大東面

東 蔚山市の西生面と温陽面

西 鎮海市と金海市長有面

位置

東端 機張郡長安邑孝岩里 東経一二九度一八分一三秒

西端 江西区天加洞泊島 東経一二八度四五分五四秒

南端 沙下区大洞南兄弟島 北緯三四度五二分五〇秒

北端 機張郡長安邑鳴礼里 北緯三五度二三分三六秒

四〇三

国内 金海^{ギムヘ}、馬山^{マサン}、光州^{グァンジュ}

国外 東京、ロサンゼルス、バグダッド、アテネ

面積 七六六・一二km²

人口 三、四一四、九五〇人

男 一、六七六、六八九人

女 一、七三八、二六一人

「釜山」の由来

一四〇二年（太宗二年）一月二八日 『太宗実録』

釜山：世に現れた最初

『慶尚道地理志（一四二五年）』『世宗実録地理志（一四五四年）』『慶尚道續撰地理志（一四六九年）』

「東萊釜山浦」と記述 この時代の漢字表記「富」。…「釜」

ではない

一四七〇年（成宗一年）二月二十五日付けの『成宗実録』

釜山という名称を使用

一四七一年 『海東諸国記』『東之釜山浦』

同誌の「三浦倭館圖」『東縣釜山浦』

一四七四年四月 「釜山浦地図」『釜山』

この時期 釜山と釜山を混用…その後「釜山浦」

一四八一年 『東国輿地勝覽（一四八一年）』完成『釜山』

一五世紀末期から釜山が一般化

『東国輿地勝覽』編纂以前 釜山…それ以降釜山に替わった

市の歴史

任那（伽耶）↓新羅に合併…居漆山郡

七五七年 統一新羅時代『東萊郡…金海…地域の中心

九一八～一三九二年 高麗時代

釜山浦（蔚州東萊県に所属する漁村）

一三六七（太祖六）年 釜山镇（戦略的な軍事要衝）設置…三

港（釜山浦、塩浦、齋浦）存在

一三九二年 李氏朝鮮（朝鮮王朝 一三九三～一九一〇年）

釜山地域：東萊県↓東萊府（東萊都護府）設置

一五世紀始 釜山浦『日本人居留地「倭館」設置（浦所倭館）

一四四三年 嘉吉条約（発亥約定）

李氏朝鮮との通交条約…歳遣船の定数決定

一五一〇年 三浦の乱

朝鮮半島三港の倭館居留日本人の暴動

対馬との国交断絶

一五二二年 永正条約締結

国交回復…歳遣船定数三〇隻

一五九一～九八年 壬辰倭乱（文祿・慶長の役）

日本 一五九八年『秀吉の死によって撤兵

一五九九年 再び東萊府に昇格

日本に対する外交政策遂行上の重要拠点的位置のため

一七世紀 朝鮮王朝と江戸幕府の交渉復活

龍頭山一帯に対馬藩の草梁倭館設置

一八七六年 国際貿易港として開港

一八七七年 日朝修好条規⇨朝鮮開国

三ヶ所の開港地の一つ（仁川・元山）

倭館・継続

一八九五年 慶尚道廃止

東萊府（二十三府制）

翌年 慶尚南道：釜山に道庁設置

一九一〇年一〇月一日 日本併合

慶尚南道東萊府 ⇨ 釜山府に改称（○）

一九一四年（日本統治時代） 行政区画整理：釜山府設置

一九四九年 八月一五日⇨釜山府は釜山市となる

一九五〇年 朝鮮戦争勃発⇨ソウル陥落

一九五三年まで臨時首都となる

一九五七年 出張所を区に改名

中区・西区・東区・影島区・釜山鎮区・東萊区を設置（六区）

一九六三年一月一日

釜山直轄市に昇格

朝鮮戦争後 金海郡の一部（現・江西区一帯）編入

一九九五年一月一日 釜山直轄市は釜山広域市に改称（一二区）

三月一日（一五区一郡）

釜山 イメージとブランド価値を更に高揚して世界都市へと挑戦

二〇〇二年 釜山アジア競技大会開催 + ワールドカップ

サッカー大会開催

二〇〇三年 世界合唱オリンピック大会開催

二〇〇四年 ITU総会開催

二〇〇五年 アジア太平洋首脳会議（APEC）開催

二〇一一年 釜山世界援助開発会議開催

その後の行事 アジアを代表する釜山国際映画祭、釜山ピイエ

ンナーレ、釜山国際ロック

フェスティバル、釜山世界花火祝祭等を開催

釜山市 前途洋々たる都市

葦山国家工団、釜山新港湾建設とセンタムシテイ開発

釜山の未来をリードする映像、情報、観光などの戦略産業を

育成し世界と交流する

二一世紀国際交流拠点海洋都市に発展

姉妹都市（24都市）

都 市	国	提携年月日	備 考
高 雄	台湾	66.6.30	台湾第2の都市であると同時に、最大の港湾都市
ロサンゼルス	アメリカ	67.12.18	北米・太平洋沿岸の最大港湾都市、宇宙航空の中心地
下 関	日本	76.10.11	水産業が発達した西日本の交通中心都市
バルセロナ	スペイン	83.10.25	文化芸術都市であると同時に商工業の中心都市
リオデジャネイロ	ブラジル	85.9.23	世界3大美港の一つ、輸出入高ブラジル第2の都市
ウラジオストック	ロシア連邦	92.6.30	ロシア連邦極東地域最大の港湾都市
上 海	中国	93.8.24	中国第1の港湾都市、商業・金融・貿易の中心地
スラバヤ	インドネシア	94.8.29	ジャワ州の中北東の海岸都市、海洋産業、貿易等発達
ビクトリア	オーストラリア	94.10.17	エネルギー産業が主産業、交通・港湾の中心地
ティファナ	メキシコ	95.1.17	NAFTA 圏メキシコの工業、貿易の中心都市
ホーチミン	ベトナム	95.11.3	ベトナム3大特別市の一つ、最大の港湾都市
オークランド	ニュージーランド	96.4.22	第1の港湾都市、産業・経済の中核都市
バルパライソ	チリ	99.1.27	チリ最大の港湾都市、チリの立法首都
ウエスタン・ケープ州	南ア共和国	00.6.5	港湾都市、ケープタウンが中心の南ア共和国第2の州
モントリオール	カナダ	00.9.19	カナダ第2の貿易中心都市、パリに次ぐ仏語圏最大
イスタンブール	トルコ	02.6.04	第一の経済中心都市、EU・東欧への再輸出の前進基地
ドバイ	UAE	06.11.13	中東の港湾・物流・観光の中心都市
福 岡	日本	07.2.2	九州の北東端に位置する西日本の拠点都市
シカゴ	アメリカ	07.5.7	米カ第2の都市で展示・コンベンション都市
サンクトペテルブルグ	ロシア	08.6.11	露第2の都市、港湾・観光都市としては第1
プノンベン	Cambodia	09.6.11	首都・経済、産業、商業、文化、観光、歴史の中心地
ムンバイ	インド共和国	09.11	インド最大の金融/産業都市
シーサルオニキ	ギリシア	10.03	由緒深い文化都市
カサブランカ	モロッコ	11.4.26	最大都市、重要な港を有するアフリカ6番目の大都市

友好協力都市（6都市）

友好協力都市の現況

都 市	国	提携年月日	備 考
深 圳	中国	07.5.17	中国南東部に位置した中国最初の経済特区
天 津	中国	07.7.23	中国4大直轄市の一つ、北方地方最大の商業貿易中心地
重 慶	中国	10.12.02	世界で最大の面積、人口を抱えた都市（韓国より若干小さい）中国西部大開発の中心地
大 阪	日本	08.5.21	日本第2の都市であり、関西の中核都市また、世界主要都市・サミット議長都市
バンコク	タイ	11.7.11	タイの首都であり、政治、経済、文化、交通の中心地
北 京	中国	13.8.14	中国の首都、政治、文化、国際交流の中心地

国際交流

姉妹都市との関係

下関市 一九七六年一〇月一日に釜山市で姉妹提携書に署名

本州の最西端

一九七〇年から釜関フェリー運航

一九九二年からコンテナ船が就航

一九九二年四月二八日 公務員相互派遣協定

釜山市は毎年、日本側は二年毎に各一名ずつ派遣

観光展、国際会議の共同参加、職員研修団の訪問等を毎年実施

二〇〇六年八月 姉妹提携三〇周年記念行事を下関で開催

福岡市 一九八九年一〇月二四日に福岡市で行政協定都市交流

のための協定書に署名

二〇〇七年二月二日 釜山市で姉妹提携を締結

日本の西南部（九州北部）

行政、情報、経済、教育の中核都市

九州最大のビジネス拠点都市

福岡市は韓半島と中国大陸に一番近い

昔から大陸文化の受け入れの窓口

一九九〇年九月二七日 公務員相互派遣協定

釜山市は毎年、福岡側は二年毎に各一名ずつ派遣

日韓関係

政府レベル⇨若干問題がある

⇩ 民間及び地域交流は進んでいる

釜山 日本と最も近い都市⇨交流は必然

九州との交流は活発

国際交流の基本的な方向 グローバル

今年 MOU(?) 二〇一四・四 中西部

日本⇨長崎県 アメリカ⇨ヒューストン

近距離 福岡市 超広域経済圏

日本 人的交流が中心

中国 青島他

東南アジア 開発途上国

開発援助・医療・教育・市政・文化交流

医療 医師が現地で診療⇨医師団派遣

教育 教育団派遣

釜山 民間交流⇨活発化 But 小規模⇨姉妹(友好)都市

中心

韓国 国際交流予算⇨議会は協力的

⇩ KOIKA 韓国外交部の下部機関は大規模な活動

釜山 コンテナ取り扱い⇨世界第五位 アジア

⇩ 北米 積み替え

中国 上海や寧波 ⇩ 採算性⇨上海のほうが安い

⇩ 北極航路は釜山が近い

国際交流 グローバル・サポーターズ(釜山市民+在釜外国人)

を結成

釜山国際交流財団 姉妹都市委員会⇨名誉領事三〇名を任命

日本人はいない

事務局がない⇨市職員もメンバーであり協力している

釜山広域市の今後⇨釜山経済のさらなる発展のための十大ビ

ジョン

〇一 北東亜のハブ港湾に育成⇨釜山港⇨高付加価値物動量創

出型先進港湾へと躍進

釜山港 開港以来最大事業の新港建設

世界的に競争力を備えた北東亜の中心港湾に躍進

北東亜地域 世界物流の中心地に浮上

隣接国家間のハブ港湾育成競争が熾烈

二〇一一年まで 二二船席の埠頭施設の完成

二〇一五年まで 三〇船席規模の埠頭施設の完成

加徳島沿岸(江西)等コンテナ埠頭

三〇船席+港湾背後道路、鉄道等の背後交通網建設

連関産業 背後物流団地(六八八万㎡、背後鉄道網及び港湾)

背後道路〔二箇所〕開設

〇二 国際産物流都市造成…洛東江下流の江西地域Ⅱ未来型

先端産業都市（釜山経済中興の革新拠点）に姿貌

江西地域 釜山新港と国際空港、東南経済圏の地理的中心

釜山新港（世界有数の港湾の背後）圏域

環黄海、大韓海峡圏を結ぶ超広域経済圏形成の戦略的要衝地

国際複合物流団地

先端産業団地及び天恵の自然環境：名品ビジネス都市造成

釜山経済の新たな成長動力拠点浮上計画

洛東江下流の江西地域一円（約三三km²）

広域産業団地 東南圏戦略産業融合海洋複合産業等

複合物流団地 組立加工部品素材供給基地等

知識創造都市 国際業務、R&D、教育、住居など

〇三 釜山港（北港）再開発…釜山港（一三〇余年の歴史）の変貌

変貌

北港港湾機能の釜山新港への移行

釜山北港 開港以来韓国国際交易の前哨基地

ユーラシアの関門へ

政経研究所共同研究資料

第一段階 先端ビジネス、海洋文化観光、市民の休息機能を備

え持つ国際的なウォーターフロント空間の造成

釜山駅鉄道敷地の追加確保

北港と連携開発

釜山港一般埠頭（沿岸埠頭）第四埠頭 一五三万m²）

導入施設 海洋親水施設、港湾施設、商業・業務施設等の

複合機能

連関事業 釜山駅KTX施設の地下化（操車施設、一般列

車 釜田駅移転を含む）

〇四 映画・映像タウン造成…国際的競争力のある映画・映像

産業を集中的に育成

釜山 アジア最高の映画祭に成長した釜山国際映画祭開催都市

↓ アジアにおける映画・映像のメッカに育てる

映像関連施設物建立

映画の殿堂、釜山文化コンテンツ、釜山映画撮影スタ

ジオ、釜山映像後方作業施設、釜山映画体験博物館等

映画関公共機関移転

映画振興委員会、像物等級委員会、ゲーム物管理委員

会など

○五 釜山金融中心市建設…特化金融機能を持つ金融クラスター形成

特化金融機能…港湾物流、船舶、水産等に差別化したもの

釜山「金融中心市」指定(二〇〇九・一〇)

金融ハブの役割付与

東北亞海洋首都⇨国際金融・ビジネス機能の一層の強化
釜山金融中心地造成

国際金融中心店釜山の新たな成長を象徴する事業

釜山国際金融センター

釜山の主要金融機関・釜山に移る金融関連公共機関の移転

ホテル・ショッピングセンター等の付帯施設の移転

釜山国際金融センター(BIFC)造成、派生商品(R&D)

センター設立、炭素排出権取引所・商品取引所誘致、韓国船舶

金融公社設立、主要金融機関・船舶金融部署誘致等の推進

○六 東釜山観光コンベンションクラスター造成…海雲台・機

張地域の優れた自然景観活用

東釜山 世界水準観光資源開発+コンベンション施設拡充

アジア観光・コンベンションハブ

東釜山観光団地 機張機域

世界的水準のテーマパークと四季観光休養施設などを造成

海雲台海水浴場 国内屈指の観光地(観光特区)

超大型複合観光リゾート造成

海雲台セカンドベクスコ(BEXCO)建設

展示・コンベンション事業の飛躍が目的

展示コンベンション事業…釜山の未来成長事業

BEXCO⇨釜山(Busan)広域市海雲台区展示(Exhibition)

コンベンション(Convention)センター

東釜山観光団地(三六六万㎡)

テーマパーク、運動休養施設、ホテル、コンドミニアムなど

海雲台観光リゾート

規模八四階(洞)、一〇一階(洞)⇨コンベンション、コン

ドミニアム等

BEXCO施設拡充

展示場(二万㎡)、オーデトリウム(四千席)、駐車場など

原子力医学院

三〇四病床、放射線医学研究センター、放射線非常診療セ

ンターなど

○七 「釜山市民公園」造成…駐韓米軍基地(五三万㎡…ハヤ

リヤ敷地)

軍部隊の施設 釜山鎮区楊亨蓮池・凡田洞一円のキャンプハ

ヤリヤ敷地五三万㎡

人間と自然が相生する生命の空間〔釜山市民公園〕 自然と文化、美麗が(一団)に變貌

秀麗な平地公園

釜山の發展と希望を象徴

市民の自負心と暮らしの質を向上

釜山の躍動性を生かした五つの波浪模様型テーマ林道と広闊な芝生、清冽に流れる河川、各種公演と家族連れが施設と相俟った綺麗な都市公園を造成

主要事業 記憶、文化、喜び、自然、参与等の五大林道造成

関連事業 公園周辺にニュータウン造成

○八 東南圏広域交通網整備…釜山の位相と役割が拡大

釜山の拡大 東南圏広域交通網拡充

釜山・蔚山・慶南の一つの生活圏化

大釜山圏外郭循環高速道路(他の広域道路)・東海南部線複線電鉄化・釜山―海軽電鉄建設等

↓ 釜山を中心にする広域交通網の完成

東南圏八〇〇万住民

更なる緊密な連係交通環境内で一つの広域経済圏を形成
多様な広域交通手段を拡張(鉄道、道路、都市鉄道等)と物

政経研究所共同研究資料

流費用の減少

交通便宜拡張・釜山(東南広域経済圏の中軸管理都市)の機能と競争力の一層の向上

広域高速道路(三) 釜山外郭循環道路、釜山―蔚山高速

道路、南海高速道路

広域道路(五) 華明―梁山、莨山―駕洛、華明―草亭、

金海府院―駕洛、巨加大橋

広域鉄道(三) 東海南部線、釜山―金海軽電鉄、慶全線 直・複線事業

○九 金海空港加徳移転…二四時間空港の建設

東南圏の大きなメガシテリジョンへの發展

国際ハブ空港が必要

現在の金海空港 安全性と騒音問題⇨二四時間運航不可能

国際ハブ空港の機能遂行不可能

加徳島移転

港湾、鉄道、航空を連係する複合物流ハブ構築が必要

人間・資本が集中する名実相伴うアジアの関門都市への發展が不可欠

一、五〇〇万南部圏住民 現在⇨首都圏空港…不便の解消
年間五、〇〇〇億ウォンの経済的損失と莫大な物流費用減少

四一一

外国人観光客と外国人投資増加

国際ビジネス機会の増加⇨釜山の世界化

韓国の国家競争力一層強化

釜山江西区加徳沿岸 滑走路一本、ターミナルなど

一〇 夏季オリンピック誘致⇨釜山の国際ブランド向上⇨世界

一流都市跳躍の画期的転換点

オリンピック 世界の耳目を集める地球村最大の祝祭⇨世界の

都市が挙って誘致を希望

釜山 二〇〇二年のアジア大会を成功させた

ワールドカップと、第六回I O C世界体育文フォーラム

等、豊富な国際行事を経験

行事の運営能力、競技施設等を活用できる

オリンピック開催に向けた能力と条件を十分に兼ね備え

た都市

市民の熱望と意志を一つに集中⇨政府に早期承認を促す

世界社会体育大会等の国際スポーツ交流

釜山のオリンピック誘致に対する国際的支持基盤を着

実に構築する

作成 山田光矢

二・釜山港灣公社 (Busan Port Authority) の 聞き取り調査報告書

釜山港灣公社広報館 広報担当者

参加者 山田光矢、佐渡友哲、孔 義植、崔 永鎬

釜山港灣公社 (BPA)

二〇〇四年一月に韓国初の港灣公社としてスタート

釜山広域市江西区加徳島北岸、鎮海市龍院洞及び安骨洞、熊

東湾

世界第五位のコンテナ港灣

北東アジア最大のトランシップ港⇨世界の主要幹線航路

と結束

年間一七〇〇万t以上の貨物取扱量を誇るスーパーハブ

港灣

世界約一〇〇カ国五〇〇の港灣と交流

中国、日本、ロシアを結ぶ各種フイダーネットワークを構築

より多くのトランシップ貨物の誘致

トランシップ貨物インセンティブ制度を施行

通関・検疫の迅速な検査システムの構築

未来型先端Containerシステムの構築

釜山港の国際競争力の一層の強化をはかる

「釜山港第二の開港」

新港開発事業と新港背後物流団地建設を推進

開発方向

二一世紀に備えた北東アジア国際物流中心港湾の開発

国際コンテナ主航路上の中心港 (Hub-Port) としての地位の確保

北東アジア経済圏の関門港として国際積換港としての機能向上

上

釜山港の慢性的な貨物滞留解消による国家競争力向上

港湾と都市機能が調和された総合物流

事業期間 一九九五～二〇一一年（一六年）

総事業費 九兆一、五四二億ウォン（政府・四兆一、七三九億

ウォン、民間資本・四兆九、八〇三億ウォン）

事業内容（コンテナ埠頭三〇船席、港湾及び背後敷地三二四

万坪）

事業内容

政府施行分

防波堤・一、四九〇m

多目的埠頭・一船席〇・四km

投棄場護岸 二〇八km

コンテナ埠頭 三・六km（一一船席）

民間資本施行分

コンテナ埠頭 六・〇五km（一八船席）

港湾敷地 一、〇七二万㎡（三三四万坪）

埠頭用地 六〇七万㎡（二〇四万坪）

港湾関連敷地 三九七平方メートル（一二〇万坪）

事業概要

事業目標

海陸交通の要衝というメリットを生かした国際海洋観光拠点の育成

環境に優しいウォーターフロントの開発を通じて市民への水

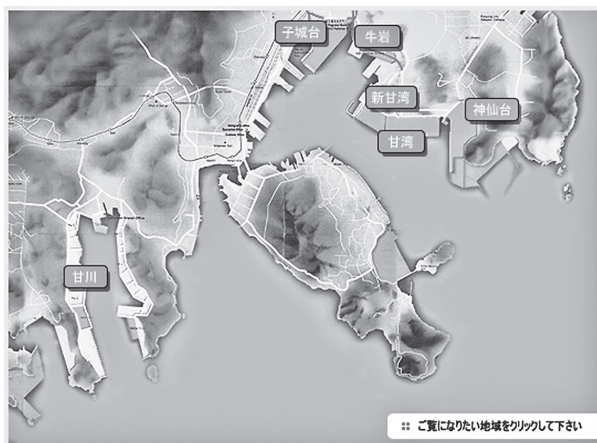
辺空間の提供

事業期間 二〇〇五年から二〇二〇年

総事業費 約八兆五、一九〇億ウォン

敷地造成 二兆三九〇億ウォン

上部施設 六兆四、八〇〇億ウォン



コンテナ埠頭



鳥瞰図

부산경남지역본부세관 BPA 부산역

VIEW 再開発対象地現況図

VIEW 土地利用計画図

VIEW 段階別基盤施設計画

北港再開発事業

事業範囲 北港一（四埠頭、沿岸及び国際旅客埠頭（一、五一
一千hr）

導入機能及び対象地の規模

基本コンセプト

市民がアクセスしやすい美しい水辺空間の提供

（アイルランド式ランドマーク及び歩行デッキを導入）

複合機能を備えた国際海洋観光拠点の開発

導入機能

商業・業務地区、複合都心地区、港湾施設地区、複合港湾
地区、IT・映像・展示地区、海洋文化地区

*海洋公園、市民の水辺空間などの公共施設面積を全事業

面積の約七七％確保して事業の公共性を最大限図る

土地利用計画 再開発事業の規模…約一五二万㎡

導入施設…約三二万㎡（二三％）

公共施設…約一一六万㎡（七七％）

経済的波及効果

一、約三二兆五千億ウォンの地域経済への波及効果

敷地造成段階 約四兆五千億ウォン

建築工事段階 約二七兆ウォン

二、約一二万人の雇用創出

事業施行段階（敷地造成及び建築工事） 約八万三千人

政経研究所共同研究資料

施設利用段階（商業・観光部門従事者） 約三万八千人

南港 国最大の漁業前進基地：水産物流通の重要な役割

釜山共同市場 全国の水産物セリ市場の一日の取扱量の三

〇％（一日約八〇〇t）を水揚

チャガルチ市場（水産物卸売り市場）、水産物冷凍及び加工

業者などが集中

多大浦港 釜山港の西側

現在 主に沿岸漁獲物を扱う

将来 釜山港の施設不足を解消し海洋環境の保全に向けた環

境に優しい港湾開発を計画

規模 岸壁九パーズ、防波堤一・二km、護岸五九三m

事業費 五、二五四億ウォン

甘皮港 水産物、沿岸貨物など、産業貨物専用埠頭処理機能が

複合された多目的港湾開発

↓ 遠洋漁業基地及び中小造船団地として開発する計画

作成 山田光矢

三. 対馬市役所での聞き取り調査報告書

会場 対馬市交流センター3F会議室

日時 二〇一四年一月一四日 午後二時～午後四時

参加者 対馬市観光物産推進本部 阿比留正臣係長

山田光矢、佐渡友哲、孔 義植、崔 ヨンホ（研究員）

対馬市の概況

位置 東経一二九度三〇分 ↔ 東経一二九度一〇分

北緯三四度四二分（大阪と同） ↔ 北緯三四度五分

（和歌山と同）

九州最北端・日本海の西側⇨南北八二km、東西一八km

博多 ↑ 一四七km ↓ 島の最北端

釜山 ↑ 四九・五km ↓ 島の最北端

博多 ↑ 一三八km ↓ 厳原港

構成

対馬島（上島・下島）、泊島、赤島、沖の島、島山島、

黒島、三ツ島、海栗島他約一〇〇

有人島・対馬島・海栗島・泊島・赤島・沖の島・島山島

面積 対馬島⇨七〇八・六六km²（日本で三番目に大きな島）属

島を含むと七〇九・〇一km²

佐渡島（八五四km²）・奄美大島（七二二km²）に次ぐ

東京二三区（六二二km²）より大きい。

人口 三三、五〇五人

男 一六、三三四人

女 一七、一七一人

世帯数 一八、二八五世帯（二〇一四・一・現在）

産業別人口（平成三二年）

第一次産業 三、三五七人（二一・六五％）

農業 五八五人（三・七七％）⇨米⇨自給率向上可能

林業 一七三人（一・一二％）⇨韓国輸出の可能性有

水産業 二、五五九人（一六・七六％）

第二次産業 一、九二〇人（二一・三三％）

鉱業 九人（〇・〇一％）

建設業 一、三九一人（八・九七％）

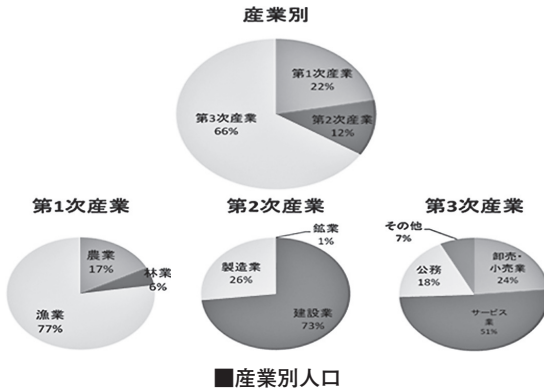
製造業 五一〇人（三・二九％）

第三次産業 一〇、二三三人（六五・九二％）

卸売・小売業 二、二三九人（一四・三七％）

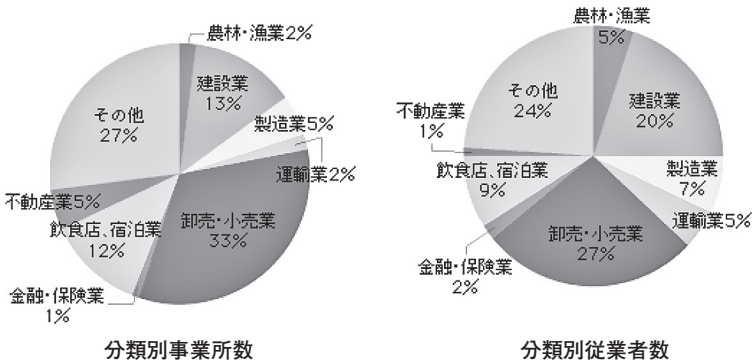
■産業別人口

サービス業 四、八〇二人（三〇・九六％）
 公務 一、七二九人（一・一五％）
 その他 七〇二人（四・五三％）
 分類不能の産業 一七人（〇・〇一％）



分類別事業所数・従業者数

分類	事業所数	従業員数(人)	分類	事業所数	従業員数(人)
農林・漁業	37	574	金融・保険業	31	245
建設業	316	2,303	飲食店・宿泊業	290	1,066
製造業	127	821	不動産業	111	135
運輸業	53	630	その他(サービス業)	631	2,816
卸売・小売業	778	3,204	(平成16年事業所・企業統計調査)		



行政史

一八六九（明治二）年六月一九日 版籍奉還

宗義達（最後の藩主）「二〇七一年まで藩知事」が実施…府中を巖原と改称

一八七一（明治四）年 廃藩置県

八月七日 巖原藩を巖原県と改称

九月四日 伊万里県に合併

一八七二（明治五）年

五月二九日 伊万里県は佐賀県と改称

八月一七日 旧巖原県を長崎県移管

一八七八（明治一）年 町村数〓上県郡四五村、下県郡一〇

町六四村

一八八六（明治二八）年 対馬島庁設置〓巖原支庁を対馬島庁と改称

一九〇八（明治四二）年四月一日 島嶼町村制施行

現在の対馬市にあたる各村発足

下県郡 巖原村・久田村・豆酸村・佐須村・鶏知村・竹敷

村・船越村・仁位村・奴加岳村

上県郡 峰村・仁田村・佐須奈村・豊崎村・琴村

一九一九（大正八）年四月一日

巖原村が町制施行…巖原町となる

一九二六（大正一五）年 対馬支庁設置

対馬島庁と各郡の役所を廃止

一九三二（昭和七）年四月一日 鶏知村竹敷村を編入

一九四〇（昭和一五）年一〇月一七日

鶏知村が町制施行…鶏知町となる

一九四八（昭和二三）年一二月一日

豊崎村町制施行…豊崎町となる。

一九四九（昭和二四）年 対馬開発五カ年計画決定

転県運動中止…対馬開発計画実現のため

一九五五（昭和三〇）年 町村合併

一三町村が九町村に…上対馬・美津島・豊玉・上県での合併

一月一日…豊崎町・琴村合併…上対馬町発足

三月一日…鶏知町・船越村合併…美津島町発足

三月二〇日…仁位村・奴加岳村合併…豊玉村発足

四月一五日…仁田村・佐須奈村合併…上県町発足

一九五六年（昭和三一）年 九月三〇日

巖原町・久田村・豆酸村・佐須村合併…巖原町発足

一九七五年（昭和五〇）年 四月一日

豊玉村町制施行…豊玉町となる。

一九七六年（昭和五一）年 四月一日

峰村町制施行…峰町となる。

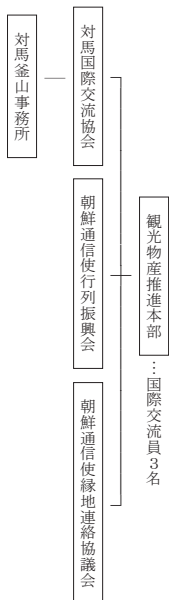
二〇〇四年（平成一六年）三月一日

対馬市誕生：六町合併

厳原・美津島・豊玉・峰・上原・上対馬

国際交流

国際交流事業の体制



国際交流史

一九七七年 グアムと姉妹島結縁

一九八六年 六町が釜山広域市影島区と姉妹縁組締結

↓ 二〇〇七年対馬市として再締結

一九九五年から「行政交流セミナー」開催

二〇〇三年 対馬釜山事務所開設（国際交流協会）

しま交流人口拡大特区認定

二〇〇五年 蔚山広域市蔚州郡と「文化交流協力に関する意向

書」を締結（二月）

政経研究所共同研究資料

一月『友好協力了解書』を交換

蔚山 室町時代の朝鮮通信使「李藝」の出身地

二〇一二年七月 中国上海市崇明県と「友好関係覚え書き」を

締結：交流事業実施

上海市崇明県 人口約七〇万人 中国で三番目に大きな島

尖閣諸島問題による日中関係の冷え込み

交流事業休止状態

中国政府の命令？

二〇一三年 韓国との間で仏像盗難問題発生

いまだ返還されず

韓国 廃仏毀釈を実施 ↓ 一部の仏像が日本に流出

（買取等の正当な取引）

対馬釜山事務所

二〇〇三（平成一五）年四月

旧六町 財団法人対馬国際交流協会設立

対馬釜山事務所開設

所長 観光物産推進本部副本部長が兼務

現地職員二名（韓国人）を雇用

平成二四年度問い合わせ件数等

※（ ）は、平成二三年度実績

問い合わせ件数 七、四六七（四、九〇九）件
 パンフレット配布数 三九、〇〇六（二一、六八四）部
 HPアクセス数 四八、三八四（三三、七〇二）件

影島区との交流

「行政交流セミナー」開催：毎年交互に訪問し実施

二〇一〇年 対馬⇌テーマ「環境施策」

参加者 影島区一六名、対馬市一八名

二〇一〇年 対馬⇌テーマ「水産業施策」

参加者 影島区一八名、対馬市一四名

二〇一〇年 対馬⇌テーマ「地域のイベントや祭り」

参加者 影島区一七名、対馬市一五名

二〇一〇年 対馬⇌テーマ「開発計画等」

参加者 影島区一二名、対馬市一九名

観光

交通網の拡充

一九七二年 フェリーつしま就航⇌厳原⇌博多航路開設

一九七五年 対馬空港開港⇌対馬⇌博多

七六年 対馬⇌長崎

八三年 ジェット機就航

一九七八年 フェリーあがた就航⇌比田勝⇌小倉航路

一九九八年 比田勝⇌博多航路に変更

一九八九年 対馬国際ライン「あおしお号」就航

比田勝港⇌韓国釜山港：不定期航路

一九九一年 「ヴィーナス」(ジェットフォイル・水中翼高速

船) 就航⇌対馬⇌博多航路

一九九九年 シーフラワー就航⇌厳原⇌釜山(大亜高速海運・

韓国資本)：不定期

二〇〇一年 シーフラワー⇌比田勝⇌釜山間定期就航

現在はオーシャンフラワー号

二〇〇二年 対馬大亜ホテル開業(韓国資本のホテル⇌厳原に

二軒)

二〇〇九年 KEA (Korea Express Air) ⇌大邱⇌対馬(プ

ログラムチャーター便運行開始：七月)

一〇月九日からソウル金浦空港⇌対馬間も就航

二〇一一年 J R九州⇌ビートル(ジェットフォイル⇌比田勝

⇌釜山) 博多⇌釜山⇌臨時に対馬寄港) 就航

未来高速船株式会社(韓国資本)⇌コピー(ジェツ

トフォイル) 就航：厳原⇌釜山

二〇二二年 二月四日⇌対馬発ソウル便のプログラムチャ

ター(土曜出国・日曜帰国)開始

観光客の動向

日本人観光客 一時歴女が急増⇨辻原登『韃靼の馬』がきっかけ：現在は激減

日本人の離島観光を促進する対策が必要

長崎県：「しま共通地域通貨」（愛称「しまと

く通貨」）発行

対馬市 韃靼の馬のドラマ化や演劇化を企画（辻原氏も承諾）

NHKが興味を示すが竹島問題により中断

長崎大学に脚本作成と演劇化を要請：進展せず

（聞き取り調査の中で日本大学での実現可能性を打診される）

韓国人観光客 年々増

ここ数年急増：ウォーキング客と釣り客が中心

一番近い外国

対馬市の経済 韓国からの観光客に依存している部分が高い

マナーの問題による対立が発生：徐々に改善が進んでいる

漁業権違反への警告 港等に掲示

飲食店等 入店お断りの張り紙

一部の観光客 釜山港の免税店で買い物

対馬に短時間上陸 ↓ 帰国後受取

免税でのブランド品の購入等で対馬観光を利用

政経研究所共同研究資料

対馬市 対馬市交流センターで日本各地の土産を販売

ウォーキング関連 施設整備や地図等の作成

韓国人入国者数の推移

H二〇 六五、四九〇人

H二一 四五、二六六人

H二二 六〇、二七八人

H二三 四七、六九六人

H二四 一五〇、八三六人

H二五 一三八、二八六人

H二五年九月末現在



韓国人観光客数の推移

韓国人観光客の経済効果(平成二〇年二月長崎県統計課分析資料抜粋: H一九)

H一九 韓国人観光客数 六五、四九〇人

島内消費額 二、一六四、七〇四千円

主な消費額

交通費 一六九、九三八千円

宿泊費 四九四、九三五千円

飲食・娯楽費 六八一、二〇六千円

土産品代 八一八、六二五千円

県内の生産誘発額 二、八九四、四四三千円

就業誘発数 三四二人(うち雇用誘発数:二六六人)

H二四 韓国人観光客数 一五〇、八三六人(日帰り割合三二%)

島内消費額 約三、三三一、〇〇〇千円

主な消費額

交通費 二三〇、〇〇〇千円

宿泊費 三九〇、〇〇〇千円

飲食・娯楽費 五九六、〇〇〇千円

土産品代 二、一一五、〇〇〇千円

県内の生産誘発額 約三、九八一、〇〇〇千円

就業誘発数 五二五人（うち雇用誘発数：三九三＋
人）

韓国との国際交流イベント

対馬 ↑ 四九・五km ↓ 韓国：日本と大陸交流の窓口

厳原港祭り対馬アリラン祭：対馬最大の夏祭り

一九六四年の対馬厳原港まつりが原型

一九八八年「対馬アリラン祭」追加

朝鮮通信使行列再現：四〇〇人規模

一九九一年 平成通信使交流Ⅱ影島区との友好交流事業実施

二〇一一年（平成二三）年八月

釜山文化財団、厳原港まつり対馬アリラン祭振興会、朝鮮

通信使行列振興会の三者で「友好交流協約書」締結

韓国の「朝鮮通信使祝祭」と対馬の「厳原港まつり対馬ア

リラン祭」相互発展のため

舟グロ―大会、演芸の夕べ、花火大会なども開催

二〇一三年 仏像盗難問題発生 サブタイトル削除

行列再現中止

観客数 H二一 三三二、〇〇〇人（うち韓国人一、九〇〇人）

H二二 三五、〇〇〇人（うち韓国人二、〇〇〇人）

H二三 三一、〇〇〇人（うち韓国人 未集計）

H二四 二九、〇〇〇人（うち韓国人 未集計）
H二五 三〇、〇〇〇人（うち韓国人 未集計）

ちんぐ音楽祭 旧美津島町が平成八年から始める

毎年八月最終日曜日

日本と韓国の有名ミュージシャンによる合同音楽祭

ちんぐ 対馬地方の方言・韓国語

大変仲の良い友達（親友）の意

二〇一三年 仏像盗難問題発生：一月一七日に開催

観客数 H二一 一、〇〇〇人（うち韓国人五〇〇人）

H二二 一、〇〇〇人（うち韓国人四〇〇人）

H二三 一、二〇〇人（うち韓国人五〇〇人）

H二四 八〇〇人（うち韓国人六〇〇人）

H二五 一一／一七開催

国境マラソンIN対馬 旧上対馬町が始める

日韓約一、〇〇〇人（韓国から約二五〇人）参加

二〇一一年 韓国「慶州さくらマラソン」と姉妹縁組締結

種目 ハーフマラソン、一〇km、五・五km、三km、二km、

ウォーキング（六km）

参加者数 H二一 一、二六五人（うち韓国人二二八人）

- H二二 一、一八〇人（うち韓国人一二三人）
 H二三 一、一〇八人（うち韓国人八二人）
 H二四 一、三一人（うち韓国人一七三人）
 H二五 一、三八八人（うち韓国人二五五人）

日本歌謡大会

対馬市・在韓日本総領事館・釜山韓国文化交流協会共催

一九九八年 韓国政府Ⅱ日本大衆文化開放

日本歌謡を通じた日韓相互交流

二〇〇四年 日本の歌を日本語で歌う第一回「日本歌謡大会」

釜山市で開催：以後毎年開催

銀賞授賞者は、対馬ちんぐ・音楽祭にゲストとして出演

日本文化に興味を持っている韓国人の若者を対象

過去の（予選）参加者（チーム）数

- | | |
|-------------|-------------|
| ①二〇〇四年 四四組 | ②二〇〇五年 四二組 |
| ③二〇〇六年 六二組 | ④二〇〇七年 八〇組 |
| ⑤二〇〇八年 七二組 | ⑥二〇〇九年 一三六組 |
| ⑦二〇一〇年 一一〇組 | ⑧二〇一一年 五〇組 |
| ⑨二〇一二年 四五組 | ⑩二〇一三年 六六組 |

韓国との経済交流

木材、水産資源、水等の輸出に可能性がある

韓国人 富裕層Ⅱ戸建を望む：日本式家屋希望者も多い

二〇一四年 ソウル・板橋地区に木材モデルハウス建設を計画

木材ハウスの需要が増加すれば対馬の木材輸出の販路が拓ける

対馬の林業と関連産業の発展が見込める

朝鮮通信使の世界文化遺産登録計画

朝鮮通信使の歴史を通じた国際交流

一九九五年 朝鮮通信使縁地連絡協議会（縁地連）結成

目的 日韓親善友好の歴史的資産である「朝鮮通信使」を支

えた、誠信の交隣を基本姿勢にして、二一世紀の

アジア太平洋時代ととりわけ日韓新時代」の重要

性を見据え、朝鮮通信使に関わりのある縁地で結成す

る。これにより、各地に残る歴史史料等について研究

を重ねるとともに、各地域の振興をはかりながら広域

縁地間の連携を強めるとともにアジアの共生の理

念から韓国内縁地との交流を促進し、ひいては日韓の

友好親善に寄与すること

参加団体 自治体Ⅱ一七 民間団体Ⅱ三七 個人Ⅱ一二人

対馬市（長崎県）、杵岐市（長崎県）、新宮町（福岡県糟屋

郡)、下関市(山口県)、上関町(山口県)、呉市(広島県)、福山市(広島県)、瀬戸内市(岡山県)、たつの市(兵庫県)、神戸市兵庫区(兵庫県)、京都市(京都府)、長浜市(滋賀県)、近江八幡市(滋賀県)、彦根市(滋賀県)、大垣市(岐阜県)、静岡市(静岡県)、日光市(栃木県)

活動・業務 毎年、朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流会を開催(本年は第二一回)

各緑地における朝鮮通信使関連のお祭り等に参加・支援

朝鮮通信使を記憶遺産に登録するための活動(平成二十四年より)

機関誌の発行

釜山文化財団との連絡交流

国会議員連盟である朝鮮通信使交流議員の会との連携

二〇〇三年 韓国の「朝鮮通信使文化事業推進委員会」と「共同推進協定書」締結

二〇〇七年 朝鮮通信使四〇〇周年Ⅱ各地で記念事業開催

二〇一一年 最後の通信使(対馬聘礼)二〇〇周年Ⅱ対馬で全国交流会開催

「釜山文化財団」と「共同推進協定書」を再締結

二〇一二年 朝鮮通信使を世界記憶遺産に登録する活動に取り組んでいる

朝鮮通信使を日韓共同で世界ユネスコ登録へ

なぜ日韓共同でユネスコ登録に取り組むのか?

朝鮮通信使は日韓・東アジア・世界平和を志向した平和遺産であるから

二〇一五年は日韓国交正常化五〇周年

友好関係修復の象徴となるため

日本政府に求められること

取りまとめ 関係団体Ⅱ一都二府一二県

政府による取りまとめが不可欠

政府主導による体制固め

日韓共同登録の意義を理解し、政府が登録に必要な体制の構築をもとめる

これまでの活動

二〇一二(平成二四)年一〇月一日

朝鮮通信使特別講演会「ユネスコ登録への道」開催(対馬)

二〇一二(平成二四)年一〇月一九日

釜山市で世界記憶遺産登録のための国際シンポジウム開催

- 二〇二二（平成二四）年一月二一日
 縁地連臨時総会（京都）
 世界記憶遺産登録推進を確認
 二〇一三（平成二五）年一月八日
 釜山文化財団との協議（釜山 南松祐代表理事、車載根室長）
- 二〇一三（平成二五）年一月二二日
 朝鮮通信使交流議員の会（河村会長、谷川幹事長）へ陳情
- 二〇一三（平成二五）年一月二三日
 国立国会図書館・韓国文化院
 使行録・筆談唱和集での登録断念を確認
- 文科省訪問Ⅱ記憶遺産についての詳細説明を受ける
- 二〇一三（平成二五）年二月二四日
 広島国際シンポジウム（福山市、主催 NGOひろしま）
- 二〇一三（平成二五）年三月二一日
 文科省訪問協議（仏像問題との関係）
- 二〇一三（平成二五）年六月二二日
 文科省訪問（縁地連・長崎県）
 長崎県から世界記憶遺産登録に関する政府施策要望書を提出
- 二〇一三（平成二五）年九月五日
 長崎県に行った世界記憶遺産登録の視察内容の説明
 宮城県、慶長遣欧使節団と田川市の福岡県・山本作兵衛の世界記憶遺産登録を確認
- 二〇一三（平成二五）文科省及び朝鮮通信使交流議員の会訪問
- 二〇一三（平成二五）年一〇月一八日
 長崎県庁にて長崎県と協議
 松原理事長、中尾研究会会長、阿比留事務局長
- 二〇一三（平成二五）年一月三〇日
 日韓議連合同総会Ⅱ共同声明文採択
 「両国議員連盟は、朝鮮通信使の世界遺産登録および日韓交流の共同チャンネルの実現に向けて協働する」
- 今後の活動予定
- 世界記憶遺産登録推進部会（仮称）の設立及び開催
 世界記憶遺産構成検討学術委員会（仮称）の設立及び開催
 文化資料調査及びデータベース入力作業
 文化庁への訪問と協議
- 朝鮮通信使交流議員の会への陳情活動
 日韓合同遺産構成リスト検討会議の開催
 日韓国際シンポジウムの開催

二〇一五年 日韓国交回復五〇周年

国際交流員 国際交流事業全般で活躍中

一九九一年 美津島町等 交流員の招聘事業スタート

一九九六年 自治体国際化協会 (CLAIR) 〓 JETプログラムによる招聘開始

JETプログラム (「語学指導等を行う外国青年招致事業」
The Japan Exchange and Teaching Program)

外国語教育の充実や地域レベルでの国際交流を推進することを目的として世界各国の外国青年を各地域に招致する、

世界最大級の国際交流事業

CLAIR 総務省、外務省、文部科学省と連携しJETプログラムを推進

Tプログラムを推進

JET参加者 全国各地の学校での外国語教育

地方公共団体における国際交流活動に参加

地域住民と様々な形で交流

二〇一〇年度 三六カ国から四、〇〇〇名

超が参加 (これまでの参加者 五六カ国五

四、〇〇〇人超)

現在の交流員

韓国人二名

政経研究所共同研究資料

李 敏貞 (イ ミョンジョン…ソウル出身) (観光物産推進本部)

朴 瑠慧 (パク ミヘ…京畿道水原市出身) (上対馬観光物産事務所)

中国人一名

羅 齊慧 (ロー チーフエイ…安徽省出身) (観光物産推進本部)

主な任務 文書等の翻訳、イベント等の通訳業務、市民対象の語学講座の開催

官・産・学の国際交流協定

二〇〇三 (平成一五) 年七月 国際交流協定締結

旧上県町、(株)大亞高速海運、釜山外国語大学

目的 三者による国際交流の活性化を図り国際化・地方化時代に添い地域社会の相互発展に寄与する

二〇〇七 (平成一九) 年 対馬市として再締結

釜山外国語大学校学生 毎年、海岸漂着ごみ清掃を実施

県立対馬高等学校の国際文化交流コース

二〇〇三 (平成一五) 年 「国際交流コース」 開設

韓国語や韓国の歴史を学ぶ

二〇〇六（平成一八）年 第一期卒業

五人が釜山の釜慶大学校（三名）、東亜大学校（一名）、釜山大学校（一名）へ進学

二〇〇七（平成一九）年 釜山情報観光高等学校と姉妹校縁組

姉妹校縁組

学校訪問やホームステイなどを通じて相互の文化や慣習を学んでいる

一九九三（平成五）年一月一日

鶏知中学校 ⇄ 新仙中学校（釜山広域市影島区）

二〇〇〇（平成一二）年七月二七日

今里中学校 ⇄ 只沙中学校（任寶郡只沙面）

二〇〇三（平成一五）年三月二七日

浅海中学校 ⇄ 熊村中学校（蔚山広域市）

民間団体の姉妹縁組締結

一九八三（昭和五八）年二月二二日

対馬ライオンズクラブ ⇄ 釜山東洋ライオンズクラブ

一九八四（昭和五九）年一月一七日

つしまハムクラブ ⇄ 釜山ハムクラブ

一九九二（平成四）年一月二六日

対馬ロータリークラブ ⇄ 巨済ロータリークラブ

長崎県の離島政策

「しま共通地域通貨」（愛称「しまとく通貨」）発行

長崎県の離島行政の一つ

平二五年四月一日から平成二七年度までの三年間

発行額 毎年度三六億円：合計一〇八億円

一. しまとく通貨

長崎県内の五島、壱岐、対馬、小値賀、宇久の各しま（島）

において、共通して使用できる「二〇%のプレミアム付き商品

券」

二. しまとく通貨の発行目的（最大の目的）

全国からの観光客を五島、壱岐、対馬、小値賀、宇久の各しまに誘致すること

しまの地域経済の活性化や交流人口の増加が目的

しまの人口減少への歯止策の一つ

三. しまとく通貨の発行形態

千円券六枚を一セットとして六、〇〇〇円相当分を五、〇〇〇

円で販売

一回の渡航につき一人六セット（三万円）まで

有効期限 六カ月以内

四.しまとく通貨の発行団体

しま共通地域通貨発行委員会（事務局…長崎県離島振興協議
会内）

作成 山田光矢

社会関係資本と社会

稲葉陽 一一

はじめに

本稿は日本大学法学部稲葉陽二研究室が、科学研究費補助金を得て二〇一四年三月十三日に実施したソーシャル・キャピタルワークショップの講演録である。ワークショップでは六本の報告の後にパネルディスカッションが開催されたが、本稿では「社会学からみた社会関係資本」をテーマに四報告の講演録を採録している。原稿はすべて講師の先生方自ら二度にわたり校正していただいたが、細部の表記の誤りなどは全体を取りまとめた稲葉の責に帰すものである。本ワークショップで初めて公表された部分もあり、論文としての公表がなされていないにもかかわらず、本稿をご承認いただいた講師の先生方に篤く御礼を申し上げます。

社会関係資本 (social capital) は、協調的な行動を生むネッ

社会関係資本と社会 (稲葉・佐藤・三隅・瀧川・竹ノ下)

トワークや互酬性規範、信頼などを含んだ広い概念である。稲葉は信頼・規範・ネットワークを一体としてとらえることに付加価値があるとし、「心の外部性をもつ信頼・規範・ネットワーク」(稲葉二〇〇五)と広義に定義している。経済学では一九七〇年代にグレン・ローリーが用い、ゲリー・ベッカーやエリノア・オストロムなどノーベル経済学賞の受賞者も有用な概念として論じた。日本でも青木昌彦ら比較制度学派、山内直人らの非営利団体の研究、速水佑次郎、澤田康幸ら開発経済学で有用な概念とされている。

政治学の分野では、パットナム(一九九三)がイタリアにおける研究で、社会関係資本の概念を用い、さらにパットナム(二〇〇〇)が、米国で二〇世紀後半社会関係資本が損なわれていると論じた大きな議論を呼んだ。日本でも猪口孝、辻中豊、

坂本治なども多数の政治学者が社会関係資本を論じてきた。

ソーシャル・キャピタルは健康、災害対応、公共財の供給、孤立・自殺対策等市場メカニズムが有効に機能しない分野や貧困、QOL（生活満足度など）に重要であると多くの研究者が論じており、当然社会学からの探求も行われてきた。社会関係資本の構成要素であるネットワークに関していえば、すでに六〇年の歴史がある。本稿では、政治学でも、経済学でも扱われてきた学際的な概念である社会関係資本を、わが国の社会学の碩学、気鋭の論者が社会学の観点から論じたものである。内容をみると、政治学、経済学における議論と重なる部分も多く、社会関係資本が学際的な概念であることを改めて認識させられる。たとえば、本稿の冒頭の佐藤嘉倫は効用関数を導入して社会関係資本の特徴を論じている。また、三隅一人は「関係基盤」という新たな概念を導入しているが、これは辻中（一九八八）が利益集団の研究に用いていた手法と相通じる部分がある。本稿が社会関係資本についての学際的議論の一助となれば幸いである。

なお、ワークショップは文部科学省科学研究費補助金【基盤研究（A）課題番号24243040 研究代表者稲葉陽二】を受けて実施し九五名の参加を得た。また、本稿の編集・校正では、草ヶ谷明日美氏、小笠原宜子氏、緒方淳子氏にお世話になった。

講演録の公刊にご承諾いただいた佐藤嘉倫先生、三隅一人先生、瀧川裕貴先生、竹ノ下弘久先生に改め深謝するとともに、文部科学省と研究室のスタッフにも御礼申し上げます。

参考文献

- 稲葉陽二（二〇〇五）「ソーシャル・キャピタルの経済的含意―心の外部性とどう向き合うか」『計画行政』第二八巻四号、日本計画行
政学会 一七―二二頁。
- Putnam, R.D. (1993) *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton University Press. (『哲学する民主主義―伝
統と改革の市民的構造』河田潤一訳、二〇〇一、N T T出版。)
- Putnam, R.D. (2000) *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Schuster. (『孤独なボウリング―
米国コミュニティの崩壊と再生』柴内康文訳、二〇〇六、柏書房。)
- 辻中豊（一九八八）『利益集団』東京大学出版会。

基調講演 「社会学からみた社会関係資本

— 合理的選択理論による概念の再構築 —

東北大学大学院文学研究科 教授 佐藤 嘉倫

一．社会学からみた社会関係資本

タイトルは「社会学からみた社会関係資本」ということですが、私は社会学のなかでも合理的選択理論というかなり経済学に近いところの研究をしていますので、「社会学及び経済学からみた社会関係資本」というところが近いかなと思っています。去年「Social Capital」という論文を書きました。これは国際社会学会のオンラインの社会学辞典、Sociopedia に収録されています。今日は、この論文の一部に基づいてお話ししたいと思います。

二．報告の背景

社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の効果に関しては、いろんな知見が混在しています。ここではその代表的なものを

取り上げていますが、バートは構造的間隙、structure holes というものが多いネットワークがよいとしています。これはあとで詳しくご説明します。一方、コールマンのほうは、社会的閉包、また社会的クロージャーという方がよいという話をしています。そもそもこの二人は師弟関係にあり、バートはコールマンの学生でした。私は一九九二年から九四年までシカゴ大学で客員研究員をしていましたが、九四年にバートがコロンビア大学からシカゴ大学に移ってきて、二人の授業などを取っていましたが、ソーシャル・キャピタルという概念を使つてまったく違うことをいつているわけです。これはどうしたものだろうと思いつながら日本に帰ってきました。多少、そういう混乱があります。

バットナムは、まずは北イタリアと南イタリアの比較をして、北イタリアのほうが、ソーシャル・キャピタルが高いから市民活動も盛んで、政治的にも経済的にもよいと、『Making Democracy Work』という本を出しました。そのあとに出した本で、橋渡し型ソーシャル・キャピタルと結束型ソーシャル・キャピタルを出してきて、橋渡し型のほうがよいのではないかというような話をしています。でも、このあとお見せしますが、必ずしもそうともいえないという部分があります。

このあたりの元になるような古典的な議論として、マーク・

グラノヴェッターによつて、一九七〇年代の初めころに出された弱い紐帯と強い紐帯という議論があります。これは彼が、ボストン郊外のホワイトカラーの転職についての調査をしたところ、弱い紐帯、たとえばパーティーで会つた人とか、年に何回しか会わない人から、今の仕事の情報をもらつて、職についたということを知っているわけです。ところが、日本で渡辺深さんという上智大学の先生が、同じような調査を首都圏でやりました。渡辺さんはグラノヴェッターの学生だつた人なのですが、やつてみたら、日本の場合は、強い紐帯のほうが効いているということ、また話が違ふということになりました。

次にポルトスは、移民の研究の第一人者ですが、エスニック・コミュニティ、たとえばサンフランシスコの中華街とか、またはシカゴのメキシコ街とか、また彼は、もともと南米からの移民に関心がありますので、フロリダ州のいくつつかのエスニック・コミュニティなどをみると、エスニック・コミュニティというのはソーシヤル・キャピタルとして正の効果を持っています、負の効果も持っているというようなことをいっています。それではどちらがよいのかということになるわけです。さらにバットナムは、先ほど申し上げた北イタリアと南イタリアの比較をしています。南イタリアは、ソーシヤル・キャピタルのレベルが北イタリアに比べて低いといっていますが、南イ

タリアのほうが家族主義で家族を大切にするわけです。となると、家族のなかでのソーシヤル・キャピタルというのは結構強いのです。そういう家族のなかでは、局所的な効果と全域的な効果の関係がよくわからないということがわかりました。

ということ、社会関係資本の勉強というのは、やればやるほど泥沼にはまつていつて、何が何だかわからなくなつてしまふという問題があります。ここ数年、これをなんとかしたいなと、自己啓発セミナーではありませんが、自分自身を救い出したいためにいろいろ考えてきました。

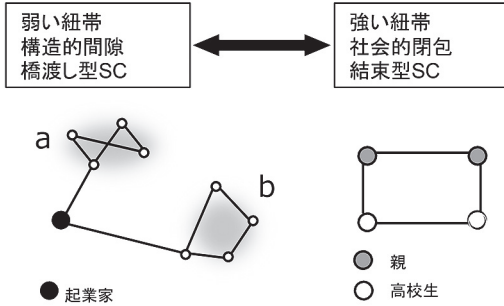
一つの導きの糸としては、先ほど申し上げたように、私は合理的選択理論の専門家なので、社会関係資本の合理的基盤というものをもう少し理論的に整備していったらよいのではないかということ、より具体的に言えば、効用関数というのを明示的に導入することで、議論がもつとすつきりするのではないかという考えに至りました。まずは問題、先ほど申し上げたいくつかの概念的な混乱についても少し詳しくお話しします。

三．橋渡し型ソーシヤル・キャピタル vs. 結束型ソーシヤル・キャピタル

橋渡し型のソーシヤル・キャピタルがよいのか、結束型のソーシヤル・キャピタルがよいのかということです。この似た

図表1

橋渡し型SC vs. 結束型SC



近年の日本では橋渡し型SC（一般的信頼）を醸成する
必要性が強調されている（山岸俊男）

ような概念としては、弱い紐帯とか構造的間隙、これは先ほど申し上げたバートの提示している概念ですが、または橋渡し型のソーシャル・キャピタルがよいと。こういうのがよいのか、それとも強い紐帯、社会的閉包、結束型のソーシャル・キャピタルというのがよいのかというところで議論はわかれるわけです。

バートが想定しているのは図表1の左側のような状況で、左下が起業家です。クラスターaとクラスターbがあって、aとbがつながっていないというのが一つのポイントです。なぜつながっていないとよいかというと、彼は二つの論点を出します。一つは情報、もう一つはコントロールです。情報というのはどういうことかという点、ビジネスに関する新しい情報が、aから入ってくるのとbから入ってくるのでは、違う情報が入ってくるわけです。それだけさまざまな情報に触れることで、ビジネスチャンスが高まってくることを利用します。

しかし、もしaとbが起業家を挟まず、別の場所ですながっていると、同じ情報が共有されて、別のルートから単に同じ情報が入ってきます。その話はもう聞いたよということになっていて、せっかく取引相手を接待しても、同じ話しか聞かせせん。時間とカネの無駄だということになるわけです。それが一つ。そういうのを彼は情報の冗長性と呼んでいます。

もう一つは、コントロールというのは、aとbとの間に情報が共有されていないので、aはaでこの人がコントロールして、bもbでコントロールできる。一番よいのは二つの納入業者があつて、たとえばある機械を納入しようという時に、この人は、aというグループとbというグループに出て、a社に対して「b社はこれだけの値段でやるよ」と伝え、b社に対しては「a社はこれだけの値段で納入します、サービスもこれだけつきますよと言っているのだけ」といって、交渉において非常に有利な状況に立つわけです。簡単にいえば、漁夫の利を得るといふような感じですね。ですので、両社がつながっているとa社とb社が情報を共有し合つて、あんなことをいわれているけれど、ここは一発結託してやりましょうということになるわけです。そうするとこの起業家は、aグループとbグループをコントロールできないわけです。このように情報の冗長性を回避して、かつ、取引相手をコントロールできる状況にあるためには、ここにつながっていないといけない。ここに構造的な間隙、structure holeと彼はいつていますが、これが存在することが重要だといっています。

ところが、今度のコールマンが出してくる例は、高校生とその親です。ここ(図表1の右側の下)の高校生二人がいて、ここ(高校生の上二つ)が親だとしましょう。コールマンはこう

いう閉包のネットワークが親にとつて望ましいといっています。なぜかという、このように親同士がつながっていることで、親同士で自分たちの子どもに対する情報交換できる。今度は情報が共有できることで、二人でこの子どもたちを監視、コントロールできるということをいつています。もしこの間にそれがないとなると、その情報がわからないので、この親は、自分の子どものことしかわからない。たいてい高校生なんて自分の友達のことをあまり親にいいませんから、この子のことは何やつているかわからない。この親も、この紐帯(二人の親)がないと、自分の子供のことはわかるけど、この子のことはわからないということ、うちの子は誰と遊んでいるのかな、たばこ吸ってないかな、お酒飲んでないかなという心配が出てくるわけです。ところが、ここにこのような紐帯があると、たとえば電話し合つて、また今ではメールをし合つて、うちの子は、あなたのところのお子さんとこんなことをやりましたよとかいうようなことがいろいろ出てくるわけです。そうすることによって、親は効率的に自分たちの子どもを行動を監視して、悪いことをしないようにできるということがあるわけです。ここで大きく、どっちがいいのか。構造的間隙のあるネットワークがいいのか、社会的閉包のネットワークがいいのかという話で、話がぜんぜん違ってくるわけですね。

ちよつと論点はずれませんが、山岸俊男さんという一般的信頼の研究の第一人者は、ご自分の調査や実験室実験に基づいて、ある意味での政策的な提言をされています。それはどういふことかという、日本というのは非常に内向きの社会で、社会的閉包がいつはいあつて、結束型ソーシヤル・キャピタルがいつはいあるけれども、そうすると、自分たちの外にある機会をどんどん見過ごしてしまふと。このグローバリゼーションのなかでそんなことやつていては駄目なので、やっぱりこれからは日本人も橋渡し型のソーシヤル・キャピタル、ないしは一般的信頼を醸成する必要がありますよといつてゐるわけです。それはそうだなあとと思うのですが、山岸さんの本を読んだ時に第一に持つた印象は、日本人なのだから仕方がないのではないかと、といふ印象です。なぜかといふと、やらなければならぬ、といふてゐるのですが、どうすればいいのかといふのが何も書いてないわけです。そこが困つていたところに、東日本大震災が起きたわけです。

四、東日本大震災後には結束型ソーシヤル・キャピタルの正の効果が顕著にみられた

今まで橋渡し型ソーシヤル・キャピタルが大切であるといつてきましたが、私は仙台で地震に直撃されましたが、結束型の

ソーシヤル・キャピタルがあつてよかつたなと思ひました。東北地方というのは、たとえば東京——私はもとと東京の出身で、三十年近く、東京と横浜に住んでいたのですが——に比べて閉鎖的などころであるといえます。だから東日本大震災後に多くの人がボランティアで来てくれたのですが、なかなか受け入れようとしなかつたところもありました。つまり、余所者が入つて来られては困る、といふのがあつたわけです。でも、それはいつても、結束型ソーシヤル・キャピタルがあつたがゆえに、非常に秩序立つた行動がみられたわけです。避難所では、別に略奪とか暴行とか起きたわけではなくて、秩序正しい生活パターンがみられたわけです。これは同じ地域の人たちが、避難所に集まつていた。つまり、結束型ソーシヤル・キャピタルといふ基盤があつたからだと思ひます。

仙台の一番町という繁華街のショッピングモールみたいなところでは、大きなスーパーがあつて、そこに大体三時間、四時間待つて入つていく。買えるものの数も決まつていたのですが、これもズルして入る人間もいないし、みんなでワーツといつて食べ物や略奪するということもありませんでした。これは世界的に称賛されたのですが、私の考えでは、結束型ソーシヤル・キャピタル、同じ地域の人間なのだからといふようなものが正の効果を持つていたといふふうに考えられるわけです。そうす

ると、まずはじめのリサーチ・クエスチョンとして、なぜ同じ社会関係資本というのが、場合によっては正の効果を持つたり、場合によっては負の効果を持つたりするのかという謎が一つ出てきます。

五. 正の効果 vs. 負の効果

次に正の効果・負の効果と、移民の話になりますが、アメリカだけに限らず世界中にいろいろなエスニック・タウンがあります。これは正の効果と負の効果を持つというのがポルテスの議論だったわけです。

正の効果というのは、移民がホスト国に入っていて、スムーズにトランジションできる、スムーズに定着できるというのがあります。たとえば中国からアメリカのサンフランシスコのチャイナタウンに親戚とか友達を頼って行ったら何がいいことあるかという、英語ができなくても生活ができる。とくに医療英語はすごく難しいわけです。私も一度アメリカで、体調が悪くてお医者さんにかかったことがあります。そうするとまず病歴を聞かれるわけです。この病気にかかったことはいないと病気の英語ってすごく難しく、こっちは頭がガンガンしている時に、電子辞書を叩きながら、あ、これかというふうな、誰か助けてくださいというぐらい辛かったわけです。チャイナタ

ウンにいけば中国語が話せるお医者さんがいるわけですから、その問題はありません。

もう一つは、ビジネスをしようという時も、移民はそんなに金融機関に対する信用がありませんから、なかなか借りることができないわけです。でも、エスニック・タウンの同じ中華系の銀行だったらもつと借りやすいということがあるわけです。

このような正の効果というのはあるのですが、負の効果というのもあって、それでいったんうまくいって、しばらく生活して、今度はエスニック・タウンから離れてビジネスをする。もつと展開していこうという時になると、なかなか離脱するのが難しくなります。

ポルテスとセンセンブレナーの有名な論文がありますが、そのなかで非常に面白いのは、ベトナム人の移民で工場を持つほど成功した人が、自分の名前を変えてアメリカ人のような名前にしたというのがあります。それはなぜかという、ずっとベトナム人の名前だと、ベトナムの同郷の人たちが彼を頼って、カネを貸してくれとか仕事探してくれとかいうふうに来て、非常に迷惑になるというので、アメリカ人のような名前にして、あたかも自分はベトナム人ではありませんよというふうなりをしはじめるというのがあります。そこまでやらないとなかなか離脱するのは難しいということです。

ここでまた、二番目のリサーチクエスションとして、それではなぜエスニック・タウンが持っている同じソーシヤル・キャピタルが、同じ人に正の効果だけではなく負の効果をもたらすのかという問題が出てきます。

六、局所的效果 VS. 全域的效果

次に三番目としまして、今度は局所的な効果と全域的な効果ということですが。パットナムの議論でいえば、マフィアの話になるかと思いますが、たとえば日本のやくざでもそうです。やくざはすごい結束型のソーシヤル・キャピタルを持っているわけです。組に対する忠誠というのが非常にあるし、仲間意識も強いということで、非常に高いソーシヤル・キャピタルがあるといえます。それがやくざのグループにとつてはメリットがあるということになります。ところが、そのやくざ組織の持っている非常に高い局所レベルのソーシヤル・キャピタルというのが、日本全体に対しては負の効果をもたらしています。やくざ同士の抗争もそうだし、一般的な市民に対する色々な行動を取ることでカネを巻き上げるとか暴力行為に走るとか。ですのでも、やくざ組織のなかだけは非常に高い結束型のソーシヤル・キャピタルとかあるわけですが、それが外部に対して負の効果を持っているということになります。

これは先ほどの南イタリアの家族の問題もそうです。別に南イタリアでソーシヤル・キャピタルがないわけではなくて、家族のなかでは非常に強い社会関係資本があるのですが、それが家族を超えていけません。パットナムの議論では、家族経営が南イタリアではたくさんあります。しかし、それを超えていけません。ということが問題だといっていますが、そのなかだけで見れば、非常に高いレベルの結束型のソーシヤル・キャピタルがあるといえるでしょう。そうすると、同じ社会関係資本が局所レベルで正の効果を持っているのですが、全域レベルでは負の効果を持つのはなぜなのかという疑問が出てきます。

七、リサーチ・クエスション

もう一回復習しますと、今日、私が取り上げたい三つのリサーチ・クエスションはこれです。

- ①なぜ同じ社会関係資本が、場合によって正の効果を持ったり負の効果を持ったりするのか。
- ②なぜ同じ社会関係資本が同じ人に正の効果だけでなく負の効果をもたらすのか。
- ③なぜ同じ社会関係資本が局所レベルで正の効果を持ち全域レベルで負の効果を持つのか。

八. 一つの解答

話は非常に単純で、効用関数 $U(S, X)$ をちゃんと考えましょう、または行為者の目的を考えましょうということです。

つまり、効果というのは、最終的には個人に対する効果になるわけです。それをきちんととらえないと話がわからなくなってしまうって、先ほどのような混乱が起きてしまうということです。

当該行為者の目的の違いというのは、経済学的に考えれば、効用関数の形が違ふと。これはどういふものかというのを明確にすれば、議論はもう少しすっきりしていくのではないかといいことを考えています。つまり、ソーシャル・キャピタルというのはiさんの持っている色々な財Xと一緒にその人の効用関数によって変換されていって、プラスの効果を持つたりマイナス効果を持つたりするのではないかといいことです。

九. リサーチ・クエスション①に対する解答

話は非常に単純です。まずはリサーチ・クエスション①というのはなぜ同じ社会関係資本が場合によって正の効果を持つたり負の効果を持つたりするのかということです、答えは身も蓋もありませんが、要するに、人々は違う目的を持っているからだということです。

先ほどの結束型の社会関係資本、社会的閉包を例にあげてみ

れば、高校生の親にとっては望ましいわけです。なぜかというのと、親の目的というのは、自分の子供たちを監督することであって、社会的閉包というネットワークの特性は、子供たちに対する情報交換する機会が得られるからです。先ほど申し上げたように、親の関係がないと自分の子どものことしかわかりませんが、親の間に関係があると、情報が交換できて、ほかの子どものもともわかると。ほかの子どもと自分の子どもが何をしているのかがわかってくるということです。

しかし、親同士のつながりは高校生にとってはまったく望ましくありません。自分たちがたばこを吸ったり酒を飲んだりすることがばれてしまうというので、親にとっては望ましいけれど、子供に取ってはぜんぜん望ましくないことになりました。

また、先ほど申し上げた、バートが例にあげているような、起業家にとっても望ましくないわけです。なぜかというのと、起業家というのは、利潤最大化のために、新しいビジネスチャンスの情報を得るといふことです。そうすると、社会的閉包だと、情報の冗長性が高まってしまって、新しいビジネスチャンスに関する情報を得ることを妨げられてしまうという場合があるといえます。ですので、目的が違うから同じ社会関係資本がある人たちにはプラスの効果を持つのですが、ある人たちには

マイナスの効果を持つてしまうということです。

十・リサーチ・クエスチョン②に対する解答

二番目のリサーチ・クエスチョンは、なぜ同じ社会関係資本が同じ人に正の効果だけではなくて負の効果をもたらすのかということ。これも話は単純で、行為者というのは、時間とともに効用関数の形状が変化していくと考えれば、先ほどの混乱を回避することができます。先ほど申し上げましたホスト国への移民というものを考えた時に、もともとはそのホスト国の言葉もよくわからないので、エスニック・タウンに入ること、いろいろな便宜を得ることができるわけです。初めは、エスニック・タウンの人たちからサポートを得られるので、エスニック・タウンに住むというようなメリットがあるわけです。ところが、何年か住んでいると、次の目的が出てくる。つまり、このなかにはいるだけではより大きなビジネスチャンスを得ることができません。だからその外へ出なければいけないとなると、次の目的は、エスニック・タウンの外にあるよりよい機会を得ることになるのです。ところが何年か住んでいて、エスニック・タウンのなかに埋め込まれていってしまうと、なかなかそこから離脱することができなくなってくる。つまり、エスニック・タウンに住むということで、逆に社会関係資本が

足枷になってくるという場合があるわけです。このために、初めはよかつたのですが、だんだん、だんだんエスニック・タウンの社会関係資本が負の効果を持つようになってくるということが起きるわけです。

十一・リサーチ・クエスチョン③に対する解答

三番目の話は、なぜ同じ社会関係資本が局所レベルで正の効果を持つのに、全域レベルでは負の効果を持つのかということです。この解答も単純でして、ローカルな組織や集団、やぐざ組織とかマフィアとか家族とか、また企業でもいいです。とくに日本の企業の場合もありますが、企業犯罪というのがありますけれども、それは別にソーシヤル・キャピタルがないわけじゃなくて、逆に、企業のなかで非常に強いソーシヤル・キャピタルがあつて、そのなかで罪を犯していくことになるわけです。そうすると、結束型の社会関係資本のあるような企業だと、なかなか反対の声が出せないということがあつて、そのまま組織としての罪を犯してしまうことがあるわけです。そういうローカルな集団や組織の人々は、外部の人々とは異なる目的を持つということです。たとえばやぐざ組織でいえば、やぐざ組織の目的というのは、やぐざ組織のメンバー間の相互扶助と組織への貢献です。そうすることでやぐざ組織も維

持されて、自分も上にながっていくわけで、下からだんだん、やくざ組織のハイアラーキーの上にながっていきけるわけです。そうするとそこでは非常に強い結束型の社会関係資本が醸成されていくということです。

ところが、やくざ組織の外にいる一般的な市民というものの目的は何かというと、ごく平和な社会生活を送ることでしょう。やくざ組織がどんどん結束型ソーシャル・キャピタルを高めていって、どんどん犯罪行動を行っていくと、非常に外部の人々の迷惑になります。つまり、負の効果をもたらしてしまうのです。つまり、やくざ組織の高いレベルのソーシャル・キャピタルが、その外にいる人たちには負の効果をもたらすといえます。これを別のところで発表した時に、経済学の外部性の問題とつながっていくだろうと指摘されました。つまり、中では正の効果を持つているのですが、外では負の外部性を持つているようなことがあるだろうということで、今、局所的、全域的という言葉よりも、外部性が正なのか負なのかということと整理したほうがいいかなと少し思っています。今日、このレベルでお話をしています。

十二．結論

最後にまとめですが、私の理論的な枠組は、非常に単純です。

つまり、なぜ今まで効用関数ということと社会関係資本の研究者はいわなかったのかなというくらい単純な話で、コロンブスの卵みたいなものなのですが、唯一、一本だけある論文が、リンの論文です。リンは行為者の効用とか目的をはっきりさせないと、社会関係資本の概念というのはわかりにくいという話をしていました。私の知る限り、彼以外、その効用関数を明確に議論の中に組み入れている人はおらず、もともとは社会関係資本というのが、方法的個人主義を超える形で出てきたところがあります。

これはまた別の話ですが、私がこの概念に接した時に、なぜアジアの社会学者が、これを考えつかなかったのかという思いがありました。それについて論文を書いたことがあります。つまり、人間関係がすぐリッチなアジアでの研究者がそれをついかないで、欧米の研究者、個人主義的な国の人たちの中で社会関係資本というのが出てきたのかというと、やっぱりそこには個人主義では限界があるということと出てきたのだと思います。

そこまではよいのですが、それをもう一回考え直す必要があるだろうということで、個人主義的な基盤をつくっていく必要があるだろうというのがここでの議論です。そのために効用関数というのを出してきたのですが、ここにありますのは、社会

関係資本を全域的と局所的というのにかけて、もう一つは結束型・橋渡し型になりますと、経験的には全域的で結束的というのはまずありません。大きな社会において、みんながみんな、がっちりつながっているということはないわけです。逆に局所的な橋渡し型というのは、あまりないと思います。全域的で橋渡し型のソーシャル・キャピタル、これはパットナムがいった北イタリアが典型例です。局所的で結束型というのはエスニック・タウンとかやくざとか、または山岸俊男さんの視点からみた日本などです。

ただ、これは、ソーシャル・キャピタルになるかどうかというのは、やはり行為者の目的、つまり、効用関数によって変換されていかないとできないだろうと考えております。このように考えるとどういうことが応用として使えるかというと、先ほどから何回も申し上げていますが、社会関係資本というものの概念をより明確な形で理解できるということです。ここではリンの著書の有名な定義を取り上げますが、まず、彼は社会関係資本を資源であるというふうにいいいます。それが社会ネットワークの中に埋め込まれていって、行為者によってある行為のためにアクセスされて使われるということです。

しかし、考えてみれば、あるものが資源になるかどうかというのは、その人の効用関数によるわけです。たとえばリンの著

書というのは、社会学者にとつては資源になるわけです。それを読むことで社会関係資本のことがより深く理解できるので、重要な資源ですが、量子物理学者にとつてはどうでもいい話で、そんなもの読んでも量子物理学のことをもつとわかるわけではないのです。つまり、客観的な資源というのはなくて、あるものが資源になるかどうかというのは、その人の目的とか効用関数によるわけです。ですので、このリンの議論というのは、実はもう一歩根本に戻らなければならず、あることが行為者の効用関数を経て、その行為者の資源になるということです。構造的間隙の多いネットワークは、起業家には資源になりますが、親には資源になりません。逆に、社会的な閉包（クロージャー）のあるネットワークは、高校生の親には資源になりますが、起業家には資源にならないという形で論点を整理することができます。だろうということですよ。

さらにもう一つは、最近興味深い研究として、社会ネットワークをダイナミックに考えるというのがあります。たとえばパートが『Structure Holes』という本を出した時は、非常にステイタックな、静的な議論をしていて、この起業家はこういうネットワークを持っているからリターンが高いとか、リターンが低いとなるわけです。でも、起業家だつてそんなバカではありませんから、これはまずいなと思ってネットワークを変え

ていくわけです。たとえば異業種交流会に出て名刺交換をするのはなぜかという、要するに *structure hole* が多いネットワークをつくり出そうしているわけです。

ところが、みんな同じことを考えるわけです。起業家がみんな同じことを考えるとどうなるかというと、みんな、ネットワークに埋め込まれちゃうような社会的クロージャーが出来上がってくるということがあります。そういうようなネットワークを合理的につないだり切ったりするような形で、社会ネットワークが変化することで、その行為者のソーシャル・キャピタルのリターンがどうなるかというのは興味深い議論です。

最近では、ブスケンスとヴァン・デ・ライトが、ネットワークかどう変化していくかというのを、バートの『*Structure Holes*』の議論を踏まえた上でしています。バート自身も宗旨替えをしていて、昔は非常にスタティックな議論をしていたのですが、二〇〇七年に出た本のあたりだと、企業の成長のようなものを考えています。具体例は、たとえばマイクロソフトを想定すると一番わかりやすいと思います。一番初めは、ビル・ゲイツはいきなり大会社をつくったわけではなくて、本当によく知っている仲間、つまり、結束型ソーシャル・キャピタルによってマイクロソフトをつくって、だんだん、だんだん大きく

なっていくたら、これではもうやっていけないから、外から人を引っ張ってくるわけです。いろんな専門家を引っ張ってきて、かつ、いろんな企業と取引をすることで大きな会社になっていく、ということがあるわけです。つまり、ネットワークの構造そのものが、どんどん、どんどん変化していくことで、ソーシャル・キャピタルが高まっていて、リターンも高くなるということなのです。

このような動的な変化、社会関係資本と社会ネットワークをめぐる動的变化も分析の対象になるのではないかと考えております。

参考文献

- Burt, R.S. (1992) *Structural Holes: The Social Structure of Competition*. Harvard University Press.
- Burt, R.S. (2005) *Brokerage and Closure: An Introduction to Social Capital*. Oxford University Press.
- Coleman, J.S. (1988) "Social Capital in the Creation of Human Capital" *American Journal of Sociology*, 94, S95-120.
- Coleman, J.S. (1990) *Foundations of Social Theory*. Harvard University Press.
- Granovetter, M. (1973) "The Strength of Weak Tie" *American Journal of Sociology*, 78, pp.1360-1380.
- Lin, N., W.M. Ensel & J.C. Vaughn (1981) "Social Resources and

- Strength of Ties: Structural Factors in Occupational Status Attainment" *American Sociological Review*, 46, pp.393-405.
- Lin, N. (1990) "Social resources and social mobility: A structural theory of status attainment". In Breiger, R.L. (Ed.), *Social Mobility and Social Structure*. Cambridge University Press.
- Lin, N. (1999) "Building a Network Theory of Social Capital" *Connections*, 22, pp.28-51.
- Lin, N. (2001) *Social Capital: A Theory of Social Structure and Action*. Cambridge University Press
- Lin, N., K. Cook & R.S. Burt (2001) *Social Capital: Theory and Research*. Walter de Gruyter.
- Lin, N. & B. Erickson (2008) *Social Capital: An International Research Program*. Oxford University Press.
- Macy, M. W. & Y. Sato (2002) "Trust, cooperation, and market formation in the U.S. and Japan" *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, 99 (Suppl. 3), pp.7214-7220.
- Morgan, S.L. & A.B. Sorensen (1999) "Parental networks, social closure, and mathematical learning: A test of Coleman's social capital explanation of school effect" *American Sociological Review*, 64 (5), pp.661-681.
- Portes, A. (1998) "Social capital: Its origins and application in modern sociology" *Annual Review of Sociology*, 24, pp.1-24.
- Portes, A. & R.G. Rumbert (1990) *Immigrant America*. University of California Press.
- Portes, A. & J. Sensenbrenner (1993) "Embeddedness and immigra-

- tion: Notes on the social determinants of economic action" *American Journal of Sociology*, 98(6), pp.1320-1350.
- Putnam, R.D. (1993) *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*. Princeton University Press.
- Putnam, R.D. (2000) *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*. Simon & Schuster.
- Sato, Y. (2010) "Are Asian sociologies possible? Universalism versus particularism" In Burawoy, M., M. Chang & M.F. Hsieh (Eds.) *Facing an Unequal World: Challenges for a Global Sociology*, Vol.2. Taipei: Institute of Sociology, Academia Sinica and Council of National Associations of International Sociological Association.
- Sato, Y. (2013) "Social Capital" *Sociopedia* ISA. 斐込塾 (一九九九) 『単語データベース』 龍溪社。

「社会関係資本をうみだす社会構造のしくみ」

九州大学大学院比較社会文化研究院 教授 三隅 一人

一・社会関係資本と社会学の微妙な関係

社会関係資本は、その出自、そして展開において、社会学と深い関係にあり、おそらく個人的な体験のみではないですが、社会学内部の疑問や反発というのは少なからずあるように思います。社会関係資本で議論されていることに、何か新しいことがないといえますか、社会学がこれまでずっと議論してきたことを、表看板をかえて議論しているだけにみえてしまうこともあるでしょう。「意味のあることをいつているのか。しかも、わざわざ資本という経済学に寄り添うような概念を使うメリットがどこにあるのか。その裏返しとして、隣接領域で社会関係資本ということでやれば、社会学観点というのを満たしたような、そういった取り扱いすらあるのではないか」。つまり、社会学の自らの学問的な足場を危うくしかねない、そういう概念をあえて用いることで、社会学にどのような新しい理論的領域

が開かれるのかという疑問かと思われまます。

二・社会関係資本と社会学の因縁

これには、根拠がある部分もあります。だからこそ、意義があるというのが、基本的に考えているところですが。因縁という言葉を使っていますが、その根拠をいくつかみてみますと、社会関係資本の議論で、やはり従来の社会学がずっと脈々と行ってきた議論と重複している部分というのは、确实にあると思われまます。それを三つにわけてみました。

(一) 都市化の中で形態を変えて存続する共同性(連帯)とその機能

・都市化する現代社会、流動性を増す社会構造
地位Ⅱ役割概念図式への疑問、アーバニズムのもとでの有機的連帯の課題。

・ネットワーク・パラダイム
バーソナル・ネットワークによる不定形な社会構造の把握。
マンチェスター・グループの社会人類学的都市研究(アフリカをフィールドにした研究が中心)。

・Wellman (一九七九)のコミュニティ解放論
・Fischer (一九七五)の下位文化論

問題系一…都市化の中で形態を変えて存続する共同性（連帯）とその機能↓市民社会の条件（パットナム）、地位達成の可能性（リン）、階級への組み込み（ブルデュー）

一つは、ざっくりいえば、現代社会学といいますが、とりわけ第二次世界大戦後の急速な都市化であり産業化であり、そのなかで流動性を増す社会構造の現状です。従来のな社会構造の把握としては、地位と役割のセットのようなことで、人類学から移入してきた概念セットで深くみていくという、先ほど出たパーソンズなどがその一つの集大成であると思いますが、それではどうもとらえきれない現実の動きです。都市化という点では、アーバンイズム論というのが社会学のなかではありますが、基本的には、都市、すなわち社会解体という枠組でみようとなります。そこでデュルケームのいえば、有機的連帯というのをどのように考えていったらよいかといった課題を背負ってきたことはあろうと思います。

そのなかで、社会関係資本に直接つながってくるものとして出てきたであろうと思われるのがネットワーク・パラダイムです。これが後のネットワーク分析につながっていく流れであり、重要なものであると思います。ただ、これは基本的にパーソナ

ル・ネットワークであり、次にみる、いわゆるソシオセントリック・ネットワークに焦点を置いたネットワークとの溝の問題が重要なこととしてあろうと思います。

ともあれ、細かくはいませんが、こうしたネットワークへの着目ということが、ウェルマンのコミュニケーション解放論とか、あるいはフィッシャーの下位文化論、都市化するなわち社会解体といいますが、異質性が都市の活力の源泉になっているというようなことです。共同性はあるのですが、それがバラバラであるという解体がどのような機能を都市という全体性にもって持っているかということについて、わりとポジティブなとらえかたをしていったり、流動性がコミュニケーションの抑圧的な側面から個人を解放するような役割を果していたりという、そういう少し大きな議論も関係してきます。

このあたりは「問題系一」としていますが、「都市化の中で形態を替えて存続する共同性（連帯）」は、どういう社会的機能をもっているのかといったような課題とすると、おそらくはパットナムの議論、個人に落としていうと、先ほども出てきましたが、リンの地位達成において人との関係が、ある種の共同性がどのような機能をもっているのか。もちろんブルデューの階級ということも関連して議論することができる問題かと思われま

(二) 人びとの集まりが生みだす創発的効果のしくみ

・ 社会的磁場の働き(場の理論)をとらえるソシオメトリー

・ ホーソン実験・第一次集団の再発見

・ 社会ネットワーク分析

選択や相互作用にもとづくソシオセントリック・ネットワークの分析、それによる集団内(ないし集団間)関係構造の把握。

・ Blau (一九七七) のマクロ社会構造論

問題系二・人びとの集まり(関係の形式的集積)が生みだす創発的効果(ないし機能)のしくみ ↓ Coleman のネットワーク閉包、Burtの構造的空隙(↓ 抜け落ちる Blau)

次に、もう少しネットワークに直接つながるものとしては、レヴィンの場の理論を前提にして、ソシオメトリーという手法の展開があり、それも使いながらのホーソン実験という非常に著名な実験研究がありますが、そのなかでの第一次集団の再発見ということで、先ほどもいいましたように、ソシオセントリック・ネットワークに注目して、その集団内あるいは集団間の関係構造をみていこうという、いわゆる社会ネットワーク分

析が發展していきました。これは社会関係資本では、コールマンの議論あるいはバートのストラクチャルホールズの議論がもちろん直接関係してきます。「問題系二」としていえば、人びとの集まり、とりわけ関係の形式的な集積が生み出す創発的効果、機能というとらえかたもあり得るのかもしれませんが、そういったしくみの観点かと思われまます。

ここでブラウの引用をしていますが、これがこの文脈ではわりとすっぱり抜け落ちがちなこと、これは後の話に、少し伏線につながります。

(三) 社会関係の意味的なくみ

・ 社会関係の意味根拠、「社会(有意味他者)」の発現

直接観察できない類型的認識としての社会関係、その制度化。

・ 役割とその制度化

・ 〈われわれ〉関係 (Schutz 1962)

シンボル(間接呈示関係)の働きによる、対面関係(日常生活の現実)を越える仲間の把握。

・ 社会(資本主義)の身体化

界とハビトゥス (Bourdieu and Wacquant 1992)

問題系三…社会関係の意味的なしくみ（マイクロ・マクロ・リンク）⇕文化資本を中心としたBourdieuの議論はあるが、全体的に弱い論点。

最後に、これは今回とりわけやや軽めにふれてと思ってきたところで、いちおうまとめておきます。もう少し意味論的といえますか、社会関係の意味根拠とかあるいは社会の発現のようなわりと根源的な問題と、社会関係資本と社会学というのは、やはり因縁をもつところがあるだろうと思われまます。

友人関係とか夫婦関係とか、さまざまな関係についてわれわれは概念をもっていますが、こうした友人関係を直接観察するというのは、実は非常に難しいでしょう。本来的に観念的なものであるというところを、どこか受け入れざるを得ないところをもっていると思います。そうした関係の制度化というものをどのように概念化していくのか、分析していくのかということがかかわってきます。先ほどの役割というのも、そういう一つの試みではあると思うのですが。そこにあげているような現象学のシュツツの、〈われわれ〉関係。これは友人という非常に具体的にわかるものの類推で、〈われわれ〉のような抽象的な連帯関係というのを築いていけるという能力を論じようとした

ものと理解していますが、社会関係資本として連帯のようなものを考えていくときには、やはりこうした論点というのが無視しがたいものとしてあります。

あるいは逆に、社会の身体化のような側面。これはブルデューが社会関係資本のなかでも言及していることで、社会関係がある資本の獲得というときに意味をもつというのがどういう界といえますか、どのような場においてそうなのか。あるいはどのようなハビトゥスというある種の感性をもっているときにパツとつかんで、それを資本として使える力になるのかという直接的な関係性をもっている話としてあろうと思えます。

三．社会関係資本の理論的焦点

今みてきたような因縁をもっているところを、総合的に考えると「連帯と階層の視点から、パーソナル・ネットワークとソーシャル・ネットワーク・ネットワークを統合的にとらえる枠組みの可能性」といったところに、最初に出した理論的な可能性、社会学におけるその可能性というのはあるのかもしれませんが。焦点を一言でいうと「創発価値を生む社会構造のしくみ」となるのではないかと考えています。

ただ社会関係資本は、焦点がこのあたりであるということを示すだけの比喩的な概念だろうというのが私の基本的なと

らえかたで、では具体的にそのしくみというのはどうなのだろう、というときに、社会学のいろいろな議論のなかにそうしたヒントというのは、あるいは実際の枠組というのは散在しているようなところかなと思います。

どこにどう注目するかで、いろいろな使われ方をするがゆえに、概念的な多義性というのがついて回るわけですが、逆にそこをうまく使えば、理論統合の可能性があるかもしれません。しかし、比喩的概念に頼ってはしかたがないので、何か資本としての蓄積のしくみに、もう少し実証的にアプローチしていくための補助概念が必要になるだろうということです。

四. 関連する方法論的課題

パーソナル・ネットワーク研究とソシオセントリック・ネットワーク分析との間には溝のようなものがあり、私は連帯ということを考えているものですから、わりと大規模社会で、やっぱりソシオセントリック・ネットワークというのを考えたいと思います。しかし、計測が非常に困難だという問題があり、これは個人データからも直接的にはなかなか正確な意味では描き出すことができません。

一つは、ネットワーク・ダイナミクスの研究というのが出てきており、このあたりが突破口になるのかなと思うのですが、

この社会関係資本のもとの多様な理論的なアプローチという形でも、こうした方法論的課題に挑戦しながら、先ほどのような理論的可能性を伸ばしていくことができるかもしれません。

五. 社会関係資本と関係基盤

・類型的認識を基礎づけてパーソナル・ネットワークの形成・維持を効率化するコネクタとして、また、社会関係資本の蓄積場であるソシオセントリック・ネットワークの指標として。

定義一 関係基盤とは、紐帯の形成・維持の基盤となる共有された属性である。

公理一 a 関係基盤は、それに対応する一つのソシオセントリック・ネットワークをもつ。

公理一 b 関係基盤はシンボルとして、〈われわれ〉関係を間接呈示する。

定義二 社会関係資本とは、行為者に収益を生み出すようなすべての社会構造資源である。(Coleman 1990, 三〇一―三〇二)

公理二 社会関係資本は、社会構造内のソシオセントリック・ネットワークにおいて蓄積される。

それで私なりの一つの試みをお示しするというのが後半の話です。関係基盤という概念を使っています。これは類型的な認識、関係というのはそういうものだということを行いました、これを基礎づけるようなものとして、パーソナル・ネットワークの形成・維持を効率化するコネクタになるようなものです。また、社会関係資本の蓄積場であるソシオセントリック・ネットワークの指標としても考え得るような概念として。定義としては、紐帯の形成・維持の基盤となる共有属性という形で考えております。

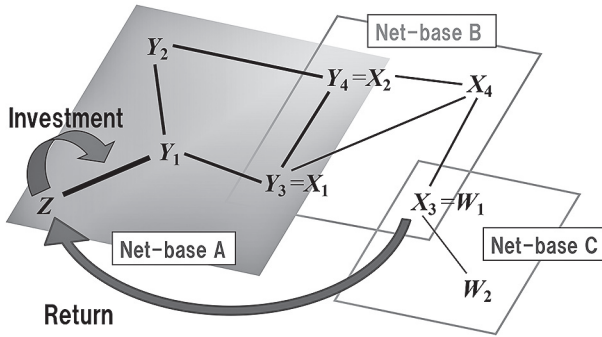
ここで、公理というところと大げさかもしれませんが、二つほどあげています。とくに公理1aのほうが重要かもしれませんが、この関係基盤というのは、それに対応する一つのソシオセントリック・ネットワークをもつということを理論的仮定として考えるとというのが私のフレームの特徴になります。たとえば小学校の同窓会というのが一つの関係基盤になります。A小学校という同窓生については、メンバーシップがわりとはつきりするわけで、その全員からなるソシオセントリック・ネットワークというのを定義できます。ここで対応する一つのソシオセントリック・ネットワークをもつというのは、そういう意味です。極端な話、日本人という一つのソシオセントリック・ネットワークを考えることができます。社会関係資本は「行為

者に収益を生みだすようなすべての社会構造資源」という、コールマンに準じた定義であつさりといっていますが、ここでも重要な仮定として「社会関係資本は、社会構造内のソシオセントリック・ネットワークにおいて蓄積される」という、これも仮定として置いていくということです。このような概念枠組を整えております。

以上の話をもとに、この関係資本と関係基盤の関係をいくつか整理しています。まず、個人が個々の紐帯を形成したり維持したりするためにいろいろな資源を投入しますが、これは、本的には関係基盤への投資ということです。ある同窓生と親しくつきあうというのは、同窓関係基盤という基盤への投資として考えていくということです。その関係基盤に対応するネットワークでは、そうした投資によって、何かの相互行為が刺激されたりしながら、ある種の価値蓄積を促進するような効果をもつでしょうし、投資者自身の流通価値への到達可能性を高めるという意味合いをもつてくると思われまます。

絵的には図表2のような感じです。Zという人が自分だとすると、関係に何か資源投入するというのは、この基盤Aということに実際は投資をして、そのネットワーク上でずっと何か情報が欲しいというときに伝わっていったって、X3という人から何か有益な情報が流れてくるとか、こういった感じで価値の創出

図表2



関係基盤ネットワークと社会関係資本の蓄積

を刺激しつつ、そのアクセスを高めていくという、そういうイメージでおります。

もう一つ、関係基盤が社会関係資本の投資を効率化する側面についてコメントをしております。たとえば関係基盤の代表団体、同窓会のようなものがあれば、それへの参加等を通じて、そこに関係する紐帯をひとからげに維持・管理しやすくなるような、ある種の効率性が生じるということです。

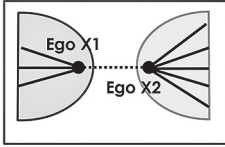
それと、投資といっても、ある種の時間リズムが非常に重要で、たくさん的人际关系をいつも活性化して保つということは大変なことです。必要なときに必要な関係を引っ張り出してきてリズムをうまくつくるといったことが必要になると思います。

関係基盤があると、それを手がかりにコントロールしやすくなりますので、ここでもやはり紐帯の貯蔵とか蘇生という言い方をしていますが、そうしたことについて効率化が図られます。

それと個人が多様な関係基盤に関与するという、とりわけ現代社会ではそういうことがいえると思いますが、この多様性がありますので、特定の関係基盤に投資をしても、別の人が、どこかでいろいろな基盤につながっていくということが生じますので、機会費用、オポチュニティコストが削減されるということがあります。

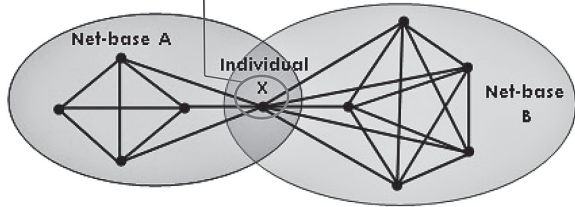
図表3

ブリッジ：2つの関係基盤アイデンティティの同一化



関係基盤の多様性

個人が関与する関係基盤の多様性は、その人自身が弱い紐帯（ブリッジ）となって橋渡し資本蓄積に関わる、その蓋然性の高さを示す。



個人を起点とした関係基盤の多様性

六、個人を起点とした関係基盤の多様性

この多様性という概念は重要なので、ピンポイントで説明しています。個人が関与する関係基盤の多様性というのは、図表3にあるように、その人自身が弱い紐帯となって、ある意味の橋渡しの資本蓄積に関わる蓋然性を表す指標となり得るとされています。私の図式では、ネットワークとはいっていませんが、実際はこの関係基盤が分析焦点なので、ネットワークがこれの上にあるという想定がされているだけです。なおかつ、このなかで社会関係資本が蓄積されるであろうという想定をしています。そうすると、このXさんを起点として、二つの基盤が重なる時に、ネットワークで描けばこんな絵になりますから、ブリッジという概念、若干使いづらいのですが、少し拡大解釈して、どのような関係基盤にアイデンティティをもつかという問題もあつたので、Aのほうで流通している結束型の社会関係資本と、Bのほうの資本があるときに、この両者をつなぐかどうかというときには、これはちょっと別の世界、プライベートとパブリックなので、自分のなかでつなげられないということ、やはり起こり得ます。したがって自分のなかの二つエゴ（図表3の左上）、この間を、ここはつないでもいいと思うかどうかというところにブリッジの概念を少し拡張して持ち込めば、関係基盤の間のブリッジのような使い方というのも、あながちで

きなくはないというところで、そのまま言葉として使っております。

結束型の社会関係資本は第一義的に、単一の関係基盤ネットワーク内のクリークで蓄積されるでしょうし、橋渡しというのは、そのクリーク間で蓄積されると考えていいと思われま

す。「より抽象度の高い（高次の）関係基盤ネットワークは、より具体的な（低次の）関係基盤ネットワークを包含する」ような関係になります。社会構造というのは、したがってここでは、「さまざまな種類とレベルの関係基盤ネットワークの重層・複合」がつくる姿のようなものとして考えています。

一つ重要なこととして、高次の関係基盤ネットワークにおける連帯のような結束型蓄積を考えるとときには、それは自ずと結束型と橋渡し型の調整問題を含むことです。具体的なレベルの結束型の社会関係資本をつないでいくというのが橋渡しの課題になるということだと思います。

七. 例解—データ検証

インターネット調査…楽天リサーチの九州在住二五～五五歳モニターから無作為抽出（計画標本六〇〇〇、性別均等割当）。二〇二二年十一月～十二月実施。有効回答九七〇（回収率十六・二％）。

「主要変数」

- ・ 関係基盤の多様性…友人の関係基盤数、および、参加団体数。全般的な結束型および橋渡し型投資の指標
- ・ 近隣投資…五項目の近隣活動頻度の合計点。近隣関係基盤の結束型投資の指標
- ・ 金銭リターン…金銭の被助力経験（お金の貸借や保証人…家族以外、五年以内）
- ・ 情報リターン…情報の被助力経験（仕事・進学・健康・生活設計に関わる情報や助言…家族以外、五年以内）

以上のような枠組で、分析していきるのではないかとということまで指摘したいと思います。インターネット調査ですからあまり厳密には科学的データとしては使えませんが、いちおうモニターさんからランダムでサンプリングした調査データです。細かくはいませんが、主要変数として関係基盤の多様性というふうには、さつきいったものは、実際には友人の関係基盤。ですから先ほどのポジション・ジェネレータの話、あれは職業ということに限定していますけど、それをいわばもう少し一般化した概念だと思っただけはいいかもかもしれません。どういう縁で知り合いましたかという、結局、そういう質問をして、そこで出てきた縁、これが何種類あったかという、その数がこ

こでの多様性です。

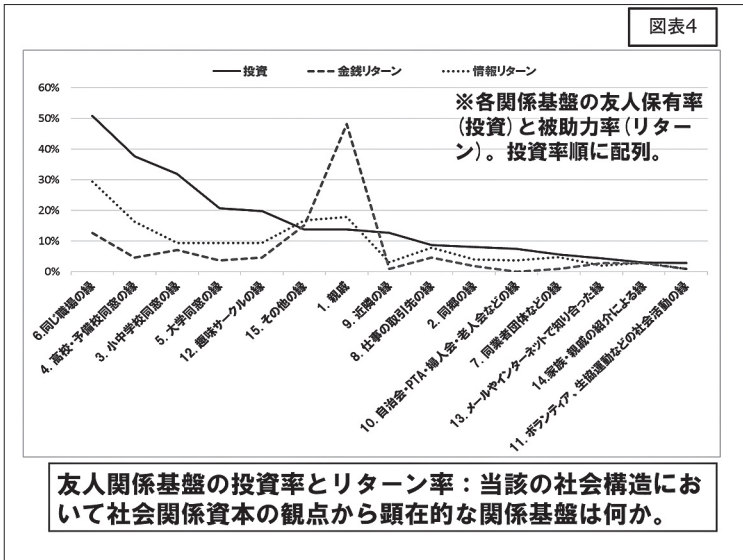
それと、参加団体の数をみています。これでとくに橋渡しをとらえるかなと思うのですが、さっきいったような意味で。結東型の面も含まれますが、ある種の投資の指標の一つです。また、近隣投資というのをつくりましたので、これもみています。これは近隣の活動を五項目示して、その合計点を使っています。それとリターンと呼べるべきものとして、金銭の被助力経験、これはお金の貸借や保証人として何かを得たことはあるか。家族以外の人から五年以内にそういう経験があるかどうか。情報についてはどうかと、この二つをみています。

(二) 友人関係基盤の投資率とリターン率

これがそれぞれの関係基盤の友人保有率、団体のほうはみていませんが、友人のある種の投資傾向、それと非助力率、これがリターンに相当します。投資の高いほうから左、ずっと並べてきています。

実質的なことよりは、当該の社会構造において、社会関係資本の観点から、顕在的な関係基盤は何なのか。ここでいえば、やはり親戚という血縁が非常にセリアラントにみえますし、また、職場関係というのも意外と投資率も高いし、リターン率も高いようなものとして、いくつか、とくに情報のほうは出てき

図表4



ていることがわかります。そういったことから、少しセイリアントな基盤の布置連関のようなものにアプローチしていきないうかということですが。

(二) 友人関係基盤の投資効率

これが投資効率という、つまり、各関係基盤の友人保有者（投資者）のなかの、被助力という比率でみた場合という、単純な割り算ですが、それで見るとどのような具合かということを見ています。やはりセイリアントという点でも、とりわけある種の投資効率ということを加味したときの様子を、こんなふうに見ることができないかというわけです。

(三) リターンの規定因

それとリターンの規定因として、社会構造のどのような関係基盤特性が、社会関係資本のリターンを規定しているかということ、さきほど導入した関係基盤の多様性、友人、団体、近隣投資と、ひとまずこういったものと年齢、教育、性別を入れたもので、二項ロジスティックですが、簡単な分析を試みたものです。つまり、多様性というのが、それぞれ、金銭のほうは友人だけですが、リターン率を高める方向で効果をもっています。

図表5

関係基盤	金銭リターン	情報リターン
1. 親戚	0.11	0.21
7. 同業者団体などの縁	0.02	0.24
13. メールやインターネットで知り合った縁	0.06	0.17
14. 家族・親戚の紹介による縁	0.04	0.17
6. 同じ職場の縁	0.02	0.19
8. 仕事の取引先の縁	0.04	0.15
12. 趣味サークルの縁	0.03	0.14
4. 高校・予備校同窓の縁	0.01	0.16
5. 大学同窓の縁	0.02	0.14
2. 同郷の縁	0.02	0.14
10. 自治会・PTA・婦人会・老人会などの縁	0	0.14
3. 小中学校同窓の縁	0.03	0.11
11. ボランティア、生協運動などの社会活動の縁	0	0.13
9. 近隣の縁	0.01	0.06

※各関係基盤の友人保有者（投資者）中の、被助力（リターン）率。金銭と情報の平均順に配列。

友人関係基盤の投資効率・リターンにつながるやすい形で社会関係資本を効率的に蓄積している関係基盤は何か。

図表6

リターン規定因：社会構造のどのような関係基盤特性が、社会関係資本のリターンを規定しているか。

	情報リターン			金銭リターン		
	B	Exp (B)	有意確率	B	Exp (B)	有意確率
性別 (1=男性)	-0.32	0.73	0.037	0.30	1.36	0.148
年齢	-0.01	0.99	0.291	-0.02	0.99	0.253
教育年数	0.05	1.05	0.257	-0.11	0.90	0.048
友人関係基盤の多様性	0.14	1.15	0.007	0.17	1.18	0.009
団体関係基盤の多様性	0.23	1.26	0.000	0.00	1.00	0.966
近隣投資	0.04	1.04	0.070	0.06	1.06	0.035
定数	-1.60	0.20	0.036	-0.82	0.44	0.419
-2 対数尤度	1076.43			668.16		
Cox-Snell R2 乗	0.067			0.022		
Nagelkerke R2 乗	0.092			0.042		

※リターンの有無を従属変数としたロジスティック回帰分析

近隣投資でも、とくに金銭のほうが出ています。近隣からお金を借りるといことは、そもそもケース数が少ないのですが、やはり何か独立の効果をもつというのは、なにかしら地域社会のある種の信頼の水準のようなものが、親戚からの金銭リターンに、関係するようなことがあるのかなということを考えさせるような結果です。

八．社会関係資本の関係基盤論の特徴

以上のような形で、いわゆる社会関係資本の関係基盤論という言い方ができるかもしれませんが、その特徴をおさらいします。

ソシオセントリック・ネットワークに社会関係資本の蓄積場を想定し、さらにそれらネットワークが関係基盤に則して、複合的、重層的に構成する社会構造を想定します。この大枠の理論的な想定のもとに、関係基盤の多様性、投資リターンのような、経験的操作化が可能な概念で、資本蓄積にかかわる社会構造のしくみを特定します。そして今のような分析を進めていくようなことです。ただ、ここでいえるのは、おそらくは社会関係資本の存在を前提にすると、一貫してデータを説明できる、あるいは一貫して説明できるデータがあるということと、その意味でも社会関係資本そのものの研究というのは非常に難

しいと私は考えていて、それを生み出す社会構造のしくみに主眼を置くほうが生産的ではないかなということです。

九. おわりに

社会学視点の重要性というのは、いろいろな領域でこれまでも認識されてきたと思いますが、おそらく社会学の外からみた社会関係資本の魅力というのは、その需要に一定の計測性をもって応えるところにあるのではないかと思います。ただ、何を測定しているかということがやっぱり重要であり、そこを問われているのは、今までいつてきたような社会構造のしくみとしてどのようなことに留意していくべきなのかということであると思います。したがって社会学の役割というのは、そこに何をどういうメニューを出せるかということですが、現在のメニューというのは、そう豊富なものは出し得ていないのではないかと思います。

社会関係資本がもし貧困であるとすれば、社会学理論の貧困さを反映しているという言い方もできるかもしれません。

ただ、最初にずっと示しましたように、関連する議論というのは、まだまだ豊富に、けれどもばらばらにあります。それらを結びつけるような焦点として、社会関係資本というのは、それなりの意義をもっているし、一言でいえば、社会構造研究プ

ログラムとして、どういう補助概念をつくって蓄積プロセスをより具体的に実証的に扱えるようなものとして描き出していくかという競争が必要ではないでしょうか。関係基盤というのは、その一つの例解として、何か刺激になればということでお示しをいたしました。

参考文献

- Biau, P.M. (1977) *Inequality and Heterogeneity: A Primitive Theory of Social Structure*, Free Press.
- Bourdieu, P. and L.J.D. Wacquant (1992) *Réponses: Pour une Anthropologie Réflexive*, Editions du Seuil.
- Coleman, J.S. (1990) *Foundations of Social Theory*, Belknap Press of Harvard University Press.
- Fisher, C.S. (1975) "Toward a Subcultural Theory of Urbanism" *American Journal of Sociology*, 80, pp.1319-41.
- Schutz, A. (1962) "Symbols, Reality and Society" In M. Natanson (Ed.) *Collected Papers I: The Problem of Social Reality* (Part III), Martinus Nijhoff.
- Wellman, B. (1979) "The Community Question: The intimate Networks of East Yorkers" *American Journal of Sociology*, 84, pp.1201-1231.
- 三隅一人 (二〇一三) 『社会関係資本—理論統合の挑戦』ネルズマ書房。

「ソーシャル・キャピタルと社会統合」

東北大学大学院文学研究科 助教 瀧川 裕貴

全体の構成についてですが、今回、大きく、前半と後半にわかれます。まず、前半では、ソーシャル・キャピタルをめぐる社会学の学説を、社会統合論との関係という観点からみていきます。ここでの目的は、これまでの学説の構図や問題を検討することを通じて、社会統合とソーシャル・キャピタルというテーマに関する新たな研究プログラムを提案することです。後半では、それを踏まえて、その研究プログラムの実践例として、現在、私自身が取り組んでいるネットワーク隔離に関する実証研究をしたいと思えます。

一．イントロダクション

(一) 社会学における最近の研究動向

今回の議論のテーマはソーシャル・キャピタルと社会統合です。その背景として、まず指摘しておきたいのは、最近の社会

学における社会統合論に関する関心の「復活」というものです。ここで復活というのは、社会学における社会統合論というのは、七〇年代から八〇年代ぐらいにおいて、いったんかなり下火になりましたが、またここ十年来、社会統合あるいはその機能不全としての分断・分極化、隔離、孤立といったテーマについて、再び活発に議論されるようになってきています。たとえば日本においてでも、社会統合という概念自体はそれほど使われていませんが、それに関連するような諸問題がここ数年で盛んに議論されるようになったというのは、みなさん、ご存じかと思えます。

(二) 社会関係資本の問題

こうした社会統合の問題に対する一種の解決策的な位置づけが与えられているのがソーシャル・キャピタル、社会関係資本の概念だということになります。最近の論者でいうと、ディブリートとかバルダッサリーといった論者が明示的にソーシャル・キャピタルに言及していますし、そもそもバットナムの最初の議論も、社会統合の文脈に位置づけることが可能でしょう。ところで、社会統合にかかわる社会関係資本というのは、いわゆるマクロレベルにおける社会関係資本の典型ともいえるものですが、これについてはよく知られているように、多くの批判

がなされています。たとえば有名なポルテスの批判によると、マクロレベルの社会関係資本の概念化というのは、多くの場合、論理的な循環をはらむ非生産的な定式化に陥っているというような批判がされることがあります。ここでは批判の是非については問いませんが、少なくとも、マクロレベルの社会関係資本というのは、いわゆる個人的な定式化に比べると問われなければならぬ理論的問題を多くはらんでいるというのは確かです。そこで今回は、まず、改めて社会関係資本と社会統合に関する社会学理論を学説史的に整理していくことで、これまでの理論の構造やその問題点を明らかにしていきたいと思えます。

二．ソーシヤル・キャピタルの社会理論

これから学説の検討に入りたいのですが、まず出発点としてパソンズの社会理論を取り上げたいと思えます。

(一) パソンズ社会理論と社会関係資本

普通は、ソーシヤル・キャピタルについて語る時にパソンズの社会理論を取り上げるといふことはありませんが、ここであえて取り上げたのは二つの理由があります。

まず、一つはパソンズ社会理論というのがまさに社会統合という概念を中心的な問題に据えているということ。そ

れから第二に、あとで取り上げるコールマンの社会関係資本は、実はパソンズの理論の問題構成をかなり強く引き継いでおり、社会統合と社会関係資本というテーマを議論する時には、パソンズ理論の批判的継承という文脈にソーシヤル・キャピタルの理論を置き直す必要があるからです。

それではそのパソンズ社会理論というのがどういったものであるか、ここで少し簡単に復習したと思えます。

まず、社会統合という問題についてですが、これはよく知られているように——よく知られているといつても社会学の人しか知らないかもしれませんが——パソンズの中期以後の社会理論というのは、AGILとって、Adaptation (適応)、Goal attainment (目標達成)、Integration (統合)、Latent pattern maintenance (潜在的パターンの維持・緊張処理) という四機能要件によって特徴づけられています。そのなかで、狭い意味での社会的システム、パソンズ用語でいうと *societal community* が *social integration* の機能を担うというふうになされているわけです。

パソンズの問題意識というのは、地縁や血縁といったゲマインシャフト関係から解放された近代社会において、なお社会統合はいかにして可能かという問題を問うているという点にあります。パソンズ理論のなかで、*societal community* の統合

を担う一般的メカニズムとされるのが、この影響力です。パーソンズ用語でいうと影響メディアになります。ここでいう影響力とは、大雑把にいうと、他者を動員する能力としてよいと思えますが、重要なのは、パーソンズ理論においては、この影響力という概念が、経済システムにおける貨幣との類比において概念化されているということです。

これがなぜ重要かという点、この発想がのちのソーシャル・キャピタル理論につながっていくからです。パーソンズのメディア論をみていきたいのですが、非常に込み入っていますので、ポイントだけ述べます。まず、近代社会において、貨幣が、いわゆる地金との兌換という特殊主義的、実物資産的保証を超えて、一般的な通用力を高めていきます。つまり、制度、とくに銀行による信用創造というのを媒介として、貨幣・一般的交換メディアとしての能力を高めていくのと、ちょうどパラレルにこの影響力という概念が考えられます。どういうことかという点、影響力というのは、地縁や血縁に裏打ちされたゲマインシャフト関係に裏打ちされたものから、近代社会においては、とくに自発的結社に対する影響力を媒介しながら、この結社が典型的な圧力政治の形で政治プロセスに組み込まれることで、社会全体の統合が果たされていく、というような図式をパーソンズは提示しています。

こうしてパーソンズの社会統合論というのは、自発的結社による媒介構造を考えている点で、ある意味で社会構造的な側面を持っていますが、やはり基本的には規範的なレベルでの統合を強調するという意味で、規範主義的な色彩が強いものであったということも指摘しておかなければなりません。

（二）コールマン社会理論と社会関係資本

以上のパーソンズ理論構造というのは、一九六三年にパブリックオピニオンクォーターリ誌というところに発表されましたが、実は、ここで同じ誌面上で、パーソンズ論文に対するコメントリーを執筆したのが、コールマンということになります。このコメントリーの検討を通じて、コールマンはパーソンズ理論の何を批判して何を継承したかというのをみていきたいとします。

まず、コールマンの批判した点についていうと、それはパーソンズ理論のマイクロな基礎づけにかかわってきます。コールマンによると、ここで考えるべきは、パーソンズのように影響そのものではなくて、人がなぜ他者に影響力を委ねるのか、その条件を問うことだということにあります。言い換えると、ここでコールマンが問題にするのは、他者を信頼する側の合理性というのを理論的に説明することが重要であるというふうに関

いをかえるわけです。他方で、継承関係というと、コールマンは明らかに、経済システムとの比較という観点と、マクロ的、システムのパスベクトイブというこの二点についてはパーソンズから引き継いでいます。この時点ではコールマンはソーシャル・キャピタルという用語は使っていませんが、パーソンズの理論を受けて、信頼を一種の他者に対する投資として概念化して、そしてまた自発的結社というのを一種の信頼銀行としてとらえ、これを介して効率的なシステムが達成されていくというようなアイディアを提示しています。これらは、実質的に後のキャリアで展開されるソーシャル・キャピタル論を先取りしているといえるでしょう。

他方で、マクロ的なパスベクトイブということについては、コールマンの関心は、パーソンズと同様に、社会統合の条件の同定にあるといつていいと思います。その一方で、批判的なモメントとしてはパーソンズの多分に規範主義的な統合論をより社会構造的、ネットワーク的なものにとらえていこうという方向性を提示していると解釈できます。

以上のような学説の流れから、コールマンの晩年のソーシャル・キャピタル論を検討してみたいと思います。

マイクロな基礎づけとしては、コールマンの目的というのは、個人合理性に基づく社会的に最適なソーシャル・キャピタルの

創出を説明すること、そういうメカニズムを解明するというところにあつたと考えることができます。ここでのポイントは、あくまでコールマンの関心は、個人にとつての利益だけではなくて、やはり集合的な、社会的な最適性にあつたという点です。次に社会統合の構造的理解ということに関していうと、コールマンは明示的にはあまり議論をしていませんが、社会関係の閉鎖性、閉鎖的な社会関係によって社会統合を構造的に特徴づけていると解釈していいと思います。

コールマンのこの二つのポイントが、どのくらい成功しているかという点です。まず、マイクロな基礎づけについて、結論的にいえば、コールマンの個人合理性からの集合的、社会的最適性の導出のロジックというのは破綻しています。ポイント的に述べると、コールマンの議論では、このような閉鎖的な社会構造においては、たとえば公共財提供に対する違背者のCという人がいるとします。こういう人に対して、このような社会構造のもとでは、AとBが連携して、彼にサンクションを与えることで、効率的な社会状態が達成されるというような話をするわけですが、ここで、このAとBが結託しサンクションを与えると、このインセンティブ自体は、個人的な合理性というか、利己的な個人のパラダイムから導出できていません。ですが、さらに強調したいのは、個人合理性と社会的最適性とのジレン

マの解決に失敗しているにもかかわらず、一種の誤った解決を与えることで、閉鎖的な社会関係内での個人の利害対立や権力の不均衡、一般的には社会的不平等の問題というものを理論的に問えなくなってしまうという問題に陥っています。

次に統合の構造的な把握についてですが、端的にいつて、初期に、六〇年代に提示された研究プログラムが完全に実現されないままになっていると考えることができます。私のみたくころによると、閉鎖的な社会関係という、このコールマンが提示してきた理論は、パーソンスの図式のなかでいうと、せいぜい疑似ゲマインシャフト関係の部分にのみ相当するものであって、信頼が一般化して社会大に拡大していくメカニズムを構造的にとらえることができていないように思います。ただ、もちろん、コールマン自身も社会理論の基礎のなかで、たとえば仲介者による信頼仲介メカニズムというアイデアを出したり、あるいは仲介者としての団体的行為者という概念に相当な紙幅を割いたりして議論しているのですが、結果的には、有名な閉鎖的な社会関係論に比して十分に定式化されていないし、のちのソーシャル・キャピタル論でもあまり受け継がれないままに終わっているといつてよいでしょう。

このように、コールマンの社会関係資本をパーソンス理論の批判的継承からの観点から検討してきましたが、ここでいった

んこの文脈を離れて、いわゆる個人主義的なソーシャル・キャピタル論とわれるリンとバートの理論に目を向けたいと思います。

(三) リンの社会理論と社会関係資本

こちらはリンの社会関係資本論ですが、きわめて単純です。彼の定義は、社会的ネットワークを通じた資源へのアクセスが社会関係資本論であるというのですが、実際の実証研究では、とくに高階にある職業的地位のアクセスや、そのアクセスの多様性をもつてソーシャル・キャピタルというふうに同定しています。このソーシャル・キャピタルを測定する測定法として、ポジションジェネレータというのがありますが、これについて先に紹介したいと思います。

「ポジションジェネレータ」

どういうものかという点、まずサーベイ調査の中で、ある特定の職業リストを回答者に提示します。その上で回答者に対して、家族や知り合いに、こうした職業についている人がいるかどうかを尋ねます。その結果、回答者ごとにエゴと職業的地位の紐帯からなる二部グラフ、エゴセントリックネットワークが生成されて、これがソーシャル・キャピタルの大きさを示すというように考えられるわけです。

戻りまして、リンの社会関係資本論の特徴は、やはり個人主義的であるという点にあつて、とくに彼の場合は、個人の地位達成に対する帰結という点からこのソーシャル・キャピタルを概念化しています。したがつて、パーソンズの問題設定を引き受けてコールマンにみられたような、社会的システムに対する構造的帰結という観点はみられません。ただ、注意したいのは、ソーシャル・キャピタル論自体にはそういう観点はありませんが、その背景を成すリンの社会理論のなかでは、マクロの社会の作動について特定の理論的前提が置かれているという点です。具体的にいうと、マクロの社会がとくに職業的地位を中心とした、階層的な社会構造を成しているような理論的前提をここで置いています。それによつて初めて、職業的地位のアクセスをソーシャル・キャピタルとして同定することが可能になるわけです。

面白いのは、この地位達成論の文脈における個人主義的なソーシャル・キャピタル論というのは、個人主義的であるにもかかわらず、というか、おそらくそれゆえに、社会関係資本の行使と、マクロな社会階層ないし不平等の再生産とを結びつけて考えることができる枠組みになっているという点です。といつても、やはりリンの理論の主眼は、ソーシャル・キャピタルによる個人の地位達成という点にあるので、個人のソーシ

ル・キャピタルの行使がもたらすマクロな構造的帰結としての不平等とか社会統合への影響、というような論点は、主題化されることはありません。とくに、ソーシャル・キャピタルの個人的な行使が、社会全体の不平等にフィードバックして自己強化していくような具体的なメカニズムについては、まったく分析されていないといえます。

(四) パートの社会理論と社会関係資本

次はパートの議論ですが、ちよつと時間がないので飛ばしますが、基本的な構図としては、ほぼリンの理論とパラレルだといふふうに考えることができます。

三. 中間まとめ

ここまで、ソーシャル・キャピタルと社会統合をめぐる社会理論の学説史を概観してきましたが、これらをまとめて、ここで一つの研究プログラムの方向性について提案したいと思ひます。

まず、パーソンズの問題設定を受け継いだコールマンのソーシャル・キャピタル論の主たる焦点は、マクロの社会統合に対する構造的な帰結というところにありました。コールマンは、パーソンズのアプローチ自体を批判して、統合論をマイクロな

水準で基礎づけることによって、構造的定式化を与えようとしたが、それは成功しておらず、せいぜい部分的な理論化にとどまっています。それに関連して彼の社会理論では、結果的にですが、社会統合の機能不全としての分断とか不平等の問題というものを理論的に扱うことができなくなっています。

一方、リンとバートのソーシャル・キャピタル論は、そもそもマクロ構造への注目と、社会統合の帰結ということはありません。考えていません。マイクロな基礎づけとしては、地位達成論に焦点を当てていて、これが逆説的に社会的不平等の再生産過程と接点を持っているのですが、あくまで社会統合の問題は主題化されないものとどまっているといえます。

四、研究プログラムの提案

以上を踏まえると、追求すべき新規プログラムは次のようになります。つまり、社会統合論にマイクロな基礎づけを与えることによって、社会統合を構造的水準で定式化し得る分析学を構築する。そしてそれに基づいた実証研究をするということです。より具体的には三つぐらいのタスクが考えられます。

第一に社会統合という昔からある抽象的な概念を、文化的、規範的な水準ではなくて、構造的、ネットワーク的なレベルでも定式化するということです。

第二に、こうした構造の生成・維持に対して、マイクロなレベルで説明を与えるということです。ここでソーシャル・キャピタルという概念がおそらく出てくると思いますが、その際には、理想的ではありますが、投資する側の個人的合理性が結果として集合的最適性を実現するというような意味で、両者が連続するような定式化が問われなければならないでしょう。

第三に、最終的には、いかなる社会統合の形態が望ましいかという、いわゆる規範理論的な探究も必要になると思います。これらは、もつとも望ましい研究プログラムとして提示したのですが、実際に具体的なタスクを取ってみても、それぞれかなりハードルが高い研究目標となっているので、研究の現段階では、これらを実行するのはかなり難しいかもしれません。そこで今回、もう少し実行可能なプログラムとして、以下を提案したいと思います。

まずポイントは、社会統合は何かというのをいきなり扱うと大変なので、社会統合がうまくいっていない、つまり社会「不」統合の問題、これを分離や隔離、これを構造的にまず定式化する。そしてこれに対してマイクロなレベルで構造的生成の説明を与えようということです。その場合には、おそらく個人的合理性と集合的合理性の調和というよりむしろジレンマのほうに積極的に注目して、たとえば個人的な社会関係資本の投

資がもたらす負の構造的帰結を検討していくというような方向性が考えられます。

この研究プログラムを後半で紹介したいと思います。ただ、どちらの研究プログラムについて触れられても、やはりこのプログラムを実行する上で、非常に重要なきわめて大きな難問があります。それは、いかにして大規模な社会的な社会的ネットワークの全体構造を説明することができるかという問題です。これができなければ、社会統合なり社会的隔離なりを構造的に定式化するということはそもそも不可能であるといえます。

五. 研究プログラム遂行上の難問

結局のところ、社会統合論というのが抽象的な話になって、構造的な定式化ができなかった最大の理由は、実は、このネットワーク構造の実証に係わるこの難問の存在のためではないかということもいえるかもしれません。

(一) 研究プログラムの実践——ネットワーク隔離の実証研究
 実証的な問題の解決を試みた私の研究について紹介します。
 具体的なサーベイ調査を用いて社会的ネットワークの全体構造を説明する方法を提案したいと思います。その方法に基づいて、現実の実際のデータを用いて、現代日本における社会的ネット

ワークの隔離の実態を説明するという研究をご紹介します。

(二) ネットワーク隔離の実証研究 (Takikawa 2014)
 いちおう申し上げておきますが、これはまだ現在進行中の研究ですので、言及を引用する際には私のほうに連絡いただきたいと思えます。さて、まずこの研究で用いられる方法論の概要をあらかじめ説明します。

(三) ネットワーク全体構造の析出方法に関する見取図
 私の方法では、まず、マイクロな社会関係資本の蓄積プロセス、選択過程から出発します。具体的には、先ほど紹介したリソンのポジションジェネレータによって測定可能なエゴセントリックネットワーク、ここから出発します。そしてこの選択過程に対して、ある種の理論的な過程を置いて、ネットワークの全体構造を抽出していくというアプローチです。ここで注意したいのは、ここで得られるネットワーク構造というのは、このエゴ達のネットワークではなくて、エゴが選択した地位についてのネットワーク構造ということになります。

(四) 現代日本の中高年におけるネットワーク隔離
 方法の内実については、具体的にみたほうがわかりやすいと

思いますので、さつそく実際のデータへの応用に入ります。用いているデータは「中高年者の生活実態に関する全国調査」【謝辞】本研究は、科学研究費補助金 基盤研究 (S) (20223004) の助成を受けたものである。「中高年の生活実態に関する全国調査」データの使用にあたっては、中高年者の社会階層研究委員会の許可を受けた。」というものですけれども、この調査では、ポジシヨンジエネレータを用いて、人々のソーシャル・キャピタルについて尋ねています。

(五) ポジシヨンジエネレータ

先に説明した通りですが、ポジシヨンジエネレータでは、こういう職業リストを掲げて「あなたは、次にあげる職業に就いている知り合いがいますか。」というふうに問うことで、ソーシャル・キャピタルを測定しますが、実際に使ったのは、十五の職業です。

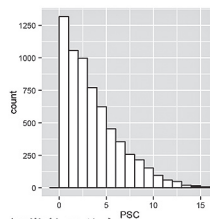
このデータに基づいて、エゴそのものではなくて、こういった地位間のネットワークの構造を見ていこうというのが私の方法です。基本的なアイデアはシンプル、非常に簡単です。たとえばあるエゴに医者と会計士の知り合いがいるとしたら、その医者と会計士の間に、職業的な類似関係という意味でのリンクを張ることができると考えます。もちろん、個人のネット

ポジシヨンジエネレータ

図表7

あなたは、次にあげる職業に就いている知り合いがいますか。

the name of occupation	the num. of respondents with the tie
• professional athlete	148
• Diet member	388
• storywriter	632
• judge	769
• professor	802
• accountant	903
• bus driver	1114
• cook	1274
• assembly member	1420
• teller	1503
• physician	1874
• manager	2188
• school teacher	2291
• farmer	2302
• carpenter	2302



紐帯数の分布

要約統計量

	Min.	1st.Qu.	Median.	Mean	3rd.Qu.	Max.	sd
PG	0	1	2	3.08	5	15	2.92

ワーク形成というのは、かなりランダムな要因に左右されるので、集計して、ランダム要因を取り去って、集計レベルで統計的な解析をして、職業的な類似関係の一般的傾向を同定するということです。

(六) 現代日本の社会的地位ネットワークの全体構造

その結果、現代日本の地位ネットワークの構造は大きく二つにわかれているようにみえます。厳密に分析するために、Gh. van Newmann 法と、この法を用いて、コミュニティ析出をします。これでネットワークが二つの異なるグループにわかれていることが明らかになります。一方のコミュニティは、会計士、裁判官、大学教授、作家、学校教師、医師、経営者、国会議員からなっていて、他方のコミュニティは、地方議員、農民、銀行の窓口係、大工、バス運転手、料理人、プロスポーツ選手からなっています。予想されるように、この分断が何を特徴づけているかという点、職業威信によって大きくわかれています。一方が威信の高い職業で、他方が威信の低い職業となっていることがわかります。このように、今回の分析法を使うと、現代日本の職業的地位に基づくソーシヤル・セグレーションというものがはっきりとした形で取り出されたといえます。

六、まとめと課題

議論をまとめますと、今回の研究で私が試みたのは、エゴセントリックネットワークのソーシヤル・キャピタルの個人データから出発をして、現代日本における社会的ネットワークの構造上の隔離の実態を明らかにすることでした。これは前半で定式化した研究プログラムにおける社会的不統合の構造的定式化およびマイクロレベルでの構造の説明、生成性の説明に相当しているといえます。もちろん、ここでお話しした研究はまだほんの第一歩にすぎず、検討すべき問題がいろいろあるのですが、たとえば今回明らかにした隔離の構造が、個人ないし社会の福利厚生が与える影響というのは検討しなければならぬでしょう。

そして最終的には、新しいソーシヤル・キャピタルの理論を定式化するということを考えるのであれば、こうした隔離の構造を解消するような社会的ネットワークのあり方がどういったものであり得るか、つまり、社会統合をもたらすようなソーシヤル・キャピタルのあり方をどのようにして構想し得るかということも最終的には考えていかなければいけないと思います。これについては、今後の研究で時間をかけて取り組んでいきたいと思えます。

参考文献

- Burt, R.S. (1995) *Structural holes: The Social Structure of Competition*, Harvard university press. (『競争の社会的構造―構造的空隙の理論』安田雪訳、二〇〇六、新曜社)
- Coleman, J.S. (1963) "On the Concept of Influence" *The Public Opinion Quarterly*, 27(1), pp.63-82
- Coleman, J.S. (1990) *Foundations of Social Theory*, Harvard University Press. (『社会学論の基礎』久慈利武監訳、二〇〇四：二〇〇六、青木書店)
- Lin, N. (2001), *Social Capital: A Theory of Social Structure and Action*, Cambridge University Press. (『ソーシャル・キャピタル―社会構造と行為の理論』筒井淳也ほか訳、二〇〇八、ミネルヴァ書房)
- Parsons, T. (1963) "On the concept of influence" *Public opinion quarterly*, 27(1), pp.37-62.
- Portes, A. (1998) "Social capital: Its origins and applications in modern sociology", *Annual Review of Sociology*, 24, pp.1-24.
- Takikawa, H. (2014) "Uncovering Relational Structure from Position Generated Social Networks Based on the Duality of Positions and Actors" *Mimeo*

「移民とソーシャル・キャピタル

——日系ブラジル人を事例に——」

上智大学総合人間科学部社会学科 准教授 竹ノ下 弘久

はじめに、今回報告をさせていただく内容についてご説明すると、すでに英語で論文としてまとめているものですが、静岡県庁や浜松市役所と共同で主に移民とソーシャル・キャピタル、なかでも日系ブラジル人を対象にした調査を行ってまいりました。とくに社会階層論という分野を専門としている関係で、主に仕事に関すること、つまり、転職におけるソーシャル・キャピタルの活用というところに焦点を置いております。このソーシャル・キャピタルの活用によって、たとえば海外からの移民労働者は非正規雇用の労働市場で働いていることが多いのですが、どのような人が非正規雇用から正規雇用への移動が可能となっているのか、あるいはどのようなソーシャル・キャピタルを活用した人が実際に賃金の上昇を経験しているのか、この二つの従属変数に注目しまして、それに対するソーシャル・キャ

ピタルの效果に焦点を置き調査してまいりました。

ほかにもいま準備中の論文があるのですが、ここでは、メンタルヘルスに着目した研究もやっております。それはどうしてかといいますと、メンタルヘルスに関するソーシャル・キャピタルの效果と、レイバーマーケット（労働市場）のポジションや賃金に関するソーシャル・キャピタルの效果で、やはり影響の仕方が全然違います。ですから、時間がありましたら、最後にメンタルヘルスの結果と今回レイバーマーケットポジションに関する結果ではどのようにソーシャル・キャピタルの效果が違ふのかというところもあわせてご紹介できればと考えております。

一・目的と概要

目的と概要ですが、主に日系ブラジル人の人々を対象にソーシャル・キャピタルと労働市場、ソーシャル・キャピタルとメンタルヘルスとの関係を見ていく時に、私はソーシャル・キャピタルは、決して万能なものではないと思っております。つまり、ソーシャル・キャピタルを取り巻く社会の状況によつて、ソーシャル・キャピタルの転職に対する効果でもさうですし、あるいはメンタルヘルスに対する効果に対してもやはり影響の仕方がかなり違ふのではないかと考えております。それを

私自身階層とか不平等の国際比較の研究をしておりますので、主に国によってどういう制度的な状況の違いが存在するのか、この制度的な状況の違いによって、マイクロナレベルでのソーシャル・キャピタルのメンタルヘルスや労働市場のポジションの效果が、どのように異なってくるのか、そういったところに注目して研究を進めております。なかでも、今回の論文を書くにあたっては、アメリカとヨーロッパにおけるソーシャル・キャピタルと移民との関係についての先行研究を参考にしていくのですが、アメリカとヨーロッパではソーシャル・キャピタルに対する考え方が違います。それも踏まえたうえで、どのような制度的な文脈が、ソーシャル・キャピタルのほかの資源の動員への影響の仕方にどのようにかわってくるのかということも、これは統計的には分析できていませんが、あわせて考えてみます。

二・移民とソーシャル・キャピタル

海外からの移民の人たちがソーシャル・キャピタルを活用するということには、やはり多くのこれまで研究の蓄積もありまじ、移民の人たちがこのソーシャル・キャピタルを活用することにはさまざまな理由があると思います。とくに国境を越える移動を経た移民の人たちは、言語や文化の異なる地域への移

動を経験しています。そういったことからさまざまな社会的な障壁に直面する可能性が非常に高いかと思えます。移民は同じ地域からやってきた人たちで結束してお互いの助け合いというものを活用していくなかで、さまざまな障壁を乗り越えていくということとです。とくに言語や文化や、あるいはその言語や文化が違うためにさまざまな差別的な処遇に直面する可能性も高いと思えます。言語、文化の違い、そして差別というものを乗り越えるために移民がソーシヤル・キャピタルを活用するということが非常に注目されてきました。

三．アメリカの移民研究…古典的な同化理論と分節化された同化理論

これはアメリカの移民研究で非常に注目されてきた領域ではないかと思えます。アメリカの移民研究においては、アシミレーション・セオリー、同化ということに関して非常に強い関心があります。それはアメリカという国が移民によって構成される移民国家であるということが大きくその国のアイデンティティをつくっているということも関係しているかと思えます。アシミレーションという英語の言葉というのは、日本では同化という非常にネガティブな意味合いを持つて語られることが多いかと思うのですが、英語ではアシミレーションというのは

非常にポジティブな意味合いでも語られてきた言葉ではないかと思えます。ですから、その社会のなかの一員となっていく、その社会へと社会的に包摂されていくということも含意した言葉ではないかと思えます。

同化理論には大きく二つの立場があります。一九六〇年代まで主流とされてきた古典的な同化理論と六〇年代以降の移民の多様化を背景に出た分節化された同化理論という二つの考え方に大きくわかれます。

古典的な同化理論の特徴は、単純に滞在年数が長くなって、あるいは世代を経るにしたがって自動的に移民はその社会へと適応していくという考え方で、ある意味非常に楽観的な考え方ではあるかと思えます。しかしながら、六〇年代以降のアジア系移民や中南米からの移民労働者の増加を背景に、移民は滞在年数が長期化して世代が二世、三世と移るにしたがって、単純に主流社会へと適応して、みんながみんな中流階級へと包摂されていくとは必ずしも限らないという議論が打ち出されるようになってきます。そのなかで、移民のホスト社会への組み込まれ方やその適応の経路の多様性というのをいかに説明していくのかという考え方が打ち出されていきます。

四、編入様式論

そのなかで出てきたのが編入様式論という考え方、Modes of incorporation ですが、これは、移民のその社会における受入れの文脈のあり方というのが、移民のその後の社会経済的な上昇移動のあり方に影響すると考えます。移民の社会における受入れのあり方を大きく左右するものが三つあります。一つ目が政府の移民に対する政策のあり方、移民政策です。二つ目が社会のなかでの移民の受入れのあり方。とくに労働市場の構造とあるいは移民に対する差別の状況を大きく念頭に置いています。三つ目がエスニック・コミュニティに着目する観点で、いわゆる同じ出身地域からやってきた人同士の民族的なつながりや結束です。あるいは移民相互の助け合い、移民相互の社会関係資本に注目しています。

ですから、移民の社会関係資本に着目するというのは、この移民の社会における受入れの文脈のあり方の、三点目に着目するということにかかわってきます。

五、社会関係資本とアメリカの移民研究

社会関係資本がアメリカの移民研究ではどのように扱われてきたのかというと、非常にポジティブな意味合いを持つものとして扱われてきました。とりわけソーシヤル・キャピタル、社

会関係資本をめぐる議論では、しばしば二つの類型でとらえられてきたかと思えます。一つがいわゆる結束型の社会関係資本、もう一つが橋渡し型の社会関係資本です。これは結束型を強調するコールマンと橋渡し型を強調するグラノヴェッター、この両者との論争に大きく発展していた議論ではないかと思えます。

橋渡し型の社会関係資本というのは、移民の文脈でいえば、たとえば日系ブラジル人の人たちがブラジル人同士で交わるのではなくて、広くほかの出身地域の移民とかかわりを持つてあるとか、あるいは日本人とかかわりを持つ。そういったかかわりのなかで社会経済的な上昇移動を遂げたり、あるいはメンタルヘルスを良好な状態に保つために必要なリソースを動員するということにつながるかと思えます。

結束型というのは、たとえば今いった民族という観点でとらえれば、ブラジル人同士で相互に結束するということがいわゆる結束型に該当するのかなと思います。

では、移民研究ではこの橋渡し型と結束型、どちらがより強調されてきたのか。移民研究においてアメリカで非常に有名なアレハンドロ・ポルテスという人がいます。アメリカのソーシヤル・キャピタルの議論では非常に有名な方です。彼はとくに移民に着目するなかで、結束型というものが非常にさまざま

な資源を動員して社会経済的に上昇移動を遂げていくときには非常に重要ではないかということを強調されています。

六・ 制度編成と移民の適応：ヨーロッパの研究からの

示唆

しかしながら、これがヨーロッパの移民研究と比べると同じようなことが必ずしも主張されているわけではありません。これが非常におもしろいところかなと思います。アメリカの移民研究ではアメリカの制度的なコンテクストを前提にしたうえで、異なる出身国や異なる地域の移民の適用のあり方にどのような違いが存在するのかを研究しようとするものが非常に多くあります。逆にいえば、アメリカの移民研究というのは国によつて異なる制度的なコンテクストというのは十分考慮できていないわけです。アメリカは、非常に特殊な国だと思えます。私はよく国と国の違いを考えると、労働市場の構造と福祉のあり方に着目し、それをいわゆるエスピン・アンデルセンの福祉レジーム論とかかわらせながら考えることが多いのですが、たとえば転職一つをとってみても、社会的なネットワークの効果というのは、アメリカで非常に強いことが指摘されています。なぜアメリカで転職においてコネとかネットワークの活用が重要なのか。それは労働市場における国家のサポートが全然ない

社会関係資本と社会（稲葉・佐藤・三隅・瀧川・竹ノ下）

からです。つまり、いわゆる労働市場の調整メカニズムのあり方において市場原理というのを非常に重視しているのです。ですから、国がさまざまな労働法制を通じて労働者に対するサポートというのは一貫していないわけです。個人が自助努力でもつてそういった人間関係を通じてさまざまな転職に有利な情報を活用しないと、結局よい転職ができないということ。そういう意味では、アメリカの社会関係資本の研究になぜソーシャル・キャピタルの効果がこんなに強いのかというのは、これはあくまでも転職に限った話ですが、やはりそういう労働市場の制度的状況というのはすごく大きく作用しているのではないかと思えます。だからこそアメリカの移民研究では、ソーシャル・キャピタルの影響力が強いのだということが非常に強調されているかと思えます。

しかしながら、これをヨーロッパに目を転じると、とくに市場の調整メカニズムのあり方がやはりアメリカとヨーロッパではかなり違います。ヨーロッパ内部でもかなり多様性があると思えます。

七・ 制度編成と社会関係資本

一例としていえることは、職探しにおける社会関係資本の有効性というものは、アメリカ、イギリスといった市場メカニズ

ムを重視する国ではすくく確認されていますが、ほかのレ
ジームを採用している国、たとえばドイツやスウェーデンでは、
社会関係資本の強い一貫した効果は必ずしも確認されていま
せん。ドイツではなぜ移民が社会関係資本を活用しても転職に必
ずしも有利にならないのか、その一つはデュアルシステムが関
係しているといわれています。それは教育と労働市場の結びつ
きのあり方について、ドイツには特有なものがあるということ
です。ドイツでは、非熟練の労働者が熟練労働者になるため
には、中等教育の段階、日本でいうと高校に該当しますが、後期
中等教育の段階で、職業系の中等教育機関を卒業していないと
熟練労働者には非常になりにくいのです。ですから、教育と労
働市場の結びつきがドイツでは非常に強いといわれています。
ドイツでは、単純にコネで、あるいはさまざま人間関係を活
用してその情報を得るだけでは、よい転職ができるとは必ずし
も限らないということです。

スウェーデンの場合は、転職ではコネとかあるいは人とのつ
ながりのなかで情報を活用することよりも、実は日本というハ
ローワーク、公共職業安定所が極めて有効に機能しているとい
われています。逆に移民の人で職安に行かない人は、スウェ
ーデンシユとかイングリッシユができない人がそういったこと
ろに行かないで、言葉ができないために同じ出身地域の仲間同

士で職探しをして転職をする。だから、ある種有利な情報とい
うのは職安にあふれているわけです。それがソーシャル・キャ
ピタルの機能的な代替物として機能しているのです。ですから、
社会関係資本が職探しにおいて有用な効果を持つかどうかは、
それを取り巻く社会的な状況のなかで決まってくるのではない
かということです。それを日本の事例を考えるときに重視しな
ければいけないのではないかというのが、アメリカやヨーロッ
パの研究を比べてときに考えてきたことです。

また、ヨーロッパでは移民が相互にお互いに助け合って社会
経済的に上昇移動を遂げていく時というのは、自営業に着目し
た議論が多いです。つまり、移民がそもそも自営業を始められ
る状況にあるのかどうかというのも、とても大事なポイントに
なるかと思えます。しかしながら、ヨーロッパでは必ずしもア
メリカほど移民の規模、もちろん移民の規模は大きいのですが、
絶対的な人口の規模も大きくないし、あるいは特定の地域にも
すくく集住しているかという点、確かにそういう地域もある
のですが、やはりアメリカほどではありません。そういうなか
では、実はヨーロッパの移民に関していえば、必ずしも結束型、
同じ出身地の人同士でつながって、そこで有利な転職をしてい
るだけではなく、たとえばドイツならドイツ人とつながって、
そこで有用な情報を得ていい転職をするとか、あるいはス

ウェーデンの場合にはあまりソーシャル・キャピタルはきかないという話があります。ですから、ヨーロッパでは結束型よりも逆に橋渡し型のほうが、自営業以外では有効ではないかということが実証的な研究の知見として提起されています。

八・日本の移民受け入れの文脈と労働市場構造

そういつたことを前提にしたうえで、日系ブラジル人の社会関係資本の活用のある方も考えなければいけないのではないかなと思います。

まず、移民の受け入れの文脈のあり方がソーシャル・キャピタルの活用にも影響するということを考えた時に、それでは、日本における移民受け入れの文脈とは何だろうかというのを少し整理しました。まず一つが、日本の移民政策のなかで日系人がどういう形で位置づけられているのかをみたときに、彼らは血統に基づく特別な法的地位を享受しています。ですから、彼らは自分たちが少なくとも日本人の子孫の三世代目であるということは何らかの形で証明することができる、比較的自由に日本と出身国を行き来することができる存在です。そういう意味では、ほかの日系移民でない人たちと比べると、法的滞在地位という点では非常に恵まれた状況にあるといえます。

しかしながら、その一方で日本における労働市場のなかでの

位置づけをみてみると、たとえば日本では正社員に対して非常に高い解雇規制があるといわれています。それが結果として組織の柔軟性を喪失する観点から非正規雇用が活用されているという状況があるかと思えます。他方で、非正規雇用のセクターは、職種という点でもどこに集中しているかというと、これは非熟練の分野の労働に集中しています。それは結果として非熟練の労働に従事していたのではなかなか上になるチャンスを見出せない。つまり、非正規雇用で非熟練の労働に従事していたのでは、やはりそこで上になるために必要な経験とか技能を身につけるチャンスに乏しいということでもあるかと思えます。それは結果的に正規雇用と非正規雇用との高い移動障壁をもたらすことになるかと思うのです。

九・国境を越えるジョブ・マッチング

もう一つ、移民受け入れの文脈で考えなければいけないことは、国境を超えて形成されるブラジル人労働者のジョブ・マッチングです。つまり、企業と労働者がどういう形で仲介されているのか、そのジョブ・マッチングの仕組みも念頭に置かなければいけないでしょう。人と、労働者とジョブとを結びつける制度として、ブラジルにおける人材紹介事業と日本の業務請負業者が非常に重要な役割を果たしているといわれています。こ

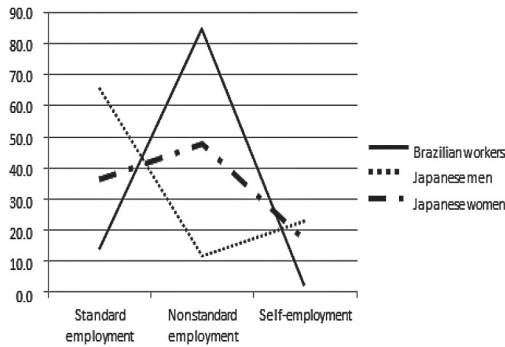
の両者の仲介によって、ブラジル人労働者は日本の非正規雇用へと包摂、組み込まれているということがしばしば指摘されています。

十. ブラジル人と従業上の地位 (二〇〇七年の静岡調査と二〇〇五年のSSM調査)

ブラジル人労働者の社会経済的な上昇移動を考える時に重要なのが、自営業者が非常に少ないという特徴だと思います。これは佐藤（嘉倫）先生が主たる研究者として実施された社会階層と社会移動全国調査プロジェクトのデータと、静岡県庁が実施したブラジル人を対象にした調査とを比較したものでありますが、Standard employment と比べるとは正規雇用ですね。Non-standard が非正規で Self-employment が自営業です。図表8右の対象者を見ると、上からブラジル人労働者で、真ん中が日本人男性、一番下が日本人の女性になります。これをみてもわかるように圧倒的にブラジル人労働者の非正規雇用の比率が高いことがわかります。ほぼ九割、八五%の労働者が非正規雇用に集中していて、自営業者がわずかに1%にすぎないという状況です。一般的に移民は主流社会の労働市場においては非常に不利な状況に直面しがちであるといわれていて、それはやはり一つはその国の教育を受けてないということが大きく関係してい

ブラジル人と従業上の地位
(2007年の静岡調査と2005年のSSM調査)

図表8



るといわれています。そういうなかでは、彼らはしばしば社会関係資本を活用して自分で会社を始める。つまり自営業者になるという道を選ぶケースが非常に多いわけですが、現実にはこの自営業者になれている人はわずか1%にすぎません。ですから、employment セクターからSelf-employment セクターに移動することによって上昇移動する機会というのはほぼ閉ざされている。非常に限られていると、間違ったかと思えます。

他方で、このStandard employment というのも、いわゆる日本人の正社員雇用とはかなり異なる可能性があるかと思えます。しかしながら、ブラジル人労働者の多くは直接雇用ではなくて、間に派遣業者や請負業者を介した間接雇用という形で雇用されているケースが多いので、この直接雇用というのは、基本的にはフルタイムの直接雇用とお考えいただければよいかと思えます。ですから、そういった人は少なくとも全体の1割程度、存在しているので、今回の研究では自営業ではなくて、非正規から正規に移動できている人がどの程度いて、そこに社会関係資本がどう活用されているのかを明らかにしていきたいと思っています。

十一・ブラジル人と日本人の職業分布(国勢調査)

図表9は国勢調査だけの結果ですが、ブラジル人は圧倒的に

労働者、Manual workers に集中しています。彼らが、ブルーカラーの労働市場に大きく組み込まれていることがわかります。日本人の場合には、これは日本全体ではなくて、静岡県だけに限定した国勢調査の結果です。明らかに職業分布という点でも特定のセクターに、特定の職業分野に大きく偏っていることが理解できるかと思えます。

十二・先行研究からの予測

先行研究やこういったマクロ統計データから予測しますと、やはり日本の制度的な文脈において、日系ブラジル人が地位達成を図るために社会関係資本を活用するということに関しては非常に大きな制約条件が存在しているのではないかと思えます。たとえば正規雇用と非正規雇用との間で自由に動くことも動けない。移動の障壁が大きく存在していることですか、あるいは自営業に移動しようにも自営セクターに移動すること自体も非常に難しいという状況があります。

ですから、地位を上げようにもあくまでも非正規のなかでしか動けないという状況があるのではないか。そういったなかではブラジル人相互の関係よりも日本人との関係のほうが地位達成に有効ではないかというのが一つ仮説として定義できるのではないかと思っています。

ブラジル人と日本人の職業分布(国勢調査)

図表9

	1995	Brazilian	2005	1995	Japanese	2005
		2000			2000	
Professionals	1.4	1.6	2.0	13.8	13.5	12.5
Managers	0.1	0.1	0.2	2.4	2.9	4.1
Clerical	1.1	1.3	1.8	19.3	19.2	18.9
Sales	0.8	1.1	1.3	14.5	15.1	15.2
Service	4.0	2.6	2.1	10.0	8.8	7.8
Agriculture	0.5	0.4	0.3	4.8	5.0	5.9
Workers in transport	0.7	0.8	1.0	3.4	3.6	3.7
Manual workers	90.0	89.3	87.8	28.3	29.3	29.8
Others	1.4	2.8	3.5	3.5	2.8	2.1
The percent of the self-employed		1.2	1.1		17.0	16.0

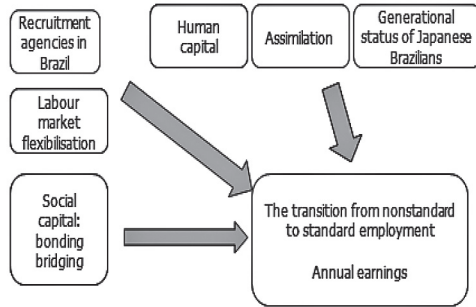
その際、二つの従属変数に着目していきまして、一つ目が日本で初めてついた仕事が非正規だった人が現職において正規に移動できているかどうかというところに着目しています。二つ目が対数所得、対数の所得に着目しています。

(一) 仮説

この二つの従属変数に対する制度的状況や社会関係資本の効果を推定していきまして、さまざまなコントロール要因として社会関係資本以外にも、たとえば労働市場の流動性がどのくらい進展しているのか、その効果は、単純な日本に入った時期の違いの効果であるとか、あるいは転職の時期の違いの効果に着目して、最近であるほど労働市場の流動性がより進んでいると考えています。また、ブラジルから日本にやってくるときにさまざまな派遣業者とか人材紹介事業を活用して日本に来ているかどうかというのに着目します。人材紹介事業は、労働者を非正規雇用へと大きく橋渡しする制度なので、人材紹介事業を活用することで、労働者の非正規への移動確率を高めているのではないかと考えます。その他の要因としては、人的資本であるとか、日本社会の同化適応であるとか、あるいは日系ブラジル人としての世代の地位ということで、人によってはたとえば戦後日本からブラジルに移動して、また日本に戻ってきている

図表10

仮説



という人も結構いらっしゃいます。そういった人たちはしばしば一世というふうに呼びますが、そういった一世であるか、あるいは二世、三世であるかというところにもコントロール要因としては着目しています。

(二) データ

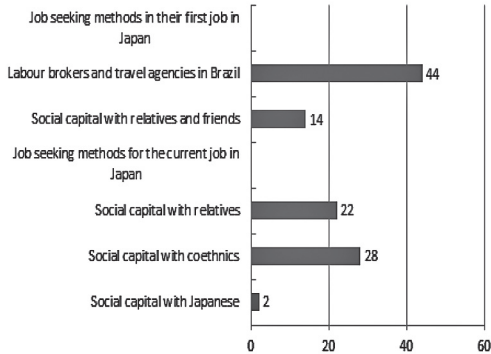
データは、二〇〇七年に静岡県庁が行った静岡県外国人労働実態調査の個票データを使用しました。これは外国人登録からの無作為抽出で、回収率は二九・五％、調査結果は標本と母集団とのかい離を小さくするため、重みを乗じて推定いたしました。その結果についてご紹介いたします。

(三) 初職と現職の就業経路

まず、初職と現職においてどういう社会関係資本を活用して転職しているのかということですが、上側が初職、下が現在の仕事においてどういった社会関係資本を活用しているのかの単純な分布です。上側をみると、回答者の四四％が基本的には人材派遣事業、派遣業者を活用して日本で初めての仕事をみつけましたよと回答しています。十四％の人が親戚や友人を通じて日本で初めて就く仕事を紹介してもらったと回答しています。次に現職、日本での現在の仕事に、二〇〇七年時点での仕事

初職と現職の就業経路

図表11



に関していえば、親戚を通じて紹介してもらったという人が約二割。ブラジル人のお友達を通じて紹介してもらった人が約三割で、日本人のお友達から紹介してもらった人はわずかに二%しかいませんでした。そういう意味では、これはある種彼らが日本社会から大きく隔絶された存在であるともいえるのではないかと思います。日本人のソーシャル・キャピタルを活用できた方が、転職において有利ではないかという仮説を立てましたが、活用できている人はごくごく限られた人であるということがいえます。多くは同胞同士のネットワークを活用して転職をしているということです。

(四) 日本での初職についてのロジスティック回帰分析

まず、日本で初めて就いた仕事について、ロジスティック回帰分析を行った結果を紹介します。疑似決定係数の値はそんなに高くなくて、全体的に効いている変数もすくなく少ないです。まず大きいのが、いわゆる日本に入国した時期において、以前よりも最近になればなるほど、初職において、従属変数が1を正規、0を非正規としています。これがマイナスということからは、つまり最近になればなるほど正規雇用の仕事に就くのが難しくなっているということを意味します。ですから、労働市場の流動性の増大が、初めて就く仕事に関して正規雇用の仕事に

日本での初職についてのロジスティック回帰分析

図表12

	Coef.	Std. Err.	Odds
Female	-0.348	0.219	0.706
Age at entry	0.005	0.011	1.005
Education in Brazil (Reference: Compulsory or less)			
Secondary	0.031	0.235	1.032
Tertiary	0.449	0.349	1.566
Japanese language proficiency before entering Japan	0.078	0.115	1.081
First generation	-0.505	0.536	0.603
Time of entering Japan (Reference: before 1992)		0.283	1.232
1993 to 1995	0.209		
1996 to 1999	-0.894**	0.339	0.409
2000 to 2007	-1.801**	0.340	0.272
How to obtain the first job at entry			
Labour brokers and travel agencies	-0.479+	0.253	0.619
Social capital with relatives and friends	0.078	0.317	1.081
Constant	-1.373	0.431	
N	850		
Log likelihood	-316		
X2	35.41**		
Pseudo R2	0.067		

就くということがますます難しくなっているといえます。

続きまして、ソーシャル・キャピタルと近い制度化されたソーシャル・キャピタルの効果をみてみますと、いわゆる人材派遣業者を通じて日本で初めて就く仕事を紹介してもらったという人は明らかにマイナスの結果になっています。つまり、人材派遣事業の紹介で日本に来た人は、初めて就く仕事は非正規の可能性が非常に高い。正規に就くのは難しいという結果になっています。ですから、これは仮説とほぼ一貫する内容かと思えます。

(五) 間接雇用からフルタイムの直接雇用への移行のロジスティック回帰分析

次に、今度は日本に初めて来たときには非正規だった人が、どんな人が非正規から正規雇用に移動できたかをこれもロジスティック回帰分析でみてみました。今回の分析では初めて日本に来た時に就いた仕事为非正規の人だけに限定して分析を行っています。それが現職においても非正規のままであれば0、現職において正規に移動できた人は1というふうに値を割り当ててロジスティック回帰を行いました。注目していただきたいのは、やはり社会関係資本の効果です。親戚を通じて転職した、ブラジル人のお友達を通じて転職した人は基本的に正規雇用へ

間接雇用からフルタイムの直接雇用への移行のロジスティック回帰分析

図表13

	Coef.	Std. Err.	Odds
Female	-0.104	0.330	0.901
Age	0.000	0.016	1.000
Married	0.928*	0.409	2.528
Education in Brazil (Reference: Compulsory or less)			
Secondary	0.545+	0.330	1.724
Tertiary	0.866+	0.486	2.378
The length of time in Japan	0.115**	0.039	1.122
Japanese language proficiency	0.035	0.032	1.036
First generation	0.771*	0.383	2.163
How to obtain the first job at entry			
Labour brokers and travel agencies	0.050	0.350	1.051
Social capital with relatives and friends	0.185	0.463	1.203
Timing of job change (Reference: before 1999)			
2000 to 2004	-1.129**	0.423	0.323
2005 to 2007	-1.263**	0.416	0.283
How to obtain the current job			
Social capital with relatives	0.115	0.461	1.122
Social capital with coethnics	0.149	0.342	1.160
Social capital with Japanese	2.228**	0.758	9.284
Constant	-4.280**	0.888	
N	715		
Pseudo R ²	0.193		

の移動のオッズに何の影響も与えていません。他方でわずか二％の人しか日本人の紹介で転職できていなかったのですが、しかしながら、非常に高いオッズです。オッズからは、日本人のコネで転職した人は日本人のそういったコネを活用しなかった人と比べて九倍正規雇用への移動確率が高いことがわかります。ですから、非常に数は少ないのですが、日本人による橋渡し型の社会関係資本の有用性がこの結果からもいえるのではないかと思います。これは明らかにアメリカの移民研究の知見とは矛盾します。他方でヨーロッパの移民研究の知見と結果ではないかなというように思います。

(六) 対数所得（年収）の回帰分析

次に、今度是对数所得の回帰分析を行います、モデルを二つにわけて推定をしました。ここでは年収の対数値を従属変数にして、労働時間を入れる前と入れる後でこのソーシャル・キャピタルの効果がどのように変化しているのかというところに着目していただきたいのです。ブラジル人のお友達を通じて転職した人は、一〇％水準ですが、所得が若干高いという結果が得られました。他方で、週当たりの労働時間をコントロールした場合にその効果は消えました。どうしてかという、これは週当たりの労働時間を従属変数とした分析を行ってみると、

対数所得(年収)の回帰分析

図表14

male	Model 1		Model 2	
	B	s.e.	B	s.e.
Age	0.031**	0.009	0.023**	0.008
Age squared	-0.041**	0.010	-0.032**	0.009
Education (Reference: Compulsory educated)				
Secondary	0.078**	0.029	0.050+	0.027
Tertiary	0.097**	0.036	0.087*	0.036
Years since migration	-0.002	0.003	0.001	0.003
Tenure	0.018**	0.003	0.017**	0.002
Japanese language proficiency	0.006	0.004	0.004	0.004
First generation	0.060	0.043	0.047	0.037
Standard employment	-0.024	0.037	0.012	0.028
Non-manual occupation	0.067	0.076	0.022	0.058
How to obtain the current job				
Social capital with relatives	0.018	0.033	0.006	0.030
Social capital with coethnics	0.053+	0.028	0.030	0.025
Social capital with Japanese	-0.018	0.054	-0.048	0.051
Weekly work hours			0.010**	0.001
Constant	5.184**	0.174	4.822**	0.168
N	442		442	
R2	0.193		0.341	
F value	12.08**		19.47**	

ブラジル人のお友達を通じて転職した人は、現在の仕事における労働時間が比較的長いのです。つまり、ブラジル人のお友達からは非正規の仕事しか回してもらえませんが、労働時間が比較的長い仕事、つまり仕事の量が比較的多い仕事を紹介してもらえということだと思えます。長時間働ける職場を紹介してもらうことで、少しでも年収に寄与しているということなのです。ですから、非常に限られた枠のなかでしか結局ブラジル人のお友達のネットワークというのは活用できないということを意味しています。

参考文献

- Behrouz, A. (2008) "Informal recruitment method sand disadvantage-
esofimmigrantsintheSwedishlabourmarket" *Journalof Ethnic and
Migration Studies*, 34(3): pp411-430.
- Bosstfeld, H.P. (2005) *Globalization, Uncertainty and Youth in Society*,
Routledge.
- Higuchi, N. and Tanno, K. (2003) "What's driving Brazil-Japan
migration? The making of a dreamaking of the Brazilian niche in
Japan" *International Journal of Japanese Sociology*, 12, pp.33-47.
- Kajita, T., Higuchi, N. and Tanno, K. (2005) *Kono Mienai Teijitaka*,
University Press.
- Kalleberg, A.L. (2000) "Nonstandard employment relations: Part-
time, temporary and contract work" *Annual Review of Sociology*,

26. pp.341-365.
- Kanagawa prefectural government. (2001) *Kanagawa Ken Gaikokuseki Jamin Seikatsui Jitai Chousa*. Kanagawa Prefectural Government.
- Kesler, C. (2006) "Social policy and immigrant joblessness in Britain, Germany and Sweden." *Social Forces*, 85 (2): pp.743-770.
- King, R., Fielding, A., and Black, R. (1997) "The international migration turnaround in Southern Europe" in King, R. & Black, R. (Eds.) *Southern Europe and the New Immigrations*. Sussex Academic Press, pp.1-25.
- Kogan, I. (2003) "Ex-Yugoslavs in the Austrian and Swedish labour markets: The significance of the period of migration and the effect of citizenship acquisition" *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 29 (4): pp.595-622.
- Lancee, B. (2010) "The economic returns of immigrants" bonding and bridging social capital: The case of the Netherlands" *International Migration Review*, 44 (1): pp.202-226.
- Luthra, R.R., and Waldinger, R. (2010) "Into the mainstream? Labor market outcomes of Mexican-originworkers" *International Migration Review*, 44 (4): pp.830-868.
- Piore, M.J. (1979) *Birds of Passage: Migrant Labor and Industrial Societies*. Cambridge University Press.
- Portes, A. (1998) "Social capital: Its origins and applications in modern sociology" *Annual Review of Sociology*, 24: pp.1-24.
- Portes, A., Fernandez-Kelly, P., and Haller, W. (2005) "Segmented assimilation on the ground: The new second generation in early adulthood" *Ethnic and Racial Studies*, 28 (6): pp.1000-1040.
- Reitz, J.G. (1998) *Warmth of the Welcome: The Social Causes of Economic Success for Immigrants in Different Nations and Cities*. Westview Press.
- Takenoshita, Hirohisa. (2013) "Labour Market Incorporation of Brazilian Immigrants in Japan: Institutional Arrangements and their Labour Market Outcomes" In Huynh Truong Huy (ed). *Migration: Practices, Challenges and Impact*. Nova Science Publishers, pp.155-178.
- Takenoshita, Hirohisa. (2013) "Labour Market Flexibilisation and the Disadvantages of Immigrant Employment: Japanese-Brazilian Immigrants in Japan" *Journal of Ethnic and Migration Studies* 39 (7): pp.1177-1195.
- Takenoshita, H., Chiose, Y., Ikegami, S., and Ishikawa, E., A. (2014) "Segmented assimilation, transnationalism, and educational attainment of Brazilian immigrant children in Japan" *International Migration*.
- Tanno, K. (2007) *Eikyouusuru Koyou System to Gaikokujin Rowdousha*. University of Tokyo Press.
- Tsuda, T. (2003) *Strangers in the Ethnic Homeland and: Japanese Brazilian Return Migration in Transnational Perspective*. Columbia University Press.
- 竹ノ下弘久 (二〇一三) 『仕事と不平等の社会学』弘文堂。

事
業
報
告

平成二十五年度・二十六年年度研究会報告

法学研究所

憲法・行政法研究会

(第一回例会)

一、平成二十六年二月十五日(土)午前十時四十分から

一、法学部(本館)一八一講堂

一、テーマ及び報告者

(判例研究)

嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の二分の一と定める民法九〇〇条四号但書前段が憲法十四条一項に違反するとし

た事例(最大決平成二十五・九・五)
大学院法学研究科博士後期課程 小関 康平

憲法・行政法・商事法合同研究会

(第一回例会)

一、平成二十六年七月五日(土)午後二時から

一、法学部(四号館)第四会議室

一、テーマ及び報告者

①科学研究費基盤研究(C)「株式会社監査の公監査的再構

成」【研究代表者・教授 池村正道】(課題番号二六三八〇一三一) 監査等委員会設置会社制度の概要

商学部助教 鬼頭 俊泰

②科学研究費基盤研究(C)「株式会社監査の公監査的再構成」【研究代表者・教授 池村正道】(課題番号二六三八〇一三一)「地方公共団体の監査制度に関する研究会報告書」の概要 科学研究費基盤研究(C)「株式会社監査の公監査的再構成」(課題番号二六三八〇一三一)の序論的考察)

教授 松嶋 隆弘

刑事法研究会

(第一回例会)

一、平成二十六年三月六日(木)午後四時から

一、法学部(本館)一七一講堂

一、テーマ及び報告者

三・一一原発過酷事故に対する不起訴処分について

弁護士 古川 元晴

(第二回例会)

一、平成二十六年四月二十四日(木)午後六時から

一、法学部(本館)一八一講堂

一、テーマ及び報告者

(判例評釈)

飲酒酩酊状態にあった被告人が直進道路において高速で自動車運転中、先行車両に追突し、死傷の結果を生じさせた事案につき、被告人はアルコールの影響により前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態にあったとして、危険運転致死傷が成立するとされた事例(最決平成二十三年十月三十一日・刑集六十五卷七号一三三八頁)

通信教育部インストラクター 西島 裕行

(第三回例会)

一、平成二十六年五月二十二日(木)午後六時から

一、法学部(本館)一七一講堂

一、テーマ及び報告者

(判例研究)

電気通信の送信によるわいせつな電磁的記録等の「頒布」に当たるとされた事例(東京高判平成二十五年二月二十二日・高刑集六十六卷一号六頁・判時二一九四号一四四頁)

本学法学部教授 南部 篤

(第四回例会)

一、平成二十六年六月二十六日(木)午後六時から

一、法学部(本館)一七一講堂

一、テーマ及び報告者

行政警察活動と犯罪の事前捜査

大学院法務研究科客員教授 加藤 康榮

(第五回例会)

一、平成二十六年七月二十四日(木)午後六時から

一、法学部(本館)一八一講堂

一、テーマ及び報告者

(判例研究)

柔道指導における過失責任(長野地判平成二十六年四月三十日(判例集未登載))

教授 船山 泰範

(第六回例会)

一、平成二十六年九月二十七日(土)午後四時三十分から

一、法学部(本館)一七一講堂

一、テーマ及び報告者

累犯性犯罪者に対する特別法の制定に関する研究

大学院法学研究科

公法学専攻博士後期過程 西山 智之

(第七回例会)

一、平成二十六年十月十八日(土)午後四時三十分から

一、法学部(本館)一七一講堂

一、テーマ及び報告者

外国で入手された証拠の許容性

助教 三明 翔

(第八回例会)

一、平成二十六年十一月二十二日(土)午後四時三十分から

一、法学部(本館)一七一講堂

一、テーマ及び報告者

企業・組織犯罪における正犯行為と共犯行為

―共同正犯、間接正犯、

中立的行為による幫助について―

教授 設楽 裕文

(第九回例会)

一、平成二十六年十二月二十日(土)午後四時三十分から

一、法学部(本館)一七一講堂

一、テーマ及び報告者

(判例研究)

強要された覚せい剤使用に緊急避難が認められた事例(東

京高判平成二十四年十二月十八日・判時二二二二二二二二二三

頁)

大学院修士課程修了者 原田 久直

(第十回例会)

一、平成二十七年一月二十四日(土)午後四時から

一、法学部(本館)一七一講堂

一、テーマ及び報告者

I P S等の情報媒介者の刑事責任

非常勤講師 上野 幸彦

民事法研究会

(第一回例会)

一、平成二十六年六月十四日(土)午後一時から

一、法学部(本館)第二会議室

一、テーマ及び報告者

①(判例研究)

クレイン車の運転中にてんかんの発作で意識を喪失し

児童六名を死亡させた事故について、運転手(当時二

十六歳)と同居していた母親が運転手による運転を回

避するための措置を執るべき法的義務を負っていたと

認められた事例(宇都宮地判平成二十五年四月二十四

日・判時二一九三三六六七頁、判夕一三九一三九二二四

頁)

大学院法学研究科博士前期課程 松本 幸治

② (判例研究)

名古屋高裁平成二十六年四月二十四日判決(平成二十五年(ホ)第七五二号損害賠償請求控訴事件)について

教授 清水 恵介

専修大学法学部専任講師 萬澤 陽子
② 医療施設の組織責任
―アメリカ法の議論を参考にして―

常葉大学法学部准教授 峯川 浩子

民法法・商事法合同研究会

(第一回例会)

一、平成二十六年五月十日(土)午後二時から

一、法学部(本館)第二会議室

一、テーマ及び報告者

① 消費者契約法九条一号における「平均的な損害」について

ての一考察

沖繩国際大学法学部専任講師 山下 良

② イギリス法におけるデット・エクイティスワップ

―日本法との比較を中心に―

教授 松嶋 隆弘

(第二回例会)

一、平成二十六年九月二十日(土)午後二時から

一、法学部(本館)第二会議室

一、テーマ及び報告者

① アメリカのインサイダー取引規制について

商事法研究会

(第一回例会)

一、平成二十六年十一月十一日(土)午後六時から

一、法学部(二号館)二八二A講堂

一、テーマ及び報告者

科学研究費基盤研究(C)「現代契約条項の法学・言語学的

考察 ―英文契約書との対比を通して―」【研究代表者…

教授 松嶋 隆弘】(課題番号二六三八〇二二三) 完全合

意条項の意義とその英語表現

国際関係学部助教 熊木 秀行

(第二回例会)

一、平成二十六年十二月二十日(土)午後二時から

一、法学部(本館)第二会議室

一、テーマ及び報告者

① 科学研究費基盤研究(C)「現代契約条項の法学・言語学

的考察 ―英文契約書との対比を通して―」【研究代表

者・教授 松嶋隆弘】(課題番号二六三八〇一三三) 要件事実論の考え方に關する一考察(説明責任との關係に
ついて)

弁護士 永島 賢也

②科学研究費基盤研究(C)「現代契約条項の法学・言語学的考察(英文契約書との対比を通して)」【研究代表者・教授 松嶋隆弘】(課題番号二六三八〇一三三) 英
国保険法案について

弁護士法人中央総合法律事務所・弁護士 稲田 行祐

経営法学研究会

(第一回例会)

一、平成二十六年六月二十一日(土)午後三時から

一、法学部(三号館)三二四講堂

一、テーマ及び報告者

①政府会計の発生主義・複式簿記化の提言

税理士 福重 利夫

②相続税法十二条及び縄伸びが相続税の課税に与える問題
点

非常勤講師・税理士 武石 鉄昭

事業報告

(第二回例会)

一、平成二十六年九月二十日(土)午後四時から

一、法学部(二号館)二四二講堂

一、テーマ及び報告者

消費税の複数税率化と仕入税額控除

——逆心対策をめぐる主な論点の検証——

白鷗大学教授 石村 耕治

(第三回例会)

一、平成二十六年十月十八日(土)午後三時から

一、法学部(二号館)二二二講堂

一、テーマ及び報告者

①韓国国税基本法第七章の二納税者の権利の概要

教授 阿部 徳幸

②国税犯則取締法の違法な参考人調査鑑定例

——倉敷民商事件——

立正大学法学部客員教授・税理士 浦野 広明

(第四回例会)

一、平成二十六年十月二十一日(火)午後五時から

一、法学部(本館)第二会議室

一、テーマ及び報告者

国際企業における法務の課題と展望

四九一

(株)ブリヂストン経営監査部嘱託

(前法務管理室長) 北 博行

(第五回例会)

一、平成二十六年十一月二十二日(土)午後三時から

一、法学部(二号館)二二二講堂

一、テーマ及び報告者

①不公平な税制をただす会二〇一四年度の財源資産の報告

税理士・不公平な税制をただす会

運営委員 荒川 俊之

②法人事業税の外形標準課税拡大と憲法原則

税理士・元静岡大学教授 湖東 京至

(第六回例会)

一、平成二十六年十二月二日(火)午後三時三十分から

一、法学部(本館)第二会議室

一、テーマ及び報告者

競争政策と知的財産政策の交錯領域の現状と問題点(二〇一

四年EU・IPガイドラインの考え方)

マクダーモット・ウイイル・エメリー法律事務所

パートナー ヴイルコ・ファン・ヴィールト

(第七回例会)

一、平成二十六年十二月十八日(木)午後五時三十分から

一、法学部(四号館)第四会議室

一、テーマ及び報告者

企業法務部の課題と展望

花王株式会社法務・コンプライアンス部門

法務部法務課長 皆川 要

保険法研究会

(第一回例会)

一、平成二十六年七月十二日(土)午後二時から

一、法学部(本館)第一会議室

一、テーマ及び報告者

①(判例研究)

駐車車両の持ち去りにつき「盗難の外形的事実」が存
在し、故意により惹起された事故とも認定できないと
して、車両保険金請求が認容された事例(東京地判平
成二十五年一月三十日・判夕一三九四号二八九頁)

准教授 梅村 悠

②(判例研究)

NWA搭乗拒否事件(千葉地判平成二十二年十二月七
日・判例集未登載)

教授 工藤 聡一

(第二回例会)

一、平成二十七年一月十日(土)午後二時から

一、法学部(本館)第一会議室

一、テーマ及び報告者

① (判例研究)

保険契約者等が訴訟提起にかかる通知義務に違反した

場合、保険会社の免責を認めた事例(宇都宮地判平成

二十三年十月七日・判時二二二一三〇一三〇八頁、判夕一

三六九号二二六頁)

明治大学法科大学院教育補助講師・

明海大学不動産学部非常勤講師 板垣 太郎

② (判例研究)

「被保険者の告知義務違反」と「保険会社の過失」と

の関係が争点となった裁判例(東京地判平成二十四年

八月七日・判夕一三九一号二八七頁)

非常勤講師 井口 浩信

政経研究所

政治研究会

(第一回例会)

事業報告

一、平成二十六年七月三日(木)午後四時から

一、法学部(二号館)二二三講堂

一、テーマ及び報告者

インドの新政権におけるマイクロファイナンスと経済政策

シンガポール国立大学リイクアンユ

公共政策大学院 ムクル・アシャー

(第二回例会)

一、平成二十六年十月二日(木)午後四時から

一、法学部(本館)一八一講堂

一、テーマ及び報告者

終戦直後の博多港援護体制

政経研究所研究員・霊山大学教授 崔 永鎬

経済研究会

(第一回例会)

一、平成二十六年六月二十六日(木)午後五時から

一、法学部(本館)一五五講堂

一、テーマ及び報告者

国際貿易の拡大における国際制度の役割

— AEO制度を中心に —

経済学部助手 前野 高章

四九三

(第二回例会)

一、平成二十六年十一月二十七日(木)午後五時から

一、法学部(本館)一五五講堂

一、テーマ及び報告者

連続時間均衡モデルにおける貨幣量の実質効果と株価のバブル

嘉悦大学経営経済学部専任講師 加藤 寛之

公共政策研究会

(第一回例会)

一、平成二十六年十二月二十五日(木)午後四時から

一、法学部(一〇号館)一〇四二講堂

一、テーマ及び報告者

障害者雇用と合理的配慮

―わが国における運用の課題と可能性―

助教 山村 りつ

比較法研究所

ドイツ法研究会私法部会

(第一回例会)

一、平成二十六年二月二十日(木)午後五時から

一、法学部(三号館)三二五講堂

一、テーマ及び報告者

大正民事訴訟法改正と手続集中理念

―オーストリア民事訴訟法のわが国への影響―

早稲田大学大学院法務研究科教授 松村 和徳

英米法研究会私法部会

(第一回例会)

一、平成二十六年三月七日(金)午後一時から

一、法学部(三号館)三二九講堂

一、テーマ及び報告者

株主総会のグローバル化

弁護士 長谷川 俊明

EU法研究会

(第一回例会)

一、平成二十六年三月二十四日(月)午後四時から

一、法学部(三号館)三二八講堂

一、テーマ及び報告者

二〇一二年スペイン労働改革

―労働法の再整備と労働市場への影響―

創価大学法学部教授 岡部 史信

岡西 賢治・中静 未知
福木 滋久

現代空法研究会

(第一回例会)

一、平成二十六年十二月六日(土)午後二時から

一、法学部(二〇号館)一〇六三講堂

一、テーマ及び報告者

①航空法研究の一里塚

大阪市立大学名誉教授 藤田 勝利

②モントリオール条約に基づく航空運送人の責任に関する

考察

ANAホールディングス株式会社

グループ法務部 中島 智之

(※平成二十六年二月〜平成二十七年一月末日現在)

平成二十五年法学内学会・研究所合同研究会

一、日時 平成二十六年三月十三日(木)午前十時四十分開会

一、場所 法学部十号館 一〇一一講堂

司会・進行 水野 正・太田 晴美

一、シンポジウム

「新カリキュラムの課題と展望」

①セメスター制における教育のあり方

②初年次教育に求められるもの

―その実施方法と留意点―

③eラーニングの導入と今後の可能性

進行

二、自由論題

①大学における産学連携の現状及び課題

②盗難車による事故と責任

三、退任記念講演

①三島由紀夫の死を軸に語る

「幻想」と「現実」の狭間の生

②私と政治学

―出会い、付き合い、慰め合い―

③過失相殺における「被害者側の過失」をめぐって

栗栖 眞人
秋山 和宏
伊藤 文夫

平成二十六年法学内学会・研究所合同研究会

一、日時 平成二十六年十月四日(土)午前九時開会

一、場所 法学部十号館 一〇一講堂・一〇三講堂

司会・進行 松島 雪江・梅村 悠

田邊 陽子・野口 恵子

米倉 律

一、シンポジウム 他

① 法学研究所ポスター展示 【十号館二階ロビー】

『山岡萬之助先生と日本大学法学部の一二五年』

② 政経研究所シンポジウム 【一〇一講堂】

『東アジアと日本政治―日本と韓国(韓国と日本)の地域間交流を中心にして―』

③ 比較法研究所企画 【一〇二講堂】

『比較法と憲法理論―いわゆる裁判員制度合憲判決における解釈方法論を契機として―』

④ 新聞学研究所シンポジウム 【一〇三講堂】

『国家・メディア・辺境―変貌するアジア』

二、退任記念講演

① 第三の教育改革としての「教育基本法」の改正

② Th・マン―日記は文学的価値皆無か― 丹羽 正信
③ 価値権としての抵当権 山川 一陽

平成二十五年定期無料法律

相談会

平成二十五年定期・二十六年定期無料法律相談会は、校友弁護士協力を得て開催された。概要は左記のとおりである。定期無料法律相談会の趣旨である地域社会との交流を図り、学生達の法学の実践教育を行うという目的を達成することができた。

一、日時

【平成二十五年定期】

(第七回)平成二十六年二月八日(土)

(第八回)平成二十六年三月十五日(土)

【平成二十六年定期】

(第一回)平成二十六年五月十七日(土)

(第二回)平成二十六年六月十四日(土)

(第三回)平成二十六年七月十二日(土)

(第四回)平成二十六年九月二十七日(土)

(第五回)平成二十六年十月二十五日(土)

安藤 忠

丹羽 正信

山川 一陽

(第六回) 平成二十六年十二月十三日(土)

※いずれも時間は、午後一時～午後三時

二、場所 法学部三号館

三、参加者(敬称略)

(専任教員)

岡島 芳伸・内山 忠明・清水 恵介・関 正晴

松嶋 隆弘・山川 一陽

(校友弁護士)

揚野 一夫・石川 利男・木下 淳一・神頭 正光

田原 直樹・廣瀬 正剛・和田 光史

(補助学生)

参加教員担当ゼミナール学生 各回四名

四、相談件数・内容

①件数

②内容

扶養、相続関係(遺言・遺産分割)

貸金、そのほかの債権回収

借地借家

不法行為(名誉毀損・器物損壊など)

近隣問題(道路・境界など)

労働関係(従業員のトラブル・解雇など)

家族関係(離婚・DVなど)

借金、保証そのほかの金銭債務(含む破産)

売買そのほかの契約関係

その他(消費者問題など)

(※平成二十六年二月～平成二十七年一月末日現在)

平成二十六年巡回無料法律相談会

平成二十六年巡回無料法律相談会は、茨城県水戸市の茨城県水戸生涯学習センターにおいて、市当局並びに地元校友会・校友弁護士等の協力を得て、平成二十六年十一月二十三日(日)に開催された。

開催の概要は左記のとおりである。巡回無料法律相談会の趣旨である地域社会との交流を図り、学生達の法学の実践教育を行うという目的を達成することができた。

一、日時 平成二十六年十一月二十三日(日)

午前十時三十分～午後三時

二、場所 茨城県水戸市 茨城県水戸生涯学習センター

三、参加者(敬称略)

(専任教職員)

池村 正道・内山 忠明・清水 恵介・石川 登

加藤 朱実・戸塚 浩行・吉田 翼・平塚 孝典
 (校友弁護士)

齋藤晴太郎・入澤 武久・今井 勇太・坂井 愛
 早乙女宜宏・末次 茂雄・作井 崇・上畠 佳子

(補助学生)

参加教員担当ゼミナール学生等十六名

四、相談件数・内容

①内容

十六件

②内容

借地借家

二件

近隣問題(道路・境界など)

二件

売買そのほかの契約関係

四件

家族関係(離婚・DVなど)

二件

扶養、相続関係(遺言・遺産分割)

一件

その他(貸金・交通事故など)

四件

平成二十六年年度行政なんでも相談

平成二十六年年度行政なんでも相談は、法桜祭期間に合わせて開催された。概要は左記のとおりである。専門の相談員による行政相談に本学部の学生を陪席させ、行政相談を通じて日本の

現代行政を理解する機会を提供し、そこにある問題点及びその解決方法を実感させるために実施した。

一、日時 平成二十六年十一月一日(土)～十一月三日(月)

※いずれも時間は、午前十時～午後三時

二、場所 法学部十号館二階 学生ホール

三、主催 日本大学法学部政経研究所

四、後援 東京行政相談委員協議会

五、協力 総務省東京行政評価事務所

六、相談員

東京行政相談委員協議会行政相談委員

総務省東京行政評価事務所行政相談官

七、補助学生 行政科研究室所属学生及び公募にて募集の法学部生

部生

八、相談項目

・近隣問題について

・地域防犯について

・交通の便について

九、相談件数 二十七件

等々

平成二十六年法律討論会

第三十七回法律討論会は、日本大学法学会と日本大学法曹会による共同開催、並びに日本大学法学部校友会と日本大学法学部法学研究所の後援により、平成二十六年十月十八日(土)十二時三十分から法学部十号館一階一〇一一講堂において開催された。

(出題者)

志村敬檢察官

(審査員)

遠山 敦士裁判官・中島 義則弁護士

濱田左千子弁護士

(進行・時計)

今井 勇太弁護士・星野 裕香弁護士

◆問題(刑法)

Aは、Vが経営するホストクラブの共同経営者、Bは、Vが経営するホストクラブの副店長、Cは、Vが経営するホストクラブの店員、Dは、Cの同棲相手、Eは、Cの実父、Fは、Vが経営するキャバクラの店長という関係であったが、A、C、Fは、かねてから、Vからの理不尽な要求等に不満を抱いてい

た。

A及びCは、Vに対する殺意を抱き、平成二十五年十月頃、Bと共に、Cが実行役となってVを殺害した後、A及びBがVの死体を処理して完全犯罪を目指す旨話し合った。

その後、A、B、Cは、同年十一月二十三日までの間に、拳銃を入手するなどして、V殺害の準備を進めた。Cは、遅くとも、同日までには、Fに対して、V殺害及び死体完全処理の計画を伝えていた。

同年十一月二十四日、Aは、Cに対して、翌二十五日にVをホストクラブに呼び出して殺害する旨提案し、Cは、これを承諾した。そして、Cは、同月二十四日深夜、Fに対して、翌二十五日にVを殺害する予定である旨を伝えた。

同年十一月二十五日朝、Cは、同棲相手のDに対して、Vを殺害する旨伝えた上、同棲先からホストクラブまでの車の運転を依頼し、Dは、これを了承した。その後、同日午後0時頃、Cは、車両にVの死体を入れる収納ボックスを積載し、Dの運転する車両で、ホストクラブの前まで向かった。そして、Cは、ホストクラブ前路上において、Dに対して、車両に積載している収納ボックスにVの死体を入れる旨告げた上、同所で待機するように命じ、一人でホストクラブ店内に入った。

同日午後一時過ぎ頃、Cは、同店内で待機していたAから拳

銃を受け取り、同店にやってきたVを拳銃で射殺した。

その後、Cは、A及びBからVの死体をすぐに店外に搬出するように指示されたため、Dが待機する車両まで行って収納ボックスを取りに行つて、同ボックスをホストクラブ店内に搬入し、同ボックス内にVの死体を入れて、これを店外に搬出した。そして、C及びDは、Vの死体が入った収納ボックスを車両に積み込み、C宅まで同ボックスを搬送した。

同日夕方頃、Cは、AからVの携帯電話機等の処分を指示されたため、Dと共に、Vの携帯電話機等を山中に埋めに行った。Vの携帯電話機等を山中に埋めに行く途中、Cは、Fから電話があった際、Fに対して、Vを殺害してこれからVの携帯電話機等を投棄しに行くところである旨伝えた。

翌二十六日、Cは、Aから、Aが用意する強アルカリ性薬剤を使用し、Vの死体を溶解し、残った骨等を砕いて河川に捨てるようにとの指示を受けて、これを了承し、Vの死体溶解作業については、E宅で行うこととし、Cに事情を説明した上、Cに対して、E宅での死体溶解作業中、EをE宅外で足止めすることを依頼した。

翌二十七日、Dは、同棲相手であるC一人が汚れ役をやらされていくことに不満を感じ、Aに対して、文句を言うと共に、Fと連絡を取つて、FにVの死体溶解作業やVの骨を河川に捨

てる作業を手伝つてほしい旨依頼し、Fは、これを了承した。

翌二十八日、Fは、Cに対して、自分もVの死体溶解作業等を手伝う旨申し出て、Cは、これを了承した。そして、Cは、Aから溶解作業に使用する寸胴鍋、ガスコンロ、強アルカリ性薬剤等を受け取った。その後、Cは、Dと共に、車両にVの死体が入った収納ボックスを載せて、E宅に向かい、Eに内緒でE宅敷地内にVの死体が入った収納ボックスを置いた。そして、Dは、Eと共に、居酒屋に行き、Cは、車両に乗つて、Fを迎えに行き、C宅に置いていた前記寸胴鍋、強アルカリ性薬剤、コンロ等を車両に積み込み、Fと共に、E宅に向かった。

同日午後六時頃、C及びFは、順次、E宅内にVの死体が入った収納ボックス、寸胴鍋等を運び入れた上、同寸胴鍋内にVの死体を入れて、水及び強アルカリ性薬剤を同寸胴鍋内に入れて、コンロの熱で加熱し、Vの死体の溶解作業を始めた。そして、C及びFは、同日午後九時頃まで、Vの死体が入った寸胴鍋内をかき混ぜるなどして、Vの死体の溶解作業を続けていたが、突如、Fは、Cに対して、「もう、帰る。」とだけ告げて、E宅から出て行った。その後、Cは、E宅内におけるVの死体溶解作業を続けていたが、翌二十九日朝、帰宅したEにVの死体溶解作業の現場を発見されてしまったため、Eに死体溶解作業等を手伝つてほしい旨告げて、Eもこれを了承した。

そして、C及びEは、翌三十日未明頃まで、E宅において、Vの死体溶解作業を続け、寸胴鍋内に残っていたVの骨をハンマー等で砕いた上、同日昼頃、車両に乗って河川に向かい、Vの骨片を河川に流した。

以上の事案におけるFの罪責を論ぜよ(なお、特別法の検討は不要である)。

討論会は三人一組で十組が出場し、各チーム一人の立論者が十分以内の論旨を発表し、他の二人が他の出場チームや傍聴者の質疑に対して五分間で応答する方法で行われた。

討論に先だち、日本大学法学部司法科研究室副委員長である関正晴教授並びに日本大学法曹会会長鈴木三郎弁護士の挨拶があり、続いて進行の今井勇太弁護士から発表の手順と審査基準(論旨内容六十点、発表態度十点、質疑応答内容・態度三十点)等の説明がなされたあと討論会が開始された。

討論終了後、審査員を代表して濱田左千子弁護士から審査結果が発表され、遠山敦士裁判官、中島義則弁護士にも講評いただいた。続いて表彰式が行われ、法曹会、法学部校友会から優勝チームに法曹杯・法学部校友会杯、法曹会から優勝、準優勝、第三位の各チームに盾、並びに法学部校友会から副賞として図書カードが授与された。また、法学部校友会から出場者全員に

メダル及び図書カード、優秀質問者には法学部校友会から図書カードがそれぞれ授与された。また、来場者全員に法学部並びに法学部校友会からそれぞれ記念品を贈呈した。

なお、法律討論会終了後、ホテルメトロポリタンエドモントにおいて出場者・関係者全員による懇親会が開催された。

成績結果は、以下のとおりである。(括弧内は学科・学年)

優 勝(第六組)

石月 卓(経営法・三年)・村上 綾菜(法律・三年)

後藤 洋平(法律・三年)

準優勝(第十組)

三浦 恵(通信教育部法律・二年)

濱田 潤(通信教育部法律・二年)

加藤 天宇(通信教育部法律・二年)

第三位(第七組)

森 悠(法律・三年)・川股 芽生(公共政策・三年)

山口 瑞葵(法律・三年)

参加賞(順不同)

山崎 隆寛(法律・四年)・二川 裕莉(法律・四年)

栗井 陽子(法律・四年)・古知谷將矩(法律・三年)

齋藤 隆(法律・三年)・根本 聖大(政治経済・三年)

青木悠一郎(法律・一年)・古田 雅記(第二部法律・一年)

平成二十六年国家試験合格者

- 佐々木文香(法律・一年)・大沼 光貴(法律・一年)
 沖 潤一郎(法律・一年)・關口 奈楠(法律・一年)
 松島 裕樹(法律・三年)・飯島 亘(法律・三年)
 山田 奈楠(法律・三年)・石月 卓(経営法・三年)
 村上 綾菜(法律・三年)・後藤 洋平(法律・三年)
 森 悠(法律・三年)・川股 芽生(公共政策・三年)
 山口 瑞葵(法律・三年)・猪瀬 智啓(法律・四年)
 松本 有広(法律・四年)・小林 智則(法律・四年)
 峯岸 舞(法律・四年)・柴山 卓巳(法律・三年)
 鈴木花奈美(法律・三年)
 三浦 恵(通信教育部法律・二年)
 濱田 潤(通信教育部法律・二年)
 加藤 天宇(通信教育部法律・二年)
- (優秀質問賞(五十音順))
 大谷 健太(平成二十六年法律卒)・大沼 光貴(法律・一年)
 葉井 陽子(法律・四年)・最首 菜摘(法律・四年)
 鈴木花奈美(法律・三年)・高井 里菜(法律・四年)
 高倉 悠甫(法律・四年)・古尾谷弘文(法律・四年)
 峯岸 舞(法律・四年)・宮下 貴裕(法律・四年)
- ◆司法試験予備試験 一名
 田中 淳史(平成二七・法律学科法職課程卒業予定)
- ◆司法書士試験 一名
 田村 俊輔(平成二六・法律学科卒業)
- ◆弁理士試験 三名
 星 俊輔(経営法学科三年在籍中)
 古田土拓也(平成二七・経営法学科卒業予定)
 林 哲彦(平成二六・大学院知的財産研究科修了)
- ◆税理士試験 一名
 滝澤 大貴(平成二六・大学院法学研究科修了)
- ◆公認会計士試験 二名
 山下 能央(平成二六・経営法学科卒業)
 松本 貴之(平成二三・法律学科卒業)
- ◆社会保険労務士試験 二名
 遠藤 雅仁(平成二七・公共政策学科卒業予定)
 市川 達尋(大学院法学研究科一年在籍中)

(平成二十七年一月末日判明分)

執筆者紹介

掲載順

丹羽 重博 日本大学教授

藤川 信夫 日本大学教授

永島 賢也 弁護士

甲斐 素直 日本大学教授

吉原 達也 日本大学教授

佐渡 友哲 日本大学教授

山田 光矢 日本大学教授

崔 永鎬 日本大学法学部
政経研究所研究員

孔 義植 日本大学教授

稲葉 陽二 日本大学教授

編集委員

岡島 芳伸

山田 光矢

池村 正道

小田 司

高橋 雅夫

船山 泰範

山川 一陽

楠谷 清

佐渡 友哲

福島 康仁

HŌGAKU KIYŌ

Journal of the Law Institute

ARTICLES

Shigehiro Niwa, *Causal Relationships of the Action of Bills*
—In Connection with Electronically recorded Monetary Claims—

Nobuo Fujikawa, *The Theory and Practice of the British Stewardship Code and the British Corporate Governance Code*
—Consideration of New Governance Norm in UK, Non-executive Directors and Introduction to Japan—

Kenya Nagashima, *Inevitable Issue of the Theory of Facts Required for Legal Effect*

Kai Sunao, *Early History of the New Zealand Constitution*

Tatsuya Yoshihara, *Edictum Perpetuum Praetoris Urbani & Edicta Aedilium Curulium, Revised by Otto Lenel (1909) (1)*

【Political Influence between Asian States and Japan】

Joint Research An Interim Report, *Political Science and Economics Institute: “Political Influence between Asian States and Japan”*

Summary, *A Symposium to Celebrate the 125th Anniversary of the College of Law, Nihon University, A Summary of the Interim Report, “Political Influence between Asia States and Japan”*

Tetsu Sadotomo, *Regionalism in Northeast Asia from a Cross-Border Perspective*

Mitsuya Yamada, *A Study of Reform of the Local Government System and Regional Vitalization in Korea and Japan*

Choi Yongho, *Interregional Exchange between Busan Metropolitan City and Fukuoka City*

Kong Euisik, *Research into Exchange between Tsushima-shi and Yeondo-Gu and Tsushima-shi and Ulju-Gun*

Joint Research Materials: *An Interim Report*

Inaba Yoji, *Social Capital and Society*

ISSN 0287-0665

法
学
紀
要
(第五十六卷)

編集
発行

責任者

岡

山

田

光

芳

発行
者

日本大学法学部法学研究所
日本大学法学部政経研究所

発行
年月日

平成二十七年三月一日

新灯印刷株式会社